

放射性物質等の輸送法令集

2009年版



(社) 日本原子力産業協会

本法令集の編集にあたって

※本法令集の編集にあたっては、以下の通り、補足的事項の注記や図表等に若干の修正等を行っております。

- ・必要に応じて、関係箇所编者により【編注】を置き、補足的な事項を注記しております。
- ・図のうち、標識マーク（文字の見えにくい部分や、しゃせん部分等）に若干の修正を加えております。

社団法人 日本原子力産業協会 政策推進第1部

はじめに

放射性物質等の輸送法令集は、関係者の皆様の実務必携書として、数次にわたり版を重ねて参りました。2002年度版の刊行以来、2006年4月に本協会が日本原子力産業会議を改組改革して発足した以降も、会員はじめ関係者の皆様からのご要望があり、2年前に2007年版を刊行、多くの関係者の皆様にご活用いただいております。

今回は2007年版以降の関連規則改訂等を反映して2009年版として刊行いたしました。引き続き、ご愛顧賜り、ご活用いただければ幸いです。

本協会では、2006年10月に下記の原子力産業安全憲章を制定し、会員はじめ産業界の安全な事業活動を期するため、定着活動を展開しております。本法令集につきましても、原子力産業の血脈を支える重要な輸送分野において、日々の安全で着実な実務を進めるうえでお役に立てていただければと存じます。

編集にあたりましては、最新の規則等の反映を行うとともに通達類につきましても適宜最新版の収載に つとめましたが、まだ改善の点があるものと思っておりますので、ご指摘などいただきますようお願いいたします。

末筆ながら、本法令集の編集にあたり、各分野の専門家、関係機関等からの格別のご協力を賜りましたことを衷心より御礼申し上げます。

(社) 日本原子力産業協会
2009年6月

【原子力産業安全憲章】

2006年10月23日制定

◆ 序文

原子力は、エネルギーの安定供給や地球環境保全など持続可能な豊かな社会の実現をはかる上で必要不可欠であり、将来にわたり大きな役割を果たすものである。一方、原子力には潜在的な危険性があるため、その利用にあたっては、安全確保が大前提である。

このため、われわれ原子力産業に携わる者は、何よりも「安全」を基盤とし、公正、公明かつ誠実に活動することが求められている。また、重要な使命を担う者としての誇りと責任感を持ち、日々の実践を通じて、原子力に対する社会の不安感を払拭し信頼感を醸成し、安心を得るために真摯に取り組む必要がある。

われわれはここに改めて、原子力産業に携わる者一人ひとりの行動の指針として「原子力産業安全憲章」を定める。

各組織のトップは、本憲章がそれぞれの組織の現場第一線まで浸透し、自主的かつ継続的な取り組みとして確実に実践され、安全実績の長期継続がはかられるよう、必要な措置を講じることとする。

【第1条】 いかなる状況にあっても、責任感と使命感を持ち、安全確保をすべてに優先させる。

【第2条】 過去の失敗事例に謙虚に学び、安全情報の共有により安全対策の徹底を図る。

【第3条】 不安全と感じたことをいつでも話し合える、風通しのよい職場環境づくりにつとめる。

【第4条】 良好な安全実績にも慢心することなく、常に「問いかける姿勢」を持ち続ける。

【第5条】 広く社会の声に誠実に耳を傾けるとともに、マイナス情報も積極的に公開する。

社団法人 日本原子力産業協会

も く じ

I 核燃料物質等の運搬関係法令

図 核燃料物質等の運搬に関する基本体系	1
A 陸上輸送関係法令	
Aの1 工場又は事業所内の運搬関係	
図 核燃料物質等の事業所内運搬関係法令と体系	1
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)	2
○核燃料物質の加工の事業に関する規則(抄)	4
○使用済燃料の再処理の事業に関する規則(抄)	5
○核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(抄)	6
○核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(抄)	7
○研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則(抄)	8
○核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示	9
○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(抄)	11
○核燃料物質の使用等に関する規則(抄)	12
○核原料物質の使用に関する規則(抄)	13
○核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示	14
○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(抄)	16
○使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(抄)	17
○工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示	18
○実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則(抄)	20
○核燃料物質等の原子力船における運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める件	21
Aの2 工場又は事業所外の運搬関係	
図 核燃料物質等の事業所外運搬関係法令と体系	23
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)	24
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(抄)	29
○防護対象特定核燃料物質の輸送に係る核物質防護に関する情報の取扱について	31
○特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則	33
○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則	35
○平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第三条等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等)	43
○工場又は事業所の外において運搬される核燃料輸送物の確認等に関する事務手続きについて(原子力安全・保安院通達)	59
○車両運搬確認申請書、容器承認申請書及び核燃料輸送物設計承認申請書に添付する説明書の記載要領について(原子力安全・保安院通達)	68
○輸送容器の製作に係る品質マネジメント指針について(原子力安全・保安院通達)	84
○核燃料物質等の工場または事業所の外における運搬に関する確認等について(文部科学省原子力安全課長通達)	89
○車両運搬確認申請書及び容器承認申請書の説明書並びに核燃料輸送物設計承認申請書の記載事項について(文部科学省核燃料規制課通達)	100
○核燃料物質輸送容器の製作に係る品質管理審査指針(文部科学省核燃料規制課通達)	114
○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示(抄)	118
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の溶接検査及び運搬物確認に関する省令	119
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令	120
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の運搬方法確認に関する省令	121
○核燃料物質等車両運搬規則	122
○核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示	128
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十二条の三に規定する国土交通大臣への報告に関する規則	134
○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則	134
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする	

職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令	135
○放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について (依命通達)	137
○旅客自動車運送事業等運輸規則(抄)	146
○道路運送車両の保安基準(抄)	146
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(抄)	147
○核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令〔警察庁関係〕	148
○報告徴収関係	151
○事故発生時の措置等(法第六十三条、六十四条)	151
○運搬証明書の交付手続	151
○運搬証明書の返納手続	151
○運搬証明書の書換え手続	151
○運搬証明書の再交付手続	151
○第1 運搬届出書の記載要領	152
○第2 書換え申請書の記載要領(続き)	157
○第3 再交付申請書の記載要領(続き)	158
B 海上輸送関係法令	
図 核燃料物質等の船舶運送関係法令と体系	159
○船舶安全法(抄)	160
○船舶安全法施行規則(抄)	161
○危険物船舶運送及び貯蔵規則(抄)	162
○船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示	180
○船舶による危険物の運送基準等を定める告示(抄)	196
○低レベル放射性廃棄物運搬船の取り扱いについて(運輸省海上技術安全局長通達)	204
○照射済核燃料等運搬船の取扱いについて(国土交通省海事局長通達)	205
○危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性輸送物の安全の確認等について(国土交通省海事局長通達)	208
○危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく核物質防護上の措置について(国土交通省海事局長通達)	219
○危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性物質輸送容器及びその使用方法の承認申請に係る 「輸送容器の製作に係る品質管理に関する説明」について(国土交通省海事局検査測度課長通達)	222
○放射性物質等運送届の提出等について(海上保安庁)	225
○危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令(昭和53年12月28日、運輸省令第71号) の施行に伴う管区海上保安本部の長の行う事務について(海上保安庁依命通達)(抄)	226
○港則法(抄)	231
○港則法施行令(抄)	231
○港則法施行規則(抄)	232
○港則法施行規則の危険物の種類を定める告示(抄)	232
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)	233
○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時の措置に関する規則	233
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする 職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令	233
C 航空輸送関係法令	
図 核燃料物質等の航空輸送関係法令と体系	234
○航空法(抄)	235
○航空法施行規則(抄)	236
○航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示	237
○放射性物質等の輸送規制について(国土交通省航空局長通達)	258
○放射性輸送物輸送確認申請書に添付する「輸送計画書」の記載事項等について (国土交通省航空局技術部運航課長通達)	265
○放射性輸送物確認申請書に添付する「安全解析書」の記載事項等について (国土交通省航空局技術部運航課長通達)	269
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)	272
○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則	272
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする 職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令	272

II 放射性同位元素等の運搬関係法令

図 放射性同位元素等の運搬に関する基本体系	273
図 放射性同位元素等の輸送に関する規制法令	273

A 陸上輸送関係法令

Aの1 工場又は事業所内の運搬関係

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）	274
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）	276
○放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示	279

Aの2 工場又は事業所外の運搬関係

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）	281
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（抄）	286
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）	287
○放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成十二年科学技術庁告示第五号）（抄）	295
○平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の三等の規定に基づく放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等）	301
○放射性同位元素等の運搬に関する文部科学大臣の承認等について（文部科学省科学技術・学術政策局長通知）	312
○「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」及び「放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」の一部改正等について（文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長通知）	315
○登録認証機関等に関する規則（抄）	317
○放射性同位元素等車両運搬規則	323
○放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示	328
○放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令	333
○放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）	335
○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則	341
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令	342
○放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令〔警察庁関係〕	343
○運搬届出関係（法第十八条、府令第二、三、四条）	345
○報告徴収関係（法第四十二条、府令第五条）	345
○事故発生時等の措置関係（法第三十二、三十三条第二項）	345



B 海上輸送関係法令

図 放射性同位元素等の船舶運送関係法令と体系	346
○船舶安全法（抄）	346
○危険物船舶運送規則（抄）	346
○危険物船舶運送告示	346
○国土交通省海事局長通達	346
○海上保安庁行政指導文書（その一）	346
○海上保安庁行政指導文書（その二）	346
○港則法（抄）	346
○港則法施行規則（抄）	346
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）	346
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）	346
○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則	346
○立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令	346

C 航空輸送関係法令

図 放射性同位元素等の航空機輸送関係法令と体系	347
○航空法（抄）	347
○航空法施行規則（抄）	347
○放射性物質等航空輸送告示	347

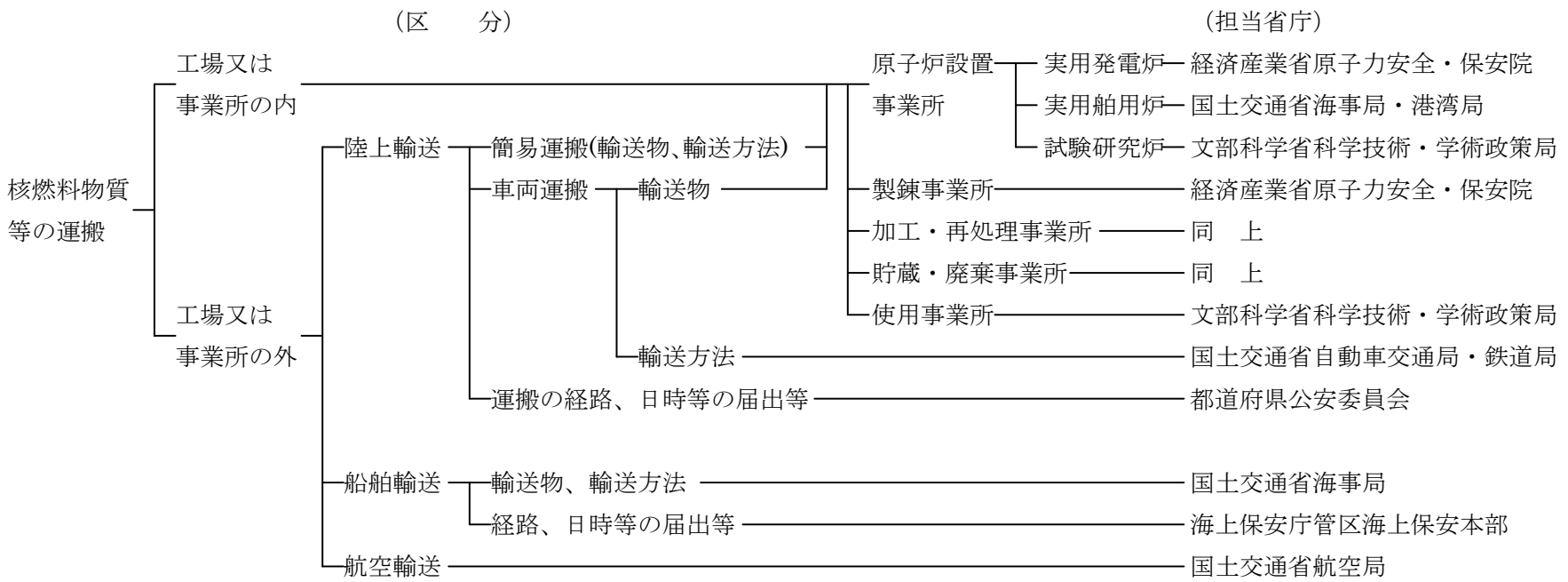
○国土交通省航空局長通達	347
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）	347
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）	347
○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則	347
○立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令	347
Ⅲ 放射性医薬品の運搬関係法令	
☒ 放射性医薬品の運搬に関する基本体系	348
☒ 放射性医薬品の輸送に関する規制法令	348
○薬事法（抄）	349
○放射性医薬品の製造及び取扱規則（抄）	351
○放射性物質等の運搬に関する基準	355
○放射性物質の数量等に関する基準（抄）	368
○放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令、放射性物質等の運搬に関する基準及び放射性物質の数量等に関する基準の一部を改正する件の施行について	370
Ⅳ 関係法令等	
○原子力災害対策特別措置法（抄）	372
○原子力災害対策特別措置法施行令（抄）	375
○原子力災害対策特別措置法施行規則（抄）	376
○郵便法（抄）	378
○昭和二十二年通信省告示第三百八十四号（郵便法第十二条第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物）（抄）	378
○警備業法（抄）	379
○警備員等の検定等に関する規則（抄）	380
○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る国際原子力事象評価尺度（INES）の運用について 他（文科省、経産省、国交省（陸海空）分）	385
Ⅴ 定義	
○原子力基本法（抄）	393
○核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（抄）	393
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）	394
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）	394
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（抄）	395
○平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等）（抄）	395
○放射性医薬品の製造及び取扱規則（抄）	396
● 放射線の量等の単位及び換算表	397

I 核燃料物質等の運搬関係法令

I 核燃料物質等の運搬関係法令

図 核燃料物質等の運搬に関する基本体系

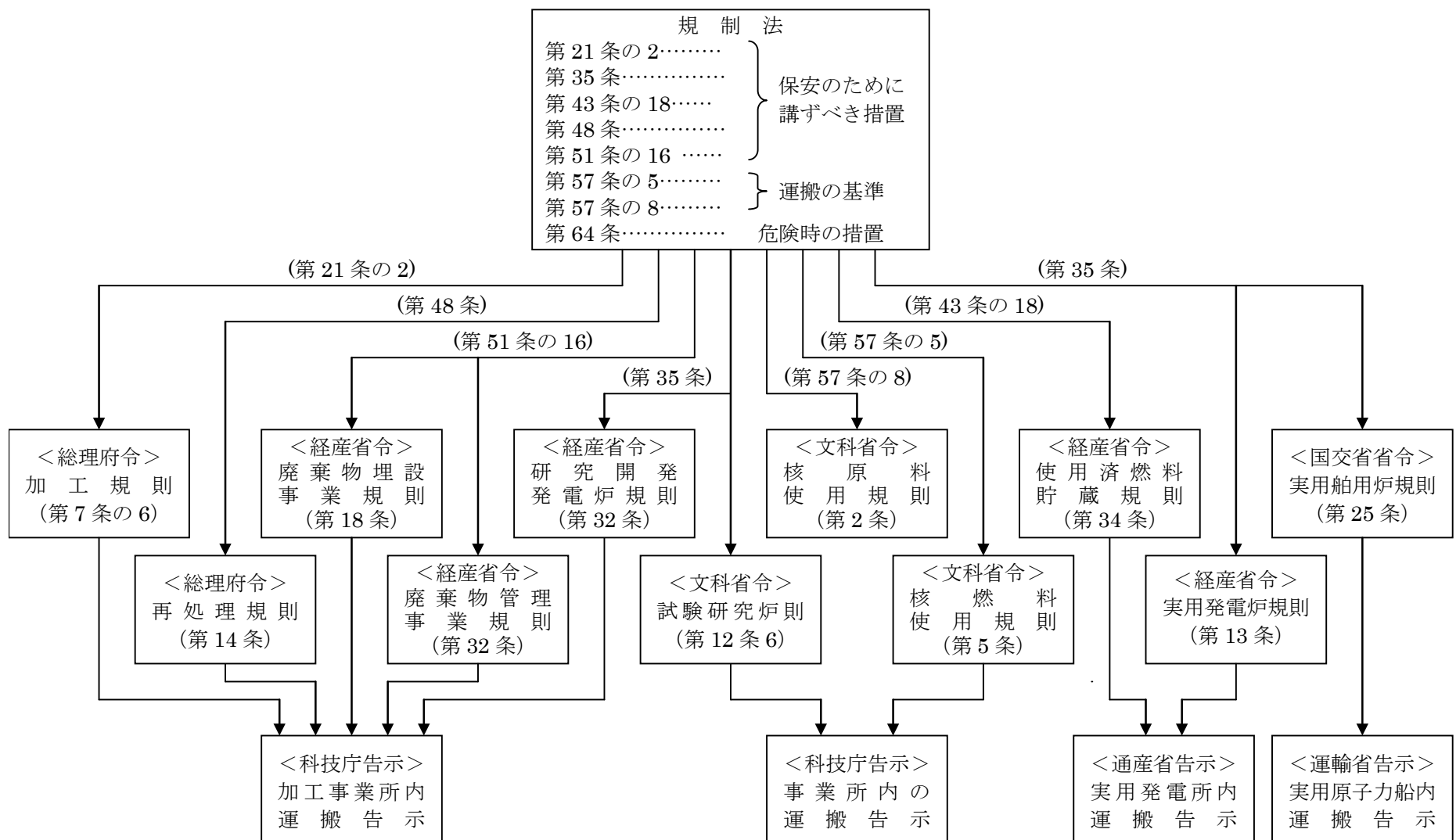


【編注】危険時措置については
 事業所内運搬：各事業所規制担当省庁
 事業所外運搬：各事業所規制担当省庁、国土交通省 が担当している。

A 陸上関係法令

Aの1 工場又は事業所内の運搬関係

図 核燃料物質等の事業所内運搬関係法令と体系



【編注】第64条の危険時の措置については各省府令に各々定められている。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（昭和三十二年六月十日法律第百六十六号）

最終改正：平成一九年六月一三日法律第八四号

（目的）

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行うことを目的とする。

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第二十一条の二 加工事業者は、次の事項について、経済産業省令^①で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 加工施設の保全
- 二 加工設備の操作
- 三 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、加工施設を設置した工場又は事業所内の運搬又は廃棄に限る。次条において同じ。）

2 （略）

（施設の使用の停止等）

第二十一条の三 経済産業大臣は、加工施設の性能が第十六条の五第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は加工施設の保全若しくは加工設備の操作若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく経済産業省令^①の規定に違反していると認めるときは、加工事業者に対し、加工施設の使用の停止、改造、修理又は移転、加工設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 （略）

【編注】：(1) 加工規則第七条の六

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第三十五条 原子炉設置者及び外国原子力船運航者は、次の事項について、主務省令^①（外国原子力船運航者にあつては、国土交通省令^②）で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 原子炉施設の保全
- 二 原子炉の運転
- 三 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。次項において同じ。）において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

2 （略）

（施設の使用の停止等）

第三十六条 主務大臣（外国原子力船運航者については、国土交通大臣）は、原子炉施設の性能が第二十九条第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は原子炉施設の保全、原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく主務省令^①又は国土交通省令^①の規定に違反していると認めるときは、原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 （略）

【編注】：

- (1) 実用発電用炉規則第十三条
実用船用炉規則第二十五条

研究開発発電炉規則第三十二条

試験研究用炉規則第十二条の六

(2) 実用船用炉規則第二十五条

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第四十三条の十八 使用済燃料貯蔵事業者は、次の事項について、経済産業省令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 使用済燃料貯蔵施設の保全
- 二 使用済燃料貯蔵設備の操作
- 三 使用済燃料の運搬（使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われるものに限る。次条第一項において同じ。）又は使用済燃料によって汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄（運搬及び廃棄にあつては、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

2 （略）

（施設の使用の停止等）

第四十三条の十九 経済産業大臣は、使用済燃料貯蔵施設の性能が第四十三条の十一第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は使用済燃料貯蔵施設の保全、使用済燃料貯蔵設備の操作若しくは使用済燃料の運搬若しくは使用済燃料によって汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく経済産業省令の規定に違反していると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、使用済燃料貯蔵施設の使用の停止、改造、修理又は移転、使用済燃料貯蔵設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 （略）

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第四十八条 再処理事業者は、次の事項について、経済産業省令^①で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 再処理施設の保全
- 二 再処理設備の操作
- 三 使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、再処理施設を設置した工場又は事業所内の運搬又は廃棄に限る。次条において同じ。）

2 （略）

（施設の使用の停止等）

第四十九条 経済産業大臣は、再処理施設の性能が第四十六条の二の二第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は再処理施設の保全、再処理設備の操作若しくは使用済燃料、使用済燃料から分離された物若しくはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく経済産業省令の規定に違反していると認めるときは、再処理事業者に対し、再処理施設の使用の停止、改造、修理又は移転、再処理設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 （略）

【編注】：(1) 再処理規則第十四条

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第五十一条の十六

1 第一種廃棄物埋設事業者は、次の事項について、経済産業省令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 廃棄物埋設施設の保全
- 二 廃棄物埋設地の附属施設に係る設備（次条において「附属設備」という。）の操作
- 三 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬又は廃棄（廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）

2 第五十一条の二第一項の規定による第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者（以下「第二種廃棄物埋設事業者」という。）は、

次の事項について、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射能の減衰に応じて経済産業省令^④で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 廃棄物埋設施設の保全
 - 二 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬又は廃棄（廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）
- 3 廃棄物管理事業者は、次の事項について、経済産業省令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。
- 一 廃棄物管理施設の保全
 - 二 廃棄物管理設備の操作
 - 三 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬又は廃棄（廃棄物管理施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）
- 4 （略）

（施設の使用の停止等）

第五十一条の十七 経済産業大臣は、特定廃棄物埋設施設若しくは特定廃棄物管理施設の性能が第五十一条の十第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設の保全、附属設備若しくは廃棄物管理設備の操作若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の運搬若しくは廃棄（廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）に関する措置が前条第一項、第二項若しくは第三項の規定に基づく経済産業省令^④の規定に違反していると認めるときは、廃棄事業者に対し、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の使用の停止、改造、修理又は移転、附属設備又は廃棄物管理設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 （略）

【編注】：(1) 廃棄物埋設事業規則第十八条
廃棄物管理事業規則第三十二条

（運搬の基準）

第五十七条の五 使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬（使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。）について、文部科学省令^④で定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じなければならない。

【編注】：(1) 使用規則第五条

（核原料物質の使用の届出等）

第五十七条の八 核原料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 製錬事業者が核原料物質を製錬の事業の用に供する場合
- 二 第六十一条の三第一項の許可を受けた者が国際規制物資である核原料物質を当該許可を受けた使用の目的に使用する場合
- 三 放射能濃度又は含有するウラン若しくはトリウムの数量が政令で定める限度を超えない核原料物質を使用する場合

2、3 （略）

4 核原料物質を使用する者は、核原料物質の使用（第一項第一号又は第三号に該当する使用を除く。次項において同じ。）については、文部科学省令^④で定める技術上の基準に従ってしなければならない。

5～8 （略）

【編注】：(1)核原料使用規則第二条

（危険時の措置）

第六十四条 原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。以下この条において同じ。）は、その所持する核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉に関し、地震、火災その他の災害が起こったことによ

り、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、主務省令（第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。）で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第一項の場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の所在場所の変更その他核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）並びにこれらの者から運搬を委託された者 経済産業大臣（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ経済産業大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）

二 使用者（旧使用者等を含む。以下この号において同じ。）及び使用者から運搬を委託された者 文部科学大臣（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ文部科学大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）

三 原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。以下この号において同じ。）及び当該原子炉設置者から運搬を委託された者 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ第二十三条第一項各号に定める大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）

四 外国原子力船運航者及び外国原子力船運航者から運搬を委託された者 国土交通大臣

五 受託貯蔵者 第六十条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣

第八章 罰則

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

六 第五十八条第二項の規定による確認を受けないで核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を廃棄した者

七 第五十九条第二項の規定による確認を受けず、又は同条第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を運搬した者

核燃料物質の加工の事業に関する規則（抄）

（昭和四十一年七月十九日総理府令第三十七号）

最終改正：平成二一年三月三十一日経済産業省令第一八号

（工場又は事業所内の運搬）

第七条の六 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が経済産業大臣の定める⁽¹⁾限度を超えないものに限る。）であって放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の経済産業大臣の定める⁽²⁾障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを経済産業大臣の承認⁽³⁾を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条に置いて「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ経済産業大臣の定める⁽⁴⁾線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七条の二の九第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に経済産業大臣の定める⁽⁵⁾危険物と混載しないこと。

七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のために他の車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に経済産業大臣の定める⁽⁶⁾標識を取り付けること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、経済産業大臣の承認⁽⁷⁾を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線

量当量率が経済産業大臣の定める⁽⁸⁾線量当量率を超えるときは、この限りでない。

3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4 加工事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を加工施設を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。

【編注】：

- | | |
|------------------------------|--------|
| (1) 加工事業核燃料物質等事業所内運搬告示第二条第一項 | |
| (2) 同 | 第二条第二項 |
| (3) 同 | 第三条 |
| (4) 同 | 第四条 |
| (5) 同 | 第五条 |
| (6) 同 | 第六条 |
| (7) 同 | 第七条 |
| (8) 同 | 第八条 |

附 則（平成二一年三月三十一日経済産業省令第一八号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 （略）

使用済燃料の再処理の事業に関する規則（抄）

（昭和四十六年三月二十七日総理府令第十号）

最終改正：平成二一年三月三十一日経済産業省令第一八号

（工場又は事業所内の運搬）

第十四条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が経済産業大臣の定める⁽¹⁾限度を超えないものに限る。）であって放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の経済産業大臣の定める⁽²⁾障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを経済産業大臣の承認⁽³⁾を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ経済産業大臣の定める⁽⁴⁾線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第九条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に経済産業大臣の定める⁽⁵⁾危険物と混載しないこと。

七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に経済産業大臣の定める⁽⁶⁾標識を取り付けること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、経済産業大臣の承認⁽⁷⁾を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が経済産業大臣の定める⁽⁸⁾線量当量率を超えるときは、この限りでない。

3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4 再処理事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を再処理施設を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。

【編注】：(1)～(8) 「加工規則」の場合に同じ（本書4ページ参照）

附 則（平成二一年三月三十一日経済産業省令第一八号） 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 （略）

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（抄）

（昭和六十三年一月十三日総理府令第一号）

最終改正：平成二一年三月三十一日経済産業省令第一八号

（事業所内の運搬）

第十八条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が経済産業大臣の定める⁽¹⁾限度を超えないものに限る。）であって放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の経済産業大臣の定める⁽²⁾障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを経済産業大臣の承認⁽³⁾を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

三 核燃料物質等を封入した容器（第一号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ経済産業大臣の定める⁽⁴⁾線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第十四条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

四 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

五 核燃料物質等は、同一の運搬機器に経済産業大臣の定める⁽⁵⁾危険物と混載しないこと。

六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

七 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

八 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

九 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に経済産業大臣の定める⁽⁶⁾標識を取り付けること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第二号及び第三号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、経済産業大臣の承認⁽⁷⁾を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が経済産業大臣の定める⁽⁸⁾線量当量率を超えるときは、この限りでない。

3 第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4 第二種廃棄物埋設事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を廃棄物埋設施設を設置した事業所内において運搬することができる。

【編注】：(1)～(8)「加工規則」の場合に同じ（本書4ページ参照）

附 則（平成二一年三月三十一日経済産業省令第一八号） 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 （略）

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の 廃棄物管理の事業に関する規則（抄）

（昭和六十三年十一月七日総理府令第四十七号）

最終改正：平成二一年三月三十一日経済産業省令第一八号

（事業所内の運搬）

第三十二条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が経済産業大臣の定める⁽¹⁾限度を超えないものに限る。）であって放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の経済産業大臣の定める⁽²⁾障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを経済産業大臣の承認⁽³⁾を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

三 核燃料物質等を封入した容器（第一号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ経済産業大臣の定める⁽⁴⁾線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二十七条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

四 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

五 核燃料物質等は、同一の運搬機器に経済産業大臣の定める⁽⁵⁾危険物と混載しないこと。

六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

七 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

八 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

九 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に経済産業大臣の定める標識⁽⁶⁾を取り付けること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第二号及び第三号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、経済産業大臣の承認⁽⁷⁾を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が経済産業大臣の定める⁽⁸⁾線量当量率を超えるときは、この限りでない。

3 第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4 廃棄物管理事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を廃棄物管理施設を設置した事業所内において運搬することができる。

【編注】：(1)～(8)「加工規則」の場合に同じ（本書4ページ参照）

附 則（平成二一年三月三十一日経済産業省令第一八号） 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 （略）

研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（抄）

（平成十二年十一月六日総理府令第二百二十二号）

最終改正：平成二一年三月三十一日経済産業省令第一八号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則を次のように定める。

（適用範囲）

第一条 この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉について適用する。

（工場又は事業所内の運搬）

第三十二条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が経済産業大臣の定める⁽¹⁾限度を超えないものに限る。）であって放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の経済産業大臣の定める⁽²⁾障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを経済産業大臣の承認⁽³⁾を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ経済産業大臣の定める⁽⁴⁾線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二十七条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に経済産業大臣の定める⁽⁵⁾危険物と混載しないこと。

七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有する

ものうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に経済産業大臣の定める⁽⁶⁾標識を取り付けること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、経済産業大臣の承認⁽⁷⁾を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が経済産業大臣の定める⁽⁸⁾線量当量率を超えるときは、この限りでない。

3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4 原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を原子炉施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

【編注】：(1)～(8)「加工規則」の場合に同じ（本書4ページ参照）

附 則（平成二一年三月三十一日経済産業省令第一八号） 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 （略）

核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示

(平成二十年三月二十八日経済産業省告示第五十五号)

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律(平成十九年法律第八十四号)及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第三百七十八号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示を次のとおり定め、平成二十年四月一日から適用する。

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、核燃料物質の加工の事業に関する規則(以下「加工規則」という。)第七条の六、使用済燃料の再処理の事業に関する規則(以下「再処理規則」という。)第十四条、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(以下「第二種廃棄物埋設規則」という。)第十八条、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(以下「廃棄物管理規則」という。)第三十二条、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(以下「研究開発段階炉基準」という。)第十五条第六号、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「研究開発段階炉規則」という。)第三十二条及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(以下「第一種廃棄物埋設規則」という。)第六十条において使用する用語の例による。

(容器に封入することを要しない核燃料物質によって汚染された物の放射能濃度の限度等)

第二条 加工規則第七条の六第一項第二号イ、再処理規則第十四条第一項第二号イ、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第一号イ、廃棄物管理規則第三十二条第一項第一号イ、研究開発段階炉規則第三十二条第一項第二号イ及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第一号イの経済産業大臣の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成二年科学技術庁告示第五号)第二条第一号に定めるA₂値の一万分の一とする。

2 加工規則第七条の六第一項第二号イ、再処理規則第十四条第一項第二号イ、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第一号イ、廃棄物管理規則第三十二条第一項第一号イ、研究開発段階炉規則第三十二条第一項第二号イ及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第一号イの経済産業大臣の定める障害防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 通常の運搬状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないようにすること。
- 二 雨水等が容易に浸透しないようにすること。
- 三 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書)

第三条 加工規則第七条の六第一項第二号ロ、再処理規則第十四条第一項第二号ロ、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第一号ロ、廃棄物管理規則第三十二条第一項第一号ロ、研究開発段階炉規則第三十二条第一項第二号ロ及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第一号ロの規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運搬する核燃料物質によって汚染された物の種類、数量、形状及び性状
- 三 運搬する日時及び経路
- 四 運搬に当たって講ずる障害防止のための措置

(運搬物及び運搬機器に係る線量当量率)

第四条 加工規則第七条の六第一項第四号、再処理規則第十四条第一項第四号、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第三号、廃棄物管理規則第三十二条第一項第三号、研究開発段階炉基準第十五条第六号、研究開発段階炉規則第三十二条第一項第四号及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第三号の経済産業大臣の定める線量当量率は、次のとおりとする。

- 一 運搬物(研究開発段階炉基準第十五条第五号に規定する容器を含む。次号において同じ。)の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 二 運搬物の表面から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時
- 三 車両の表面(開放型の車両にあっては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面)における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 四 車両の表面(開放型の車両にあっては、その外輪郭に接する垂直面)から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時
- 五 コンテナの表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 六 コンテナの表面から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時

(危険物)

第五条 加工規則第七条の六第一項第六号、再処理規則第十四条第一項第六号、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第五号、廃棄物管理規則第三十二条第一項第五号、研究開発段階炉規則第三十二条第一項第六号及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第五号の経済産業大臣の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火
- 二 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条に規定する高圧ガス(消火器に封入したものを除く。)
- 三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であって、引火点が摂氏八十五度以下のもの
- 四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であって、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの
- 五 前四号に掲げるもののほか、当該核燃料物質等の安全な運搬を損なうおそれのある物

(標識)

第六条 加工規則第七条の六第一項第十号、再処理規則第十四条第一項第十号、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第九号、廃棄物管理規則第三十二条第一項第九号、研究開発段階炉規則第三十二条第一項第十号及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第九号の経済産業大臣の定める標識は、別記に掲げる標識とする。

(特別措置に係る承認の申請書)

第七条 加工規則第七条の六第二項、再処理規則第十四条第二項、第二種廃棄物埋設規則第十八条第二項、廃棄物管理規則第三十二条第二項、研究開発段階炉規則第三十二条第二項及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
- 三 運搬物の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率
- 四 講ずることが著しく困難である措置及びその理由
- 五 運搬に使用する容器の種類及び仕様

- 六 運搬に使用する運搬機器の仕様
- 七 運搬の日時及び経路
- 八 運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置
- 九 前号に掲げるもののほか放射線管理のために講ずる措置
- 十 前二号に掲げるもののほか運搬に伴う障害防止のために講ずる措置

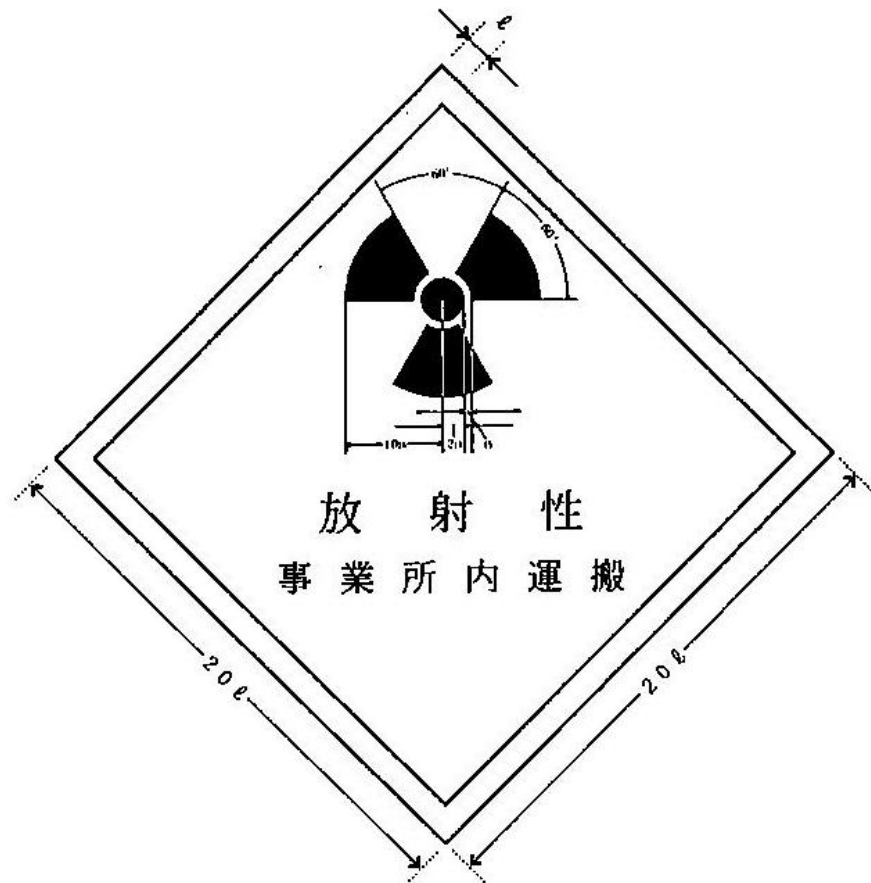
(特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率)

第八条 加工規則第七条の六第二項ただし書、再処理規則第十四条第二項ただし書、第二種廃棄物埋設規則第十八条第二項ただし書、廃棄物管理規則第三十二条第二項ただし書、研究開発段階炉規則第三十二条第二項ただし書及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第二項ただし書の経済産業大臣の定める線量当量率は、十ミリシーベルト毎時とする。

(線量当量率等の算定)

第九条 第四条、第七条及び第八条の線量当量率は一センチメートル線量当量率とする。ただし、経済産業大臣が認めた場合は、この限りでない。

別記様式 (第六条関係)



- 注 1 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
 2 nは、0.2センチメートル以上とする。
 3 車両に取り付ける標識については、その各辺は、15センチメートル以上とする。
 4 色彩は、次表によること。

部 分	色 彩
三 葉 マ ー ク	白
文 字	黒
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒

- 5 「事業所内運搬」の文字は、「周辺監視区域内運搬」の文字で代えることができる。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（抄）

（昭和三十二年十二月九日総理府令第八十三号）

最終改正：平成二一年三月三十一日 文部科学省令第一一号

（適用範囲）

第一条 この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉について適用する。

（工場又は事業所内の運搬）

第十二条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下この条、第十四条及び第十六条の四において同じ。）において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

- 一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。
- 二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が文部科学大臣の定める^㉑限度を超えないものに限る。）であって放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の文部科学大臣の定める^㉒障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合
 - ロ 核燃料物質によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを文部科学大臣の承認^㉓を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合
- 三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。
 - ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。
- 四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ文部科学大臣の定める^㉔線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。
- 五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。
- 六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に文部科学大臣の定める^㉕危険物と混載しないこと。
- 七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。
- 八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。
- 九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。
- 十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ）及びこれらを運

搬する車両の適当な箇所に文部科学大臣の定める^㉖標識を取り付けること。

- 2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、文部科学大臣の承認^㉗を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が文部科学大臣の定める^㉘線量当量率を超えるときは、この限りでない。
- 3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。
- 4 原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を原子炉施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

【編注】：

- | | |
|--------------------------|--------|
| (1) 核燃料物質等事業所内運搬告示第二条第一項 | |
| (2) 同 | 第二条第二項 |
| (3) 同 | 第三条 |
| (4) 同 | 第四条 |
| (5) 同 | 第五条 |
| (6) 同 | 第六条 |
| (7) 同 | 第七条 |
| (8) 同 | 第八条 |

附 則（平成二一年三月三十一日 文部科学省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

核燃料物質の使用等に関する規則（抄）

（昭和三十二年十二月九日総理府令第八十四号）

最終改正：平成二一年三月三十一日 文部科学省令第一一号

（工場又は事業所内の運搬の技術上の基準）

第五条 法第五十七条の五に規定する運搬の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が文部科学大臣の定める^㉑限度を超えないものに限る。）であって放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の文部科学大臣の定める^㉒障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを文部科学大臣の承認^㉓を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生じるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ文部科学大臣の定める^㉔線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第三条第四号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に文部科学大臣の定める^㉕危険物と混載しないこと。

七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に文部科学大臣の定める^㉖標識を取り付けること。

十一 放射線業務従事者の線量が第三条第六号イの線量限度を超えないようにすること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、文部科学大臣の承認^㉗を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が文部科学大臣の定める^㉘線量当量率を超えるときは、

この限りでない。

3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和三十二年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和三十二年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準（以下この項において「事業所外運搬基準」という。）に従つて保安のために必要な措置を講じて運搬する場合の法第五十七条の五の運搬の技術上の基準は、第一項の規定にかかわらず、事業所外運搬基準とする。

【編注】：(1)～(8) 「試験研究炉規則」の場合と同じ（本書11ページ参照）

附 則（平成二一年三月三十一日 文部科学省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

核原料物質の使用に関する規則（抄）

（昭和四十三年七月二十日総理府令第四十六号）

最終改正：平成二一年三月三十一日 文部科学省令第一一号

（技術上の基準）

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五十七条の八第四項に規定する技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、核原料物質を使用する者で文部科学大臣の定めるものについては、第六号から第十号までの規定は、適用しない。

十二 核原料物質の運搬は、次に定めるところにより行うこと。

イ 核原料物質を運搬する場合は、これを容器に収納すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 通常の運搬状態において、核原料物質が容易に飛散し又は漏えいしないように措置され、かつ、核原料物質の使用施設の内部において運搬する場合
- (2) 通常の運搬状態において、核原料物質が容易に飛散し又は漏えいしないように措置され、かつ、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。）第一条第七号に規定する専用積載（以下「専用積載」という。）として運搬する場合

ロ 容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、核原料物質の使用施設の内部において運搬する場合は、この限りでない。

- (1) 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。
- (2) 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。
- (3) 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。
- (4) 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。
- (5) 材料相互の間及び材料と収納される核原料物質との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。
- (6) 弁が誤って操作されないような措置が講じられていること。

ハ 液体状の核原料物質を容器（容器が外運搬規則第一条第四号に規定するコンテナ、同条第五号に規定するタンク（以下「タンク」という。）又は同条第六号に規定する金属製中型容器（以下「金属製中型容器」という。）の場合を除く。）に収納し、専用積載としないで運搬する場合は、容器は、ロに掲げる基準のほか、外運搬規則第九条第一項第二号に定める基準に適合すること。ただし、核原料物質の使用施設を設置した工場又は事業所において運搬する場合は、この限りでない。

ニ 液体状の核原料物質を容器（容器がタンク又は金属製中型容器の場合に限る。）に収納し、専用積載としないで運搬する場合は、容器は、ロに掲げる基準のほか、外運搬規則第九条第二項第二号に定める基準に適合すること。ただし、核原料物質の使用施設を設置した工場又は事業所において運搬する場合は、この限りでない。

ホ 運搬する核原料物質を収納した容器の表面における文部科学大臣の定める線量当量率は、二ミリシーベルト毎時を超えないようにし、かつ、容器の表面から一メートルの距離における文部科学大臣の定める線量当量率が百マイクロシーベルト毎時を超えないようにすること。ただし、核原料物質の使用施設の内部において運搬する場合は、この限りでない。

ヘ 運搬する核原料物質を収納した容器の表面の放射性物質の密度が第三号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。ただし、核原料物質の使用施設の内部において運搬する場合は、この限りでない。

ト 核原料物質を運搬する場合は、容器の表面の見やすい箇所に、次に掲げる事項を鮮明に表示しておくこと。ただし、核原料物質の使用施設の内部において運搬する場合は、この限りでない。

- (1) 核原料物質の種類及び量
- (2) 荷送人又は荷受人の氏名又は名称及び住所

附 則（平成二一年三月三十一日 文部科学省令第一一号）

この告示は、公布の日から施行する。

核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示

(昭和五十三年十二月二十八日科学技術庁告示第十号)

最終改正：平成一八年一二月二六日文部科学省告示第一五三号

核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)第七条の六、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十三年総理府令第八十三号)第十二条、使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)第十四条及び核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十三年総理府令第八十四号)第五条の規定に基づき、並びにこれらの規則を実施するため、核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示を次のように定め、昭和五十四年一月四日から適用する。核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示(昭和五十二年科学技術庁告示第九号)は、廃止する。

核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(以下「試験研究炉規則」という。)第十二条及び核燃料物質の使用等に関する規則(以下「使用規則」という。)第五条において使用する用語の例による。

(容器に封入することを要しない核燃料物質によって汚染された物の放射能濃度の限度等)

第二条 試験研究炉規則第十二条第一項第二号イ及び使用規則第五条第一項第二号イの文部科学大臣の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成二年科学技術庁告示第五号)第三条第一号に定める A_2 値の一万分の一とする。

2 試験研究炉規則第十二条第一項第二号イ及び使用規則第五条第一項第二号イの文部科学大臣の定める障害防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 通常の運搬状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないようにすること。
- 二 雨水等が容易に浸透しないようにすること。
- 三 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書)

第三条 試験研究炉規則第十二条第一項第二号ロ及び使用規則第五条第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運搬する核燃料物質によって汚染された物の種類、数量、形状及び性状
- 三 運搬する日時及び経路
- 四 運搬に当たって講ずる障害防止のための措置

(運搬物及び運搬機器に係る線量当量率)

第四条 試験研究炉規則第十二条第一項第四号、使用規則第五条第一項第四号及び試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十一号)第十五条第六号の文部科学大臣の定める線量当量率は、次のとおりとする。

- 一 運搬物(試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第十五条第六号に規定する容器を含む。次号において同じ。)の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時

- 二 運搬物の表面から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時

- 三 車両の表面(開放型の車両にあっては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面)における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時

- 四 車両の表面(開放型の車両にあっては、その外輪郭に接する垂直面)から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時

- 五 コンテナの表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時

- 六 コンテナの表面から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時

(危険物)

第五条 試験研究炉規則第十二条第一項第六号及び使用規則第五条第一項第六号の文部科学大臣の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火
- 二 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条に規定する高圧ガス(消火器に封入したものを除く。)
- 三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であって、引火点が摂氏八十五度以下のもの
- 四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であって、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの
- 五 前四号に掲げるもののほか、当該核燃料物質等の安全な運搬を損なうおそれのある物

(標識)

第六条 試験研究炉規則第十二条第一項第十号及び使用規則第五条第一項第十号の文部科学大臣の定める標識は、別記に掲げる標識とする。

(特別措置に係る承認の申請書)

第七条 試験研究炉規則第十二条第二項及び使用規則第五条第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
- 三 運搬物の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率
- 四 講ずることが著しく困難である措置及びその理由
- 五 運搬に使用する容器の種類及び仕様
- 六 運搬に使用する運搬機器の仕様
- 七 運搬の日時及び経路
- 八 運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置
- 九 前号に掲げるもののほか放射線管理のために講ずる措置
- 十 前二号に掲げるもののほか運搬に伴う障害防止のために講ずる措置

(特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率)

第八条 試験研究炉規則第十二条第二項ただし書及び使用規則第五条第二項ただし書の文部科学大臣の定める線量当量率は、十ミリシーベルト毎時とする。

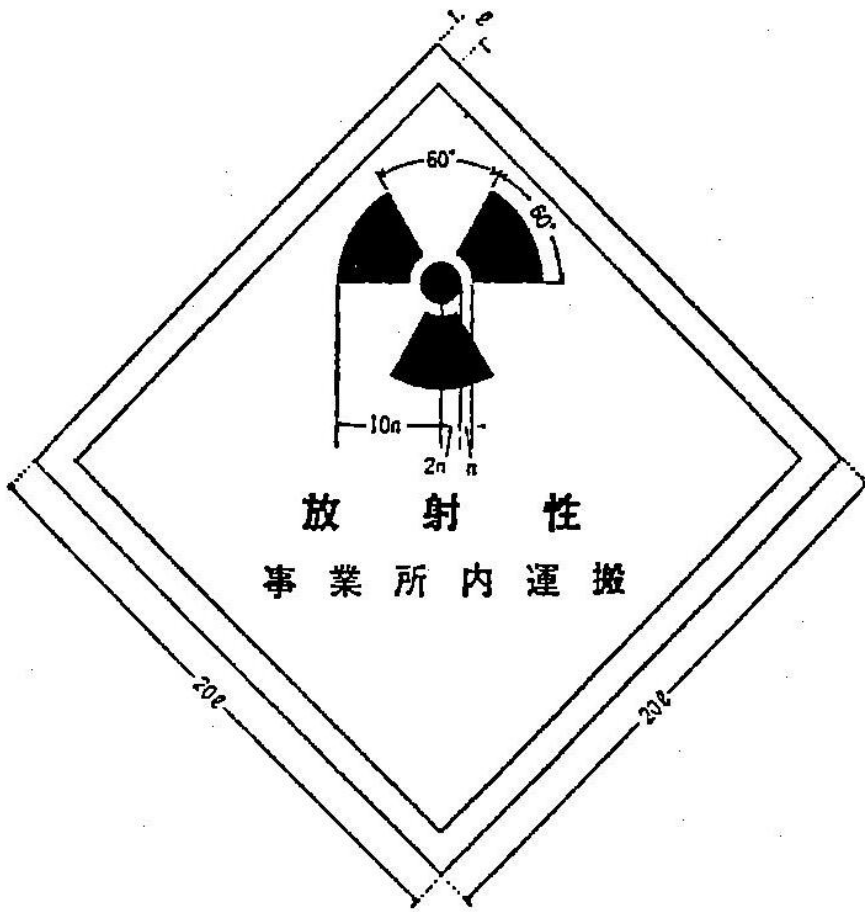
(線量当量率等の算定)

第九条 第四条、第七条及び第八条の線量当量率は一センチメートル線量当量率とする。ただし、文部科学大臣が認めた場合は、この限りでない。

附 則 (平成一八年一二月二六日文部科学省告示第一五三号)

この告示は、平成十九年一月一日から適用する。

別記（第六条関係）



- 注 1 l は、0.5 センチメートル以上とする。
 2 n は、0.2 センチメートル以上とする。
 3 車両に取り付ける標識については、その各辺は、15 センチメートル以上とする。
 4 色彩は、次表によること。

部 分	色 彩
地	白
三 葉 マ ー ク	黒
文 字	黒
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒

- 5 「事業所内運搬」の文字は、「周辺監視区域内運搬」の文字で代えることができる。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（抄）

（昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号）

最終改正：平成二一年三月三十一日経済産業省令第一八号

（工場又は事業所において行われる運搬）

第十三条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。
 - 二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が経済産業大臣の定める^①限度を超えないものに限る。）であって、放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他経済産業大臣の定める^②障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合
 - ロ 核燃料物質によって汚染された物であって、大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを経済産業大臣の承認^③を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合
 - 三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。
 - ロ 容易かつ安全に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生じるおそれがないものであること。
 - 四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ経済産業大臣の定める^④線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第八条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。
 - 五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。
 - 六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に経済産業大臣の定める危険物^⑤と混載しないこと。
 - 七 運搬経路においては、標識を設けること等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限し、かつ、必要な箇所に見張人を配置すること。
 - 八 車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。
 - 九 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。
 - 十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ）及びこれを運搬する車両の適当な箇所に経済産業大臣の定める^⑥標識を取り付けること。
- 2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、経済産業大臣の承認^⑦を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線

量当量率が経済産業大臣の定める^⑧線量当量率を超えるときは、この限りでない。

- 3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行われる運搬については、適用しない。
- 4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

【編注】：

- | | |
|----------------------|--------|
| (1) 実用発電所内運搬告示第二条第一項 | |
| (2) 同 | 第二条第二項 |
| (3) 同 | 第三条 |
| (4) 同 | 第四条 |
| (5) 同 | 第五条 |
| (6) 同 | 第六条 |
| (7) 同 | 第七条 |
| (8) 同 | 第八条 |

附 則（平成二一年三月三十一日経済産業省令第一八号） 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 （略）

使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（抄）

（平成十二年六月十六日通商産業省令第百十二号）

最終改正：平成二十一年三月三十一日経済産業省令第一八号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の規定に基づき、並びに同法の規定を実施するため、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則を次のように定める。

（事業所内の運搬）

第三十四条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所内の使用済燃料等の運搬に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 使用済燃料の運搬は、いかなる場合においても、使用済燃料が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 使用済燃料等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 使用済燃料によって汚染された物（その放射能濃度が経済産業大臣の定める⁽¹⁾限度を超えないものに限る。）であって放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の経済産業大臣の定める⁽²⁾障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 使用済燃料によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを経済産業大臣の承認⁽³⁾を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四 使用済燃料等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該使用済燃料によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の使用済燃料等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ経済産業大臣の定める⁽⁴⁾線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二十九条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 使用済燃料等は、同一の運搬機器に経済産業大臣の定める⁽⁵⁾危険物と混載しないこと。

七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 使用済燃料等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に経済産業大臣の定める⁽⁶⁾標識を取り付けること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、経済産業大臣の承認⁽⁷⁾を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が経済産業大臣の定める⁽⁸⁾線量当量率を超えるときは、この限りでない。

3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該使用済燃料等を使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所内において運搬することができる。

【編注】：

(1)～(8) 「実用炉規則」の場合に同じ（本書16ページ参照）

附 則（平成二十一年三月三十一日経済産業省令第一八号） 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 （略）

工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示

(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省告示第六百六十六号)

最終改正：平成一二年一二月二八日通商産業省告示第九三九号

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第十三条の規定に基づき、及び同規定を実施するため、工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示を次のように制定する。

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第十三条及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令百十二号。以下「貯蔵規則」という。)第三十四条において使用する用語の例による。

(容器に封入することを要しない核燃料物質によって汚染された物の放射能濃度の限度等)

第二条 実用炉規則第十三条第一項第二号イ及び貯蔵規則第三十四条第一項第二号イの経済産業大臣の定める限度は、一グラム当たり平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第三条の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等)第二条第一号に定めるA₂値の一万分の一とする。

2 実用炉規則第十三条第一項第二号イ及び貯蔵規則第三十四条第一項第二号のイの経済産業大臣の定める障害防止のための措置は、次に掲げるものとする。

- 一 コンクリートその他の固型化材料によって固型化すること等により、放射性物質の飛散又は漏えいを防止すること。
- 二 雨水等が容易に浸透しないようにすること。
- 三 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書)

第三条 実用炉規則第十三条第一項第二号ロ及び貯蔵規則第三十四条第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運搬する物の種類、数量、形状及び性状
- 三 運搬の日時及び経路
- 四 運搬に当たって講ずる障害防止のための措置

(運搬物及び運搬機器に係る線量当量率)

第四条 実用炉規則第十三条第一項第四号及び貯蔵規則第三十四条第一項第四号の経済産業大臣の定める線量当量率は、次のとおりとする。

- 一 運搬する物の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 二 運搬する物の表面から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時
- 三 車両の表面(開放型の車両にあっては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の下面)における放射線当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 四 車両の表面(開放型の車両にあっては、その外輪郭に接する垂直面)から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時
- 五 コンテナの表面における放射線当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 六 コンテナの表面から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時

(危険物)

第五条 実用炉規則第十三条第一項第六号及び貯蔵規則第三十四条第一項第六号の経済産業大臣の定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火
- 二 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条に規定する高圧ガス(消火器に封入したものを除く。)
- 三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であって、引火点が摂氏八十五度以下のもの
- 四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であって、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの
- 五 前四号に掲げるもののほか、安全な運搬を損なうおそれのあるもの

(標識)

第六条 実用炉規則第十三条第一項第十号及び貯蔵規則第三十四条第一項第十号の経済産業大臣の定める標識は、別記のものとする。

(特別措置に係る承認の申請書)

第七条 実用炉規則第十三条第二項及び貯蔵規則第三十四条第二項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運搬する物の種類、数量及び性状
- 三 運搬する物の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率
- 四 講ずることが著しく困難である措置及びその理由
- 五 運搬に使用する容器の種類及び仕様
- 六 運搬に使用する運搬機器の仕様
- 七 運搬の日時及び経路
- 八 運搬に従事する者の被ばく管理のために講ずる措置
- 九 前号に掲げるもののほか放射線管理のために講ずる措置
- 十 前二号に掲げるもののほか運搬に伴う障害防止のために講ずる措置

(特別措置の適用を受ける運搬物に係る放射線当量率)

第八条 実用炉規則第十三条第二項及び貯蔵規則第三十四条第二項の経済産業大臣の定める線量当量率は、十ミリシーベルト毎時とする。

(線量当量率等の算定)

第九条 第四条、第七条及び第八条の線量当量率は一センチメートル線量当量率とする。ただし、経済産業大臣が認めた場合は、この限りでない。

附 則

この告示は、実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成元年三月二十七日通商産業省告示第一三二号)

この改正は、平成元年四月一日から適用する。

前 文 (平成五年六月二日通商産業省告示第二八二号抄)

公布の日から適用する。

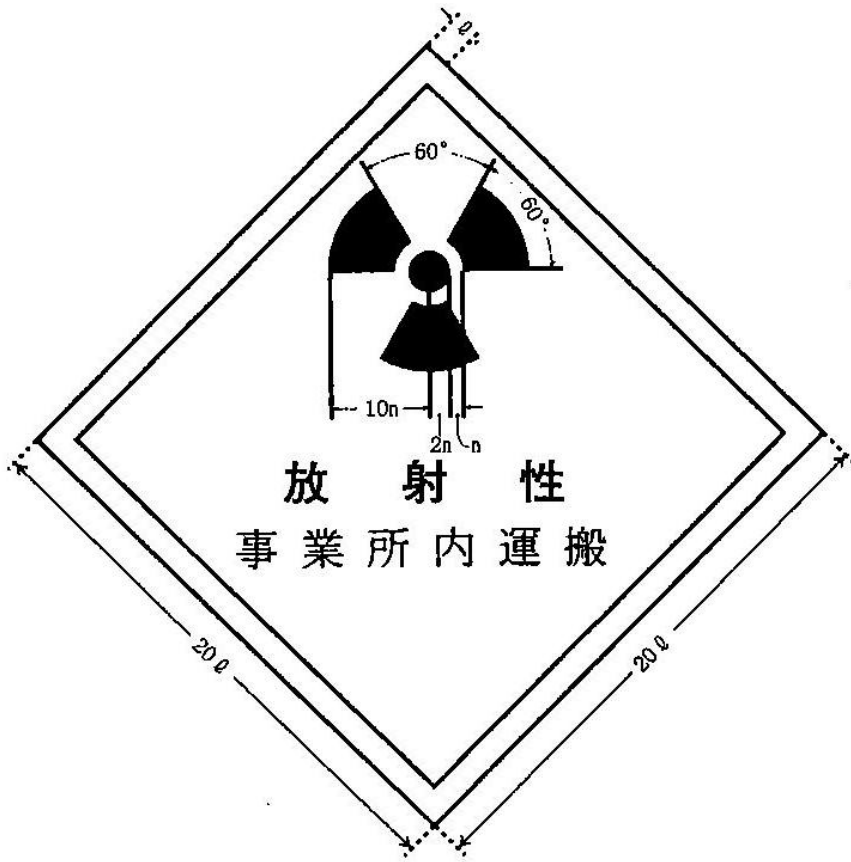
前 文 (平成一二年六月一六日通商産業省告示第四〇〇号抄)

公布の日から施行する。

前 文 (平成一二年一二月二八日通商産業省告示第九三九号抄)

平成十三年一月六日から施行する。

別記様式（第六条関係）



- 注 1 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
 2 nは、0.2センチメートル以上とする。
 3 車両に取り付ける標識については、その各辺は、15センチメートル以上とする。
 4 色彩は、次表によること。

部 分	色 彩
地	白
三葉マーク	黒
文 字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

- 5 「事業所内運搬」の文字は、「周辺監視区域内運搬」の文字で代えることができる。

実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則（抄）

（昭和五十三年十二月二十八日運輸省令第七十号）

最終改正：平成二〇年五月三〇日国土交通省令第三八号

（原子力船等内の運搬）

第二十五条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。
- 二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が国土交通大臣の定める^①限度を超えないものに限る。）であって放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の国土交通大臣の定める^②放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合
 - ロ 核燃料物質によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを国土交通大臣の承認^③を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合
- 三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。
 - ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。
- 四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ国土交通大臣の定める^④線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二十条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。
- 五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。
- 六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に国土交通大臣の定める^⑤危険物と混載しないこと。
- 七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。
- 八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。
- 九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。
- 十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に国土交通大臣の定める^⑥標識を取り付けること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、国土交通大臣の承認^⑦を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面及び表面から二メートルの距離における線量当量率がそれぞれ国土交通大臣の定める^⑧線量当量率を超えるときは、この限りでない。

- 3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域において行われる運搬については、適用しない。
- 4 原子炉設置者等は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、原子力船等において、当該核燃料物質等の運搬を行うことができる。

【編注】：

- (1) 実用原子力船内運搬告示第二条第一項
- (2) 同 第二条第二項
- (3) 同 第三条
- (4) 同 第四条
- (5) 同 第五条
- (6) 同 第六条
- (7) 同 第七条
- (8) 同 第八条

附 則（平成二〇年五月三〇日国土交通省令第三八号）抄

- 1 この省令は、平成二十年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

核燃料物質等の原子力船における運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める件

(昭和五十三年十二月二十八日運輸省告示第六百七十七号)
最終改正：平成一二年一二月二八日運輸省告示第四一五号

実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年運輸省令第七十号)第二十五条の規定に基づき、及びこれを実施するため、核燃料物質等の原子力船等における運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示を次のように定め、原子力基本法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第八十六号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(昭和五十四年一月四日)から適用する。

核燃料物質等の原子力船等における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年運輸省令第七十号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(容器に封入することを要しない核燃料物質によって汚染された物の放射能濃度の限度等)

第二条 規則第二十五条第一項第二号イの国土交通大臣の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(昭和五十三年科学技術庁告示第十一号)第二条第一号に定めるA₂値の一万分の一とする。

2 規則第二十五条第一項第二号イの国土交通大臣の定める放射線障害防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 通常の運搬状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないようにすること。
- 二 雨水等が容易に浸透しないようにすること。
- 三 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書)

第三条 規則第二十五条第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運搬する核燃料物質によって汚染された物の種類、数量、形状及び性状
- 三 運搬する日時及び経路
- 四 運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置

(運搬物及び運搬機器に係る線量当量率)

第四条 規則第二十五条第一項第四号の国土交通大臣の定める線量当量率は、次のとおりとする。

- 一 運搬物の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 二 運搬物の表面から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時
- 三 車両の表面(開放型の車両にあっては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面)における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 四 車両の表面(開放型の車両にあっては、その外輪郭に接する垂直面)から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時
- 五 コンテナの表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 六 コンテナの表面から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時

(危険物)

第五条 規則第二十五条第一項第六号の国土交通大臣の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百九号)第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火
- 二 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条に規定する高圧ガス(消火器に封入したものを除く。)
- 三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十五度以下のもの
- 四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの
- 五 前四号に掲げるもののほか、当該核燃料物質等の安全な運搬を損なうおそれのある物

(標識)

第六条 規則第二十五条第一項第十号の国土交通大臣の定める標識は、別記様式に定めるところによらなければならない。

(特別措置に係る承認の申請書)

第七条 規則第二十五条第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
- 三 運搬物の表面及び表面から一メートルの距離及び二メートルの距離における線量当量率
- 四 講ずることが著しく困難である措置及びその理由
- 五 運搬に使用する容器の種類及び仕様
- 六 運搬に使用する運搬機器の仕様
- 七 運搬の日時及び経路
- 八 運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置
- 九 前号に掲げるもののほか放射線管理のために講ずる措置
- 十 前二号に掲げるもののほか運搬に伴う放射線障害防止のために講ずる措置

(特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率)

第八条 規則第二十五条第二項ただし書の国土交通大臣の定める線量当量率は、次のとおりとする。

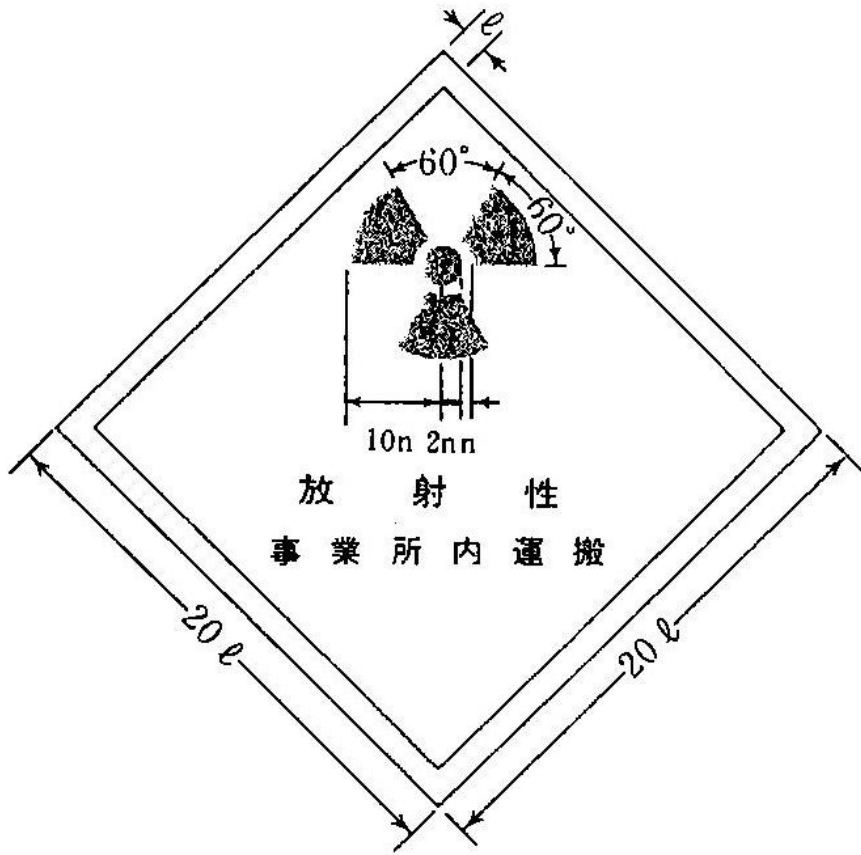
- 一 運搬物の表面における線量当量率については、十ミリシーベルト毎時
- 二 運搬物の表面から二メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時

(線量当量率等の算定)

第九条 第四条、第七条及び第八条の線量当量率は一センチメートル線量当量率とし、第六条の二の実効線量当量は一センチメートル線量当量とする。ただし、国土交通大臣が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の実効線量当量の算定に当たっては、診療を受けるための被ばくを除くものとする。

別記様式（第六条関係）



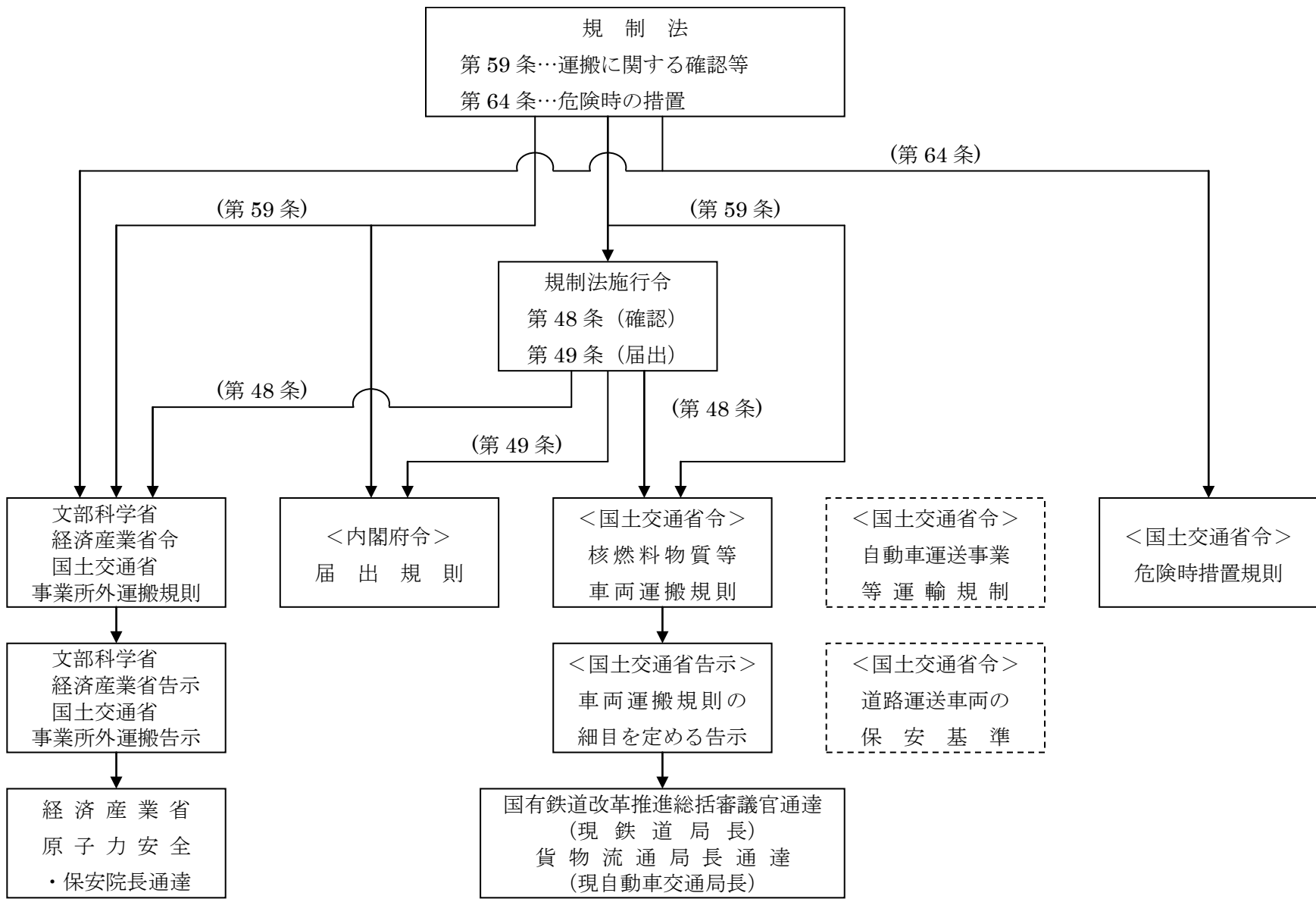
- 注 1 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
 2 nは、0.2センチメートル以上とする。
 3 車両に取り付ける標識については、その各辺は、15センチメートル以上とする。
 4 色彩は、次表によること。

部 分	色 彩
地	白
三 葉 マ ー ク	黒
文 字	黒
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒

- 5 「事業所内運搬」の文字は、「周辺監視区域内運搬」の文字で代えることができる。

Aの2 工場又は事業所外の運搬関係

図 核燃料物質等の事業所外運搬関係法令と体系



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（昭和三十三年六月十日法律第百六十六号）

最終改正：平成一九年六月一三日法律第八四号

（目的）

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行うことを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「原子力」とは、原子力基本法第三条第一号に規定する原子力をいう。

2 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。

3 この法律において「核原料物質」とは、原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法第三条第四号に規定する原子炉をいう。

5 この法律において「特定核燃料物質」とは、プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。）、ウラン二三三、ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率を超えるウランその他の政令で定める核燃料物質をいう。

6 この法律において「製錬」とは、核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの比率を高めるために、核原料物質又は核燃料物質を化学的方法により処理することをいう。

7 この法律において「加工」とは、核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理することをいう。

8 この法律において「再処理」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質（以下「使用済燃料」という。）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

9 この法律において「国際規制物資」とは、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「保障措置協定」という。）その他日本国政府と一の外国政府（国際機関を含む。）との間の原子力の研究、開発及び利用に関する国際約束（核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書（以下単に「追加議定書」という。）を除く。以下単に「国際約束」という。）に基づく保障措置の適用その他の規制を受ける核原料物質、核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備をいう。

10 前項の国際規制物資は、文部科学大臣が告示する。

11 この法律において「国際特定活動」とは、追加議定書附属書Iに掲げる活動をいう。

（廃棄に関する確認等）

第五十八条 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。以下「原子力事業者等」という。）が核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。次条第一項、第五十九条の二第一項及び第六十一条の二第一項において「工場等」という。）の外に

において廃棄する場合には、主務省令（次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。）で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。） 経済産業大臣

二 使用者（旧使用者等を含む。） 文部科学大臣

三 原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。） 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣

四 外国原子力船運航者 国土交通大臣

2 （略）

3 （略）

4 （略）

（運搬に関する確認等）

第五十九条 原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下この条において同じ。）は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を工場等の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、運搬する物に関しては主務省令（次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。）、その他の事項に関しては主務省令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令）で定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置（当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置）を講じなければならない。

一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）並びにこれらの者から運搬を委託された者 経済産業大臣

二 使用者（旧使用者等を含む。以下この号において同じ。）及び使用者から運搬を委託された者 文部科学大臣

三 原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。以下この号において同じ。）及び当該原子炉設置者から運搬を委託された者 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣

四 外国原子力船運航者及び外国原子力船運航者から運搬を委託された者 国土交通大臣

2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止及び特定核燃料物質の防護のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、原子力事業者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、運搬する物に関しては主務省令で定めるところにより主務大臣（同項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。）の、その他の事項に関しては主務省令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令）で定めるところにより主務大臣（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通大臣）の確認を受けなければならない。

3 原子力事業者等は、運搬に使用する容器について、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けることができる。この場合において、主務大臣の承認を受けた容器（第六十一条の二十六において「承認容器」という。）については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。

4 第一項の場合において、主務大臣又は国土交通大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、原子力事業者等に対し、同項に規定する当該措置の区分に応じ、運搬の停

止その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができる。

- 5 第一項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、原子力事業者等は、内閣府令で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書（以下「運搬証明書」という。）の交付を受けなければならない。
- 6 都道府県公安委員会は、前項の届出があつた場合において、災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路その他内閣府令で定める事項について、必要な指示をすることができる。
- 7 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。
- 8 第一項に規定する場合において、運搬証明書の交付を受けたときは、原子力事業者等は、当該運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従って運搬しなければならない。
- 9 運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、原子力事業者等は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく交付を受けた都道府県公安委員会に届け出て、その書換えを受けなければならない。
- 10 運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、原子力事業者等は、内閣府令で定めるところにより、その事由を付して交付を受けた都道府県公安委員会にその再交付を文書で申請しなければならない。
- 11 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害を防止し、及び当該核燃料物質に含まれる特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらの物を運搬する者に対し、運搬証明書の提示を求め、若しくは、内閣府令で定めるところにより、運搬証明書に記載された内容に従って運搬しているかどうかについて検査し、又はこれらの物による災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護するため、第五項、第六項及び第八項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。
- 12 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 13 不要となつて運搬証明書の返納並びに運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合における第五項の届出、第六項の指示並びに運搬証明書の交付、書換え、再交付及び返納に関し必要な都道府県公安委員会との連絡については、政令で定める。
- 14 主務大臣は、第一項から第三項までの主務省令を定めようとする場合においては、あらかじめ、他の第一項各号に定める大臣に協議しなければならない。

第五十九条の二 原子力事業者等は、特定核燃料物質が当該原子力事業者等の工場等から運搬され又は外国の工場等から当該原子力事業者等の工場等に運搬される場合で政令で定める場合においては、運搬が開始される前に、当該特定核燃料物質が発送人の工場等から搬出されてから受取人の工場等に搬入されるまでの間における当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者（本邦外において当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者を含む。）を明らかにし、当該特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他の文部科学省令で定める事項について発送人、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者及び受取人の間で取決めが締結されるよう措置しなければならない。

- 2 前項の場合において、原子力事業者等は、同項の運搬が開始される前に、同項に規定する取決めの締結について、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の確認を受けなければならない。

（機構の行う運搬物確認）

第六十一条の二十六 経済産業大臣は、機構に、承認容器による運搬物に係る第五十九条第二項の確認（同条第一項第一号及び第三号（実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子

炉に係る部分に限る。）に掲げる者に係るものに限る。）を行わせるものとする。

- 2 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、機構に、承認容器による運搬物に係る第五十九条第二項の確認（同条第一項第二号及び第三号（第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る部分に限る。）に掲げる者に係るものに限る。）を行わせることができる。
- 3 前二項の規定による機構の確認は、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係る確認に限るものとする。

（機構の行う運搬方法確認）

第六十一条の二十七 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、機構に、第五十九条第二項の確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認（運搬する物に係る確認を除く。）に限る。）であつて国土交通省令で定めるものを行わせることができる。

（主務大臣等への報告）

第六十二条の三 原子力事業者等（核原料物質使用者を含む。以下この条において同じ。）は、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設、使用施設等又は核原料物質の使用に係る施設（以下この条において「製錬施設等」という。）に関し人の障害が発生した事故（人の障害が発生するおそれのある事故を含む。）、製錬施設等の故障その他の主務省令（次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣（以下この条において「主務大臣」という。）の発する命令（第五十九条第五項の規定による届出をした場合については、内閣府令）をいう。以下この条において同じ。）で定める事象が生じたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、事象の状況その他の主務省令で定める事項を主務大臣（同項の規定による届出をした場合については、都道府県公安委員会）に報告しなければならない。

- 一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。） 経済産業大臣（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては経済産業大臣及び国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）
- 二 使用者（旧使用者等を含む。） 文部科学大臣（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては文部科学大臣及び国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）
- 三 原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。） 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては第二十三条第一項各号に定める大臣及び国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）

四 外国原子力船運航者 国土交通大臣

五 核原料物質使用者 文部科学大臣

（警察官等への届出）

第六十三条 原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。）は、その所持する核燃料物質について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

（危険時の措置）

第六十四条 原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。以下この条において同じ。）は、その所持する核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、主務省令（第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。）で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第一項の場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の所在場所の変更その他核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）並びにこれらの者から運搬を委託された者 経済産業大臣（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ経済産業大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）

二 使用者（旧使用者等を含む。以下この号において同じ。）及び使用者から運搬を委託された者 文部科学大臣（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ文部科学大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）

三 原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。以下この号において同じ。）及び当該原子炉設置者から運搬を委託された者 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ第二十三条第一項各号に定める大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）

四 外国原子力船運航者及び外国原子力船運航者から運搬を委託された者 国土交通大臣

五 受託貯蔵者 第六十条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣

（事務規程）

第六十五条 機構は、検査等事務（次の各号に掲げる検査及び確認に関する事務の一部並びに検査及び確認をいう。以下同じ。）に係る業務の開始前に、検査等事務の実施に関する規程（以下「事務規程」という。）を定め、当該各号に定める大臣（以下この条及び第六十八条の二において「主務大臣」という。）に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一～七 （略）

八 第六十一条の二十六第一項に規定する確認 経済産業大臣

九 第六十一条の二十六第二項に規定する確認 文部科学大臣

十 第六十一条の二十七の確認 国土交通大臣

2 主務大臣は、前項の規定による届出に係る事務規程が検査等事務の適正かつ確実な実施を図るため適当でないと認めるときは、その事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 事務規程で定めるべき事項は、主務省令（主務大臣の発する命令をいう。次条において同じ。）で定める。

（検査等事務を実施する者）

第六十六条 機構は、検査等事務を行うときは、主務省令で定める資格を有する者に実施させなければならない。

（報告徴収）

第六十七条 文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（都道府県公安委員会にあつては、第五十九条第六項の規定）の施行に必要な限度において、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者を含む。）に対し、第六十四条第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者については文部科学大臣とし、第五十九条第五項

に規定する届出をした場合については都道府県公安委員会とする。）に応じ、その業務に関し報告をさせることができる。

2 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前項の規定による報告の徴収のほか、同項の規定により原子力事業者等（外国原子力船運航者を除き、使用者及び旧使用者等にあつては、第五十六条の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされているものに限る。以下この項において同じ。）に報告をさせた場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害を防止するため特に必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者等の設置する製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等の保守点検を行った事業者に対し、必要な報告をさせることができる。

3 文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構に対し、第六十五条第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、その業務に関し報告をさせることができる。

4 （略）

5 （略）

（立入検査等）

第六十八条 文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣にあつては第六十四条第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者については、第六十四条第三項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第五十九条第六項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 （略）

3 （略）

4 （略）

5 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十五条第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十五条第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、必要があると認めるときは、機構に、第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去（以下「立入検査等」という。）を行わせることができる。

8 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前項の規定により機構に立入検査等を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査等の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

9 機構は、前項の指示に従って第七項に規定する立入検査等を行ったときは、その結果を文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣に報告しなければならない。

10 第七項の規定により機構の職員が立入検査等を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

11 第一項から第五項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12 (略)

13 (略)

14 第六項の規定は、前項の規定により外務大臣の指定するその職員が立ち会う場合について準用する。

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

19 (略)

(機構に対する命令)

第六十八条の二 主務大臣は、検査等事務に係る業務及び前条第七項に規定する立入検査等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。

(秘密保持義務)

第六十八条の三 原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。次項において同じ。）及びその従業者並びにこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、業務上知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。

2 国又は原子力事業者等から特定核燃料物質の防護に関する業務を委託された者及びその従業者並びにこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、その委託された業務に関して知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。

3 職務上特定核燃料物質の防護に関する秘密を知ることのできた国の行政機関又は地方公共団体の職員及びこれらの職員であつた者は、正当な理由がなく、その秘密を漏らしてはならない。

(手数料の納付)

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

五 第十二条の六第八項（第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。）、第十二條の七第九項（第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）、第五十一條の六第一項若しくは第二項、第五十一條の二十四の二第二項、第五十八條第二項、第五十九條第二項若しくは第六十一條の二第一項の確認又は第五十九條第三項の承認を受けようとする者

2 前項の手数料は、機構の行う検査又は確認を受けようとする者の納めるものについては機構の、その他のものについては国庫の収入とする。

3 第一項の規定（機構が行う検査又は確認に係るものを除く。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。

(国に対する適用)

第七十六条 この法律の規定は、前条の規定（機構が行う検査又は確認に係るものを除く。）及び次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「指定」、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」とする。

第八章 罰則

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一の二 第十一条の二第二項、第二十一条の三第二項、第三十六条第二項、第四十三條の十九第二項、第四十九條第二項、第五

十一条の十七第二項、第五十七條第三項、第五十九條第四項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）

又は第六十条第三項の規定による命令に違反した者

八の二 第二十一条の三第一項、第三十六条第一項、第四十三條の十九第一項、第四十九條第一項、第五十一條の十七第一項、第五十八條第三項又は第五十九條第四項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。）の規定による命令に違反した者

二十五 第六十一条の規定に違反した者

二十六の二 第六十二条の三（核原料物質使用者に係る部分を除く。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十七 第六十四条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

二十九 第六十七条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十 第六十八条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三十一 第六十八条の三の規定に違反した者

三十二 第七十二条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

六 第五十八條第二項の規定による確認を受けないで核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を廃棄した者

七 第五十九條第二項の規定による確認を受けず、又は同条第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を運搬した者

八 第五十九條第八項の規定に違反した者

九 第六十一条の三第一項の許可を受けないで国際規制物資を使用した者

十 第六十一条の六の規定による国際規制物資の使用の停止の命令に違反した者

十一 第六十一条の八第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

三 第五十九條第十一項の規定による警察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に従わなかった者

十一 第六十八条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第二項から第四項まで又は第十二項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第七十八條第一号、第二号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第三号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第四号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第六号、第七号、第八号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第八号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第十号（試験研究

炉等設置者に係る部分を除く。）、第十一号、第十二号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十四号、第十五号、第十七号、第十八号、第二十号、第二十一号、第二十六号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十八号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十九号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第三十号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 一億円以下の罰金刑

三 第七十七条（第一号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十八条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十九条又は第八十条 各本条の罰金刑

附 則 （平成一九年六月一三日法律第八四号） 抄

（施行期日）

一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

（以下略）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（抄）

（昭和三十二年十一月二十一日政令第三百二十四号）

最終改正：平成一九年一二月一九日政令第三七八号

（特定核燃料物質）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（第五十四条第二号を除き、以下「法」という。）第二条第五項に規定する政令で定める核燃料物質は、次のいずれかに該当する核燃料物質とする。

- 一 プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。次条第一号及び第四十八条の表第二号において同じ。）及びその化合物
- 二 ウラン二三三及びその化合物
- 三 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率を超えるウラン及びその化合物
- 四 前三号の物質の一又は二以上を含む物質
- 五 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物
- 六 前号の物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

（防護対象特定核燃料物質）

第二条 この政令において「防護対象特定核燃料物質」とは、次のいずれかに該当する特定核燃料物質をいう。

- 一 照射されていない次に掲げる物質
 - イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、プルトニウムの量が十五グラムを超えるもの
 - ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が十五グラムを超えるもの
 - ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が一キログラムを超えるもの
 - ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの
 - ホ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三三の量が十五グラムを超えるもの
- 二 照射された前号に掲げる物質
- 三 照射された次に掲げる物質であって、照射直後にその表面から一メートルの距離において当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（第四十八条の表第二号において単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時を超えていたもの
- イ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
- ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
- ハ トリウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
- ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質

（運搬に係る特定核燃料物質の防護のための措置が必要な特定核燃料物質）

第四十七条 法第五十九条第一項に規定する政令で定める特定核燃料物質は、防護対象特定核燃料物質とする。

（運搬に関する確認を要する場合）

第四十八条 法第五十九条第二項に規定する政令で定める場合は、次の表の上欄に掲げる場合について、それぞれ同表の下欄に掲げるもののいずれかに該当する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を運搬する場合とする。

一 法第五十九条第一項の規定により保安のための措置が必要な場合	イ 放射線障害防止のための措置が特に必要な核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物であって、主務省令（国土交通大臣の確認を要する場合にあっては、国土交通省令。ロにおいて同じ。）で定めるもの ロ 臨界防止のための措置が特に必要な核燃料物質であって、主務省令で定めるもの
二 法第五十九条第一項の規定により保安及び特定核燃料物質の防護のための措置が必要な場合	イ 照射されていない次に掲げる物質 （1） プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの （2） ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの （3） ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの ロ 照射されたイに掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの

（都道府県公安委員会への届出を要する場合）

第四十九条 法第五十九条第五項に規定する政令で定める場合は、次の表の上欄に掲げる場合について、それぞれ同表の下欄に掲げるもののいずれかに該当する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を運搬する場合とする。

一 法第五十九条第一項の規定により保安のための措置が必要な場合	イ 放射線障害防止のための措置が特に必要な核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物であって、内閣府令で定めるもの ロ 臨界防止のための措置が特に必要な核燃料物質であって、内閣府令で定めるもの
二 法第五十九条第一項の規定により保安及び特定核燃料物質の防護のための措置が必要な場合	防護対象特定核燃料物質

（不要となった運搬証明書の返納）

第五十条 運搬証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該運搬証明書（第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した運搬証明書）を交付を受けた都道府県公安委員会に返納するようにしなければならない。

- 一 運搬を終了したとき。
- 二 運搬をしないこととなったとき。
- 三 運搬証明書の再交付を受けた場合において、喪失し、又は盗取された運搬証明書を発見し、又は回復したとき。

（都道府県公安委員会との連絡）

第五十一条 運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、関係都道府県公安委員会（以下この条において「関係公安委員会」という。）は、次に掲げる措置をとるものとする。

一 出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下この号において「出発地公安委員会」という。）以外の関係公安委員会にあっては、出発地公安委員会を通じて、法第五十九条第五項の規定による届出の受理、運搬証明書の交付及び同条第六項の指示を行うこと。

二 法第五十九条第六項の指示を行おうとするときは、あらかじめ、当該指示の内容を他の関係公安委員会に通知すること。

三 前二号に定めるもののほか、当該運搬について、災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共安全を図るため、他の関係公安委員会と緊密な連絡を保つこと。

2 前項に規定するもののほか、運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、関係公安委員会は、一の関係公安委員会を通じて、法第五十九条第九項の規定による届出、同条第十項の規定による申請及び前条の規定による返納の受理を行うことができるものとする。この場合において、他の関係公安委員会は、当該一の関係公安委員会を通じて、運搬証明書の書換え又は再交付を行うものとする。

（特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結等が必要な場合）

第五十二条 法第五十九条の二第一項に規定する政令で定める場合は、次のいずれかに該当する特定核燃料物質が運搬される場合とする。

一 防護対象特定核燃料物質

二 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるものであって、ウランの量が五百キログラムを超えるもの（照射されていないものに限る。）

（届出を受理した場合における通報等）

第六十二条 法第七十一条第六項の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

七 法第五十九条の二第二項の規定による確認

2 （略）

3 （略）

4 （略）

5 （略）

6 （略）

7 （略）

8 文部科学大臣は、法第五十九条の二第二項の規定による確認をした場合においては、国土交通大臣（当該確認に係る運搬が輸出又は輸入を伴うものである場合にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣）に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

9 （略）

10 （略）

11 （略）

（手数料）

第六十六条 法第七十五条第一項の規定により納付すべき手数料（次項に規定する溶接検査に係るものを除く。）の額は、別表第一のとおりとする。

2 （略）

3 （略）

別表第一（第66条関係）

番号	手数料を納付すべき者	金額
六十七	法第五十九条第二項の確認（運搬する物に係るものに限る。）を受けようとする者	
	イ 承認容器以外の容器の使用により核燃料物質等（第四十八条の表第一号イに規定するもの（主務省令で定めるものを除く。）に限る。）を運搬しようとする者	百三万二百円（電子申請等による場合にあつては、百二万八千八百円）
	ロ 承認容器以外の容器の使用により核燃料物質等（イに規定するものを除く。）を運搬しようとする者	二十三万九千五百円（電子申請等による場合にあつては、二十三万八千二百円）
	ハ 承認容器の使用により核燃料物質等（イに規定するものに限る。）を運搬しようとする者	三十五万九千円
	ニ 承認容器の使用により核燃料物質等（イに規定するものを除く。）を運搬しようとする者	六万六千八百円
六十八	国土交通大臣又は独立行政法人原子力安全基盤機構の行う法第五十九条第二項の確認（運搬する物に係るものを除く。）を受けようとする者	二十三万四千三百円
六十九	法第五十九条第三項の承認を受けようとする者	
	イ 核燃料物質等（第四十八条の表第一号イに規定するもの（主務省令で定めるものを除く。）に限る。）の運搬に使用する容器について承認を受けようとする者	七十万二千六百円（電子申請等による場合にあつては、七十万三千三百円）
	ロ 核燃料物質等（イに規定するものを除く。）の運搬に使用する容器について承認を受けようとする者	十八万二千円（電子申請等による場合にあつては、十八万七千円）
七十二	法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者	一万八千二百円（電子申請等による場合にあつては、一万七千円）

附 則（平成一九年一二月一九日政令第三七八号）

この政令は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。ただし、第一条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第二条の改正規定は、平成二十年七月一日から施行する。

20文科科第919号
平成20・10・07原院第3号
国総技第84号
平成20年12月22日

別記あて（各通）

文部科学省科学技術・学術政策局長 泉 紳一郎

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久
NISA-135a-08-46

国土交通省総合政策局長 大口 清一

防護対象特定核燃料物質の輸送に係る核物質防護に関する情報の取扱いについて

平成17年5月、核物質防護対策の強化等を目的として核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）が改正され、核物質防護に関する守秘義務に係る規定（第68条の3）が同法に追加されました。この改正により、（イ）原子力事業者等（原子炉等規制法第68条の3第1項に規定する原子力事業者等をいう。以下同じ。）及びその従業者並びにこれらの者であった者、（ロ）原子力事業者等から特定核燃料物質の防護に関する業務を委託された者及びその従業者並びにこれらの者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密（以下「核物質防護秘密」という。）を漏らすことは禁止され、これに違反した場合は、原子炉等規制法第78条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることとなります。

また、輸送に係る核物質防護秘密に係る情報管理については、原子炉等規制法のほか、船舶安全法（昭和8年法律第11号）及び航空法（昭和27年法律第231号）の各法体系により規定されているところです。

本年7月1日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第378号）の一部等が施行され、ガラス固化体に含まれる核燃料物質が、防護の対象となる特定核燃料物質（以下「防護対象特定核燃料物質」という。）として、別表のとおり新たに追加されました。

原子力事業者等におかれましては、防護対象特定核燃料物質についての輸送に係る核物質防護に関する情報の取扱いについては、下記のとおり対応されますようお願いいたします。

なお、本文書をもって、「防護対象特定核燃料物質の輸送に係る核物質防護に関する情報の取扱いについて」（平成17年11月28日付17文科科第640号、平成17・11・22原院第5号、国総技第74号）は廃止します。

記

1. 防護対象特定核燃料物質の輸送に関する情報のうち核物質防護秘密として管理されるべき情報は、別紙の1.に掲げる事項に該当する情報であり、当該情報の漏えいを防止するため厳重な管理を講ずること。

2. 防護対象特定核燃料物質の輸送に関する情報のうち核物質防護秘密に該当しないものの、これに準じて管理されるべき情報は、別紙2.に掲げる事項に該当する情報であり、当該情報については、

適切な管理を講ずること。

3. 上記1.の核物質防護秘密及び上記2.の管理を構すべき情報を取り扱う者に対し、核物質防護秘密に係る制度の趣旨の周知徹底を図るとともに、情報管理の遵守について指導の徹底を図ること。

別紙

別表の核燃料物質の区分に従い、防護対象特定核燃料物質の輸送に関する情報を以下のとおり取り扱うこと。

- 核物質防護秘密として厳重な管理を構すべき情報
 - 輸送の前後を問わず核物質防護秘密として扱うべき情報
 - 区分Ⅰの核燃料物質及び区分Ⅱの核燃料物質の輸送経路に関する詳細な情報（※1）
 - 主務大臣が定める妨害破壊行為等の脅威に関する情報
 - 妨害破壊行為等の脅威に対応して講ずる防護措置の評価に関する情報
 - 緊急時対応計画
 - 警備・監視体制（車列編成、固有の通信手段等）に関する情報
 - 車両・船舶等の防護の設備・構造（接近・移乗防止装置等）に関する情報※1：事故発生時に必要な通報等を行う場合を除く。
 - 輸送終了時まで核物質防護秘密として扱うべき情報
 - 区分Ⅰの核燃料物質及び区分Ⅱの核燃料物質の輸送通過予定日時（※1）
 - 区分Ⅰの核燃料物質の輸送数量、容器個数（※1）※1：事故発生時に必要な通報等を行う場合を除く。
- 適切な管理を構すべき情報
 - 輸送の前後を問わず管理を構すべき情報
 - 区分Ⅰ及び区分Ⅱの核燃料物質輸送時の施錠・封印に関する詳細な情報（※2）
 - 区分Ⅲの核燃料物質の輸送経路に関する詳細な情報※2：区分Ⅲの輸送であって、その方法が区分Ⅰ又は区分Ⅱと同様の方法の場合を含む。
 - 輸送終了時まで管理を構すべき情報
 - 区分Ⅲの核燃料物質の輸送通過予定日時
 - 核燃料物質の輸送の発着日時
 - 船名・車両番号等輸送手段を特定し得る情報
 - 輸送事業者名（輸送手段を特定されない場合を除く。）

(別表)

(未照射の核燃料物質)

		区分		
		I	II	III
プルトニウム		2kg 以上	500g を超え 2 kg 未満	15g を超え 500g 以下
濃縮ウラン*	20%以上	5kg 以上	1 kg を超え 5 kg 未満	15g を超え 1kg 以下
	10%以上 20%未満		10 kg 以上	1kg を超え 10kg 未満
	天然ウランの比率 を超え 10%未満			10kg 以上
ウラン-233		2kg 以上	500g を超え 2kg 未満	15g を超え 500g 以下

* 濃縮ウランについては、ウラン-235 の量を示す。

(照射済の核燃料物質)

核燃料物質の種類	区 分
核燃料物質を照射して、1m 離れた地点での空気吸収線量率が 1 グレイ毎時以下のもの	未照射の核燃料物質の区分に従う
核燃料物質を照射して、1m 離れた地点での空気吸収線量率が 1 グレイ毎時を超えるもの (濃縮度が 10%未満の濃縮ウランを除く) (ガラス固化(*注)に含まれるものを除く)	未照射の核物質の区分から 1 ランク下げることが可能 (照射前に区分Ⅲのものとは同ランクとする)
天然ウラン、劣化ウラン、トリウム、濃縮度が 10%未満の濃縮ウランを照射して、1m 離れた地点での空気吸収線量率が照射直後において 1 グレイ毎時を超えていたもの (ガラス固化体 (*注) に含まれるものであって、1 m 離れた地点での空気吸収線量率が 1 グレイ毎時を超えるものを除く)	区分Ⅱ
ガラス固化体 (*注) に含まれる照射済の核燃料物質であって、1 m 離れた地点での空気吸収線量率が 1 グレイ毎時を超えるもの	区分Ⅲ

(*注) ガラス固化体とは、使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物をいう。

特定核燃料物質の運搬の取決めにに関する規則

(平成十二年十一月六日総理府令第百二十四号)

最終改正：平成二〇年四月一五日文部科学省令第一五号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条の三の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定核燃料物質の運搬の取決めにに関する規則を次のように定める。

(特定核燃料物質の運搬に関し取決めが必要な事項)

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十九条の二第一項に規定する文部科学省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

<p>一 照射されていない次に掲げる物質</p> <p>イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの</p> <p>ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの</p> <p>ハ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの</p> <p>二 照射された前号に掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの</p>	<p>次 項 に 定 め る 事 項</p>
<p>三 照射された第一号に掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号に掲げるものを除く。）</p> <p>四 照射されていない次に掲げる物質</p> <p>イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、プルトニウムの量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの</p> <p>ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が一キログラムを超え五キログラム未満のもの</p> <p>ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの</p> <p>ニ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三三の量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの</p> <p>五 照射された前号に掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの</p> <p>六 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）を、「特定核燃料物質」の下に「（第十号に掲げるものを除く。）」第二条第三号に規定する特定核燃料物質</p>	<p>第 三 項 に 定 め る 事 項</p>
<p>七 照射された第四号に掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号に掲げるものを除く。）</p> <p>八 照射されていない次に掲げる物質</p> <p>イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、プルトニウムの量が</p>	<p>第 四 項 に 定</p>

<p>十五グラムを超え五百グラム以下のもの</p> <p>ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が十五グラムを超え一キログラム以下のもの</p> <p>ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が一キログラムを超え十キログラム未満のもの</p> <p>ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの</p> <p>ホ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三三の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの</p> <p>九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であって照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及びガラス固化体に含まれる照射された同号に掲げる物質であってその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものを除く。）</p> <p>十 令第二条第二号又は第三号に規定する特定核燃料物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固形化した物に含まれるものであって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）</p>	<p>め る 事 項</p>
<p>十一 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるものであって、ウランの量が五百キログラムを超えるもの（照射されていないものに限る。）</p>	<p>第 五 項 に 定 め る 事 項</p>

- 2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- 一 特定核燃料物質が発送人の工場又は事業所から搬出される予定日時及び受取人の工場又は事業所に搬入される予定日時並びに運搬手段
 - 二 特定核燃料物質が発送人の工場又は事業所から搬出されたときは、直ちにその旨を発送人が受取人に通知すること。
 - 三 第一号の予定日時までに特定核燃料物質が発送人の工場又は事業所から搬出されないときは、直ちにその旨を発送人が受取人に通知すること。
 - 四 特定核燃料物質が受取人の工場又は事業所に搬入されたときは、受取人が特定核燃料物質を収納する容器についている錠及び封印の健全性を確認し、その旨を発送人に通知すること。
 - 五 第一号の予定日時までに特定核燃料物質が受取人の工場又は事業所に搬入されないときは、直ちにその旨を受取人が発送人に通知すること。
 - 六 特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される予定日時及び場所並びに当該責任が移転されるための手続
 - 七 前号の予定日時までに特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転されないと見込まれるときは、直ちにその旨を当該責任が移転される者に通知すること。

八 特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転されたとき又は第六号の予定日時までに特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転されないときは、直ちにその旨を当該責任が移転される者が発出人（当該特定核燃料物質が外国の工場又は事業所から運搬される場合は、受取人）に通知すること。

九 本邦外において特定核燃料物質を運搬している場合（日本船舶又は日本航空機により運搬している場合を除く。）には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が、警備を担当する者（以下「警備人」という。）に当該特定核燃料物質を常時監視させ、関係機関との連絡体制を整備すること。

十 本邦外において、運搬される特定核燃料物質が一時貯蔵される場合には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定めること。

ロ 防護区域の境界をさく等の障壁によって区画し、及び防護区域の出入口の数をできるだけ少なくすること又はこれと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずること。

ハ 防護区域に出入りしようとする者の身分及び当該区域への出入りの必要性を確認の上、当該区域に出入りすることを認められた者以外の者の出入りを禁止すること。

ニ 関係機関との間における連絡を迅速かつ確実に行うことができる警備人に防護区域を常時監視させること。

3 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 前項第一号から第八号までに定める事項

二 本邦外において、運搬される特定核燃料物質が一時貯蔵される場合には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が次に掲げる措置を講ずること。

イ 防護区域を定めること。

ロ 防護区域の境界をさく等の障壁によって区画し、防護区域の出入口の数をできるだけ少なくし、及び防護区域を、警備人に常時監視させ若しくは人の侵入を監視するための装置により常時監視すること又はこれと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずること。

4 第一項の表第七号から第十号までの特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 第二項第一号から第八号までに定める事項

二 本邦外において、運搬される特定核燃料物質が一時貯蔵される場合には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が防護区域を定め、当該区域への人の出入りを制限すること。

5 第一項の表第十一号の特定核燃料物質に係る事項は、第二項第一号から第八号までに掲げる事項とする。

（特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結に関する確認の申請）

第二条 法第五十九条の二第二項の規定により、特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結に関する確認を受けようとする者は、別記様式による確認申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 運搬される特定核燃料物質に関する説明書
- 二 特定核燃料物質の運搬計画に関する説明書
- 三 特定核燃料物質の運搬に係る責任の移転に関する説明書

2 前項の確認申請書の提出部数は、正本及び副本各一通（当該確認に係る運搬が輸出又は輸入を伴うものである場合は正本一通及び副本二通）とする。

（確認証の交付）

第三条 文部科学大臣は、法第五十九条の二第二項に規定する確認をしたときは、確認証を交付する。

附 則（平成二〇年四月一五日文部科学省令第一五号）

この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

別記様式（第2条関係）

取決めの締結確認申請書

番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第2項及び特定核燃料物質の運搬の取決めに係る規則第2条第1項の規定により取決めの締結の確認を申請します。

運搬される特定核燃料物質の種類及び量（注1）		
運搬される特定核燃料物質の区分（注2）		
発出人	氏名又は名称	
	住所	
	搬出される工場又は事業所の名称及び所在地	
受取人	氏名又は名称	
	住所	
	搬入される工場又は事業所の名称及び所在地	
運搬について責任を有する者	氏名又は名称	
	住所	
搬出予定日時		
搬入予定日時		
本邦外における一時保管の有無		
取決めに係る説明（注3）		

注1 イ 運搬についてはプルトニウム、ウラン、使用済燃料の別を記載し、プルトニウムにあってはプルトニウム 238 の同位体濃度を、ウランにあっては濃縮度を、使用済燃料にあってはその表面から1メートルの距離における空気吸収線量率（照射された天然ウラン、劣化ウラン、トリウム及び濃縮度10%未満のウランについては、照射直後の空気吸収線量率）が1グレイを超えるかどうかを併記すること。

ロ 量については、総量及びプルトニウム、ウラン 235 又はウラン 233 の量をトン、キログラム又はグラム単位で記載すること。

2 区分については、第1条第1項の表第1号及び第2号に該当する場合には区分Ⅰと、同表第3号から第6号までに該当する場合には区分Ⅱと、同表第7号から第9号までに該当する場合には区分Ⅲと、同表第10号に該当する場合には区分Ⅳと記載すること。

3 取決めの写しを添付すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

(昭和五十三年十二月二十八日総理府令第五十七号)

文部科学省
 最終改正：平成二〇年四月一五日 経済産業省令第三号
 国土交通省

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条の二第一項及び第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十四条第一項並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第十七条の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則を次のように定める。

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 車両運搬 工場又は事業所の外における鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬をいう。
- 二 簡易運搬 工場又は事業所の外における車両運搬以外の運搬（船舶又は航空機によるものを除く。）をいう。
- 三 核燃料輸送物 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）が容器に収納されているものをいう。
- 四 コンテナ 運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものうち、非開放型の構造のものをいう。
- 五 タンク 気体、液体又は固体を収納する容器をいう。
- 六 金属製中型容器 金属製の容器であつて、運搬中に生じる応力に耐える構造及び強度を有し、かつ、内容積が三立方メートル以下のものうち主務大臣（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十九条第一項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下同じ。）の定める基準に適合するものをいう。
- 七 専用積載 鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両又は外接する直方体の一辺が一・五メートル以上のコンテナ（内容積が三立方メートルを超えるものに限る。）が一の荷送人によつて専用され、かつ、運搬する物の積み込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によつて行われる積載の方法をいう。
- 八 放射線業務従事者 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府令・通商産業省令第一号）第一条第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第一条第二項第四号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一条の二第七号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第七号、実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）第二条第二項第七号、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第二条第二項第七号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）第一条第二項第四号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第一条第二項第五号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第一条第二項第六号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第一条第二項第五号又は

核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第一条第四号に規定する放射線業務従事者をいう。

九 放射線 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然放射線以外のものをいう。

(車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準)

第二条 法第五十九条第一項の主務省令で定める技術上の基準（車両運搬により運搬する物に係るものに限る。）は、次条から第十五条までに定めるものとする。

(核燃料輸送物としての核燃料物質等の運搬)

第三条 核燃料物質等は、次に掲げる核燃料物質等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める種類の核燃料輸送物として運搬しなければならない。

- 一 危険性が極めて少ない核燃料物質等として主務大臣の定めるもの L型輸送物
- 二 主務大臣の定める量を超えない量の放射能を有する核燃料物質等（前号に掲げるものを除く。） A型輸送物
- 三 前号の主務大臣の定める量を超える量の放射能を有する核燃料物質等（第一号に掲げるものを除く。） BM型輸送物又はBU型輸送物
- 2 前項の規定にかかわらず、放射能濃度が低い核燃料物質等であつて危険性が少ないものとして主務大臣の定めるもの（以下「低比放射性物質」という。）及び核燃料物質等によつて表面が汚染された物であつて危険性が少ないものとして主務大臣の定めるもの（以下「表面汚染物」という。）は、主務大臣の定める区分に応じ、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物として運搬することができる。
- 3 前二項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物は、それぞれ次条から第十条までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。

(L型輸送物に係る技術上の基準)

第四条 L型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 容易に、かつ、安全に取扱うことができること。
- 二 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。
- 三 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。
- 四 材料相互の間及び材料と収納される核燃料物質等との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。
- 五 弁が誤つて操作されないような措置が講じられていること。
- 六 開封されたときに見やすい位置に「放射性」又は「Radioactive」の表示を有していること。ただし、主務大臣の定める場合は、この限りでない。
- 七 表面における主務大臣の定める線量当量率の最大値（以下「最大線量当量率」という。）が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
- 八 表面の放射性物質の密度が主務大臣の定める密度（以下「表面密度限度」という。）を超えないこと。
- 九 核分裂性物質（ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三九、プルトニウム二四一及びこれらの化合物並びにこれらの一又は二以上を含む核燃料物質（主務大臣の定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）が収納されている場合には、外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

(A型輸送物に係る技術上の基準)

第五条 A型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 前条第一号から第五号まで及び第八号に定める基準
- 二 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。
- 三 みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。

- 四 構成部品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。
- 五 周囲の圧力を六十キロパスカルとした場合に、放射性物質の漏えいがないこと。
- 六 液体状の核燃料物質等が収納されている場合には、次に掲げる要件に適合すること。
- イ 容器に収納することができる核燃料物質等の量の二倍以上の量の核燃料物質等を吸収することができる吸収材又は二重の密封部分から成る密封装置（容器の構成部品のうち、放射性物質の漏えいを防止するための密封措置が施されているものをいう。以下同じ。）を備えること。ただし、法第五十九条第三項の規定により承認を受けた容器（BM型輸送物又はBU型輸送物に係るものに限る。）を使用する場合は、この限りでない。
- ロ 核燃料物質等の温度による変化並びに運搬時及び注入時の挙動に対処し得る適切な空間を有していること。
- 七 表面における最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えないこと。ただし、専用積載として運搬する核燃料輸送物であつて、核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第四条第二項並びに第十九条第三項第一号及び第二号に規定する運搬の技術上の基準に従うもののうち、安全上支障がない旨の主務大臣の承認を受けたものは、表面における最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。
- 八 表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率（コンテナ又はタンクを容器として使用する核燃料輸送物であつて、専用積載としないで運搬するものについては、表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率に主務大臣の定める係数を乗じた線量当量率）が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。ただし、核燃料輸送物を専用積載として運搬する場合であつて、安全上支障がない旨の主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
- 九 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。
- 十 主務大臣の定めるA型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。
- イ 放射性物質の漏えいがないこと。
- ロ 表面における最大線量当量率が著しく増加せず、かつ、二ミリシーベルト毎時（第七号ただし書に該当する場合は、十ミリシーベルト毎時）を超えないこと。
- 十一 主務大臣の定める液体状又は気体状の核燃料物質等（気体状のトリチウム及び希ガスを除く。）が収納されているA型輸送物に係る追加の試験条件の下に置くこととした場合に、放射性物質の漏えいがないこと。
- （BM型輸送物に係る技術上の基準）
- 第六条** BM型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 前条第一号から第九号までに定める基準。ただし、同条第六号イに定める要件は、適用しない。
- 二 主務大臣の定めるBM型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。
- イ 前条第十号ロの要件
- ロ 放射性物質の一時間当たりの漏えい量が主務大臣の定める量を超えないこと。
- ハ 表面の温度が日陰において摂氏五十度（専用積載として運搬する核燃料輸送物にあつては、輸送中人が容易に近づくことができる表面（その表面に近接防止枠を設ける核燃料輸送物にあつては、当該近接防止枠の表面）において摂氏八十五度）を超えないこと。
- ニ 表面の放射性物質の密度が表面密度限度を超えないこと。
- 三 主務大臣の定めるBM型輸送物に係る特別の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

- イ 表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。
- ロ 放射性物質の一週間当たりの漏えい量が主務大臣の定める量を超えないこと。
- 四 運搬中に予想される最も低い温度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。
- 五 主務大臣の定める量を超える量の放射能を有する核燃料物質等が収納されている核燃料輸送物にあつては、主務大臣の定める試験条件の下に置くこととした場合に、密封装置の破損のないこと。ただし、安全上支障がないと主務大臣が認める場合は、この限りでない。
- （BU型輸送物に係る技術上の基準）
- 第七条** BU型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 第五条第一号から第三号まで、第四号本文、第五号、第六号ロ及び第七号から第九号まで並びに前条第五号本文に定める基準
- 二 主務大臣の定めるBU型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、前条第二号イからニまでに定める要件に適合すること。
- 三 主務大臣の定めるBU型輸送物に係る特別の試験条件の下に置くこととした場合に、前条第三号イ及びロに定める要件に適合すること。
- 四 摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。
- 五 フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ過又は核燃料物質等の冷却が行われる構造であること。
- 六 最高使用圧力（運搬中に予想される周囲の温度及び日光の直射の条件の下で、排気、冷却その他の特別な措置を採らない場合に、一年間に核燃料輸送物の密封装置内に生じる気体の最大圧力（ゲージ圧力をいう。）をいう。）が七百キロパスカルを超えないこと。
- （IP-1型輸送物に係る技術上の基準）
- 第八条** IP-1型輸送物に係る技術上の基準は、第五条第一号、第二号、第七号及び第八号に定める基準とする。
- （IP-2型輸送物に係る技術上の基準）
- 第九条** IP-2型輸送物（次項に該当するものを除く。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 前条に定める基準
- 二 主務大臣の定めるIP-2型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、第五条第十号イ及びロに定める要件に適合すること。
- 2 IP-2型輸送物（核燃料物質等を収納する容器がコンテナ（収納する核燃料物質等が固体の場合に限る。次条第二項において同じ。）、タンク又は金属製中型容器であるものに限る。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 前条に定める基準
- 二 前項第二号に定める基準又はこれと同等と主務大臣の認める基準
- （IP-3型輸送物に係る技術上の基準）
- 第十条** IP-3型輸送物（次項に該当するものを除く。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 第五条第一号から第八号までに定める基準。ただし、同条第六号イに定める要件は、適用しない。
- 二 主務大臣の定めるIP-3型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、第五条第十号イ及びロに定める要件に適合すること。
- 2 IP-3型輸送物（核燃料物質等を収納する容器がコンテナ、タンク又は金属製中型容器であるものに限る。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 第八条に定める基準

二 第五条第三号から第五号までに定める基準、第六号ロに定める要件に適合すること及び前項第二号に定める基準又はこれと同等と主務大臣の認める基準

(核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準)

第十一条 第四条第九号に規定する核分裂性物質を第三条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該核分裂性物質に係る核燃料輸送物（主務大臣の定めるものを除く。以下「核分裂性輸送物」という。）は、輸送中において臨界に達しないものであるほか、次の各号に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。

一 主務大臣の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、容器の構造部に一辺十センチメートルの立方体を包含するようなくぼみが生じないこと。

二 次のいずれの場合にも臨界に達しないこと。

イ 主務大臣の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合

ロ 主務大臣の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置いたものを主務大臣の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合

ハ 主務大臣の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件の下に置いたものを主務大臣の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合

ニ 当該核分裂性輸送物と同一のものであつて主務大臣の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置いたものを、主務大臣の定める配列系の条件の下で、かつ、当該核分裂性輸送物相互の間が最大の中性子増倍率（原子核分裂の連鎖反応において、核分裂により放出された一個の中性子ごとに、次の核分裂によつて放出される中性子の数をいう。以下同じ。）になるような状態で、当該核分裂性輸送物の輸送制限個数（一箇所（集合積載した当該核分裂性輸送物が、他のどの核分裂性輸送物とも六メートル以上離れている状態をいう。）に集合積載する核分裂性輸送物の個数の限度として定められる数をいう。以下同じ。）の五倍に相当する個数積載することとした場合

ホ 当該核分裂性輸送物と同一のものであつて主務大臣の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件の下に置いたものを、主務大臣の定める配列系の条件の下で、かつ、当該核分裂性輸送物相互の間が最大の中性子増倍率になるような状態で、輸送制限個数の二倍に相当する個数積載することとした場合

三 摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される最も低い温度が特定できる場合は、この限りでない。

(六ふつ化ウランに係る核燃料輸送物の技術上の基準)

第十二条 六ふつ化ウランを第三条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該六ふつ化ウランに係る核燃料輸送物は、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。

一 当該六ふつ化ウランの容積は、封入又は取出しの時に予想される最高温度において、容器の内容積の九十五パーセントを超えないこと。

二 通常の運搬状態において、当該六ふつ化ウランが固体状であり、かつ、容器の内部が負圧となるような措置が講じられていること。

2 主務大臣の定める量以上の六ふつ化ウランが収納されている核燃料輸送物（以下「六ふつ化ウラン輸送物」という。）にあつては、前項の基準に加え、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。

一 主務大臣の定める六ふつ化ウラン輸送物に係る耐圧試験の条件の下に置くこととした場合に、放射性物質の漏えいがなく、かつ、受け入れられない応力が発生しないこと。

二 主務大臣の定める六ふつ化ウラン輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、放射性物質の漏えいがなく、かつ、弁に損傷のないこと。

三 主務大臣の定める六ふつ化ウラン輸送物に係る特別の試験条件の下に置くこととした場合に、密封装置に破損がないこと。

四 安全弁、逃がし弁その他の容器の内部の流体の排出による過圧防止効果を有する装置を備えないこと。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技術上の基準については、それぞれ当該各号に定める基準をもつて代えることができる。

一 前項第一号に定める基準 同号の耐圧試験の代替試験として主務大臣の定める試験条件の下に置くこととした場合に、放射性物質の漏えいがなく、かつ、受け入れられない応力が発生しないこと。

二 前項第三号に定める基準 重量九千キログラム以上の六ふつ化ウランを収納する場合には、主務大臣が相当と認める基準に適合すること。

(核燃料輸送物としないで運搬できる低比放射性物質及び表面汚染物の運搬)

第十三条 次に掲げる低比放射性物質及び表面汚染物は、第三条の規定にかかわらず、同条第一項及び第二項に定める核燃料輸送物としないで運搬することができる。

一 主務大臣の定める低比放射性物質であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ 通常の運搬状態において、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないような措置が講じられていること。

ロ 専用積載として運搬すること。

二 主務大臣の定める表面汚染物であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ 前号イに掲げる要件

ロ 専用積載として運搬すること。ただし、表面の放射性物質の密度が主務大臣の定める密度を超えないものは、この限りでない。

(特別措置による運搬)

第十四条 第三条又は前条の規定に従つて運搬することが著しく困難な場合であつて、安全な運搬を確保するために必要な措置を採り、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の主務大臣の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。この場合において、当該運搬する物の最大線量当量率は、表面において十ミリシーベルト毎時を超えてはならない。

(特定核燃料物質の運搬)

第十五条 第三条又は前条の規定により運搬する核燃料物質であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第四十七条に規定する特定核燃料物質のうち次のいずれかに該当するものを運搬する場合には、当該特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をしなければならない。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

一 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この条において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの

ハ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの

二 照射された前号に掲げる物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（第五号において「ガラス固化体」という。）に含まれる照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（第四号及び

第五号において単に「吸収線量率」という。)がグレイ毎時を超えるものを除く。)

三 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え五キログラム未満のもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ニ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの

四 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率がグレイ毎時以下のもの

五 令第二条第三号に規定する特定核燃料物質(ガラス固化体に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率がグレイ毎時を超えるものを除く。)

(特定核燃料物質の運搬に係る情報の管理)

第十六条 前条に基づき講ずる措置のうち、特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理することとする。

(簡易運搬に係る技術上の基準)

第十七条 法第五十九条第一項の主務省令で定める技術上の基準(簡易運搬に係るものに限る。)は、第三条から第十四条までに定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第三条、第十三条又は第十四条の規定により運搬される核燃料物質等(以下「運搬物」という。)を積載し、又は収納した運搬機械又は器具(簡易運搬に係るものに限る。以下「運搬機器」という。)の表面における最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時を超えないようにすること。

二 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

三 運搬物は、同一の運搬機器に主務大臣の定める危険物と混載しないこと。

四 二以上の運搬物(その表面における最大線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えるもの及び第十一条の基準に適合する核分裂性輸送物に限る。以下この号において同じ。)を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、放射線障害防止及び臨界防止のため、主務大臣の定めるところにより、当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限すること。

五 運搬物(第三条第一項第一号のL型輸送物を除く。以下この号において同じ。)を運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 当該運搬物の運搬に従事する者は、運搬物の取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行すること。

ロ 当該運搬物の運搬に従事する者は、消火器、放射線測定器、保護具その他の事故が発生した場合に必要な器具、装置等を携行すること。

ハ 人の通常立ち入る場所においては、運搬物又は運搬機器を置き、又は運搬物の積込み、取卸し等の取扱いを行わないこと。ただし、縄張、標識の設置等の措置を講じたときは、この限りでない。

六 第三条第一項第三号のBM型輸送物を運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 法第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状若しくは法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有する者又はこれらと同等の知識及び経験を有する者を同行させ、及び積込み、取卸し等に立ち合わせるにより、核燃料物質等の放射線管理、核燃料物質等の運搬に従事する者の被ばく管理その他核燃料物質等の保安のために必要な監督を行わせること。

ロ 交通が混雑する時間及び経路を避けること。

七 運搬物には、主務大臣の定めるところにより、標識の取付け又は表示をすること。

八 放射線業務従事者の線量が主務大臣の定める線量限度を超えないようにすること。

(確認を要する核燃料物質等)

第十八条 令第四十八条の表第一号イの主務省令で定める核燃料物質等は、第三条第一項第三号に規定する核燃料物質等(同条第二項及び第十四条の規定により運搬されるものを除く。)及び第十二条第二項に規定する六ふつ化ウランとする。

2 令第四十八条の表第一号ロの主務省令で定める核燃料物質は、第四条第九号に規定する核分裂性物質(主務大臣の定めるものを除く。)とする。

(運搬に関する確認の申請)

第十九条 法第五十九条第二項の規定により、運搬に関する確認(独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)が行うものを除く。)を受けようとする者は、令第四十八条の表第一号に該当する場合にあつては別記様式第一(簡易運搬に係る確認を受けようとする場合にあつては、別記様式第二)による確認申請書に、次の各号に掲げる書類、同表第二号に該当する場合にあつては別記様式第一による確認申請書に第一号から第五号までに掲げる書類及び特定核燃料物質を収納する容器について講じられる当該特定核燃料物質の防護のための措置に関する説明書を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一 運搬する核燃料物質等に関する説明書

二 前号の核燃料物質等を収納する容器(以下「輸送容器」という。)の構造及び材質(以下「輸送容器の設計」という。)並びに当該核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する説明書

三 輸送容器の製作の方法に関する説明書

四 輸送容器が第二号の輸送容器の設計及び前号の輸送容器の製作の方法に従つて製作されていることを示す説明書

五 輸送容器が第二号の輸送容器の設計及び第三号の輸送容器の製作の方法に適合するよう維持されていることを示す説明書

六 核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書

七 簡易運搬にあつては、核燃料輸送物の運搬方法及びその安全性に関する説明書

2 前項各号に掲げる書類については、危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)第八十七条第一項の規定による国土交通大臣の確認を受けたことを証する書面が提出されている場合にあつては、当該書類の提出を省略することができる。

3 第一項第二号、第三号及び第四号に掲げる書類については、法第五十九条第三項に規定する承認を受けた輸送容器を使用して核燃料物質等を運搬する場合にあつては、当該書類の提出を省略することができる。

4 第一項の確認申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

5 機構が行う法第五十九条第二項に規定する確認を受けようとする者は、法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(運搬確認証の交付)

第二十条 主務大臣又は機構は、法第五十九条第二項に規定する確認をしたときは、運搬確認証を交付する。

(容器承認の申請)

第二十一条 法第五十九条第三項の規定により、輸送容器について承認を受けようとする者は、別記様式第三による容器承認申請書

に、次の各号に掲げる書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

- 一 当該輸送容器で運搬することを予定する核燃料物質等に関する説明書
 - 二 当該輸送容器の設計及び前号の核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する説明書
 - 三 当該輸送容器の製作の方法に関する説明書
 - 四 当該輸送容器が第二号の輸送容器の設計及び前号の輸送容器の製作の方法に従って製作されていることを示す説明書
 - 五 当該輸送容器が第二号の輸送容器の設計及び第三号の輸送容器の製作の方法に適合するよう維持されていることを示す説明書
- 2 前項第二号に掲げる書類については、主務大臣の定めるところにより、輸送容器の設計及び前項第一号の核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する事項について当該輸送物が第三条から第十五条までに定める技術上の基準に適合すると主務大臣が認める場合は、当該書類の提出を省略することができる。
- 3 第一項の容器承認申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(容器承認書の交付)

第二十二條 主務大臣は、法第五十九条第三項に規定する承認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付する。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 輸送容器の名称
- 三 輸送容器の外形寸法及び重量
- 四 核燃料輸送物の種類
- 五 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量
- 六 承認容器登録番号
- 七 承認容器として使用する期間
- 八 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項

(承認容器として使用する期間の更新)

第二十三條 前条の規定により容器承認書の交付を受けた者は、当該輸送容器が当該輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを示して、承認容器として使用する期間の更新を受けることができる。

- 2 前項の更新を受けようとする者は、別記様式第四による承認容器使用期間更新申請書に、当該輸送容器が当該輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを示す説明書を添えて、主務大臣に提出しなければならない。
- 3 第一項の更新を受けた者は、遅滞なく容器承認書を提出し、その書換えを受けなければならない。
- 4 第二項の承認容器使用期間更新申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(容器承認書の変更の届出等)

第二十四條 第二十二條の規定により容器承認書の交付を受けた者は、同条第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第五による容器承認書記載事項変更届出書に当該容器承認書を添えて主務大臣に提出し、その書換えを受けなければならない。

- 2 第二十二條の規定により容器承認書の交付を受けた者は、承認を受けた輸送容器の全部の使用を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、別記様式第六による承認容器廃止届出書に当該容器承認書を添えて主務大臣に提出しなければならない。
- 3 第二十二條の規定により容器承認書の交付を受けた者は、承認を受けた輸送容器の一部の使用を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、別記様式第七による承認容器一部廃止届出書に当該容器承認書を添えて主務大臣に提出し、その書換えを受けなければならない。
- 4 前三項の届出書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(事故故障等の報告)

第二十五條 法第六十二条の三の規定により、法第五十八条第一項に規定する原子力事業者等(以下単に「原子力事業者等」という。)は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に主務大臣に報告しなければならない。

- 一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 二 核燃料物質等が異常に漏えいしたとき。
- 三 前二号のほか、核燃料物質等の運搬に関し人の障害(放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(危険時の措置)

第二十六條 法第六十四条第一項の規定により、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

- 一 核燃料輸送物に火災が起こり、又は核燃料輸送物に延焼するおそれのある火災が起こった場合は、火災の消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防吏員に通報すること。
- 二 核燃料輸送物を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。
- 三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、運搬に従事する者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。
- 四 核燃料物質等による汚染が生じた場合には、速やかに、汚染の広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。
- 五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。
- 六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

2 前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、第十七条第八号の規定にかかわらず、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者に書面で申し出た者に限る。)をその線量当量が主務大臣の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。

(身分を示す証明書)

第二十七條 法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第八によるものとする。

(令別表第一の六十四及び六十六の項の主務省令で定める核燃料物質等)

第二十八條 令別表第一の六十四及び六十六の項の主務省令で定める核燃料物質等は、第十二条第二項に規定する六ふつ化ウランとする。

附 則 (平成二〇年四月一五日 文部科学省・経済産業省・国土交通省第三号)

この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

様式第1 (第19条関係)

車両運搬確認申請書

番 号
年 月 日

主務大臣 殿

住 所
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第2項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第19条第1項の規定により車両運搬の確認を申請します。

原子力事業者等の区分 (注1)			
運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び量 (注2)			
運 搬 の 目 的 (注3)			
運 搬 予 定 時 期			
核燃料輸送物に関する説明	核燃料輸送物の種類 (注4)		
	核燃料輸送物の総重量 (注5)		
	収納する核燃料物質等	重 量 (注5)	
		放射能の量 (注6)	
	使用する輸送容器 (注7)	名 称	
		外 形 寸 法 (注8)	
		重 量 (注5)	
核分裂性輸送物にあつては輸送制限個数			
積載方法又は混載の別			

注1 法第58条第1項に規定する原子力事業者等(以下「原子力事業者等」という。)又は原子力事業者等から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び原子力事業者等の区分を併記すること。

2 次のイからニにより記載すること。

イ 種類については金属ウラン、二酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化プルトニウム、新燃料集合体(二酸化ウラン燃料)、新燃料集合体(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料)、使用済燃料、試験片等の別を記載し、ウランにあつては濃縮度を、プルトニウムにあつては核分裂性プルトニウム同位体濃度を、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料にあつては核分裂性プルトニウム富化度を、使用済燃料にあつてはその表面から1メートルの距離における空気吸収線量率(照射された天然ウラン、劣化ウラン、トリウム及び濃縮度10%未満のウランについては、照射直後の空気吸収線量率)が1グレイ毎時を超えるかどうかを、また使用済燃料でその被覆材からの放射性物質の漏えいが認められるものにあつてはその旨を併記すること。

ロ 濃縮度及び核分裂性プルトニウム富化度については、使用済燃料及び照射済試料にあつては初期値を記載すること。

ハ 性状については物理的・化学的形態を記載すること。

ニ 量については総量及びウラン233、ウラン235、プルトニウム239、プルトニウム241等について該当するものの量をトン又はキログラム単位で記載すること。

3 当該運搬に係る出発地及び目的地の工場又は事業所の名称及び所在地を併せて記載すること。

4 A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物等の核燃料輸送物の種類並びに核分裂性輸送物及び六ふつ化ウラン輸送物にあつてはその旨を記載すること。

5 トン又はキログラム単位で記載すること。

6 総量及び主要な核種ごとの量をベクレル単位で記載すること。

7 輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。

8 センチメートル又はメートル単位で記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3 主務大臣については、法第59条第1項の区分により記載すること。

様式第2 (第19条関係)

簡易運搬確認申請書

番 号
年 月 日

主務大臣 殿

住 所
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第2項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第19条第1項の規定により簡易運搬の確認を申請します。

原子力事業者等の区分 (注1)			
運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び量 (注2)			
運 搬 の 目 的 (注3)			
運 搬 予 定 時 期			
核燃料輸送物に関する説明	核燃料輸送物の種類 (注4)		
	核燃料輸送物の総重量 (注5)		
	収納する核燃料物質等	重 量 (注5)	
		放射能の量 (注6)	
	使用する輸送容器 (注7)	名 称	
		外 形 寸 法 (注8)	
		重 量 (注5)	
核分裂性輸送物にあつては輸送制限個数			
運搬に関する法説に明	使用する運搬機器の種類 (注9)		
	運搬機器への積付け方法 (注10)		
	携行する書面及び携行器具等		

注1 法第58条第1項に規定する原子力事業者等(以下「原子力事業者等」という。)又は原子力事業者等から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び原子力事業者等の区分を併記すること。

2 次のイからニにより記載すること。

イ 種類については金属ウラン、二酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化プルトニウム、新燃料集合体(二酸化ウラン燃料)、新燃料集合体(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料)、使用済燃料、試験片等の別を記載し、ウランにあつては濃縮度を、プルトニウムにあつては核分裂性プルトニウム同位体濃度を、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料にあつては核分裂性プルトニウム富化度を、使用済燃料でその被覆材からの放射性物質の漏えいが認められるものにあつてはその旨を併記すること。

ロ 濃縮度及び核分裂性プルトニウム富化度については、使用済燃料及び照射済試料にあつては初期値を記載すること。

ハ 性状については物理的・化学的形態を記載すること。

ニ 量についてはトン又はキログラム単位で記載すること。

3 当該運搬に係る出発地及び目的地の工場又は事業所の名称及び所在地を併せて記載すること。

4 A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物等の核燃料輸送物の種類並びに核分裂性輸送物及び六ふつ化ウラン輸送物にあつてはその旨を記載すること。

5 トン又はキログラム単位で記載すること。

6 総量及び主要な核種ごとの量をベクレル単位で記載すること。

7 輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。

8 センチメートル又はメートル単位で記載すること。

9 台車等具体的に記載すること。

10 積付け後の状態を示す説明図を添付すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3 主務大臣については、法第59条第1項の区分により記載すること。

様式第3 (第21条関係)

容器承認申請書
 番号
 年 月 日
 主務大臣 殿
 住所
 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第3項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第21条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 輸送容器の名称
- 2 輸送容器の外形寸法及び重量(注1)
- 3 核燃料輸送物の種類(注2)
- 4 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量(注3)
- 5 承認を受けようとする容器の製造番号その他の当該容器と他の容器を区別するための番号
- 6 承認容器として使用することを予定している期間

注1 寸法についてはセンチメートル又はメートル単位、重量についてはトン又はキログラム単位で記載し、併せて輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。

2 A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物等の核燃料輸送物の種類並びに核分裂性輸送物及び六ふつ化ウラン輸送物にあつてはその旨を記載すること。

3 次のイからホにより記載すること。

イ 種類については金属ウラン、二酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化プルトニウム、新燃料集合体(二酸化ウラン燃料)、新燃料集合体(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料)、使用済燃料、試験片等の別を記載し、ウランにあつては濃縮度を、プルトニウムにあつては核分裂性プルトニウム同位体濃度を、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料にあつては核分裂性プルトニウム富化度を、使用済燃料でその被覆材からの放射性物質の漏えいが認められるものの収納が見込まれる場合にあつてはその旨を併記すること。

ロ 濃縮度及び核分裂性プルトニウム富化度については、使用済燃料及び照射済試料にあつては初期値を記載すること。

ハ 性状については物理的・化学的形態を記載すること。

ニ 重量についてはトン又はキログラム単位で記載すること。

ホ 放射能の量については総量及び主要な核種ごとの量をベクレル単位で記載すること。

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 3 主務大臣については、法第59条第1項の区分により記載すること。

様式第4 (第23条関係)

承認容器使用期間更新申請書
 番号
 年 月 日
 主務大臣 殿
 住所
 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第23条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 輸送容器の名称
- 2 承認容器登録番号
- 3 容器承認書に記載された期間
- 4 更新後に承認容器として使用することを予定している期間
- 5 更新の理由

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 3 主務大臣については、法第59条第1項の区分により記載すること。

様式第5 (第24条関係)

容器承認書記載事項変更届出書
 番号
 年 月 日
 主務大臣 殿
 住所
 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第24条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 輸送容器の名称
- 2 承認容器登録番号
- 3 変更前
- 4 変更後
- 5 変更の年月日
- 6 変更の理由

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 3 主務大臣については、法第59条第1項の区分により記載すること。

様式第6 (第24条関係)

承認容器廃止届出書
 番号
 年 月 日
 主務大臣 殿
 住所
 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第24条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 輸送容器の名称
- 2 承認容器登録番号
- 3 廃止の年月日
- 4 廃止の理由

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 3 主務大臣については、法第59条第1項の区分により記載すること。

様式第7 (第24条関係)

承認容器一部廃止届出書
 番号
 年 月 日
 主務大臣 殿
 住所
 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第24条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。


記

- 1 輸送容器の名称
- 2 廃止する輸送容器の承認容器登録番号
- 3 廃止の年月日
- 4 廃止の理由

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 3 主務大臣については、法第59条第1項の区分により記載すること。

様式第8 (第27条関係)

(表 面)

第 号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項の規定による
身 分 証 明 書
職名及び氏名
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 写  真 </div> <div style="text-align: right; padding-right: 20px;"> 年 月 日生 年 月 日交付 </div> </div>
主 務 大 臣 印

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A7とすること。
 2 主務大臣については、法第59条第1項の区分により記載すること。

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同上第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については、第64条第3項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣とする。)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者若しくは同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2~5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7~10 (略)

11 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12~19 (略)

第80条 次の各号の一に該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者にかかる部分に限る。)、第2項から第4項まで又は第12項の規定による立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第三条等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等）

（平成二年十一月二十八日科学技術庁告示第五号）

文部科学省
最終改正：平成一八年一二月二六日 経済産業省告示第一号
国土交通省

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条、第四条、第五条、第六条、第七条、第九条、第十条、第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条及び第十七条の規定に基づき、並びに同規則を実施するため、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和五十三年科学技術庁告示第十一号）の全部を改正する告示を次のように定め、平成三年一月一日から適用する。

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（金属製中型容器の基準）

第二条 規則第一条第六号の主務大臣の定める基準は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）第二十五条の五第二項第一号で定めるもののうち、容器等級がⅠ又はⅡの危険物を収納する金属製IBC容器に係る基準とする。

（L型輸送物として運搬できる核燃料物質等）

第三条 規則第三条第一項第一号の危険性が極めて少ない核燃料物質等として主務大臣の定めるものは、次の各号の一に該当する核燃料物質等とする。ただし、第一号及び第二号に該当する核燃料物質等のうち核分裂性物質を含むものについては、第二十三条に定める核燃料輸送物として運搬できるものに限る。

一 核燃料物質等であって、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの

核燃料物質等の区分		放射能の量
固体	容易に散逸しない固体状の核燃料物質等又は核燃料物質等を密封したカプセル（以下「カプセル等」という。）であって、次に掲げる基準に適合するもの（以下「特別形核燃料物質等」という。）	別表第一から別表第四まで及び別表第六の第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄に掲げる数量（以下「A ₁ 値」という。）の千分の一
	イ 外接する直方体の少なくとも一辺が〇・五センチメートル以上であること。	
	ロ 別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験（長さが十センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が十以上である核燃料物質等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験）を行った場合に損壊せず、加熱試験を行った場合に熔融又は分散せず、並びに浸漬試験を行った場合に水中への放射性物質の漏えい量が、二キロベクレルを超えないものであること。ただし、衝撃試験	

	及び打撃試験にあつては重量が二百グラム未満のカプセル等については主務大臣が認める試験、二百グラム以上五百グラム未満のカプセル等については主務大臣が認める試験、加熱試験にあつては主務大臣が認める試験に代えることができる。	
	特別形核燃料物質等以外のもの	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第四及び別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（以下「A ₂ 値」という。）の千分の一
液体		A ₂ 値の一万分の一
気体	トリチウム	〇・ハテラベクレル
	その特別形核燃料物質等	A ₁ 値の千分の一
	他の特別形核燃料物質等以外のもの	A ₂ 値の千分の一

二 機器又は装置（核燃料物質等を封入する機能のみを有するものを除く。以下「機器等」という。）に含まれる核燃料物質等であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ 次の表の上欄に掲げる核燃料物質等の区分に応じ、機器等一個当たりに含まれる核燃料物質等の放射能が、それぞれ同表の中欄に掲げる量を超えず、かつ、当該機器等が収納されている核燃料輸送物一個当たりに含まれる核燃料物質等の放射能が、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えないこと。

核燃料物質等の区分		機器等一個当たりに含まれる放射能の量	核燃料輸送物一個当たりに含まれる放射能の量
固体	特別形核燃料物質等	A ₁ 値の百分の一	A ₁ 値
	特別形核燃料物質等以外のもの	A ₂ 値の百分の一	A ₂ 値
液体		A ₂ 値の千分の一	A ₂ 値の十分の一
気体	トリチウム	〇・ハテラベクレル	ハテラベクレル
	その他のもの	特別形核燃料物質等	A ₁ 値の百分の一
		特別形核燃料物質等以外のもの	A ₂ 値の千分の一

ロ 収納されていない状態で当該機器等の表面から十センチメートル離れた位置における第八条に規定する線量当量率の最大値（以下「最大線量当量率」という。）が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

ハ 当該機器等（放射線発光塗料を用いたものを除く。）は「放射性」又は「Radioactive」の表示を有すること。

ニ 当該機器等は、核燃料物質等を完全に密封しうる構造を有すること。

三 機器等に含まれる天然ウラン、劣化ウラン若しくは天然トリウムであつて未照射のもの又はこれらの化合物若しくは混合物であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ 機器等に他の放射性物質が含まれないこと。

ロ 表面が容易に腐食しない金属等で被覆されていること。

四 核燃料物質等が収納されたことのある空の容器の内表面に付着している核燃料物質等であって、次に掲げる要件に適合するもの

- イ 密度が第九条に規定する密度の百倍を超えないこと。
- ロ 当該容器に収納されていること。
- ハ 容器は、き裂、破損等がなく、かつ、閉じられていること。
- ニ 容器の構造物中にウラン又はトリウムが含まれる場合にあっては、これらの表面が容易に腐食しない金属等で被覆されていること。

（A型輸送物として運搬できる核燃料物質等の放射能の量の限度）

第四条 規則第三条第一項第二号の主務大臣の定める量は、次の表の上欄に掲げる核燃料物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

核燃料物質等の区分	放射能の量
特別形核燃料物質等	A ₁ 値
特別形核燃料物質等以外のもの	A ₂ 値

（低比放射性物質及び表面汚染物）

第五条 規則第三条第二項の主務大臣の定める低比放射性物質は、次に掲げる各号の一に該当する核燃料物質等であって、容器に収納することとした場合に、当該核燃料物質等の表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器によるしゃへの効果は考慮しないこととする。

- 一 次に掲げる要件の一に適合するもの（以下「L S A - I」という。）
 - イ 天然ウラン、劣化ウラン若しくは天然トリウムであって未照射のもの又はこれらの化合物若しくは混合物であって固体状若しくは液体状のもの
 - ロ 核分裂性物質以外の核燃料物質等であって、A₂値に制限がないもの
- 二 前号に掲げる核燃料物質等以外のものであって、次に掲げる要件に適合するもの（以下「L S A - II」という。）
 - イ 放射性物質が当該核燃料物質等の全体に分布しているもの
 - ロ 次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる要件に適合するもの

核燃料物質等の区分		要件
固 体	可燃性のもの	放射能の量がA ₂ 値の百倍を超えず、かつ、当該核燃料物質等の全体について平均した放射能濃度（以下「平均放射能濃度」という。）が一グラム当たりA ₂ 値の一万分の一を超えないこと。
	可燃性以外のもの	平均放射能濃度が一グラム当たりA ₂ 値の一万分の一を超えないこと。
液 体	トリチウム水	放射能の量がA ₂ 値の百倍を超えず、かつ、平均放射能濃度が一立方センチメートル当たり〇・八ギガベクレルを超えないこと。
	トリチウム水以外のもの	放射能の量がA ₂ 値の百倍を超えず、かつ、平均放射能濃度が一グラム当たりA ₂ 値の十万分の一を超えないこと。
気体		放射能の量がA ₂ 値の百倍を超えず、かつ、平均放射能濃度が一グラム当たりA ₂ 値の一万分の一を超えないこと。

三 前二号に掲げる核燃料物質等以外の固体状の核燃料物質等であって、次に掲げる要件に適合するもの（以下「L S A - III」という。）

- イ 放射性物質が当該核燃料物質等の全体に均一に分布していること。
- ロ 平均放射能濃度が一グラム当たりA₂値の五百分の一を超えないこと。

- ハ 別記第二に定める浸漬試験を行った場合に、水中への放射性物質の漏えい量がA₂値の十分の一を超えないこと。
- ニ 可燃性のものにあつては、放射能の量がA₂値の百倍を超えないこと。

2 規則第三条第二項の主務大臣の定める表面汚染物は、核燃料物質等によって表面が汚染されたもの（以下この項において「汚染物」という。）であつて、次に掲げる各号の一に該当するもののうち、放射能の量がA₂値の百倍を超えず、かつ、容器に収納することとした場合に、当該汚染物の表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器によるしゃへの効果は考慮しないこととする。

一 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度を超えないもの（以下「S C O - I」という。）

表面の汚染の区分		密度
通常 の取 扱 い に お い て、 人 が 触 れ る お そ れ が あ る 表 面 の 汚 染 で あ つ て、 は く 離 す る お そ れ が あ る も の （ 以 下 「 接 近 で き る 表 面 の 非 固 定 性 汚 染 」 と い う。 ）	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質（天然ウラン、劣化ウラン、天然トリウム、ウラン二三五、ウラン二三八、トリウム二三二、精鉱に含まれるトリウム二二八若しくはトリウム二三〇又はアルファ線を放出する物理的半減期が十日未満の放射性物質をいう。以下同じ。）以外のアルファ線を放出する放射性物質	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	四ベクレル毎平方センチメートル
そ の 他 の 汚 染	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質	四キロベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	四十キロベクレル毎平方センチメートル

二 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度を超えないもの（前号に定めるものを除く。以下「S C O - II」という。）

表面の汚染の区分		密度
接 近 で き る 表 面 の 非 固 定 性 汚 染	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質	四十ベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	四百ベクレル毎平方センチメートル
そ の 他 の 汚 染	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質	八十キロベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	八百キロベクレル毎平方センチメートル

（低比放射性物質又は表面汚染物に係る核燃料輸送物の区分）

第六条 規則第三条第二項の主務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる低比放射性物質又は表面汚染物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる核燃料輸送物の区分とする。

低比放射性物質又は表面汚染物の区分	核燃料輸送物の区分	
	専用積載として運搬する場合	専用積載としないで運搬する場合
L S A - I	固体	I P - 1 型輸送物
	液体又は気体	I P - 2 型輸送物

L S A - II	固体	I P - 2 型輸送物	I P - 2 型輸送物
	液体又は 気体	I P - 2 型輸送物	I P - 3 型輸送物
L S A - III		I P - 2 型輸送物	I P - 3 型輸送物
S C O - I		I P - 1 型輸送物	I P - 1 型輸送物
S C O - II		I P - 2 型輸送物	I P - 2 型輸送物

（表示を要しないL型輸送物）

第七条 規則第四条第六号の主務大臣の定める場合は、第三条第二号、第三号及び第四号に定める核燃料物質等を運搬する場合とする。

（線量当量率）

第八条 規則第四条第七号の主務大臣の定める線量当量率は、一センチメートル線量当量率とする。ただし、主務大臣が認めた場合は、この限りでない。

（表面密度限度）

第九条 規則第四条第八号の主務大臣の定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。ただし、通常の取扱いにおいて、はく離するおそれがない放射性物質の密度については、この限りでない。

放射性物質の区分	密度
アルファ線を放出する放射性物質	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質	四ベクレル毎平方センチメートル

（核分裂性物質とならない核燃料物質）

第十条 規則第四条第九号の主務大臣の定める核燃料物質は天然ウラン又は劣化ウラン（熱中性子炉以外で照射されたものを除く。）とする。

（表面又は表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率に係る承認の申請書）

第十一条 規則第五条第七号ただし書又は第八号ただし書の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
- 三 規則第五条第七号ただし書の規定による承認の申請にあっては核燃料輸送物の表面における最大線量当量率、同条第八号ただし書の規定による承認の申請にあっては核燃料輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率
- 四 承認を受けようとする理由
- 五 運搬に当たって講ずる障害防止のための措置

（最大線量当量率に乗ずる係数）

第十二条 規則第五条第八号の主務大臣の定める係数は、次の表の上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

コンテナ又はタンクの最大断面積の区分	係数
一平方メートル以下	一
一平方メートルを超え五平方メートル以下	二
五平方メートルを超え二十平方メートル以下	三
二十平方メートルを超える	十

（A型輸送物に係る一般の試験条件及び液体状又は気体状の核燃料物質等が収納されているA型輸送物に係る追加の試験条件）

第十三条 規則第五条第十号の主務大臣の定めるA型輸送物に係る一般の試験条件及び同条第十一号の主務大臣の定める液体状又は気体状の核燃料物質等（気体状のトリチウム及び希ガスを除く。）が収納されているA型輸送物に係る追加の試験条件は、別記第三に掲げる条件とする。

（BM型輸送物に係る一般の試験条件）

第十四条 規則第六条第二号の主務大臣の定めるBM型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第四に掲げる条件とする。

（BM型輸送物に係る一般の試験条件の下における漏えい量）

第十五条 規則第六条第二号ロの主務大臣の定める量は、 A_2 値の百万分の一とする。

（BM型輸送物に係る特別の試験条件）

第十六条 規則第六条第三号の主務大臣の定めるBM型輸送物に係る特別の試験条件は、別記第五に掲げる条件とする。

（BM型輸送物に係る特別の試験条件の下における漏えい量）

第十七条 規則第六条第三号ロの主務大臣の定める量は、 A_2 値とする。ただし、クリプトン八五にあっては、 A_2 値の十倍とする。

（主務大臣の定める量を超える放射能を有する核燃料物質等を収納した核燃料輸送物に係る試験条件）

第十八条 規則第六条第五号の主務大臣の定める量は、 A_2 値の十万倍とする。

2 規則第六条第五号の主務大臣の定める試験条件は、別記第六に掲げる条件とする。

（BU型輸送物に係る一般の試験条件）

第十九条 規則第七条第二号の主務大臣の定めるBU型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第七に掲げる条件とする。

（BU型輸送物に係る特別の試験条件）

第二十条 規則第七条第三号の主務大臣の定めるBU型輸送物に係る特別の試験条件は、別記第八に掲げる条件とする。

（IP-2型輸送物に係る一般の試験条件）

第二十一条 規則第九条第一項第二号の主務大臣の定めるIP-2型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第九に掲げる条件とする。

（IP-3型輸送物に係る一般の試験条件）

第二十二条 規則第十条第一項第二号の主務大臣の定めるIP-3型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第十に掲げる条件とする。

（核分裂性輸送物とならない核燃料輸送物）

第二十三条 規則第十一条の主務大臣の定める核分裂性物質に係る核燃料輸送物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 一の荷送人により一又は二以上の輸送物を運搬するに当たり、外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であり、かつ、当該輸送物すべてに含まれるウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三九又はプルトニウム二四一（以下「核分裂性核種」という。）の総量が次式において一を超えない範囲で運搬される場合であって、次に掲げる要件のいずれかに適合する核分裂性物質を収納したもの。ただし、当該輸送物すべてに含まれるベリリウム及び重水素（天然に存在するものを除く。）の重量が、それぞれ次の表の上欄に掲げる核分裂性物質の状態に応じ適用される同表の中欄及び下欄に掲げる重量のうち、最小のものの一パーセントを超えないものに限る。

$$\frac{\text{ウラン二三五の重量(グラム)} / X + \text{他の核分裂性核種の重量(グラム)} / Y}{}$$

この場合において、X及びYは、次表による。

核分裂性物質の状態	核分裂性核種の重量	
	X(グラム)	Y(グラム)
平均水素濃度が水以下の物質との混合物である場合	四百	二百五十
平均水素濃度が水より大きい物質との混合物である場合	二百九十	百八十

イ 個々の輸送物中の核分裂性核種の重量の合計が十五グラムを超えないもの

ロ 水素が均一に分布している核分裂性物質であって、水素の重量に対する核分裂性核種の重量の比率が五パーセント未満であるもの

ハ 収納されている核分裂性物質のうち、最も臨界に達しやすい〇・〇一立方メートルの体積中に含まれる核分裂性核種の重量が五グラムを超えないもの

二 ウラン二三五の濃縮度が一パーセント以下であって、かつ、プルトニウム及びウラン二三三の重量の合計がウラン二三五の重量の一パーセント以下であって、核分裂性核種が均一に分布している核分裂性物質（ウラン二三五が、金属、酸化物又は

炭化物として存在する場合において、当該核分裂性核種が格子状配列を構成するものを除く。)を収納したもの

三 次に掲げる要件に適合する硝酸ウラニル溶液を収納したものの

イ ウラン二三五の濃縮度が二パーセント以下であること。

ロ プルトニウム及びウラン二三三を含む核分裂性物質であって、これらの重量の合計がウランの重量の〇・〇〇二パーセント以下であること。

ハ ウランの原子数に対する窒素の原子数の比率が二以上のものであること。

四 収納されている核分裂性核種がプルトニウムのみの核燃料輸送物であって、プルトニウムの重量が一キログラム以下のものうち、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一の重量の合計がプルトニウムの重量の二十パーセント以下であるもの(核分裂性輸送物に係る一般の試験条件)

第二十四条 規則第十一条第一号並びに第二号ロ及びニの主務大臣の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件は、別記第十一に掲げる条件とする。

(核分裂性輸送物に係る孤立系の条件)

第二十五条 規則第十一条第二号イ、ロ及びハの主務大臣の定める孤立系の条件は、次の各号に定める条件とする。

一 核分裂性輸送物の中を水で満たすこと。ただし、浸水及び漏水を防止する特別な措置が講じられた部分については、この限りでない。

二 収納される核燃料物質等は中性子増倍率が最大となる配置及び減速状態にすること。

三 密封装置の周囲に置かれた厚さ二十センチメートルの水による中性子の反射があること。

(核分裂性輸送物に係る特別の試験条件)

第二十六条 規則第十一条第二号ハ及びホの主務大臣の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件は、別記第十二に掲げる条件とする。

(核分裂性輸送物に係る配列系の条件)

第二十七条 規則第十一条第二号ニ及びホの主務大臣の定める配列系の条件は、任意に配列した核分裂性輸送物の周囲に置かれた厚さ二十センチメートルの水による中性子の反射があることとする。

(主務大臣の定める量の六ふつ化ウラン)

第二十八条 規則第十二条第二項の主務大臣の定める量は、収納される六ふつ化ウランの重量が〇・一キログラムとする。

(六ふつ化ウラン輸送物に係る耐圧試験の条件)

第二十九条 規則第十二条第二項第一号の主務大臣の定める六ふつ化ウラン輸送物に係る耐圧試験の条件は、別記第十三に掲げる条件とする。

(六ふつ化ウラン輸送物に係る一般の試験条件)

第三十条 規則第十二条第二項第二号の主務大臣の定める六ふつ化ウラン輸送物に係る一般の試験条件は、別記第十四に掲げる条件とする。

(六ふつ化ウラン輸送物に係る特別の試験条件)

第三十一条 規則第十二条第二項第三号の主務大臣の定める六ふつ化ウラン輸送物に係る特別の試験条件は、別記第十五に掲げる条件とする。

(六ふつ化ウラン輸送物に係る耐圧試験の代替試験の条件)

第三十二条 規則第十二条第三項第一号の主務大臣の定める試験条件は、別記第十六に掲げる条件とする。

(核燃料輸送物としないで運搬できる低比放射性物質及び表面汚染物)

第三十三条 規則第十三条第一号の主務大臣の定める低比放射性物質は、L S A-Iとする。

2 規則第十三条第二号の主務大臣の定める表面汚染物は、S C O-Iとする。

3 規則第十三条第二号ロただし書の主務大臣の定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

放射性物質の区分	密度
アルファ線を放出する放射性物質	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質	四ベクレル毎平方センチメートル

(特別措置に係る承認の申請書)

第三十四条 規則第十四条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状

三 運搬する物の表面及び表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率

四 講ずることが著しく困難である措置及びその理由

五 運搬に当たって講ずる障害防止のための措置

(危険物)

第三十五条 規則第十七条第三号の主務大臣の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条に規定する高圧ガス(消火器に封入したものを除く。)

三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であって、引火点が摂氏八十五度以下のもの

四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であって、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの

五 前四号に掲げるもののほか、当該核燃料物質等の安全な運搬を損なうおそれのある物

(運搬物の個数の制限)

第三十六条 規則第十七条第四号の規定により、二以上の運搬物を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、当該運搬機器に積載し、若しくは収納する運搬物のそれぞれの輸送指数(運搬物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値の百倍をいう。以下同じ。)を合計した値又は当該運搬機器に積載し、若しくは収納する二以上の運搬物の集合を直接測定して求めた輸送指数が五十以下となるよう当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限するものとする。

2 規則第十七条第四号の規定により、二以上の核分裂性輸送物を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、前項の規定に加え、当該運搬機器に積載し、又は収納する核分裂性輸送物のそれぞれの臨界安全指数(五十を規則第十一条第二号ニ又はホで求めた輸送制限個数で除して得られた値のうち、いずれか大なるものをいう。)を合計した値が五十以下となるよう当該積載し、又は収納する核分裂性輸送物の個数を制限するものとする。

(標識又は表示)

第三十七条 規則第十七条第七号の規定による標識の取付け又は表示は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 次の表の上欄に掲げる核燃料輸送物の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる標識を、それぞれ同表の下欄に掲げる箇所に取り付けること。ただし、L型輸送物にあっては、この限りでない。

核燃料輸送物の区分	標識	箇所
一 表面の最大線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないもの	第一類白標識(別記第十七に掲げるもの)	核燃料輸送物の表面の二箇所
二 表面の最大線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超え五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二类黄標識(別記第十八に掲げるもの)	核燃料輸送物の表面の二箇所

三 前二号に掲げる核燃料輸送物以外のもの	第三類黄標識（別記第十九に掲げるもの）	核燃料輸送物の表面の二箇所
----------------------	---------------------	---------------

二 次のイからチまでに掲げる核燃料輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該イからチまでに掲げる事項を鮮明に表示しておくこと。

- イ 核燃料輸送物 荷送人又は荷受人の氏名又は名称及び住所
- ロ 総重量が五十キログラムを超える核燃料輸送物 総重量
- ハ A型輸送物 「A型」又は「TYPE A」の文字
- ニ BM型輸送物 「BM型」又は「TYPE B(M)」の文字
- ホ BU型輸送物 「BU型」又は「TYPE B(U)」の文字
- ヘ IP-1型輸送物 「IP-1型」又は「TYPE IP-1」の文字
- ト IP-2型輸送物 「IP-2型」又は「TYPE IP-2」の文字
- チ IP-3型輸送物 「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字

三 BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該核燃料輸送物の容器の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、耐火性及び耐水性を有する三葉マーク（別記第二十に掲げるもの）を鮮明に表示すること。

四 核分裂性輸送物にあつては、別記第二十一に掲げる標識を第一号に規定する標識に隣接して取り付けること。

（放射線業務従事者に係る線量限度）

第三十八条 規則第十七条第八号の主務大臣の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。

- 一 五年間（平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間をいう。以下同じ。）につき百ミリシーベルト
- 二 一年間（四月一日を始期とする一年間をいう。以下同じ。）につき五十ミリシーベルト
- 三 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を法第五十八条第一項に規定する原子力事業者等（以下単に「原子力事業者等」という。）及び原子力事業者等から運搬の委託を受けた者に書面で申し出た者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

2 規則第十七条第八号の主務大臣の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。

- 一 眼の水晶体については、一年間につき百五十ミリシーベルト
- 二 皮膚については、一年間につき五百ミリシーベルト
- 三 妊娠中である女子の腹部表面については、本人の申出等により、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬の委託を受けた者が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき二ミリシーベルト

（実効線量等の算定）

第三十九条 前条の実効線量は、一センチメートル線量当量とする。

- 2 前条の等価線量は、次のとおりとする。
 - 一 皮膚の等価線量は、七十マイクロメートル線量当量とすること。
 - 二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。
 - 三 第三十八条第二項第三号に規定する女子の腹部表面の等価線量は、一センチメートル線量当量とすること。
- 3 前条の実効線量又は等価線量の算定に当たっては、診療を受けるための被ばくを除くものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定については、主務大臣が認めた場合に他の方法により算定することを妨げるものではない。

（確認を要しない核分裂性物質）

第四十条 規則第十八条第二項の主務大臣の定める核分裂性物質は、第二十三条に定める核燃料輸送物として運搬される核分裂性物質とする。

（設計承認の申請等）

第四十一条 規則第二十一条第二項の規定の適用を受けようとする

者は、別記様式第一（既に同項の適用を受けた設計の変更を行う場合は別記様式第二）による申請書に、同条第一項第二号の書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、規則第二十一条第二項の規定を適用したときは、次の各号に掲げる事項を記載した核燃料輸送物設計承認書を交付する。

- 一 設計承認番号
- 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 核燃料輸送物の名称
- 四 核燃料輸送物の種類
- 五 核燃料輸送物の外形寸法、重量その他の仕様
- 六 臨界安全評価における浸水の領域に関する事項
- 七 収納物の密封性に関する事項
- 八 BM型輸送物にあつては、BU型輸送物の設計基準のうち適合しない基準
- 九 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項
- 十 核燃料輸送物設計承認書の有効期間

3 前項の規定により核燃料輸送物設計承認書の交付を受けた者は、当該核燃料輸送物の設計の変更がないことを示して、有効期間の更新を受けることができる。

4 前項の更新を受けようとする者は、別記様式第三による核燃料輸送物設計承認有効期間更新申請書を主務大臣に提出しなければならない。

5 第三項の更新を受けた者は、遅滞なく核燃料輸送物設計承認書を提出し、その書換えを受けなければならない。

6 第二項の規定により核燃料輸送物設計承認書の交付を受けた者は、同項第二号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第四による核燃料輸送物設計承認書記載事項変更届出書に当該核燃料輸送物設計承認書を添えて主務大臣に提出し、その書換えを受けなければならない。

7 第二項の規定により核燃料輸送物設計承認書の交付を受けた者は、承認を受けた核燃料輸送物の設計を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に別記様式第五による核燃料輸送物設計承認書廃止届出書に当該核燃料輸送物設計承認書を添えて主務大臣に提出しなければならない。

8 第一項の核燃料輸送物設計承認申請書、第四項の核燃料輸送物設計承認有効期間更新申請書、第六項の核燃料輸送物設計承認書記載事項変更届出書及び第七項の核燃料輸送物設計承認書廃止届出書の提出部数は、それぞれ正本及び副本各一通とする。

（緊急作業に係る線量限度）

第四十二条 規則第二十六条第二項の主務大臣の定める線量限度は、実効線量について百ミリシーベルトとする。

別表第一（第三条関係）

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の限度

原子番号	第一欄 放射性物質の種類	第二欄		第三欄	
		特別形核燃料物質等である場合の数量 (A ₁ 値)	単位 TBq	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量 (A ₂ 値)	単位 TBq
1	³ H		40		40
4	⁷ Be		20		20
4	¹⁰ Be		40		0.6
6	¹¹ C		1		0.6
6	¹⁴ C		40		3
7	¹³ N		0.9		0.6
9	¹⁸ F		1		0.6
11	²² Na		0.5		0.5
11	²⁴ Na		0.2		0.2
12	²⁸ Mg		0.3		0.3

平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第三条等の規定に基づく
核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等）

第一欄		第二欄	第三欄	第一欄		第二欄	第三欄
13	²⁶ Al	0.1	0.1	36	⁸¹ Kr	40	40
14	³¹ Si	0.6	0.6	36	⁸⁵ Kr	10	10
14	³² Si	40	0.5	36	^{85m} Kr	8	3
15	³² P	0.5	0.5	36	⁸⁷ Kr	0.2	0.2
15	³³ P	40	1	37	⁸¹ Rb	2	0.8
16	³⁵ S	40	3	37	⁸³ Rb	2	2
17	³⁶ Cl	10	0.6	37	⁸⁴ Rb	1	1
17	³⁸ Cl	0.2	0.2	37	⁸⁶ Rb	0.5	0.5
18	³⁷ Ar	40	40	37	⁸⁷ Rb	制限なし	制限なし
18	³⁹ Ar	40	20		Rb(天然の		
18	⁴¹ Ar	0.3	0.3	37	混合比のもの)	制限なし	制限なし
19	⁴⁰ K	0.9	0.9				
19	⁴² K	0.2	0.2	38	⁸² Sr	0.2	0.2
19	⁴³ K	0.7	0.6	38	⁸⁵ Sr	2	2
20	⁴¹ Ca	制限なし	制限なし	38	^{85m} Sr	5	5
20	⁴⁵ Ca	40	1	38	^{87m} Sr	3	3
20	⁴⁷ Ca	3	0.3	38	⁸⁹ Sr	0.6	0.6
21	⁴⁴ Sc	0.5	0.5	38	⁹⁰ Sr	0.3	0.3
21	⁴⁶ Sc	0.5	0.5	38	⁹¹ Sr	0.3	0.3
21	⁴⁷ Sc	10	0.7	38	⁹² Sr	1	0.3
21	⁴⁸ Sc	0.3	0.3	39	⁸⁷ Y	1	1
22	⁴⁴ Ti	0.5	0.4	39	⁸⁸ Y	0.4	0.4
23	⁴⁸ V	0.4	0.4	39	⁹⁰ Y	0.3	0.3
23	⁴⁹ V	40	40	39	⁹¹ Y	0.6	0.6
24	⁵¹ Cr	30	30	39	^{91m} Y	2	2
25	⁵² Mn	0.3	0.3	39	⁹² Y	0.2	0.2
25	⁵³ Mn	制限なし	制限なし	39	⁹³ Y	0.3	0.3
25	⁵⁴ Mn	1	1	40	⁸⁸ Zr	3	3
25	⁵⁶ Mn	0.3	0.3	40	⁹³ Zr	制限なし	制限なし
26	⁵² Fe	0.3	0.3	40	⁹⁵ Zr	2	0.8
26	⁵⁵ Fe	40	40	40	⁹⁷ Zr	0.4	0.4
26	⁵⁹ Fe	0.9	0.9	41	^{93m} Nb	40	30
26	⁶⁰ Fe	40	0.2	41	⁹⁴ Nb	0.7	0.7
27	⁵⁵ Co	0.5	0.5	41	⁹⁵ Nb	1	1
27	⁵⁶ Co	0.3	0.3	41	⁹⁷ Nb	0.9	0.6
27	⁵⁷ Co	10	10	42	⁹³ Mo	40	20
27	⁵⁸ Co	1	1	42	⁹⁹ Mo	1	0.6
27	^{58m} Co	40	40	43	^{95m} Tc	2	2
27	⁶⁰ Co	0.4	0.4	43	⁹⁶ Tc	0.4	0.4
28	⁵⁹ Ni	制限なし	制限なし	43	^{96m} Tc	0.4	0.4
28	⁶³ Ni	40	30	43	⁹⁷ Tc	制限なし	制限なし
28	⁶⁵ Ni	0.4	0.4	43	^{97m} Tc	40	1
29	⁶⁴ Cu	6	1	43	⁹⁸ Tc	0.8	0.7
29	⁶⁷ Cu	10	0.7	43	⁹⁹ Tc	40	0.9
30	⁶⁵ Zn	2	2	43	^{99m} Tc	10	4
30	⁶⁹ Zn	3	0.6	44	⁹⁷ Ru	5	5
30	^{69m} Zn	3	0.6	44	¹⁰³ Ru	2	2
31	⁶⁷ Ga	7	3	44	¹⁰⁵ Ru	1	0.6
31	⁶⁸ Ga	0.5	0.5	44	¹⁰⁶ Ru	0.2	0.2
31	⁷² Ga	0.4	0.4	45	⁹⁹ Rh	2	2
32	⁶⁸ Ge	0.5	0.5	45	¹⁰¹ Rh	4	3
32	⁷¹ Ge	40	40	45	¹⁰² Rh	0.5	0.5
32	⁷⁷ Ge	0.3	0.3	45	^{102m} Rh	2	2
33	⁷² As	0.3	0.3	45	^{103m} Rh	40	40
33	⁷³ As	40	40	45	¹⁰⁵ Rh	10	0.8
33	⁷⁴ As	1	0.9	46	¹⁰³ Pd	40	40
33	⁷⁶ As	0.3	0.3	46	¹⁰⁷ Pd	制限なし	制限なし
33	⁷⁷ As	20	0.7	46	¹⁰⁹ Pd	2	0.5
34	⁷⁵ Se	3	3	47	¹⁰⁵ Ag	2	2
34	⁷⁹ Se	40	2	47	^{108m} Ag	0.7	0.7
35	⁷⁶ Br	0.4	0.4	47	^{110m} Ag	0.4	0.4
35	⁷⁷ Br	3	3	47	¹¹¹ Ag	2	0.6
35	⁸² Br	0.4	0.4	48	¹⁰⁹ Cd	30	2

平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第三条等の規定に基づく
核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等）

第一欄		第二欄	第三欄		第一欄		第二欄	第三欄	
48	^{113m} Cd	40	0.5	0.5	59	¹⁴³ Pr	3	0.6	0.6
48	¹¹⁵ Cd	3	0.4	0.5	60	¹⁴⁷ Nd	6	0.6	0.6
48	^{115m} Cd	0.5	0.5	0.5	60	¹⁴⁹ Nd	0.6	0.5	0.5
49	¹¹¹ In	3	3	3	61	¹⁴³ Pm	3	3	3
49	^{113m} In	4	2	2	61	¹⁴⁴ Pm	0.7	0.7	0.7
49	^{114m} In	10	0.5	0.5	61	¹⁴⁵ Pm	30	10	10
49	^{115m} In	7	1	1	61	¹⁴⁷ Pm	40	2	2
50	¹¹³ Sn	4	2	2	61	^{148m} Pm	0.8	0.7	0.7
50	^{117m} Sn	7	0.4	0.4	61	¹⁴⁹ Pm	2	0.6	0.6
50	^{119m} Sn	40	30	30	61	¹⁵¹ Pm	2	0.6	0.6
50	^{121m} Sn	40	0.9	0.9	62	¹⁴⁵ Sm	10	10	10
50	¹²³ Sn	0.8	0.6	0.6	62	¹⁴⁷ Sm	制限なし	制限なし	制限なし
50	¹²⁵ Sn	0.4	0.4	0.4	62	¹⁵¹ Sm	40	10	10
50	¹²⁶ Sn	0.6	0.4	0.4	62	¹⁵³ Sm	9	0.6	0.6
51	¹²² Sb	0.4	0.4	0.4	63	¹⁴⁷ Eu	2	2	2
51	¹²⁴ Sb	0.6	0.6	0.6	63	¹⁴⁸ Eu	0.5	0.5	0.5
51	¹²⁵ Sb	2	1	1	63	¹⁴⁹ Eu	20	20	20
51	¹²⁶ Sb	0.4	0.4	0.4	63	¹⁵⁰ Eu(短半 減期のもの)	2	0.7	0.7
52	¹²¹ Te	2	2	2	63	¹⁵⁰ Eu(長半 減期のもの)	0.7	0.7	0.7
52	^{121m} Te	5	3	3	63	¹⁵² Eu	1	1	1
52	^{123m} Te	8	1	1	63	^{152m} Eu	0.8	0.8	0.8
52	^{125m} Te	20	0.9	0.9	63	¹⁵⁴ Eu	0.9	0.6	0.6
52	¹²⁷ Te	20	0.7	0.7	63	¹⁵⁵ Eu	20	3	3
52	^{127m} Te	20	0.5	0.5	63	¹⁵⁶ Eu	0.7	0.7	0.7
52	¹²⁹ Te	0.7	0.6	0.6	64	¹⁴⁶ Gd	0.5	0.5	0.5
52	^{129m} Te	0.8	0.4	0.4	64	¹⁴⁸ Gd	20	0.002	0.002
52	^{131m} Te	0.7	0.5	0.5	64	¹⁵³ Gd	10	9	9
52	¹³² Te	0.5	0.4	0.4	64	¹⁵⁹ Gd	3	0.6	0.6
53	¹²³ I	6	3	3	65	¹⁵⁷ Tb	40	40	40
53	¹²⁴ I	1	1	1	65	¹⁵⁸ Tb	1	1	1
53	¹²⁵ I	20	3	3	65	¹⁶⁰ Tb	1	0.6	0.6
53	¹²⁶ I	2	1	1	66	¹⁵⁹ Dy	20	20	20
53	¹²⁹ I	制限なし	制限なし	制限なし	66	¹⁶⁵ Dy	0.9	0.6	0.6
53	¹³¹ I	3	0.7	0.7	66	¹⁶⁶ Dy	0.9	0.3	0.3
53	¹³² I	0.4	0.4	0.4	67	¹⁶⁶ Ho	0.4	0.4	0.4
53	¹³³ I	0.7	0.6	0.6	67	^{166m} Ho	0.6	0.5	0.5
53	¹³⁴ I	0.3	0.3	0.3	68	¹⁶⁹ Er	40	1	1
53	¹³⁵ I	0.6	0.6	0.6	68	¹⁷¹ Er	0.8	0.5	0.5
54	¹²² Xe	0.4	0.4	0.4	69	¹⁶⁷ Tm	7	0.8	0.8
54	¹²³ Xe	2	0.7	0.7	69	¹⁷⁰ Tm	3	0.6	0.6
54	¹²⁷ Xe	4	2	2	69	¹⁷¹ Tm	40	40	40
54	^{131m} Xe	40	40	40	70	¹⁶⁹ Yb	4	1	1
54	¹³³ Xe	20	10	10	70	¹⁷⁵ Yb	30	0.9	0.9
54	¹³⁵ Xe	3	2	2	71	¹⁷² Lu	0.6	0.6	0.6
55	¹²⁹ Cs	4	4	4	71	¹⁷³ Lu	8	8	8
55	¹³¹ Cs	30	30	30	71	¹⁷⁴ Lu	9	9	9
55	¹³² Cs	1	1	1	71	^{174m} Lu	20	10	10
55	¹³⁴ Cs	0.7	0.7	0.7	71	¹⁷⁷ Lu	30	0.7	0.7
55	^{134m} Cs	40	0.6	0.6	72	¹⁷² Hf	0.6	0.6	0.6
55	¹³⁵ Cs	40	1	1	72	¹⁷⁵ Hf	3	3	3
55	¹³⁶ Cs	0.5	0.5	0.5	72	¹⁸¹ Hf	2	0.5	0.5
55	¹³⁷ Cs	2	0.6	0.6	72	¹⁸² Hf	制限なし	制限なし	制限なし
56	¹³¹ Ba	2	2	2	73	¹⁷⁸ Ta(長半 減期のもの)	1	0.8	0.8
56	¹³³ Ba	3	3	3	73	¹⁷⁹ Ta	30	30	30
56	^{133m} Ba	20	0.6	0.6	73	¹⁸² Ta	0.9	0.5	0.5
56	¹⁴⁰ Ba	0.5	0.3	0.3	74	¹⁷⁸ W	9	5	5
57	¹³⁷ La	30	6	6	74	¹⁸¹ W	30	30	30
57	¹⁴⁰ La	0.4	0.4	0.4	74	¹⁸⁵ W	40	0.8	0.8
58	¹³⁹ Ce	7	2	2	74	¹⁸⁷ W	2	0.6	0.6
58	¹⁴¹ Ce	20	0.6	0.6	74	¹⁸⁸ W	0.4	0.3	0.3
58	¹⁴³ Ce	0.9	0.6	0.6					
58	¹⁴⁴ Ce	0.2	0.2	0.2					
59	¹⁴² Pr	0.4	0.4	0.4					

平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第三条等の規定に基づく
核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等）

第一欄		第二欄	第三欄	第一欄		第二欄	第三欄
75	¹⁸⁴ Re	1	1	90	²²⁹ Th	5	0.0005
75	^{184m} Re	3	1	90	²³⁰ Th	10	0.001
75	¹⁸⁶ Re	2	0.6	90	²³¹ Th	40	0.02
75	¹⁸⁷ Re	制限なし	制限なし	90	²³² Th	制限なし	制限なし
75	¹⁸⁸ Re	0.4	0.4	90	²³⁴ Th	0.3	0.3
75	¹⁸⁹ Re	3	0.6	90	Th(天然の混 合比のもの)	制限なし	制限なし
75	Re(天然の混 合比のもの)	制限なし	制限なし	91	²³⁰ Pa	2	0.07
76	¹⁸⁵ Os	1	1	91	²³¹ Pa	4	0.0004
76	¹⁹¹ Os	10	2	91	²³³ Pa	5	0.7
76	^{191m} Os	40	30	92	²³⁰ U(F)	40	0.1
76	¹⁹³ Os	2	0.6	92	²³⁰ U(M)	40	0.004
76	¹⁹⁴ Os	0.3	0.3	92	²³⁰ U(S)	30	0.003
77	¹⁸⁹ Ir	10	10	92	²³² U(F)	40	0.01
77	¹⁹⁰ Ir	0.7	0.7	92	²³² U(M)	40	0.007
77	¹⁹² Ir	1	0.6	92	²³² U(S)	10	0.001
77	¹⁹⁴ Ir	0.3	0.3	92	²³³ U(F)	40	0.09
78	¹⁸⁸ Pt	1	0.8	92	²³³ U(M)	40	0.02
78	¹⁹¹ Pt	4	3	92	²³³ U(S)	40	0.006
78	¹⁹³ Pt	40	40	92	²³⁴ U(F)	40	0.09
78	^{193m} Pt	40	0.5	92	²³⁴ U(M)	40	0.02
78	^{195m} Pt	10	0.5	92	²³⁴ U(S)	40	0.006
78	¹⁹⁷ Pt	20	0.6	92	²³⁵ U	制限なし	制限なし
78	^{197m} Pt	10	0.6	92	²³⁶ U(F)	制限なし	制限なし
79	¹⁹³ Au	7	2	92	²³⁶ U(M)	40	0.02
79	¹⁹⁴ Au	1	1	92	²³⁶ U(S)	40	0.006
79	¹⁹⁵ Au	10	6	92	²³⁸ U	制限なし	制限なし
79	¹⁹⁸ Au	1	0.6	92	U(天然の混 合比のもの)	制限なし	制限なし
79	¹⁹⁹ Au	10	0.6	92	U(未照射、 かつ濃縮度 20%以下の もの)	制限なし	制限なし
80	¹⁹⁴ Hg	1	1	92	U(劣化した もの)	制限なし	制限なし
80	^{195m} Hg	3	0.7	93	²³⁵ Np	40	40
80	¹⁹⁷ Hg	20	10	93	²³⁶ Np(短半 減期のもの)	20	2
80	^{197m} Hg	10	0.4	93	²³⁶ Np(長半 減期のもの)	9	0.02
80	²⁰³ Hg	5	1	93	²³⁷ Np	20	0.002
81	²⁰⁰ Tl	0.9	0.9	93	²³⁹ Np	7	0.4
81	²⁰¹ Tl	10	4	94	²³⁶ Pu	30	0.003
81	²⁰² Tl	2	2	94	²³⁷ Pu	20	20
81	²⁰⁴ Tl	10	0.7	94	²³⁸ Pu	10	0.001
82	²⁰¹ Pb	1	1	94	²³⁹ Pu	10	0.001
82	²⁰² Pb	40	20	94	²⁴⁰ Pu	10	0.001
82	²⁰³ Pb	4	3	94	²⁴¹ Pu	40	0.06
82	²⁰⁵ Pb	制限なし	制限なし	94	²⁴² Pu	10	0.001
82	²¹⁰ Pb	1	0.05	94	²⁴⁴ Pu	0.4	0.001
82	²¹² Pb	0.7	0.2	95	²⁴¹ Am	10	0.001
83	²⁰⁵ Bi	0.7	0.7	95	^{242m} Am	10	0.001
83	²⁰⁶ Bi	0.3	0.3	95	²⁴³ Am	5	0.001
83	²⁰⁷ Bi	0.7	0.7	96	²⁴⁰ Cm	40	0.02
83	²¹⁰ Bi	1	0.6	96	²⁴¹ Cm	2	1
83	^{210m} Bi	0.6	0.02	96	²⁴² Cm	40	0.01
83	²¹² Bi	0.7	0.6	96	²⁴³ Cm	9	0.001
84	²¹⁰ Po	40	0.02	96	²⁴⁴ Cm	20	0.002
85	²¹¹ At	20	0.5	96	²⁴⁵ Cm	9	0.0009
86	²²² Rn	0.3	0.004	96	²⁴⁶ Cm	9	0.0009
88	²²³ Ra	0.4	0.007	96	²⁴⁷ Cm	3	0.001
88	²²⁴ Ra	0.4	0.02	96	²⁴⁸ Cm	0.02	0.0003
88	²²⁵ Ra	0.2	0.004	97	²⁴⁷ Bk	8	0.0008
88	²²⁶ Ra	0.2	0.003				
88	²²⁸ Ra	0.6	0.02				
89	²²⁵ Ac	0.8	0.006				
89	²²⁷ Ac	0.9	0.00009				
89	²²⁸ Ac	0.6	0.5				
90	²²⁷ Th	10	0.005				
90	²²⁸ Th	0.5	0.001				

平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第三条等の規定に基づく
核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等）

第一欄	第二欄	第三欄
97	²⁴⁹ Bk	40
98	²⁴⁸ Cf	40
98	²⁴⁹ Cf	3
98	²⁵⁰ Cf	20
98	²⁵¹ Cf	7
98	²⁵² Cf	0.1
98	²⁵³ Cf	40
98	²⁵⁴ Cf	0.001

(備考) (F)は輸送の平常時及び事故時の両方の条件において、UF₆、UO₂F₂及びUO₂(NO₃)₂の化学形をとるウラン化合物にのみ適用し、(M)は輸送の平常時及び事故時の両方の条件において、UO₃、UF₄、UCl₄及び6価の化合物の化学形をとるウラン化合物にのみ適用し、(S)は(F)及び(M)に定めた以外のすべてのウラン化合物に適用する。

別表第二(第三条関係)

種類が明らかであって、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性物質以外の放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区 分	特別形核燃料物質等である場合の数量 (A ₁ 値) 単位 TBq	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量 (A ₂ 値) 単位 TBq
一 放出する放射線が一種類の場合(二に該当する場合を除く。) イ ガンマ線又はエックス線を放出する場合(陽電子消滅により発生するガンマ線を含む。) ロ ベータ線を放出する場合 ハ 吸入摂取又は経口摂取するおそれがある場合(試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示(昭和六十三年科学技術庁告示第二十号)(以下「線量告示」という。))別表第一中第二欄又は第三欄に数量の記載がある場合をいう。) ニ サブマージョンによる被ばくのおそれがある場合(線量告示別表第一中第一欄に記載している化学形が「サブマージョン」である場合をいう。) ホ アルファ線を放出する場合	$1 \times 10^{-13} / e_{pt}$ (40 を超える場合には、40) $1 \times 10^{-12} / e_{\beta}$ (40 を超える場合には、40) — — $5 \times 10^{-1} / e_{inh}$ (40 を超える場合には、40)	$1 \times 10^{-13} / e_{pt}$ (40 を超える場合には、40) $2.8 \times 10^{-14} / h_{skin}$ (40 を超える場合には、40) $5 \times 10^{-5} / e_{inh}$ (40 を超える場合には、40) $1.9 \times 10^{-14} / h_{sub}$ (40 を超える場合には、40) $5 \times 10^{-5} / e_{inh}$ (40 を超える場合には、40)
二 放出する放射線が一種類であり、当該放射性物質が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの(以下「親核種」という。)であって、その物理的半減期がその原子核の崩壊によって生ずる放射性物質(以下「娘核種」という。)の物理的半減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が十日以内である場合	親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
三 放出する放射線が二種類以上の場合(四に該当する場合を除く。)	それぞれの放射線に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
四 放出する放射線が二種類以上であり、当該放射性物質の物理的半減期が娘核種の物理的半減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が十日以内である場合	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの

備考 e_{pt} は1メートルの距離における放射性物質の実効線量率係数($Sv \cdot Bq^{-1} \cdot h^{-1}$)を、 e_{β} は自己しゃへい体から1メートルの距離におけるベータ線を放出する放射性物質の皮膚の等価線量率係数($Sv \cdot Bq^{-1} \cdot h^{-1}$)を、 h_{skin} は放射性物質の単位密度当たりの皮膚の等価線量率係数($Sv \cdot s^{-1} \cdot Bq^{-1} \cdot m^2$)を、 e_{inh} は当該放射性物質の化学形を考慮しない場合における線量告示別表第一中第二欄又は第三欄に掲げる値($mSv \cdot Bq^{-1}$)のうち小なるものを、 h_{sub} はサブマージョンの実効線量係数($Sv \cdot Bq^{-1} \cdot s^{-1} \cdot m^3$)をそれぞれ示す。

別表第三(第三条関係)

種類が明らかでない放射性物質の場合又は種類が明らかであって、一種類であり、かつ、別表第一又は別表第二に数量が掲げられていない放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区 分	特別形核燃料物質等である場合の数量 (A ₁ 値) 単位 TBq	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量 (A ₂ 値) 単位 TBq
一 ベータ線又はガンマ線のみを放出する場合	0.1	0.02
二 アルファ線を放出し、かつ、中性子を放出しない場合	0.2	9×10^{-5}
三 一及び二に該当しない場合	0.001	9×10^{-5}

別表第四(第三条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかである放射性物質の場合(別表第五及び別表第六に該当する場合を除く。)の数量の限度

第一欄	第二欄
区 分	数 量 単位 TBq
放射性物質の種類の一部及び種類別の数量の一部が明らかな場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $(x_1/X_1)+(x_2/X_2)+\dots+(x_n/X_n)=1$
放射性物質の種類の一部又は一部が明らかであって種類別の数量の一部が明らかな場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n 及び y の数量 $(x_1/X_1)+(x_2/X_2)+\dots+(x_n/X_n)+(y/Y)=1$

備考 x_1, x_2, \dots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \dots, x_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、 y は種類又は種類別の数量が明らかな放射性物質の数量(テラベクレル)を、 Y は y に係る放射性物質の種類の一部が明らかな場合にあつてはそれらの種類に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)のうち最小のものを、 y に係る放射性物質の種類の一部が明らかな場合にあつては y に係る放射性物質に対する別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別表第五(第三条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかで、種類別の分率が明らかである放射性物質の場合(別表第六に該当する場合を除く。)の数量の限度

第一欄	第二欄
区 分	数 量(A ₂ 値) 単位 TBq
放射性物質の種類の一部が明らかな場合	$(1/f_1/X_1+f_2/X_2+\dots+f_n/X_n)$
放射性物質の種類の一部が明らかな場合	$(1/f_1/X_1+f_2/X_2+\dots+f_n/X_n+f_y/Y)$

備考 f_1, f_2, \dots, f_n は種類が明らかな各放射性物質の分率、 X_1, X_2, \dots, X_n は f_1, f_2, \dots, f_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、 f_y は種類が明らかな放射性物質の分率を、 Y は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別表第六(第三条関係)

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区 分	特別形核燃料物質等である場合の数量 (A ₁ 値) 単位 TBq	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量(A ₂ 値) 単位 TBq
その系列のすべての放射性物質(親核種を除く。)の物理的半減期が十日を超えず、かつ、親核種の物理的半減期より短い場合	親核種に対する別表第一、別表第二又は別表第三の第二欄に掲げる数量	親核種に対する別表第一、別表第二又は別表第三の第三欄に掲げる数量
その系列の娘核種のうち、その物理的半減期が十日を超え、又は親核種の物理的半減期より長いものがある場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $(x_1/X_1)+(x_2/X_2)+\dots+(x_n/X_n)=1$	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $(x_1/X_1)+(x_2/X_2)+\dots+(x_n/X_n)=1$

備考 x_1, x_2, \dots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \dots, x_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別記第一（第三条関係） 特別形核燃料物質等に係る試験

一 衝撃試験

試験しようとする核燃料物質等をできるだけ模擬した供試物（以下「供試物」という。）を九メートルの高さから落下させること。

二 打撃試験

供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製棒の平端面で打つこと。この場合において、鉛板は厚さが二・五センチメートル以下のものとし、鋼製棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

三 曲げ試験

供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製棒は、その平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

四 加熱試験

供試物を摂氏八百度の空气中に十分間置くこと。

五 浸漬試験

イ 固体状の核燃料物質等（カプセルに封入されたものを除く。）にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

- (1) 常温の水中に七日間浸漬させること。
- (2) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四時間保持すること。
- (3) 摂氏三十度以上であつて湿度九十パーセント以上の空气中に七日間置くこと。
- (4) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四時間保持すること。

ロ 核燃料物質等を封入したカプセルにあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

- (1) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四時間保持すること。
- (2) 摂氏三十度以上であつて湿度九十パーセント以上の空气中に七日間置くこと。
- (3) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四時間保持すること。

別記第二（第五条関係） L S A - IIIに係る浸漬試験

常温の水中に七日間浸漬させること。

別記第三（第十三条関係） A型輸送物に係る一般の試験条件及び液体状又は気体状の核燃料物質等が収納されているA型輸送物に係る追加の試験要件

一 A型輸送物に係る一般の試験条件

イ 五十ミリメートル毎時の雨量に相当する水を一時間吹き付けること。

ロ イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。ただし、(2)の条件については、(1)、(3)及び(4)の供試物とは別個の供試物を用いること。

- (1) その重量が、五千キログラム未満のものにあつては一・二メートルの高さから、五千キログラム以上一万キログラム未満のものにあつては〇・九メートルの高さから、一万キログラム以上一万五千キログラム未満のものにあつては〇・六メートルの高さから、一万五千キログラム以上のものにあつては〇・三メートルの高さから、それぞれ、最大の破損を及ぼすように落下させること。
- (2) その重量が、五十キログラム以下のファイバー板製又は木製の直方体のものにあつては、それぞれの角に対して最大の破損を及ぼすように、その重量が、百キログラ

ム以下のファイバー板製の円筒形のものにあつては、両縁の四半分ごとに対して最大の破損を及ぼすように、それぞれ、〇・三メートルの高さから落下させること。

(3) その重量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に十三キロパスカルを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを二十四時間加えること。

(4) 重量が六キログラムであり、直径が三・二センチメートルの容易に破損しない棒であつて、その先端が半球形のものを一メートルの高さから当該核燃料輸送物の最も弱い部分に落下させること。

二 液体状又は気体状の核燃料物質等（気体状のトリチウム及び希ガスを除く。）が収納されているA型輸送物に係る追加の試験条件

液体状又は気体状の核燃料物質等が収納されている核燃料輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、次のイ及びロの条件のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこと。

イ 九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。

ロ 前号ロ(4)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該核燃料輸送物の最も弱い部分に落下させること。

別記第四（第十四条関係） B M型輸送物に係る一般の試験条件

一 摂氏三十八度の条件下に一週間置くこと。この場合において、次の表の上欄に掲げる当該核燃料輸送物の表面の形状及び位置の区分に応じ、それぞれ、同表下欄に掲げる放射熱を一日につき十二時間負荷すること。

表面の形状及び位置の区分		放射熱（ワット 毎平方メートル）
水平に輸送される平面	下向きの表面	なし
	上向きの表面	八百
垂直に輸送される表面及び水平に輸送されない下向きの表面		二百
その他の表面		四百

二 別記第三第一号の条件の下に置くこと。

備考 第一号及び第二号の条件については、同一の供試物を用いるものとする。

別記第五（第十六条関係） B M型輸送物に係る特別の試験条件

一 第二号の条件の下で核燃料輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。

イ 九メートルの高さから落下させること。ただし、その重量が五百キログラム以下、比重が一以下、かつ、収納する核燃料物質等が特別形核燃料物質等以外のものであつて、当該核燃料物質等の放射能の量がA₂値の千倍を超えるものにあつては、これに代えて、重量が五百キログラム、縦及び横の長さが一メートルの軟鋼板を九メートルの高さから当該核燃料輸送物が最大の破損を受けるように水平に落下させること。

ロ 垂直に固定した直径が十五センチメートルであり、長さが二十センチメートルの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らかな水平面であるものの一メートルの高さから落下させること。

二 次の条件の下に順次置くこと。

イ 摂氏三十八度の条件下に表面温度が一定になるまで置いた後、摂氏八百度で、かつ、平均値が最小で〇・九の放射率を有する火炎の放射熱の条件下に三十分間置くこと。この場合において、別記第四第一号に定める放射熱及び設計上最大となる内部発熱を負荷するものとし、当該核燃料輸送物の表面吸収率は〇・八又は実証された値とするものとする。

ロ 摂氏三十八度の条件下で別記第四第一号に定める放射熱及び設計上最大となる内部発熱を負荷しつつ冷却すること。ただし、人為的に冷却してはならない。

三 深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

備考 第一号及び第二号の条件の下には、この順序で置くものとする。

別記第六（第十八条関係） 主務大臣の定める量を超える放射能を有する核燃料物質等を収納した核燃料輸送物に係る試験条件
深さ二百メートルの水中に一時間浸漬させること。

別記第七（第十九条関係） BU型輸送物に係る一般の試験条件
別記第四の条件の下に置くこと。

別記第八（第二十条関係） BU型輸送物に係る特別の試験条件
別記第五の条件の下に置くこと。

別記第九（第二十一条関係） IP-2型輸送物に係る一般の試験条件

別記第三第一号ロ(1)、(2)及び(3)の条件の下に置くこと。ただし、主務大臣が認める条件の下に置く場合は、この限りでない。

別記第十（第二十二条関係） IP-3型輸送物に係る一般の試験条件

別記第三第一号の条件の下に置くこと。

別記第十一（第二十四条関係） 核分裂性輸送物に係る一般の試験条件

- 一 別記第三第一号イの条件の下に置くこと。
 - 二 別記第三第一号ロ(1)の条件の下に置くこと。
 - 三 別記第三第一号ロ(3)及び(4)の条件の下に置くこと。
- 備考 第一号及び第二号の条件の下には、この順序で置くものとする。

別記第十二（第二十六条関係） 核分裂性輸送物に係る特別の試験条件

第一号及び第二号のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこと。

- 一 次の条件の下に順次置くこと。
 - イ 別記第十一の条件の下に置くこと。
 - ロ ハの条件の下で核燃料輸送物が最大の破損を受けるような順序で次に掲げる条件の下に順次置くこと。
 - (1) 九メートルの高さから落下させること。ただし、その重量が五百キログラム以下、かつ、比重が一以下のものにあつては、これに代えて、重量が五百キログラム、縦及び横の長さが一メートルの軟鋼板を九メートルの高さから当該核燃料輸送物が最大の破損を受けるように水平に落下させること。
 - (2) 別記第五第一号ロの条件の下に置くこと。
 - ハ 別記第五第二号の条件の下に置くこと。
 - ニ 深さ〇・九メートルの水中に八時間浸漬させること。ただし、臨界の評価において、浸水又は漏水があらかじめ想定されている場合は、この限りでない。
- 二 次の条件の下に順次置くこと。
 - イ 別記第十一の条件の下に置くこと。
 - ロ 深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

別記第十三（第二十九条関係） 六ふっ化ウラン輸送物に係る耐圧試験の条件

- 一 供試物に二・七六メガパスカル以上の水圧を加えること。
- 二 運搬中に予想される圧力の最大値の二倍の圧力を加えた後、当該圧力の一・五倍の圧力まで降圧すること。
- 三 弁を取り付けた後、〇・六九メガパスカルの気圧を加えること。

別記第十四（第三十条関係） 六ふっ化ウラン輸送物に係る一般の試験条件

別記第三第一号ロ(1)及び(2)の条件の下に置くこと。

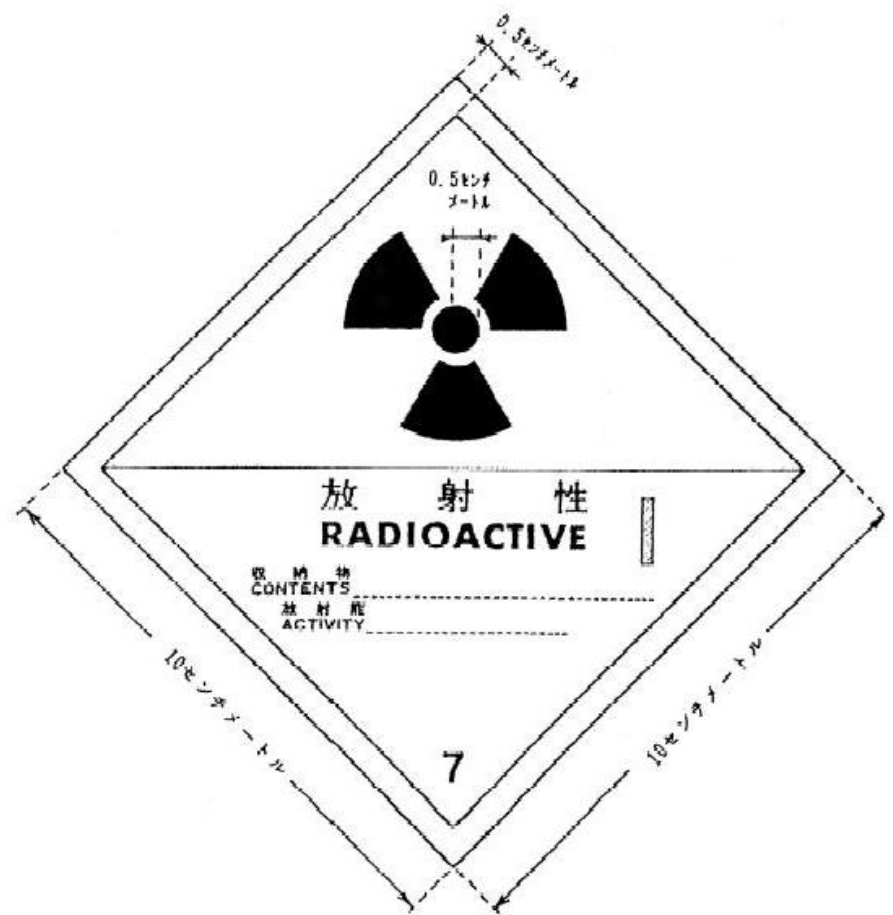
別記第十五（第三十一条関係） 六ふっ化ウラン輸送物に係る特別の試験条件

別記第五第二号の条件の下に置くこと。

別記第十六（第三十二条関係） 六ふっ化ウラン輸送物に係る耐圧試験の代替試験の条件

- 一 供試物に一・三八メガパスカル以上の水圧を加えること。
- 二 別記第十二の二（注：別記第十三の誤記）第二号及び第三号の条件の下に置くこと。

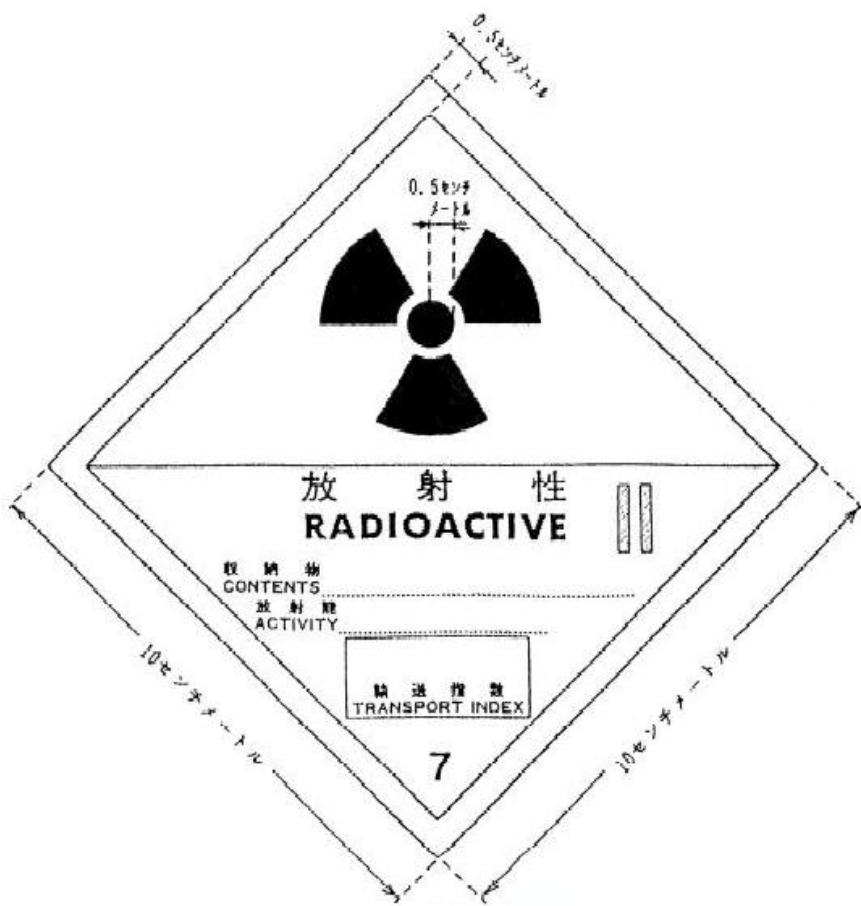
別記第十七（第三十七条関係） 第一類白標識



- 注 1 三葉マークは、別記第二十のとおりとする。
- 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称(当該核燃料物質等が低比放射性物質又は表面汚染物に該当する場合にあつては、名称(L S A - I に該当するものの名称を除く。)及び低比放射性物質又は表面汚染物の区分)を記入すること。この場合において、複数の核燃料物質等を収納しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあつては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分を、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をそれぞれ削ることができる。
- 5 色彩は、次表によること。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	白
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
斜 線 を 施 し た 部 分	赤
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

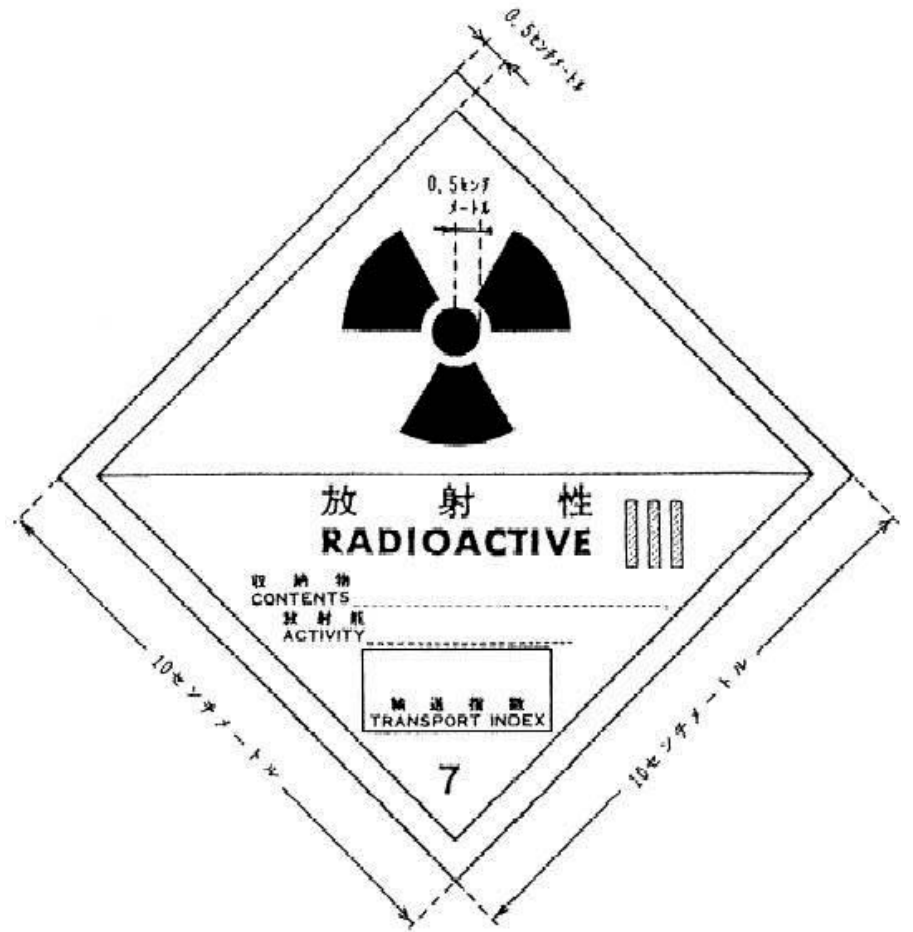
別記第十八（第三十七条関係）第二類黄標識



- 注 1 三葉マークは、別記第二十のとおりとする。
- 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称(当該核燃料物質等が低比放射性物質又は表面汚染物に該当する場合にあっては、名称(L S A-I に該当するものの名称を除く。)及び低比放射性物質又は表面汚染物の区分)を記入すること。この場合において、複数の核燃料物質等を収納しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 5 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分を、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をそれぞれ削ることができる。
- 6 色彩は、次表によること。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	黄
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
斜 線 を 施 し た 部 分	赤
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

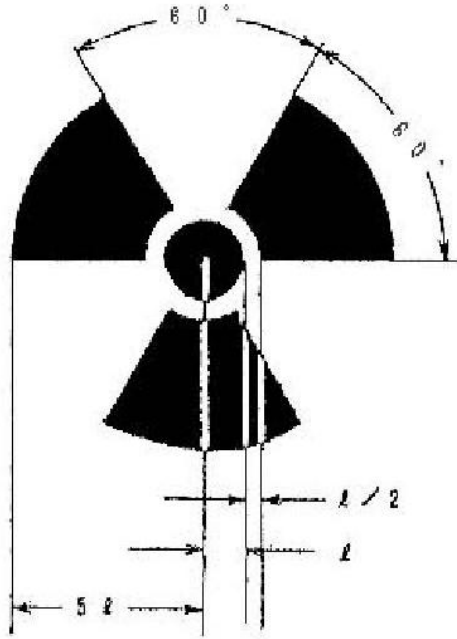
別記第十九（第三十七条関係）第三類黄標識



- 注 1 三葉マークは、別記第二十のとおりとする。
- 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称(当該核燃料物質等が低比放射性物質又は表面汚染物に該当する場合にあっては、名称(L S A-I に該当するものの名称を除く。)及び低比放射性物質又は表面汚染物の区分)を記入すること。この場合において、複数の核燃料物質等を収納しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 5 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分を、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をそれぞれ削ることができる。
- 6 色彩は、次表によること。

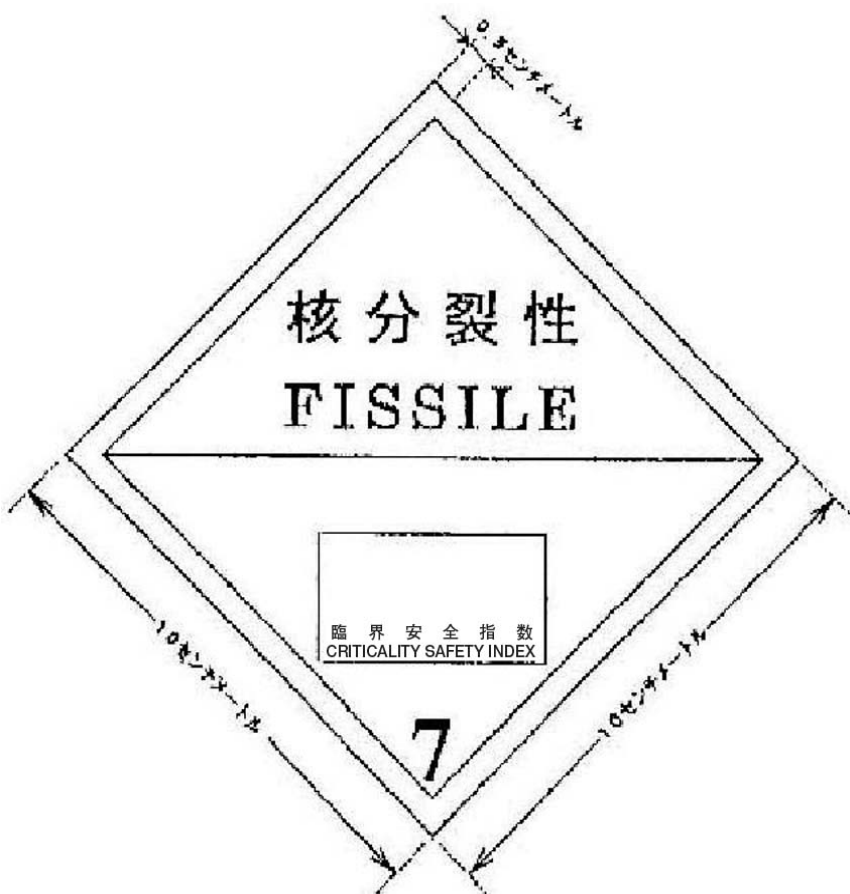
部 分	色 彩
上 半 分 の 地	黄
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
斜 線 を 施 し た 部 分	赤
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

別記第二十(第三十七条関係)三葉マーク



注 1 φは、0.4センチメートル以上とする。
2 色彩は、黒とする。

別記第二十一(第三十七条関係)臨界安全指数標識



注 1 臨界安全指数の欄には、臨界安全指数を記入すること。
2 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分それぞれ削ることができる。
3 色彩は、次表によること。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	白
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

様式第1(第41条関係)

核燃料輸送物設計承認申請書

番 号
年 月 日

主務大臣 殿

住 所
氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第41条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 核燃料輸送物の名称
- 2 輸送容器の外形寸法、重量及び主要材料（注1）
- 3 核燃料輸送物の種類（注2）
- 4 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量（注3）
- 5 輸送制限個数
- 6 臨界安全評価における浸水の領域に関する事項
- 7 収納物の水密性に関する事項
- 8 BM型輸送物にあつては、BU型輸送物の設計基準のうち適合しない基準についての説明
- 9 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項

注1 寸法についてはセンチメートル又はメートル単位、重量についてはトン又はキログラム単位で記載し、併せて輸送容器の主要材料を記載し、輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。

- 2 A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物等の核燃料輸送物の種類並びに核分裂性輸送物及び六ふつ化ウラン輸送物にあつてはその旨を記載すること。
- 3 次のイからホにより記載すること。

- イ 種類については金属ウラン、二酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化プルトニウム、新燃料集合体（二酸化ウラン燃料）、新燃料集合体（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）、使用済燃料、試験片等の別を記載し、ウランにあつては濃縮度を、プルトニウムにあつては核分裂性プルトニウム同位体濃度を、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料にあつては核分裂性プルトニウム富化度を、使用済燃料にあつてはその表面から1メートルの距離における空気吸収線量率（照射された天然ウラン、劣化ウラン、トリウム及び濃縮度10%未満のウランについては、照射直後の空気吸収線量率）が1グレイ毎時を超えるかどうかを、また使用済燃料でその被覆材からの放射性物質の漏えいが認められるものにあつてはその旨を併記すること。
- ロ 濃縮度及び核分裂性プルトニウム富化度については、使用済燃料及び照射済燃料にあつては初期値を記載すること。
- ハ 性状については物理的・化学的形態を記載すること。
- ニ 重量についてはトン又はキログラム単位で記載すること。
- ホ 放射能の量については総量及び主要な核種ごとの量をベクレル単位で記載すること。

備考1 規則第21条第1項第2号の書類は次のイからホに掲げる事項について記載すること。

- イ 核燃料輸送物の説明
- ロ 核燃料輸送物の安全解析
- ハ 品質管理の基本方針
- ニ 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項
- ホ 安全上の特記事項

- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 4 主務大臣については、法第59条第1項の区分により記載すること。

様式第2（第41条関係）

核燃料輸送物設計変更承認申請書

番 号
年 月 日

主務大臣 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第41条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 核燃料輸送物の名称
- 2 既に交付された核燃料輸送物設計承認番号
- 3 変更内容
- 4 変更理由

注 別紙記載事項は、変更に係る部分について記載すること。

備考1 規則第21条第1項第2号の書類は次のイからホに掲げる事項について記載すること。

- イ 核燃料輸送物の説明
- ロ 核燃料輸送物の安全解析
- ハ 品質管理の基本方針
- ニ 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項
- ホ 安全上の特記事項

- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 4 主務大臣については、法第59条第1項の区分により記載すること。

様式第3（第41条関係）

核燃料輸送物設計承認有効期間更新申請書

番 号
年 月 日

主務大臣 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第41条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 核燃料輸送物の名称
- 2 核燃料輸送物設計承認番号
- 3 更新の理由

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 3 主務大臣については、法第59条第1項の区分により記載すること。

様式第4（第41条関係）

核燃料輸送物設計承認書記載事項変更届出書

番 号
年 月 日

主務大臣 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第41条第6項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 核燃料輸送物の名称
- 2 核燃料輸送物設計承認番号
- 3 変更前
- 4 変更後
- 5 変更の年月日
- 6 変更の理由

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 3 主務大臣については、法第59条第1項の区分により記載すること。

様式第5（第41条関係）

核燃料輸送物設計承認書廃止届出書

番 号
年 月 日

主務大臣 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第41条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 核燃料輸送物の名称
- 2 核燃料輸送物設計承認番号
- 3 廃止の年月日
- 4 廃止の理由

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 3 主務大臣については、法第59条第1項の区分により記載すること。

経済産業省

平成19・02・27原院第2号
平成19年3月14日

工場又は事業所の外において運搬される核燃料輸送物の確認等に関する事務手続きについて

経済産業省原子力安全・保安院
N I S A - 3 1 6 a - 0 7 - 1

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第59条第2項に基づく運搬する物に関する経済産業大臣（以下「大臣」という。）の確認及び同条第3項に基づく運搬に使用する容器についての大員承認、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（昭和53年総理府令第57号。以下「規則」という。）第19条に基づく運搬に関する確認の申請及び規則第21条に基づく容器承認の申請並びに「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」（平成2年科学技術庁告示第5号。以下「告示」という。）第41条に基づく設計承認の申請等に関し、法第59条第1項に規定する原子力事業者等からの申請及び届出を円滑かつ適切に処理するため、下記のとおりその事務手続きに関する事項を定めたので、以後これにより対応することを求めることとする。

これに伴い、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する確認等の事務について」（平成13年6月29日付け平成13・06・26原院第2号）、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する確認等の手続きについて」（平成13年7月30日付け平成13・07・27原院第1号）、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する確認等について」（平成14年7月19日付け平成14・06・07原院第4号）及び「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する確認等の要領について（内規）」（平成14年7月19日付け平成14・06・07原院第6号）は、廃止する。

なお、輸送容器の品質管理に関する事項及び確認申請書に添付すべき書類の記載要領については、別に定める。

記

1. 法第59条第2項に基づく運搬する物に関する大臣の確認の申請については、以下によること。

なお、法第59条の規定は、同条第1項に規定する原子力事業者等のうち、運搬に関し保安の責任を負うことになっているすべての者が、規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じなければならないという趣旨であるので、運搬する物に関する確認の申請は、当該責任を有するすべての者により行われなければならないことに留意すること。

(1) 原則として当該運搬に係る出発地の工場又は事業所から規則第1条第3号に定める核燃料輸送物（以下「核燃料輸送物」という。）が搬出される予定日の午前零時までに確認を受けられるよう、余裕をもって申請すること。

なお、海外から運搬する場合には、当該運搬に係る核燃料輸送物が出発国の港から搬出される予定日までに確認を受けられるよう、余裕をもって申請すること。

また、規則第19条第2項の規定により国土交通大臣の承認を受けたことを証する書面の提出をもって確認申請書に添える書類を省略する場合には、当該運搬に係る核燃料輸送物が我が国の工場又は事業所の外における運搬を開始する予定日の午前零時までに確認を受けられるよう、余裕をもって申請すること。

(2) 規則第19条第2項に規定される国土交通大臣の承認を受けたことを証する書面とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第87条に基づき国土交通大臣が交付した放射性輸送物安全確認書（地方運輸局長が交付したものを含む。）をいう。

(3) 規則第19条第3項の規定により、同条第1項第2号から第4号に掲げる書類の提出を省略しようとする者は、規則第22条の規定に基づき大臣が交付した容器承認書の写しを規則第19条第1項に規定する確認申請書に添付すること。

2. 法第59条第3項に基づく運搬に使用する容器についての大員承認の申請については、以下によること。

(1) 規則第21条第1項第4号の説明書については、別表の輸送容器検査要領に掲げる輸送容器について、原則として同要領に基づき、承認を受けようとする輸送容器の自主検査を実施し、その結果を添付するとともに、当該輸送容器の製作に係る品質監査結果を添付すること。

(2) 規則第21条第2項の規定により、同条第1項第2号に掲げる書類の提出を省略しようとする者は、告示第41条の規定に基づき大臣が交付した核燃料輸送物設計承認書（以下「設計承認書」という。）の写しを規則第21条第1項に規定する容器承認申請書に添付すること。

3. 容器承認書の交付に伴う措置については、以下によること。

(1) 容器承認書の交付を受けた者は、運搬の前に、様式第1による承認容器登録票をそれぞれの輸送容器に取り付けること。

(2) 容器承認書の交付を受けた者は、容器承認申請書の添付書類（又は核燃料輸送物設計承認申請書の添付書類（安全解析書））に記載した方法により、原則として1年に1回以上（年間の使用回数が10回を超えるものにあつては、使用回数10回ごとに1回以上）、それぞれの輸送容器について定期自主検査を実施するとともに、その性能を健全に保持すること。

(3) 輸送容器の定期自主検査の記録は、製作時検査の記録と併せて、当該輸送容器を承認容器として使用する期間中、これを保存すること。

4. 設計承認の申請等については、以下によること。

(1) 規則第5条第10号ロ中「最大線量当量率が著しく増加せず」とは、試験前の最大線量当量率が2ミリシーベルト毎時に対して十分な余裕のないときは増加率が20パーセントを超えず、かつ試験後も2ミリシーベルト毎時を超えない状態をいい、2ミリシーベルト毎時に対して十分な余裕のあるときは核燃料輸送物の外表面が著しく破損しないような状態をいう。

(2) 告示別記様式第1中「6 臨界安全評価における浸水の領域に関する事項」では、臨界解析において浸水を仮

定している領域を説明し、「7 収納物の水密性に関する事項」では、輸送容器の密封境界の構成とその密封境界内部において収納物の臨界安全の維持に係る構成を説明すること。また、同様式注1により添付する図面に加え、安全解析書に記載された主要な図面の番号を記載すること。

- (3) 告示第41条第2項の規定により設計承認書の交付を受けた者が、当該設計承認書に係る核燃料輸送物を国際輸送する場合において、その設計が国際原子力機関（IAEA）放射性物質安全輸送規則2005年版（以下「IAEA輸送規則2005年版」という。）の技術基準に適合することにつき、当院の英文による証明書の交付を受けようとする場合には、様式第2による核燃料輸送物設計承認英文証明願に設計承認書の写しを添付して申請すること。

5. その他の申請については、以下によること。

- (1) 規則第5条第7号ただし書の規定により大臣の承認を受けようとする者は、様式第3による申請書を、同条第8号ただし書の規定により大臣の承認を受けようとする者は、様式第4による申請書を提出すること。
- (2) 規則第9条第2項第2号又は第10条第2項第2号の規定により「これと同等と主務大臣が認める基準」を技術上の基準としようとする者は、様式第5による申請書を提出すること。なお、当該規定は、IAEA輸送規則2005年版第625項から第628項までの趣旨を取り入れるために規定されたものであるので、申請に当たっては、この点に留意すること。
- (3) 規則第14条の規定により大臣の承認を受けようとする者は、様式第6による申請書を提出すること。
- (4) 告示第3条第1号表中に定める特別形核燃料物質等について、同表中の基準に適合することにつき承認を受けようとする者は、様式第7による申請書により、当院長の承認を受けること。
- (5) 告示第3条第1号表中ただし書の規定の適用を受けようとする者は、様式第8による申請書を提出すること。
なお、当該規定は、IAEA輸送規則2005年版第709項及び第711項の趣旨を取り入れるために規定されたものであるので、申請に当たっては、この点に留意すること。
- (6) 告示別記第9ただし書の規定の適用を受けようとする者は、様式第9による申請書を提出すること。なお、当該規定は、IAEA輸送規則2005年版第624項の趣旨を取り入れるために規定されたものであるので、申請に当たっては、この点に留意すること。

別表 輸送容器検査要領

検査項目	検査対象	検査方法	合格基準
材料検査	BM、BU AF、IF	容器に用いられた主要な材料について、ミルシート等により照合するか又は引張試験等により降伏応力、引張強さ等の材料特性を検査する。ただし、レジンのように公的な規格がない特殊材料については材料毎に検査の方法を検討のうえ決定する。 なお、レジンについては、以下のとおりとする。 ①各原材料の成分及び配合比率が明らかにされる場合信頼性の高い計量データを用いて材料仕様値を満足していることを確認する。 ②各原材料の成分及び配合比率が明らかにされない場合化学分析により、設計時に誤差を考慮して設定した材料仕様値を満足していることを元データ等を活用し確認する。	設計承認申請書（以下「申請書」という。）に記載された設計条件を満足していること。
寸法検査	BM、BU AF、IF	主要寸法を計測器を用いて検査する。	申請書に記載された図示公差内であること。
溶接検査	BM、BU	1) 外観 2) 開先寸法 3) 非破壊検査等により溶接の健全性を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足していること。
外観検査	BM、BU AF、IF	容器の外観を目視で検査する。	傷、割れ、塗装及び形状等に異常のないこと。
耐圧検査	BM、BU	気圧又は水圧を加え、容器の変形の有無等を検査する。	異常な変形、ひび、割れ等がないこと。
気密漏えい検査	BM、BU	ヘリウムリークテスト、加圧漏えい試験又は真空試験等により漏えい率を検査する。	漏えい率が申請書に記載された値以下であること。
しゃへい性能検査	BM、BU	容器内に ^{60}Co 等の線源を装填し、しゃへい性能を検査する。 レジン等については、しゃへい寸法、材料成分等により設計条件に適合していることを確認する。	(1)しゃへい上の欠陥が存在しないこと。 (2)申請書に記載された設計条件を満足すること。
しゃへい寸法検査	BM、BU	ガンマ線及び中性子のしゃへいに用いられる部分の寸法を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足すること。
伝熱検査	BM、BU	収納燃料の崩壊熱に相当する電熱ヒーター等の熱源を容器内に装填し、容器各部の最高温度、温度分布を検査する。	外気条件を補正したのち、申請書に記載された温度以下であること。
吊上荷重検査	BM、BU	トラニオンに油圧等により荷重を付加し、異常の有無を検査する。	吊上荷重の2倍の荷重に耐えること。
重量検査	BM、BU AF、IF	完成容器の重量又は各部分の総重量を検査する。	申請書に記載された重量以下であること。
未臨界検査*	BM、BU AF、IF	バスケット等の寸法及び外観を検査し、中性子吸収材を使用している場合はその含有量、分布等を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足すること。
作動確認検査	BM、BU AF、IF	弁及び非常用安全装置等が装填された容器にあっては、当該装置が正常に作動するか否かを検査する。	申請書に記載された設計条件を満足すること。
取扱い検査	BM、BU AF、IF	バスケット、蓋板等の脱着、収納物の装荷・取出し、吊上げ等の取扱いについて異常の有無を検査する。	申請書に記載された取扱いを行っても異常のないこと。

注： BM：BM型輸送物（BM型核分裂性輸送物を含む。）に係る輸送容器

BU：BU型輸送物（BU型核分裂性輸送物を含む。）に係る輸送容器

AF：A型核分裂性輸送物に係る輸送容器

IF：IP型核分裂性輸送物に係る輸送容器

*：未臨界検査は、核分裂性輸送物のみを対象とする。

なお、六ふつ化ウラン輸送物に係る容器については、溶接検査、耐圧検査及び気密漏えい検査に加えて、AF及びIFの検査項目に準じた検査項目について検査を実施すること。

様式第 1

承認容器登録票

承認容器登録票 (記載例)	
Registration Label of Packaging	
承認容器登録者 Name of Registrant	
輸送容器の名称 Name of Packaging	CASK-300
承認容器登録番号 Serial Number of Packaging	S123B2000
設計承認番号 Competent Authority Identification Mark	J/2000/B(M)F-96
承認した日 Date of Approval	平成19年9月16日 Sep. 16. 2007
有効期限 Date of Expiry	平成24年9月15日 Sep. 15. 2012
承認を与えた者 Approved by	経済産業大臣 Minister of Economy, Trade and Industry

10cm 以上

10cm 以上

62

- 備考 1 目立ちやすい箇所に容易に消えない方法で表示されていること。
 2 承認容器登録票は、本邦内においてのみ運搬されるものにあつては英語の部分

様式第 2

核燃料輸送物設計承認英文証明願	
番号 年月日	
経済産業省 原子力安全・保安院 核燃料管理規制課長 殿	住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び 代表者の氏名) 印
下記の核燃料輸送物の設計が「IAEA放射性物質安全輸送規則 (2005年版)」の 技術基準に適合していることについて英文により証明していただきたく、申請します。	
記	
1. 核燃料輸送物の名称	
2. 設計承認番号	
3. 英文証明の申請を行う理由	
4. 承認を受けようとする設計の事項 (注)	

注：下記の記載例に基づいて英文にて記載すること。
 備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

原子力安全・保安院通達

(様式第2に係る承認を受けようとする設計の事項の英文による記載例)

1. The Competent Authority Identification Mark : J/2000/B(M)F-96
2. Name of Package : CASK-300
3. Type of Package : Type A Package containing Fissile Uranium Hexafluoride
4. Specification of Package
 - (1) Materials of Packaging : See the attached Table-1
 - (2) Total Weight of Packaging : 1,703 kg or less
 - (3) Outer Dimensions of Packaging
 - (i) Length : Approximately 2.5 m
 - (ii) Width : Approximately 1.3 m
 - (iii) Height : Approximately 1.3 m
 - (4) Total Weight of Package : 3,980 kg or less
 - (5) Illustration of Package : See the attached Figure (Bird's-eye view)
Refer to Drawings No. A-001, No. A-002, etc. for more details
5. Specification of Radioactive Contents : See the attached Table-2
6. Description of Containment System

Containment system consists of 30B cylinder, valve and plug.
Teflon rubber is used for valve gaskets.
7. For Package containing Fissile Materials,
 - (1) Restrictions on Package
 - (i) Restriction Number "N" : No restriction
 - (ii) Array of Package : No restriction
 - (iii) Criticality Safety Index (CSI) : 0
 - (2) Description of Confinement System

Confinement system consists of a mass of uranium hexafluoride and 30B cylinder.
 - (3) Assumptions of Leakage of Water into Package

No water will leak into or out of any void spaces of 30B cylinder not only during routine transport but also under normal and accident conditions even if the protective overpack is fractured and deformed.

- (4) Special Features in Criticality Assessment

Quality control of 30B cylinder including its valve and plug should be performed so as to prevent any leakage of water thereinto.
8. For Type B(M) Packages, a statement regarding prescriptions of Type B(U) Package that do not apply to this Package

Ambient temperature up to -40°C is not considered.
9. Assumed Ambient Conditions
 - (i) Ambient Temperature Range : 38°C
 - (ii) Insolation Data : Table XI of IAEA Regulation
10. Handling, Inspection and Maintenance
 - (1) Handling Instructions
 - (i) Package should be handled carefully in accordance with the schedule and procedures established properly taking all possible safety measures.
 - (ii) Package should be handled using appropriate lifting devices such as forklift or crane.
 - (iii) When packaging is stored outdoors, it should be covered with an appropriate waterproof sheet, avoiding the situation where it is placed directly on the ground.
 - (2) Inspections and Maintenance of Packaging

The following inspections should be performed not less than once a year (once for every ten times in a case where the packaging is used not less than ten times a year) and defect of packaging should be repaired, if any, in order to maintain the integrity of packaging.

 - a) Visual inspection for protective overpack
 - b) Visual and Subcriticality inspection for 30B Cylinder
 - (3) Actions prior to Shipment

The following inspections should be performed prior to shipment.

(i) Visual Inspection	(ii) Contents Inspection
(iii) Surface Contamination Inspection	(iv) Dose Rate Inspection
(v) Subcriticality Inspection	(vi) Weight Inspection
(vii) Lifting Inspection	
 - (4) Precautions for Loading of Package for Shipment

Package should be securely loaded to the conveyance at the designated tie-down portion of the packaging so as not to move, roll down or fall down from the loading position during transport.
11. Issue Date and Expiry Date
 - (i) Issue Date : Sep.16, 2007
 - (ii) Expiry Date : Sep.15, 2012

様式第 3

核燃料輸送物の表面における最大線量当量率に係る承認申請書

番 号
年 月 日

経 済 産 業 大 臣
殿

住 所
氏 名（法人にあっては、その名称及び
代表者の氏名） 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第 5 条第 7 号ただし書の承認を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
2. 核燃料輸送物の表面における最大線量当量率
3. 承認を受けようとする理由
4. 運搬に当たって講ずる障害防止のための措置（注）

注：積載方法、固縛方法及び運搬中における核燃料輸送物を積載した車両への近接防止措置等に係る具体的措置方法について記載するとともに、当該措置によって安全性が担保できることを示すこと。

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 4

核燃料輸送物の表面から 1 メートル離れた位置における最大線量当量率
に係る承認申請書

番 号
年 月 日

経 済 産 業 大 臣
殿

住 所
氏 名（法人にあっては、その名称及び
代表者の氏名） 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第 5 条第 8 号ただし書の承認を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
2. 核燃料輸送物の表面から 1 メートル離れた位置における最大線量当量率
3. 承認を受けようとする理由
4. 運搬に当たって講ずる障害防止のための措置（注）

注：積載方法、固縛方法及び運搬中における核燃料輸送物を積載した車両への近接防止措置等に係る具体的措置方法について記載するとともに、当該措置によって安全性が担保できることを示すこと。

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること

I P 型輸送物の基準に係る認定申請書

番 号
年 月 日

経 済 産 業 大 臣
殿

住 所
氏 名（法人にあつては、その名称及び
代表者の氏名） 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第 9 条 第 2 項第 2
第 10 条
号の規定に基づき、以下の基準が同条第 1 項第 2 号に定める基準と同等である旨の認定
を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 輸送物の名称
2. 輸送物に関する説明
（1）重 量
（2）外形寸法
（3）外 観
（4）輸送物の設計仕様
3. 適用しようとする基準（注）

（別紙記載事項）
適用しようとする基準が規則第 9 条又は第 10 条の基準と同等であることについての
説明

②表面における線量当量率が20%を超えて増加しないこと。

2. コンテナの場合
I S O 1496-1:1990、「シリーズ 1 輸送コンテナ仕様及び試験－第 1 部：一般
貨物コンテナ」に定められた要件に、寸法と最大総重量を除き適合し、かつ、当該
I S O 規格に定められた試験条件の下に置くこととした場合に、放射性物質の漏え
いがなく、かつ、表面における線量当量率が20%を超えて増加しないこと。

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

注：規則第 9 条第 2 項第 2 号又は第 10 条第 2 項第 2 号中「これと同等と主務大臣の認める
基準」を適用しようとする場合には、例えば、以下のように適用しようとする基準を明
記すること。

1. タンクの場合
- （1）「危険物の輸送に関する国連勧告－多モードのタンク輸送に関する勧告」に定め
られる基準に適合すること。
 - （2）265kPa の圧力試験に耐えること。
 - （3）通常の手扱及び輸送条件下において、次の要件を満足すること。
 - ①追加されたしゃへい構造が静的及び動的応力に耐えること。

様式第 6

特別措置に係る承認申請書

番 号
年 月 日

経 済 産 業 大 臣
殿

住 所
氏 名（法人にあつては、その名称及び
代表者の氏名） 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第14条ただし書の承認を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
2. 核燃料輸送物の表面及び1メートル離れた位置における線量当量率
3. 講ずることが著しく困難である措置及びその理由
4. 運搬に当たって講ずる障害防止のための措置（注）

注：積載方法、固縛方法及び運搬中における核燃料輸送物を積載した車両への近接防止措置等に係る具体的措置方法について記載するとともに、当該措置によって安全性が担保できることを示すこと。

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第 7

特別形核燃料物質等設計承認申請書

番 号
年 月 日

経 済 産 業 省
原子力安全・保安院長
殿

住 所
氏 名（法人にあつては、その名称及び
代表者の氏名） 印

下記の特別形核燃料物質等について設計の承認を受けたく、別紙のとおり申請します。

記

1. 特別形核燃料物質等の名称
2. 特別形核燃料物質等に関する説明
 - (1) 重 量
 - (2) 外形寸法
 - (3) 外 観
 - (4) 核燃料物質等の設計仕様

(別紙記載事項)
申請しようとする核燃料物質等の設計が告示第3条第1号の特別形核燃料物質等の基準に適合することについての説明

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第 8

特別形核燃料物質等の適用基準に係る承認申請書

番 号
年 月 日

経 済 産 業 大 臣
殿

住 所
氏 名（法人にあつては、その名称及び
代表者の氏名） 印

特別形核燃料物質等について、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第 3 条第 1 号表中ただし書の適用を受けたく、別紙のとおり申請します。

記

1. 特別形核燃料物質等の名称
2. 特別形核燃料物質等に関する説明
 - (1) 重 量
 - (2) 外形寸法
 - (3) 外 観
 - (4) 核燃料物質等の設計仕様
3. 適用しようとする試験（注）

注：例えば、以下のように適用しようとする基準を明記すること。

- (1) 衝撃試験及び打撃試験に代えて、I S O 2919:1999「放射線防護－密封線源－一般要件と分類」に定められたクラス 4 衝撃試験（200 g 未満のもの）又はクラス 5 衝撃試験（500 g 未満のもの）
- (2) 加熱試験に代えて、I S O 2919:1999「放射線防護－密封線源－一般要件と分類」に定められたクラス 6 温度試験

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 9

I P - 2 型輸送物の一般の試験条件に係る承認申請書

番 号
年 月 日

経 済 産 業 大 臣
殿

住 所
氏 名（法人にあつては、その名称及び
代表者の氏名） 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別記第 9 ただし書の規定に基づき以下の条件を一般の試験条件とすることについて承認を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 輸送物の名称
2. 輸送物に関する説明
 - (1) 重 量
 - (2) 外形寸法
 - (3) 外 観
 - (4) 輸送物の設計仕様
3. 適用しようとする条件（注）

(別紙記載事項)
適用しようとする条件が規則第 9 条の条件と同等であることについての説明

注：例えば、以下のように適用しようとする条件を明記すること。

「危険物の輸送に関する国連勧告」において定められている包装等級 I 又は II に係る試験条件とする。

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

経済産業省

平成19・12・20原院第1号
平成20年1月10日

平成19・12・20原院第1号
平成20年1月10日

別 添

車両運搬確認申請書、容器承認申請書及び核燃料輸
送物設計承認申請書に添付する説明書の記載要領
について

車両運搬確認申請書、容器承認申請書及び核燃
料輸送物設計承認申請書に添付する説明書の
記載要領

経済産業省原子力安全・保安院
N I S A - 3 1 6 a - 0 8 - 1

原子力安全・保安院は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第19条の規定に基づく運搬に関する確認の申請及び同規則第21条の規定に基づく容器承認の申請並びに平成2年科学技術庁告示第5号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等）第41条の規定に基づく設計承認の申請等について、別添のとおり、車両運搬確認申請書、容器承認申請書及び核燃料輸送物設計承認申請書に添付する説明書の記載要領を定めたので、以後これにより対応することを求めることとする。

なお、「車両運搬確認申請書及び容器承認申請書の説明書並びに核燃料輸送物設計承認申請書の記載要領について」（平成14年7月19日付け平成14・06・07原院第2号）は、廃止する。

平成20年1月

原子力安全・保安院

目次

1. 運搬する核燃料物質等に関する説明書（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（以下「規則」という。）第19条第1項第1号及び第21条第1項第1号）

- (イ)章 収納する核燃料物質等の仕様……6
- (ロ)章 仕様の決定方法……6
- (ハ)章 設計仕様との比較……6

2. 輸送容器の設計及び核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する説明書（規則第19条第1項第2号及び第21条第1項第2号並びに平成2年科学技術庁告示第5号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等）（以下「告示」という。）第41条第1項）

- (イ)章 核燃料輸送物の説明……7
 - A. 目的及び条件
 - B. 輸送物の種類
 - C. 輸送容器
 - D. 輸送容器の収納物
- (ロ)章 核燃料輸送物の安全解析……7
 - A. 構造解析
 - A.1 構造設計
 - A.1.1 概要
 - A.1.2 設計基準
 - A.2 重量及び重心
 - A.3 材料の機械的性質
 - A.4 輸送物の要件
 - A.4.1 化学的及び電気的反応
 - A.4.2 低温強度
 - A.4.3 密封装置
 - A.4.4 吊上装置
 - A.4.5 固縛装置
 - A.4.6 圧力
 - A.4.7 振動
 - A.5 一般の試験条件
 - A.5.1 熱的試験
 - A.5.1.1 温度及び圧力の要約
 - A.5.1.2 熱膨張

- A.5.1.3 応力計算
- A.5.1.4 許容応力との比較
- A.5.2 水噴霧
- A.5.3 自由落下
 - (a) 解析モデル
 - (b) 原型試験
 - (c) モデル試験
- A.5.4 積み重ね試験
- A.5.5 貫通
- A.5.6 角又は縁落下
- A.5.7 結果の要約と評価
- A.6 特別の試験条件
 - A.6.1 強度試験・落下試験Ⅰ（9m落下時）又は強度試験・落下試験Ⅲ（動的圧漬時）
 - (a) 解析モデル
 - (b) 原型試験
 - (c) モデル試験
 - A.6.1.1 垂直落下
 - A.6.1.2 水平落下
 - A.6.1.3 コーナー落下
 - A.6.1.4 傾斜落下
 - A.6.1.5 結果の要約

A.6.2 強度試験・落下試験Ⅱ（1m落下時）

- A.6.2.1 結果の要約
- A.6.3 熱的試験
 - A.6.3.1 温度及び圧力の要約
 - A.6.3.2 熱膨張
 - A.6.3.3 許容応力との比較
- A.6.4 浸漬
- A.6.5 結果の要約と評価
- A.7 強化浸漬試験
- A.8 放射性収納物
- A.9 核分裂性輸送物
 - A.9.1 核分裂性輸送物に係る一般の試験条件
 - A.9.2 核分裂性輸送物に係る特別の試験条件
- B. 熱解析
 - B.1 概要
 - B.2 材料の熱的性質
 - B.3 構成要素の仕様
 - B.4 一般の試験条件
 - B.4.1 熱解析モデル
 - B.4.1.1 解析モデル
 - B.4.1.2 試験モデル
 - B.4.2 最高温度
 - B.4.3 最低温度
 - B.4.4 最大内圧
 - B.4.5 最大熱応力
 - B.4.6 結果の要約と評価
 - B.5 特別の試験条件
 - B.5.1 熱解析モデル
 - B.5.1.1 解析モデル
 - B.5.1.2 試験モデル
 - B.5.2 輸送物の評価条件
 - B.5.3 輸送物温度
 - B.5.4 最大内圧
 - B.5.5 最大熱応力
- E.3.2 解析モデル各領域における原子個数密度
- E.4 未臨界評価

B.5.6 結果の要約と評価

- C. 密封解析
 - C.1 概要
 - C.2 密封装置
 - C.2.1 密封装置
 - C.2.2 密封装置の貫通部
 - C.2.3 密封装置のガスケット及び溶接部
 - C.2.4 蓋
 - C.3 一般の試験条件
 - C.3.1 放射性物質の漏えい
 - C.3.2 密封装置の加圧
 - C.3.3 冷却材汚染
 - C.3.4 冷却材損失
 - C.4 特別の試験条件
 - C.4.1 核分裂生成ガス
 - C.4.2 放射性物質の漏えい
 - C.5 結果の要約と評価
- D. しゃへい解析
 - D.1 概要
 - D.2 線源仕様
 - D.2.1 ガンマ線源
 - D.2.2 中性子源
 - D.3 モデル仕様
 - D.3.1 解析モデル
 - D.3.2 解析モデル各領域における原子個数密度
 - D.4 しゃへい評価
 - D.5 結果の要約と評価
- E. 臨界解析
 - E.1 概要
 - E.2 解析対象
 - E.2.1 収納物
 - E.2.2 輸送容器
 - E.2.3 中性子吸収材
 - E.3 モデル仕様
 - E.3.1 解析モデル
- B. 保守条件
 - B.1 外観検査
 - B.2 耐圧検査

E. 4. 1 計算条件	B. 3 気密漏えい検査	A. 材料検査	B. 申請者の責任
E. 4. 2 輸送物への水の浸入等	B. 4 シャヘい検査	B. 寸法検査	C. 教育・訓練
E. 4. 3 計算方法	B. 5 未臨界検査	C. 溶接検査	D. 輸送容器の製造発注
E. 4. 4 計算結果	B. 6 熱検査	D. 外観検査	D. 1 容器製造者の品質管理の措置状況
E. 5 ベンチマーク試験	B. 7 吊上検査	E. 耐圧検査	D. 2 供給者選定基準
E. 6 結果の要約と評価	B. 8 作動確認検査	F. 気密漏えい検査	D. 3 検査
F. 規則及び告示に対する適合性の評価	B. 9 補助系の保守	G. シャヘい性能検査	D. 4 日程管理及び特殊工程の認定
(ハ)章 品質マネジメントの基本方針・・・20	B. 10 密封装置の弁、ガスケット等の保守	H. シャヘい寸法検査	E. 測定、分析及び改善
A. 品質マネジメントシステム	B. 11 輸送容器の保管	I. 伝熱検査	E. 1 内部品質監査
B. 申請者の責任	B. 12 記録の保管	J. 吊上荷重検査	E. 2 不適合品の管理
C. 教育・訓練	B. 13 その他	K. 重量検査	E. 3 是正処置及び予防処置
D. 設計管理	(ホ)章 安全設計、安全輸送に関する特記事項・・・・・・22	L. 未臨界検査	(ホ)章 製作方法に関する特記事項・・・・・・28
E. 輸送容器の製造発注	参考 輸送容器の製作の方法の概要に関する説明・・・・・・22	M. 作動確認検査	
F. 取扱い、保守	別表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価・・・・・・23	N. 取扱い検査	
(ニ)章 核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法・・・・・・21		4. 輸送容器が輸送容器の設計及び製作の方法に従って製作されていることを示す説明書（規則第19条第1項第4号及び第21条第1項第4号）	
A. 輸送物の取扱い方法		(イ)章 輸送容器の製作時の検査に関する説明・・・・・・29	
A. 1 装荷方法		A. 検査スケジュール	
A. 2 輸送物の発送前検査		B. 輸送容器の検査結果	
A. 3 取出し方法		C. 輸送容器の製作に係る品質監査結果	
A. 4 空容器の準備		5. 輸送容器が輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを示す説明書（規則第19条第1項第5号及び第21条第1項第5号）	
3. 輸送容器の製作の方法に関する説明書（規則第19条第1項第3号及び第21条第1項第3号）		(イ)章 輸送容器の性能維持に関する説明・・・・・・30	
(イ)章 輸送容器の製作方法・・・・・・24	B. 7 材料の欠陥部の修理	6. 核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書（規則第19条第1項第6号）	
A. 概要	B. 8 材料の切断	(イ)章 核燃料輸送物の発送前検査に関する説明・・・・・・31	
B. 材料の説明	B. 9 材料の成型	(ロ)章 発送前検査を行う予定時期・・・・・・31	
B. 1 板材料	C. 溶接	(ハ)章 発送前検査を行う場所・・・・・・31	
B. 2 管材類	C. 1 溶接方法及び材料	7. 申請書書式・・・・・・32	
B. 3 鍛造品、ボルト・ナット類	C. 2 溶接機の管理及び溶接士資格	A. 寸法	E. 写真
B. 4 溶接用電極・棒・ワイヤ	C. 3 溶接の主要事項に関する説明	B. 部数	F. 印刷
B. 5 特殊材料	C. 4 溶接欠陥の修理	C. 頁	G. 製本
B. 6 ミルシート	C. 5 溶接後の熱処理	D. 図表	H. その他
C. 6 特殊溶接	(ハ)章 輸送容器の製作スケジュール・・・・・・26		
C. 7 溶接の施工管理、その他	(ニ)章 品質マネジメントに関する説明・・・・27		
D. シャヘい体の製作法	A. 品質マネジメントシステム		
E. 弁等の付属機器の製作法	A. 1 品質マニュアル		
F. 組立等その他の製作法	A. 2 文書管理		
(ロ)章 輸送容器の試験、検査方法・・・・26	A. 3 品質記録の管理		

説明上の便宜により、説明書において記載項目の順番等を変更する場合には、本記載要領の項目との対照表等を添付すること。

1. 運搬する核燃料物質等に関する説明書（規則第19条第1項第1号及び第21条第1項第1号）

項 目		内 容
(イ)章	収納する核燃料物質等の仕様	輸送容器ごとに収納する核燃料物質等の仕様について記述する。
(ロ)章	仕様の決定方法	燃焼度、放射能の量、発熱量等計算により算出した仕様の計算方法について記述する。実測による場合は、測定方法について記述する。
(ハ)章	設計仕様との比較	容器承認を受けている場合、承認容器に収納することを認められた核燃料物質等の設計仕様と収納する核燃料物質等の仕様との比較について記述する(規則第19条第1項第1号のみ)。

2. 輸送容器の設計及び核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する説明書（規則第19条第1項第2号及び第21条第1項第2号並びに告示第41条第1項）

項 目		内 容
(イ)章	核燃料輸送物の説明	輸送物の使用目的、輸送容器の型名、核分裂性物質の場合はその旨、及び輸送指数等の総括的事項について記述する。 容器の型式（IP型、A型、BM型、BU型の別）、及び輸送物が核分裂性輸送物又は六ふっ化ウラン輸送物である場合には、その旨を記述する。 総重量、構造材料、中性子吸収材、中性子減速材、しゃへい材、主要部分の寸法及び構造、溶接方法、熱除去の方法、冷却材の種類及び量、弁及び試料採取口等の開口部及び配管、内部及び外部の突出物、吊上装置、固縛装置、圧力逃がし弁、バスケット、密封境界、浸水の領域、密封装置等の輸送物の解析に必要な基本設計について外形図、断面図、材料表等を用いて説明する。 主要な核種の放射性物質の量（放射能強度）、物理的性状、化学的性質、収納物の密封性、核的安全の評価に必要な形状、最大崩壊熱量、密封装置の最大圧力、他の装荷制限及び全体の放射能強度等について説明する。 収納物が低比放射性物質(LSA)又は表面汚染物(SCO)の場合には、それらが規則及び告示に定める要件に適合することを説明する。 安全解析の概要について記述する。 密封装置、機械的衝撃の吸収装置(緩衝体)、蓋、バスケット及び弁等の輸送物の安全な取扱
(イ)－A	目的及び条件	
(イ)－B	輸送物の種類	
(イ)－C	輸送容器	
(イ)－D	輸送容器の収納物	
(ロ)章	核燃料輸送物の安全解析	
(ロ)－A	構造解析	
A.1	構造設計	
A.1.1	概 要	

項	目	内 容
A. 1. 2	設計基準	<p>いに必要な基本的構造及びシステムについて記述し、これらを図示した上で、構造設計等について説明する。</p> <p>構造解析で用いられる設計基準を次の項目について整理し、記述する。</p> <p>1) 容器各部に対して種々の条件で考慮される負荷（荷重等）の種類及びその組合せ</p> <p>2) 種々の条件に対して容器各部で用いる応力、歪、変形等の評価基準</p> <p>3) 評価で用いる安全率又は余裕率の定義</p> <p>4) 各解析項目についての設計条件（材質、温度、負荷条件）、解析方法及び評価基準の一覧</p>
A. 2	重量及び重心	<p>輸送容器及び収納物の総重量、各構成部品の重量の一覧及び輸送物等の重心について記述する。</p>
A. 3	材料の機械的性質	<p>構造評価に用いられる主要部の材料の通常の輸送条件及び温度条件下における機械的性質（降伏点、引張強さ、縦弾性係数、熱膨張係数、及び密度等）、緩衝体の圧縮応力-歪の曲線並びに材料の性質の決定方法（試験条件、測定方法等）を記述する。</p>
A. 4	輸送物の要件	
A. 4. 1	化学的及び電氣的反応	<p>輸送容器構成部品間及び輸送容器と収納物の間での化学的、電氣的及びその他の類似の反応について説明する。接触する異種材料の一覧を記載する。</p> <p>接触による危険な反応を防止するために講じられた特別な対策とその効果について説明を行う。</p>
A. 4. 2	低温強度	<p>運搬中に予想される最低外気温を仮定した場合（BU型においては-40℃）における輸送物の構成部品材料の低温特性及び性能並びに液体の凍結について説明する。</p> <p>また、構造評価に用いられる主要材料の低温</p>

項	目	内 容
A. 4. 3	密封装置	<p>脆化等の低温強度について説明する。</p> <p>通常の輸送時には開放されてはならない輸送物の部分（蓋及び弁等）が誤操作等により開かれないように講じられた措置について説明する。</p>
A. 4. 4	吊上装置	<p>輸送物の吊上装置（トラニオン等）及びその付属品の構造解析又は試験について説明する。また、それらの位置及び構造を示す図面を添付する。輸送物表面における吊上装置の位置について説明する。</p>
A. 4. 5	固縛装置	<p>輸送物の固縛装置の構造解析又は試験について説明する。それらの位置及び構造を示す図面を添付する。輸送物表面における固縛装置について説明する。</p>
A. 4. 6	圧 力	<p>輸送物の外気圧による影響について説明する。</p>
A. 4. 7	振 動	<p>通常の輸送時の振動が輸送物に与える影響について説明する。</p>
A. 5	一般の試験条件	<p>本節では一般の試験条件下における輸送物の状態を記述する。</p>
A. 5. 1	熱的試験	
A. 5. 1. 1	温度及び圧力の要約	<p>A. 5. 1. 2～A. 5. 1. 4に要求された計算を行うために用いられる全圧力、全温度について(ロ)章Bの結果を要約して記述する。</p>
A. 5. 1. 2	熱膨張	<p>定常状態に至るまでの熱膨張による周及び軸方向の変形並びに応力を計算により説明する。</p>
A. 5. 1. 3	応力計算	<p>温度勾配、圧力及び荷重による応力を計算により算定し説明する。形状及び寸法を示す図面並びに計算による説明、並びに各負荷の繰り返し(他の負荷も共存するとして評価を行う。)による疲労及び変形の解析を記述する。</p>
A. 5. 1. 4	許容応力との比較	<p>A. 1. 2の設計基準に従って応力評価を行う。</p>
A. 5. 2	水噴霧	<p>水の吹き付け試験の輸送物に対する影響について説明する。</p>
A. 5. 3	自由落下	<p>A. 5. 2の試験に引き続き自由落下した際の輸送物に対する影響について説明する。検討の方</p>

項	目	内 容
(a)	解析モデル	法（解析、原型試験及び（又は）モデル試験）について説明する。説明はA.6.1に含めてもよい。 実物と解析モデルの違いを比較し、モデルが妥当であることを説明する。 結果を説明する計算、落下エネルギーの吸収、衝撃時の局部変形及び衝撃力、強度部材における応力及び歪に対する輸送物の対応性、温度勾配、熱膨張並びに圧力及びその他の負荷の組合せによる影響等について説明する。
(b)	原型試験	方法、手順、落下試験の標的上への輸送物落下方向を説明する。収納物の代替物について説明する。衝撃による内部及び外部の損傷を説明する。この試験後の輸送物の状況の写真を添付する。
(c)	モデル試験	寸法及び材料を示した図面を添付する。モデルと原型について違いを量的に比較し、説明する。縮尺率、相似則、衝撃速度、落下エネルギー、最高衝撃加速度、最大変形量等について説明する。
A.5.4	積み重ね試験	積み重ね試験の輸送物に対する影響について説明する。
A.5.5	貫 通	貫通試験の輸送物に対する影響について説明する。
A.5.6	角又は縁落下	規則及び告示で定められた重量以下のファイバー板製又は木製の直方体のもの、又はファイバー板製の円筒形のものにあつては、A.5.3、A.5.4及びA.5.5の試験に用いた供試物とは別個の供試物による角又は縁落下した際の輸送物に対する影響について説明する。
A.5.7	結果の要約と評価	一般の試験条件下の試験後の輸送物の状態を要約して説明する。
A.6	特別の試験条件	本節では特別の試験条件下における輸送物の状態を記述する。

項	目	内 容
A.6.1	強度試験・落下試験 I（9 m落下時）又は強度試験・落下試験 III（動的圧潰時）	解析、原型試験及び（又は）モデル試験等について説明する。落下試験の標的の材質、構造、仕上げ等について説明する。落下試験IIIの場合は落下物の材質、構造、寸法についても説明する。
(a)	解析モデル	実物と解析モデルの違いを比較し、モデルが妥当であることを説明する。 結果を証明する計算、落下エネルギーの吸収、衝撃時の局部変形及び衝撃力、強度部材における応力及び歪に対する輸送物の対応性、温度勾配、熱膨張並びに圧力及びその他の負荷の組合せによる影響等について説明する。
(b)	原型試験	方法、手順、落下試験の標的上への輸送物落下方向を説明する。落下試験IIIの場合は輸送物の落下試験台上の姿勢を説明する。収納物の代替物について説明する。変形状況等試験結果について説明し、写真を添付する。
(c)	モデル試験	寸法及び材料を示した図面を添付する。モデルと原型について違いを量的に比較し、説明する。縮尺率、相似則、衝撃速度、落下エネルギー、最高衝撃加速度、最大変形量等について説明する。
A.6.1.1	垂直落下	垂直落下の輸送物に対する影響について説明する。
A.6.1.2	水平落下	水平落下の輸送物に対する影響について説明する。
A.6.1.3	コーナー落下	コーナー落下の輸送物に対する影響について説明する。（落下点はコーナーと重心を結ぶ直線上にあること。）
A.6.1.4	傾斜落下	試験又は上記A.6.1.1～A.6.1.3の結果により評価を行う。長尺の輸送物の場合は転倒による二次衝撃について説明する。
A.6.1.5	結果の要約	各落下試験後の輸送物の状況について説明する。各落下方向での損傷を要約して記述し、最

項	目	内 容
A. 6. 2	強度試験・落下試験 II (1 m 落下時)	大損傷の状態と最大損傷を受ける条件について評価する。 解析、原型試験及び(又は)モデル試験について説明する。落下試験の輸送物に対する影響(局部、全体)について説明する。特に密封に必要な弁等の装置について説明する。落下試験台及びその上に直角に固定された丸棒の材質、構造、仕上げ等について説明する。試験条件はA. 6. 1. 1～A. 6. 1. 4と同じとする。
A. 6. 2. 1	結果の要約	落下試験後の輸送物の状態について説明する。各落下方向で損傷の要約を記述し、最大損傷の状態と最大損傷を受ける条件について評価する。
A. 6. 3	熱的試験	熱的試験は落下試験に続いて行う。
A. 6. 3. 1	温度及び圧力の要約	B. 5. 3及びB. 5. 4を要約して記述する。
A. 6. 3. 2	熱膨張	熱膨張による周及び軸方向の変形及び応力、最大応力並びに火災による温度勾配、膨張差、圧力並びにその他の機械的負荷による応力等を定常状態及び非定常状態について、計算によって説明する。 寸法、形状を示した図面及び応力計算の結果を示した図面を添付する。
A. 6. 3. 3	許容応力との比較	A. 1. 2の設計基準に従って応力評価を行う。
A. 6. 4	浸 漬	輸送物が規則及び告示で定められた水頭下又は外圧を受けても内容物の損傷がないことを試験又は解析により示し、それについて説明する。
A. 6. 5	結果の要約と評価	特別の試験条件下の試験後の輸送物の安全性について説明する。
A. 7	強化浸漬試験	A ₂ 値の十万倍を超える量の放射能を有する核燃料輸送物については、規則及び告示で定められた水頭下に対して密封装置の破損のないことを評価する。
A. 8	放射性収納物	放射性収納物に関する構造設計及び模擬供試体による試験あるいは解析の結果を記述する。

項	目	内 容
A. 9	核分裂性輸送物	本節では輸送物が規則及び告示に定める核分裂性輸送物の技術基準に適合することを記述する。
A. 9. 1	核分裂性輸送物に係る一般の試験条件	核分裂性輸送物に係る一般の試験条件下の試験手順を説明し、損傷の評価方法及び結果について記述する。 (□)章Eの臨界解析に影響する形状変化等について説明する。
A. 9. 2	核分裂性輸送物に係る特別の試験条件	核分裂性輸送物に係る特別の試験条件下の試験手順を説明し、損傷の評価方法及び結果について記述する。 (□)章Eの臨界解析に影響する形状変化等について説明する。
(□) - B	熱解析	
B. 1	概 要	輸送物の熱設計について説明し、一般の試験条件下及び特別の試験条件下における輸送物の熱解析について説明する。補助冷却システム及び膨張タンク等の取扱い方法を記述する。
B. 2	材料の熱的性質	材料の熱的性質について記述する。
B. 3	構成要素の仕様	弁、安全弁及びガスケットの最大使用圧力及び最高使用温度並びに熱絶縁及び塗装等の仕様について説明する。
B. 4	一般の試験条件	本節では輸送物が一般の試験条件下において、規則及び告示に定める技術基準を満足することを説明する。
B. 4. 1	熱解析モデル	
B. 4. 1. 1	解析モデル	ガスケット、弁、収納物及び輸送容器全体の熱解析モデルについて説明する。実物とモデルの違いを説明し、解析に当たって妥当なモデルであることを説明する。
B. 4. 1. 2	試験モデル	試験の項目及び方法、試験結果及び熱的条件について説明する。 ガスケット及び弁等の密封装置の温度記録も併せて記載する。

項 目		内 容
B.4.2	最高温度	収納物、密封装置、しゃへい材、ガスケットを含む一般の試験条件下の最高温度分布等を説明する。
B.4.3	最低温度	<p>輸送物の最低温度について記述する。本評価において輸送される収納物の最低崩壊熱量を考慮する。</p> <p>ガスケット及び弁等の主要な機器の温度を記述する。</p> <p>もし、安全のために崩壊熱量が必要な場合は、その崩壊熱量を記述する。</p>
B.4.4	最大内圧	<p>一般の試験条件下の最大の内圧、又は最大崩壊熱量との関係を説明する。</p> <p>相変化、気体の発生、化学的分解、液体の膨張、圧縮の効果等を考慮する。輸送中に燃料棒の破損が生じる可能性のある場合にはそれによる圧力の上昇を考慮する。</p>
B.4.5	最大熱応力	一般の試験条件下の最大熱応力と、その条件を説明する。温度分布の一覧も併せて記載する。
B.4.6	結果の要約と評価	熱解析又は試験結果に基づいて、一般の試験条件下における輸送物の性能を補助冷却系を含めて評価する。本評価においては、最高から最低に至る環境温度、崩壊熱量の範囲を考慮する。それらの結果を輸送容器の許容条件と比較して説明する。
B.5	特別の試験条件	本節では特別の試験条件下における輸送物の状態を記述する。
B.5.1	熱解析モデル	
B.5.1.1	解析モデル	<p>ガスケット、弁、収納物及び輸送容器全体の熱解析モデルを説明する。</p> <p>実物とモデルの違いを説明し、解析に当たって妥当なモデルであることを説明する。</p>
B.5.1.2	試験モデル	<p>試験項目及び方法、試験結果及び熱的条件について記述する。</p> <p>ガスケット及び弁等の密封装置の温度記録も</p>

項 目		内 容
B.5.2	輸送物の評価条件	併せて記載する。 強度試験により生ずる輸送物の主要な損傷について記述する。本評価においては熱的観点から輸送物が最大損傷を受ける条件、理由を説明する。これによる輸送物の熱的性能に対する影響を評価する。
B.5.3	輸送物温度	熱解析又は試験における温度変化を記述する。収納物、中性子吸収材、ガスケット、弁及び鉛のしゃへい材等の安全評価に重要な部分の温度を記述する。温度変化は、温度が最高に達し、低下し始めるまでの温度を明示する。
B.5.4	最大内圧	耐火試験中及び冷却中での最大内圧を記述する。（輸送中の燃料棒等の損傷による圧力の増加を考慮する。） 圧力計算に用いた条件を記述する。もし、化学反応又は相変化が起る可能性のある場合においては、その反応の機構、反応物及び生成物について記述する。
B.5.5	最大熱応力	耐火試験及びその後の冷却中における温度変化及び最大熱応力を記述する。
B.5.6	結果の要約と評価	熱解析又は試験結果に基づいて、特別の試験条件下における輸送物の性能を補助冷却系を含めて評価する。その結果と輸送物構成部品の許容温度、圧力を比較する。熱解析又は試験結果に基づいて輸送物の損傷を評価する。この評価においては構造の損傷、密封装置の破損、しゃへい性能の低下も考慮する。
(ロ)－C	密封解析	
C.1	概 要	輸送物の密封設計について説明し、一般の試験条件下及び特別の試験条件下における輸送物の密封解析について説明する。
C.2	密封装置	
C.2.1	密封装置	密封装置の構造及び設計仕様について記述する。

項	目	内 容
C.2.2	密封装置の貫通部	密封装置の貫通部及びその機能的仕様をすべて記述する。
C.2.3	密封装置のガスケット及び溶接部	密封装置に影響を及ぼすガスケット及び溶接部並びにこれらの密封性について温度、圧力等を考慮の上記述する。
C.2.4	蓋	密封容器に用いられる蓋について記述する。一般の試験条件下及び特別の試験条件下において、密封性を維持するのに必要な機構を記述する。
C.3	一般の試験条件	本節では輸送物が一般の試験条件下において、規則及び告示に定める技術基準を満足することを説明する。また、一般の試験条件下における密封性を説明するために、(ロ)章A及び(ロ)章Bの結果を要約して記述する。
C.3.1	放射性物質の漏えい	密封装置等からの放射性物質の漏えいが基準値以下であることを説明する。
C.3.2	密封装置の加圧	密封装置内で発生する可能性のあるすべての気体の混合物を記述する。これらが輸送物の密封性を損なわないことを説明する。
C.3.3	冷却材汚染	放射性物質による冷却材の汚染について評価する。
C.3.4	冷却材損失	冷却材の損失がないことを示す。 密封装置から直接大気へ気体を放出するベント（通気孔）がないことを示す。
C.4	特別の試験条件	本節では輸送物が特別の試験条件下において、規則及び告示に定める技術基準を満足することを説明する。また、特別の試験条件下における密封性を説明するために、(ロ)章A及び(ロ)章Bの結果を要約して記述する。
C.4.1	核分裂生成ガス	特別の試験条件下において、密封装置から放出される可能性のある核分裂生成ガスの最大量を記述する。
C.4.2	放射性物質の漏えい	密封装置等からの放射性物質の漏えいが基準値以下であることを説明する。

項	目	内 容
C.5	結果の要約と評価	一般の試験条件下及び特別の試験条件下における密封解析又は試験の結果を要約し、輸送物の密封性について評価する。
(ロ)－D	しゃへい解析	
D.1	概 要	輸送物のしゃへい設計について説明し、一般の試験条件下及び特別の試験条件下における輸送物のしゃへい解析について説明する。
D.2	線源仕様	しゃへい解析に用いる収納物のガンマ線源及び中性子源について説明する。
D.2.1	ガンマ線源	収納物に含まれる放射性物質について主な核種ごとの放射能の量及び全核種の放射能の合計値を記述し、ガンマ線源強度のエネルギースペクトルを表にする。エネルギースペクトルを求めるために用いた手法、条件について記述する。また、照射履歴について説明する。 放射化線源強度についても記述する。
D.2.2	中性子源	中性子を発生する反応について記述し、中性子のエネルギースペクトルを表にする。エネルギースペクトルを求めるために用いた手法、条件について説明する。また、照射履歴及び中性子実効増倍率の計算方法、条件について説明する。
D.3	モデル仕様	
D.3.1	解析モデル	通常輸送時、一般の試験条件下及び特別の試験条件下における輸送物について、実物と解析モデルの違いを比較し、モデルが妥当であることを説明する。（モデル図を添付する。）各試験条件のモデルの差異を記述する。 また、放射線ストリーミングの発生が予測される場合には、その部位について説明し、その影響を評価する。
D.3.2	解析モデル各領域における原子個数密度	各解析モデルについて、領域ごとにしゃへい材等の密度、原子個数密度及び各領域を構成する物質の体積比を表に示す。密度及び原子個数

項	目	内 容
D.4	しゃへい評価	<p>密度の算出に当たっては温度を考慮する。</p> <p>通常輸送時、一般の試験条件下及び特別の試験条件下における輸送物について、各解析モデルごとにガンマ線量当量率（二次ガンマ線を含む）及び中性子線量当量率を評価するとともに、算出に用いられた手法、条件（計算プログラム、定数、各データ等）について記述する。実測による線量当量率を用いる場合には、測定器、測定精度、測定条件等を説明する。</p> <p>なお、一般の試験条件下においては輸送物表面における最大線量当量率が著しく増加しないことを説明する。</p>
D.5	結果の要約と評価	<p>輸送容器の重要なしゃへい設計の特性及びしゃへい評価の解析結果を各試験条件ごとに整理して表で記述し、輸送物が通常輸送時、一般の試験条件下及び特別の試験条件下において、規則及び告示に定める技術基準を満足することを説明する。</p>
(ロ)－E	臨界解析概要	<p>輸送物の臨界安全設計について説明し、規則及び告示に定める通常輸送時における孤立系の輸送物、核分裂性輸送物に係る一般の試験条件下及び特別の試験条件下における孤立系及び配列系の輸送物について、解析条件、臨界解析の方法（使用した計算プログラム等）及びその評価について説明する。</p>
E.2	解析対象	
E.2.1	収納物	<p>核燃料物質の装荷量、ウラン濃縮度、プルトニウム富化度、プルトニウム同位体組成、核分裂性物質の量、燃焼度、被覆材、可燃性毒物等を記述するとともに、通常輸送時、核分裂性輸送物に係る一般の試験条件下及び特別の試験条件下で得られた収納物の形状、性質の変化等を説明する。</p>

項	目	内 容
E.2.2	輸送容器	<p>通常輸送時、核分裂性輸送物に係る一般の試験条件下及び特別の試験条件下の輸送容器の形状、材料の種類及び形状等について記述する。</p>
E.2.3	中性子吸収材	<p>種類、量、成分等について説明し、通常輸送時、核分裂性輸送物に係る一般の試験条件下及び特別の試験条件下の輸送物における中性子吸収材の形状、性質の変化等について記述する。</p>
E.3	モデル仕様	
E.3.1	解析モデル	<p>通常輸送時、核分裂性輸送物に係る一般の試験条件下及び特別の試験条件下の輸送物について実物とモデルの違いを比較し、モデルが妥当であることを説明する。（寸法、形状、領域の反射条件等を明らかにしたモデル図を添付する。）</p>
E.3.2	解析モデル各領域における原子個数密度	<p>各解析モデルについて、領域ごとに材料の密度、原子個数密度及び領域の体積比を表に示す。</p> <p>その際、解析する場合の温度を考慮する。</p>
E.4	未臨界評価	
E.4.1	計算条件	<p>収納物、輸送容器及び中性子吸収材のモデル化が、臨界解析上安全側であることを説明する。</p>
E.4.2	輸送物への水の浸入等	<p>輸送物への水の浸入又は輸送物からの水の漏出、輸送物の配列変化による接近、収納物の再配列、水（又は雪）中への浸漬、温度変化等の核的安全に与える影響について記述する。</p>
E.4.3	計算方法	<p>通常輸送時における孤立系の輸送物、核分裂性輸送物に係る一般の試験条件下及び特別の試験条件下における孤立系及び配列系の輸送物について、中性子実効増倍率の計算に用いられた方法、条件を記述する。</p> <p>中性子毒物の存在及び分布を確認するための実験が行われた場合は、それについて記述する。</p>
E.4.4	計算結果	<p>通常輸送時における孤立系の輸送物、核分裂性輸送物に係る一般の試験条件下及び特別の試験条件下における孤立系及び配列系の輸送物について、各試験条件ごとに算出された中性子実</p>

項	目	内 容
E.5	ベンチマーク試験	効増倍率を表に整理して示す。 ただし、上記条件のうち、中性子実効増倍率を最も高く評価することが明らかな条件がある場合には、その理由を明示した上で当該条件で代表させてもよい。
E.6	結果の要約と評価	ベンチマーク試験とその解析結果を示し、計算プログラムの精度を評価する。
(ロ) - F	規則及び告示に対する適合性の評価	輸送容器の重要な臨界安全上の設計の特性及び臨界解析結果を記述し、未臨界性を評価する。 輸送物の設計が規則及び告示に定める技術基準に合致していることを確認するため、各条文ごとに表（別表参照）を作成する。また、該当しない場合については「該当なし」と明記すること。
(ハ) 章	品質マネジメントの基本方針	申請者による核燃料輸送物の設計、製作、取扱い、保守等全般的な品質マネジメントの基本方針を記述する。
(ハ) - A	品質マネジメントシステム	核燃料輸送物の設計、製作、取扱い、保守等全般の品質マネジメントシステムについて説明する。説明には、品質方針並びに品質目標、品質マニュアル及び品質管理計画書の策定についての記載を含むこと。
(ハ) - B	申請者の責任	品質に対する最高責任者の責務を含む品質方針を定めること。 品質マネジメントシステム遂行に係る申請者、容器製造者等の組織について責任体制を明らかにした図を用いて記述する。また、要員及び品質マネジメントシステムの管理責任者についても記述する。
(ハ) - C	教育・訓練	要員に対する教育・訓練の計画について記述する。
(ハ) - D	設計管理	核燃料輸送物の設計が要求事項に適合することを確実にするために実施する設計管理について記述する。

項	目	内 容
(ハ) - E	輸送容器の製造発注	次の事項を含めた申請者による輸送容器の製作に係る品質管理の方針を記述する。 ①容器製造者の評価 ②容器製造者への品質マネジメントシステム要求事項 ③輸送容器の製作に係る検査、品質監査による検証
(ハ) - F	取扱い、保守	核燃料輸送物の発送前検査、輸送容器の保守の品質管理に係る方針及び輸送容器管理方法について記述する。
(ニ) 章	核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法	輸送物の安全設計に合致した標準的な取扱い方法について記述するとともに、保守条件を記述する。
(ニ) - A	輸送物の取扱い方法	
A.1	装荷方法	収納物装荷の検査、試験及び特別な準備を記述する。また、クレーン等の操作機器についても記載する。しゃへい水、冷却材等の液体が仕様に従って容器に充填されることを記述する。 乾式に設計されている輸送容器内空間の残留蒸気の除去の方法及びその有効性について説明する。
A.2	輸送物の発送前検査	輸送物の発送の都度行う試験、検査について記述する。
A.3	取出し方法	収納物の取出しの方法及び安全上必要な措置等について記述する。
A.4	空容器の準備	検査、試験及び特別な準備（密封、不注意な汚染の拡大防止等、次の輸送に差し支えないような準備、残留蒸気の凍結などの考慮）を記述する。
(ニ) - B	保守条件	輸送容器の仕様を長期にわたって保証できる保守条件について記述する。定期検査、部品取替えの頻度、容器の補助系の取替え、修理基準及び保守記録の各項目について説明する。
B.1	外観検査	検査の方法、頻度等について説明する。

項	目	内 容
B.2	耐圧検査	検査の頻度、計装及び精度について説明する。
B.3	気密漏えい検査	同 上
B.4	しゃへい検査	しゃへい性能に関しては、定期的検査計画を記述する。ガンマ線、中性子の両者について考慮する。
B.5	未臨界検査	中性子吸収材等について健全性を確認する方法について説明する。
B.6	熱検査	検査の方法、頻度等について説明する。
B.7	吊上検査	同 上
B.8	作動確認検査	同 上
B.9	補助系の保守	付属冷却システム、中性子しゃへいタンク及びその他全体に影響を与える補助系の検査及び取替え計画について記述する。
B.10	密封装置の弁、ガスケット等の保守	構成部品の取替え計画とその検査の方法を記述する。実証テスト及び製作データに基づいて検討の上記述する。
B.11	輸送容器の保管	保管時の管理、保管終了後の検査、保守について説明する。
B.12	記録の保管	製作時検査記録、定期検査記録等の保管について説明する。
B.13	その他	構成部品及び補助系について定期的に行う追加検査について説明する。
(ホ)章	安全設計、安全輸送に関する特記事項	その他、(イ)章～(ニ)章に該当しない安全設計、安全輸送に関する特記すべき事項があれば特記する。
参考	輸送容器の製作の方法の概要に関する説明	輸送容器の製作方法及び試験、検査方法の概要について記述する。

規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価

規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応項目
第11条 第1項第1号	第24条 別記第11	本輸送物は、一般の試験条件下に置いても以下の要件を満足している。 本輸送物は構造解析の結果、容器の構造部に一辺 10cm の立方体を包含するようなくぼみを生じることはない。	(ロ)－E.1 (ロ)－A.9.1
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

3. 輸送容器の製作の方法に関する説明書（規則第19条第1項第3号及び第21条第1項第3号）

項	目	内 容
(イ) 章	輸送容器の製作方法	2. で記載された設計条件どおりに製作されることを説明する。特に、新しい技術が導入されるなどの場合については、製造方法及び施工方法について詳細に記述する。
(イ) - A	概 要	製作方法について全体の流れ図により概括的に記述し、製作内容を分解した上、それぞれの内容について製作工程、手順を説明し、次章以降に述べられる内容について記述する。
(イ) - B	材料の説明	
B. 1	板材料	適用規格（J I S、A S T M等）について述べ、かつ、材料に要求される強度、腐食性等について記述し、材料が使用条件を十分満足するものであること及び材料が溶接、曲げ、穴あけ等の製作方法に対しても特性を失うことなく加工可能であることを説明する。
B. 2	管材類	同 上
B. 3	鍛造品、ボルト・ナット類	適用規格（J I S、A S T M等）について述べ、かつ、材料に要求される強度、腐食性等について記述し、材料が使用条件を十分満足するものであることを説明する。
B. 4	溶接用電極・棒・ワイヤ	適用規格（J I S、A S T M等）について述べ、かつ、材料に要求される強度、腐食性等について記述し、材料が使用条件を十分満足するものであること及び母材との溶接性が良好であることを説明する。
B. 5	特殊材料	鉛及びその合金、ウラン及びその合金等のしゃへい材料、カドミウム、ボロン及びそれらの合金の臨界制御材料、各種複合材料等の安全上の重要度が高く、公的な規格がない特殊材料について説明する。
B. 6	ミルシート	材料のミルシートの記載内容等について説明する。

項	目	内 容
B. 7	材料の欠陥部の修理	規格等で規定されている範囲内での小欠陥の修理及びその基準について説明する。
B. 8	材料の切断	ガス切断、プラズマ切断、機械的切断等の材料切断方法及び切断部の処置方法について記述する。
B. 9	材料の成型	プレス等材料成型に関する各種方法について説明する。
(イ) - C	溶 接	
C. 1	溶接方法及び材料	ステンレス鋼－ステンレス鋼、ステンレス鋼－炭素鋼、炭素鋼－炭素鋼等の各種材料の組合せにおける溶接方法を分類の上、それらの溶接方法、溶接材料について説明する。
C. 2	溶接機の管理及び溶接士資格	適用規格及び資格等を引用の上、溶接機の管理及び溶接士の資格を説明する。
C. 3	溶接の主要事項に関する説明	1) 最高使用温度、2) 開先等の主要寸法、形状、3) 溶接表面の洗浄、4) 溶接後の溶接位置の許容範囲、5) 溶接部の仕上げ（事後）等の溶接の主要事項について説明する。
C. 4	溶接欠陥の修理	割れ、ピンホール、溶け込み不良等の溶接欠陥に関して許容される修理方法について記述する。
C. 5	溶接後の熱処理	溶接後の熱処理について記述する。
C. 6	特殊溶接	特殊溶接（圧接、ろう付け等）の方法を記述し、実績等を引用の上、その妥当性を説明する。
C. 7	溶接の施工管理、その他	溶接の施工管理について適用規格等を引用して説明するほか、溶接に関する特記事項があれば記述する。
(イ) - D	しゃへい体の製作法	しゃへい体の製作法について図等を用いて説明する。
(イ) - E	弁等の付属機器の製作法	弁その他の容器に付属して取り付けられる機器の製作法について記述する。
(イ) - F	組立等その他の製作法	ボルト締め、組立て及び材料の削り出し、研磨、仕上げ等の一般的製作法その他主要な製作方法について記述する。

項	目	内 容
(ロ) 章	輸送容器の試験、検査方法	製作中及び製作完了時を明示の上、容器の試験、検査項目、方法、判定基準について記述する。
(ロ) - A	材料検査	材料に関する検査について記述する。 (イ)-B.5の特殊材料については、材料ごとに具体的な検査項目及び検査方法を記述する。
(ロ) - B	寸法検査	寸法に関する検査について記述する。
(ロ) - C	溶接検査	外観、開先寸法、液体浸透探傷検査、放射線透過試験等について記述する。
(ロ) - D	外観検査	外観検査について記述する。
(ロ) - E	耐圧検査	耐圧検査について記述する。
(ロ) - F	気密漏えい検査	密封装置及びしゃへいタンク等の付属装置を含めた気密漏えい検査について記述する。
(ロ) - G	しゃへい性能検査	ガンマ線、中性子に関するしゃへい検査について記述する。
(ロ) - H	しゃへい寸法検査	ガンマ線、中性子しゃへいに用いられる部分の寸法検査について記述する。
(ロ) - I	伝熱検査	輸送容器各部の温度分布を確認する検査について記述する。
(ロ) - J	吊上荷重検査	トランニオン等に荷重を付加し、異常の有無を確認する検査について記述する。
(ロ) - K	重量検査	輸送容器の総重量を確認する検査について記述する。
(ロ) - L	未臨界検査	中性子吸収材について、中性子毒物の含有量、分布等に関する検査及び臨界安全上の必要な寸法検査について記述する。
(ロ) - M	作動確認検査	弁、非常用安全装置等について、当該装置が正常に作動するか否かを確認する検査について記述する。
(ロ) - N	取扱い検査	収納物を装荷し輸送物を作製する場合を模擬した輸送容器の取扱いに関する検査について記述する。
(ハ) 章	輸送容器の製作スケジュール	輸送容器の製作工程を部材単位等の製作内容により各工程に分解の上、各工程（含む試験、検査項目）を時間軸（大略、月単位）に従い作

項	目	内 容
(ニ) 章	品質マネジメントに関する説明	図する。この際、製作、試験、検査する場所についても付記すること。 申請者による輸送容器の製作に係る品質マネジメントについて記述する。
(ニ) - A	品質マネジメントシステム	輸送容器が法令に定める技術上の基準並びに設計承認申請書の設計仕様及び容器承認申請書の製作方法に適合することを確実にする品質マネジメントシステムについて説明する。説明には、品質方針及び品質目標の策定についての記載を含むこと。
A. 1	品質マニュアル	品質マニュアル、品質管理計画書の策定について記述する。
A. 2	文書管理	品質に関するすべての指示、要領及び図面等の文書管理について記述する。
A. 3	品質記録の管理	製作、検査に関する要領書などの文書、作業者の資格、記録及び材料証明書を含む検査記録等の品質管理記録の取りまとめと保存について記述する。
(ニ) - B	申請者の責任	品質に対する最高責任者の責務を含む品質方針を定めること。 品質マネジメントシステム遂行に係る申請者、容器製造者等の組織について責任体制を明らかにした図を用いて記述する。また、要員及び品質マネジメントシステムの管理責任者についても記述する。
(ニ) - C	教育・訓練	申請者の最高責任者による品質マネジメントシステムの評価、見直しについて記述する。 輸送容器の製作において品質に影響を与える業務に従事する者に対して行う教育・訓練について記述する。
(ニ) - D	輸送容器の製造発注	次の事項を含めた申請者による輸送容器の製作に係る品質管理方法を記述する。 ①容器製造者の評価 ②容器製造者への品質マネジメントシステム要

項	目	内 容
		求事項
		③輸送容器の製作に係る検査、品質監査による 検証 「(ロ)章 輸送容器の試験、検査方法」に 記述した検査の確認方法（立会検査、記録検 査等）について記述する。
D. 1	容器製造者の品質管 理の措置状況	(ニ)-Dの②の要求事項に係る容器製造者の品 質管理の措置状況に係る説明（品質管理計画書 等）を添付する。
D. 2	供給者選定基準	容器製造者が策定する供給者選定基準に係る 説明を添付する。
D. 3	検査	申請者が行う輸送容器の製作に係る検査につ いて記述する。
D. 4	日程管理及び特殊工 程の認定	申請者が行う輸送容器の製作に係る日程管理 及び特殊工程の認定について記述する。
(ニ)-E	測定、分析及び改善	
E. 1	内部品質監査	申請者の内部品質監査の要領について記述す る。
E. 2	不適合品の管理	不適合品の管理の要領について記述する。
E. 3	是正処置及び予防処 置	是正処置及び予防処置の要領について記述す る。
(ホ)章	製作方法に関する特 記事項	その他、(イ)章～(ニ)章に該当しない製作方法 に関する特記すべき事項があれば特記する。

4. 輸送容器が輸送容器の設計及び製作の方法に従って製作されていることを示す説明書（規
則第19条第1項第4号及び第21条第1項第4号）

項	目	内 容
(イ)章	輸送容器の製作時の 検査に関する説明	輸送容器の製作工程を部材単位等の製作内容 により各工程に分解の上、各試験、検査項目を 時間軸（大略、月単位）に従い作図する。この 際、試験、検査する場所についても付記する。 3. (ロ)章の輸送容器の試験、検査方法に基 づく検査結果を添付する。 3. (ニ)章に基づき実施した輸送容器の製作 に係る品質監査結果を添付する。
(イ)-A	検査スケジュール	
(イ)-B	輸送容器の検査結果	
(イ)-C	輸送容器の製作に係 る品質監査結果	

5. 輸送容器が輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを示す説明
書（規則第19条第1項第5号及び第21条第1項第5号）

項	目	内 容
(イ)章	輸送容器の性能維持 に関する説明	車両運搬確認申請時にあつては、輸送容器の 完成後から車両運搬確認申請時まで、当該輸送 容器が健全に保守されていることを示す事項を 記述する。 容器承認申請時にあつては、輸送容器の完成 後から容器承認時まで、当該輸送容器が健全に 保守されていることを示す事項を記述する。

6. 核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書（規則第19条第1項第6号）

項	目	内 容
(イ)章 (ロ)章 (ハ)章	核燃料輸送物の発送前検査に関する説明 発送前検査を行う予定時期 発送前検査を行う場所	発送前に行う検査の具体的方法及び合格基準を記載する。 発送前検査を行う予定時期について記述する。 発送前検査を行う場所について記述する。

7. 申請書書式

- A 寸 法：A4判（図面寸法は、原則としてA4判とするが、折りこみでA4判の2倍までならよい。）
- B 部 数：正本1部、副本1部
- C 頁 数：頁は各章又は各節ごとに一連の数字を付す（例……(イ)－15、(ロ)－B－16）。
- D 図 表：図及び表には、頁のほか、各章又は各節ごとに一連の番号（例……(イ)－第15図、(ロ)－第B. 16表）及び表題を記載する。図は縮尺図でもよいが、可能な限り鮮明であり、かつ、線、文字は黒色であること。図及び表は該当する本文に最も近い箇所に挿入すること。
- E 写 真：写真はキャビネ半切以上とし、頁のほか、各章又は各節ごとに一連の写真番号（例……写真(イ)－15、写真(ロ)－B. 16）及び表題を記載する。カラー写真でもよい。写真は鮮明なものとする。また、鮮明であれば、写真のコピー（カラー写真の場合はカラーコピー）でもよい。写真は該当する本文に最も近い箇所に挿入すること。
- F 印 刷：黒色活字印刷（活字は小さすぎないこと）又はコピーであること。ただし、提出する申請書に活字印刷とコピーを併用する場合は、文字サイズ等に大きな差がないこと。
- G 製 本：申請書は左とじ、ルーズリーフ式とし、各章ごとに見出頁を挿入すること。
- H その他：図、表、写真を本文中で最初に引用する場合には、当該の番号にアンダーラインを付すこと（例……水平落下時の三次元解析モデルを(ロ)－第A. 28図に示す。）。

経済産業省

別添

平成20・06・10原院第1号

輸送容器の製作の方法に係る品質マネジメント指針

平成20年6月20日

I 本指針の目的

輸送容器の製作に係る品質マネジメント指針について

経済産業省原子力安全・保安院
N I S A - 3 1 6 a - 0 8 - 2

原子力安全・保安院は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条第2項の規定に基づく運搬する物に関する確認及び同条第3項の規定に基づく運搬に使用する容器についての承認に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第19条第1項第3号及び第21条第1項第3号に規定する輸送容器の製作の方法に関する説明書に記載する輸送容器の品質マネジメントに関する事項について、原子力事業者等に対し、別添の指針に従った対応を求めることとする。

なお、「輸送容器の製作に係る品質管理指針について」（平成14年7月19日付け平成14・06・07原院第5号）は、廃止する。

本指針は、申請者が品質マネジメントシステム（品質に関して組織を指揮し、管理するために方針及び目標を定め、その目標を達成するためのシステムをいう。以下同じ。）を適切に確立する際の基礎とすることを目的として、国際標準化機構が制定したISO 9001（品質マネジメントシステム—要求事項）（JIS Q 9001:2000）に準拠しつつ策定したものである。

申請者は、核燃料輸送物を工場等の外において運搬する場合に、法令に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる責任を有しており、輸送容器の製作においても、申請者は適切な品質マネジメントシステムを確立することが必要である。（本指針では輸送容器の製作を発注する場合を想定している。）

品質マネジメントシステムは、申請者のみならず、輸送容器の製作を受託した者（以下「容器製造者」という。）、容器製造者へ容器の部材等を供給する者（以下「供給者」という。）等、輸送容器の製作に携わるすべての者が適切な品質マネジメントを実施することによって確立されるものであるため、本指針においては、輸送容器の製作に係る全体の品質マネジメントシステムを確立するに当たって考慮すべき事項の主要事項を定めている。また、容器製造者の供給者の技術的能力に関する審査に係る事項についても定めている。

なお、申請者の品質マネジメントシステムが本指針に適合しない場合でも、同等と判断される場合、あるいは輸送容器の構造等を考慮して差し支えないと認められる場合は、これを排除するものではない。

II 申請者による品質マネジメントの内容

1. 品質マネジメントシステム

1. 1 一般要求事項

申請者は、法令に定める技術上の基準並びに運搬に関する確認の申請書又は容器承認の申請書に示された設計仕様及び製作方法に適合して輸送容器を製作するため、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持すること。

1. 2 文書化に関する要求事項

(1) 一般

品質マネジメントシステムの文書には、文書化した、品質方針及び品質目標の表明、並びに以下の(2)から(4)を含めること。

(2) 品質マニュアル

申請者は、品質マネジメントシステムの適用範囲、品質マネジメントシステムについて確立された文書化された手順及び品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述を含む品質マニュアルを作成し、維持すること。

(3) 文書管理

申請者は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理すること。文書の承認及びレビュー並びに識別に関して必要な管理を規定する文書化された手順を確立すること。

(4) 品質記録の管理

申請者は、読みやすく、識別可能で、検索可能な品質記録を作成し、維持すること。

品質記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定する文書化された手順を確立すること。品質記録には、容器製造者等から提出される品質記録を含むこと。品質記録の保管期間は、容器承認及び設計承認の有効期間を考慮して定めること。

2. 申請者の責任

2. 1 最高責任者のコミットメント

輸送容器の製作に係る最高責任者は、品質方針を設定し、品質目標が設定されることを確実にし、マネジメントレビューを実施することによって、品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を示すこと。

2. 2 責任及び権限

(1) 責任及び権限

輸送容器の製作に係る最高責任者は、輸送容器の製作に係る品質に影響のある業務について責任及び権限が定められ、組織全体に周知されていることを確実にすること。

(2) 管理責任者

輸送容器の製作に係る最高責任者は、管理層の中から品質マネジメントシステムの実施について責任及び権限を持つ管理責任者を任命すること。

2. 3 マネジメントレビュー

輸送容器の製作に係る最高責任者は、品質マネジメントシステムが有効であることを確実にするため、定期的に品質マネジメントシステムをレビューすること。

3. 資源の運用管理

3. 1 要員の提供

申請者は、品質マネジメントシステムを実施し、維持し、その有効性を継続的に改善するために必要な要員を明確に

し、提供すること。

3. 2 教育・訓練

申請者は、輸送容器の製作に係る品質に影響がある仕事に従事する要員に必要な力量を明確にし、必要な力量がもてるように教育・訓練し、その記録を維持すること。

4. 輸送容器の製作発注

4. 1 品質管理計画

申請者は、容器製造者及び供給者の品質管理を含む輸送容器の製作に関する品質マネジメント業務を規定する品質管理計画を構築し、品質管理計画書を策定すること。

4. 2 発注プロセス

申請者は、輸送容器の製作を発注する場合、輸送容器の製作が法令に定める技術上の基準並びに容器承認申請書（又は設計承認申請書）の設計仕様及び容器承認申請書の製作方法に適合することを確実にすること。なお、申請者が輸送容器の一部の製作を他の製造者に発注し、その製品を容器製造者に支給する場合についても本指針を準用する。

4. 3 容器製造者の評価

申請者は、次の事項を実施すること。

(1) 容器製造者の輸送容器を製作する能力について評価し、選定すること。能力の評価に当たっては、必要に応じて、次の事項を考慮すること。

- a) 輸送容器の製作に関する技術・要員及び製作設備
- b) 容器製造者の品質方針、品質管理計画及びそれらの実施状況
- c) 輸送容器又は類似のものに関する供給実績
- d) 輸送容器又は類似のものに関する使用実績及び品質に関する記録
- e) 試作品、サンプル等の評価

(2) 容器製造者に対して申請者が実施する管理の方式及び程度を明確にすること。

4. 4 輸送容器の製作に係る容器製造者への要求事項

申請者は、輸送容器の製作発注に当たって、容器製造者に対して次の要求事項について、仕様書等の文書で明確に指示し、実施させること。

- (1) 「III 容器製造者による品質マネジメントの内容」に適合する品質管理を実施すること。
- (2) 申請者及び規制当局の職員が、容器製造者及び容器製造者の供給者等において、輸送容器の製作時の検査や品質管理状況の確認を行うことができるように措置すること。
- (3) 申請者が容器製造者の供給者の選定基準について審査し、承認できるように措置すること。また、申請者が容器製造者の供給者の選定状況を確認できるように措置すること。
- (4) 輸送容器の製作に携わる事業者間の責任関係を契約等により明確にするように措置すること。
- (5) 申請者が示す安全上重要な材料仕様値等について、容器製造者及び容器製造者の供給者にその数値の意味と重要性を十分理解させるように措置すること。
- (6) 輸送容器の製作に当たって、安全上の重要度が高く特殊な材料を採用する場合は、予め製作に係る施工・分析・検査方法について、輸送容器の製作に携わる各事業者間における情報交換や技術的検討が十分実施されるように措置すること。
- (7) 輸送容器の製作に携わる複数の事業者間にまたがる工程では、作業指示や納期などの取決めを明確にし、緊密な連携を図るよう措置すること。

- (8) 不適合品が発生して、手直し等により使用する場合は、申請者に対し文書で通知し、取扱の指示を受けること。
- (9) 容器製造者の製作のプロセスにおいて重要な変更があった場合は、申請者に対し速やかに報告し、承認を受けること。

4. 5 輸送容器の製作の検証

- (1) 申請者は、容器製造者への品質監査を実施するとともに、容器製造者による供給者への品質監査等の状況を把握し、必要に応じ供給者に対し直接品質管理の状況を確認すること。
- (2) 申請者は、輸送容器の検査に当たって、安全上の重要性などを考慮しつつ、公的規格及び公的資格制度の有無、容器製造者及び供給者の品質管理の状況等を勘案し、立会確認、記録確認を行うこと。
- (3) 申請者は、輸送容器の製作に係る品質監査及び輸送容器の検査に当たって、検査計画書、検査要領書、実施要領等の文書を作成し、実施すること。

4. 6 日程管理及び特殊工程の認定

申請者は、輸送容器の製作に係る製作スケジュール及び検査スケジュールを作成し、管理すること。また、事後の検査では結果が十分検証できない工程を特殊工程として認定し、作業員及び工程の認定及び管理の方法を明確にすること。

5. 測定、分析及び改善

5. 1 内部監査

申請者は、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを明確にするため、定期的に内部監査を実施すること。監査の計画及び実施について、文書化された手順の中で規定すること。監査員は、自らの仕事は監査しないこと。

被監査領域の責任者は、発見された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく処置がとられることを確実にすること。内部監査の結果はマネジメントレビューへのインプットとすること。

5. 2 不適合品の管理

申請者は、不適合品を識別し、管理することを確実にすること。不適合品の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を文書化された手順に規定すること。

5. 3 改善

(1) 是正処置

申請者は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとること。不適合の内容確認、原因の特定、再発防止処置、処置の結果の記録等に関する要求事項を規定するため、文書化された手順を確立すること。

(2) 予防処置

申請者は、起こりうる不適合が発生することを防止するため、その原因を除去する処置を決めること。起こりうる不適合及びその原因の特定、発生防止処置、処置の結果の記録等に関する要求事項を規定するため、文書化された手順を確立すること。

III 容器製造者による品質マネジメントの内容

本章は、II. 4. 4 (1) に基づき、申請者が輸送容器の製作を発注する際に容器製造者へ要求する事項を定めたものである。

1. 品質マネジメントシステム

1. 1 一般要求事項

容器製造者は、輸送容器の製作に係る要求事項に適合して製作を実施するため、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持すること。

1. 2 文書化に関する要求事項

(1) 一般

品質マネジメントシステムの文書には、文書化した、品質方針及び品質目標の表明、並びに以下の(2)から(4)を含めること。

(2) 品質マニュアル

容器製造者は、品質マネジメントシステムの適用範囲、品質マネジメントシステムについて確立された文書化された手順及び品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述を含む品質マニュアルを作成し、維持すること。

(3) 文書管理

容器製造者は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理すること。文書の承認及びレビュー並びに識別に関して必要な管理を規定する文書化された手順を確立すること。

(4) 品質記録の管理

容器製造者は、読みやすく、識別可能で、検索可能な品質記録を作成し、維持すること。品質記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定する文書化された手順を確立すること。品質記録には、供給者等から提出される品質記録を含むこと。

2. 容器製造者の責任

2. 1 最高責任者のコミットメント

容器製造者の最高責任者は、品質方針を設定し、品質目標が設定されることを確実にし、マネジメントレビューを実施することによって、品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を示すこと。

2. 2 責任及び権限

(1) 責任及び権限

容器製造者の最高責任者は、輸送容器の製作に係る品質に影響のある業務について責任及び権限が定められ、組織全体に周知されていることを確実にすること。

(2) 管理責任者

容器製造者の最高責任者は、管理層の中から品質マネジメントシステムの実施について責任及び権限を持つ管理責任者を任命すること。

2. 3 マネジメントレビュー

容器製造者の最高責任者は、品質マネジメントシステムが有効であることを確実にするため、定期的に品質マネジメントシステムをレビューすること。

3. 資源の運用管理

3. 1 要員の提供

容器製造者は、品質マネジメントシステムを実施し、維持し、その有効性を継続的に改善するために必要な要員を明確にし、提供すること。

3. 2 教育・訓練

容器製造者は、輸送容器の製作に係る品質に影響がある仕事に従事する要員に必要な力量を明確にし、必要な力量がもてるように教育・訓練し、その記録を維持すること。特に定められた業務に従事する者については、必要に応じ

て適切な教育・訓練歴及び経験に基づいて資格認定すること。

4. 輸送容器の製作

4. 1 品質管理計画

容器製造者は、供給者の品質管理を含む輸送容器の製作に関する品質マネジメント業務を規定する品質管理計画を構築し、品質管理計画書を策定すること。

容器製造者は、輸送容器の製作に係る要求事項を満たすために、適宜以下の事項について配慮すること。

- a) 要求事項を達成するために必要と考えられるすべての管理手段、工程、装置（検査装置を含む。）、備品、経営資源及び技術を確保すること。
- b) 製作工程、検査手順及び文書の整合を図ること。
- c) 品質管理、検査の技法は、必要に応じて更新すること。
- d) 輸送容器の製作工程における検証の方法を明確にすること。
- e) 合否判定基準を明確にすること。
- f) 品質記録を作成すること。

4. 2 契約内容の確認

容器製造者は、契約内容を確認する手順を定めること。

容器製造者は、見積り仕様書の提出前又は契約の前にその内容を確認し、自らが契約の要求事項を満たす能力を持っていることを確認すること。

4. 3 購買

(1) 一般

容器製造者は、購買品（役務を含む。以下同じ。）を要求事項に適合させる手順を定めること。なお、J I S等の公的規格に基づいて製作される購買品又は検査の確認項目が簡易なもの若しくは汎用品であって、受入時の検収で適合性の確認ができるものについては、この限りではない。

(2) 供給者の評価

容器製造者は、次の事項を実施すること。

- a) 供給者の選定基準を策定し、供給者が供給契約における要求事項を満たしうる能力を有するか否かについて評価し、選定すること。
- b) 供給者に対して容器製造者が実施する管理の方式及び程度を明確にすること。

(3) 購買データ

容器製造者は、供給に係る要求事項を記載した購買文書を作成し、供給者に指示すること。

(4) 購買品の検証

- a) 容器製造者は、購買品の検査等に当たって、実施要領等の文書を作成すること。
- b) 容器製造者は、必要な検査又はその他の活動により購買品の検証を実施すること。

4. 4 工程管理

(1) 容器製造者は、輸送容器の製作の工程を計画し、管理するに当たって、次の事項を実施すること。

- a) 品質に影響を及ぼす可能性のある製作についての方法を明確にした手順書を作成すること。
- b) 各工程において、適切な設備を使用するとともに、適切な作業環境を確保すること。
- c) 全工程を、品質管理計画書、手順書等に従って実施すること。
- d) 工程や製品の特性値を監視すること。
- e) 工程能力を継続的に維持するために設備を適切に保全すること。

f) 供給者において不適合が発生した場合又は製作のプロセスに重要な変更があった場合は、速やかに文書にて報告させるとともに、適切な処置をとること。

(2) 容器製造者は、事後の検査では結果が十分に検証できない工程を、申請者と協議の上、特殊工程として認定し、作業者及び工程の認定及び管理の方法を明確にすること。認定された工程、設備及び要員については、適宜記録を保管すること。

4. 5 識別及びトレーサビリティ

容器製造者は、材料の受入から製作の全段階において、輸送容器の状態を識別するための手順を定めること。

容器製造者は、個々の輸送容器の品質記録の追跡を可能とするための手順を定めること。

4. 6 顧客支給品の管理

容器製造者は、製作する輸送容器に組み込むため又は関連する業務のために申請者から支給される物品の検証、保管及び管理についての手順を定めること。紛失又は損傷した支給品及びその他の使用に適さない支給品については、記録し、申請者に報告すること。

4. 7 検査

(1) 一般

容器製造者は、検査業務の手順を定めること。必要な検査及び記録は、品質管理計画書又は手順書に規定すること。

(2) 受入検査

容器製造者は、購買品が要求事項に適合していることを確認するまで、当該購買品を使用又は加工しないこと。

(3) 工程内の検査

容器製造者は、次の事項を実施すること。

- a) 品質管理計画書及び手順書の規定に従い、輸送容器の検査を実施すること。
- b) 規定された検査を完了するか、又は必要な報告書を受領し、検証するまでは、次工程に進まないこと。

(4) 最終検査

容器製造者は、輸送容器が要求事項に適合していることを確認するため、品質管理計画書及び手順書に従って、最終検査を実施すること。

(5) 検査の記録

容器製造者は、輸送容器の検査記録を作成し、保管すること。これらの記録は、判定基準に従って検査に合格したか否かを明らかにすること。検査に合格しない場合には、不適合品の管理に関する手順を適用すること。

4. 8 検査、測定及び試験装置の管理

(1) 一般

容器製造者は、検査、測定及び試験装置（以下「測定装置等」という。）を管理し、校正する手順を定めること。測定装置等は、測定能力に応じて使用すること。容器製造者は、測定装置等の点検の範囲及び頻度を定め、その記録を保管すること。

(2) 管理手順

容器製造者は、次の事項を実施すること。

- a) 測定項目及び必要な精度を明らかにし、適切な測定装置等を選定すること。
- b) 測定装置等の校正について定めること。
- c) 測定装置等を定期的又は使用前に校正し、調整すること。校正・調整の国際又は国内標準が無い場合は、校正に用いた基準を記録しておくこと。
- d) 適切な標識等によって、測定装置等の校正状態を識別すること。
- e) 測定装置等の校正記録を保管すること。

f) 測定装置等が校正基準から外れていることが発見された場合、過去の検査の結果の妥当性を評価し、記録すること。

g) 校正、検査、測定及び試験は、適切な環境条件下で実施すること。

h) 測定装置等の取扱、保守、保管において、損傷及び劣化しないように保護すること。

4. 9 検査の状態

容器製造者は、検査に合格した輸送容器だけを出荷するために、品質管理計画書及び手順書の規定に従って、製作の全工程における輸送容器の検査の状態を識別すること。

5. 測定、分析及び改善

5. 1 内部監査

容器製造者は、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを明確にするため、定期的に内部監査を実施すること。監査の計画及び実施について、文書化された手順の中で規定すること。監査員は、自らの仕事は監査しないこと。

被監査領域の責任者は、発見された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく処置がとられることを確実にすること。内部監査の結果はマネジメントレビューへのインプットとすること。

5. 2 不適合品の管理

容器製造者は、要求事項に適合しない輸送容器を識別し、管理することを確実にすること。不適合品の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を文書化された手順に規定すること。

修理又は手直しされた輸送容器は、要求事項への適合性を実証するための再検証を実施すること。

5. 3 改善

(1) 是正処置

容器製造者は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとること。

次の事項に関する要求事項を規定するために、文書化された手順を確立すること。

- a) 申請者の苦情及び不適合品報告書の内容確認
- b) 輸送容器、工程及び品質マネジメントシステムに関する不適合の原因の特定
- c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価
- d) 必要な処置の決定及び実施
- e) とった処置の結果の記録

(2) 予防処置

容器製造者は、起こりうる不適合が発生することを防止するため、その原因を除去する処置を決めること。

次の事項に関する要求事項を規定するために、文書化された手順を確立すること。

- a) 起こりうる不適合及びその原因の特定
- b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
- c) 必要な処置の決定及び実施
- d) とった処置の結果の記録

19科原安第9号
平成19年4月20日

原子力事業者 殿

文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課長 野家 彰

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する確認等について

国際原子力機関（IAEA）放射性物質安全輸送規則2005年版（以下「IAEA輸送規則2005年版」という。）の国内法令取り入れ等に伴い、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号 以下「規則」という。）及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号 以下「告示」という。）が改正され、平成19年1月1日より施行されたことから、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する確認等につき、規則及び告示の実施細目等について、下記のとおり定めるので通知します。

なお、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する確認等について」（平成13年7月10日付け13文科科第227号）は、廃止します。

記

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号 以下「法」という。）第59条第2項の運搬に関する文部科学大臣の確認の申請

- (1) 法第59条の規定は、使用者、原子炉設置者（法第23条第3号及び第5号に掲げる原子炉の区分に限る。）並びにこれらの者から運搬を委託された者のうち、運搬に関し保安の責任を負うことになっているすべての者が、規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じなければならないという趣旨であるので、同条第2項に規定する確認の申請は、上記責任を有する者でなければ行えないことに留意すること。
- (2) 規則第19条第1項各号に掲げる書類の記載事項は、別記第1から別記第7までによるものとする。
- (3) 原則として当該運搬に係る出発地の工場又は事業所から核燃料輸送物が搬出される予定日までに確認を受けられるよう、余裕をもって申請すること。なお、海外から運搬する場合には、当該運搬に係る核燃料輸送物が出発国の港から搬出される予定日までに確認を受けられるよう、余裕をもって申請すること。
また、規則第19条第2項の規定により国土交通大臣の承認を受けたことを証する書面の提出をもって確認申請書に添える書類を省略する場合には、当該運搬に係る核燃料輸送物が我が国において運搬を開始する予定日までに確認を受けられるよう、余裕をもって申請すること。
- (4) 規則第19条第2項に規定される国土交通大臣の承認を受けたことを証する書面とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第87条に基づき国土交通大臣が交付した（地方運輸局長が交付した場合も含む。）放射性輸送物安全確認書をいう。
- (5) 規則第19条第3項の規定により、同条第1項第2号から第4号に掲げる書類の提出を省略しようとする者は、規則第22条の規定に基づき文部科学大臣が交付した容器承認書の写しを規則第19条第1項に規定する確認申請書に添付すること。

2. 法第59条第3項の容器承認の申請等

- (1) 規則第21条第1項各号に掲げる書類の記載事項は、別記第8から別記第12までによるものとする。なお、同項第4号の説明書については、別表の輸送容器検査要領に掲げる輸送容器について、原則として同要領に基づき、承認を受けようとする輸送容器の検査を実施し、その結果を添付するとともに、当該輸送容器の製作に係る品質監査結果を添付すること。なお、当該検査及び品質監査結果について、容器承認申請書の中で必要に応じて、製作時又は完成時に随時工場等の現場で確認する場合がある。
- (2) 規則第21条第2項の規定により、同条第1項第2号に掲げる書類の提出を省略しようとする者は、告示第41条第2項の規定により文部科学大臣が交付した核燃料輸送物設計承認書の写しを規則第21条第1項に規定する容器承認申請書に添付すること。

3. 容器承認に伴う措置

- (1) 容器承認を受けた者は、運搬の前に様式第13による承認容器登録票をそれぞれ輸送容器に取り付けること。
- (2) 容器承認を受けた者は、容器承認申請書、容器承認書に記載した方法により、1年に1回以上（年間の使用回数が10回を超えるものにあつては、使用回数10回ごとに1回以上）、それぞれの輸送容器について定期自主検査を実施するとともに、その性能を健全に保持すること。
- (3) 輸送容器の定期自主検査の記録は、製作時検査の記録と併せて、当該輸送容器を承認容器として使用する期間中、これを保存すること。

4. 核燃料輸送物の設計の申請等

- (1) 規則第5条第10号ロ中「表面における最大線量当量率が著しく増加せず」とは、試験前の最大線量当量率が2ミリシーベルト毎時に対して十分な余裕のないときは増加率が20パーセントを超えず、かつ、試験後も2ミリシーベルト毎時を超えない状態をいい、2ミリシーベルト毎時に対して十分な余裕のあるときは核燃料輸送物の外表面が著しく破損しないような状態をいうことに留意すること。
- (2) 告示別記様式第1中「6 臨界安全評価における浸水の領域に関する事項」とは、臨界解析において浸水を仮定している領域を説明し、「7 収納物の水密性に関する事項」とは、輸送容器の密封境界の構成とその密封境界内部において収納物の臨界安全の維持に係る構成を説明すること。また、同様式注1により添付する図面に加え、安全解析書に記載された主要な図面の番号を記載すること。
- (3) 告示第41条の規定による文部科学大臣の設計の承認を受けた核燃料輸送物を国際輸送に用いる場合において、当該核燃料輸送物の設計がIAEA輸送規則2005年版に適合することについて別記第14の様式により、科学技術・学術政策局長の証明書の交付を願い出ることができる。

5. 特別承認等に係る申請

- (1) 規則第5条第7号ただし書の規定による文部科学大臣の承認を受けようとする者は、別記第15の様式による申請書を、同条第8号ただし書の規定による文部科学大臣の承認を受けようとする者は、別記第16の様式による申請書を提出すること。
- (2) 規則第9条第2項第2号又は第10条第2項第2号の規定による「これと同等と主務大臣が認める基準」を適用しようとする者は、別記第17の様式による申請書を提出すること。なお、当該規定は、IAEA輸送規則2005年版第625項から第628項までの趣旨を取り入れるために規定されたものであるため、申請に当たっては、この点に留意すること。

- (3) 告示別記第9の規定による「主務大臣が認める条件」を適用しようとする者は、別記第18の様式による申請書を提出すること。なお、当該規定は、IAEA輸送規則2005年版第624項の趣旨を取り入れるために規定されたものであるので、申請に当たっては、この点に留意すること。
- (4) 規則第14条の規定による特別措置に係る文部科学大臣の承認を受けようとする者は、別記第19の様式による申請書を提出すること。

6. 特別形核燃料物質等の設計の承認

- (1) 告示第3条第1号に定める A_2 値を超える放射能を有する特別形核燃料物質等をA型輸送物として運搬しようとする者は、あらかじめ、別記第20の様式による申請書により、当該特別形核燃料物質等の設計が同号に定める特別形核燃料物質等の基準に適合することについて、科学技術・学術政策局長の承認を受けること。
- (2) 告示第3条第1号表中ただし書の規定による「主務大臣が認める試験」を適用しようとする者は、別記第21の様式による申請書を提出すること。なお、当該規定は、IAEA輸送規則2005年版第709項及び第711項の趣旨を取り入れるために規定されたものであるので、申請に当たっては、この点に留意すること。

別記第1

規則第19条第1項第1号（運搬する核燃料物質等に関する説明書）の記載事項

- 1. 収納する核燃料物質等の仕様（注1）
- 2. 仕様の決定方法（注2）
- 3. 設計仕様との比較（注3）

注1 輸送容器ごとに記載すること。

注2 燃焼度、放射能の量、発熱量等計算により算出した仕様の計算方法について記載すること。実測による場合は、測定方法について記載すること。

注3 容器承認を受けている場合、承認容器登録番号及び承認容器に収納することを認められた核燃料物質等の設計仕様と収納する核燃料物質等の仕様との比較について記載すること。容器承認を受けていない場合、使用する輸送容器の製造番号その他の当該容器と他の容器を区別するための番号等を記載すること。

別記第2

規則第19条第1項第2号（核燃料物質等を収納する容器の構造及び材質並びに当該核燃料物質等を輸送容器に収納した場合の安全性に関する説明書）の記載事項

- 1. 核燃料輸送物の説明
- 2. 核燃料輸送物の安全解析
- 3. 品質管理の基本方針
- 4. 核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法
- 5. 安全設計及び安全輸送に関する特記事項

別記第3

規則第19条第1項第3号（輸送容器の製作の方法に関する説明書）の記載事項

- 1. 輸送容器の製作方法
- 2. 輸送容器の試験・検査方法（注1）
- 3. 輸送容器の製作スケジュール
- 4. 品質管理に関する説明（注2）
- 5. 製作方法に関する特記事項

注1 別表の輸送容器検査要領に掲げる輸送容器について、原則として同要領に基づき、試験・検査方法について記載すること。

注2 下請請負契約者の選定基準についても記載すること。

別記第4

規則第19条第1項第4号（輸送容器が設計及び製作の方法に従って製作されていることを示す説明書）の記載事項

- 1. 輸送容器の製作時の検査に関する説明（注）

注 検査スケジュール、検査結果及び品質監査結果を添付すること。

別記第5

規則第19条第1項第5号（輸送容器が設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを示す説明書）の記載事項

- 1. 輸送容器の性能維持に関する説明（注）

注 輸送容器の完成後運搬の確認申請時まで、当該輸送容器が健全に保守されていることを示す事項を記載すること。

別記第6

規則第19条第1項第6号（核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書）の記載事項

- 1. 核燃料輸送物の発送前検査に関する説明（注）
- 2. 発送前検査を行う予定時期
- 3. 発送前検査を行う場所

注 発送前に行う検査の具体的方法及び合格基準を記載すること。

別記第7

規則第19条第1項第7号（簡易運搬における核燃料輸送物の運搬方法及びその安全性に関する説明書）の記載事項

1. 運搬機器及び積載方法
 - (1) 運搬機器の概要
 - (2) 積載方法及び固縛方法
 - (3) 運搬機器の線量当量率
 - (4) 運搬物の個数
 - (5) 運搬物の輸送指数及びその合計値
 - (6) 核分裂性輸送物にあつては、輸送物の臨界安全指数及びその合計値
2. 運搬実施体制
 - (1) 運搬責任者、運搬実施者、運搬従事者及び同行する専門家
 - (2) 放射線管理要領
 - (3) 運搬要領
 - (4) 応急措置要領
3. 規則第14条各号に掲げる基準に適合することについての説明

別記第8

規則第21条第1項第1号（輸送容器で運搬することを予定する核燃料物質等に関する説明書）の記載事項

1. 収納する核燃料物質等の仕様
2. 仕様の決定方法（注）

注 燃焼度、放射能の量、発熱量等計算により算出しようとする仕様の計算方法等について記載すること。実測による場合は、測定方法について記載すること。

別記第9

規則第21条第1項第2号（輸送容器の設計及び核燃料物質等を収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する説明書）の記載事項

1. 核燃料輸送物の説明
2. 核燃料輸送物の安全解析
3. 品質管理の基本方針
4. 核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法
5. 安全設計及び安全輸送に関する特記事項

別記第10

規則第21条第1項第3号（輸送容器の製作の方法に関する説明書）の記載事項

1. 輸送容器の製作方法
2. 輸送容器の試験・検査方法（注1）
3. 輸送容器の製作スケジュール
4. 品質管理に関する説明（注2）
5. 製作方法に関する特記事項

注1 別表の輸送容器検査要領に掲げる輸送容器について、原則として同要領に基づき、試験・検査方法について記載すること。

注2 下請請負契約者の選定基準についても記載すること。

別記第11

規則第21条第1項第4号（輸送容器の設計及び製作の方法に従って製作されていることを示す説明書）の記載事項

1. 輸送容器の製作時の検査に関する説明（注）

注 検査スケジュール、検査結果及び品質監査結果を添付すること。

別記第 1 2

規則第 2 1 条第 1 項第 5 号（輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを示す説明書）の記載事項

1. 輸送容器の性能維持に関する説明（注）

注 輸送容器の完成後から容器承認申請時まで、当該輸送容器が健全に保守されていることを示す事項を記載すること。

別記第 1 3

承認容器登録票

承認容器登録票（記載例）	
Registration Label of Packaging	
承認容器登録者 Name of Registrant	
輸送容器の名称 Name of Packaging	TXECELLOX-300
承認容器登録番号 Serial Number of Packaging	S 123 B 200
設計承認番号 Competent Authority Identification Marks	J/200/B(M)F-96
承認した日 Date of Approval	平成 19 年 1 月 1 日 Jan. 01. 2007
承認容器として使用する期間 This Registration Shall be Valid	平成 19 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日まで From Jan. 01. 2007 to Dec. 31. 2009
承認を与えた者 Approved by	文部科学大臣 Minister of Education, Culture, Sport and Science and Technology

10cm 以上

10cm 以上

- 備考 1 目立ちやすい箇所に容易に消えない方法で表示されていること。
- 2 承認容器登録票は、本邦内においてのみ運搬されるものにあつては英語の部分を削ることができる。

核燃料輸送物設計承認英文証明願	
	番 号 年 月 日
文部科学省 科学技術・学術政策局長 殿	
住 所	
氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印	
下記の核燃料輸送物の設計が「IAEA 放射性物質安全輸送規則（2005 年版）」の技術基準に適合していることについて英文により証明していただきたく、申請します。	
記	
1. 核燃料輸送物の名称 2. 設計承認番号	

注 下記の記載例に基づいて、英文にて記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

【記載例】

1. The Competent Authority Identification Mark : J/2000/B(M)F-96
2. Name of Package : CASK-300
3. Type of Package : Type A Package containing Fissile Uranium Hexafluoride
4. Specification of Package <ul style="list-style-type: none"> (1) Materials of Packaging : See the attached Table-1 (2) Total Weight of Packaging : 1,703 kg or less (3) Outer Dimensions of Packaging <ul style="list-style-type: none"> (i) Length : Approximately 2.5 m (ii) Width : Approximately 1.3 m (iii) Height : Approximately 1.3 m (4) Total Weight of Package : 3,980 kg or less (5) Illustration of Package : See the attached Figure (Bird's-eye view) Refer to Drawings No. A-001, No. A-002, etc. for more details
5. Specification of Radioactive Contents : See the attached Table-2
6. Description of Containment System Containment system consists of 30B cylinder, valve and plug. Teflon rubber is used for valve gaskets.
7. For Package containing Fissile Materials, <ul style="list-style-type: none"> (1) Restrictions on Package <ul style="list-style-type: none"> (i) Restriction Number "N" : No restriction (ii) Array of Package : No restriction (iii) Criticality Safety Index (CSI) : 0 (2) Description of Confinement System Confinement system consists of a mass of uranium hexafluoride and 30B cylinder. (3) Assumptions of Leakage of Water into Package No water will leak into or out of any void spaces of 30B cylinder not only during routine transport but also under normal and accident conditions even if the protective overpack is fractured and deformed. (4) Special Features in Criticality Assessment Quality control of 30B cylinder including its valve and plug should be performed so as to prevent any leakage of water thereinto.
8. For Type B(M) Packages, a statement regarding prescriptions of Type B(U) Package that do not apply to this Package Ambient temperature up to -40°C is not considered.

9. Assumed Ambient Conditions

- (i) Ambient Temperature Range : 38°C
- (ii) Insolation Data : Table XI of IAEA Regulation

10. Handling, Inspection and Maintenance

(1) Handling Instructions

- (i) Package should be handled carefully in accordance with the schedule and procedures established properly taking all possible safety measures.
- (ii) Package should be handled using appropriate lifting devices such as forklift or crane.
- (iii) When packaging is stored outdoors, it should be covered with an appropriate waterproof sheet, avoiding the situation where it is placed directly on the ground.

(2) Inspections and Maintenance of Packaging

The following inspections should be performed not less than once a year (once for every ten times in a case where the packaging is used not less than ten times a year) and defect of packaging should be repaired, if any, in order to maintain the integrity of packaging.

- a) Visual inspection for protective overpack
- b) Visual and Subcriticality inspection for 30B Cylinder

(3) Actions prior to Shipment

The following inspections should be performed prior to shipment.

- (i) Visual Inspection
- (ii) Contents Inspection
- (iii) Surface Contamination Inspection
- (iv) Dose Rate Inspection
- (v) Subcriticality Inspection
- (vi) Weight Inspection
- (vii) Lifting Inspection

(4) Precautions for Loading of Package for Shipment

Package should be securely loaded to the conveyance at the designated tie-down portion of the packaging so as not to move, roll down or fall down from the loading position during transport.

11. Issue Date and Expiry Date

- (i) Issue Date : Sep.16, 2007
- (ii) Expiry Date : Sep.15, 2012

別記第 15

核燃料輸送物の表面における最大線量当量率に係る承認申請書

番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第 5 条第 7 号ただし書の承認を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
2. 核燃料輸送物の表面における最大線量当量率
3. 承認を受けようとする理由
4. 運搬に当たって講ずる障害防止のための措置

注 積載方法、固縛方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措置等に係る具体的措置方法について記載するとともに、当該措置によって安全性が担保できることを示すこと。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第 1 6

核燃料輸送物の表面から 1 メートル離れた位置における最大線量当量率の承認に係る申請書

番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第 5 条第 8 号ただし書の承認を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
2. 核燃料輸送物の表面から 1 メートル離れた位置における最大線量当量率
3. 承認を受けようとする理由
4. 運搬に当たって講ずる障害防止のための措置（注）

注 積載方法、固縛方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措置等に係る具体的措置方法について記載するとともに、当該措置によって安全性が担保できることを示すこと。
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第 1 7

I P 型輸送物の基準に係る承認申請書

番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第 9 条 [又は第 1 0 条] の規定に基づき I P 型輸送物の基準として以下の基準を適用したく、下記のとおり申請します。

記

1. 輸送物の名称
2. 輸送物に関する説明
 - (1) 重 量
 - (2) 外形寸法
 - (3) 外 観
 - (4) 輸送物の設計仕様
3. 適用しようとする基準（注）

(別紙記載事項)
適用しようとする基準が、規則第 9 条または第 1 0 条の基準と同等であることについての説明

注 規則第 9 条第 2 項第 2 号または第 1 0 条第 2 項第 2 号中「これと同等と主務大臣の認める基準」を適用しようとする場合には、例えば、以下のように適用しようとする基準を明記すること。

- 1 タンクの場合
 - (1) 「国際連合危険物輸送に関する専門家委員会」により作成された「危険物の輸送に関する勧告—多モードのタンク輸送に関する一般勧告」に定められる基準に適合すること。
 - (2) 2 6 5 k P a の圧力試験に耐えること。
 - (3) 通常の取扱い及び輸送条件下において、次の要件を満足すること。
 - ① 追加されたしゃへい構造が静的及び動的応力に耐えること。
 - ② 表面における線量当量率が 2 0 % を超えて増加しないこと。
- 2 コンテナの場合

ISO 1496-1 : 1990 「シリーズ 1 輸送コンテナ—規格及び試験—第 1 部：一般貨物コンテナ」に定められた要件に、寸法と最大総重量を除き適合し、かつ、当該 ISO 規格に定められた試験条件の下に置くこととした場合に、放射性物質の漏えいがなく、かつ、表面における線量当量率が 2 0 % を超えて増加しないこと。
- 3 金属製中型容器の場合

「国際連合危険物輸送に関する専門家委員会」により作成された「危険物の輸送に関する勧告—中型容器（I B C）に関する勧告」に定められる容器等級 I または II に関する基準に適合し、かつ、当該勧告に定められた試験条件の下に置くこととした場合に、放射性物質の漏えいがなく、かつ、表面における線量当量率が 2 0 % を超えて増加しないこと。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第18

I P - 2型輸送物の一般の試験条件に係る承認申請書

番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別記第9の規定に基づき以下の条件を適用したく、下記のとおり申請します。

記

1. 輸送物の名称
2. 輸送物に関する説明
 - (1) 重 量
 - (2) 外形寸法
 - (3) 外 観
 - (4) 輸送物の設計仕様
3. 適用しようとする条件（注）

(別紙記載事項)
適用しようとする条件が告示別記第9本文の条件と同等であることについての説明

注 例えば、以下のように適用しようとする条件を明記すること。

「国際連合危険物輸送に関する専門家委員会」により作成された「危険物の輸送に関する勧告」において定められている包装等級Ⅰ又はⅡの輸送容器に係る試験条件とする。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第19

特別措置に係る承認申請書

番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第14条ただし書の承認を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
2. 核燃料輸送物の表面及び1メートル離れた位置における線量当量率
3. 講ずることが著しく困難である措置及びその理由
4. 運搬に当たって講ずる障害防止のための措置（注）

注 積載方法、固縛方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措置等に係る具体的措置方法について記載するとともに、当該措置によって安全性が担保できることを示すこと。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第20

特別形核燃料物質等設計承認申請書

番 号
年 月 日

文部科学省
科学技術・学術政策局長 殿

住 所
氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記の特別形核燃料物質等について設計の承認を受けたく、別紙のとおり申請します。

記

1. 特別形核燃料物質等の名称
2. 特別形核燃料物質等に関する説明
 - (1) 重 量
 - (2) 外形寸法
 - (3) 外 観
 - (4) 核燃料物質等の設計仕様

(別紙記載事項)
申請しようとする特別形核燃料物質等の設計が核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条第1号の技術基準に適合することについての説明

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第21

特別形核燃料物質等の適用基準に係る承認申請書

番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条第1号表中ただし書の承認を受けたく、別紙のとおり申請します。

記

1. 特別形核燃料物質等の名称
2. 特別形核燃料物質等に関する説明
 - (1) 重 量
 - (2) 外形寸法
 - (3) 外 観
 - (4) 核燃料物質等の設計仕様
3. 適用しようとする基準（注）

(別紙記載事項)
特別形核燃料物質等の設計が告示第3条第1号の技術基準に適合することについての説明

注 例えば、以下のように適用しようとする基準を明記すること。

- (1) 衝撃試験及び打撃試験に代えて、ISO 2919:1999「放射線防護—密封線源—一般要件と分類」に定められたクラス4衝撃試験（200グラム未満のもの）又はクラス5衝撃試験（500グラム未満のもの）
- (2) 加熱試験に代えて、ISO 2919:1999「放射線防護—密封線源—一般要件と分類」に定められたクラス6温度試験

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○別 表

検査項目	検査対象	検査方法	合格基準
外観検査	BM、BU、AF、IF	容器の外観を目視で検査する。	傷、割れ、塗装及び形状等に異常のないこと。
材料検査	BM、BU	容器に用いられた主要な材料について、ミルシート等により照合するか又は引張試験等により降伏応力、引張強度等の材料特性を検査する。ただし、レジンのように公的な規格がない特殊材料について、材料ごとに検査の方法を検討の上、決定する。 なお、レジンについては、以下のとおりとする。 ①各原材料の成分及び配合比率が明らかにされる場合 信頼性の高い計量データを用いて材料仕様値を満足していることを確認する。 ②各原材料の成分及び配合比率が明らかにされない場合 化学分析により、設計時に誤差を考慮して設定した材料仕様値を満足していることを元データ等を活用し確認する。	設計承認申請書（以下「申請書」という。）に記載された設計条件を満足していること。
寸法検査	BM、BU	主要寸法を計測器を用いて検査する。	申請書に記載された図示公差内であること。
溶接検査	BM、BU	1) 外観 2) 開先寸法 3) 液体浸透探傷試験 4) 放射線透過試験等により溶接の健全性を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足していること。
吊上げ荷重検査	BM、BU	トラニオンに油圧等により荷重を付加し、異常の有無を検査する。	吊上げ荷重の2倍の荷重に耐えること。
重量検査	BM、BU	完成容器の重量又は各部分の総重量を検査する。	申請書に記載された重量以下であること。
未臨界検査 *	BM、BU、AF、IF	バスケット等の寸法及び外観を検査し、中性子吸収材を使用している場合はその含有量、分布等を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足すること。
しゃへい寸法検査	BM、BU、AF、IF	γ線、中性子線しゃへい用に用いられる部分の寸法を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足すること。
作動確認検査	BM、BU、AF、IF	弁及び非常用安全装置等が装填された容器にあつては、当該装置が正常に作動するか否かを検査する。	申請書に記載された設計条件を満足すること。
取扱検査	BM、BU、AF、IF	バスケット、蓋板等の脱着、取出し、吊上げ等の取扱いについて異常の有無を検査する。	申請書に記載された取扱いを行っても異常のないこと。
耐圧検査	BM、BU	気圧又は水圧を加え、容器の変形の有無等を検査する。	異常な変形、ひび、割れ等がないこと。
気密漏洩検査	BM、BU	ヘリウムリークテスト、加圧漏洩試験または真空試験等により漏えい率を検査する。	漏えい率が申請書に記載された値以下であること。
伝熱検査	BM、BU	収納燃料の崩壊熱に相当する電熱ヒーター等の熱源を容器内に装填し、容器各部の最高温度、温度分布を検査する。	外気条件を補正したのち、申請書に記載された温度以下であること。
しゃへい性能検査	BM、BU	容器内にCo-60等の線源を装填し、しゃへい性能を検査する。 レジン等については、しゃへい寸法、材料成分等により設計条件に適合していることを確認する。	(1) しゃへい上の欠陥が存在しないこと。 (2) その他申請書に記載された条件を満足すること。

注 BM、BU：BM型輸送物及びBU型輸送物に係る輸送容器を示す。（BM型核分裂性輸送物及びBU型核分裂性輸送物を含む。）

AF：核分裂性物質を封入するA型核分裂性輸送物に係る輸送容器を示す。

IF：核分裂性物質を封入するIP型核分裂性輸送物に係る輸送容器を示す。

*：未臨界検査は、核分裂性輸送物のみを対象とする。

車両運搬確認申請書及び容器承認申請書の説明書並びに核燃料輸送物設計承認申請書の記載事項について

1 1 核規課第16号
平成11年2月24日
科学技術庁原子力安全局
核燃料規制課

1. 本記載事項は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条の2第2項及び同条第3項に基づく、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（以下「外運搬規則」という。）」（昭和53年総理府令第57号）第16条第1項の車両運搬確認申請書の説明書及び第17条の2第1項の容器承認申請書の説明書並びに「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目を定める告示（以下「外運搬告示」という。）」（平成2年科学技術庁告示第5号）第35条の科学技術庁長官の核燃料輸送物の設計承認申請書の記載事項及び記載内容である。
2. 申請書又は説明書の記載に当たって、基準は上記府令及び告示によるが、その他「IAEA放射性物質安全輸送規則（1985年版）の国内規則への取り入れについて」（平成2年8月原子力安全委員会決定）及び「IAEA放射性物質安全輸送規則」（1985年版）も参考とすることができる。

目次

1. 運搬する核燃料物質等に関する説明書（外運搬規則第16条第1項1号及び第17条の2第1項1号）

イ章 収納する核燃料物質等の仕様……7

ロ章 仕様の決定方法……7

ハ章 設計仕様との比較……7

2. 輸送容器の設計及び核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する説明書（外運搬規則第16条第1項2号及び第17条の2第1項2号並びに外運搬告示第35条）

イ章 核燃料輸送物の説明……8

 A. 目的及び条件

 B. 輸送物の種類

 C. 輸送容器

 D. 輸送容器の収納物

ロ章 核燃料輸送物の安全解析……8

 A. 構造解析

 A.1 構造設計

 A.1.1 概要

 A.1.2 設計基準

 A.2 重量及び重心

 A.3 材料の機械的性質

 A.4 輸送物の要件

 A.4.1 化学的及び電気的応答

 A.4.2 低温強度

 A.4.3 密封装置

 A.4.4 吊上装置

 A.4.5 固縛装置

 A.4.6 圧力

 A.4.7 振動

 A.5 一般の試験条件

 A.5.1 熱的試験

 A.5.1.1 温度及び圧力の要約

 A.5.1.2 熱膨張

 A.5.1.3 応力計算

 A.5.1.4 許容応力との比較

 A.5.2 水噴霧

 A.5.3 自由落下

 (a) 解析モデル

 (b) 原型試験

 (c) モデル試験

 A.5.4 積み重ね試験

 A.5.5 貫通

 A.5.6 角又は縁落下

 A.5.7 結果の要約と評価

 A.6 特別の試験条件

 A.6.1 強度試験・落下試験Ⅰ

 (9m落下時)又は強度試験・落下試験Ⅲ(動的圧漬時)

 (a) 解析モデル

 (b) 原型試験

 (c) モデル試験

 A.6.1.1 垂直落下

 A.6.1.2 水平落下

 A.6.1.3 コーナー落下

 A.6.1.4 傾斜落下

 A.6.1.5 結果の要約

 A.6.2 強度試験・落下試験Ⅱ

 (1m落下時)

 A.6.2.1 結果の要約

 A.6.3 熱的試験

 A.6.3.1 温度及び圧力の要約

 A.6.3.2 熱膨張

 A.6.3.3 許容応力との比較

 A.6.4 浸漬

 A.6.5 結果の要約と評価

 A.7 特別形核燃料物質

 A.7.1 概要

 A.7.2 衝撃

 A.7.3 打撃

 A.7.4 加熱

 A.7.5 曲げ

 A.7.6 浸漬

 A.7.7 結果の要約と評価

 A.8 放射性収納物

 A.9 核分裂性輸送物

 A.9.1 一般の試験条件

 A.9.2 特別の試験条件

 B. 熱解析

 B.1 概要

 B.2 材料の熱的性質

 B.3 構成要素の仕様

 B.4 一般の試験条件

 B.4.1 熱解析モデル

 B.4.1.1 解析モデル

 B.4.1.2 試験モデル

 B.4.2 最高温度

 B.4.3 最低温度

 B.4.4 最大内圧

 B.4.5 最大熱応力

 B.4.6 結果の要約と評価

 B.5 特別の試験条件

 B.5.1 熱解析モデル

 B.5.1.1 解析モデル

 B.5.1.2 試験モデル

 B.5.2 輸送物の評価条件

 B.5.3 輸送物温度

 B.5.4 最大内圧

 B.5.5 最大熱応力

 B.5.6 結果の要約と評価

 C. 密封解析

 C.1 概要

 C.2 密封装置

 C.2.1 密封装置

 C.2.2 密封装置の貫通部

 C.2.3 密封装置ガスケット及び溶接部

 C.2.4 蓋

 C.3 一般の試験条件

 C.3.1 放射性物質の漏洩

 C.3.2 密封装置の加圧

 C.3.3 冷却材汚染

 C.3.4 冷却材損失

 C.4 特別の試験条件

 C.4.1 核分裂生成ガス

 C.4.2 放射性物質の漏洩

 C.5 結果の要約と評価

 D. シャヘイ解析

 D.1 概要

 D.2 線源仕様

 D.2.1 ガンマ線源

 D.2.2 中性子源

 D.3 モデル仕様

 D.3.1 解析モデル

 D.3.2 解析モデル各領域における原子個数密度

 D.4 シャヘイ評価

 D.5 結果の要約と評価

 E. 臨界解析

 E.1 概要

 E.2 解析対象

 E.2.1 収納物

 E.2.2 輸送容器

 E.2.3 中性子吸収材

 E.3 モデル仕様

 E.3.1 解析モデル

E.3.2 解析モデル各領域における 原子個数密度	ニ章 核燃料輸送物の取扱い方法 及び保守の方法……………21	I.伝熱検査	E.1 容器製造者の品質管理の措 置状況
E.4 未臨界評価	A.輸送物の取扱い方法	J.吊上荷重検査	E.2 下請選定基準
E.4.1 計算条件	A.1 装荷方法	K.重量検査	F.文書及びデータの管理
E.4.2 輸送物への水の浸入等	A.2 輸送物の発送前検査	L.未臨界検査	G.日程管理及び特殊工程の認定
E.4.3 計算方法	A.3 取出し方法	M.作動確認検査	H.検査
E.4.4 計算結果	A.4 空容器の準備	N.取扱い検査	I.不適合品の管理
E.5 結果の要約と評価	B.保守条件	ハ章 輸送容器の製作スケジュール……………26	J.是正処置及び予防処置
F.総理府令及び科学技術庁告示 に対する適合性の評価	B.1 外観及び耐圧検査	ニ章 品質管理に関する説明……………27	K.品質記録の管理
表-1 総理府令及び科学技術庁 告示に定める技術基準への 適合性の評価	B.2 気密漏洩検査	A.品質方針	L.内部品質監査
ハ章 品質管理の基本方針……………21	B.3 補助系の保守	B.組織	M.教育・訓練
A.品質方針	B.4 密閉装置の弁、ガスケット等 の保守	C.品質システム	ホ章 製作方法に関する特記事項……………28
B.組織	B.5 シャヘい検査	D.品質システムの評価・見直し	
C.品質システム	B.6 未臨界検査	E.輸送容器の製造発注	
D.設計管理	B.7 熱検査		
C.輸送容器の製造発注	B.8 その他	4. 輸送容器が輸送容器の設計及び製作の方法に従って製作されていることを示す説明書（外運搬規則 第16条第1項4号及び第17条の2第1項4号）	
E.取扱い、保守	ホ章 安全設計、安全輸送に関する……………23	イ章 輸送容器の製作時の検査に関する説明……………29	
	参考 輸送容器の製作の方法の概要……………23	A.検査スケジュール	
	に関する説明	B.輸送容器の検査結果	
		C.輸送容器の製作に係る品質監査結果	
3. 輸送容器の製作の方法に関する説明書（外運搬規則第16条第1項3号及び第17条の2第1項3 号）		5. 輸送容器が輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを示す説明書（外運 搬規則第16条第1項5号及び第17条の2第1項5号）	
イ章 輸送容器の製作方法……………24	C.4 溶接欠陥の修理	イ章 輸送容器の性能維持に関する説明……………30	
A.概要	C.5 溶接後の熱処理		
B.材料の説明	C.6 特殊溶接	6. 核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書（外運搬規則第16条第1項6号）	
B.1 板材料	C.7 溶接の施行管理・その他	イ章 核燃料輸送物の発送前検査に関する説明……………31	
B.2 管材類	D.シャヘい体の製作法	ロ章 発送前検査を行う予定時期……………31	
B.3 鍛造品、ボルト・ナット類	E.弁等の付属機器の製作法	ハ章 発送前検査を行う場所……………31	
B.4 溶接用電極・棒・線類	F.組立等その他の製作法		
B.5 特殊材料	ロ章 輸送容器の試験、検査方法……………26		
B.6 ミルシート	A.材料検査	7. 申請書書式……………32	
B.7 材料の欠陥部の修理	B.寸法検査	A.寸法	
B.8 材料の切断	C.溶接検査	B.部数	
B.9 材料の成型	D.外観検査	C.頁	
C.溶接	E.耐圧検査	D.図面	
C.1 溶接方法及び材料	F.気密漏洩検査	E.写真	
C.2 溶接機の管理及び作業員資格	G.シャヘい性能検査	F.印刷	
C.3 溶接の主要事項に関する説明	H.シャヘい寸法検査	G.製本	
		H.表	
		I.その他	

1. 運搬する核燃料物質等に関する説明書（外運搬規則第16条第1項1号及び第17条の2第1項1号）

項	目	内 容
(イ)章	収納する核燃料物質等の仕様	輸送容器ごとに収納する核燃料物質等の仕様について記述する。
(ロ)章	仕様の決定方法	燃焼度、放射能の量、発熱量等計算により算出した仕様の計算方法について記述する。実測による場合は、測定方法について記述する。
(ハ)章	設計仕様との比較	容器承認を受けている場合、承認容器に収納することを認められた核燃料物質等の設計仕様と収納する核燃料物質等の仕様との比較について記述する(外運搬規則第16条第1項1号のみ)。

2. 輸送容器の設計及び核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する説明書（外運搬規則第16条第1項2号及び第17条の2第1項2号並びに外運搬告示第35条）

項	目	内 容
(イ)章	核燃料輸送物の説明	
(イ)－A	目的及び条件	輸送物の使用目的、輸送容器の型名、核分裂性物質の場合はその旨、及び輸送指数等の総括的事項について記述する。
(イ)－B	輸送物の種類	I P型、A型、BM型、BU型の別及び核分裂性輸送物にあつては、その旨を記述する。
(イ)－C	輸送容器	総重量、構造材料、中性子吸収材、中性子減速材、しゃへい材、主要部分の寸法及び構造熱除去の方法、冷却材の種類及び量、容器、弁試料採取口、内部及び外部の突出物、吊上装置及び固縛装置、圧力逃がし弁、密封装置等の輸送物の解析に必要な基本設計について外形図、断面図、材料表、溶接方法等を用いて説明する。複雑な輸送物の場合には、輸送物のすべての弁、接続部、配管、孔、ガスケット、密封境界等の図面を添付し構造及び使用方法について説明する。
(イ)－D	輸送容器の収納物	主要な核種の放射性物質の量（放射能強度）、物理的性状、化学的性質、材料密封、減速比、核的安全の評価に必要な形状、最大崩壊熱量、密封装置の最大圧力、他の装荷制限及び全体の放射性強度等について説明する。 収納物が低比放射性物質(L S A)又は表面汚染物(S C O)の場合には、それらが府令及び告示に定める要件に適合することを説明する。
(ロ)章	核燃料輸送物の安全解析	安全解析の概要について記述する。
(ロ)－A	構造解析	
A.1	構造設計	
A.1.1	概 要	密封装置、機械的衝撃の吸収装置(緩衝体)、蓋、バスケット及び弁等の輸送物の安全な取扱いに必要な基本的構造及びシステムについて記述し、これらを図示した上で、構造設計等について説明する。
A.1.2	設計基準	構造解析で用いられる設計基準を次の項目について整理し、記述する。

項	目	内 容
A.2	重量及び重心	1)容器各部に対して種々の条件で考慮される負荷(荷重等)の種類及びその組合せ 2)種々の条件に対して容器各部で用いる応力、歪、変形などの評価基準 3)評価で用いる安全率又は余裕率の定義 4)各解析項目についての設計条件(材質、温度、負荷条件)、解析方法及び評価基準の一覧 輸送容器及び収納物の総重量、各構成部品の重量の一覧及び輸送物等の重心について記述する。
A.3	材料の機械的性質	構造評価に用いられる主要部の材料の通常の輸送条件及び温度条件下における機械的性質(降伏点、引張強さ、縦弾性係数、熱膨張係数、及び密度等)、緩衝体の圧縮応力-歪の曲線並びに材料の性質の決定方法(試験条件、測定方法等)を記述する。
A.4	輸送物の要件	
A.4.1	化学的及び電氣的反応	輸送容器構成部品間及び輸送容器と収納物の間での化学的、電氣的及びその他の類似の反応について説明する。接触する異種材料の一覧を記載する。 接触による危険な反応を防止するために講じられた特別な対策とその効果について説明を行う。
A.4.2	低温強度	運搬中に予想される最低外気温を仮定した場合(BU型においては-40℃)における輸送物の構成部品材料の低温特性及び性能並びに液体の凍結について説明する。 また、構造評価に用いられる主要材料の低温脆化等の低温強度について説明する。
A.4.3	密封装置	通常の輸送時には開放されてはならない輸送物の部分(蓋及び弁等)が誤操作等により開かれないように講じられた措置について説明する。
A.4.4	吊上装置	輸送物の吊上装置(トラニオン等)及びその付属品の構造解析又は試験について説明する。また、それらの位置及び構造を示す図面を添付する。輸送物表面における吊上装置の位置について説明する。
A.4.5	固縛装置	輸送物の固縛装置の構造解析又は試験について説明する。それらの位置及び構造を示す図面を添付する。輸送物表面における固縛装置について説明する。

項	目	内 容
A.4.6	圧 力	輸送物の外気圧による影響について説明する。
A.4.7	振 動	通常の輸送時の振動が輸送物に与える影響について説明する。
A.5	一般の試験条件	本節では府令及び告示に定める一般の試験条件下における輸送物の状態を記述する。
A.5.1	熱的試験	
A.5.1.1	温度及び圧力の要約	A.5.1.2~A.5.1.4に要求された計算を行うために用いられる全圧力、全温度について(a)・Bの結果を要約して記述する。
A.5.1.2	熱膨張	定常状態に至るまでの熱膨張による円周及び軸方向の変形並びに応力を計算により説明する
A.5.1.3	応力計算	温度勾配、圧力及び荷重による応力を計算により算定し説明する。形状及び寸法を示す図面並びに計算による説明、並びに、熱負荷の繰り返し(他の負荷も共存するとして評価を行う。)による疲労及び変形の解析を記述する。
A.5.1.4	許容応力との比較	A.1.2の設計基準に従って応力評価を行う。
A.5.2	水噴霧	水の吹き付け試験の輸送物に対する影響について説明する。
A.5.3	自由落下	A.5.2の試験に引き続き自由落下した際の輸送物に対する影響について説明する。検討の方法(解析、原型試験及び(又は)モデル試験)について説明する。説明はA.6.1に含めてもよい。
(a)	解析モデル	実物と解析モデルの違いを比較し、モデルが妥当であることを説明する。 結果を説明する計算、落下エネルギーの消滅、衝撃時の局部変形及び衝撃力、機器、強度部材における応力及び歪に対する輸送物の対応性、温度勾配、熱膨張並びに圧力及びその他の負荷の組合せの衝撃による応力等について説明する。
(b)	原型試験	方法、手順、落下試験の標的上への輸送物落下方向を説明する。収納物の代替物について説明する。衝撃による内部及び外部の損傷を説明する。この試験後の輸送物の状況の写真を添付する。
(c)	モデル試験	寸法及び材料を示した図面を添付する。モデルと原型について違いを量的に比較し、説明する。縮尺率、相似則、衝撃速度、落下エネルギー、最高衝撃加速度、最大変形量等について説明する。

項	目	内 容
A.5.4	積み重ね試験	積み重ね試験の輸送物に対する影響について説明する。
A.5.5	貫 通	貫通試験の輸送物に対する影響について説明する。
A.5.6	角又は縁落下	府令及び告示で定められた重量以下のファイバー板製又は木製の直方体のもの又は、ファイバー板製の円筒形のものにあつては、A.5.3、A.5.4及びA.5.5の試験に用いた供試物とは別個の供試物による角又は縁落下した際の輸送物に対する影響について説明する。
A.5.7	結果の要約と評価	一般の試験条件下の試験後の輸送物の状態を要約して説明する。
A.6	特別の試験条件	本節では府令及び告示に定める特別の試験条件下における輸送物の状態を記述する。
A.6.1	強度試験・落下試験 I（9m落下時）又は強度試験・落下試験Ⅲ（動的圧潰時）	解析、原型試験及び（又は）モデル試験等について説明する。落下試験の標的の材質、構造、仕上げ等について説明する。落下試験Ⅲの場合は落下物の材質、構造、寸法についても説明する。
(a)	解析モデル	実物と解析モデルの違いを比較し、モデルが妥当であることを説明する。 結果を証明する計算、落下エネルギーの消滅、衝撃時の局部変形及び衝撃力、機器、強度部材における応力及び歪に対する輸送物の対応性、温度勾配、熱膨張並びに圧力及びその他の負荷の組合せの衝撃による応力等について説明する。
(b)	原型試験	方法、手順、落下試験の標的上への輸送物落下方向を説明する。落下試験Ⅲの場合は輸送物の落下試験台上の姿勢を説明する。収納物の代替物について説明する。変形状況等試験結果について説明し、写真を添付する。
(c)	モデル試験	寸法及び材料を示した図面を添付する。モデルと原型について違いを量的に比較し、説明する。縮尺率、相似則、衝撃速度、落下エネルギー、最高衝撃加速度、最大変形量等について説明する。
A.6.1.1	垂直落下	垂直落下の輸送物に対する影響について説明する。
A.6.1.2	水平落下	水平落下の ”

項	目	内 容
A.6.1.3	コーナー落下	コーナー落下の ” (落下点はコーナーと重心を結ぶ直線上にあること。)
A.6.1.4	傾斜落下	試験又は上記A.6.1.1～A.6.1.3の結果により評価を行う。長尺の輸送物の場合は転倒による二次衝撃について説明する。
A.6.1.5	結果の要約	各落下試験後の輸送物の状況について説明する。各落下方向での損傷を要約して記述し、最大損傷の状態と最大損傷を受ける条件について評価する。
A.6.2	強度試験・落下試験Ⅱ（1m落下時）	解析、原型試験及び（又は）モデル試験について説明する。落下試験の輸送物に対する影響（局部、全体）について説明する。特に密封に必要な弁等の装置について説明する。落下試験台及びその上に直角に固定された丸棒の材質、構造、仕上げ等について説明する。試験条件はA.6.1に述べられる。
A.6.2.1	結果の要約	落下試験後の輸送物の状態について説明する各落下方向で損傷の要約を記述し、最大損傷の状態と最大損傷を受ける条件について評価する
A.6.3	熱的試験	熱的試験は落下試験に続いて行う。
A.6.3.1	温度及び圧力の要約	B.5.3及びB.5.4を要約して記述する。
A.6.3.2	熱膨張	熱膨張による円周及び軸方向の変形並びに応力、最大応力並びに火災による温度勾配、膨張差、圧力並びにその他の機械的負荷による応力等を定常状態及び非定常状態について、計算によって説明する。寸法・形状を示した図面及び応力計算の結果を示した図面を添付する。
A.6.3.3	許容応力との比較	A.1.2の設計基準に従って応力評価を行う。
A.6.4	浸 漬	輸送物が府令及び告示で定められた水頭下又は外圧を受けても内容物の損傷がないことを試験又は解析により示し、それについて説明する。なお、37PBqを超える使用済燃料輸送物については、府令及び告示で定められた水頭下に対して密封装置の破損のないことを評価する。
A.6.5	結果の要約と評価	特別の試験条件下の試験後の輸送物の安全性について説明する。
A.7	特別形核燃料物質	本節では特別形核燃料物質が府令及び告示に定める技術基準に適合することを記述する。
A.7.1	概 要	化学的性質及び物理的形状等について記述し、寸法、材料並びに製作方法を詳細な図面を添付して説明する。

項	目	内 容
A.7.2	衝 撃	衝撃試験の結果を記述すること。
A.7.3	打 撃	打撃試験 //
A.7.4	加 熱	加熱試験 //
A.7.5	曲 げ	曲げ試験 //
A.7.6	浸 漬	浸漬試験 //
A.7.7	結果の要約と評価	A.7.1～A.7.6の結果を要約し、評価する。
A.8	放射性収納物	放射性収納物に関する構造設計及び模擬供試体による試験あるいは解析の結果を記述する。
A.9	核分裂性輸送物	本節では輸送物が府令及び告示に定める核分裂性輸送物の技術基準に適合することを記述する。
A.9.1	一般の試験条件	一般の試験条件下の試験手順を説明し、損傷程度の評価方法及び結果について記述する。 ロ章Eの臨界解析に影響する形状変化等について説明する。
A.9.2	特別の試験条件	特別の試験条件下の試験手順を説明し、損傷程度の評価方法及び結果について記述する。 ロ章Eの臨界解析に影響する形状変化等について説明する。
(n)－B	熱解析	
B.1	概 要	輸送物の熱設計及びその取扱いの方法について説明する。補助冷却システム及び膨張タンク等の取扱い方法を記述する。
B.2	材料の熱的性質	材料の熱的性質について記述する。
B.3	構成要素の仕様	弁、安全弁及びガasketの最大使用圧力及び最高使用温度並びに熱絶縁及び塗装等の仕様について説明する。
B.4	一般の試験条件	本節では輸送物が府令及び告示に定める一般の試験条件下において、府令及び告示に定める技術基準を満足することを説明する。
B.4.1	熱解析モデル	
B.4.1.1	解析モデル	ガasket、弁、収納物及び輸送容器全体の熱解析モデルについて説明する。実物とモデルの違いを説明し、解析に当たって妥当なモデルであることを説明する。
B.4.1.2	試験モデル	試験の項目及び方法、試験結果及び熱的環境について説明する。

項	目	内 容
B.4.2	最高温度	ガasket及び弁等の密封装置の温度記録も併せて記載する。
B.4.3	最低温度	収納物、密封装置、しゃへい材、ガasketを含む一般の試験条件下の最高温度分布等を説明する。 輸送物の最低温度について記述する。本評価において輸送される収納物の最低崩壊熱量を考慮する。
B.4.4	最大内圧	ガasket及び弁等の主要な機器の温度を記述する。 もし、安全のために崩壊熱量が必要な場合は、その崩壊熱量を記述する。 一般の試験条件下の最大の内圧、又は最大崩壊熱量との関係を説明する。 相変化、気体の発生、化学的分解、液体の膨張、圧縮の効果を考慮する。輸送中に燃料棒の破損が生じる可能性のある場合にはそれによる圧力の上昇を考慮する。
B.4.5	最大熱応力	一般の試験条件下の最大熱応力と、その条件を説明する。温度分布の一覧も併せて記載する。
B.4.6	結果の要約と評価	熱的解析又は試験結果に基づいて、一般の試験条件下における輸送物の性能を補助冷却系を含めて評価する。本評価においては、最高から最低に至る環境温度、崩壊熱量の範囲を考慮する。それらの結果を容器の許容条件と比較して説明する。
B.5	特別の試験条件	本節では府令及び告示に定める特別の試験条件下における輸送物の状態を記述する。
B.5.1	熱解析モデル	
B.5.1.1	解析モデル	ガasket、弁、収納物及び輸送容器全体の熱解析モデルを説明する。 実物とモデルの違いを説明し、解析に当たって妥当なモデルであることを説明する。
B.5.1.2	試験モデル	試験項目及び方法、試験結果及び熱的環境について記述する。 ガasket及び弁等の密封装置の温度記録も併せて記載する。
B.5.2	輸送物の評価条件	強度試験により生ずる輸送物の主要な損傷について記述する。本評価においては熱的観点から輸送物が最大損傷を受ける条件・理由を説明する。これによる輸送物の熱的性能に対する影響を評価する。

項	目	内 容
B.5.3	輸送物温度	熱的解析又は試験における温度変化を記述する。収納物、中性子吸収材、ガスケット、弁及び鉛のしゃへい材等の安全評価に重要な部分の温度を記述する。温度変化は、温度が最高に達し、低下し始めるまでの温度を明示する。
B.5.4	最大内圧	耐火試験中及び冷却中での最大内圧を記述する。(輸送中の燃料棒等の損傷による圧力の増加を考慮する。) 圧力計算に用いた条件を記述する。もし化学反応又は相変化が起る可能性のある場合においては、その反応の機構、反応物及び生成物について記述する。
B.5.5	最大熱応力	耐火試験及びその後の冷却中における温度変化及び最大熱応力を記述する。
B.5.6	結果の要約と評価	熱解析又は試験結果に基づいて、特別の試験条件下における輸送物の性能を補助冷却系を含めて評価する。その結果と輸送物構成部品の許容温度、圧力を比較する。熱解析又は試験結果に基づいて輸送物の損傷を評価する。この評価においては構造の損傷、密封装置の破損、しゃへい性能の低下も考慮する。
(n) - C	密封解析	
C.1	概 要	一般の試験条件下及び特別の試験条件下における輸送物の密封解析について説明する。
C.2	密封装置	
C.2.1	密封装置	密封装置の構造及び設計仕様について記述する。
C.2.2	密封装置の貫通部	密封装置の貫通部及びその機能的仕様をすべて記述する。
C.2.3	密封装置ガスケット及び溶接部	密封装置に影響を及ぼすガスケット及び溶接部並びにこれらの密封性について温度、圧力等を考慮の上記述する。
C.2.4	蓋	密封容器に用いられる蓋について記述する。一般の試験条件下及び特別の試験条件下において、密封性を維持するのに必要な機構を記述する。
C.3	一般の試験条件	本節では輸送物が府令及び告示に定める一般の試験条件下において、府令及び告示に定める技術基準を満足することを説明する。また、一般の試験条件下における密封性を説明するために、ロ章A及びロ章Bの結果を要約して記述する。

項	目	内 容
C.3.1	放射性物質の漏洩	密封装置等から放射性物質の漏洩が基準値以下であることを説明する。
C.3.2	密封装置の加圧	密封装置内で発生する可能性のあるすべての気体の混合物を記述する。これらが輸送物の密封性を損なわないことを説明する。
C.3.3	冷却材汚染	放射性物質による冷却材の汚染について評価する。
C.3.4	冷却材損失	冷却材の損失がないことを示す。 密封装置から直接大気へ気体を放出するベント（通気孔）がないことを示す。
C.4	特別の試験条件	本節では輸送物が府令及び告示に定める特別の試験条件下において、府令及び告示に定める技術基準を満足することを説明する。また、特別の試験条件下における密封性を説明するために、ロ章A及びロ章Bの結果を要約して記述する。
C.4.1	核分裂生成ガス	特別の試験条件下において、密封装置から放出される可能性のある核分裂生成ガスの最大量を記述する。
C.4.2	放射性物質の漏洩	密封装置等から放射性物質の漏洩が基準値以下であることを説明する。
C.5	結果の要約と評価	一般の試験条件下及び特別の試験条件下における密封解析又は試験の結果を要約し、輸送物の密封性について評価する。
(n) - D	しゃへい解析	
D.1	概 要	しゃへい設計について説明し、一般の試験条件下及び特別の試験条件下におけるしゃへい解析について記述する。
D.2	線源仕様	しゃへい解析に用いる収納物のガンマ線源及び中性子源について説明する。
D.2.1	ガンマ線源	収納物に含まれる放射性物質について主な核種毎の放射能の量及び全核種の放射能の合計値を記述し、ガンマ線源強度のエネルギースペクトルを表にする。エネルギースペクトルを求めるために用いた手法、条件について記述する。また、照射履歴について説明する。 なお、放射化線源強度についても記述する。
D.2.2	中性子源	中性子を発生する反応について記述し、中性子のエネルギースペクトルを表にする。エネルギースペクトルを求めるために用いた手法、条件について説明する。また、照射履歴及び中性子実効増倍率の計算方法、条件について説明する。

項	目	内 容
D.3	モデル仕様	
D.3.1	解析モデル	通常の輸送条件及び各試験条件後の輸送物について、実物と解析モデルの違いを比較し、モデルが妥当であることを説明する。(モデル図を添付する。)各試験条件のモデルの差異を記述する。また、放射線ストリーミングの発生が予測される場合には、その部位について説明し、その影響を評価する。
D.3.2	解析モデル各領域における原子個数密度	各解析モデルについて、領域毎にしゃへい材等の密度、原子個数密度及び各領域を構成する物質の体積比を表に示す。密度及び原子個数密度の算出に当たっては温度を考慮する。
D.4	しゃへい評価	通常の輸送条件及び各試験条件後の輸送物について、各解析モデル毎にガンマ線量当量率(二次ガンマ線を含む)及び中性子線量当量率を評価するとともに算出に用いられた手法、条件(計算プログラム、定数、各データ等)について記述する。実例による線量当量率を用いる場合には、測定器、測定精度、測定条件等を説明する。 なお、一般の試験条件下においては輸送物表面における線量当量率が著しく増加しないことを説明する。
D.5	結果の要約と評価	輸送容器の重要なしゃへい設計の特性及びしゃへい評価の解析結果を各試験条件毎に整理して表で記述し、輸送物が府令及び告示に定める一般の試験条件下及び特別の試験条件下において、府令及び告示に定める技術基準を満足することを説明する。
(ロ)－E	臨界解析	
E.1	概 要	臨界安全設計の方針、非損傷及び損傷輸送物の孤立系及び配列系における解析条件、臨界解析の方法(使用した計算プログラム等)及びその評価について記述する。
E.2	解析対象	
E.2.1	収納物	核燃料装荷量、ウラン濃縮度、プルトニウム富化度、プルトニウム同位体組成、核分裂性物質の量、燃焼度、被覆材、可燃性毒物等を記述するとともに、通常の輸送条件(非損傷)及び核分裂性輸送物に係る特別の試験条件で得られた(損傷)収納物の形状、性質の変化等を記述する。

項	目	内 容
E.2.2	輸送容器	非損傷及び損傷輸送容器の形状、材料の種類及び形状等について記述する。
E.2.3	中性子吸収材	種類、量、成分等について説明し、非損傷及び損傷輸送物における中性子吸収材の形状、性質の変化等について記述する。
E.3	モデル仕様	
E.3.1	解析モデル	非損傷及び損傷の輸送物について実物とモデルの違いを比較し、モデルが妥当であることを説明する。(形状寸法、領域反射条件等を明らかにしたモデル図を添付する。)
E.3.2	解析モデル各領域における原子個数密度	各解析モデルについて、領域毎に材料の密度、原子個数密度及び領域の体積比を表に示す。 その際、解析する場合の温度を考慮する。
E.4	未臨界評価	
E.4.1	計算条件	収納物、輸送容器及び中性子吸収材のモデル化が、臨界解析上安全側であることを説明する。
E.4.2	輸送物への水の浸入等	輸送物への水の浸入又は輸送物からの水漏れ、輸送物の配列変化による接近、収納物の再配列、水(又は雪)中の浸漬、温度変化等の核的安全に与える影響について記述する。
E.4.3	計算方法	非損傷及び損傷輸送物の孤立系及び配列系について、実効増倍率の計算に用いられた方法、条件を記述する。 中性子毒物の存在及び分布を確認するための実験が行われた場合は、それについて記述する。
E.4.4	計算結果	非損傷及び損傷輸送物の孤立系及び配列系について、各試験条件毎に算出された実効増倍率を表に整理して示す。但し、上記条件のうち、実効増倍率を最も高く評価する事が明らかな条件がある場合には、その理由を明示した上で当該条件で代表させてもよい。
E.5	結果の要約と評価	輸送容器の重要な臨界安全上の設計の特性及び臨界解析結果を記述し、未臨界性を評価する。
(ロ)－F	総理府令及び科学技術庁告示に対する適合性の評価	輸送物の設計が府令及び告示に定める技術基準に合致していることを確認するため、各条文毎に表(表－1参照)を作成する。また、該当しない場合については「該当なし」と明記すること。

項	目	内 容
(ハ)章	品質管理の基本方針	申請者による核燃料輸送物の設計、製作、取扱い、保守等全般的な品質管理の基本方針を記述する。
(ハ)－A	品質方針	品質に関する目標、責務を含めた申請者の品質方針を記述する。
(ハ)－B	組織	品質システム遂行に係る申請者、容器製造者等の組織について責任体制を明らかにした図を用いて記述する。また、要員、品質システムの管理責任者についても記述する。
(ハ)－C	品質システム	核燃料輸送物の設計、製作、取扱い、保守等全般の品質システムについて説明する。また、品質マニュアル、品質計画書の策定について記述する。
(ハ)－D	設計管理	核燃料輸送物の設計が要求事項に適合することを確実にするために実施する設計管理について記述する。
(ハ)－E	輸送容器の製造発注	次の事項を含めた申請者による輸送容器の製作に係る品質管理の方針を記述する。 ①容器製造者の評価 ②容器製造者への品質システム要求事項 ③輸送容器の製作に係る検査・品質監査による検証
(ハ)－F	取扱い、保守	核燃料輸送物の発送前検査、輸送容器の保守の品質管理に係る方針について記述する。
(ニ)章	核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法	輸送物の安全設計に合致した標準的な取扱い方法について記述するとともに保守条件を記述する。
(ニ)－A	輸送物の取扱い方法	
A.1	装荷方法	収納物装荷の検査、試験及び特別な準備を記述する。またクレーン等の操作機器についても記載する。しゃへい水、冷却材等の液体が仕様に従って容器に充填されることを記述する。 乾式に設計されている輸送容器内空間の残留蒸気の除去の方法及びその有効性について説明を行う。
A.2	輸送物の発送前検査	輸送物の発送の都度行う試験・検査について記述する。
A.3	取出し方法	収納物の取出しの方法及び安全上必要な措置等について記述する。
A.4	空容器の準備	検査、試験及び特別な準備（密封、不注意な汚染の拡大防止等、次の輸送に差し支えないような準備、残留蒸気の凍結などの考慮）を記述する。

項	目	内 容
(ニ)－B	保守条件	輸送容器の仕様を長期にわたって保証できる保守条件について記述する。定期検査、部品取替えの頻度、容器の補助系の取替え、修理基準及び保守記録の各項目について説明する。
B.1	外観及び耐圧検査	検査の頻度、計装及び精度について説明する。
B.2	気密漏洩検査	同 上
B.3	補助系の保守	付属冷却システム、中性子しゃへいタンク及びその他全体に影響を与える補助系の検査及び取替え計画について記述する。
B.4	密封装置の弁、ガスケット等の保守	構成部品の取替え計画とその検査の方法を記述する。実証テスト及び製作データに基づいて検討の上記述する。
B.5	しゃへい検査	しゃへい性能に関しては、定期的検査計画を記述する。ガンマ線、中性子源両者について考慮する。
B.6	未臨界検査	中性子吸収材等について健全性を確認する方法について記述する。
B.7	熱検査	検査の頻度等を記述する。
B.8	その他	構成部品及び補助系について定期的に行う追加検査について説明する。
(ホ)章	安全設計、安全輸送に関する特記事項	その他、イ章～ニ章に該当しない安全設計、安全輸送に関する特記すべき事項があれば特記する。
参考	輸送容器の製作の方法の概要に関する説明	輸送容器の製作方法及び試験・検査方法の概要について記述する。

表-1 総理府令及び科学技術庁告示に定める技術基準への適合性の評価

総理府令 の項目	科学技術庁 告示の項目	説 明	申請書記載 対応項目
第11条 第1項第1号	第23条 別記第11	本輸送物は、一般の試験条件下に置いても以下の要件を満足している。 1. 本輸送物は構造解析の結果、浸水及び漏水はない。仮に水が浸入しても臨界評価では、燃料まわりは水で満たされており臨界安全上問題はない。	(p)-E.1 (p)-A.9.1 (p)-E.3.1
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

3. 輸送容器の製作の方法に関する説明書（外運搬規則第16条第1項3号及び第17条の2第1項3号）

項 目		内 容
(イ)章	輸送容器の製作方法	2. で記載された設計条件通り製作されることを説明する。特に、新しい技術が導入されるなどの場合については、製造方法及び施工方法について詳細に記述する。
(イ)-A	概 要	製作方法について全体の流れ図により概括的に記述し、製作内容を分解した上、それぞれの内容について製作工程、手順を説明し、次頁以降に述べられる内容について記述する。
(イ)-B	材料の説明	
B. 1	板材料	適用規格（J I S、A S T M等）について述べ、かつ材料に要求される強度、腐食性等について記述し、材料が仕様状態を十分満足するものであることを、材料が溶接、曲げ、穴あけ等の製作方法に対しても特性を失うことなく加工可能であることを説明する。
B. 2	管材類	同 上
B. 3	鍛造品、ボルト・ナット類	適用規格（J I S、A S T M等）について述べ、かつ材料に要求される強度、腐食性等について記述し、材料が仕様状態を十分満足するものであることを説明する。
B. 4	溶接用電極・棒・線類	適用規格（J I S、A S T M等）について記述し、かつ、材料に要求される強度、腐食性等について記述して、材料が仕様状態に十分満足するものであることを、かつ母材との溶接性が良好であることを説明する。
B. 5	特殊材料	鉛及びその合金、ウラン及びその合金等のしゃへい材料、カドミニウム、ボロン及びそれらの合金の臨界制御材料、各種複合材料等の安全上の重要度が高く公的な規格がない特殊材料について説明する。
B. 6	ミルシート	材料のミルシートの記載内容等について説明する。
B. 7	材料の欠陥部の修理	規格等で規定されている範囲内での小欠陥の修理及びその基準について説明する。
B. 8	材料の切断	酸素アセチレン、アーク、酸水素等による材料切断方法及び切断部の処置方法について記述する。
B. 9	材料の成型	プレス等材料成型に関する各種方法について説明する。

項	目	内 容
(イ)－C	溶 接	
C. 1	溶接方法及び材料	不銹鋼－不銹鋼、不銹鋼－軟鋼、軟鋼－軟鋼等の各種材料の組合せにおける溶接方法を分類の上、それらの溶接方法、溶接材料について説明する。
C. 2	溶接機の管理及び作業員資格	適用規格及び資格等を引用の上、溶接機の管理及び作業員の資格を説明する。
C. 3	溶接の主要事項に関する説明	1) 最高使用温度、2) 開先等の主要寸法、形状、3) 溶接表面の洗浄、4) 溶接後の溶接位置の許容範囲、5) 溶接部の仕上げ（事後）等の溶接の主要事項について説明する。
C. 4	溶接欠陥の修理	クラック、ピンホール、溶け込み不良等の溶接欠陥に関して許容される修理方法について記述する。
C. 5	溶接後の熱処理	溶接後の熱処理について記述する。
C. 6	特殊溶接	特殊溶接（圧接、ろう付け等）の方法を記述し、実績等を引用の上その妥当性を説明する。
C. 7	溶接の施行管理・その他	溶接の施行管理について適用規格等を引用の上説明する他、溶接に関する特記事項があれば記述する。
(イ)－D	しゃへい体の製作法	しゃへい体の製作法について図等を用いて記載する。
(イ)－E	弁等の付属機器の製作法	弁、ゲージ、その他の容器に付属して取付けられる機器の製作法について記述する。
(イ)－F	組立等その他の製作法	ボルト締め、組立て及び材料の削り出し、研磨、仕上げ等の一般的製作法その他主要な製作方法について記述する。
(ロ)章	輸送容器の試験・検査方法	製作中及び製作完了時を明示の上、容器の試験検査項目、方法、判定基準について記述する。
(ロ)－A	材料検査	材料に関する検査について記述する。 (イ)・B.5の特殊材料については、材料毎に具体的な検査項目及び検査方法を記述する。
(ロ)－B	寸法検査	寸法に関する検査について記述する。
(ロ)－C	溶接検査	外観、開先寸法、液体浸透探傷検査、放射線透過試験等について記述する。
(ロ)－D	外観検査	外観検査について記述する。
(ロ)－E	耐圧検査	耐圧検査について記述する。
(ロ)－F	気密漏洩検査	密封装置及びしゃへいタンク等の付属装置を含めた漏洩検査について記述する。

項	目	内 容
(ロ)－G	しゃへい性能検査	ガンマ線、中性子線に関するしゃへい検査について記述する。
(ロ)－H	しゃへい寸法検査	ガンマ線、中性子線しゃへいに用いられる部分の寸法検査について記述する。
(ロ)－I	伝熱検査	容器各部の温度分布を確認する検査について記述する。
(ロ)－J	吊上荷重検査	トランシオン等に荷重を付加し異常の有無を確認する検査について記述する。
(ロ)－K	重量検査	輸送容器の総重量を確認する検査について記述する。
(ロ)－L	未臨界検査	中性子吸収材について、中性子毒物の含有量、分布等に関する検査及び臨界安全上の必要な寸法検査について記述する。
(ロ)－M	作動確認検査	弁、非常用安全装置等について、当該装置が正常に作動するか否かを確認する検査について記述する。
(ロ)－N	取扱い検査	収納物を装荷し輸送物を作製する場合を模擬した輸送容器の取扱いに関する検査について記述する。
(ハ)章	輸送容器の製作スケジュール	輸送容器の製作工程を部材単位等の製作内容により各工程に分解の上、各工程（含む試験、検査項目）を時間軸（大略、月単位）に従い作図する。この際、製作、試験、検査する場所についても付記すること。
(ニ)章	品質管理に関する説明	申請者による輸送容器の製作に係る品質管理方法を記述する。
(ニ)－A	品質方針	輸送容器の製作に係る品質に関する目標、責務を含めた申請者の品質方針を記述する。
(ニ)－B	組織	品質システム遂行に係る申請者、容器製造者等の組織について責任体制を明らかにした図を用いて記述する。また、要員、品質システムの管理責任者についても記述する。
(ニ)－C	品質システム	輸送容器が法令に定める技術上の基準並びに容器承認申請書（設計承認申請書）の設計仕様及び容器承認申請書の製作方法に適合するために確立する品質システムについて説明する。また、品質マニュアル、品質管理計画書の策定について記述する。
(ニ)－D	品質システムの評価・見直し	申請者の最高責任者による品質システムの評価・見直しについて記述する。
(ニ)－E	輸送容器の製造発注	次の事項を含めた申請者による輸送容器の製作に係る品質管理方法を記述する。

項	目	内 容
		①容器製造者の評価 ②容器製造者への品質システム要求事項 ③輸送容器の製作に係る検査、品質監査による検証
E. 1	容器製造者の品質管理の措置状況	「ロ章 輸送容器の試験、検査方法」に記述した検査の確認方法（立会検査、記録検査等）について記述する。
E. 2	下請選定基準	(ニ)・Eの②の要求事項に係る容器製造者の品質管理の措置状況に係る説明（品質計画書等）を添付する。 容器製造者が策定する下請選定基準に係る説明を添付する。
(ニ)－F	文書及びデータの管理	品質に関するすべての指示、要領及び図面等の文書の管理について記述する。
(ニ)－G	日程管理及び特殊工程の認定	申請者が行う輸送容器の製作に係る日程管理及び特殊工程の認定について記述する。
(ニ)－H	検査	申請者が行う輸送容器の製作に係る検査について記述する。
(ニ)－I	不適合品の管理	不適合品の管理の要領について記述する。
(ニ)－J	是正処置及び予防処置	是正処置及び予防処置の要領について記述する。
(ニ)－K	品質記録の管理	製作・検査に関する要領書などの文書、作業者の資格、記録及び材料証明書を含む検査記録等の品質管理記録のとりまとめと保存について記述する。
(ニ)－L	内部品質監査	申請者の内部品質監査の要領について記述する。
(ニ)－M	教育・訓練	輸送容器の製作において品質に影響を与える業務に従事する者に対して行う教育・訓練について記述する。
(ホ)章	製作方法に関する特記事項	その他、イ章～ニ章に該当しない製作方法に関する特記すべき事項があれば特記する。

4. 輸送容器が輸送容器の設計及び製作の方法に従って製作されていることを示す説明書（外運搬規則第16条第1項4号及び第17条の2第1項4号）

項	目	内 容
(イ)章	輸送容器の製作時の検査に関する説明	輸送容器の製作工程を部材単位等の製作内容により各工程に分解の上、各試験・検査項目を時間軸（大略、月単位）に従い作図する。この際、試験・検査する場所についても付記する。 3. の輸送容器の試験・検査方法に基づく検査結果を添付する。 3. ニ章に基づき実施した輸送容器の製作に係る品質監査結果を添付する。
(イ)－A	検査スケジュール	
(イ)－B	輸送容器の検査結果	
(イ)－C	輸送容器の製作に係る品質監査結果	

5. 輸送容器が輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを示す説明書（外運搬規則第16条第1項5号及び第17条の2第1項5号）

項	目	内 容
(イ)章	輸送容器の性能維持に関する説明	車両運搬物確認申請時にあつては、輸送容器の完成後車両運搬物確認申請時まで、当該輸送容器が健全に保守されていることを示す事項を記述する。 容器承認申請時にあつては、輸送容器の完成後から容器承認時まで、当該輸送容器が健全に保守されていることを示す事項を記述する。

6. 核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書（外運搬規則第16条第1項6号）

項	目	内 容
(イ)章	核燃料輸送物の発送前検査に関する説明	発送前に行う検査の具体的方法及び合格基準を記載する。
(ロ)章	発送前検査を行う予定時期	発送前検査を行う予定時期について記述する。
(ハ)章	発送前検査を行う場所	発送前検査を行う場所について記述する。

7. 申請書書式

- A 寸法：A-4判（図面寸法は、原則としてA-4判とするが、折りこみでA-4判の2倍までならよい。）
- B 部数：正本1部、副本1部
- C 頁：頁は各章每一連の数字を付す。（例……(イ)-15 (イ)章の第15項）但し、2.(ロ)章については各節毎に頁を付けてもよい。（例……(ロ)-B-16 (ロ)章B節の第16頁。）
- D 図面：図面には頁の他、図面番号（例……(イ)-第15図、(イ)章の第15図）、図の説明*（例“(イ)第15図……弁のA-A'断面詳細図”）、を記載する。また縮尺図でもよいが、可能な限り鮮明であり、かつ、線、文字は黒色であること。図は該当する本文に最も近い頁に挿入するか刷り込むこと。
*題名でもよい。
- E 写真：写真はキャビネ半切以上とし、写真番号（例……写真(ロ)-15）、写真の説明（例：“写真(ロ)-15火災試験後における輸送容器切断部の状況”）を付ける。カラー写真でもよい。写真は鮮明なものとする。また、鮮明であれば、写真のコピー（カラー写真の場合はカラーコピー）でもよい。
- F 印刷：黒色活字印刷（活字は小さすぎないこと）又はコピーであること。但し、提出する申請書に活字印刷とコピーを併用する場合は文字サイズ及び文字品位に大きな差がないこと。
- G 製本：申請書は左とじ、ルーズリーフ式とし、各章毎に見出頁を挿入すること。
- H 表：表は該当する本文の最も近い頁に挿入するか刷りこむとともに表番号（(イ)-表15、イ章の第15表）及び表の説明（“(イ)-表15輸送物内筒の材料一覧）を付ける。
- I その他：図、表、写真を本文中で最初に引用する場合には、図番号をゴシック体もしくはアンダーラインを付す（例……内筒に用いたSUS-304の材料の温度が引張強さに与える影響を(ロ)-第30図に示す。……）

1 1 安局(核規)第2号

平成11年2月24日

核燃料物質輸送容器の製作に係る品質
管理審査指針

平成11年2月24日
科学技術庁
原子力安全局

I 適用

本指針は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号。以下「法」という。）第59条の2第2項の車両運搬確認及び同条第3項の容器承認に係る審査において、輸送容器の製作に当たって申請者が構築する品質システム（品質管理を実施するために必要となる組織構造、手順、プロセス及び経営資源をいう。以下同じ。）の妥当性について判断する際の基礎とすることを目的として、国際標準化機構が制定したISO9002（品質システム—製造、据付け及び付帯サービスにおける品質保証モデル）（JISZ9902-1998）に準拠しつつ策定したものである。

申請者は、核燃料輸送物を工場等の外において運搬する場合に、法令に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる責任を有しており、輸送容器の製作においても、申請者は適切な品質システムを構築することが必要である。

品質システムは、申請者のみならず、輸送容器の製造を受託した者（以下「容器製造者」という。）、容器製造者の下請負契約者等、輸送容器の製作に携わるすべての者が適切な品質管理を行うことによつて確立されるものであるため、本指針においては、輸送容器の製作に係る全体の品質システムを構築するに当たって考慮すべき事項の主要事項を定めている。また、容器製造者の下請負契約者の技術的能力に関する審査に係る事項についても定めている。

なお、申請者が構築する品質システム（本指針では輸送容器の製造を発注する場合を想定している。）が本指針に適合しない場合でも、同等と判断される場合、あるいは輸送容器の構造等を考慮して差し支えないと認められる場合は、これを排除するものではない。

II 品質管理審査指針

本指針は、申請者の輸送容器の製作に係る品質管理を審査する際の指針である。

1. 品質方針

申請者の最高責任者は、品質方針を定め、文書にすること。品質方針には、品質に関する目標及び品質に対する最高責任者の責務を含むこと。申請者はこの方針が職員に理解され、実行されるようにすること。

2. 組織

(1) 関係者の責任及び権限の明確化

申請者は、輸送容器の製作に係る品質に影響のある業務を管理し、実行し、検証する人々の責任、権限及び相互関係を明確にし、文書にすること。

(2) 要員

申請者は、輸送容器の製作に係る品質に影響のある業務を管理し、実行し、検証するために十分な要員を有していること。

(3) 品質システムの管理責任者

申請者は、他の部門から独立した権限を持つ、品質システムの管理責任者を選任すること。

3. 品質システム

(1) 一般

申請者は、法令に定める技術上の基準並びに容器承認申請書（又は設計承認申請書）の設計仕様及び容器承認申請書の製作方法に適合して輸送容器を製作するため、品質システムを確立すること。

(2) 品質マニュアル

申請者は、品質管理を実施するための組織、手順等を規定する品質マニュアルを策定すること。

(3) 品質管理計画

申請者は、下請負契約者の品質管理を含む輸送容器の製作に

関する品質管理業務を規定する品質管理計画を構築し、品質管理計画書を策定すること。

4. 品質システムの評価・見直し

申請者の最高責任者は品質方針、品質目標を満たすために、品質システムを定期的に見直すこと。

5. 輸送容器の製造発注

5. 1 一般

申請者は、輸送容器の製造を発注する場合、輸送容器の製作が法令に定める技術上の基準並びに容器承認申請書（又は設計承認申請書）の設計仕様及び容器承認申請書の製作方法に適合するための手順を文書に定めること。なお、申請者が輸送容器の一部の製造を他の製造者に発注し、その製品を容器製造者に支給する場合についても本指針を準用する。

5. 2 容器製造者の評価

申請者は、次の事項を行うこと。

- (1) 容器製造者の輸送容器を製造する能力について評価し、選定すること。能力の評価に当たっては、必要に応じて、次の事項を考慮すること。
 - a) 輸送容器の製造に関する技術・要員及び製造設備
 - b) 容器製造者の品質方針、品質管理計画及びそれらの実施状況
 - c) 輸送容器又は類似のものに関する供給実績
 - d) 輸送容器又は類似のものに関する使用実績及び品質に関する記録
 - e) 試作品、サンプル等の評価
- (2) 容器製造者に対して申請者が行う管理の方式及び範囲を明確にすること。

5. 3 輸送容器の製造に係る容器製造者への要求事項

申請者は、輸送容器の製造発注に当たって、容器製造者に対して次の要求事項について、仕様書等の文書で明確に指示し、実施させること。

- (1) 「Ⅲ 容器製造者の品質管理指針」に適合する品質管理が行われること。
- (2) 申請者及び規制当局の職員が、容器製造者先及び容器製造者の下請負契約者先等において、輸送容器の製造時の検査や品質管理状況の確認を行うことができること。
- (3) 申請者が下請負契約者の選定基準について審査し、承認できるように措置すること。また、申請者が下請負契約者の選定状況を確認できるように措置すること。
- (4) 輸送容器の製造に携わる事業者間の責任関係を契約等により明確にするための措置を講じること。
- (5) 申請者が示す安全上重要な材料仕様値等について容器製造者及び容器製造者の下請負契約者にその数値の意味と重要性を十分理解させるための措置を講じること。
- (6) 輸送容器の製造に当たって、安全上の重要度が高く特殊な材料を採用する場合は、予め製造に係る施工・分析・検査方法について、輸送容器の製造に携わる各事業者間における情報交換や技術的検討が十分行われるための措置を講じること。
- (7) 輸送容器の製造に携わる複数の事業者にまたがる工程では、作業指示や納期などの取り決めを明確にし、緊密な連携を図るための措置を講じること。
- (8) 不適合品が発生して、手直し等により使用する場合は、申請者に対し文書で通知し、取扱いの指示を受けるように措置すること。
- (9) 容器製造者の製造のプロセスにおいて重要な変更があった場合は、申請者に対し速やかに報告し、承認を受けるように措置すること。
- (10) 容器製造者が下請負契約者に対して、次の事項を行うように措置すること。
 - a) 5. 2に準じて、下請負を行う能力の評価を行うこと。
 - b) 5. 3に準じて、申請者が容器製造者に要求した事項を下請負契約者に指示し、実施させること。

c) 5. 4に準じて、容器製造者が下請負契約者に対して、品質監査及び検査により検証すること。

ただし、下請負契約者が、次の場合は、この限りでない。

- a) 容器承認の検査項目と関係のないと認められる下請負である場合。
- b) 容器製造者等が立会検査を行うことにより、直接管理する場合。
- c) J I S等の公的規格や公的資格制度により製造が行われる場合であって、差し支えないと認められる場合。
- d) 検査の確認項目が簡易なものや汎用品であって、受入時の検収で十分と認められる場合。

5. 4 輸送容器の製造の検証

- (1) 申請者は、容器製造者への品質監査を行うとともに、容器製造者による下請負契約者への品質監査状況を把握し、必要に応じて下請負契約者に対し直接品質監査を行うこと。
- (2) 申請者は、輸送容器の検査に当たって、安全上の重要性などを考慮しつつ、公的規格及び公的資格制度の有無、容器製造者及び下請負契約者の品質管理の状況等を勘案し、立会確認、記録確認を行うこと。
- (3) 申請者は、品質監査及び輸送容器の検査に当たって、実施要領等の文書を作成し、実施すること。

6. 文書及びデータの管理

(1) 一般

申請者は、本指針の要求事項に関連するすべての文書及びデータを管理する手順を文書に定めること。

(2) 文書データの承認及び発行

文書及びデータの発行に先立ち、権限を与えられた者が承認すること。

7. 日程管理及び特殊工程の認定

申請者は、輸送容器の製造に係る製造スケジュール及び検査スケジュールを作成し、管理を行うこと。また、事後の輸送容器の検査では工程の結果が十分検証できないような工程は特殊工程として認定し、作業者及び工程の認定及び管理についての方法を明確にすること。

8. 検査

申請者は、輸送容器の製造に係る検査計画及び検査要領書を作成し、実施すること。

9. 不適合品の管理

申請者は、不適合品の管理の手順を定め、実施すること。

10. 是正処置及び予防処置

申請者は、申請者、容器製造者及び容器製造者の下請負契約者が行うべき是正処置（不適合の原因を除去し、再発を防止するために取られる処置をいう。以下同じ。）及び予防処置（潜在的な不適合の原因を除去するために取られる処置をいう。以下同じ。）の管理方法の手順を定め、実施すること。

11. 品質記録の管理

申請者は、品質記録の利用、保管、維持及び廃棄のための手順を定め、実施すること。品質記録の保管期間は容器承認及び設計承認の有効期間を考慮して定めること。

品質記録には、容器製造者等から提出される品質記録を含むこと。すべての品質記録を適切に保管すること。

12. 内部品質監査

申請者は、内部品質監査の計画を定め、実施すること。内部品質監査は、品質監査を受ける部門から独立した者が行うこと。

品質監査の結果、不備が発見された場合、適切な是正処置を取らせること。内部品質監査結果は品質システムの評価・見直しの際に報告されること。

13. 教育・訓練

申請者は、輸送容器の製作に係る品質に影響する活動に従事する要員に対する教育・訓練の計画を定め、実施すること。

Ⅲ 容器製造者の品質管理指針

本指針は、申請者が輸送容器の製造を発注する際の容器製造者へのⅡ. 5. 3

(1) に基づく要求事項を定めたものである。

1. 品質方針

容器製造者の最高責任者は、品質方針を定め、文書にすること。品質方針には、品質に関する目標及び品質に対する最高責任者の責務を含むこと。容器製造者はこの方針が職員に理解され、実行されるようにすること。

2. 組織

(1) 関係者の責任及び権限の明確化

容器製造者は、輸送容器の製造に係る品質に影響のある業務を管理し、実行し、検証する人々の責任、権限及び相互関係を明確にし、文書にすること。この際、下請負契約者の監督に責任を有する要員についても明確にすること。

(2) 要員

容器製造者は、輸送容器の製造に係る品質に影響のある業務を管理し、実行し、検証するために十分な要員を有していること。

(3) 品質システムの管理責任者

容器製造者は、他の部門から独立した権限を持つ、品質システムの管理責任者を選任すること。

3. 品質システム

(1) 一般

容器製造者は、輸送容器の製造に係る要求事項に適合して製造を行うため、品質システムを確立すること。

(2) 品質マニュアル

容器製造者は、品質管理を実施するための組織、手順等を規定する品質マニュアルを策定すること。

(3) 品質管理計画

容器製造者は、下請負契約者の品質管理を含む輸送容器の製造に関する品質管理業務を規定する品質管理計画を構築し、品質管理計画書を策定すること。

容器製造者は、輸送容器の製造に係る要求事項を満たすために、適宜以下の事項について配慮すること。

a) 要求事項を達成するために必要と考えられるすべての管理手段、工程、装置（検査装置を含む。）、備品、経営資源及び技術を確保すること。

b) 製造工程、検査手順及び文書の整合を図ること。

c) 品質管理、検査の技法は、必要に応じて更新すること。

d) 輸送容器の製造工程における検証の方法を明確にすること。

e) 合否判定基準を明確にすること。

f) 品質記録を作成すること。

4. 品質システムの評価・見直し

容器製造者の最高責任者は品質方針、品質目標を満たすために、品質システムを定期的に見直すこと。

5. 契約内容の確認

(1) 一般

容器製造者は、契約内容を確認するための手順を文書に定めること。

(2) 内容の確認

容器製造者は、見積り仕様書の提出前又は契約の前にその内容を確認し、自らが契約の要求事項を満たす能力を持っていることを確認すること。

6. 文書及びデータの管理

(1) 一般

容器製造者は、輸送容器の製造に係る要求事項に関連するすべての文書及びデータを管理する手順を文書に定めること。

(2) 文書データの承認及び発行

文書及びデータの発行に先立ち、権限を与えられた者が承認すること。

7. 購買

(1) 一般

容器製造者は、購買品（役務を含む。以下同じ。）を要求事項に適合させるための手順を文書に定めること。

(2) 下請負契約者の評価

容器製造者は、次の事項を行うこと。

a) 下請負契約者の選定基準を策定し、下請負契約者が下請負契約における要求事項を満たしうる能力を有するか否かについて評価し、選定すること。

b) 下請負契約者に対して容器製造者が行う管理の方式及び範囲を明確にすること。

(3) 購買データ

容器製造者は、下請負に係る要求事項を記載した購買文書を作成し、下請負契約者に指示し、実施すること。

(4) 購買品の検証

a) 容器製造者は、品質監査及び検査により購買品の検証を行うこと。

b) 容器製造者は、品質監査及び購買品の検査に当たって、実施要領等の文書を作成し、実施させること。

8. 顧客支給品の管理

容器製造者は、製造する輸送容器に組み込むため又は関連する業務のために申請者から支給される物品の検証、保管及び管理についての手順を文書に定めること。紛失又は損傷した支給品及びその他の使用に適さない支給品については、記録し、申請者に報告すること。

9. 識別及びトレーサビリティ

容器製造者は、受入から製造の全段階において、輸送容器についての識別を行うための手順を文書に定めること。

容器製造者は、個々の輸送容器の品質記録の追跡を可能とするための手順を文書に定めること。

10. 工程管理

(1) 容器製造者は、輸送容器の製造の工程を計画し、次の事項を配慮して管理すること。

a) 品質に影響を及ぼす可能性のある製造についての方法を明確にした手順書が作成されていること。

b) 各工程において、適切な設備が使用されるとともに、適切な作業環境が確保されること。

c) 全工程が、品質管理計画書、手順書等に従って実施されること。

d) 工程や製品の特性値の監視が行われること。

e) 工程能力を継続的に維持するために設備が適切に保全されること。

(2) 容器製造者は、事後の輸送容器の検査では工程の結果が十分に検証できないような工程は、申請者と協議の上、特殊工程として認定し、作業者及び工程の認定と管理方法を明確にすること。認定された工程、設備及び要員については、適宜記録を保管しなければならない。

11. 検査

(1) 一般

容器製造者は、検査業務の手順を文書に定めること。必要な検査及び記録は、品質管理計画書又は手順書に規定すること。

(2) 受入検査

容器製造者は、購入品が要求事項に適合していることを確認するまで、又は他の方法で検証するまでは、使用又は加工を行わないこと。

(3) 工程内の検査

容器製造者は、次の事項を行うこと。

- a) 品質管理計画書及び手順書の規定に従い輸送容器の検査を行うこと。
- b) 規定された検査を完了するか、又は必要な報告書を受領し検証するまでは、輸送容器を留保すること。

(4) 最終検査

容器製造者は、輸送容器が要求事項に適合していることを確認するため、品質管理計画書及び手順書に従って、最終検査を実施すること。

(5) 検査の記録

容器製造者は、輸送容器が検査を受けた記録を作成し、保管すること。これらの記録は、判定基準に従って検査に合格したか否かを明らかにすること。検査に合格しない場合には、不適合品の管理に関する手順を適用すること。

12. 検査、測定及び試験装置の管理

(1) 一般

容器製造者は、検査、測定及び試験装置（以下、「測定装置等」という。）を管理し、校正する手順を文書に定めること。これらの装置は、測定能力に応じた使用をすること。

容器製造者は、点検の範囲及び頻度を定め、記録を保管すること。

(2) 管理手順

容器製造者は、次の事項を行うこと。

- a) 測定項目及び必要な精度を明らかにし、適切な測定装置等を選定すること。
- b) 測定装置等を定期的又は使用前に校正し、調整すること。
校正・調整の国際又は国内標準が無い場合は、校正に用いた基準を文書にしておくこと。
- c) 測定装置等の校正について定めること。
- d) 適切な標識等によって、測定装置等の校正状態を識別すること。
- e) 測定装置等の校正記録を保管すること。
- f) 測定装置等が校正基準から外れていることが発見された場合、過去の検査の結果の妥当性を評価し、文書にすること。
- g) 校正、検査、測定及び試験は、適切な環境条件下で行われること。
- h) 測定装置等の取扱い及び保管の際には、精度及び使用適合性が維持されるようにすること。

13. 検査の状態

輸送容器の検査の状態は、適合・不適合を示す適切な手段によって識別すること。当該識別は、検査に合格した輸送容器だけを出荷するために、製造の全工程にわたって、品質管理計画書及び手順書の規定に従って維持すること。

14. 不適合品の管理

容器製造者は、要求事項に適合しない輸送容器の使用を防ぐための手順を定めること。この管理手順には、不適合品の識別、文書化、評価、隔離、処置及び関係部門への通知についての規定が含まれること。不適合品の内容確認の責任及びその処置の権限を明確に規定すること。

不適合品は、手順に従って処置されること。不適合品となったため、修理又は手直しされた輸送容器は、品質管理計画書及び手

順書に従って再検査すること。

15. 是正処置及び予防処置

(1) 一般

容器製造者は、是正処置及び予防処置を実施するための手順を文書にすること。また、是正処置及び予防処置にともなう手順書の変更は記録すること。

(2) 是正処置

是正処置の手順には、次の事項を含めること。

- a) 申請者の苦情及び不適合品報告書の効果的な取扱い
- b) 輸送容器、工程及び品質システムに関する不適合の原因の調査及び調査結果の記録
- c) 不適合の原因の除去に必要な是正処置の決定
- d) 是正処置の実施及びその管理

(3) 予防処置

予防処置の手順には、次の事項を含めること。

- a) 不適合の潜在的原因を検出し、分析し、除去するための、工程、作業、品質監査結果、品質記録、申請者の苦情等に関する情報の使用
- b) 予防処置を必要とする問題に対処するための手段の決定
- c) 予防処置の実施及びその管理
- d) 取られた処置に関する情報を、品質システムの評価・見直しの際に提出すること。

16. 品質記録の管理

容器製造者は、品質記録の利用、保管、維持及び廃棄のための手順を定め、実施すること。品質記録の保管期間を定め記録すること。

品質記録には、下請負契約者等から提出される品質記録を含むこと。すべての品質記録を適切に保管すること。

17. 内部品質監査

容器製造者は、内部品質監査の計画を定め、実施すること。内部品質監査は、品質監査を受ける部門から独立した者が行うこと。

品質監査の結果、不備が発見された場合、適切な是正処置を取らせること。内部品質監査結果は品質システムの評価・見直しの際に報告されること。

18. 教育・訓練

容器製造者は、輸送容器の製造に係る品質に影響する活動に従事する要員に対する教育・訓練の計画を定め、実施すること。

特に定められた業務に従事する者については、必要に応じて適切な教育・訓練歴及び経験に基づいて資格認定すること。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示（抄）

（昭和六十三年七月二十六日科学技術庁告示第二十号）

最終改正：平成一七年十一月三〇日 文部科学省告示第一六三号

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一条の二第四号及び第六号、第六条第三項、第七条第一号ハ、第八条、第十四条第四号及び第七号並びに別記様式第二の注3、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第一条第二号及び第三号、第二条の五第十号、第二条の十一第三項、第三条第四号ハ、第六号及び第八号ハ、第四条第四号及び第七号、第八条第二項並びに別記様式第一の注、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和三十九年総理府令第三十七号）第一条第二号及び第三号、第七条第三項、第七条の二第一号ハ、第七条の三、第七条の八第四号及び第七号並びに別記様式第三の注3、核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）第一条第二号及び第三号、第二条第三号ハ、第五号、第七号ハ、第十号ニ、同号ト及び第十二号ホ並びに第三条第三項、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第一条第二号及び第四号、第八条第三項、第九条第一号ハ、第十条、第十六条第四号及び第七号並びに別記様式第二の注6、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和三十九年総理府令第五十七号）第十八条第二項、加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令（昭和六十二年総理府令第十号）第十四条第一号及び第十五条第三号、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令（昭和六十二年総理府令第十一号）第二十五条第一項第一号及び第二十七条第三号、再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令（昭和六十二年総理府令第十二号）第十六条第一号並びに第十八条第一号、第四号及び第五号並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第一条第三号及び第四号、第十三条第三項、第十四条第一号ハ、第十五条、第十九条第四号及び第六号並びに別記様式第三の注2の規定に基づき、線量当量限度等を次のように定め、昭和六十四年四月一日から適用する。なお、昭和三十五年科学技術庁告示第二十一号（原子炉の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、許容被曝線量等を定める件）は、昭和六十四年三月三十一日限り、廃止する。

（適用）

第一条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一条の二第四号及び第六号、第六条第三項、第七条第一号ハ、第八条、第十四条第四号及び第七号並びに別記様式第二の注3、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第一条第二号及び第三号、第二条の五第十号及び第十二号、第二条の十一第三項、第三条第四号ハ、第六号及び第八号ハ、第四条第四号及び第七号、第八条第二項並びに別記様式第一の注、核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）第一条第二号及び第三号、第二条第三号ハ、第五号、第七号ハ、第十号ニ及びト、第十号の二ハ並びに第十二号ホ並びに第三条第三項並びに試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）第二十五条第一項第一号及び第二十七条第三号の規定による線量当量限度等については、この告示に定めるところによる。

（緊急作業に係る線量限度）

第八条 緊急作業に係る線量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の溶接検査及び運搬物確認に関する省令（抄）

（平成十五年九月三十日文部科学省令第四十五号）

最終改正：平成一七年十一月三〇日文部科学省令第五四号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の二十四第二項、第六十一条の二十六第二項、第六十六条の二第三項及び第六十六条の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の溶接検査及び運搬物確認に関する省令を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（機構に行わせる検査等の範囲）

第二条 文部科学大臣は、法第六十一条の二十四第二項の規定により、法第二十八条の二第一項及び第四項（法第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉並びにこれらの附属施設に係る部分に限る。）並びに法第五十五条の三第一項の検査を独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

2 文部科学大臣は、法第六十一条の二十六第二項の規定により、同項に規定する確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係るものに限る。）を機構に行わせるものとする。

3 文部科学大臣は、第七条第一項に規定する場合を除き、前二項の規定により機構に行わせるものとした検査及び確認については、これを行わないものとする。

（運搬物確認を実施する者）

第四条 機構が行う法第六十一条の二十六第二項に規定する確認（以下「運搬物確認」という。）を実施する者は、機構の職員であって、次の各号に規定する法第六十六条の主務省令で定める資格のいずれかを有し、かつ、機構の理事長が選任した者（以下「運搬物確認員」という。）とする。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校において、理科系統の学科を修めて卒業した者であって、放射線管理の実務又は運搬物確認の実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

二 放射線管理の実務又は運搬物確認の実務に通算して五年以上従事した経験を有し、かつ、文部科学大臣が定める研修を修了した者

三 原子力施設検査官の職にあった者又は原子力施設検査員の経験を有する者

四 電気事業法第百四条第二項の電気工作物検査官の職にあった者又は電気工作物検査員の経験を有する者

五 原子炉主任技術者免状又は核燃料取扱主任者免状を有する者

六 法第五十一条の六第一項に規定する確認を実施した経験を有する者

七 法第五十一条の六第二項又は第五十八条第二項に規定する確認を実施した経験を有する者

八 法第五十九条第二項に規定する確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係るものに限る。）を実施した経験を有する者

九 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると文部科学大臣が認める者

（事務規程の届出）

第五条 機構は、法第六十五条第一項前段の規定により事務規程の届出をしようとするときは、その旨を記載した届出書に当該事務規程を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

2 機構は、法第六十五条第一項後段の規定により事務規程の変更の届出をしようとするときは、変更の内容、変更しようとする年月日及び変更の理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（事務規程で定めるべき事項）

第六条 法第六十五条第三項の主務省令で定める溶接検査に係る事務規程で定めるべき事項は、次に掲げるものとする。

一 事業所の名称及びその事業所が溶接検査の業務を行う区域

二 溶接検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

三 手数料の収納の方法に関する事項

四 溶接検査員の職務に関する事項

五 溶接検査員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

六 溶接検査の実施の方法に関する事項

七 溶接検査に合格したことを証明する方法に関する事項

八 溶接検査に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

九 その他溶接検査の業務の実施に関し必要な事項

2 前項各号の規定は、法第六十五条第三項の主務省令で定める運搬物確認に係る事務規程で定めるべき事項について準用する。この場合において、これらの規定中「溶接検査」とあるのは「運搬物確認」と、「溶接検査員」とあるのは「運搬物確認員」と、「溶接検査に合格したこと」とあるのは「運搬物確認をしたこと」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣による検査等）

第七条 文部科学大臣は、法第六十八条の二の規定により機構に対し溶接検査及び運搬物確認の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は機構が天災その他の事由により溶接検査及び運搬物確認の業務の全部若しくは一部の業務を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該溶接検査及び運搬物確認の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 機構は、文部科学大臣が前項の規定により溶接検査及び運搬物確認の業務の全部又は一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 当該溶接検査及び運搬物確認の業務を文部科学大臣に引き継ぐこと。

二 当該溶接検査及び運搬物確認の業務に関する帳簿及び書類を文部科学大臣に引き継ぐこと。

三 その他文部科学大臣が必要と認める事項

（報告）

第八条 機構は、溶接検査及び運搬物確認を行ったときは、溶接検査については様式第一の検査結果報告書により、運搬物確認については様式第二の運搬物確認結果報告書により、遅滞なく、その結果を文部科学大臣に報告しなければならない。

（機構が行う立入検査等の身分証明書）

第九条 法第六十八条第七項の規定により立入検査等を行う機構の職員が携帯する身分を示す証明書は、様式第三によるものとする。

附 則 （平成一七年十一月三〇日文部科学省令第五四号） （抄）
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年十二月一日から施行する。

様式第1（第8条関係）

様式第2（第8条関係）

様式第3（第9条関係）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令（抄）

（平成十五年九月二十四日経済産業省令第百十二号）

最終改正：平成一七年十一月二二日経済産業省令第一一一号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十六条の二第三項及び第六十六条の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（運搬物確認を実施する者）

第六条 機構が行う法第六十一条の二十六第一項に掲げる確認（以下「運搬物確認」という。）を実施する者は、機構の職員であつて、次の各号の法第六十六条の主務省令で定める資格のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者（以下「運搬物確認員」という。）とする。

- 一 学校教育法による大学又は高等専門学校において、理科系統の学科を修めて卒業した者であつて、放射線管理の実務又は運搬物確認の実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの
- 二 放射線管理の実務又は運搬物確認の実務に通算して五年以上従事した経験を有し、かつ、経済産業大臣が定める研修を修了した者
- 三 原子力施設検査官の職にあつた者又は原子力施設検査員の経験を有する者
- 四 電気事業法第百四条第二項の電気工作物検査官の職にあつた者又は電気工作物検査員の経験を有する者
- 五 原子炉主任技術者免状又は核燃料取扱主任者免状を有する者
- 六 法第五十一条の六第一項に規定する確認を実施した経験を有する者
- 七 法第五十一条の六第二項又は第五十八条第二項に規定する確認を実施した経験を有する者
- 八 法第五十九条第二項の規定による確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係るものに限る。）を実施した経験を有する者
- 九 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

（事務規程で定めるべき事項）

第七条 法第六十五条第三項の主務省令で定める検査事務に係る事務規程で定めるべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業所の名称及びその事業所が検査事務を行う区域
 - 二 検査事務を行う時間及び休日に関する事項
 - 三 原子力施設検査員の職務に関する事項
 - 四 原子力施設検査員の選任及び解任並びにその配置に関する事項
 - 五 検査事務の実施の方法に関する事項
 - 六 検査事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
 - 七 主務大臣に対する検査事務の結果の通知に関する事項
 - 八 その他検査事務の実施に関し必要な事項
- 2 法第六十五条第三項の主務省令で定める溶接検査に係る事務規程で定めるべき事項は、次に掲げるものとする。
- 一 事業所の名称及びその事業所が溶接検査の業務を行う区域
 - 二 溶接検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
 - 三 手数料の収納の方法に関する事項
 - 四 溶接検査員の職務に関する事項
 - 五 溶接検査員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

六 溶接検査の実施の方法に関する事項

七 溶接検査に合格したことを証明する方法に関する事項

八 溶接検査に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

九 その他溶接検査の業務の実施に関し必要な事項

3 第一項各号の規定は、法第六十五条第三項の主務省令で定める廃棄物埋設施設確認事務に係る事務規程で定めるべき事項について準用する。この場合において、これらの規定中「検査事務」とあるのは「廃棄物埋設施設確認事務」と、「原子力施設検査員」とあるのは「廃棄物埋設施設確認員」と読み替えるものとする。

4 第一項各号の規定は、法第六十五条第三項の主務省令で定める放射能濃度確認事務に係る事務規定で定めるべき事項について準用する。この場合において、これら規定中「検査事務」とあるのは「放射能濃度確認事務」と、「原子力施設検査員」とあるのは「放射能濃度確認員」と読み替えるものとする。

5 第二項各号の規定は、法第六十五条第三項の主務省令で定める廃棄物確認に係る事務規程で定めるべき事項について準用する。この場合において、これらの規定中「溶接検査」とあるのは「廃棄物確認」と、「溶接検査員」とあるのは「廃棄物確認員」と、「溶接検査に合格したこと」とあるのは「廃棄物確認をしたこと」と読み替えるものとする。

6 第二項各号の規定は、法第六十五条第三項の主務省令で定める運搬物確認に係る事務規程で定めるべき事項について準用する。この場合において、これらの規定中「溶接検査」とあるのは「運搬物に係る確認」と、「溶接検査員」とあるのは「運搬物確認員」と、「溶接検査に合格したこと」とあるのは「運搬物確認をしたこと」と読み替えるものとする。

（報告）

第八条 機構は、溶接検査、廃棄物確認及び運搬物確認を行ったときは、溶接検査については様式第一の検査結果報告書、廃棄物確認については様式第二の廃棄物確認結果等報告書、運搬物確認については様式第三の運搬物確認結果報告書により、遅滞なく、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

第九条 削除

（機構が行う立入検査等の身分証明書）

第十条 法第六十八条第七項の規定により立入検査等を行う機構の職員の携帯する身分を示す証明書は様式四によるものとする。

附 則（平成十七年十一月二二日経済産業省令第一一一号）

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十四号）の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。

様式第1（第8条関係）

様式第2（第8条関係）

様式第3（第8条関係）

様式第4（第10条関係）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の運搬方法確認に関する省令（抄）

（平成十五年九月三十日国土交通省令第九十九号）

最終改正：平成一七年一二月一日国土交通省令第一一〇号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の二十七、第六十六条の二第三項及び第六十六条の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の運搬方法確認に関する省令を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（運搬方法確認の範囲）

第二条 国土交通大臣は、法第六十一条の二十七の規定により、機構に、同法第五十九条第二項の確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認（運搬する物に係る確認を除く。）に限る。）であって、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の承認容器（法第五十九条第三項に規定する主務大臣の承認を受けた容器をいう。以下同じ。）による運搬（国土交通大臣があらかじめ承認した積載方法によるものに限る。）に係るもの（以下「運搬方法確認」という。）を行わせるものとする。

2 国土交通大臣は、第七条第一項の場合を除いて、前項の規定により機構に行わせるものとした運搬方法確認の業務については、これを行わない。

（運搬方法確認を実施する者）

第三条 運搬方法確認について、法第六十六条の主務省令で定める資格を有する者（以下「運搬方法確認員」という。）は、機構の職員であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者とする。

- 一 核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者
- 二 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上放射線管理の実務に従事した経験を有するもの
- 三 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。）又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上放射線管理の実務に従事した経験を有するもの
- 四 その他前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

（事務規程の届出）

第四条 機構は、法第六十五条第一項前段の規定により運搬方法確認に係る事務規程の届出をしようとするときは、その旨を記載した届出書に当該事務規程を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

（事務規程の変更の届出）

第五条 機構は、法第六十五条第一項後段の規定により運搬方法確認に係る事務規程の変更の届出をしようとするときは、変更しようとする事項、変更しようとする年月日及び変更の理由を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（事務規程で定めるべき事項）

第六条 運搬方法確認について、法第六十五条第三項の主務省令で定める事務規程で定めるべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 運搬方法確認に係る事業所の名称及び所在地

- 二 運搬方法確認の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 三 運搬方法確認の方法に関する事項
- 四 手数料の収納の方法に関する事項
- 五 運搬方法確認員の職務に関する事項
- 六 運搬方法確認員の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 七 運搬方法確認に関する帳簿及び書類の記載並びにそれらの保存に関する事項
- 八 運搬方法確認の業務に用いる主要な機器の保有に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、運搬方法確認の業務に関し必要な事項

（国土交通大臣による確認）

第七条 国土交通大臣は、法第六十八条の二の規定により機構に対し、運搬方法確認の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は機構が天災その他の事由により運搬方法確認の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該運搬方法確認の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、機構は、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 運搬方法確認の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 運搬方法確認に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

（報告）

第八条 機構は、運搬方法確認を行ったときは、当該運搬方法確認の対象となった運搬の開始前に、次に掲げる事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

- 一 運搬方法確認を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 運搬方法確認の対象となった核燃料物質等の種類及び数量
- 三 核燃料物質等が容器に収納されているものの種類及び承認容器の番号
- 四 第二条の積載方法に係る国土交通大臣の承認の番号
- 五 運搬方法確認を行った年月日
- 六 運搬方法確認の対象となった運搬の経路及び年月日

2 機構は、運搬方法確認員を選任したときは、選任した運搬方法確認員の氏名及び資格を、解任したときは、解任した運搬方法確認員の氏名及び解任の理由を、それぞれ記載した報告書を遅滞なく国土交通大臣に提出しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、国土交通大臣は、法の施行に必要な限度において、機構から運搬方法確認の業務に関し報告を求めることができる。

附 則（平成一七年一二月一日国土交通省令第一一〇号）（抄）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

核燃料物質等車両運搬規則

(昭和五十三年十二月二十八日運輸省令第七十二号)

最終改正:平成二〇年五月三〇日国土交通省令第三八号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条の二第一項及び第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第十七条の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核燃料物質等車両運搬規則を次のように定める。

(趣旨)

第一条 核燃料物質等を鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両により、工場又は事業所の外において運搬する場合は、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 放射性輸送物 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第一項に定める放射性輸送物をいう。

二 核燃料輸送物 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。）第一条第三号に定める核燃料輸送物をいう。

三 オーバーパック 荷送人によって放射性輸送物又は核燃料輸送物が箱又は袋等（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬器具であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものを除く。）に収納され、又は包装されているものをいう。

四 車両 鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車又は軽車両をいう。

五 コンテナ 運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬器具であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。

六 タンク 運搬器具として用いられるタンクをいう。

七 核燃料輸送物等 核燃料輸送物、核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック又は核燃料輸送物が収納されているコンテナをいう。

八 特定核燃料輸送物等 核燃料輸送物のうち特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則（平成十二年総理府令第二百二十四号）第一条第一項の表第一号から第六号までの上欄に掲げる特定核燃料物質が収納されているもの（以下「特定核燃料輸送物」という。）、特定核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック又は特定核燃料輸送物が収納されているコンテナをいう。

九 専用積載 大型コンテナ（外接する直方体の一辺が一・五メートル以上であり、かつ、内容積が三・〇立方メートルを超えるコンテナをいう。以下同じ。）又は車両が一の荷送人によって専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によって行われる積載の方法をいう。

(取扱場所)

第三条 核燃料輸送物等（外運搬規則第三条第一項第一号に定めるL型輸送物（以下「L型輸送物」という。）、L型輸送物のみが収納され、若しくは包装されているオーバーパック又はL型輸送

物のみが収納されているコンテナにあつては、特定核燃料輸送物等である場合に限る。以下この条において同じ。）は、関係者以外の者が通常立ち入る場所で積込み、取卸し等の取扱いをしてはならない。ただし、特定核燃料輸送物等以外の核燃料輸送物等の積込み、取卸し等の取扱いをする場合であつて縄張、標識の設置等の措置を講じたときは、この限りでない。

(積載方法等)

第四条 核燃料輸送物等の積込み又は取卸しは、核燃料輸送物の安全性が損なわれないうに行わなければならない。

2 核燃料輸送物等は、運搬中において移動、転倒、転落等により核燃料輸送物の安全性が損なわれないうに積載しなければならない。

3 核燃料輸送物等は、関係者以外の者が通常立ち入る場所に積載してはならない。

(臨界の防止)

第五条 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないように措置して行わなければならない。

(混載制限)

第六条 表面からの平均熱放出率が十五ワット毎平方メートルを超える核燃料輸送物等は、熱を除去する装置の設置その他の特別な措置を講じない限り他の貨物と混載してはならない。

2 核燃料輸送物等は、次に掲げるものと同一の車両に混載してはならない。

一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）

三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体で引火点が五十度（専用積載の場合にあつては、八十五度）以下のもの

四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類で酸の含有量が体積百分率で十パーセントを超えるもの

五 前各号に掲げるもののほか、核燃料輸送物の安全な運搬を損なうおそれのある物質

(コンテナ又はオーバーパックに係る線量当量率等)

第七条 核燃料輸送物が収納されているコンテナ又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの線量当量率（外運搬規則第四条第七号に基づき主務大臣（法第五十九条第一項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下同じ。）の定める線量当量率をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ、当該各号に定める値を超えてはならない。

一 表面 線量当量率の最大値（以下「最大線量当量率」という。）が二ミリシーベルト毎時

二 表面から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時

2 核燃料輸送物が収納されているコンテナ又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの表面の放射性物質の放射能面密度は、告示で定める密度（以下「表面密度限度」という。）を超えてはならない。

(輸送指数及び臨界安全指数)

第八条 輸送物（放射性輸送物及び核燃料輸送物をいう。以下この条、第十条第二項及び第三項並びに第十八条第五項、第十一項及び第十七項において同じ。）、オーバーパック及び輸送物が収納されているコンテナ（同条第四項に定める汚染物等が収納されているものを除く。）については、輸送指数を定め、かつ、外運搬規則第十一条に定める核分裂性輸送物（以下「核分裂性輸送物」という。）、核分裂性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック及び核分裂性輸送物が収納されるコンテナについては、臨界安全指数を定めるものとする。ただし、L型輸送物（施行規則第十八条の三第一項第一号に定めるL型輸送物を含む。以下この項において同じ。）、L型輸送物のみが収納され、又は包装されているオーバーパック及びL型輸送物のみが収納されているコンテナについては、この限りでない。

2 前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一 輸送物にあっては、当該輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値。ただし、コンテナ又はタンクが容器として使用されている輸送物にあっては、当該値に、次の表の上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	二
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	三
二十平方メートルを超える場合	十

二 オーバーパックにあっては、当該オーバーパックに収納され、又は包装されている輸送物について前号による値を合計して得た値。ただし、外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックにあっては、当該オーバーパックの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、前号の表の上欄に掲げるオーバーパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値とすることができる。

三 輸送物が収納されているコンテナにあっては、当該コンテナに収納されている輸送物及びオーバーパックについて前二号による値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、前項第一号の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

3 前項の規定により輸送指数を決定する場合において、当該決定に用いられる値が〇・〇五以下であるときは、告示で定めるところにより当該値を〇とすることができる。

4 第一項の臨界安全指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。この場合において、当該決定に用いられる輸送制限個数が無制限であるときは、当該値を〇とすることができる。

一 核分裂性輸送物にあっては、当該核分裂性輸送物の輸送制限個数（外運搬規則第十一条第二号ニ又はホで定める輸送制限個数のうちいずれか小さい値とする。）で五十を除して得た値

二 オーバーパックにあっては、当該オーバーパックに収納され、又は包装されている核分裂性輸送物について前号による値を合計して得た値

三 核分裂性輸送物が収納されているコンテナにあっては、当該コンテナに収納されている核分裂性輸送物及びオーバーパックについて前号による値を合計して得た値

（標識又は表示）

第九条 次の表の上欄に掲げる核燃料輸送物等には、それぞれ、告示で定める標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならない。ただし、L型輸送物、L型輸送物のみが収納され、又は包装されているオーバーパック及びL型輸送物のみが収納されているコンテナ（以下「L型輸送物等」という。）については、この限りでない。

一 核燃料輸送物（コンテナ又はタンクが容器として使用されているものを除く。次号及び第三号において同じ。）又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックであって、表面における最大線量当量率が五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ輸送指数が〇であるもの	核燃料輸送物又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの表面の二箇所
二 核燃料輸送物又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック（前号に掲げるものを除く。）であって、表面における最大線量当量率が五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	核燃料輸送物又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの表面の二箇所

三 前二号に掲げる核燃料輸送物又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック以外の核燃料輸送物又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック	核燃料輸送物又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの表面の二箇所
四 核燃料輸送物の容器として使用されているコンテナ若しくはタンク（第十八条第一項に規定する場合に容器として使用されているコンテナ又はタンクを除く。以下この号から第六号までにおいて同じ。）又は核燃料輸送物が収納されているコンテナであって、表面における最大線量当量率が五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が〇であるもの	コンテナの四側面又はタンクの表面の四箇所
五 核燃料輸送物の容器として使用されているコンテナ若しくはタンク又は核燃料輸送物が収納されているコンテナ（前号に掲げるものを除く。）であって、表面における最大線量当量率が五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	コンテナの四側面又はタンクの表面の四箇所
六 前二号に掲げるコンテナ又はタンク以外のコンテナ又はタンク	コンテナの四側面又はタンクの表面の四箇所
七 核分裂性輸送物又は核分裂性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック並びに核分裂性輸送物が収納されているコンテナ又はタンク	前各号により付される標識に隣接した箇所

2 次に掲げる核燃料輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該各号に定める事項を鮮明に表示しておかなければならない。

一 すべての核燃料輸送物 荷送人若しくは荷受人の氏名又は名称及び住所並びに当該核燃料物質等に係る告示で定める国連番号

二 核燃料輸送物（L型輸送物を除く。） 当該核燃料物質等の告示で定める品名

三 総重量が五十キログラムを超える核燃料輸送物 総重量

四 外運搬規則第三条第一項第二号に定めるA型輸送物 「A型」の文字又は「TYPE A」の文字

五 外運搬規則第三条第一項第三号に定めるBM型輸送物（以下「BM型輸送物」という。） 「BM型」の文字又は「TYPE B (M)」の文字

六 外運搬規則第三条第一項第三号に定めるBU型輸送物（以下「BU型輸送物」という。） 「BU型」の文字又は「TYPE B (U)」の文字

七 外運搬規則第八条に定めるIP-1型輸送物 「IP-1型」の文字又は「TYPE IP-1」の文字

八 外運搬規則第九条に定めるIP-2型輸送物 「IP-2型」の文字又は「TYPE IP-2」の文字

九 外運搬規則第十条に定めるIP-3型輸送物 「IP-3型」の文字又は「TYPE IP-3」の文字

十 第四号から前号まで（第七号を除く。）に掲げる核燃料輸送物 当該輸送容器の告示で定める識別番号

3 BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該核燃料輸送物の容器の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、告示で定めるマークであって、耐火性及び耐水性を有するものを明確に表示しなければならない。

4 核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）の容器として使用されている大型コンテナ若しくはタンク又は核燃料輸送物が収納されている大型コンテナ（L型輸送物のみが収納されているものを除く。第六項において同じ。）には、告示で定めるコンテナ標識を当該

大型コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。

5 前項のコンテナ標識に代えて、第一項の表第四号、第五号若しくは第六号又は第十九条第四項の標識を当該コンテナ標識の寸法に拡大して付すことができる。この場合において、第一項又は第十九条第四項の規定にかかわらず、第一項の表第四号、第五号若しくは第六号又は第十九条第四項の標識を付すことを要しない。

6 核燃料輸送物が収納されている大型コンテナであって、告示で定める品名の核燃料物質等のうち、同一品名のもの（以下「同一核燃料物質等」という。）のみが当該核燃料輸送物に収納されているもの（本邦内のみを運搬されるものを除く。）を専用積載で運搬する場合には、告示で定めるところにより当該核燃料物質等の国連番号を当該大型コンテナに表示しなければならない。

（積載限度）

第十条 核燃料輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパックであって、輸送指数が十を超えるもの又は臨界安全指数が五十を超えるものは、積載してはならない。ただし、専用積載で運搬する場合には、この限りでない。

2 核燃料輸送物が収納されているコンテナであって、輸送指数又は臨界安全指数が五十を超えるものは、積載してはならない。ただし、専用積載（車両を専用してする専用積載に限る。次項並びに第十八条第十一項及び第十四項において同じ。）で運搬する場合であって、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

- 一 核分裂性輸送物が収納されていないこと。
- 二 核分裂性輸送物が収納されている場合にあつては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指数の合計が五十を超えないこと。ただし、当該コンテナが、当該コンテナに収納されていない輸送物、オーバーパック及びこれらのものが収納されているコンテナから常に六メートル以上隔離される場合にあつては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指数の合計が百を超えないこと。

3 核燃料輸送物等を積載する場合において、一の車両（二以上の自動車連結されている場合にあつては、当該二以上の自動車。以下同じ。）に積載する輸送物（オーバーパックに収納され、又は包装されているもの及びコンテナに収納されているものを除く。）、オーバーパック（コンテナに収納されているものを除く。）及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計及び臨界安全指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、専用積載で運搬する場合であつて、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

- 一 核分裂性輸送物を積載しないこと。
- 二 核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指数の合計が五十を超えないこと。ただし、当該車両が、当該車両に積載されていない輸送物、オーバーパック及びこれらのものが収納されているコンテナから常に六メートル以上隔離される場合にあつては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指数の合計が百を超えないこと。

4 核分裂性輸送物、核分裂性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック（以下「核分裂性輸送物等」という。）及び核分裂性輸送物等が収納されているコンテナを車両の数箇所に集貨（核分裂性輸送物等及び核分裂性輸送物等が収納されているコンテナであつて、他の核分裂性輸送物等及び核分裂性輸送物等が収納されているコンテナとの間の距離が六メートル未満であるものの集合をいう。）として積載するとき、又はコンテナに核分裂性輸送物等を集貨として収納するときは、これらの臨界安全指数の合計は各集貨ごとに五十を超えてはならない。

5 外運搬規則第三条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物を積載する場合において、一の車両に積載する施行規則第十八条の三第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物並びに外運搬規則第三条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物（以下「IP型輸送物等」という。）に収納されている汚染物等（施行規則第十八条の三第二項に定める低比放射性同位元素及び表面汚染物並びに外運搬規則第三条第二項に定

める低比放射性物質及び表面汚染物をいう。第十八条第十二項において同じ。）の放射能の量の合計は、告示で定める量を超えてはならない。

（車両に係る線量当量率等）

第十一条 核燃料輸送物等を車両に積載した状態における線量当量率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ当該各号に定める値を超えてはならない。

- 一 車両の表面（車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面） 最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時
- 二 車両の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時
- 三 車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所 最大線量当量率が二十マイクロシーベルト毎時

2 核燃料輸送物等を運搬する車両については、積込み及び取卸しを終了した場合には、放射性物質又は放射性物質によって汚染された物（以下「放射性物質等」という。）による当該車両の表面の汚染の程度が告示で定める基準を超えないようにしなければならない。

（車両に係る標識）

第十二条 核燃料輸送物等（L型輸送物等を除く。以下この条、次条、第十五条及び第十六条において同じ。）を積載した車両には、告示で定める車両標識をその両側面及び後面（鉄道、新設軌道及び索道にあつては、両側面に限る。）の見やすい箇所に付さなければならない。ただし、第九条第四項に定めるコンテナ標識（同条第五項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）を付した大型コンテナ又はタンクを運搬する場合であつて、当該コンテナ標識に「放射性」の文字の表示があり、かつ、運搬中外部から視認できるときは、当該コンテナ標識をもってこれに代えることができる。

2 核燃料輸送物等であつて、同一核燃料物質等のみが収納されているもの（本邦内のみを運搬されるものを除く。）を専用積載で運搬する場合には、告示で定めるところにより当該核燃料物質等の国連番号を当該車両に表示しなければならない。ただし、前項ただし書の規定に基づきコンテナ標識（第九条第五項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）をもって前項の車両標識に代えた場合には、この限りでない。

3 夜間においては、核燃料輸送物等を運搬する併用軌道、無軌条電車、自動車及び軽車両の前部及び後部（軽車両にあつては、後部に限る。）の見やすい箇所に赤色灯を付け、それを点灯しなければならない。

（連結制限）

第十三条 核燃料輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、第六条第二項第一号から第三号までに掲げるもの（第三号に掲げるものにあつては、引火点が二十五度以下のものに限る。）を積載した車両と三両以上離して連結しなければならない。この場合において、ボギー車一両は、二両とみなす。

2 核燃料輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、核燃料輸送物等又は放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第三条に規定する放射性輸送物等を積載した他の車両と一両以上離して連結しなければならない。

（取扱方法等を記載した書類の携行）

第十四条 核燃料輸送物等（L型輸送物等にあつては、当該L型輸送物等に収納されている核燃料物質が防護対象特定核燃料物質であるものに限る。）を運搬する場合には、核燃料輸送物の種類、量、取扱方法、特定核燃料物質の防護のために必要な措置その他運搬に関し留意すべき事項及び事故が発生した場合の措置について記載した書類を携行しなければならない。

（交替運転者等）

第十五条 核燃料輸送物等を自動車により長距離にわたり、又は夜間に運搬する場合であつて、運転者が疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、交替するための運

転者の配置その他当該自動車の安全な運転の確保のため必要な措置を講じなければならない。

(見張人)

第十六条 核燃料輸送物等(特定核燃料輸送物等を除く。)を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。)する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、コンテナ又は非開放型の車両に施錠等の措置がなされており、そのため関係者以外の者が当該核燃料輸送物に容易に近づけない場合を除く。

(同乗制限)

第十六条の二 第九条第一項の表第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる核燃料輸送物等を運搬する場合には、当該核燃料輸送物等を積載した自動車又は軽車両において運搬に従事する者が通常乗車する場所に、関係者以外の者を同乗させてはならない。

(放射線防護計画)

第十六条の三 原子力事業者等(法第五十八条第一項に規定する原子力事業者等をいう。以下同じ。)及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、核燃料輸送物等の運搬に際して適切に放射線障害を防止することができるように、放射線の線量の測定方法その他の告示で定める事項について記載した放射線防護計画を定めなければならない。

(教育及び訓練)

第十六条の四 原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、運搬に従事する者に対し、核燃料輸送物等の取扱い方法その他の告示で定める事項について、運搬に従事するのに必要な知識及び技能を保有するよう、教育及び訓練を行わなければならない。

(BM型輸送物の運搬に係る措置)

第十七条 BM型輸送物又はBM型輸送物が収納されているコンテナを運搬する場合には、放射線測定器及び保護具を携帯しなければならない。

2 BM型輸送物又はBM型輸送物が収納されているコンテナを運搬する場合には、核燃料物質の取扱いに関し専門的知識を有する者を同行させ、当該核燃料輸送物の保安のため必要な監督を行わせなければならない。

(特定核燃料輸送物等の運搬に係る措置等)

第十七条の二 特定核燃料輸送物をコンテナに収納して運搬する場合には、当該コンテナに施錠及び封印をしなければならない。ただし、当該コンテナに収納されている核燃料物質の防護のため施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

2 特定核燃料輸送物等を運搬する場合には、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な連絡体制を整備しなければならない。

3 核燃料輸送物等のうち防護対象特定核燃料物質が収納されているものを運搬する場合には、当該核燃料輸送物等の運搬に関する責任者(以下「運搬責任者」という。)及び見張人を配置し、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講じさせなければならない。ただし、核燃料輸送物等のうち特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則第一条第一項の表第七号から第十号までの上欄に掲げる特定核燃料物質が収納されているものを運搬する場合には、見張人を配置することを要しない。

4 運搬責任者は、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置について知識及び経験を有する者でなければならない。

5 核燃料輸送物等のうち防護対象特定核燃料物質が収納されたものを運搬する場合には、当該核燃料輸送物等の盗取、当該核燃料輸送物等の取扱いに対する妨害行為若しくは当該核燃料輸送物を運搬する車両若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為(以下「妨害破壊行為等」という。)が行われるおそれがあり、又は行われたときにおいて、迅速かつ確実に対応できるように適切な計画(以下、「緊急時対応計画」という。)を作成しなければならない。

6 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られ

ることがないように管理しなければならない。この場合において、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者を指定し、かつ、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図らなければならない。

一 国土交通大臣が別に定める妨害破壊行為等の脅威に関する事項

二 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項

三 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項

四 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項

五 見張人による監視に関する詳細な事項

六 緊急時対応計画に関する詳細な事項

七 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項

八 核燃料輸送物等のうち令第二条第一号イ、ロ及びホに掲げる特定核燃料物質(照射されたものを含む。)が収納されたものに関する詳細な事項

九 核燃料輸送物等のうち防護対象特定核燃料物質が収納されているものの運搬に関する詳細な事項

7 核燃料輸送物等のうち次に掲げるいずれかの物質(使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率(令第二条第三号に規定する吸収線量率をいう。以下この項において同じ。)がグレイ毎時を超えるものを除く。)が収納されているものを運搬する場合、前各項の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、国土交通大臣が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとしなければならない。

一 令第二条第一号イ、ロ及びホに掲げる特定核燃料物質(照射されたものを含む。)

二 令第二条第一号ハに掲げる特定核燃料物質であつて、照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率がグレイ毎時を超えていたもの

三 令第二条第三号に掲げる特定核燃料物質

(核燃料輸送物としないで運搬できる低比放射性物質等の運搬)

第十八条 外運搬規則第十三条第一号に定める低比放射性物質及び同条第二号に定める表面汚染物を核燃料輸送物としないで運搬する場合には、次項から第十八項までの規定によらなければならない。

2 前項に定める低比放射性物質又は表面汚染物(以下「低比放射性物質等」という。)が収納されているコンテナ又はタンクの線量当量率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ、当該各号に定める値を超えてはならない。

一 表面 最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時

二 表面から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時

3 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクの表面(当該コンテナ又はタンクを専用積載で運搬する場合にあつては、外表面に限る。)の放射性物質の放射能面密度は、表面密度限度を超えてはならない。

4 汚染物等(施行規則第十八条の十一第一号に定める低比放射性同位元素及び第一項に定める低比放射性物質並びに同条第二号に定める表面汚染物及び同項に定める表面汚染物に限る。以下この条(第十二項を除く。)において同じ。)並びに汚染物等が収納されているコンテナ及びタンクについては、輸送指数を定め、かつ、核分裂性輸送物が収納されているコンテナについては、臨界安全指数を定めるものとする。

5 前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。この場合において、当該決定に用いられる値が〇・〇五以下であるときは、告示で定めるところにより当該値を〇とすることができる。

一 汚染物等（タンクに収納されているものを除く。）及び汚染物等が収納されているタンクにあっては、当該汚染物等又は当該タンクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、次の表の上欄に掲げる汚染物等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。ただし、汚染物等のうち、告示で定めるウラン又はトリウムの精鉱にあっては、当該ウラン又はトリウムの精鉱の集積の表面（タンクに収納されている場合にあっては、当該タンクの表面）から一メートル離れた位置における最大線量当量率を告示で定める値とすることができる。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	二
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	三
二十平方メートルを超える場合	十

二 汚染物等が収納されているコンテナにあっては、当該コンテナに収納されている汚染物等及び汚染物等が収納されているタンクについて前号による値を合計して得た値（当該コンテナに輸送物が収納されている場合にあっては、当該値と同一のコンテナに収納されている輸送物（オーバーパックに収納され、又は包装されているものを除く。）及びオーバーパックについて第八条第二項第一号及び第二号による値を合計して得た値）又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、前号の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。

6 第四項の臨界安全指数は、コンテナに収納されている核分裂性輸送物について当該核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十を除いて得た値を合計した値とする。この場合において、当該決定に用いられる輸送制限個数が無制限であるときは、当該値を〇とすることができる。

7 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクには、告示で定める標識を当該コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。

8 低比放射性物質等が収納されている大型コンテナ又はタンクには、告示で定めるコンテナ標識を当該大型コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。

9 前項のコンテナ標識に代えて、第七項又は次条第四項の標識を当該コンテナ標識の寸法に拡大して付すことができる。この場合において、第七項又は次条第四項の規定にかかわらず、第七項又は次条第四項の標識を付すことを要しない。

10 告示で定める品名の低比放射性物質等のうち、同一品名のもの（以下「同一低比放射性物質等」という。）のみが収納されている大型コンテナ又はタンク（本邦内のみを運搬されるものを除く。）を運搬する場合には、告示で定めるところにより当該低比放射性物質等の国連番号を当該大型コンテナ又はタンクに表示しなければならない。

11 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載する場合において、一の車両に積載する汚染物等（コンテナ又はタンクに収納されているものを除く。）、汚染物等が収納されているタンク及びこれらのものが収納されているコンテナの輸送指数の合計及び臨界安全指数の合計又は当該値と同一の車両に積載する輸送物（オーバーパックに収納され、又は包装されているもの及びコンテナに収納されているものを除く。）、オーバーパック（コンテナに収納されているものを除く。）及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指数若しくは臨界安全指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、専用積載で運搬する場合であって、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 核分裂性輸送物を積載しないこと。

二 核分裂性輸送物を積載する場合にあっては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指数の合計が五十を超えないこと。ただし、当該車両が、当該車両に積載されていない輸送物、オーバーパッ

ク、汚染物等が収納されているタンク及びこれらのものが収納されているコンテナから常に六メートル以上隔離される場合にあっては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指数の合計が百を超えないこと。

12 第一項に定める表面汚染物を積載する場合において、一の車両に積載する当該表面汚染物及び施行規則第十八条の十一第二号に定める表面汚染物の放射能の量の合計又は当該量と同一の車両に積載するIP型輸送物等に収納されている汚染物等の放射能の量の合計は、告示で定める量を超えてはならない。

13 第一項に定める表面汚染物を積載する場合において、一の車両に積載する当該表面汚染物に含まれる外運搬規則第十一条に定める核分裂性物質に含まれる告示で定める物質の量の合計は、告示で定める量を超えてはならない。

14 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを運搬する車両については、積込み及び取卸しを終了した場合には、放射性物質等による当該車両の表面（専用積載で運搬する場合にあっては、外表面に限る。）の汚染の程度が告示で定める基準を超えないようにしなければならない。

15 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載した車両には、告示で定める車両標識をその両側面及び後面（鉄道、新設軌道及び索道にあっては、両側面に限る。）の見やすい箇所に付さなければならない。ただし、第八項に定めるコンテナ標識（第九項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）を付した大型コンテナ又はタンクを運搬する場合であって、当該コンテナ標識に「放射性」の文字の表示があり、かつ、運搬中外部から視認できるときは、当該コンテナ標識をもってこれに代えることができる。

16 同一低比放射性物質等又は同一低比放射性物質等のみが収納されているコンテナ若しくはタンク（本邦内のみを運搬されるものを除く。）のみを車両により運搬する場合には、告示で定めるところにより当該低比放射性物質等の国連番号を当該車両に表示しなければならない。ただし、前項ただし書の規定に基づきコンテナ標識（第九項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）をもって前項の車両標識に代えた場合にあっては、この限りでない。

17 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載した鉄道又は軌道の車両は、輸送物（L型輸送物及び施行規則第十八条の三第一項第一号に定めるL型輸送物を除く。）、当該輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック、汚染物等、汚染物等が収納されているタンク又はこれらのものが収納されているコンテナを積載した他の車両と一両以上離して連結しなければならない。

18 第三条、第四条、第六条、第十条第二項、第十一条第一項、第十二条第三項、第十三条第一項及び第十四条から第十六条の二までの規定は、低比放射性物質等を運搬する場合に準用する。この場合において、これらの規定（第十六条の二を除く。）中「核燃料輸送物」とあるのは「低比放射性物質等」と、「核燃料輸送物等」とあるのは「低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンク」と、第十六条の二中「第九条第一項の表第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる」とあるのは「告示で定める」と、「核燃料輸送物等」とあるのは「低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンク」と読み替えるものとする。

（特別措置等）

第十九条 第七条、第十条（前条第十八項において第十条第二項を準用する場合を含む。）、第十一条（前条第十八項において第十一条第一項を準用する場合を含む。）並びに前条第一項から第三項まで及び第十一項から第十四項までの規定に従って運搬することが著しく困難な場合であって、安全な運搬を確保するために必要な措置を講じ、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の国土交通大臣の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。

2 第七条第一項、第十一条第一項第二号（前条第十八項において準用する場合を含む。）並びに前条第一項及び第二項の規定によ

らないで運搬しても安全上支障がない旨の国土交通大臣の承認を受けた場合には、これらの規定によらないで運搬することができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定によらないで運搬するときは、それぞれ、同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

一 第七条第一項 第一号	イ 専用積載で運搬すること。 ロ 関係者以外の者が当該オーバーパック又はコンテナに近づくことを防止する措置を講じること。 ハ 運搬中に積込み及び取卸しをしないこと。 ニ 表面において最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。
二 第七条第一項 第二号	専用積載で運搬すること。
三 第十一条第一 項第二号（前条 第十八項におい て準用する場合 を含む。）	当該車両の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面）から二メートル離れた位置において最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
四 前条第二項第 一号	イ 専用積載で運搬すること。 ロ 関係者以外の者が当該コンテナ又はタンクに近づくことを防止する措置を講じること。 ハ 運搬中に積込み及び取卸しをしないこと。 ニ 表面において最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。
五 前条第二項第 二号	専用積載で運搬すること。

3 外運搬規則第五条第七号及び第八号、第六条第一号、第七条第一号、第八条、第九条第一項第一号及び第二項第一号、第十条第一項第一号及び第二項第一号並びに第十四条の規定により主務大臣の承認を受けて核燃料物質等又は核燃料輸送物を運搬しようとする場合には、安全な運搬を確保するために必要な措置（これらの規定（外運搬規則第五条第八号及び第十四条を除く。）により主務大臣の承認を受けて表面における線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超え十ミリシーベルト毎時以下の核燃料輸送物を運搬しようとする場合にあっては、次の各号に掲げる措置）を講じ、かつ、安全上支障がない旨の国土交通大臣の承認を受けなければならない。

一 関係者以外の者が当該核燃料輸送物に近づくことを防止する措置を講じること。

二 運搬中に積込み及び取卸しをしないこと。

4 第一項及び前項の規定により核燃料物質等、核燃料輸送物等、低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを運搬する場合には、専用積載で運搬しなければならない。また、第九条第一項又は前条第六項の規定にかかわらず、それらの表面（核燃料物質等及び低比放射性物質等の表面を除く。）の二箇所（コンテナ又はタンクにあっては、当該コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所）に告示で定める標識を付さなければならない。

（運搬の安全の確認）

第二十条 令第四十八条の表第一号イの国土交通省令で定める核燃料物質等は、BM型輸送物又はBU型輸送物として運搬される核燃料物質等及び告示で定める量以上の六ふっ化ウランとする。

2 令第四十八条の表第一号ロの国土交通省令で定める核燃料物質は、核分裂性輸送物（一の車両に積載される核分裂性輸送物であって、当該核分裂性輸送物の臨界安全指数の合計が五十を超えるものに限る。）として運搬される核燃料物質とする。

第二十一条 法第五十九条第二項の確認（以下「運搬の安全の確認」という。）を受けようとする者は、運搬前に、運搬に関する計画書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第二十二条 国土交通大臣は、運搬の安全の確認をしたときは、確認証を交付するものとする。

附 則（平成二〇年五月三〇日国土交通省令第三八号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二〇年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の核燃料物質等車両運搬規則の規定は、施行日以後に開始される核燃料物質等の運搬について適用し、同日前に開始される核燃料物質等の運搬については、なお従前の例による。

核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示

(平成二年十二月三日運輸省告示第五百九十六号)

最終改正:平成一八年一二月二六日国土交通省告示第一五三〇号

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(表面密度限度)

第二条 規則第七条第二項の告示で定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、同表の下欄に掲げる非固定性汚染の密度とする。

アルファ線を放出する放射性物質	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質	四ベクレル毎平方センチメートル

(輸送物等の輸送指数の決定方法)

第三条 規則第八条第三項の輸送指数の決定に用いられる値が、〇・〇五以下であり、かつ、次の各号に掲げる値であるときは、当該値を〇とすることができる。

- 一 輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値(コンテナ又はタンクが容器として使用されている輸送物にあつては、当該値に、規則第八条第二項第一号の表(以下、この条において「表」という。)の上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値)
- 二 外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるオーバーパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値
- 三 輸送物が収納されているコンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

(核燃料輸送物等に係る標識)

第四条 規則第九条第一項の告示で定める標識は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 規則第九条第一項の表第一号及び第四号に掲げる核燃料輸送物等にあつては、第一類白標識(第一号様式)
- 二 規則第九条第一項の表第二号及び第五号に掲げる核燃料輸送物等にあつては、第二類黄標識(第二号様式)
- 三 規則第九条第一項の表第三号及び第六号に掲げる核燃料輸送物等にあつては、第三類黄標識(第三号様式)
- 四 規則第九条第一項の表第七号に掲げる核燃料輸送物等にあつては、臨界安全指数標識(第三号の二様式)

第四条の二 規則第九条第二項第一号の規定による国連番号の表示は日本語又は英語(本邦内のみを運搬されるものを除く。)とする。また、国連番号の表示は、当該核燃料物質等(本邦内のみを運搬されるものを除く。)の品名ごとに別表で定める国連番号を「UN」の文字に続けて表示することにより行うこととする。

- 2 規則第九条第二項第二号の告示で定める品名は、別表の品名の欄に掲げる日本語名又は英語名(ただし、「non-special form」及び「non-fissile or fissile-excepted」の表記の部分を除く。)のとおりとする。ただし、同表の品名の欄に掲げる日本語名にあつては、該当するもののみを表示し、英語名の小文字は表示することを要しない。
- 3 規則第九条第二項第十号の規定による当該輸送容器の識別記号は、施行規則第十八条の十八第三号又は外運搬規則第二十二條第六号による承認容器登録番号が定められているものにあつてはその

番号、承認容器登録番号が定められていないものにあつては設計された国の名称及び製造業者名を表示するものとする。
(三葉マーク)

第五条 規則第九条第三項の告示で定めるマークは、三葉マーク(第四号様式)とする。
(コンテナ標識)

第六条 規則第九条第四項及び第十八条第八項の告示で定めるコンテナ標識は、コンテナ標識(第五号様式)とする。
(コンテナ標識にかかる国連番号の表示)

第七条 規則第九条第六項及び第十八条第十項の告示で定める品名は、別表の品名の欄に掲げるとおりとする。

2 規則第九条第六項及び第十八条第十項の規定による国連番号の表示は、同一核燃料物質等又は同一低比放射性物質等の品名ごとに別表で定める国連番号を六十五ミリメートル以上の大きさの黒色の数字で、次の各号に定める場所のいずれかに表示することにより行うこととする。

- 一 規則第九条第四項及び第十八条第八項の規定により大型コンテナ又はタンクに付されたコンテナ標識上
- 二 規則第九条第四項又は第十八条第八項の規定により大型コンテナ又はタンクに付されたコンテナ標識(規則第九条第五項又は第十八条第九項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。)に近接して付された国連番号用副標識(第六号様式)上(IP型輸送物等に係る放射能の量の限度)

第八条 規則第十条第五項及び第十八条第十二項の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる汚染物等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

一 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(昭和五十五年科学技術庁告示第九号。以下「放射性同位元素科学技術庁告示」という。)第四条第一項第一号に定めるLSA-I及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(昭和五十三年科学技術庁告示第十一号。以下「核燃料物質科学技術庁告示」という。)第五条第一項第一号に定めるLSA-I	制限なし
二 LSA-II等(放射性同位元素科学技術庁告示第四条第一項第二号に定めるLSA-II及び核燃料物質科学技術庁告示第五条第一項第二号に定めるLSA-IIをいう。以下同じ。)及びLSA-III等(放射性同位元素科学技術庁告示第四条第一項第三号に定めるLSA-III及び核燃料物質科学技術庁告示第五条第一項第三号に定めるLSA-IIIをいう。以下同じ。)のうち可燃物以外の固体	制限なし
三 LSA-II等及びLSA-III等のうち前号に掲げるもの以外のもの	核燃料物質科学技術庁告示第三条の表の特別形核燃料物質等以外のものの項に定めるA ₂ 値(以下「A ₂ 値」という。)の百倍
四 放射性同位元素科学技術庁告示第四条第二項第一号に定めるSCO-I及び核燃料物質科学技術庁告示第五条第二項第一号に定めるSCO-I並びに放射性同位元素科学技術庁告示第四条第二項第二号に定めるSCO-II及び核燃料物質科学技術庁告示第五条第二項第二号に定めるSCO-II	A ₂ 値の百倍

(車両表面の汚染限度)

第九条 規則第十一条第二項及び第十八条第十四項の告示で定める基準は、次に掲げる汚染の種類ごとに当該各号に定める基準とする。

- 一 非固定性汚染 車両の表面の放射性物質の放射能面密度が、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、同表の下欄に掲げる密度を超えないこと。

アルファ線を放出する放射性物質	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質	四ベクレル毎平方センチメートル

- 二 固定性汚染 取卸しを終了した場合に、車両表面における線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

(車両標識)

第十条 規則第十二条第一項及び第十八条第十五項の告示で定める車両標識は、車両標識(第七号様式)とする。

(車両標識に係る国連番号の表示)

第十一条 規則第十二条第二項及び第十八条第十六項の規定による国連番号の表示は、同一核燃料物質等又は同一低比放射性物質等の品名ごとに別表で定める国連番号を六十五ミリメートル以上の大きさの黒色の数字で、次の各号に定める場所のいずれかに表示することにより行うこととする。

- 一 規則第十二条第一項及び第十八条第十五項の規定により車両に付された車両標識上
 二 規則第十二条第一項及び第十八条第十五項の規定により車両に付された車両標識に近接して付された国連番号用副標識(第六号様式)上

(放射線防護計画の記載事項)

第十一条の二 規則第十六条の三の告示で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

- 一 輸送実施体制に関する事項
 二 放射線の線量の測定方法及び放射線の線量評価に関する事項
 三 放射性輸送物等の表面の汚染に関する事項
 四 放射性輸送物等からの隔離及び防護に関する事項
 五 緊急時の対応に関する事項
 六 緊急時のための訓練に関する事項
 七 放射線防護計画の品質保証に関する事項
 八 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(教育及び訓練に関する事項)

第十一条の三 規則第十六条の四の告示で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

- 一 放射性輸送物等の取扱い方法に関する事項
 二 職務に応じた特定の訓練に関する事項
 三 放射線障害を想定した安全訓練に関する事項
 四 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(汚染物等に係る輸送指数の決定方法)

第十二条 規則第十八条第五項の輸送指数の決定に用いられる値が、〇・〇五以下であり、かつ、次の各号に掲げる値であるときは、当該値を〇とすることができる。

- 一 汚染物等(タンクに収納されているものを除く。)又は汚染物等が収納されているタンクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、規則第十八条第五項第一号の表(以下、この条において「表」という。)の上欄に掲げる汚染物等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値
 二 汚染物等が収納されているコンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

(ウラン等の精鉱の集積の輸送指数の決定に用いる値)

第十三条 規則第十八条第五項第一号の告示で定めるウラン又はトリウムの精鉱は、次の表の上欄に掲げるウラン又はトリウムの精鉱

とし、同号の告示で定める値は、それぞれ、同表の下欄に掲げる値とする。

六フッ化ウラン以外のウランの化学的精鉱	〇・〇二
トリウムの化学的精鉱	〇・三

(低比放射性物質等に係る標識)

第十四条 規則第十八条第七項の告示で定める標識は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであって、輸送指数が〇であるものにあつては、第一類白標識(第一号様式)
 二 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであつて、前号に掲げる以外のものであり、かつ、輸送指数が一を超えないものにあつては、第二類黄標識(第二号様式)
 三 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであつて、前二号に掲げる以外のものにあつては、第三類黄標識(第三号様式)
 四 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであつて、かつ、核分裂性輸送物が収納されているものにあつては、臨界安全指数標識(第三号の二様式)

(表面汚染物に含まれる核分裂性物質の限度)

第十五条 規則第十八条第十三項の告示で定める物質は、ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三九又はプルトニウム二四一とし、同項の告示で定める量は、十五グラムとする。

(同条制限に係る低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンク)

第十六条 規則第十八条第十八項において準用する規則第十六条の二の告示で定める低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクは、第十四条第二号又は第三号に掲げる低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクとする。

(特別措置により運搬する場合に付す標識)

第十七条 規則第十九条第四項の告示で定める標識は、第三類黄標識(第三号様式)とする。

(運搬の安全の確認が必要となる六ふつ化ウランの量)

第十八条 規則第二十条第一項の告示で定める量は、収納される六ふつ化ウランが〇・一キログラムとする。

別表(第4条の2、第7条、第11条関係)

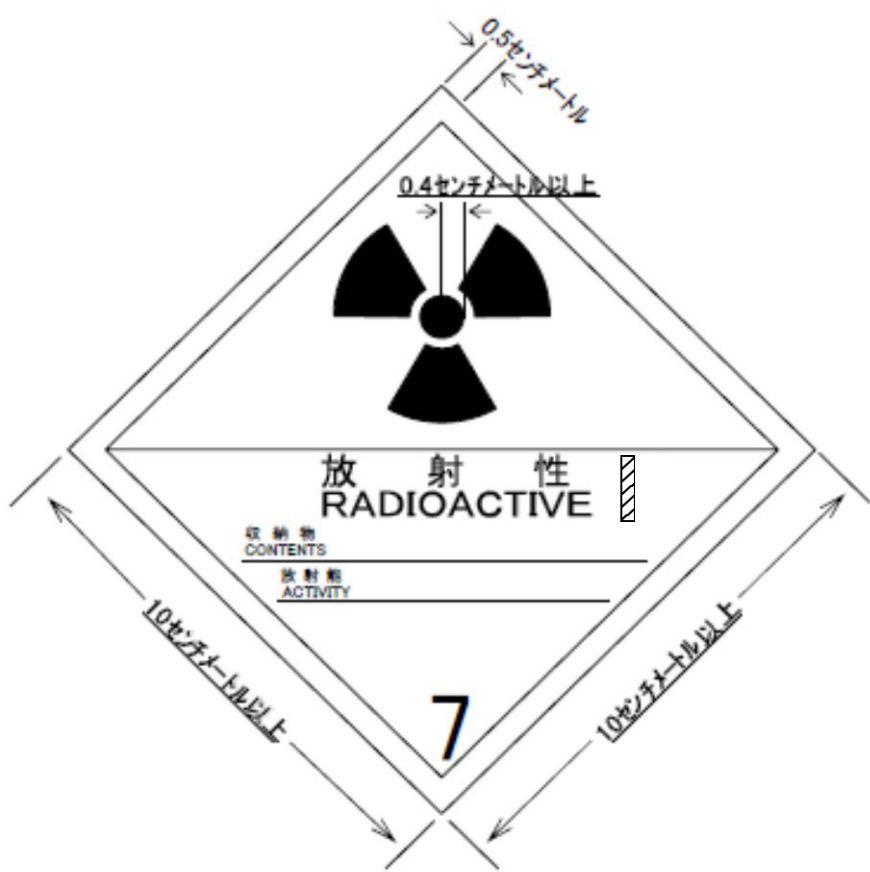
品名		国連番号
日本語名	英語名	
L型輸送物(空容器)	RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE-EMPTY PACKAGING	2908
L型輸送物(機器等を構成する未照射の天然ウラン、劣化ウラン又は天然トリウム等)	RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE-ARTICLES MANUFACTURED FROM NATURAL URANIUM or DEPLETED URANIUM or NATURAL THORIUM	2909
L型輸送物(放射エネルギーが少量のもの)	RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE-LIMITED QUANTITY OF MATERIAL	2910
L型輸送物(機器等に内蔵される放射性物質)	RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE-INSTRUMENTS or ARTICLES	2911
低比放射性物質(LSA-I)(核分裂性物質のものを除く。)(六フッ化ウランを除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-I) non-fissile or fissile-excepted	2912

核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示

表面汚染物（SCO-I 又は SCO-II） （核分裂性物質のものを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, SURFACE CONTAMINATED OBJECTS (SCO-I or SCO-II) non-fissile or fissile-excepted	2 9 1 3
A 型輸送物（特別形放射性物質等以外のものであって核分裂性輸送物のものを除く。）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE A PACKAGE, non-special form, non-fissile or fissile-excepted	2 9 1 5
BU 型輸送物（核分裂性輸送物のものを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE B(U) PACKAGE, non-fissile or fissile-excepted	2 9 1 6
BM 型輸送物（核分裂性輸送物のものを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE B(M) PACKAGE, non-fissile or fissile-excepted	2 9 1 7
特別措置により輸送される放射性輸送物（核分裂性輸送物のものを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, TRANSPORTED UNDER SPECIAL ARRANGEMENT, non-fissile or fissile-excepted	2 9 1 9
六フッ化ウラン（核分裂性輸送物のもの） （L 型輸送物、BU 型輸送物、BM 型輸送物及び特別措置により運送される放射性輸送物を除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, URANIUM HEXAFLUORIDE, FISSILE	2 9 7 7
六フッ化ウラン（核分裂性輸送物のものを除く。）（L 型輸送物、BU 型輸送物、BM 型輸送物及び特別措置により運送される放射性輸送物を除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, URANIUM HEXAFLUORIDE, non-fissile or fissile-excepted	2 9 7 8
低比放射性物質（LSA-II）（核分裂性物質のものを除く。）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-II) non-fissile or fissile-excepted	3 3 2 1
低比放射性物質（LSA-III）（核分裂性物質のものを除く。）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-III) non-fissile or fissile-excepted	3 3 2 2
低比放射性物質（LSA-II）（核分裂性物質のもの）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-II), FISSILE	3 3 2 4
低比放射性物質（LSA-III）（核分裂性物質のもの）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-III), FISSILE	3 3 2 5
表面汚染物（SCO-I 又は SCO-II） （核分裂性物質のもの）	RADIOACTIVE MATERIAL, SURFACE CONTAMINATED OBJECTS (SCO-I or SCO-II), FISSILE	3 3 2 6
A 型輸送物（特別形放射性物質以外のものであって核分裂性輸送物であるもの）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE A PACKAGE, FISSILE non-special form	3 3 2 7

BU 型輸送物（核分裂性輸送物のもの）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE B(U) PACKAGE, FISSILE	3 3 2 8
BM 型輸送物（核分裂性輸送物のもの）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE B(M) PACKAGE, FISSILE	3 3 2 9
特別措置により輸送される放射性輸送物（核分裂性輸送物のもの）	RADIOACTIVE MATERIAL, TRANSPORTED UNDER SPECIAL ARRANGEMENT, FISSILE	3 3 3 1
A 型輸送物（特別形放射性物質等であって核分裂性輸送物でないもの）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE A PACKAGE, SPECIAL FORM non-fissile or fissile-excepted	3 3 3 2
A 型輸送物（特別形放射性物質等であって核分裂性輸送物のもの。）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE A PACKAGE, SPECIAL FORM, FISSILE	3 3 3 3

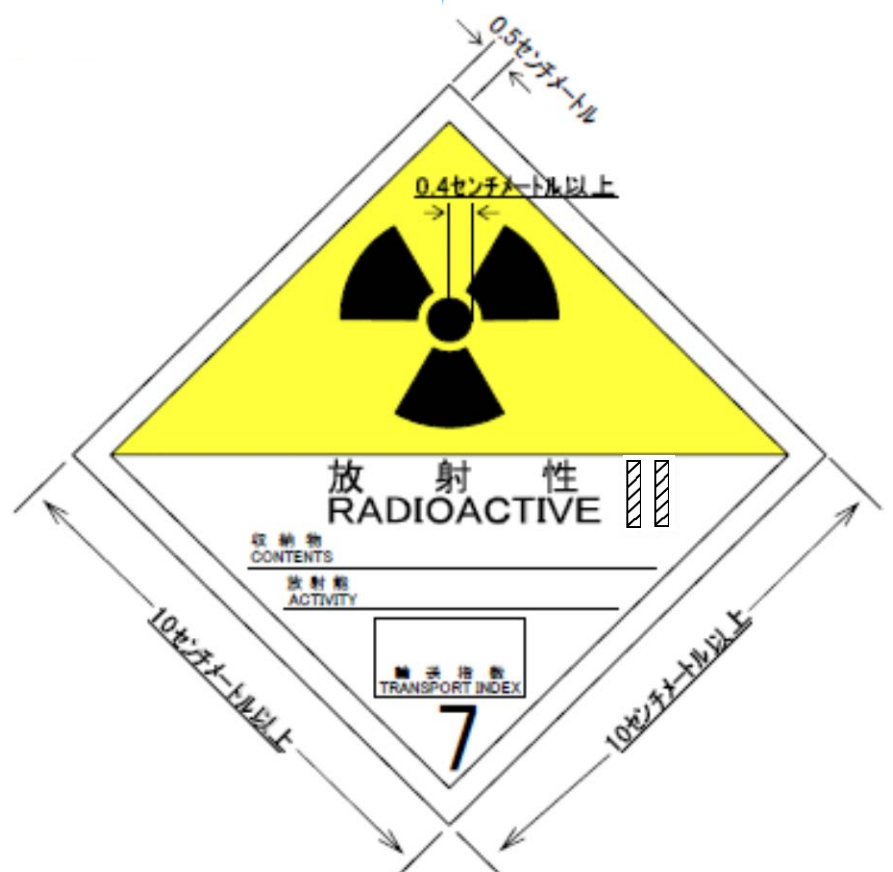
第一号様式(第4条、第14条関係) 第一類白標識



- 注 1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称(当該核燃料物質等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称(L S A - I に該当するものの名称を除く。)及び汚染物等の区分)を記入すること。ただし、複数の核燃料物質等が収納されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
- 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 収納されている核燃料物質等が異なる二以上の核燃料物質が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること (See Transport Documents)」と記載することができる。
- 5 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分それぞれ削ることができる。
- 6 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	白
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
斜 線 を 施 し た 部 分	赤
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

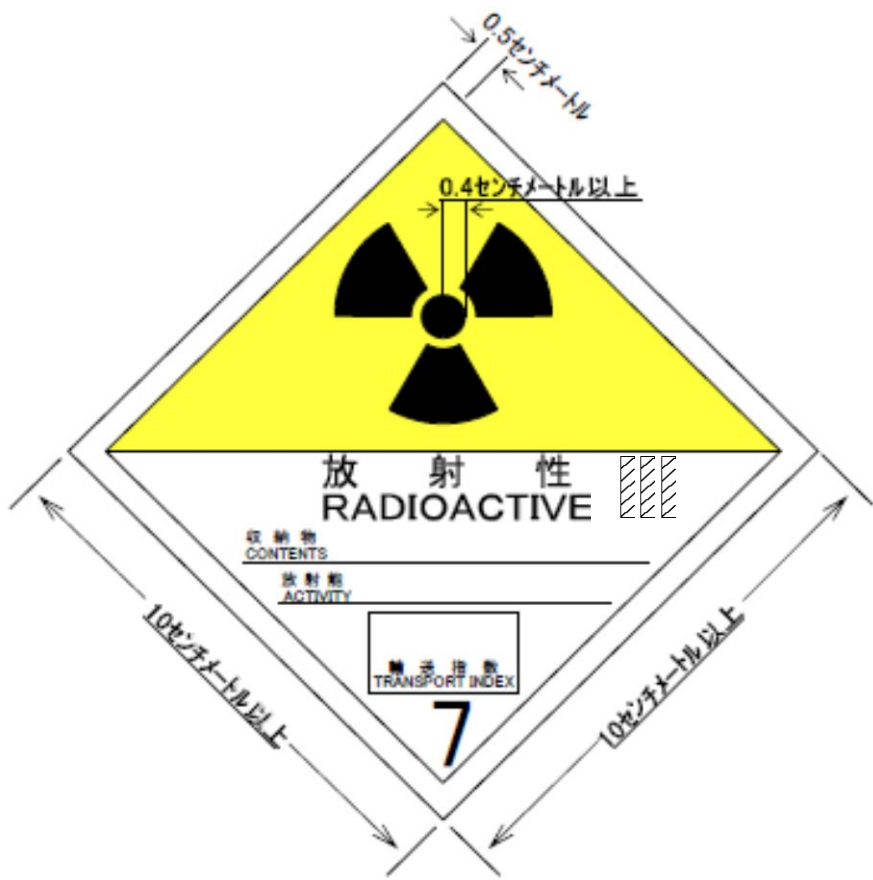
第二号様式(第4条、第14条関係) 第二類黄標識



- 注 1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称(当該核燃料物質等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称(L S A - I に該当するものの名称を除く。)及び汚染物等の区分)を記入すること。ただし、複数の核燃料物質等が収納されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
- 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 収納されている核燃料物質等が異なる二以上の核燃料物質が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること (See Transport Documents)」と記載することができる。
- 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 6 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分それぞれ削ることができる。
- 7 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	黄
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
斜 線 を 施 し た 部 分	赤
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

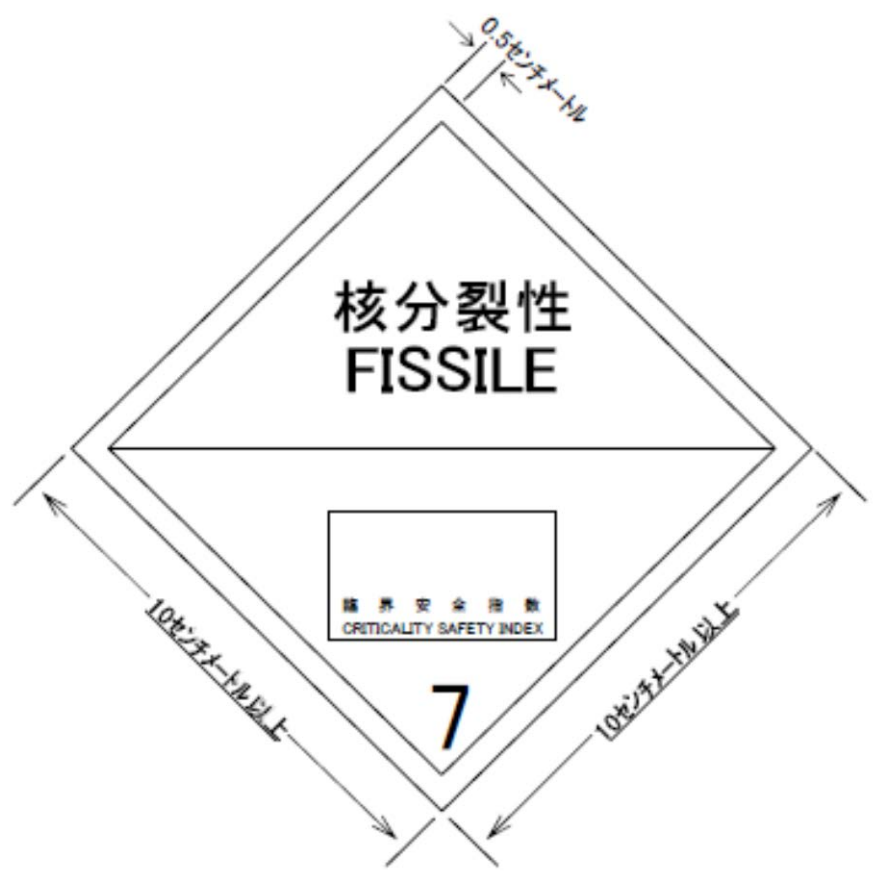
第三号様式(第4条、第14条、第17条関係) 第三類黄標識



- 注 1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称(当該核燃料物質等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称(L S A - I に該当するものの名称を除く。)及び汚染物等の区分)を記入すること。ただし、複数の核燃料物質等が収納されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
- 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 収納されている核燃料物質等が異なる二以上の核燃料物質が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること (See Transport Documents)」と記載することができる。
- 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 6 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分それぞれ削ることができる。
- 7 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	黄
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
斜 線 を 施 し た 部 分	赤
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

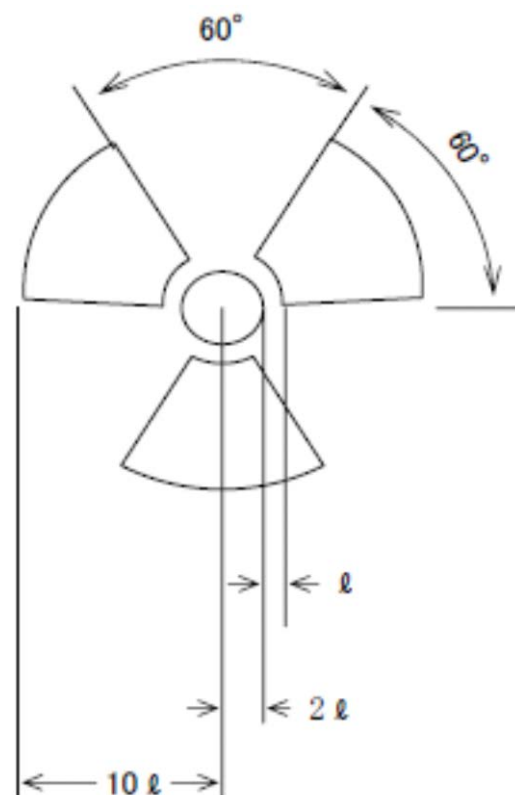
第三号の二様式(第4条、第14条関係) 臨界安全指数標識



- 注 1 臨界安全指数の欄には、臨界安全指数を記入すること。
- 2 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分それぞれ削ることができる。
- 3 色彩は、次表によるものとする。

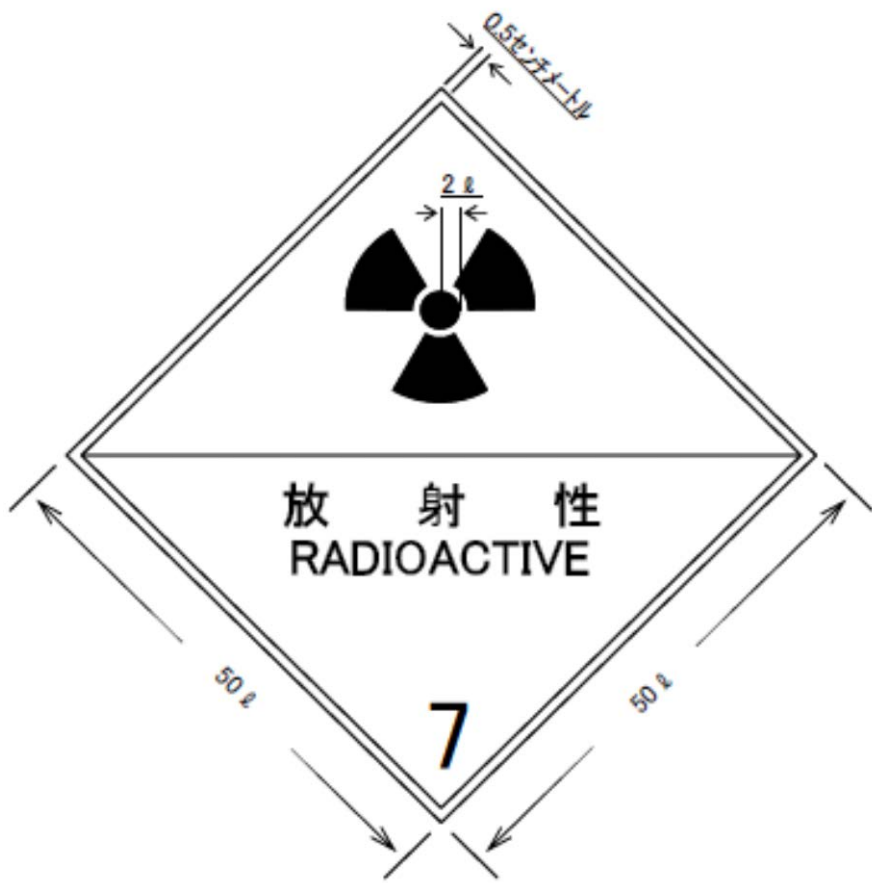
部 分	色 彩
上 半 分 の 地	白
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

第四号様式(第5条関係) 三葉マーク



注 ℓは、0.2センチメートル以上とする。

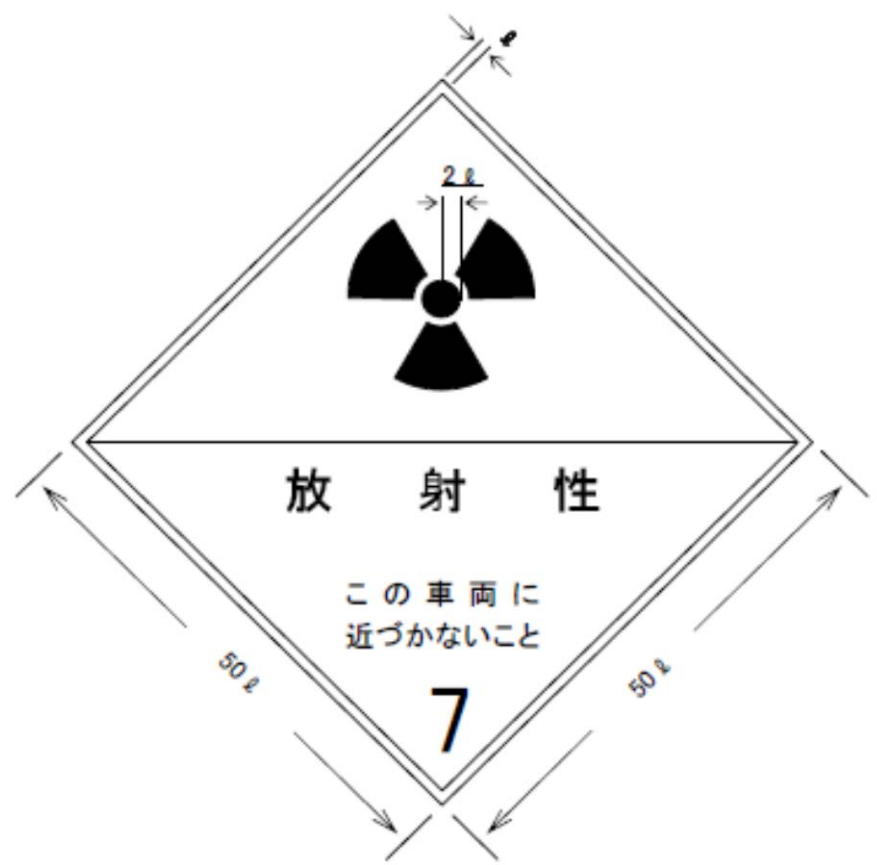
第五号様式(第6条関係) コンテナ標識



- 注 1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
 2 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
 3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。
 4 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分
 を、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の
 英語の部分それぞれ削ることができる。
 5 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するも
 のとする。この場合においては、「放射性 (RADIOACTIVE)」
 の文字を削ることができる。
 6 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	黄
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

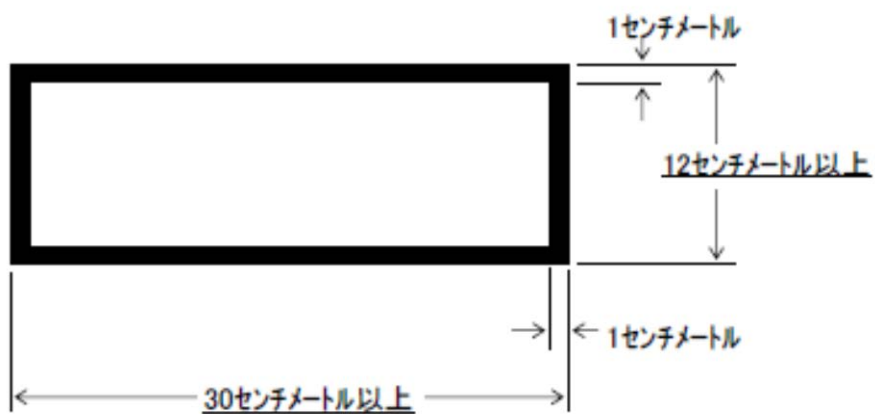
第七号様式(第10条関係) 車両標識



- 注 1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
 2 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
 3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。ただし、
 注4により標識を縮小する場合には、この限りでない。
 4 車両に付することが困難な場合は、ℓを、0.2センチメートルま
 で縮小することができる。
 5 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するも
 のとする。
 6 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	黄
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

第六号様式(第7条、第11条関係) 国連番号用副標識



注 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
地	橙
ふ ち の 部 分	黒

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十二条の三に規定する国土交通大臣への報告に関する規則

(平成一七年一二月一日国土交通省令第九号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十二条の三の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十二条の三に規定する国土交通大臣への報告に関する規則を次のように定める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十二条の三の規定により、原子力事業者等（法第五十八条第一項に規定する原子力事業者等をいう。）は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の運搬において、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に国土交通大臣に報告しなければならない。

- 一 核燃料物質等の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 二 核燃料物質等が異常に漏えいしたとき。
- 三 前二号のほか、核燃料物質等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

附 則（平成一七年一二月一日国土交通省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から施行する。

核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

(昭和五十三年十二月二十八日運輸省令第六十八号)

最終改正：平成一八年一二月二六日国土交通省令第一一九号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条第一項の規定に基づき、核燃料物質の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則を次のように定める。

- 1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第六十四条第一項の規定に基づき、原子力事業者等（法第五十八条第一項に規定する原子力事業者等をいう。以下同じ。）及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、工場又は事業所の外における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の運搬中、その所持する核燃料物質等に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、核燃料物質等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置（法第五十九条第一項に規定する運搬にあっては、第四号に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。
 - 一 核燃料物質等の運搬に使用されている鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両、船舶又は航空機に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある火災が起こったときは、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに、その旨を消防吏員又は海上保安官に通報すること。
 - 二 核燃料物質等を他の場所に移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわ張り、標識の設置等を行い、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。
 - 三 放射線障害の発生を防止するため必要があるときは、付近にいる者に避難するよう警告すること。
 - 四 核燃料物質等による汚染が生じたときは、速やかに、汚染の広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。
 - 五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいるときは、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。
 - 六 その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置を講ずること。
- 2 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第一条第八号に規定する放射線業務従事者のうち男子、妊娠不能と診断された女子又は妊娠の意思のない旨を原子力事業者等若しくは原子力事業者等から運搬の委託を受けた者に書面で申し出た女子が前項各号に掲げる緊急作業を行う場合における線量限度は、同令第二十六条第二項に基づき文部科学大臣の定める線量とする。

附 則（平成一八年一二月二六日国土交通省令第一一九号）

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

(昭和五十三年十二月二十八日運輸省令第六十九号)

最終改正：平成二〇年四月一日国土交通省令第二九号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）を実施するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三十七条第六項において準用する同法第十二条第六項の規定、同法第四十三条の二第二項において準用する同法第十二条の二第六項の規定又は同法第六十八条第一項、第二項若しくは第五項若しくは第七十一条第二項の規定に基づき立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、次のとおりとする。

附 則（平成二〇年四月一日国土交通省令第二九号）

この省令は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十四号）の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

証明書様式

(表)

六 セ ン チ メ ー ト ル	番 号				
	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく 立入検査をする職員の身分証明書				
六 セ ン チ メ ー ト ル	官 職				
	氏 名				
	写 真	年 月 日生			
		年 月 日発行			
		国土交通大臣	印		
六 セ ン チ メ ー ト ル	八・五センチメートル				

(裏)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

抜粋

- 6 前項の検査に当たっては、経済産業大臣の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて経済産業省令で定めるものを行うことができる。
 - 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
 - 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
 - 三 関係者に対する質問
 - 四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。
 - 7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 - 8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (核物質防護規定)
- 6 前項の検査に当たっては、経済産業大臣の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて経済産業省令で定めるものを行うことができる。
 - 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
 - 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
 - 三 関係者に対する質問
 - 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。
 - 7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 - 8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (保安規定)
- 5 原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、主務大臣が定期に行う検査を受けなければならない。
 - 6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十七条第五項」と、「経済産業大臣」とあるのは「第二十三條第二項に規定する主務大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七條第一項に規定する主務省令」と読み替へるものとする。
- (核物質防護規定)
- 4 第十三条の二 原子炉設置者は、第三十五条第二項に規定する場合には、主務省令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「経済産業大臣」とあるのは「第二十三條第二項に規定する主務大臣」と、「前項」とあるのは「第四十三條の二第二項」と、同条第三項中「経済産業大臣」とあるのは「第二十三條第二項に規定する主務大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、同条第四項中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、同条第五項中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七條第一項に規定する主務省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「第二十三條第二項に規定する主務大臣」と、同条第六項中「経済産業大臣」とあるのは「第二十三條第二項に規定する主務大臣」と読み替へるものとする。
- (立入検査等)
- 第六十八条 文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣にあつては第六十四條第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者については、第六十四條第三項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会に於ては第五十九條第六項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会に於ては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

六センチメートル

六センチメートル

- 2 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、この法律（文部科学大臣にあつては第二十三條第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係る第二十八條の二第一項の規定並びに第五十五條の三第一項の規定、国土交通大臣にあつては実用船舶用原子炉及びその附属施設に係る第二十八條の二第一項の規定）の施行に必要な限度において、その職員に、第六十一条の四第一項、第二十八條の二第二項、第四十三條の十第一項、第四十六條の二第一項、第五十一条の九第一項若しくは第五十五條の三第一項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
 - 5 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十五條第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
 - 6 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 - 11 第一項から第五項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (処分等についての同意等)
- 第七十一条
 - 2 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前項の同意を求められた事項に関し特に調査する必要があると認める場合においては、当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者（第二十三條第一項、第二十三條の二第一項又は第三十九條第一項若しくは第二項の許可の申請者を含む。）から必要な報告を徴し、又はその職員に、当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。
 - 3 第六十八條第六項及び第七十一條の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。
 - 第七十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - 四 第十二條第六項（第二十二條第六項、第三十七條第六項、第四十三條の二十第六項、第五十條第六項、第五十一條の十八第六項又は第五十六條の三第六項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 四の四 第十二條の二第六項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の二第五第二項、第五十條の三第二項、第五十一條の二第三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 三十 第六十八條第一項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一條の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者）に係る部分に限る。）の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 第八十條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
 - 十一 第六十八條第一項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一條の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者）に係る部分に限る。）の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 第八十條の四 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。
 - 二 第六十八條第五項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
 - 第八十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
 - 二 第七十八條第一号、第二号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第三号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第四号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第六号、第七号、第八号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第八号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第十号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十一号、第十二号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十四号、第十五号、第十七号、第十八号、第二十号、第二十一号、第二十六号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十八号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十九号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第三十号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、一億円以下の罰金刑
 - 三 第七十七條（第一号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十八條（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十九條又は第八十條 各本条の罰金刑

八・五センチメートル

放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）

一部改正 国鉄技第131号
 国自環第187号
 平成17年12月1日
 一部改正 国鉄安第8号
 国自環第16号
 平成20年5月30日

別添2

核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領

1. 目的

本要領は、核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号。以下「規則」という。）及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第596号。以下「告示」という。）の主な条項の解釈及び取扱い並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第59条第2項に規定する確認の申請、規則第19条の承認の申請（以下「特別措置運搬承認申請」という。）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の運搬方法確認に関する省令（平成15年国土交通省令第99号）第2条の承認（以下「積載方法承認」という。）の申請等について実施細則を定め、もって、これらの円滑、かつ、適正な実施を図ることを目的とする。

2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い

(1) 規則第2条第2項関係

(イ) 荷送人は、放射性輸送物又は核燃料輸送物を開放型の構造を有する箱又は袋等に収納し、又は包装する場合においても、個々の放射性輸送物又は核燃料輸送物に付された標識が見えにくい場合には、オーバーパックに係る基準を満足させるように努めること。

(ロ) 「タンク」とは、タンクコンテナ、ポータブルタンク、タンク車（自動車及び鉄道車両）におけるタンクであって、気体、液体、粉体、粒状物、スラリー又は気体若しくは液体として収納された後に凝固した固体を収納するものをいう。

(2) 規則第3条、第4条第3項、第16条、第16条の2、第19条第2項及び第3項関係

「関係者以外の者」は、旅客、通行人等をいい、運搬に同行する警察官等はこれに含まれない。

(3) 規則第7条第2項（告示第2条）、第11条第2項（告示第9条）関係

「非固定性汚染」とは、通常の手配時において、はく離するおそれがあり、ろ紙片等によりふきとることができる性質の汚染をいう。

(4) 規則第9条関係

(イ) 荷送人は、L型輸送物の運搬を委託する場合には、運送状の品名の欄に「L型輸送物（放射性）」等と表示する等により、L型輸送物（放射性）の運搬を委託する旨を明らかにし、運搬に従事する者が当該L型輸送物を取り扱う場合に、容易に判別できるようにすること。

(ロ) 第2項の総重量、「A型」又は「TYPE A」の文

字、「BM型」又は「TYPE B (M)」の文字、「BU型」又は「TYPE B (U)」の文字、「IP-1型」又は「TYPE IP-1」の文字、「IP-2型」又は「TYPE IP-2」の文字及び「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字は、原則として1平方センチメートル角以上の黒字を白地に表示するものとする。

(ハ) 第2項の「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B (M)」の文字、「BU型」又は「TYPE B (U)」の文字、「IP-1型」又は「TYPE IP-1」の文字、「IP-2型」又は「TYPE IP-2」の文字及び「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字の表示については、本邦内のみを運搬されるものにあつては、「A型」、「BM型」、「BU型」、「IP-1型」、「IP-2型」又は「IP-3型」と、本邦外を運搬されるもの（本邦外を運搬されるために、その経路上本邦内を運搬されるものを含む。以下同じ。）にあつては、「TYPE A」、「TYPE B (M)」、「TYPE B (U)」、「TYPE IP-1」、「TYPE IP-2」又は「TYPE IP-3」と、それぞれ、表示するように努めること。

(ニ) 第6項のコンテナ標識に係る国連番号は、大型コンテナによる国際複合一貫輸送を行う場合に、表示するものである。

(5) 規則第9条第6項（告示第7条第2項）関係

「65ミリメートル以上の大きさ」とは、高さが65ミリメートル以上であることをいう。

(6) 規則第11条第1項関係

運搬に従事する者に対する線量が、一般人と同様、1ミリシーベルト毎年以下となるよう、車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所の最大線量当量率は20マイクロシーベルト毎時以下と規定されているが、本規定の実効を担保するため、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物、IP-3型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物又はBU型輸送物を頻りに運搬する場合にあつては、運搬に従事する者ごとに次のいずれかの事項を記録し、これを1年間保管すること。

(イ) 核燃料物質等の運搬に従事した時間及びこのうち運転席、助手席、車室内ベッド等にいた時間

(ロ) ポケット線量計、フィルム（ガラス）バッジ等による測定結果

(7) 規則第11条第2項関係

汚染された区域への車両の進入、輸送物からの放射性物質等の漏えい等により車両が汚染された可能性がある場合には、当該車両について、汚染の検査を行うこと。

(8) 規則第11条第2項（告示第9条）関係

「固定性汚染」とは、(3)の非固定性汚染以外の汚染をいう。

(9) 規則第12条第2項関係

車両標識に係る国連番号は、同一の車両に積載された状態で本邦外を運搬する場合に、表示するものである。

(10) 規則第12条第3項関係

前部及び後部に備える赤色燈は、それぞれ、夜間前方及び後方300メートルの距離から点燈を確認できるものであること。

(11) 規則第14条関係

(イ) 携行する書類は、各運搬物に関する次の事項についての記載を含むものであること。ただし、本邦内のみを運搬されるものにあつては、1)から4)までの事項並びに11)及び14)の事項における英語の文字について、省略することができる。

1) 運搬する核燃料物質等の告示別表に定める品名

2) 国連分類番号「7」

- 3) 1)の品名中に含まれていない場合には、「RADIOACTIVE MATERIAL（放射性物質）」という文字
 - 4) 運搬する核燃料物質等の品名に応じた国連番号
 - 5) 運搬する核燃料物質等が汚染物等である場合には、「LSA-I」、「LSA-II」、「LSA-III」、「SCO-I」又は「SCO-II」の区分
 - 6) 運搬する核燃料物質等の名称（主な核種の記号）
 - 7) 運搬する核燃料物質等の物理的及び化学的性状についての記述（当該核燃料物質等が特別形核燃料物質等である場合には、その旨の記述でよい。）
 - 8) 運搬する核燃料物質等のベクレル（Bq）単位で表された放射能の量の合計（核分裂性物質にあつては、グラム単位又はその倍数単位で表された核分裂性物質の質量の合計でもよい。）及びA₂値の倍数で示した運搬物の全放射能量
 - 9) 核燃料輸送物又は低比放射性物質等が収納されたコンテナ若しくはタンクの分類（第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するか及び臨界安全指数標識の貼付。）
 - 10) 核燃料輸送物、低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されたコンテナ若しくはタンクの輸送指数及び臨界安全指数
 - 11) 運搬する核燃料物質等が、核分裂性物質であつて、核分裂性輸送物として運搬されない場合には、「FISSILE EXCEPTED（核分裂性輸送物としないで運搬できる核分裂性物質）」の文字
 - 12) 核燃料輸送物又は低比放射性物質等が収納されたコンテナ若しくはタンクに係る承認番号（容器承認番号、積載方法承認番号、特別措置に係る承認番号等）
 - 13) オーバーパック又はコンテナに核燃料輸送物を収納し、又は包装する場合には、オーバーパック又はコンテナについての詳細な記述（収納され、又は包装された核燃料輸送物及びオーバーパックの個数、オーバーパック又はコンテナへの収納又は包装の方法、収納され、又は包装された核燃料物質等のベクレル（Bq）単位で表された放射能の量の合計（核分裂性物質にあつては、グラム単位又はその倍数単位で表された核分裂性物質の質量の合計でもよい。）、オーバーパック又はコンテナの分類（第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するか及び臨界安全指数標識の貼付。）、オーバーパック又はコンテナの輸送指数及び臨界安全指数、オーバーパック又はコンテナに係る承認番号（積載方法承認番号、特別措置に係る承認番号等）、その他必要な事項）
 - 14) 運搬物が専用積載で運搬されなければならない場合には、「EXCLUSIVE USE SHIPMENT（専用積載による運搬）」の文字
 - 15) 運搬方法（運搬車両、積付け方法等）に関すること。
 - 16) 運搬経路に関すること。
 - 17) 運搬関係者（荷送人、荷受人、運送人等）の氏名等
 - 18) 運搬中（又は駐車中（道路輸送に限る。））の見張人に関すること。
 - 19) 輸送物の受渡し地点及びその予定時刻
 - 20) 運搬中の連絡通報に関すること及び緊急時における当該運搬物に必要な措置
また、当該書類の記載内容については、運搬に従事する者に対し、あらかじめ説明すること。
- (n) 防護対象特定核燃料物質を運搬する場合に携行しなければならない書類は、あらかじめ荷送人、荷受人及び運送人の間で、協議及び調整を行った上で作成すること。この場合において、次の事項について配慮すること。
- 1) 他の輸送手段と一貫して運搬する場合にあつては、特別の事由がある場合を除き、全体の輸送時間、積替回数及び積替時間が最小となるようにすること。
 - 2) 運搬経路の選定に当たっては、特別な事由がある場合を除き、自然災害等による突発的な事態が生ずる可能性が少ない地区を通過するようにすること。さらに道路輸送にあつては、緊急時における代替経路を考慮しておくこと。
 - 3) 道路輸送中において、積替えを予定しないこと。
 - 4) 定期的に毎月同一日時に輸送する等の反復継続する輸送は、避けるよう努めること。
- (12) 規則第15条関係
核燃料輸送物等の運搬において、運転者の過労等による交通事故を防止して通行の安全を確保するための規定である。本規則の実施に当たっては、次によること。
- (i) BM型輸送物、BU型輸送物又は核分裂性輸送物を運搬する場合にあつては、「危険物の規制に関する規則」（昭和34年総理府令第55号）第47条の2の規定に準ずること。
 - (n) 核燃料輸送物等を運搬する場合には、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年2月9日労働省告示第7号）」に準拠すること。
なお、核燃料輸送物等の運搬に従事する運転者には、相当の運転経験を有し、かつ、運転技術のすぐれた者を充てるよう努めること。
- (13) 規則第16条の4項関係
教育及び訓練については、定期的に計画し実施すること。
- (14) 規則第17条第2項関係
「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。
- (i) 原子炉等規制法第41条に規定する原子炉主任技術者免状を有する者又は原子炉主任技術者試験筆記試験合格者
 - (n) 原子炉等規制法第22条の3に規定する核燃料取扱主任者免状を有する者
 - (h) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）第35条に規定する第1種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し1年以上の経験を有する者
 - (=) 放射線障害防止法第35条に規定する第2種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し2年以上の経験を有する者
 - (k) 核燃料物質の取扱いに関し、(i)から(=)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- (15) 規則第17条の2第1項関係
- (i) 運搬開始前に施錠、封印等に異常がないことを点検すること。
 - (n) 安全性配慮の優先事項がない限り、特定核燃料輸送物等は、施錠した有がい車両（バン型自動車、有がい貨物車又は有がい貨物車と同等の措置を講じた車両をいう。以下同じ。）に積載し運搬すること。
コンテナの中に収納する場合は、当該コンテナを施錠し運搬すること。ただし、当該コンテナに収納されている特定核燃料輸送物の防護のため、施錠と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。なお、特定核燃料輸送物1つの重量が2,000キログラムを越える場合は、無がい車両（開放型の車両をいう。以下同じ。）により運搬することができる。
 - (h) 核燃料輸送物のうち特定核燃料物質の運搬の取り決めに関する規則（平成12年総理府令第124号）第1条第1項の表第7号から第10号までの上欄に掲げる特定核燃料物質が収納されているものをコンテナに収納して運搬する場合においても、当該コンテナに施錠及び封印を施すよう努めること。
- (16) 規則第17条の2第2項関係

「連絡体制」として整備しなければならない事項は、次の事項とする。

なお、運搬統括責任者及び運搬実施責任者については、2. (18)を参照のこと。

- (イ) 道路輸送の場合
- 1) 運搬する車両及び伴走車両ごとに相互に連絡通報を行うことができる通信設備を設けること。
 - 2) 運搬中、運搬統括責任者が電話等により、運搬実施責任者から連絡を受ける場所（以下「指定連絡場所」という。）を指定すること。なお、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「令」という。）第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合の指定連絡場所は、規則第17条の2第7項でいう妨害破壊行為等の脅威の存在下でその機能が維持出来るよう、見張人による出入り管理等が厳重に実施された場所に設置すること。
 - 3) 指定連絡場所へ連絡をすべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所を定めること。
 - 4) 令第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合は、運搬する車両、伴走車両及び指定連絡場所間の通信に複数の種類の異なる通信設備を設けること。また、これらの通信設備は運搬する車両及び伴走車両の複数の車両に分散して設置すること。ただし、特別な事由があり複数の通信設備を設置することが困難な場合は、同等な代替措置とすることができる。
- (ロ) 鉄道輸送の場合
- 1) 指定連絡場所を指定すること。
 - 2) 指定連絡場所へ連絡を行うべき予定停車駅（以下「予定連絡停車駅」という。）を定めること。
- (17) 規則第17条の2第3項関係
- (イ) 運搬統括責任者及び見張人又は運搬実施責任者及び見張人は、運搬開始前に運搬車両を検査すること。
- (ロ) 運搬実施責任者及び見張人は、(イ)に定める措置の他、次の措置を講じること。
- 1) 道路運送中において、伴走車両に添乗する等により運搬車両に随行すること。
 - 2) 鉄道輸送中においては、輸送物を積載した車両又はその直前若しくは直後の車両に添乗すること。
- (ハ) 運搬実施責任者は、(イ)及び(ロ)に定める措置の他、次の措置を講じること。
- 1) 第14条に定める「書類」を携帯すること。
 - 2) 道路運送中においては、2. (16)(イ)3)の連絡をすべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所において、指定連絡場所へ連絡を行うこと。
 - 3) 鉄道輸送中においては、予定連絡停車駅において指定連絡場所へ連絡を行うこと。
- (ニ) 見張人は、(イ)及び(ロ)に定める措置の他、次の措置を講じること。
- 1) 他の輸送手段への積替え及び他の積荷の積替え時には、輸送物を連続的に監視するか施錠、封印等を頻繁に点検すること。
 - 2) 道路輸送中においては、積載車両を連続的に監視すること。
 - 3) 道路輸送中の駐車時及び停車時においては、輸送物又はコンテナを連続的に監視すること。ただし、積載車両が有がい車両である場合は、当該有がい車両を監視すること。
 - 4) 鉄道輸送中の停車時においては、輸送物又は施錠、封印等を点検すること。
- (18) 規則第17条の2第4項関係
- 「運搬責任者」に相当する者として、運搬統括責任者及び運搬実施責任者を任ずるものとする。この場合において、運搬統括責任者は、保安及び特定核燃料物質の防護のため

に必要な措置について統一的に管理するため、運搬計画全体に係る管理的又は監督的地位にある者のうちから選任すること。

また、運搬実施責任者は、運搬統括責任者の命に従い、当該運搬に同行し、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な監督及び連絡を行うため、当該運搬に従事する者に対して必要な指示を行うことができる監督的地位にある者のうちから選任すること。

- (19) 規則第17条の2第5項関係
- 妨害破壊行為等に迅速に対処するため、治安当局とあらかじめ打ち合わせを行った上で、次の事項に考慮した緊急時対応計画を作成すること。
- 1) 妨害破壊行為等の未然防止のために必要な事項
 - 2) 応急措置の実施のために必要な事項
 - 3) 被害拡大防止のために必要な事項
 - 4) 緊急時対応措置を確実に実施するための運搬従事者に対する教育及び訓練
- (20) 規則第17条の2第6項関係
- 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項の取扱いについては、「防護対象特定核燃料物質の輸送に係る核物質防護に関する情報の取扱いについて」（平成17年11月28日17文科科第640号、平成17・11・22原院第5号、国総技第74号）を踏まえ適切に管理すること。
- (21) 規則第17条の2第7項関係
- 妨害破壊行為等の脅威に対応しなければならない核燃料輸送物等を運搬する場合には、その運搬に先立ち、必要に応じ講じる防護措置について、別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課と十分な時間的余裕を持って打ち合わせを行うこと。
- (22) 規則第19条関係
- (イ) 第2項又は第3項の「関係者以外の者が当該核燃料輸送物、オーバーパック、コンテナ又はタンク（以下「運搬物」という。）に近づくことを防止する措置」とは、有がい車両の貨物室内部に当該運搬物を積載し、施錠すること、又は無がい車両に積載された当該運搬物を金属性のケージ等で覆い、当該ケージをボルト等により車両に固定する等の措置をいう。この場合において、当該ケージの表面は車両表面とみなす。
- (ロ) 第2項又は第3項の「運搬中に積込み及び取卸しをしないこと」とは、発地において当該運搬物を積込み、運搬を開始した時点から、最終目的地である工場又は事業所に到着し、当該運搬物を取り卸し、運搬が終了するまでは、当該運搬車両については、当該運搬物及び他の貨物の積込み及び取卸しを行ってはならないことをいう。

3. 核燃料輸送物の運搬の確認申請等

規則第20条に規定する核燃料物質等を運搬しようとする場合は、次の要領で原子炉等規制法第59条第2項に規定する国土交通大臣の確認を受けること（原子炉等規制法第61条の27に規定する機構の行う運搬方法確認に係るものを除く。）。

- (1) 第1号様式による核燃料輸送物運搬確認申請書並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について、同表の第2欄の記載要領等に従って記載した運搬に関する計画書及びその添付書類正副2通を提出すること。
- この場合において、当該申請書等は別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。
- 原則として申請者は、荷送人と運送人との連名によるものとする。ただし荷送人と当該輸送物についての責任を有する者とが異なる場合、当該輸送物についての責任を有する者も申請者とする。
- (2) 申請書等の記載事項のうち、予定運搬日時、予定運搬経路その他軽微な事項の記載内容を変更しようとする場合

には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨を遅滞なく届け出ること。

また、確認を受けた場合には、確認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

4. 特別措置運搬承認申請

規則第19条第1項から第3項までの規定に基づき、核燃料物質等、核燃料輸送物等又は低比放射性物質等を運搬しようとする場合は、第2号様式による特別措置運搬承認申請書本文並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した承認申請書及びその添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該承認申請書等は、別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。

なお、承認を受けた内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨当該手続きに準じて承認を受けること。

また、承認を受けた場合には、承認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

5. 積載方法承認の申請等

(1) 申請

積載方法承認を受けようとする者は、別表第2の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した積載方法承認申請書及び別表第3の第2欄の記載要領等に従って記載した同表の第1欄に掲げる添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は、別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。

(2) 承認の基準

積載方法承認は、次の各号に掲げる基準に適合しているものについて行うものとする。

- (イ) 運搬中、移動、転倒、転落等により核燃料輸送物の安全性が損なわれないように保たれていること。
- (ロ) 同一積載方法により繰り返し実施できるものであること。
- (ハ) 原子炉等規制法第59条第2項に基づく国土交通大臣の確認を受けたものと輸送容器及び固縛方法が同一であって、国土交通大臣が規則等で定める技術上の基準に適合すると認めたもの。
- (ニ) 前各号のほか運搬の安全上支障を及ぼすことのないこと。

(3) 承認証の交付

積載方法承認を行ったときは、当該承認に係る積載方法承認証を交付するものとする。

なお、当該申請に当たっては、必要に応じ積載方法等に関し条件を付することができる。

(4) 変更届

積載方法承認を受けた者は、氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、30日以内にその旨を国土交通大臣に届け出ること。

また、積載方法承認に係る車両を変更しようとする場合（次に掲げる変更に限る。）には、積載方法が変更前と同等であることを明らかにし、その旨を届け出ること。

- (イ) 車両の型式に変更がない場合
- (ロ) けん引自動車を変更する場合
- (ハ) 国際海上コンテナを運搬する被けん引自動車（ISO規格の20フィートコンテナをツイストロックにより固定して輸送することができる構造を有しているものに限る。（以下「コンテナセミトレーラ」という。））を異型式のコンテナセミトレーラに変更する場合。

別表第1 運搬計画書等記載事項等

記載事項	記載要領等
1. 運搬の目的	○ 運搬する核燃料物質等の用途、発着地等を簡略に記載すること。
2. 当該規定に従って運搬することが著しく困難な規定及びその理由並びに安全な運搬を確保するために特に講ずる措置（第19条第1項の規定に基づく承認申請のみ）	
3. 当該規定によらないで運搬することとする規定及びその理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置、第19条第2項の表の下欄に掲げる基準への適合状況並びに当該規定によらないで運搬することとしても安全上支障がないことの説明（第19条第2項の規定に基づく承認申請のみ）	
4. 主務大臣（原子炉等規制法第59条第1項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下同じ。）の承認の内容及び承認の理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置並びに表面における線量当量率が2ミリシーベルト毎時を超え10ミリシーベルト毎時以下の核燃料輸送物を運搬する場合には、第19条第3項第1号及び第2号に掲げる基準への適合状況（第19条第3項の規定に基づく承認申請のみ）	
5. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所	○ 法人にあつては、その代表者の氏名を付記すること。
6. 運送人の氏名又は名称及び住所	○ 法人にあつては、その代表者の氏名を付記すること。
7. 予定運搬日時	
8. 予定運搬経路 (1) 発地、着地、経路及び距離 (2) その他	○ (2)については、必要に応じ、道路名又は路線名、通過地点、区間距離、キロ程、所要時間、通過予定時刻、点検、運転者の交替予定等を記載し、運行経路図を添付すること。また、特別の事由がある場合を除き、道路輸送にあつては緊急時における代替経路図についても添付すること。
9. 運搬しようとする核燃料輸送物	○ 承認申請の場合には、(2)及び(4)を除き、「核燃料輸送物」とあるのは「核燃料物質等、核燃料輸送物又は低比放射性物質等」と読み替えて記載すること。

<p>(1) 核燃料輸送物の型式又は名称及び主要諸元</p> <p>(2) 核燃料輸送物の種類</p> <p>(3) 収納する核燃料物質等の名称、数量、放射能強度及び性状</p> <p>(4) 核燃料輸送物の輸送制限個数及び配列方法（核分裂性輸送物のみ）</p> <p>(5) 核燃料輸送物の線量当量率</p> <p>(6) 核燃料輸送物の輸送指数及び臨界安全指数</p> <p>(7) 核燃料輸送物に貼付する標識及び行う表示</p> <p>(8) 核燃料輸送物の個数</p> <p>(9) 核燃料輸送物の基準適合状況</p>	<p>○ (1)の主要諸元は、長さ、幅、高さ、重量等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、IP-1、IP-2、IP-3、A、BM又はBU型輸送物（核分裂性輸送物）のように記載すること。また、核燃料輸送物に防護対象特定核燃料物質が収納されている場合には、運搬の取決めに関する規則（平成12年総理府令第12号）第2条の申請の際記載する、運搬される特定核燃料物質の区分（区分Ⅰ、区分Ⅱ又は区分Ⅲ）を併記すること。</p> <p>○ (3)については、核燃料輸送物ごとに記載し、性状については、物理的、化学的狀態を記載すること。また、収納する核燃料物質等が汚染物である場合には、LSA-Ⅱ、LSA-Ⅲ、SCO-Ⅰ又はSCO-Ⅱの区分及びA₂値の倍数で示した運搬物の全放射能量も記載すること。</p> <p>○ (5)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (7)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを何枚貼付するか及び臨界安全指数標識の貼付の有無、「A型」、「TYPE A」、「BM型」、「TYPE B (M)」、「BU型」、「TYPE B (U)」、「IP-1型」、「TYPE IP-1」、「IP-2型」、「TYPE IP-2」、「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字のうち、いずれの表示を行うのか及び総重量の表示について記載し、また国連番号を表示する場合には、「UN」の文字に続け、その旨についても記載すること。</p> <p>○ (9)については、主務大臣の運搬確認証の番号及び輸送容器の登録番号を記載し、当該確認証の写しを添付すること。 主務大臣の運搬確認申請中のものにあつては、その旨並びに申請書の日付及び番号を記載すること。</p>	<p>(10) 核燃料輸送物取扱上の注意事項</p> <p>(11) 核燃料輸送物の外観図及び構造図</p> <p>10. 運搬しようとする特定核燃料物質の種類、総量等</p> <p>11. オーバーパックの概要</p> <p>(1) オーバーパックの名称及び主要諸元</p> <p>(2) 収納し、又は包装する核燃料輸送物の型式又は名称、個数及びオーバーパックへの収納又は包装の方法</p> <p>(3) オーバーパックの線量当量率</p> <p>(4) オーバーパックの輸送指数及び臨界安全指数</p> <p>(5) オーバーパックに貼付する標識</p> <p>(6) オーバーパックの個数</p> <p>(7) オーバーパックの外観図</p> <p>12. コンテナの概要</p> <p>(1) コンテナの名称又は型式及び主要諸元</p> <p>(2) 収納する核燃料輸送物及びオーバーパックの型式又は名称、個数及びコンテナへの収納方法</p> <p>(3) コンテナの線量当量率</p> <p>(4) コンテナの輸送指数及び臨界安全指数</p> <p>(5) コンテナに貼付する標識</p>	<p>○ (11)の外観図は、三面図及び鳥かん図によること。</p> <p>○ プルトニウムにあつてはプルトニウム238の同位体濃度を、ウランにあつては濃縮度を、使用済燃料にあつては吸収線量率が1グレイ毎時を超えるかどうかを併記すること。</p> <p>○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、オーバーパックごとに記載すること。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (5)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するかを記載し、臨界安全指数標識の貼付の有無についても記載すること。</p> <p>○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。</p> <p>○ 承認申請の場合には、(2)の「核燃料輸送物及びオーバーパック」を「核燃料物質等、核燃料輸送物等又は低比放射性物質等」と読み替えて記載すること。</p> <p>○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量、適合規格等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、コンテナごとに記載すること。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (5)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するか及びコンテナ標識並びに臨界安全指数標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。</p>
---	--	---	--

(6) コンテナの個数		(4) 車両に貼付する標識	○ (4) については、車両標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。
(7) コンテナの外観図	○ (7) については、三面図及び鳥かん図によること。	(5) 車両に積載する核燃料輸送物、オーバーパック、コンテナ及びタンクの型式又は名称、個数並びに輸送指数及び臨界安全指数のそれぞれの合計値	○ (5) については、車両ごとに記載すること。
(8) <u>コンテナの施錠、封印等</u>	○ (8) については、 <u>施錠及び封印又はこれと同等以上の措置に係る詳細図を添付すること。</u>		
13. タンクの概要		15. 運搬実施体制	
(1) タンクの名称又は型式及び主要諸元	○ (1) の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量、適合規格等を記載すること。	(1) 運搬統括責任者、運搬実施責任者、 <u>見張人</u> 、同行する専門家及びその他の運搬従事者	○ (1) において運搬統括責任者については職名、氏名及び連絡先を、運搬実施責任者については職名及び氏名を、 <u>見張人</u> については人数を、同行する専門家についてはその氏名、所属、資格等を、その他の運搬従事者については人数を記載すること。ただし、第19条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請の場合には、その他の運搬従事者の全氏名も記載すること。
(2) 収納する低比放射性物質等の名称、数量、放射能強度及び性状	○ (2) については、タンクごとに記載すること。名称については、LSA-I又はSCO-Iの区分も記載し、性状については、物理的、化学的性状を記載すること。	(2) 放射線管理要領	○ (2) については、車両、核燃料輸送物、コンテナ等の線量当量率の管理、線量当量率、測定機器、保護具等について記載すること。
(3) タンクの線量当量率	○ (3) については、その位置を付記又は図示すること。	(3) 被ばく管理要領（第19条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請のみ）	○ (3) については、運搬従事者の被ばく線量の測定、記録等の体制、その他被ばく管理に係る必要な事項を記載すること。
(4) タンクの輸送指数及び臨界安全指数		(4) 運搬要領	○ (4) については、運搬時における駐車要領、 <u>監視及び点検要領</u> 、踏切通過要領、梯団時の隊列による運行体制等を記載すること。
(5) タンクに貼付する標識	○ (5) については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するの及びコンテナ標識並びに臨界安全指数標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。	(5) <u>連絡体制</u>	○ (5) については、 <u>通信設備、指定連絡場所、連絡をすべき時間間隔又は場所等を記載すること。</u>
(6) タンクの個数		(6) 荷役作業要領	○ (6) については、荷役時における作業要領、安全対策、使用する機器又は用具の種類等について記載すること。
(7) タンクの外観図	○ (7) については、三面図及び鳥かん図によること。	(7) 事故時の措置	○ (7) については、事故時の応急措置、連絡先等を記載すること。
14. 車両及び積載方法		16. 放射線防護計画	○ 放射線防護計画の内容、その他必要な事項を記載すること。
(1) 車両の概要	○ (1) については、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合には、当該運搬に使用する車両の許容積載量及び有がい、無がいの別を、自動車により運搬する場合には、当該運搬に使用する自動車の車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。また、自動車検査証の写しを添付すること。	17. 教育及び訓練	○ 運搬従事者に対する教育及び訓練の内容、その他必要な事項を記載すること。
(2) 車両の外観図並びに積載方法及び固定方法	○ (2) については、三面図により示すものとし、積載位置、固定等に使用する用具、固定等の方法、標識の貼付、他の積載物等が明確にわかるように示すこと。	18. 緊急時対応計画	○ 緊急時対応の概要を記載すること。
(3) 車両の線量当量率	○ (3) については、その位置を付記又は図示すること。		

19. 情報管理	○ 情報の管理方法を記載すること。 なお、申請各社が別途定める情報管理方法を記載した書類等を添付することにより、この記載に変えることができる。
20. 特定核燃料輸送物等の運搬に係る措置等	○ 第17条の2第7項に定める核燃料輸送物等を運搬する場合には、同条に規定する国土交通大臣が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対し講じた必要な措置の詳細について記載した書類を添付すること。
21. その他	○ 運搬する核燃料物質等が本邦外を運搬されるものである場合には、取扱要領本文2.(11)に掲げる携行書類の記載事項（以下「携行書類の記載事項」という。）のうち、1) から4) までの事項、当該核燃料物質等が核分裂性物質であって、核分裂性輸送物として運搬されない場合には、携行書類の記載事項のうち、11) の事項及び当該核燃料物質等が専用積載で運搬されなければならないものである場合には、携行書類の記載事項のうち、14) の事項についても記載すること。ただし、1. から15. までの記載事項の内容に含まれていない場合に限る。

備考

1. 用紙は、日本工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。
2. 下線を付した事項については、令第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合に限る。

別表第2

記載事項	記載要領等
1. 申請書本文	○ 申請書本文の様式は第3号様式によること。 なお、申請者は、原子炉等規制法第59条第2項の確認申請時の申請者又は同法第59条第3項の容器承認の申請者と同法第59条第2項の申請の際の運搬を委託された者との連名によるものとする。また、申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を付記すること。
2. 運搬しようとする核燃料輸送物の基準適合状況	○ 主務大臣の容器承認の番号を記載すること。
3. 運搬しようとする核燃料物質等の種類	○ 容器に収納される核燃料物質等の種類を記載すること。また、核燃料輸送物に防護対象特定核燃料物質が収納されている場合には、運搬の取決めに関する規則（平成12年総理府令第12号）第2条の申請の際に記載する、運搬される特定核燃料物質の区分（区分Ⅰ、区分Ⅱ又は区分Ⅲ）を併記すること。 ○ 令第48条の表第2号の下欄に掲げる物質に該当する場合は、その旨を記載すること。
4. 承認を受けようとする積載方法	
(1) 名称	
(2) 外観図	○ 図面により固定方法、積載位置等を明確に示すこと。なお、必要に応じて部分図を添付すること。 ○ 主要な箇所には寸法を記入すること。
(3) 固縛に使用する用具、架台等	○ 固縛に使用されるワイヤ、緊締金具、架台等の名称及び記号等を記載すること。
(4) 運搬に係る車両	○ 鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合には、車両の許容積載量及び有がい、無がいの別を、自動車により運搬する場合には、車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。
(5) 固縛作業	○ 固縛作業の手順の詳細を明確に記載すること。 ○ 固縛作業において、使用するクレーン等機械、器具の内容及び固縛作業に従事する者に対し指示すべき事項を記載すること。
5. 運搬実施体制	○ 運搬統括責任者、運搬実施体制、 <u>見張人</u> 、同行する専門家、その他の運搬従事者、運搬要領、事故時の措置等を記載すること。

備考

1. 用紙は、日本工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。ただし、この大きさによることが困難なもの

- のについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。
2. 下線を付した事項については、令第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合に限る。

別表第3

添付書類	記載要領等
1. 車両に関する説明	○ 運搬に使用される車両の主要諸元、車両性能及び積載方法の審査に必要な箇所の構造、装置の内容について説明すること。 また、自動車により運搬する場合は、運搬に使用される車両の自動車検査証の写しを添付すること。
2. 予定される運搬に関する説明	○ 予定される運搬に関し、速度、勾配、最小回転半径、通行の距離等について説明すること。
3. 強度計算書	○ 予定される運搬等において、運搬容器が容易に移動、転倒、転落等を起こさないことを説明すること。
4. 同一積載方法が繰り返し実施できることの説明	○ 同一積載方法が繰り返し実施できることを具体的に説明すること。この場合、積付けに使用される機器、架台等の劣化についても言及すること。
5. 承認容器について	○ 承認容器の主要諸元、外観図及び承認を受けたことを証する書面を添付すること。
6. 国土交通大臣の確認の有無について	○ 当該運搬において、国土交通大臣による確認を受けている場合は、その輸送物運搬確認証の写しを添付すること。
7. その他	○ その他必要な事項がある場合は、その書面を添付すること。

消印しないこと。

国土交通大臣 殿

文書番号
年 月 日
申請者の氏名
又は名称
住 所
連絡先

印

別添の運搬計画書に記載する核燃料輸送物の運搬につき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第2項の確認をして戴きたく申請いたします。

備考 申請者は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別表第4 申請先

区 分	所 管 課
(1) 当該運搬が鉄道、軌道、索道若しくは無軌条電車によってなされる場合	鉄道局技術企画課
(2) 当該運搬が自動車若しくは軽車両によってなされる場合	自動車交通局技術安全部環境課

第1号様式（核燃料輸送物運搬確認申請書）

核燃料輸送物運搬確認申請書
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;"> 正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、 </div>

第2号様式（特別措置運搬承認申請書）

特別措置運搬承認申請書

国 土 交 通 大 臣 殿

文 書 番 号
 年 月 日
申請者の氏名 (印)
又 は 名 称
住 所
連 絡 先

核燃料物質等車両運搬規則第19条第1項の規定に基づき、下記の核燃料物質等の運搬について承認して戴きたく申請いたします。

記

備考 申請文中「第19条第1項」は、当該申請が規則第19条第2項に基づく場合には、「第19条第2項」と、当該申請が規則第19条第3項に基づく場合には、「第19条第3項」と、第19条第1項及び第3項に基づく場合には、「第19条第1項及び第3項」等と書き換えること。

また、申請者は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第3号様式（積載方法承認申請書）

積載方法承認申請書

国 土 交 通 大 臣 殿

文 書 番 号
 年 月 日
申請者の氏名 (印)
又 は 名 称
住 所
連 絡 先

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の運搬方法確認に関する省令第2条の規定に基づき、下記の積載方法について承認して戴きたく申請いたします。

記

備考 申請者は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

旅客自動車運送事業等運輸規則（抄）

（昭和三十一年八月一日運輸省令第四十四号）

最終改正：平成二十一年五月一三日国土交通省令第三六号

（目的）

第一条 この省令は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び旅客の利便を図ることを目的とする。

（危険物の輸送制限）

第十四条 一般乗合旅客自動車運送事業者は第五十二条各号に掲げる物品（同条ただし書きの規定によるものを除く。）を旅客の運送に付随して運送してはならない。

2 旅客自動車運送事業者は、第五十二条各号に掲げる物品（同条ただし書きの規定によるものを除く。）を旅客の現在する事業用自動車で運搬してはならない。

（物品の持込制限）

第五十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。

六 放射性物質等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項の放射性同位元素並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第二項の核燃料物質及びそれによって汚染された物をいう。）

附 則（平成二十一年五月一三日国土交通省令第三六号）

この省令は、平成二十一年五月十八日から施行する。

道路運送車両の保安基準（抄）

（昭和二十六年七月二十八日運輸省令六十七号）

最終改正：平成二〇年一〇月一五日国土交通省令第八五号

（用語の定義）

第一条 この省令における用語の定義は、道路運送車両法（以下「法」という。）第二条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

十二 「危険物」とは、消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

（消火器）

第四十七条 次の各号に掲げる自動車には、消火器を備えなければならない。

六 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和三十二年運輸省令第三十三号）第十八条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和三十三年総理府令第五十七号）第三条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第十一条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和三十二年運輸省令第七十二号）第十九条の規定により運送する場合に使用する自動車

2 前項各号に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

附 則（平成二〇年一〇月一五日国土交通省令第八五号）

この省令は、平成二十年十月十五日から施行する。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（抄）

（平成十四年七月十五日 国土交通省告示第六百十九号）

最終改正：平成二十一年三月二四日 国土交通省告示第三〇九号

（その他の灯火等の制限）

第六十二条 保安基準第四十二条の告示で定める基準は、次の各項に掲げる基準とする。

2 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上二・五メートル以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。

六 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が変わることにより視感度が変わる灯火を含む。）を備えてはならない。

一 曲線道路用配光可変型前照灯（自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射することができる前照灯をいう。以下同じ。）

二 側方灯

三 方向指示器

四 補助方向指示器

五 非常点滅表示灯

六 緊急自動車の警光灯

七 道路維持作業用自動車の灯火

八 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯

九 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の行先等を連続表示する電光表示器

十 非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの又は室内照明灯と兼用するものに限る。）

十一 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第一条第一項第八号に規定する移動式クレーンに備える過負荷防止装置と連動する灯火

十二 点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火

8 自動車に備える灯火の直射光又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであってはならない。

10 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。

11 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火は、他の灯火と兼用のものであってはならない。

附 則（平成二十一年三月二四日 国土交通省告示第三〇九号）

この告示は平成二十一年四月一日から施行する。

核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令

（昭和五十三年十二月二十八日 総理府令第四十八号）

最終改正：平成一八年一二月二六日内閣府令第八七号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）第五十九条の二第四項及び第五項（同法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第十七条の四において準用する同令第十七条の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令を次のように定める。

（保安のための措置が必要な場合に届出を要する核燃料物質等）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下この条において「令」という。）第四十九条の表第一号イの内閣府令で定める核燃料物質等（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。以下同じ。）は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条第一項第三号に規定する核燃料物質等とする。

2 令第四十九条の表第一号ロの内閣府令で定める核燃料物質は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第十八条第二項に規定する核分裂性物質とする。

（届出の手續）

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十九条第五項の規定による核燃料物質等の運搬の届出をして、運搬証明書の交付を受けようとする者は、別記様式第一の運搬届出書一通を当該運搬の経路である区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の届出に係る運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、当該核燃料物質等の出発地を管轄する公安委員会（以下「出発地公安委員会」という。）以外の公安委員会に対する同項の運搬届出書の提出は、出発地公安委員会を経由してしなければならない。

3 第一項の運搬届出書の提出は、当該運搬が一の公安委員会の管轄する区域内においてのみ行われる場合にあっては運搬開始の日の一週間前までに、その他の場合にあっては運搬開始の日の二週間前までにしなければならない。

（運搬証明書）

第三条 法第五十九条第五項の運搬証明書（以下「運搬証明書」という。）の様式は、別記様式第二のとおりとする。

（指示）

第四条 保安のための措置が必要な場合における法第五十九条第六項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 核燃料物質等を積載した車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第八号に規定する車両をいう。以下この項において同じ。）の速度
 - 二 伴走車の配置
 - 三 核燃料物質等を積載した車両及び伴走車その他の運搬に同行する車両の車列の編成並びに当該車列を構成する車両相互間の距離
 - 四 駐車（道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。以下この号において同じ。）場所及び駐車時の措置
 - 五 核燃料物質等の積卸し又は一時保管をする場所
 - 六 見張人の配置その他核燃料物質等への関係者以外の者の接近を防止するための措置
 - 七 核燃料物質等の車両への積載方法
 - 八 警察機関への連絡
 - 九 核燃料物質等の取扱いに関し知識及び経験を有する者の同行
 - 十 前各号に掲げるもののほか、運搬中の交通事故、核燃料物質等の盗取等による災害を防止するために必要な事項
- 2 保安及び特定核燃料物質の防護のための措置が必要な場合にお

ける法第五十九条第六項の内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、防護対象特定核燃料物質を防護するために必要な事項とする。

（運搬証明書の記載事項の変更の届出）

第五条 法第五十九条第九項の規定による届出をし、運搬証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第三の運搬証明書書換え申請書一通に当該運搬証明書を添えて、その交付を受けた公安委員会に提出しなければならない。

（運搬証明書の再交付の申請）

第六条 法第五十九条第十項の規定による運搬証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第四の運搬証明書再交付申請書一通をその交付を受けた公安委員会に提出しなければならない。この場合において、申請の事由が当該運搬証明書の汚損であるときは、当該申請書に当該運搬証明書を添えなければならない。

（運搬に関する検査）

第七条 法第五十九条第十一項の規定により警察官が検査を行うときは、道路における安全と円滑に支障を及ぼすおそれのない場所を選び、かつ、当該核燃料物質等の保安の確保（当該核燃料物質等に防護対象特定核燃料物質を含むときは、保安及び当該防護対象特定核燃料物質の防護の確保）について細心の注意を払わなければならない。

（公安委員会への報告）

第八条 法第六十二条の三の内閣府令で定める事象は、次に掲げるもの（法第五十八条第一項の工場等の外における核燃料物質等の運搬において生じたものに限る。）とする。

- 一 核燃料物質等の盗取又は所在不明が生じること。
- 二 核燃料物質等を積載した車両又は伴走車その他の運搬に同行する車両に係る交通事故が発生すること。
- 三 防護対象特定核燃料物質の運搬が妨害されること。
- 四 核燃料物質等の異常な漏えいが生じること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、核燃料物質等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれが認められること。

2 法第六十二条の三の内閣府令で定める事項は、前項に規定する事象が生じた日時及び場所、当該事象の状況並びに当該事象の発生に際してとられた措置とする。

3 法第六十二条の三の原子力事業者等であつて法第五十九条第五項の規定による届出をしたものは、第一項に規定する事象が生じたときは、その旨を直ちに当該届出を受理した公安委員会に報告し、かつ、当該事象が生じた日から十日以内に、前項に規定する事項を記載した報告書を当該公安委員会に提出しなければならない。

附 則（平成一八年一二月二六日総理府令第八七号）

（施行期日）

1 この府令は、平成十九年一月一日から施行する。

別記様式第 1（第 2 条関係）

別記様式第 2（第 3 条関係）

別記様式第 3（第 5 条関係）

別記様式第 4（第 6 条関係）

別記様式第1（第2条関係）

(その1)		※整理番号	
		※受理年月日	
		※証明書番号	
		※証明書交付年月日	
核燃料物質等運搬届出書			
年 月 日			
公安委員会 殿			
住所			
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）(印)			
原子力事業者等の区分（注1）			
担当者 電話番号			
運 搬 日 時	年 月 日 時 から		
(注2)	年 月 日 時 まで		
出 発 地 (注3)			
到 着 地 (注3)			
運 搬 経 路	経由地点 (注4)	距離 (km)	路線名
		区間 和程	
			所要時間(分)
			運 行 時 刻
			運 搬 手 段
			備 考 (注5)
この県での運搬の内容が用紙（その2）の記載事項と異なる場合は、その事項及び運搬の内容			
記 載 事 項		運 搬 の 内 容	
そ の 他 の 記 載 事 項		用 紙 （ そ の 2 ） の と お り	

(その2) 運搬の内容				
輸送物	種類及び個数 (注6)			
	核燃料物質等の名称及び数量 (注7)			
	区分及び区分別数量 (注8)			
運送人	氏名(法人にあつては、その名称)			
	住 所			
運行責任者氏名 (注9)				
同行者氏名 (注10)				
核燃料物質等積載車両及び運転者	自動車登録番号	最大積重量	積載重量及び輸送物個数	運転者氏名
積 載 方 法 (注11)				
携行資器材の名称及び個数				
運 搬 要 領 (注12)				
警 察 機 関 へ の 連 絡 要 領				
応 急 措 置 要 領				
摘 要 (注13)				

- 注1 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等若しくは旧使用者等又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び原子力事業者等の別を併記すること。
- 2 この欄には全運搬経路の運搬日時を記載すること。
- 3 この欄には全運搬経路の出発地及び到達地を記載し、工場又は事業所である場合は、その名称を併記すること。
- 4 この欄にはこの運搬届出書を提出する都道府県の運搬経路に

係る内容を記載すること。

- 5 この欄には駐車、積卸し及び一時保管の予定場所及び予定時刻を記載すること。
- 6 A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物の別及び個数を記載すること。核分裂性輸送物にあつては、その旨を併記すること。防護対象特定核燃料物質にあつては、特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則（平成12年総理府令第124号）第1条1項の表第1号又は第2号に該当する場合は区分1、同表第3号から第6号までのいずれかに該当する場合は区分11、同表第7号から第9号までのいずれかに該当する場合は区分IIIとそれぞれ併記すること。
- 7 燃料要素、燃料集合体又は使用済燃料にあつてはその旨及び単位体数を、その他の核燃料物質にあつては化学上の名称及び重量を記載すること。核燃料物質によって汚染された物にあつては、その旨及び重量を記載し、当該汚染された物の名称、汚染の状況及び汚染の程度を記載した書面を添付すること。
- 8 照射されていない燃料の場合には、濃縮ウラン、プルトニウム及びウラン233の区分により、濃縮ウランの区分に属するものにあつてはその旨、濃縮度及びウランの量を、プルトニウムの区分に属するものにあつてはその旨及びプルトニウムの量を、ウラン233の区分に属するものであつてはその旨及びウラン233の量を記載すること。照射された燃料の場合には、照射前の濃縮ウラン、プルトニウム、ウラン233、天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム等の区分により、濃縮ウランの区分に属するものにあつてはその旨、照射前の濃縮度及び照射前のウランの量(濃縮度が10パーセントに達しないものにあつては濃縮ウランの区分に属する旨、照射前の濃縮度、照射前のウランの量及び照射直後の吸収線量率)を、プルトニウムの区分に属するものにあつてはその旨及び照射前のプルトニウムの量を、ウラン233の区分に属するものにあつてはその旨及び照射前のウラン233の量を、天然ウラン、劣化ウラン又はトリウムの区分に属するものにあつてはその旨及び照射直後の吸収線量率を記載すること。
- 9 運搬に同行し、運搬の実施について責任を有する者の記載をすること。
- 10 核燃料物質等の取扱いに関し知識及び経験を有する者で、運搬に同行し、当該核燃料物質等の保安のため必要な監督を行うものを記載すること。ただし、BM型輸送物以外の輸送物を運搬する場合であつて、その者を同行させないときは記載を要しない。
- 11 輸送物の積載方法の概要を記載し、積載時の車両の外観図を添付すること。
- 12 車両の速度及び駐車、積卸し又は一時保管をする際に講じる見張り人の配置等安全確保のための措置について記載し、車列の編成及び車間距離を記載した図面を添付すること。
- 13 法第59条第2項の文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の確認の有無、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第5条第7号ただし書又は第8号ただし書に規定する承認(同規則第6条から第10条までに規定する技術上の基準に係るものを含む。)の有無及び同規則第13条又は核燃料物質等車両運搬規則(昭和53年運輸省令第72号)第19条第1項若しくは第2項の特別措置の承認の有無について記載すること。

- 備考1 用紙（その1）は運搬の経路となる区域を管轄するすべての都道府県公安委員会に、用紙（その2）は出発地公安委員会に提出すること。
- 2 ※印欄には記載しないこと。
- 3 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（警察庁関係）

別記様式第2（第3条関係）

第 号		年 月 日					
核燃料物質等運搬届出書							
公安委員会 (印)							
原子力事業者等	住所						
	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）						
	原子力事業者等の区分						
運 搬 日 時	年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで						
出 発 地							
到 着 地							
運搬経路	経由地点 (注4)	距離 (km) 区間 和程	路線名	所要時間(分)	運 行 時刻	運 搬 手段	備 考 (注5)
運 搬 の 内 容							
指 示 事 項							
備考1 この運搬証明書は、運搬中常に携帯し、警察官の要求があつたときは、必ず提示すること。 2 この運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく交付を受けた都道府県公安委員会に届け出ること。 3 この運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、遅滞なく交付を受けた都道府県公安委員会に届け出ること。							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第4（第6条関係）

		※整理番号	
		※受理年月日	
		※再交付年月日	
核燃料物質等運搬証明書再交付申請書			
年 月 日			
公安委員会 殿			
住所			
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）(印)			
原子力事業者等の区分			
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第10項の規定により、運搬証明書の再交付を申請します。			
運搬証明書番号		運搬証明書公布年月日	年 月 日
申 請 の 事 由			

備考1 ※印欄は、記入しないこと。

- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第3（第5条関係）

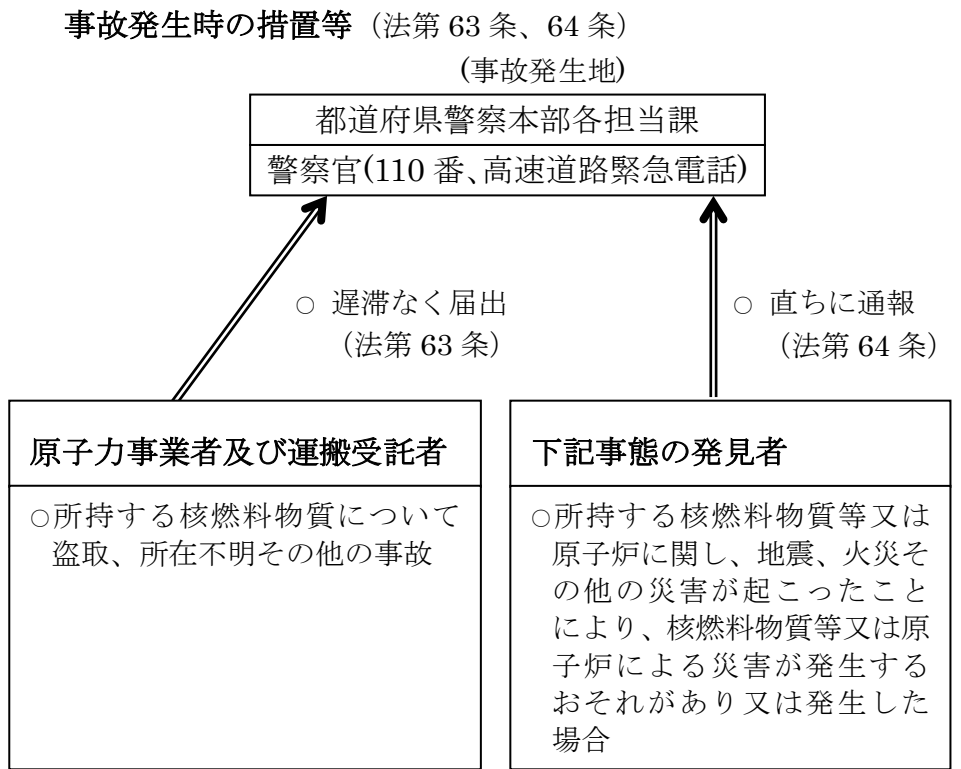
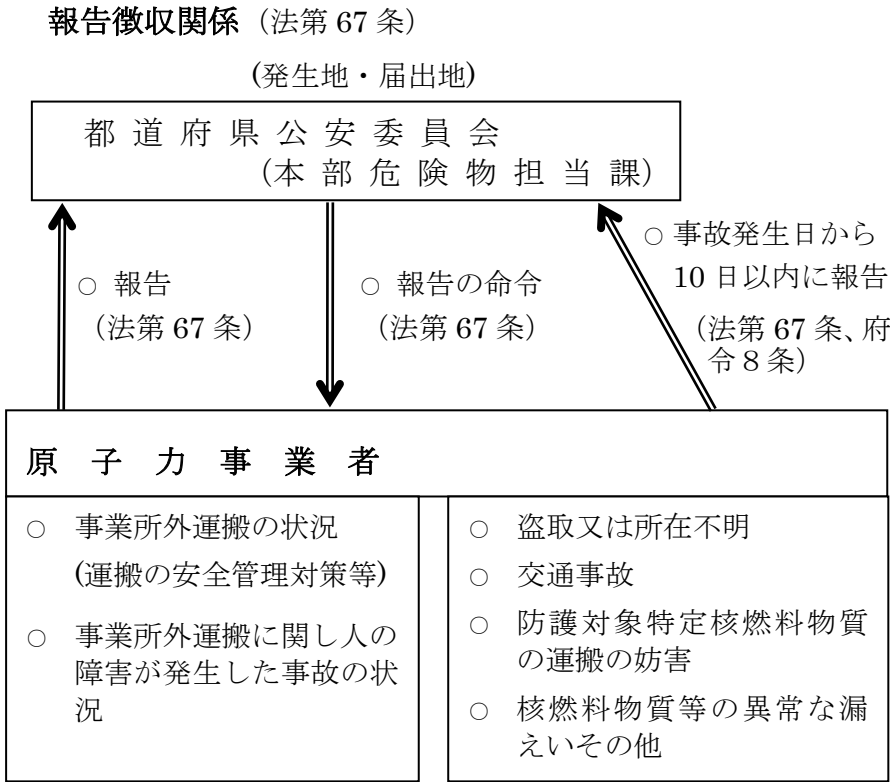
		※整理番号	
		※受理年月日	
		※書換え年月日	
核燃料物質等運搬証明書書換え申請書			
年 月 日			
公安委員会 殿			
住所			
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）(印)			
原子力事業者等の区分			
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第9項の規定により、運搬証明書の書換えを申請します。			
運搬証明書番号		運搬証明書交付年月日	年 月 日
書 換 え 事 項			
書 換 え 事 由			

備考1 ※印欄は、記入しないこと。

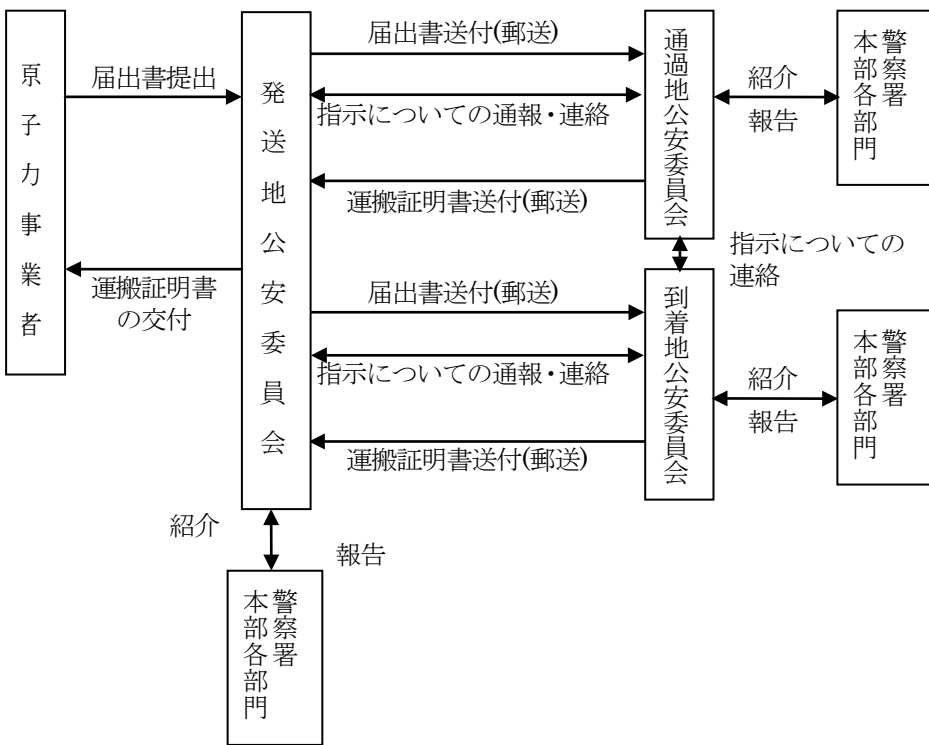
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（警察庁関係）
に基づく報告徴収関係ほか

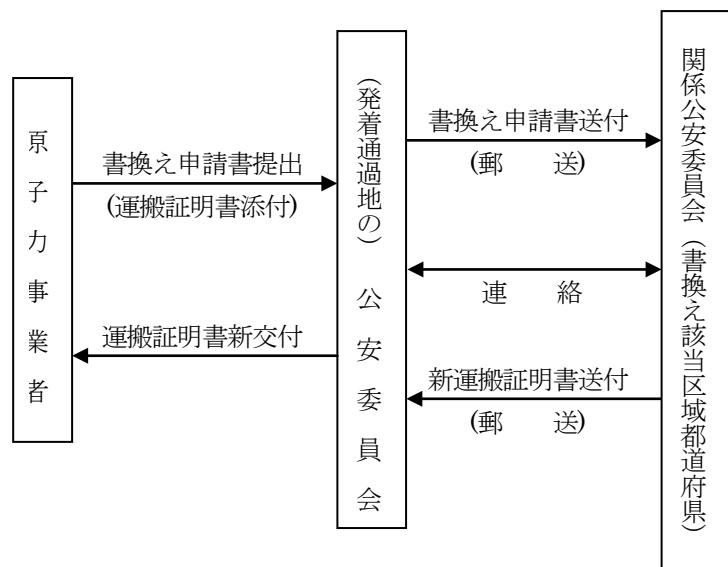
【編注】：
 (1)本ページ以降、158ページまでは、編者により情報を更新し作成したものです。
 (2)本ページの図中の略記については以下の通り。
 法……核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
 府令…核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令



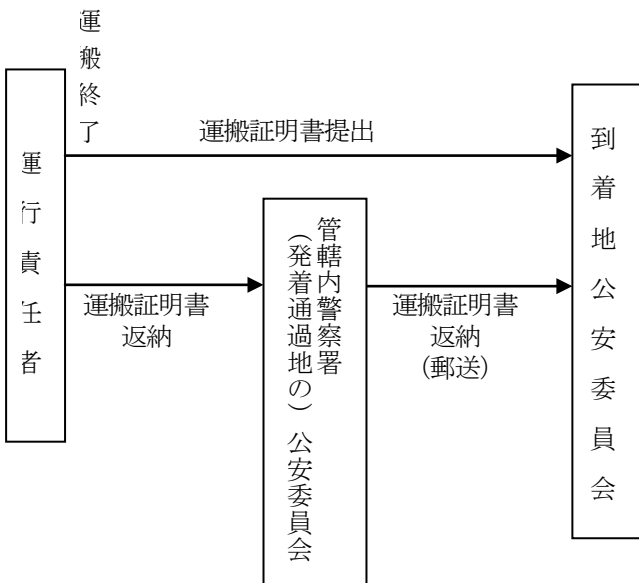
1 運搬証明書の交付手続



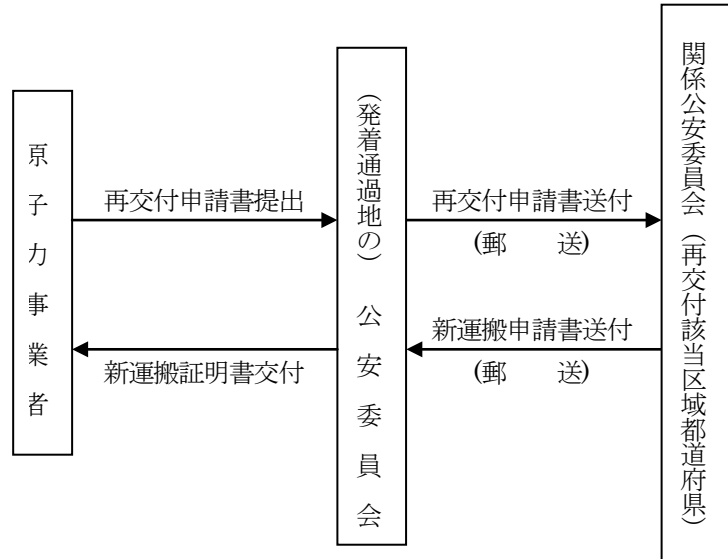
3 運搬証明書の書換え手続



2 運搬証明書の返納手続



4 運搬証明書の再交付手続



○第1 運搬届出書の記載要領

1 届出回数

届出は、1回の運搬ごとに行うこと。1車列をもって1回の運搬とする。概ね積載車両を含む車両8台以内をもって1車列とする。ただし、同時に2以上の車列を編成して運搬する場合であっても、同一経路で運搬し、車列ごとの運搬間隔が30分以内であるものにあつては、1回の運搬として取り扱う。この場合にあっては、概ね最大限4車列をもって1回の運搬とする。

2 届出書の提出先等

(1) 提出先

届出書の提出は、発送地公安委員会以外の公安委員会(以下「関係公安委員会」という。)に提出する届出書であっても、発送地公安委員会(都道府県警察本部の危険物担当課)に提出する。関係公安委員会に対する届出書には、当該公安委員会に送付するに要する切手を貼付した封筒を併せて提出する。

届出書用紙は、公安委員会ごとに1通を発送地公安委員会に提出する。

(2) 海上輸送を伴う場合

事業所内の専用港から船舶で運搬し、他の港で荷降して公道又は専用道路を運搬する場合には、荷降した港が発送地となる。

事業所内の専用港から船舶で外国に運搬する場合及び事業所内の専用港から船舶で運搬し他の事業所内の専用港で荷降し、公道又は専用道路等において運搬しない場合は、届出を要しないが、警備上の関係から連絡を願いたい。

3 届出書の提出日

運搬日の2週間前まで(1都道府県内のみの運搬については、1週間前まで)に提出する(土、日、祭日を除く。)

4 運搬証明書の返納

運搬が終了した場合には運搬証明書を直接発地、着地又は通過地の公安委員会(警察本部の危険物担当課又は最寄りの警察署)に返納する。

5 届出書用紙(その1)の記載要領

(1) 届出年月日

届出書を発送地公安委員会に提出する年月日を記載する。

(2) 届出公安委員会

届出先の公安委員会の都道府県名を記載する。

(3) 届出者

届出を行う原子力事業者等を記載するが、運搬を委託された者が届け出る場合には、運搬を委託した者との連名による。

法人が届出者の場合には、その代表者名により届出をしなければならず、支社等の名義による届出は認めない。

(4) 担当者

実際の実務担当者であつて、運搬内容を熟知した者を記載する。

(5) 運搬日時

運搬全体の開始日時及び終了日時を記載する。

(6) 発送地、到達地

全運搬の発送地及び到達地を記載し、事業所、埠頭、空港である場合にはその名称を併記する。埠頭等については、コンテナバースを記載する等、場所をできるだけ特定する。

(7) 運搬経路

路線名、各都道府県の出入地点、主要な経由地点、通過予定時刻等運搬経路が明確にわかるように記載する。

運搬手段は、車両、鉄道、船舶等を併用するときのみ記載する。

備考の欄には、駐車、積降し及び一時保管予定場所及び予定時刻を記載する。

この欄に記載する事項は、盗取、交通事故等の防止のために重要な事項であるので、明確に記載する(例えば「海老名」ではなく、「東名海老名サービスエリア」とその所在地、名称等を具体的に記入する。)

なお、一時保管をする場合には、事業所、営業所等の倉庫又は車庫で行い、事故等緊急やむを得ない場合の外は、運搬途中の積載物の車両間の積替えは避ける。

(8) この県での運搬の内容が用紙(その2)の記載と異なる場合は、その事項及び運搬内容

届出書用紙(その2)には、運搬経路を管轄するすべての公安委員会について共通のものが記載されるが、当該届出書の提出にかかる公安委員会の管轄する区域内において、運搬の内容がこれと異なる場合には、当該事項についてこの欄に記載する。

記載事項欄には、届出書用紙(その2)の該当する各欄名を記載し、運搬の内容欄には、その運搬内容を具体的に記載する。

6 届出書用紙(その2)の記載要領

(1) 輸送物

ア 種類及び個数

輸送物の種類については、輸送物の型式を記載し、当該輸送物が防護対象特定核燃料物質である場合にあっては、区分Ⅰ、区分Ⅱ及び区分Ⅲの別について、「A型核分裂性輸送物(区分Ⅲ)」等と併記する。

イ 核燃料物質等の名称

「燃料集合体」、「六フッ化ウラン」等と記載する。

また、照射された物質については、「使用済燃料」と記載し、試験的に照射したものについては、その旨を付記する。

ウ 区分及び区分別数量

(ア) 未照射の場合

プルトニウム及びウラン233にあってはその旨を、濃縮ウランについては、「濃縮ウラン(濃縮度〇.〇%)」等と記載する。

また、数量については、総運搬量と1車列の総量を記載する。

例…………濃縮ウラン(濃縮度：〇〇%)

第1車列 約〇〇〇kg-U

第2車列 約〇〇〇kg-U

合計 約〇〇〇kg-U

(イ) 使用済燃料

照射前の区分、照射前の濃縮度(濃縮ウランのみ)、照射前の数量(総運搬量と一車列の総量)について記載する。濃縮度が10%に達しない濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムについては、照射直後の吸収線量率についても記載する。

例…………照射前濃縮ウラン(濃縮度：〇〇%)、照射直後の吸収線量率1グレイ毎時を超える。

なお、照射されたプルトニウム、ウラン233及び濃縮度が10パーセントを超える濃縮ウランについては、運搬時の吸収線量率についても記載願いたい。

(2) 運送人

実際に運搬を行う運搬業者の全員を記載する。

(3) 連行責任者

運搬に同行し、運搬全体について責任を有する者を記載する。2車列以上で運搬する場合には、車列ごとの責任者も合わせて記載する。

(4) 同行者氏名

核燃料取扱主任者等関係法令で定められている資格を有する者、事業者等が実施する講習等を受講した者又は核燃料物質等の取扱いに3年以上従事したことがある者で運搬に同行するものを記載する。

BM型輸送物以外の輸送物を運搬する場合であっても、できる限り、これらの者を同行させる。

(5) 核燃料物質等積載車両及び運転者

積載車両ごとに、自動車登録番号、最大積載重量、積載重量、輸送物個数及び運転者氏名を記入する。予備者(車)のある場合は、別紙に記載する。運行責任者及び同行者の予備員は、一運搬につき各々1名、警備員及び運転の予備員は、1回の運搬が2車列までの場合は、4名以内、3車列を超えるものは8名以内にする。

また、積載車、伴走車及び警備車については、一運搬につき、1回の運搬が2車列までの場合は、各々1台以内3車列を超えるものは、各々2台以内の予備車両にする。

- (6) 積載車
積載方法の概要を簡潔に記載し、外観図を添付する。
- (7) 携行資器材の名称及び個数
サーバイメーター、化学消火器、フィルムバッチ、ポケット線量計、立入禁止区域表示用器具等の災害発生時の応急措置のために携行する資器材を記載する。
- (8) 運搬要領
速度、伴走車の配置、見張人の配置、駐車時の措置、車列間及び車両間の連絡方法等について記載し、輸送編成(1車列の場合は、車両間の距離)を記載した図面を添付する。
伴走車については、その乗務員の氏名、役割についても記載する。伴走車とは、運搬中の安全確保のための車両であって、交通事故、盗取等の防止のために監視を行い、必要な措置をとれる者が添乗しているものをいう。
見張人については、氏名のほか見張方法等について記載する。見張人とは、周辺を監視し、関係者以外の者の接近を防止することができる能力を有する者をいう。
- (9) 警察機関への連絡要領
運搬中の異常事態発生時の連絡、災害又は事故等により運搬証明書の記載と異なった運搬を行わなければならない場合の連絡方法等について記載する。
連絡は、事故等の発生地を管轄する都道府県警察本部又は警察署に行う。
- (10) 応急措置要領
災害発生時、車両故障時、妨害行為発生時等における応急措置について記載する。
- (11) 摘要
経済産業大臣、文部科学大臣又は独立行政法人原子力安全基盤機構並びに国土交通大臣の確認の有無等を記載する。確認申請中である場合には、その旨を記載する。

記載例

(その1)	※整理番号	
	※受理年月日	
	※証明書番号	
	※証明書交付年月日	
核燃料物質等運搬届出書		
平成 年 月 日		
〇〇県公安委員会 殿		
住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇 〇 株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印 原子力事業者等の区分 加工事業者 担当者 〇 〇 〇 〇 電話番号 03-000-0000		
住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇 〇 株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印 原子力事業者等の区分 運搬を委託された者 担当者 〇 〇 〇 〇 電話番号 03-000-0000		
住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇 〇 株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印 原子力事業者等の区分 運搬を委託された者 担当者 〇 〇 〇 〇 電話番号 03-000-0000		

(その1 続紙)

運 搬 日 時	〇〇年〇〇月〇〇日 10時30分 から 〇〇年〇〇月〇〇日 11時20分 から							
出 発 地	〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇株式会社 〇〇事業所							
到 達 地	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇 〇〇電力株式会社 〇〇原子力発電所							
運 搬 経 路	経 由 地 点	距 離 (km)		路 線 名	所 要 時 間 (分)	運 行 時 刻	運 搬 手 段	備 考
		区 間	和 程					
別紙1記載の通り								
この県での運搬の内容が用紙(その2)の記載事項と異なる場合は、その事項及び運搬の内容								
記 載 事 項				運 搬 の 内 容				
該 当 な し								
そ の 他 の 記 載 事 項				用紙(その2)の通り				

記載例

(その2) 運 搬 の 内 容	
輸送物	種類及び個数 A型核分裂性輸送物 第1車列 ○○個 第2車列 ○○個 (区分Ⅲ) 合計 ○○個
	核燃料物質等の名称及び個数 燃料集合体 第1車列 ○○体 第2車列 ○○体 合計 ○○体
	区分及び区分別個数 濃縮ウラン（濃縮度：0.0%以下） 第1車列 約 00.000 kg-U 第2車列 約 00.000 kg-U 合計 約 00.000 kg-U
運送人	氏名（法人にあっては、その名称） ○○運輸株式会社
	住 所 東京都○○区○○町○丁目○番○号
運行責任者氏名	総括運行責任者 ○○ ○○ 第1車列運行責任者 ○○ ○○ 第2車列運行責任者 ○○ ○○
同行者氏名	該当せず
核燃料物質等積載車両及び運転者	自動車登録番号 最大積載量 積載重量及び輸送物個数 運転者氏名
	別紙2記載の通り
積 載 方 法	トラックには輸送物○組を○段で積載し、ワイヤロープで肯定し、輸送物上部には緩衝体を当てる。（別紙3参照）
携行資器材の名称及び個数	別紙4記載の通り
運 行 要 領	別紙5記載の通り
警察機関への連絡要領	別紙6記載の通り
応 急 措 置 要 領	別紙6、7記載の通り
摘 要	独立行政法人原子力安全基盤機構の核燃料物質等運搬物確認を申請中

別紙1

運搬経路及び運行時刻(例)

県名	経由地点 【駐車予定時刻】	距離(km)		路線名	所要時間(分)	運行時刻		運搬手段	備考		
		区間	初程			第1車列	第2車列				
茨 城	○○発 【○○事業所】 ○○交差点	5	0	国道○号線	10	10:30	11:00	自 動 車 運 搬	運 転 者 交 替 休 憩 ・ 点 検		
		00	5			10:40	11:00				
	00	00	○○自動車道	(00)	00:00	00:00					
	00	00			00:00	00:00					
千 葉	茨城・千葉県境 ○○	00	00	○○自動車道	(00)	00:00	00:00	運 搬	運 転 者 交 替 休 憩 ・ 点 検		
		00	00			00:00	00:00				
埼 玉	千葉・埼玉県境 ○○	00	00	○○自動車道	(00)	00:00	00:00			運 搬	運 転 者 交 替 休 憩 ・ 点 検
		00	00			00:00	00:00				
東 京	埼玉・東京都境 ○○I・C	00	00	○○高速道路	00	00:00	00:00	運 搬	運 転 者 交 替 休 憩 ・ 点 検		
		00	00			00:00	00:00				
福 井	滋賀・福井県境 ○○I・C ○○交差点	00	00	○○高速道路	00	00:00	00:00			運 搬	運 転 者 交 替 休 憩 ・ 点 検
		00	00			00:00	00:00				
		00	00	国道○号線	00	00:00	00:00				
井	○○着 【○○原子力発電所】	00	00	県道	00	10:50	11:20	運 搬	運 転 者 交 替 休 憩 ・ 点 検		
		00	00			00:00	00:00				
計		約○○○km				約24時間50分					

別紙2

[第1車列]

核燃料物質等積載車両及び運転者(例)

自動車登録番号	最大積載量	積載重量及び輸送物個数	運転者氏名
○○11○○○○○	○○.○○トン	○個：約○.○トン	○○ ○○
○○11○○○○○	○○.○○トン	○個：約○.○トン	○○ ○○
○○11○○○○○	○○.○○トン	○個：約○.○トン	○○ ○○
○○11○○○○○	○○.○○トン	○個：約○.○トン	○○ ○○

伴走車及び運搬従事者(例)

(車列前方)

警 備 車 (○○00○0000)	警備員(隊長) 監 視 員 "	○○ ○○ (○○警備株) ○○ ○○ (") ○○ ○○ (")
----------------------	-----------------------	---

先 導 車
(○○00○0000)

運 転 者 "	○○ ○○ (○○運輸株) ○○ ○○ (")
運行責任者(正) ○○○同行者 監 視 員	○○ ○○ (") ○○ ○○ (○○株) ○○ ○○ (○○警備株)

(車列後方)

後 衛 車 (○○00○0000)	運 転 者 "	○○ ○○ (○○運輸株) ○○ ○○ (")
運行責任者(副) 放射線技術者	○○ ○○ (") ○○ ○○ (○○株)	

警 備 車
(○○00○0000)

監 視 員 "	○○ ○○ (○○警備株) ○○ ○○ (") ○○ ○○ (")
------------	---

別紙2

[第1車列]

核燃料物質等積載車両及び運転者(例)

自動車登録番号	最大積載量	積載重量及び輸送物個数	運転者氏名
○○11○○○○○	○○.○○トン	○個：約○.○トン	○○ ○○
○○11○○○○○	○○.○○トン	○個：約○.○トン	○○ ○○
○○11○○○○○	○○.○○トン	○個：約○.○トン	○○ ○○
○○11○○○○○	○○.○○トン	○個：約○.○トン	○○ ○○

伴走車及び運搬従事者(例)

(車列前方)

警 備 車 (○○00○0000)	警備員(隊長) 監 視 員 "	○○ ○○ (○○警備株) ○○ ○○ (") ○○ ○○ (")
----------------------	-----------------------	---

先 導 車
(○○00○0000)

運 転 者 "	○○ ○○ (○○運輸株) ○○ ○○ (")
運行責任者(正) ○○○同行者 監 視 員	○○ ○○ (") ○○ ○○ (○○株) ○○ ○○ (○○警備株)

(車列後方)

後 衛 車 (○○00○0000)	運 転 者 "	○○ ○○ (○○運輸株) ○○ ○○ (")
運行責任者(副) 放射線技術者	○○ ○○ (") ○○ ○○ (○○株)	

警 備 車
(○○00○0000)

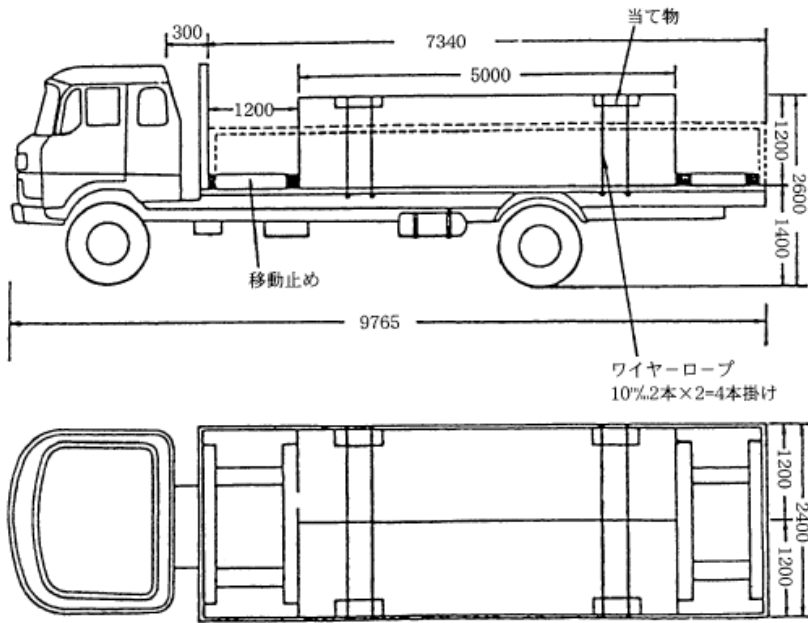
監 視 員 "	○○ ○○ (○○警備株) ○○ ○○ (") ○○ ○○ (")
------------	---

(注) 予備員：上記運搬従事者に変更があった場合は次の従事者より充当します。

- ○○、○○ ○○、○○ ○○、○○ ○○ (以上○○運輸株)
- ○○、○○ ○○、○○ ○○、○○ ○○ (以上○○警備株)

別紙 3

積載車両外觀図(例)



別紙 5

運搬要領(例)

運搬にあたっては、安全確保のために以下の措置をとります。

1. 運行前点検を厳重に実施します。
2. 交通法規を遵守し、一般道路及び高速道路においては指定速度以下で運行します。
注) 雨天等気象状況の悪い時、又は坂道、悪路、工事中の道路等注意を要する場合は、徐行する等、より安全な速度で走行します。
3. 積載車両の前後に別紙 5-(2)「車列編成図」の通り伴走車を配置します。
伴走車には別紙 1「伴走車及び運搬従事者」に示す運搬従事者が乗車し、交通事故防止に努めるとともに積載車両を監視します。
4. 携帯無線機を使用し、各車両間で連絡をとるとともに定期的に輸送本部と連絡をとります。
5. 運搬中に駐車又は停車をする場合には、積載車両に接近する者を監視出来る位置で監視員を含め〇名で見張ります。尚、駐停車する場所が路上である場合には停止標示板を置き、監視員が交通整理を行ないます。
6. 輸送途上での積替はありません。

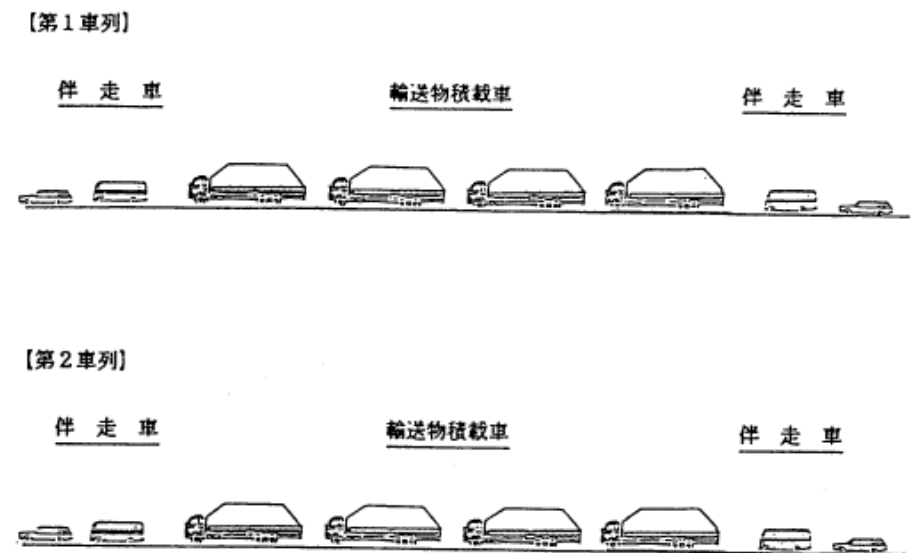
別紙 4

携行資器材の名称及び個数

No.	品名	個数
1.	サーバイメータ γ線用(電離箱又はGM式) α線用	1台/車列 1台/ "
2.	ゼブラロープ	約100m/ "
3.	標識(立入禁止等)	1式/ "
4.	夜間信号用ランプ (1) 警戒灯 (2) 懐中電灯	3個/ " 3個/ "
5.	拡声器(電気メガホン)	1台/ "
6.	ボロ	約2kg/ "
7.	ポリ又はビニール袋	大小各種 1式/ "
8.	ペーパータオル	6箱/ "
9.	ビニールテープ	1式/ "
10.	消火器(ABC 内容量 3.5kg 以上)	1個/各車列
11.	赤旗	1式/車列
12.	無線機	1台/ "
13.	オーバーオール	1着/運搬従事者
14.	マスク	1個/ "
15.	メガネ	1個/ "
16.	ゴム手袋	1双/ "
17.	オーバーシューズ	1足/ "

別紙 5-(2)

車列編成図(例)



車間距離は時速〇〇kmのとき〇〇mを保ちます。

別紙 6

警察機関への連絡要領(例)

1. 交通事故、核燃料物質の盗取等が発生した場合には、運行責任者が 110 番(高速道路上では緊急電話)で最寄りの警察に連絡します。

連絡にあたっては、下記内容を速やかに伝えます。

- (1) 事故発生時刻及び場所
- (2) 事故の原因及び状況
- (3) 負傷者、汚染の有無
- (4) 事故の拡大性の有無
- (5) 講じた措置
- (6) 連絡者の氏名及び今後の連絡先

2. 運行責任者は車両事故、道路の不通等により、予定通りの運搬ができなくなった場合には、出発地及び通過地の警察本部担当課に別紙 7 の連絡系統により連絡します。

3. 運搬終了時には、出発地及び到着地の警察本部担当課に連絡します。

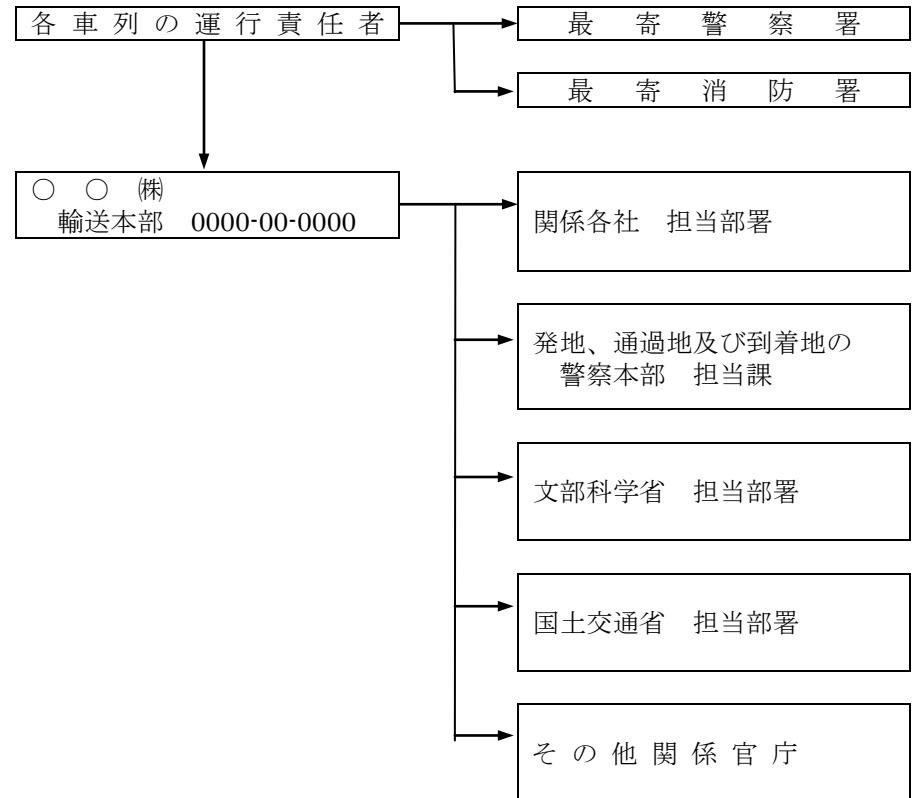
応急措置要領(例)

事故等が発生した場合には、状況によって処置方法は異なりますが、原則として次の処置をとります。

1. 運行責任者は警察機関への連絡要領(上記)により最寄りの警察へ連絡し、指示をあおぎます。
2. 運行責任者は必要な場合に、最寄りの消防機関に 119 番で連絡します。
3. しかる後に、非常時の連絡体制(別紙 7)によって関係部署へ連絡します。
4. 運行責任者及び放射線技術者は、運搬従事者及び監視員を指揮し、事故現場の状況に従って縄張り、立入禁止標識、見張人、赤旗又は赤色合図灯により事故現場に関係者以外を近づけないようにします。
5. 放射線技術者は、必要と認めた時は、放射線の測定を行ない携行資器材(別紙 4)で放射線防護の処置をとります。
6. 火災が発生した場合は、初期消火に努めます。

別紙 7

非常時の連絡体制(例)



○第2 書換え申請書の記載要領(続き)

1 届出を要する場合等

(1) 運搬証明書の書換えを必要とする場合

運搬証明書の記載事項に変更が生じたときは、書換え申請書を提出し、運搬証明書の書換えを受ける必要がある。

運搬証明書の記載事項と基本的同一性を失うような変更(運搬する核燃料物質等の変更、発送地又は到達地の変更、2週間以上の運搬日時の変更等)については、書換えを受けることはできず、新たな運搬届出書を提出し、改めて運搬証明書の交付を受ける必要がある。

(2) 書換え申請の例外

ア 変更内容が軽微な場合

運搬証明書の記載事項のうち、運搬の内容欄(運搬証明書に添付される届出書(その2))中の警察機関への連絡要領欄、応急措置要領欄及び摘要欄の記載内容の変更については、書き換えを受ける必要はないが、変更内容を必ず報告すること。

イ 緊急やむを得ない理由による運搬日時の変更

荒天等により船舶の入港が遅れたためなど、いわゆる緊急やむを得ない理由による運搬日時の変更については、書換えを受ける必要はないが、緊急やむを得ない理由を付して必ず報告しなければならない。

報告は、原則として書面によることとし、運搬証明書書換え申請書を用いる。口頭(電話による場合を含む。)により報告する場合には、書換え申請書記載内容に従って報告する。

この場合には、発送地公安委員会から運搬証明書書換え申請書受理証明書又は運搬証明書書換え申請書口頭受理証明書が交付されるので、これを運搬証明書とともに携帯して運搬すること。

運搬を終了したときには、運搬証明書書換え申請書受理証明書又は運搬証明書書換え申請書口頭受理証明書は、運搬証明書とともに返納する。

ウ 急を要する場合の書換え

予定車両の故障等で積載車両を変更しなければならない場合など、急を要する場合の書換えであっても、届出者の責に帰すべき理由による運搬証明書の記載事項の変更は、原則通りに運搬証明書の書換えを受ける必要があり、運搬証明書書換え申請書を提出し、手数料を納付しなければならない。

ただし、このような場合で運搬証明書の書換えを受ける時間的余裕がない場合には、発送地公安委員会から運搬証明書書換え申請書受理証明書が交付され、申請書に添付して提出した運搬証明書が返却されるので、これらを携帯して運搬することができる。

運搬を終了したときには、運搬証明書書換え申請書受理証明書は、運搬証明書とともに返納する。

2 書換え申請書の提出先

書換え申請書は、関係公安委員会に提出する申請書であっても、発送地公安委員会(都道府県警察本部の危険物担当課)に提出する。この場合、切手を貼付した封筒を併せて提出する。

3 書換えをした運搬証明書の交付

書換えをした運搬証明書は、すべて発送地公安委員会を經由して交付する。

4 書換え申請書の記載(報告)要領

(1) 申請年月日

発送地公安委員会に提出する年月日を記載する。

(2) 申請者

書換えを受けようとする運搬証明書にかかる運搬届出書の届出者を記載する。

運搬届出書の届出者が複数の場合にはその連名で申請をすることを原則とするが、委任状が添付されている場合には、当該届出書の届出者の中の委任を受けたいずれかの1名の記載でもよい。

(3) 運搬証明書番号

書換えを受けようとする運搬証明書の番号を記載する。

(4) 運搬証明書交付年月日

書換えを受けようとする運搬証明書の交付年月日を記載する。

(5) 書換え事項

運搬証明書中の書換えを受けようとする箇所及び何をどのように書き換えを受けようとするのかを的確に記載する。

記載例：運搬日時欄の「平成〇年〇月〇日〇時から」を「平成〇年〇月〇日〇時から」に変更。

(6) 書換え事由

具体的に記載する。

記載例：平成〇年〇月〇日〇時〇〇分に〇〇港〇〇埠頭に接岸予定の輸送船「〇〇〇丸」が、5日間遅れて同月〇日〇時〇〇分に接岸することとなったことから運搬日時を変更する必要があるため。

○第3 再交付申請書の記載要領(続き)

1 届出を要する場合

運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、再交付の申請をしなければならない。

喪失した場合とは、遺失して警察に遺失届を提出した場合である。

汚損した場合とは、証明書の記載事項が判別出来なくなった場合である。ただし、一部が判読出来ない場合であっても全体又は前後の関係から記載事項を解読できる場合には申請を必要としない。この場合の再交付の申請には、再交付申請書に汚損した運搬証明書を添付する。

盗取された場合とは、盗取されて警察に被害届を提出した場合である。

2 再交付申請書の提出先

再交付申請書は、関係公安委員会に提出する申請書であっても、発送地公安委員会(都道府県警察本部の危険物担当課)に提出する。

運搬開始後に再交付を受けようとする場合であっても、発送地公安委員会に提出する。

3 再交付する運搬証明書の交付

再交付する運搬証明書は、すべて発送地公安委員会を経由して交付する。

4 再交付申請書の記載要領

(7) 申請年月日

発送地公安委員会に提出する年月日を記載する。

(8) 申請者

再交付を受けようとする運搬証明書に係る運搬届出書の届出者を記載する。

運搬届出書の届出者が複数の場合にはその連名で申請をすることを原則とするが、委任状が添付されている場合には、当該届出書の届出者の中の委任を受けたいずれかの1名の記載でもよい。

(9) 運搬証明書番号

再交付を受けようとする運搬証明書の番号を記載する。

(10) 運搬証明書交付年月日

再交付を受けようとする運搬証明書の交付年月日を記載する。

(11) 申請の事由

具体的に記載する。

記載例:平成〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ東京都千代田区丸の内〇〇会社本社から同区丸の内の地下鉄丸の内線東京駅までの間に〇〇会社事務封筒に入れたまま遺失しましたので再交付を申請します。平成〇年〇月〇日警察庁丸の内署に遺失届をしております。

表 核燃料物質等の運搬に関する事務担当課一覧表

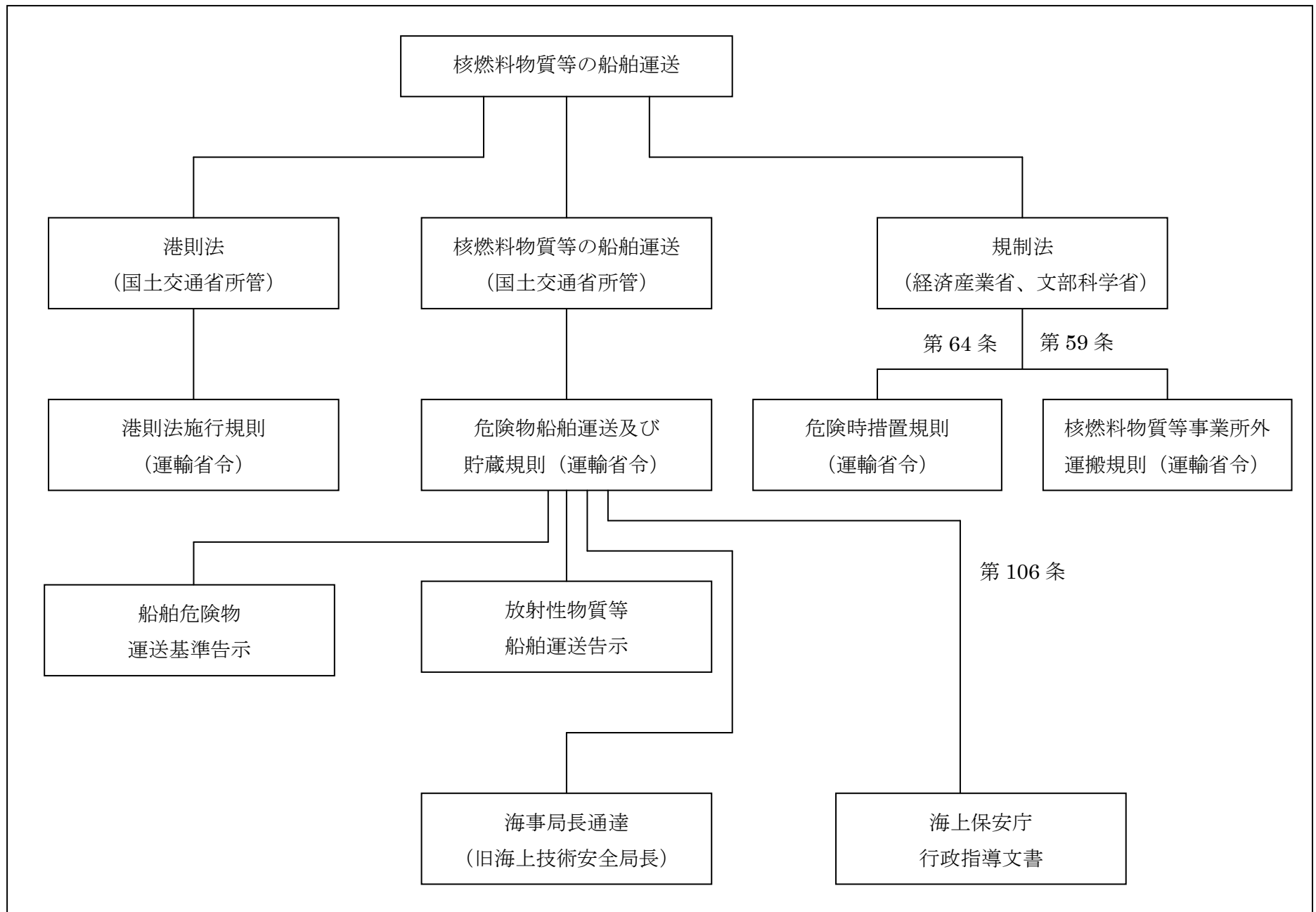
(平成20年4月1日現在)

警察庁生活安全局保安課

都道府県別	担当部署	代表電話
警察庁	生活安全局保安課	03(3581)0141
北海道警察本部	生活環境課	011(251)0110
函館方面本部	生活安全課	0138(31)0110
旭川方面本部	生活安全課	0166(35)0110
釧路方面本部	生活安全課	0154(23)0110
北見方面本部	生活安全課	0157(24)0110
東北管区警察局	広域調整第一課	022(221)7181
青森県警察本部	生活環境課	017(723)4211
岩手県警察本部	生活環境課	019(653)0110
宮城県警察本部	生活環境課	022(221)7171
秋田県警察本部	生活環境課	018(863)1111
山形県警察本部	生活環境課	023(626)0110
福島県警察本部	生活環境課	024(522)2151
警視庁	生活環境課	03(3581)4321
関東管区警察局	広域調整第一課	048(600)6000
茨城県警察本部	生活環境課	029(301)0110
栃木県警察本部	生活環境課	028(621)0110
群馬県警察本部	生活環境課	027(243)0110
埼玉県警察本部	生活環境第一課	048(832)0110
千葉県警察本部	風俗保安課	043(227)9131
神奈川県警察本部	生活安全総務課	045(211)1212
新潟県警察本部	生活安全企画課	025(285)0110
山梨県警察本部	生活安全企画課	055(235)2121
長野県警察本部	生活安全企画課	026(233)0110
静岡県警察本部	保安課	054(271)0110
中部管区警察局	広域調整第一課	052(951)6000
富山県警察本部	生活環境課	076(441)2211
石川県警察本部	生活安全企画課	076(225)0110
福井県警察本部	生活環境課	0776(22)2880
岐阜県警察本部	生活環境課	058(271)2424
愛知県警察本部	保安課	052(951)1611
三重県警察本部	生活安全企画課	059(222)0110
近畿管区警察局	広域調整第一課	06(6944)1234
滋賀県警察本部	生活環境課	077(522)1231
京都府警察本部	生活安全企画課	075(451)9111
大阪府警察本部	生活環境課	06(6943)1234
兵庫県警察本部	生活環境課	078(341)7441
奈良県警察本部	生活安全企画課	0742(23)0110
和歌山県警察本部	生活環境課	073(423)0110
中国管区警察局	広域調整第一課	082(228)6411
鳥取県警察本部	生活環境課	0857(23)0110
島根県警察本部	生活安全企画課	0852(26)0110
岡山県警察本部	生活環境課	086(234)0110
広島県警察本部	生活環境課	082(228)0110
山口県警察本部	生活環境課	083(933)0110
四国管区警察局	広域調整第一課	087(833)2111
徳島県警察本部	生活環境課	088(622)3101
香川県警察本部	生活環境課	087(833)0110
愛媛県警察本部	生活環境課	089(934)0110
高知県警察本部	生活安全企画課	088(826)0110
九州管区警察局	広域調整第一課	092(622)5000
福岡県警察本部	生活環境課	092(641)4141
佐賀県警察本部	生活環境課	0952(24)1111
長崎県警察本部	生活環境課	095(820)0110
熊本県警察本部	生活安全企画課	096(381)0110
大分県警察本部	生活環境課	097(536)2131
宮崎県警察本部	生活環境課	0985(31)0110
鹿児島県警察本部	生活環境課	099(206)0110
沖縄県警察本部	生活保安課	098(862)0110

B 海上輸送関係法令

図 核燃料物質等の船舶運送関係法令と体系



船舶安全法（抄）

（昭和八年三月十五日法律第十一号）

最終改正：平成一八年六月二日法律第五〇号

- 1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。
（調整規定）
- 2 （略）
- 3 （略）

第一条 日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ堪航性ヲ保持シ且人命ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第二条 船舶ハ左ニ掲グル事項ニ付国土交通省令（漁船ノミニ関スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令）ノ定ムル所ニ依リ施設スルコトヲ要ス

- 一 船体
- 二 機関
- 三 帆装
- 四 排水設備
- 五 操舵、繫船及揚錨ノ設備
- 六 救命及消防ノ設備
- 七 居住設備
- 八 衛生設備
- 九 航海用具
- 十 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ積附設備
- 十一 荷役其ノ他ノ作業ノ設備
- 十二 電気設備
- 十三 前各号ノ外国土交通大臣ニ於テ特ニ定ムル事項

② 前項ノ規定ハ櫓權ノミヲ以テ運転スル舟ニシテ国土交通大臣ノ定ムル小型ノモノ其ノ他国土交通大臣ニ於テ特ニ定ムル船舶ニハ之ヲ適用セズ

第二十八条 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ運送及貯蔵ニ関スル事項並ニ危険及氣象ノ通報其ノ他船舶航行上ノ危険防止ニ関スル事項ニシテ左ニ掲グルモノハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

- 一 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ収納、積附其ノ他ノ運送及貯蔵ニ関スル技術的基準
- 二 前号ノ技術的基準ニ適合シタルコトノ検査
- 三 救命信号ノ使用方法其ノ他ノ危険及氣象ノ通報ニ関スル事項
- 四 前三号ノ外特殊貨物ノ運送及貯蔵並ニ船舶航行上ノ危険防止ニ関シ必要ナル事項

② 前項ノ国土交通省令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

③ 前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ三十万円以下ノ罰金トス

④ 第十二条ノ規定ハ第一項ノ国土交通省令ノ施行ニ付適用アルモノトス

⑤ 第一項第二号ノ検査ハ管海官庁又ハ第七項ニ於テ準用スル第二十五条の四十六及第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者（以下登録検査機関ト称ス）ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

⑥ 登録検査機関ノ行フ第一項第二号ノ検査ニ付テハ第十一条第一項中管海官庁トアルハ登録検査機関ト読替ヘテ同項ノ規定ヲ適用ス

⑦ 第五項ノ登録、登録検査機関及登録検査機関ノ行フ第一項第二号ノ検査ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条の四十七第一項第一号中別表第一トアルハ別表第五の上欄に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ同表の下欄ト同項第二号イ及ロ中船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵の監督ト同項第三号中船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵ト第二十五条の四十九第三項中船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵が第二十八条第一項第一号の技術的基準ト同項及同条第四項中検定員トアルハ検査員ト別表第二中船舶又は機械トアリ船舶若しくは機械トアルハ船舶トス

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄
（施行期日）

船舶安全法施行規則（抄）

（昭和三十八年九月二十五日運輸省令第四十一号）

最終改正：平成二〇年一月一九日国土交通省令第一〇〇号

第一条

1～13 （略）

14 この省令において「管海官庁」とは、原子力船及び危険物船舶運送及び貯蔵規則第四十五条に規定する船舶（以下「原子力船等」という。）については国土交通大臣を、本邦にある船舶（原子力船等を除く。）並びに船舶安全法（以下「法」という。）第六条第三項の物件及び第六十五条の六第一項の物件についてはその所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（その所在地を管轄する運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものがある場合は、その運輸支局の長、その海事事務所の長又はその沖縄総合事務局に置かれる事務所の長。第十五条において同じ。）を、本邦外にある船舶（原子力船等を除く。）及び法第六条第三項の物件については関東運輸局長をいう。

（臨時検査）

第十九条

1～2 （略）

3 法第五条第一項第三号の国土交通省令で定めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～八 （略）

八の二 危険物船舶運送及び貯蔵規則第四十五条に規定する船舶について、同令別表第四に定める災害対策緊急措置手引書につき当該船舶の航行の安全の確保に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするとき。

（法第八条の国土交通省令で定める検査）

第四十八条の五 法第八条の国土交通省令で定める検査は、危険物船舶運送及び貯蔵規則第四十五条に規定する防災等の措置に関する検査とする。

附 則 （平成二〇年一月一九日国土交通省令第一〇〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

危険物船舶運送及び貯蔵規則（抄）

（昭和三十二年八月二十日運輸省令第三十号）

最終改正：平成二〇年一二月二二日国土交通省令第一〇二号

危険物船舶運送及び貯蔵規則を次のように定める。

第一編 総則

（通則）

第一条 船舶による危険物の運送及び貯蔵並びに常用危険物の取扱い並びにこれらに関し施設しなければならない事項及びその標準については、他の命令の規定によるほか、この規則の定めるところによる。

（総トン数）

第一条の二 この省令を適用する場合における総トン数は、船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第六十六条の二の総トン数とする。

（用語）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 危険物 次に掲げるものをいう。

イ 火薬類 火薬、爆薬、弾薬、火工品その他の爆発性を有する物質で、告示で定めるものをいう。

ロ 高圧ガス 摂氏五十度で圧力〇・三〇メガパスカルを超える蒸気圧を持つ物質又は摂氏二十度で圧力〇・一〇一三メガパスカルにおいて完全に気体となる物質で、告示で定めるものをいう。

ハ 引火性液体類 次に掲げるものをいう。

（１） 引火点（密閉容器試験による引火点をいう。以下同じ。）が摂氏六十一度以下の液体（引火点が摂氏三十五度を超える液体であって燃焼継続性がないと認められるものを除く。）で、告示で定めるもの

（２） 引火点が摂氏六十一度を超える液体であって当該液体の引火点以上の温度で運送されるもの（燃焼継続性がないと認められるものを除く。）で、告示で定めるもの

（３） 加熱され液体の状態に運送される物質であって当該物質が引火性蒸気を発生する温度以上の温度で運送されるもの（燃焼継続性がないと認められるものを除く。）で、告示で定めるもの。

ニ 可燃性物質類 次に掲げるものをいう。

（１） 可燃性物質 火気等により容易に点火され、かつ、燃焼しやすい物質で、告示で定めるものをいう。

（２） 自然発火性物質 自然発熱又は自然発火しやすい物質で、告示で定めるものをいう。

（３） 水反応可燃性物質 水と作用して引火性ガスを発生する物質で、告示で定めるものをいう。

ホ 酸化性物質類 次に掲げるものをいう。

（１） 酸化性物質 他の物質を酸化させる性質を有する物質（有機過酸化物を除く。）で、告示で定めるものをいう。

（２） 有機過酸化物 容易に活性酸素を放出し他の物質を酸化させる性質を有する有機物質で、告示で定めるものをいう。

ヘ 毒物類 次に掲げるものをいう。

（１） 毒物 人体に対して毒作用を及ぼす物質で、告示で定めるものをいう。

（２） 病気をうつしやすい物質 生きた病原体及び生きた病原体を含有し、又は生きた病原体が付着していると認められる物質で、告示で定めるものをいう。

ト 放射性物質等 次に掲げるものをいう。

（１） 放射性物質 イオン化する放射線を自然に放射する物質で、告示で定めるものをいう。

（２） 放射性物質によって汚染された物 放射性物質が付着していると認められる固体の物質（放射性物質を除く。）で、

その表面の放射性物質の放射能面密度が告示で定める密度を超えるものをいう。

チ 腐食性物質 腐食性を有する物質で、告示で定めるものをいう。

リ 有害性物質 イからチまでに掲げる物質以外の物質であって人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのあるもので、告示で定めるものをいう。

一の二 ばら積み液体危険物 ばら積みして運送される液体の物質であって、次に掲げるものをいう。

イ 液化ガス物質 摂氏三十七・八度で〇・二八メガパスカル（絶対圧力）を超えるガス圧力を持つ液体及びこれに類似する性状を有する液体であって、告示で定めるものをいう。

ロ 液体化学薬品 摂氏三十七・八度で〇・二八メガパスカル（絶対圧力）以下のガス圧力を持つ次に掲げる性質を有する液状の物質（油（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第二号の油をいう。以下同じ。）を除く。）であって告示で定めるものをいう。

（１） 腐食性

（２） 人体に対する毒性

（３） 引火性

（４） 自然発火性

（５） 危険な反応性

ハ 引火性液体物質 引火点が摂氏六十一度以下の液体（イ及びロに掲げるものを除く。）であって、告示で定めるものをいう。

ニ 有害性液体物質 イからハまでに掲げる物質以外の液状の物質であって前号の危険物をいう。

二 常用危険物 船舶の航行又は人命の安全を保持するため、当該船舶において使用する危険物をいう。

二の二 小型容器 内容積が四百五十リットル以下の容器であって、収納する危険物の質量が四百キログラム以下のもののうち、告示で定めるものをいう。

二の三 大型容器 内容積が四百五十リットルを超える容器又は収納する危険物の質量が四百キログラムを超える容器であって、内容積が三、〇〇〇リットル以下のもののうち、告示で定めるものをいう。

二の四 IBC容器 三、〇〇〇リットル以下の金属製容器、硬質プラスチック製容器、プラスチック製内容器付複合容器、フレキシブル容器、ファイバ板製容器及び木製容器であって、小型容器及び大型容器以外のもののうち、告示で定めるものをいう。

二の五 ポータブルタンク 小型容器、大型容器及びIBC容器以外の容器（高圧ガスを充てんするものにあつては、内容積が四百五十リットル以上のものに限る。）のうち、告示で定めるものをいう。

二の六 高圧容器 高圧ガスを充てんし、又は液体の危険物を収納する容器であって、小型容器、大型容器、IBC容器及びポータブルタンク以外のもののうち、告示で定めるものをいう。

三 甲板上積載 危険物を暴露甲板又は開放された船楼、甲板室若しくはこれらに類する場所に積載することをいう。

四 甲板上カバー積載 危険物を覆布等で覆って暴露甲板に積載することをいう。

五 甲板上室内積載 危険物を開放された船楼若しくは甲板室又はこれらに類する場所に積載することをいう。

六 甲板下積載 危険物を暴露甲板下の場所であって、開放された船楼、甲板室及びこれらに類する場所以外の場所に積載することをいう。

七 甲板間積載 危険物を上甲板（全通船楼船にあつては全通船楼甲板。以下同じ。）とこれの直下の甲板との間の場所に積載することをいう。

八 倉内積載 危険物を換気することができる上甲板下の場所に積載すること（甲板間積載を除く。）をいう。

九 はしけ 危険物（ばら積み液体危険物を含む。次号及び第十一号、第五条第二項、第五条の四並びに第五条の九において同じ。）を運送する船舶であって推進機関又は帆装を有しないものをいう。

十 タンカー 危険物である液体貨物を船体の一部を構成するタンクにばら積みして運送又は貯蔵する船舶（はしけを除く。）をいう。

十一 タンク船 危険物である液体貨物を船体の一部を構成しないタンク（暴露甲板上に据え付けられたものを除く。）にばら積みして運送又は貯蔵する船舶（はしけを除く。）をいう。

（分類等）

第三条 この規則において、危険物の分類は、次に掲げるものとする。

- 一 火薬類
- 二 高圧ガス
- 三 引火性液体類
- 四 可燃性物質類
- 五 酸化性物質類
- 六 毒物類
- 七 放射性物質等
- 八 腐食性物質
- 九 有害性物質

2 この規則において、高圧ガス、可燃性物質類、酸化性物質類及び毒物類の項目は、それぞれ、告示で定めるものとする。

3 この規則において、危険物及びばら積み液体危険物の品名は告示で定めるものとする。

4 この規則において、危険物の国連番号、等級、隔離区分、副次危険性等級及び容器等級は、それぞれ、品名ごとに告示で定めるものとする。

（持込の制限）

第四条 運送又は貯蔵をするために持ち込む場合、告示で定める危険物（当該危険物について、それぞれ、告示で定める数量以下であるものに限る。）を船長の許可を受けて持ち込む場合その他法令で定める場合を除き、常用危険物以外の危険物を船舶に持ち込んで서는ならない。

2 船長は、前項の許可をするにあたり、当該危険物の容器、包装及び積載場所について必要な指示をすることができる。

（空容器）

第五条の二 危険物の運送又は貯蔵に使用された空の容器（次の各号に掲げるものを除く。）は、当該危険物を収納しているものとしてこの規則（第百十一条及び第百十二条の規定を除く。）を適用する。

- 一 危険物（放射性物質等を除く。）の運送又は貯蔵に使用された空の容器を洗浄したものであって、残留内容物による危険性がないことについて荷送人が確認したもの
- 二 放射性物質等の運送又は貯蔵に使用された空の容器を洗浄したものであって、当該容器の内表面の放射性物質の放射能面密度が告示で定める密度を超えないもの

（権限の委任）

第五条の三 この規則により地方運輸局長に属する権限（第八十七条第一項に規定する権限を除く。）は、運輸支局等（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）及び同令別表第五第二号に掲げる海事事務所をいう。以下同じ。）の管轄区域においては当該運輸支局等の長、沖縄県においては内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものの長に行わせるものとする。

（経由機関）

第五条の三の二 第八十七条第一項の規定による確認（国土交通大臣が行うものに限る。）の申請は、船積地を管轄する地方運輸局

長（船積地が本邦外の場合にあつては、関東運輸局長。以下同じ。）を経由して行うものとする。

2 第九十九条第一項の規定による国土交通大臣に対する運送計画書の提出は、最初の船積地を管轄する地方運輸局長（最初の船積地が本邦外の場合にあつては、関東運輸局長）を経由して行うものとする。

3 第三百九十条の二の規定による許可（国土交通大臣が行うものに限る。）の申請は、最寄りの地方運輸局長（申請者が本邦外にある場合にあつては、関東運輸局長。以下同じ。）を経由して行うものとする。

第二編 危険物の運送

第一章 通則

（荷役）

第五条の四 危険物の船積み、陸揚げその他の荷役をする場合は、船長又はその職務を代行する者は、これに立ち会わなければならない。

第五条の五 液化ガス物質及び液体化学薬品をばら積みして運送する場合並びに危険物をコンテナ（船舶安全法施行規則第十九条の三に規定するコンテナであつて底面積七平方メートル（上部にすみ金具を有しないもの又は国際航海（船舶安全法施行規則第一条第一項の国際航海をいう。以下同じ。）に従事しない船舶による運送に使用されるものにあつては十四平方メートル）以上のものに限る。以下同じ。）に収納し、又は自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号から第十一号までに規定する自動車、原動機付自転車又は軽車両をいう。以下同じ。）に積載して運送する場合であつて、当該貨物の安全な運送に必要な情報が得られないときは、船長は、当該貨物の積載を拒否しなければならない。

第五条の六 削除

第五条の六の二 削除

（危険物を積載している船舶の標識）

第五条の七 湖川港内において航行し、又は停泊する船舶であつて、貨物として火薬類、高圧ガス、引火性液体類、有機過酸化物、毒物又は放射性物質等を積載しているものは、昼間は赤旗を夜間は赤灯を、マストその他の見やすい場所に掲げなければならない。ただし、海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十二条第二号に掲げる危険物積載船が海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第二十二条の表危険物積載船の項に掲げる標識又は灯火を掲げている場合は、この限りでない。

（危険物取扱規程の供与等）

第五条の八 第百十一条第一項各号に掲げる危険物を運送する船舶及びばら積み液体危険物（有害性液体物質を除く。）を運送する船舶（引火性液体物質にあつては、タンカー、タンク船及びタンクを据え付けたはしけ）の船舶所有者は、当該危険物の運送により発生する危険を防止するため、当該危険物に関する性状、作業の方法、災害発生時の措置その他の注意事項（以下「危険を防止するための注意事項」という。）を詳細に記載した危険物取扱規程を作成し、当該船舶の船長に供与しなければならない。ただし、別表第四に定める災害対策緊急措置手引書を備え付けた場合において、当該災害対策緊急措置手引書に危険を防止するための注意事項を記載したときは、危険物取扱規程に当該事項を記載することを要しない。

2 船長は、前項の危険物取扱規程に記載された事項を当該船舶の乗組員及び当該作業を行う作業員に周知させ、かつ、遵守させなければならない。

第五条の八の二 前条第一項の危険物以外の危険物を運送する場合は、荷送人は船舶所有者又は船長（危険物をコンテナに収納し、又は自動車等に積載して運送する場合であつて、船舶所有者が収納又は積載するときは、船舶所有者に限る。）に当該危険物に関する災害発生時の措置についての情報を記載した書面を提出しなければならない。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2 船長は、前項の書面（写し等を含む。次項において同じ。）を船舶内に当該運送が終了するまで保管しなければならない。

3 危険物を他の船舶に積み換えるときは、前の船舶の船舶所有者又は船長は、第一項の書面を後の船舶の船舶所有者又は船長に交付しなければならない。

（運送中の措置）

第五条の九 船長は、船舶に積載してある危険物により災害が発生しないように十分な注意を払わなければならない。

2 船長は、人命、船舶又は他の貨物に対する危害を避けるため必要があると認めるときは、船舶に積載してある危険物を廃棄することができる。

（通報等）

第五条の十 船長は、ばら積み以外の方法で運送される危険物の排出があった場合又は排出のおそれがある場合には、当該排出の日時、場所、状況、船舶の名称及び船舶所有者並びに当該危険物の品名、数量、容器及び包装について直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

2 前項に規定する船舶の船長は、同項に規定する場合において、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二十五条の規定による報告、海上交通安全法第三十三条第一項の規定による通報又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三十八条第一項、第二項若しくは第五項、第四十二条の二第一項若しくは第四十二条の三第一項の規定による通報をしたときは、当該報告又は通報をした事項については前項の規定による通報をすることを要しない。

3 第一項の船舶の船舶所有者その他当該船舶の運航に関し権原を有する者は、海上保安機関から、同項の危険物の排出等による危険を防止するために必要な情報の提供を求められたときは、できる限り、これに応じなければならない。

第二章 危険物の個品運送等

第一節 総則

（適用）

第六条 この章の規定は、船舶により危険物を運送する場合（ばら積み液体危険物を運送する場合を除く。）について適用する。

（運送禁止）

第七条 爆発性、毒性、腐食性等を有する危険物であって、特に危険性が高いものとして告示で定める危険物は、船舶により運送してはならない。

2 次に掲げる危険物は旅客船により運送してはならない。

- 一 火薬類であって告示で定めるもの
- 二 第七十一条第一項第一号に規定する放射性輸送物であって別表第四に定める甲種貨物が収納されたもの
- 三 液体アンモニアその他告示で定める危険物

3 前項の規定にかかわらず、搭載している旅客の数が告示で定める数を超えない場合は、同項第三号に掲げる危険物を旅客船により運送することができる。

（容器、包装等）

第八条 危険物（常用危険物を除く。以下同じ。）を運送する場合は、荷送人（他人に運送を委託しないで運送する場合にあっては、その者。以下同じ。）は、その容器、包装、標札又は標識（以下「標札等」という。）及び品名、国連番号、取扱上の注意事項その他の当該危険物に係る情報の表示（以下「品名等の表示」という。）（危険物をコンテナに収納し、又は自動車等に積載して運送する場合にあっては、コンテナに収納し、又は自動車等に積載する危険物の容器、包装、標札等並びに品名等の表示をいう。以下同じ。）について告示で定める基準によらなければならない。

2 危険物を収納する容器及び包装は、漏えい又は損傷のおそれがなく、かつ、収納される危険物に対し、安全なものでなければならない。

3 第一項の荷送人は、告示で定める危険物を運送する場合にあっては、次に掲げる容器のいずれかによらなければならない。

一 百十三条の規定により検査を受け効力を有する表示が付されている小型容器、大型容器、IBC容器、ポータブルタンク又は高压容器

二 外国の政府により当該国の危険物の容器及び包装に関する法令に適合していることが認められていることを示すものとして告示で定める表示であって、効力を有するものが付されている小型容器、大型容器、IBC容器、ポータブルタンク又は高压容器

三 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十四条第一項の容器検査に合格している高压容器

四 本邦外において製造された高压容器であって、外国政府（政府機関その他これに準ずるものを含む。）の行う検査に合格しているもの

4 第一項の荷送人は、運送する危険物を、次に掲げるものと同一の容器に収納してはならない。ただし、当該危険物の性状、質量、収納方法等を考慮して船積地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

一 第二十一条第一項の規定により当該危険物と隔離しなければならない危険物

二 当該危険物との作用により、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがあるもの

第九条 前条第一項の標札等及び品名等の表示（告示で定めるものに限る。）は、海水に三月浸された場合であっても、消えるおそれのないものでなければならない。

第十条 百十三条第四項の規定は、第八条第三項第二号の表示について準用する。

第十一条 第八条第一項の規定にかかわらず、告示で定める危険物（当該危険物について、それぞれ、告示で定める質量又は容量以下であるものに限る。）を運送する場合は、標札等及び品名等の表示の一部を省略することができる。この場合において、当該危険物に係る品名等の表示は、告示で定める方法によらなければならない。

2 第八条第一項の規定にかかわらず、船積地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、標札等及び品名等の表示を省略することができる。

第十二条 第八条第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、それぞれ、百十三条第四項第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当していないIBC容器又はポータブルタンクによることができる。

一 第八条第三項の告示で定める危険物を百十三条第四項の表示の効力を失った容器及び包装により、その効力を失った日の翌日から起算して告示で定める期間以内に運送する場合（表示の効力を失う前に危険物を当該容器及び包装に収納した場合に限る。）

二 第五条の二の空の容器を百十三条第一項の検査又は第八条第三項第二号の外国の政府による当該国の危険物の容器及び包装に関する法令に適合していることの認定を受けるため運送する場合

第十三条 第八条及び第二十条の規定にかかわらず、告示で定める危険物は、それぞれ、告示で定める積載方法による場合に限り、旅客船以外の船舶にばら積みして運送することができる。この場合には、次に掲げるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が安全上差し支えないと認める場合はこの限りでない。

一 積載する場所は、積載前に清掃すること。

二 同一の船倉又は区画には、同一品名のもののみを積載すること。

第十四条 第八条の規定にかかわらず、告示で定める危険物（同一の品名のものに限る。）は、非開放型の構造を有する金属製コンテナにばら積みして運送することができる。

（オーバーパック）

第十五条 オーバーパック（荷送人によって危険物が容器に収納され、又は包装されているものが、箱又は袋等（コンテナを除く。）に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。）は、

オーバーパックに収納され、又は包装されている個々の容器又は包装が破損するおそれがないようにしなければならない。

- 2 荷送人は、標札等を付さなければならない危険物のオーバーパックには、オーバーパックに収納され、又は包装されている個々の容器又は包装に付された標札等が外部から容易に確認できる場合を除き、当該危険物を表示する標札等を付さなければならない。
- 3 荷送人は、品名及び国連番号を表示しなければならない危険物のオーバーパックには、オーバーパックに収納され、又は包装されている個々の容器又は包装に表示された品名及び国連番号が外部から容易に確認できる場合を除き、当該危険物の品名及び国連番号を表示しなければならない。
- 4 荷送人は、オーバーパックに収納され、又は包装されている個々の容器又は包装に付された標札等並びに表示された品名及び国連番号が外部から容易に確認できる場合を除き告示で定めるオーバーパック表示を表示しなければならない。

第十六条 荷送人は、運送する危険物を、次に掲げるものと同一のオーバーパックに収納し、又は包装してはならない。ただし、当該危険物の性状、質量、収納方法を考慮して船積地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

- 一 第二十一条第一項の規定により当該危険物と隔離しなければならない危険物
- 二 当該危険物との作用により、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがあるもの
(危険物明細書)

第十七条 危険物の荷送人は、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定によりコンテナ危険物明細書又は自動車等危険物明細書を提出する場合を除き、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した危険物明細書を船舶所有者又は船長（危険物をコンテナに収納して運送する場合であって、船舶所有者が収納する場合は、船舶所有者に限る。次条において同じ。）に提出しなければならない。

- 一 荷送人の氏名又は名称及び住所
 - 二 荷受人の氏名又は名称及び住所
 - 三 危険物明細書を作成し、又は船舶所有者若しくは船長に提出した年月日
 - 四 危険物の国連番号、品名、等級、隔離区分、副次危険性等級及び容器等級
 - 五 個数及び質量又は容積
 - 六 その他告示で定める事項
- 2 前項の危険物明細書の記載については、次に掲げるところによるものとする。
- 一 船舶所有者又は船長が理解する言語により記載すること。
 - 二 前項第四号に掲げる事項は、同号に規定する順序に従って記載すること。
 - 三 前項第四号に掲げる事項のうち、危険物の国連番号及び等級は、それぞれ「UN」及び「Class」（火薬類にあつては「Division」）の文字に続けて記載すること。
- 3 第一項の危険物明細書には、次に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合する旨を付記し、又はその旨を証する書類を添付しなければならない。
- 一 放射性物質等以外の危険物
 - イ 当該危険物の容器、包装、標札等及び品名等の表示が、第八条、第十一条から第十四条まで若しくは第三十六条第一項の規定に適合するものであり、又は第三百九十条の二の規定に基づく許可を受けたものであること。
 - ロ 当該危険物が運送に適した状態にあること。
 - 二 放射性物質等
 - イ 容器に収納され、又は包装されて運送される場合にあつては、第七十三条から第八十五条まで及び第八十七条第一項の規定に適合し、又は第七百七条の規定に基づく承認を受けたものであること。

ロ 容器に収納されず、又は包装されないで運送される場合にあつては、第百条第一項の規定に適合し、又は第七百七条の規定に基づく承認を受けたものであること。

ハ 当該放射性物質等に係る標札及び表示が第九十二条又は第百条第五項若しくは第七項の規定に適合したものであること。
ニ 当該放射性物質等が運送に適した状態にあること。

4 危険物を他の船舶に積み換えるときは、前の船舶の船舶所有者又は船長は、当該危険物明細書を後の船舶の船舶所有者又は船長に交付しなければならない。

第十八条 荷送人は、前条第一項の規定による危険物明細書の提出に代えて、第四項で定めるところにより、船舶所有者又は船長の承諾を得て、前条第一項各号に掲げる事項（以下「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより通知することができる。この場合において、当該荷送人は、当該危険物明細書を提出したものとみなす。

- 一 電子情報処理組織（荷送人の使用に係る電子計算機と船舶所有者又は船長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三項第一号において同じ。）を利用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 荷送人の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて船舶所有者又は船長の使用に係る電子計算機に記載事項を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 荷送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて船舶所有者又は船長の閲覧に供し、当該船舶所有者又は当該船長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、船舶所有者又は船長がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

3 荷送人は、第一項の規定により記載事項を通知しようとするときは、あらかじめ、船舶所有者又は船長に対し、その用いる第一項に掲げる方法及びファイルへの記録の方式を示し、書面又は次に掲げる方法による承諾を得なければならない。

- 一 電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
 - イ 船舶所有者又は船長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて荷送人の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 荷送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項に掲げる方法及びファイルへの記録の方式を電気通信回線を通じて船舶所有者又は船長の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 第一項第二号に掲げる方法

4 前項の規定による承諾を得た荷送人は、当該船舶所有者又は当該船長から書面又は前項に掲げる方法により第一項に掲げる方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該船舶所有者又は当該船長に対し、記載事項の通知を第一項に掲げる方法によってしてはならない。ただし、当該船舶所有者又は当該船長が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 前各項の規定は、前条第四項の規定により危険物明細書を交付する場合について準用する。

第十九条 危険物の船積みをする場合は、船長は、その容器、包装、標札等及び品名等の表示がこの省令の規定に適合し、かつ、危険物明細書の記載事項と合致していることを確認しなければならない。

2 前項の確認をする場合において、その容器、包装、標札等及び品名等の表示に関して、この省令の規定に違反しているおそれがあると認めるときは、証人の立会の下に荷ほどきして検査することができる。

（積載方法等）

第二十条 危険物を運送する場合は、船長は、その積載場所その他の積載方法に関し告示で定める基準によらなければならない。

2 防水性を有しない容器又は包装により危険物を甲板上積載する場合は、波浪等による危害を防ぐため、危険物を覆布等でおおわなければならない。

3 甲板間積載をする場合は、その積載場所の隔壁の開口には完全に閉鎖することができる装置を取り付けなければならない。かつ、危険物を積載したときは、直ちに、これを閉鎖し、みだりに開いてはならない。

（危険物等の隔離）

第二十一条 同一の船舶に品名の異なる危険物を積載する場合は、告示で定める基準により隔離しなければならない。

2 同一の船舶に危険物及びばら積みして運送する固体化学物質（特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十五条の二第二号の固体化学物質をいう。）を積載する場合は、告示で定める基準により隔離しなければならない。

（危険物積荷一覧書）

第二十二条 船長は、船舶に積載した危険物について、次の各号に掲げる事項を記載した危険物積荷一覧書二通を作成し、うち一通を船舶所有者に交付し、他の一通を船舶内に当該危険物の運送が終了するまで保管しなければならない。

- 一 船舶の名称、国籍及び船舶番号
- 二 旅客船であるかどうかの別
- 三 船長の氏名
- 四 船積み、積換え及び陸揚げの港名及び年月日
- 五 荷送人の氏名又は名称及び住所
- 六 荷受人の氏名又は名称及び住所
- 七 危険物の国連番号、品名、等級、隔離区分、副次危険性等級及び容器等級
- 八 個数及び質量又は容積
- 九 積載の場所及び状態

2 前項各号に掲げる事項が明示された積付図は、同項の危険物積荷一覧書に代えることができる。

3 船舶所有者は、前二項の規定により交付を受けた危険物積荷一覧書又は積付図（以下「積荷一覧書等」という。）を陸上の事務所に一年間保管しなければならない。

4 第十八条（第五項を除く。）の規定は、第一項又は第二項の規定により積荷一覧書等を交付する場合について準用する。

5 船長は、前項において準用する第十八条第一項の規定により積荷一覧書等を通知したときは当該積荷一覧書等を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）を当該通知に係る運送が終了するまでの間、船内に保管しなければならない。

6 船舶所有者は、第四項において準用する第十八条第一項の規定により積荷一覧書等の通知を受けたときは、当該積荷一覧書等を記録した電磁的記録を陸上の事務所に一年間保管しなければならない。

第二節 コンテナによる危険物の運送等

（コンテナによる危険物の運送）

第二十四条 危険物をコンテナに収納して運送する場合は、荷送人（船舶所有者が危険物をコンテナに収納する場合にあつては、当該船舶所有者）は、コンテナの構造等、危険物の収納方法並びにコンテナの標識及び表示につき次条から第二十八条までの規定、船長はコンテナの積載方法及び隔離につき第三十二条及び第三十三条の規定によらなければならない。

（コンテナの構造等）

第二十五条 危険物をコンテナに収納して運送する場合は、コンテナの構造及び性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（危険物の収納方法）

第二十六条 危険物をコンテナに収納して運送する場合は、あらかじめ、当該コンテナを十分に清掃し、かつ、当該危険物を収納した場合に当該コンテナに付すことを要しない標識及び表示は、取り外さなければならない。

2 危険物をコンテナに収納する場合は、当該危険物の移動、転倒、衝撃、摩擦、圧壊、漏えい等により危険を生じるおそれがないように、かつ、当該危険物のいずれの部分も外部に突出しないように収納し、コンテナの開閉扉を閉鎖しなければならない。

3 温度管理が必要な危険物として告示で定めるものをコンテナに収納する場合は、温度管理の方法その他の告示で定める基準に適合するものでなければならない。

4 危険物と危険物以外の貨物を同一のコンテナに収納する場合は、当該危険物は、できる限りコンテナの開閉扉の付近に収納しなければならない。

第二十七条 危険物をコンテナに収納して運送する場合は、運送する危険物を次に掲げるものと同一のコンテナに収納してはならない。ただし、当該危険物の性状、質量、収納方法等を考慮して船積地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

- 一 第二十一条第一項の規定により当該危険物と隔離しなければならない危険物
- 二 当該危険物との作用により、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがあるもの

（標識及び表示）

第二十八条 第八条第一項の規定により標札等を付すことが義務づけられている危険物を収納するコンテナには、告示で定める様式による当該危険物の標識（等級の異なる火薬類を収納する場合は、最も高い危険性を示す等級の標識）を四側面に付さなければならない。

2 前項の規定は、火薬類であつて告示で定めるもの又は第十一条第一項の告示で定める危険物については、適用しない。ただし、コンテナに収納された危険物が同項の告示で定める危険物のみである場合は、当該コンテナに告示で定める表示を四側面に付さなければならない。

3 同一品名の危険物（第八条第一項の規定又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の九第一項第一号ハの規定により標札等を付すことが義務づけられている危険物を除く。以下この項において同じ。）のみを同一のコンテナに収納する場合及び危険物をコンテナにばら積みして運送する場合は、当該危険物の品名を少なくとも当該コンテナの両側面に表示しなければならない。ただし、同一品名の危険物のみを同一のコンテナに収納する場合であつて、当該危険物の国連番号を告示で定める方法により当該コンテナに表示する場合は、この限りでない。

4 同一国連番号の危険物（火薬類及び第十一条第一項の告示で定める危険物を除く。）を同一のコンテナに告示で定める質量を超えて収納する場合（当該危険物が当該コンテナに収納される唯一の危険物である場合に限る。）及び危険物をコンテナにばら積みして運送する場合は、告示で定める基準により当該危険物の国連番号を当該コンテナに表示しなければならない。

5 摂氏百度以上の液体又は摂氏二百四十度以上の固体の危険物が収納されたコンテナには、高温注意用表示（告示で定める様式による。以下同じ。）を四側面に表示しなければならない。

6 コンテナに収納された貨物にくん蒸を施した場合は、当該コンテナの開閉扉の見やすい位置に、くん蒸注意用表示（告示で定める様式による。以下同じ。）を表示しなければならない。

7 コンテナに収納された危険物をドライアイスで冷却する場合は、当該コンテナの開閉扉の見やすい位置に、告示で定めるドライアイス注意用表示を表示しなければならない。

8 ポータブルタンクを収納したコンテナであって、当該ポータブルタンクに付された標札等、品名、国連番号及び高温注意用表示のいずれもが、当該コンテナの外部から容易に確認できるものは、第一項及び第三項から第五項までの規定にかかわらず、標札等、品名、国連番号及び高温注意用表示を当該コンテナに付すことを要しない。

第二十九条 第九条の規定は、前条第一項の標識、同条第三項の品名又は国連番号の表示、同条第四項の国連番号の表示及び同条第五項の高温注意用表示について準用する。

2 前条第六項のくん蒸注意用表示及び同条第七項のドライアイス注意用表示は、危険物の運送が終了するまでの間は、消えるおそれのないものでなければならない。

（コンテナ危険物明細書）

第三十条 危険物をコンテナ（タンクコンテナ（ポータブルタンクが固定されているコンテナをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）に収納して運送する場合（船舶所有者が危険物をコンテナに収納する場合を除く。）は、危険物の荷送人は、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載したコンテナ危険物明細書をコンテナごとに作成し、船舶所有者又は船長に提出しなければならない。

- 一 コンテナ番号
- 二 荷送人の氏名又は名称及び住所
- 三 荷受人の氏名又は名称及び住所
- 四 コンテナ危険物明細書を作成し、又は船舶所有者若しくは船長に提出した年月日
- 五 危険物の国連番号、品名、等級、隔離区分、副次危険性等級及び容器等級
- 六 個数及び質量又は容積
- 七 その他告示で定める事項

2 危険物をコンテナに収納して運送する場合であって船舶所有者が危険物をコンテナに収納する場合は、船舶所有者は、あらかじめ、氏名又は名称及び住所並びに前項各号に掲げる事項を記載したコンテナ危険物明細書をコンテナごとに作成し、船長に交付しなければならない。

3 第十七条第二項の規定は、前二項のコンテナ危険物明細書の記載方法について準用する。

4 第一項のコンテナ危険物明細書には、当該危険物の容器、包装、標札等、品名等の表示及び収納方法並びにコンテナの標識及び表示がこの省令の規定に適合し、かつ、運送に適した状態にあることを付記するか、又はこれを証する書類を添付し、第二項のコンテナ危険物明細書には、第十七条の危険物明細書（同条第三項の規定により添付された書類を含む。）を添付するとともに、当該危険物の収納方法及びコンテナの表示がこの省令の規定に適合し、かつ、運送に適した状態にあることを付記するか、又はこれを証する書類を添付しなければならない。

5 危険物が収納されているコンテナを他の船舶に積み換えるときは、前の船舶の船舶所有者又は船長は、当該コンテナのコンテナ危険物明細書を後の船舶の船舶所有者又は船長に交付しなければならない。

6 第十八条（第五項を除く。）の規定は、第一項の規定によりコンテナ危険物明細書を提出する場合又は第二項若しくは第五項の規定によりコンテナ危険物明細書を交付する場合について準用する。

（コンテナの積載前における確認等）

第三十一条 船長は、危険物が収納されているコンテナ（タンクコンテナを除く。以下この条において同じ。）の船積みをする場合は、コンテナの表示がコンテナ危険物明細書の記載事項と合致していることを確認するとともに、コンテナの損傷、危険物の漏えい等異状の有無を調査しなければならない。

2 船長は、前項の調査の結果、危険物の容器、包装、標札等、品名等の表示及び収納方法並びにコンテナの標識及び表示に関して、

この省令の規定に違反しているおそれがあると認めるときは、証人の立会いの下にコンテナを開き、荷ほどきして検査することができる。

（コンテナの積載方法等）

第三十二条 危険物が収納されているコンテナを積載する場合は、移動、転倒、損傷、圧壊等を生じないように積載しなければならない。

2 危険物が収納されているコンテナをコンテナのみを積載するための設備を有する船倉、区画又は甲板上に積載する場合は、第二十条に規定するもののほか、告示で定める積載方法によらなければならない。

3 収納された貨物にくん蒸を施したコンテナを旅客船に積載する場合は、甲板上積載としなければならない。

4 収納された貨物にくん蒸を施したコンテナを甲板下積載する場合は、くん蒸ガスを検知する装置及び当該装置の説明書を船内に備え置かななければならない。

（コンテナ相互の隔離）

第三十三条 危険物が収納されているコンテナをコンテナのみを積載するための設備を有する船倉、区画又は甲板上に積載する場合は、第二十一条の規定にかかわらず、告示で定める隔離の基準によることができる。

（適用除外）

第三十四条 危険物をコンテナに収納して運送する場合は、第十九条の規定は、適用しない。

2 危険物を風雨密のコンテナ（タンクコンテナを除く。）に収納して運送する場合は、第二十条第二項の規定は、適用しない。

（自動車渡船による危険物の運送）

第三十五条 第二十四条、第二十六条から第三十一条まで、第三十二条第二項から第四項まで、第三十三条及び前条の規定は、危険物を自動車等に積載して自動車渡船により運送する場合について準用する。この場合において、第二十四条中「コンテナの構造等、危険物の」とあるのは「危険物の」と、「次条」とあるのは「第二十六条」と、「第三十二条」とあるのは「第三十二条第二項から第四項まで」と、第二十六条第一項中「コンテナを」とあるのは「自動車等の荷台を」と、同条第二項及び第四項中「コンテナの開閉扉」とあるのは「自動車等の荷台の開閉扉」と、第二十八条第一項及び第五項中「四側面」とあるのは「両側面及び後端面（牽引自動車と連結していないセミトレーラ（前車軸を有しない被牽引自動車であって、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によって支えられる構造のものをいう。）にあつては四側面）」と、第三十条第一項中「タンクコンテナ（ポータブルタンクが固定されているコンテナをいう。以下同じ。）」とあるのは「タンク自動車及びタンク車」と、「コンテナ危険物明細書」とあるのは「自動車等危険物明細書」と、「コンテナ番号」とあるのは「自動車等を特定する事項」と、同条第二項から第六項までの規定中「コンテナ危険物明細書」とあるのは「自動車等危険物明細書」と、第三十一条第一項中「タンクコンテナ」とあるのは「タンク自動車及びタンク車」と、「コンテナ危険物明細書」とあるのは「自動車等危険物明細書」と、「コンテナの損傷」とあるのは「自動車等の荷台の損傷」と、同条第二項中「コンテナを」とあるのは「自動車等の荷台の開閉扉を」と、第三十二条第二項中「コンテナのみを積載するための設備を有する船倉、区画又は甲板上」とあるのは「ロールオン・ロールオフ貨物区域（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第十七号の二のロールオン・ロールオフ貨物区域をいう。以下同じ。）」と、第三十三条中「コンテナのみを積載するための設備を有する船倉、区画又は甲板上」とあるのは「ロールオン・ロールオフ貨物区域」と、第三十四条第二項中「風雨密のコンテナ」とあるのは「風雨密の自動車等の荷台」と、「タンクコンテナ」とあるのは「タンク自動車及びタンク車」と読み替えるものとする。

2 危険物を自動車等に積載して自動車渡船により運送する場合は、荷送人（船舶所有者が危険物を自動車等に積載する場合は、当該船舶所有者）は冷凍装置の冷凍能力等（自動車等に積載した危険

物を冷凍するものに限る。）につき、船長は自動車等の積載方法につき、それぞれ、告示で定めるところによらなければならない。

第三十六条 危険物を積載している自動車等を国際航海に従事しない自動車渡船により運送する場合であつて、火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）、高压ガス保安法、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）又は毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の規定によるときは、当該危険物については、第八条、第九条、第十五条、第十六条、前条において準用する第二十八条及び第二十九条、第四十六条、第五十四条、第六十一条、第六十二条、第六十五条、第六十八条において準用する第六十二条並びに第八十条の規定は、適用しない。

2 第七条第二項の規定にかかわらず、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が船舶の構造、航海の態様等を考慮し、安全上差し支えないと認めて許可した場合は、同条第三項の告示で定める数を超える数の旅客を搭載している自動車渡船に、前条第二項の告示で定めるところにより、告示で定める危険物を積載しているタンク自動車又はタンク車を運送することができる。

3 前項の規定による運送の許可を受けて、前項のタンク自動車又はタンク車を、第七条第三項の告示で定める数を超える数の旅客を搭載している自動車渡船により運送する場合は、当該自動車渡船の船長は、自動車等の積載方法、消火装置及び安全の確認について、次の各号によらなければならない。

一 当該タンク自動車又はタンク車を積載する甲板上に積載される自動車等（自転車を除く。）を、告示で定める基準に適合する装置を用いて告示で定める方法により固定すること。

二 告示で定める危険物を積載しているタンク自動車又はタンク車を告示で定める場所に積載しないこと。

三 船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）に規定する消防設備に加え、告示で定める消火装置を備えること。

四 告示で定める事項を記載した危険防止措置手引書を備え置き、これに従って安全の確認を行うこと。

第三節 危険物を運送する船舶の要件

（防火等の措置）

第三十七条 危険物（病毒をうつしやすい物質及び放射性物質等を除く。以下この項において同じ。）を積載する貨物区域（危険物をばら積みする区域を除く。以下この項において同じ。）を有する船舶（小型船舶（国際航海に従事しない総トン数二十トン未満の船舶をいう。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、運送する危険物の分類又は項目及び当該危険物を積載する貨物区域の種類に応じ、別表第一及び別表第二に定める防火並びに火災探知及び消火の措置（以下「防火等の措置」という。）を講じなければならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長（本邦外にある船舶については、関東運輸局長。以下同じ。）が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2 第十三条の規定により旅客船以外の船舶にばら積みして運送することができる危険物をばら積みする貨物区域を有する船舶には、別表第三に定める防火等の措置を講じなければならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

（危険物運送船適合証）

第三十八条 船舶の所在地を管轄する地方運輸局長は、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第五条の検査を受け、前条の要件に適合した船舶について、運送することができる危険物（同条第一項の船舶については病毒をうつしやすい物質及び放射性物質等以外の危険物をいい、同条第二項の船舶については第十三条の規定により旅客船以外の船舶にばら積みして運送することができる危険物をいう。以下この条において同じ。）の分類又は項目及び当該危険物の積載場所を指定し、危険物運送船適合証（第一号様式）を交付するものとする。

2 船長は、危険物を運送する場合は、危険物運送船適合証を船内に備え置かなければならない。

3 船長は、危険物運送船適合証の交付を受けていない船舶により危険物を運送してはならない。

4 船長は、第一項により指定された条件に従って危険物を運送しなければならない。

5 告示で定める外国の政府が外国船舶に対して交付した危険物の運送に関する適合書類は、第一項に規定する危険物運送船適合証とみなす。

6 国際航海に従事する船舶の船舶所有者は、危険物運送船適合証の英訳書の交付を受けることができる。

（危険物運送船適合証の有効期間）

第三十九条 危険物運送船適合証の有効期間は、交付の日から船舶検査証書の有効期間が満了する日までとする。

2 危険物運送船適合証の有効期間の満了前に船舶安全法第五条第一項第一号に規定する定期検査を受けた場合は、当該危険物運送船適合証の有効期間は、満了したものとみなす。

（危険物運送船適合証の有効期間の延長）

第四十条 船舶の所在地を管轄する地方運輸局長は、申請により、船舶検査証書の延長された有効期間の範囲内においてその指定する日まで当該船舶の危険物運送船適合証の有効期間の延長をすることができる。ただし、指定を受けた日前に当該船舶検査証書の有効期間が満了した場合には、当該危険物運送船適合証の有効期間は、満了したものとみなす。

2 前項の申請をしようとする者は、危険物運送船適合証有効期間延長申請書（第二号様式）に危険物運送船適合証及び船舶検査証書を添えて、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

（危険物運送船適合証の書換え）

第四十一条 船舶所有者は、危険物運送船適合証の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、危険物運送船適合証書換申請書（第三号様式）を船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

2 危険物運送船適合証書換申請書には、危険物運送船適合証を添付しなければならない。

（危険物運送船適合証の再交付）

第四十二条 船舶所有者は、危険物運送船適合証を滅失し、又はき損した場合は、危険物運送船適合証再交付申請書（第四号様式）を船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

2 危険物運送船適合証再交付申請書には、危険物運送船適合証（き損した場合に限る。）を添付しなければならない。

3 危険物運送船適合証を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した危険物運送船適合証は、その効力を失うものとする。

（危険物運送船適合証の返納）

第四十三条 船舶所有者は、次に掲げる場合は、速やかに、危険物運送船適合証（第三号の場合にあつては、発見した危険物運送船適合証）を船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に返納しなければならない。

一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。

二 船舶が船舶安全法第二条の規定の適用を受けなくなったとき。

三 船舶が危険物の運送の用に供されないこととなったとき。

四 危険物運送船適合証の有効期間が満了したとき。

五 危険物運送船適合証を滅失したことにより危険物運送船適合証の再交付を受けた後、その滅失した危険物運送船適合証を発見したとき。

（手数料）

第四十四条 危険物運送船適合証の書換え若しくは再交付又は危険物運送船適合証の英訳書の交付を受けようとする者は、千七百元（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下「電子情報処理組織により」という。）書換え若しくは再交付又は交付の申請をする場合にあつては、千五百円）の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第五号様式）にはって納付しなければならない。ただし、電

子情報処理組織により前項の書換え若しくは再交付又は交付の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもってすることができる。
(防災等の措置)

第四十五条 放射性物質等のうち核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。）又は核燃料物質によって汚染された物を第七十一条第一項第一号に規定する放射性輸送物（次の各号に掲げるものに該当するものに限る。）とすることにより、又は告示で定める方法により運送する船舶には、別表第四に定める貨物の種類に応じ、同表に定める防災並びに放射線の測定及び災害対策のための措置（以下「防災等の措置」という。）を講じなければならない。ただし、国土交通大臣が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

- 一 第七十五条に規定するBM型輸送物
- 二 第七十六条に規定するBU型輸送物
- 三 第七十一条第一項第二号に規定する核分裂性輸送物
- 四 第八十七条第一項の告示で定める放射性物質等が収納され、又は包装されているもの

第十節 放射性物質等

(用語等)

第七十一条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 放射性輸送物 放射性物質等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。
- 二 核分裂性輸送物 放射性輸送物のうち、臨界防止のための措置が特に必要なものとして告示で定める放射性物質等が収納され、又は包装されているものをいう。
- 三 専用積載 大型コンテナ（外接する直方体の一辺が一・五メートル以上であり、かつ、容積が三、〇〇〇リットルを超えるコンテナをいう。以下この節において同じ。）
- 四 船倉、区画、甲板の一定区域又は船舶を専用してする積載であって、積載される貨物又はコンテナが一の荷送人からのものであり、かつ、当該貨物又はコンテナに係る荷役作業が荷送人又は荷受人の指示によって行われるものをいう。
- 2 この節において「タンク」とは、船体の一部を構成しないタンクをいう。
- 3 この節において「コンテナ」とは、非開放型の構造を有するコンテナをいう。
- 4 放射性物質等をコンテナに収納して運送する場合における荷送人に関する規定であってこの節に定めるものは、船舶所有者が放射性物質等をコンテナに収納する場合は、当該船舶所有者に適用する。

(放射性輸送物の種類)

第七十二条 放射性輸送物は、L型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物の七種とする。

(L型輸送物)

第七十三条 L型輸送物は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 容易に、かつ、安全に取り扱うことができるよう不要な突出物のない構造とするとともに、荷役装具には急激なつり上げ等に対して十分な強度を持たせること。
- 二 放射性物質によって汚染された場合に、表面の汚染の除去が容易にできる構造とすること。
- 三 運送中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。
- 四 容器の構造部材相互間又は容器の構造部材と放射性物質等の間で、相互の作用により、危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがないこと。
- 五 容器の弁がみだりに操作されないように適切な措置が講じられていること。

六 告示で定める放射性物質等が収納され、又は包装されている場合にあっては、開封されたときに見やすい位置に「放射性」の文字又は「Radioactive」の文字が表示されていること。

七 表面における告示で定める線量当量率の最大値（以下「最大線量当量率」という。）が毎時五マイクロシーベルトを超えないこと。

八 表面の放射性物質の放射能面密度が告示で定める密度を超えないこと。

九 告示で定める核分裂性物質を収納する場合にあっては、外接する直方体の各辺が百ミリメートル以上であること。

(A型輸送物)

第七十四条 A型輸送物は、前条第一号から第五号まで及び第八号に適合し、かつ、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 外接する直方体の各辺が百ミリメートル以上であること。
- 二 容器の構成部品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の変化により、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。ただし、運送中に予想される温度の変化が特定できる場合にあっては、この限りでない。
- 三 六十キロパスカル（絶対圧力）の外圧において、放射性物質の漏えいがないこと。
- 四 液体の放射性物質等が収納されている場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 放射性物質等の量の二倍以上の量の放射性物質等を吸収することができる吸収材又は二重の密封部分からなる密封装置（容器の構成部品のうち、放射性物質等の漏えいを防止するための密封措置が施されているものをいう。以下この節において同じ。）を備えていること。ただし、当該放射性物質等が告示で定める量を超えない量の放射能を有する場合であって、BM型輸送物若しくはBU型輸送物として第八十七条第一項の規定による確認（同条第七項の規定による確認を含む。）を受けた放射性輸送物に使用された容器又は告示で定める外国の政府により当該国のBM型輸送物若しくはBU型輸送物に関する法令に適合していることが認められた放射性輸送物に使用された容器に収納されている場合にあっては、この限りでない。

ロ 放射性物質等の温度の変化、動揺等による影響及び注入時の内圧の変化に十分に耐えるように、容器の内部に適当な空間が保たれていること。

五 みだりに開封されないように、かつ、開封された場合にそれが明らかになるように、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。

六 表面における最大線量当量率が毎時二ミリシーベルトを超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率が毎時百マイクロシーベルト（タンク又はコンテナが容器として使用されている場合にあっては、専用積載により運送する場合を除き、表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をマイクロシーベルト毎時単位で表した値に次の表の上欄に掲げるタンク又はコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値が百）を超えないこと。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	二
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	三
二十平方メートルを超える場合	十

七 放射性物質等の使用等に必要な書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれがないものに限る。）以外のものが収納され、又は包装されていないこと。

八 告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

イ 放射性物質の漏えいがないこと。

ロ 表面における最大線量当量率の著しい増加がなく、かつ、当該最大線量当量率が毎時二ミリシーベルトを超えないこと。

九 液体又は気体の放射性物質等が収納されている場合にあつては、告示で定める条件の下に置くこととしたときに、放射性物質の漏えいがないこと。

（BM型輸送物）

第七十五条 BM型輸送物は、第七十三条第一号から第五号まで及び第八号並びに前条第一号から第七号まで（第四号イに係る部分を除く。）に適合し、かつ、次の各号に適合するものでなければならない。

一 運送中に予想される最低温度から摂氏三十八度までの周囲の温度の変化により、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

二 告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

イ 前条第八号ロの要件

ロ 放射性物質の一時間当たりの漏えい量が告示で定める量を超えないこと。

ハ 表面の温度が日陰において摂氏五十度（専用積載により運送する放射性輸送物にあつては、運送中人が容易に近づくことができる表面（その表面に近接防止枠を設ける放射性輸送物にあつては、当該近接防止枠の表面）において摂氏八十五度）を超えないこと。

ニ 表面の放射性物質の放射能面密度が第七十三条第八号の告示で定める密度を超えないこと。

三 告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

イ 表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率が毎時十ミリシーベルトを超えないこと。

ロ 放射性物質の一週間当たりの漏えい量が告示で定める量を超えないこと。

四 告示で定める量を超える量の放射能を有する放射性輸送物にあつては、告示で定める条件の下に置くこととした場合に、密封装置の破損がないこと。

（BU型輸送物）

第七十六条 BU型輸送物は、第七十三条第一号から第五号まで及び第八号、第七十四条第一号から第七号まで（第二号ただし書及び第四号イに係る部分を除く。）並びに前条第二号から第四号までに適合し、かつ、次の各号に適合するものでなければならない。

一 摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの周囲の温度の変化により、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

二 フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ過又は放射性物質等の冷却が行われる構造であること。

三 最高使用圧力（運送中に予想される温度及び日光の直射の条件下で、放射性輸送物について排気、冷却その他の特別な措置をとらない場合に、一年間に当該放射性輸送物の密封装置内に生ずる気体の最大圧力をいう。）が七百キロパスカルを超えないこと。

（IP-1型輸送物）

第七十七条 IP-1型輸送物は、第七十三条第一号から第五号まで及び第八号並びに第七十四条第一号及び第六号に適合するものでなければならない。

（IP-2型輸送物）

第七十八条 IP-2型輸送物は、前条に適合し、かつ、告示で定める条件の下に置くこととした場合に、第七十四条第八号の基準に適合するものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、タンク、コンテナ又はIBC容器（金属製容器に限る。以下この節において同じ。）が容器として使用されているIP-2型輸送物にあつては、告示で定める基準によることができる。

（IP-3型輸送物）

第七十九条 IP-3型輸送物は、第七十七条及び次の各号に適合するものでなければならない。

一 第七十四条第二号から第五号まで（第四号イに係る部分を除く。）の基準に適合すること。

二 告示で定める条件の下に置くこととした場合に、第七十四条第八号の基準に適合すること。

2 前項の規定にかかわらず、タンク、コンテナ又はIBC容器が容器として使用されているIP-3型輸送物にあつては、前条第二項の告示で定める基準によることができる。

（放射性物質等の運送）

第八十条 荷送人は、放射性物質等については、次の各号に掲げる放射性物質等の区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げる放射性輸送物とされたものでなければならない。

一 危険性が極めて少ない放射性物質等として告示で定めるものL型輸送物

二 告示で定める量を超えない量の放射能を有する放射性物質等（前号に掲げるものを除く。）A型輸送物

三 前号の告示で定める量を超える量の放射能を有する放射性物質等（第一号に掲げるものを除く。）BM型輸送物又はBU型輸送物

2 前項の規定にかかわらず、低比放射性物質（放射能濃度が低い放射性物質等であつて、危険性が少ないものとして告示で定めるものをいう。以下同じ。）又は表面汚染物（放射性物質以外の固体であつて、表面が放射性物質によって汚染されたもののうち、告示で定めるものをいう。以下同じ。）については、告示で定める区分ごとに、それぞれIP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物として運送することができる。

（核分裂性輸送物）

第八十一条 核分裂性輸送物は、第七十四条第一号、第七十五条第一号及び次の各号に適合するものでなければならない。

一 告示で定める条件の下に置くこととした場合に、当該放射性輸送物の構成部品に一辺が百ミリメートルの立方体を包含するようなくぼみが生じないこと。

二 告示で定める場合に臨界に達しないものであること。

（六フッ化ウランを収納する放射性輸送物）

第八十二条 放射性輸送物のうち、六フッ化ウランを収納するものは、次の各号に適合するものでなければならない。

一 封入又は取出しの際に予想される最高温度において、輸送物内部の空間が当該輸送物の容積の五パーセント未満とならないよう封入されること。

二 輸送に際し、収納されている六フッ化ウランが固体状であり、かつ、輸送物内部が常に大気圧未満となるよう封入されること。

2 放射性輸送物のうち、告示で定める量以上の六フッ化ウランを収納するものは、前項の基準のほか、次の各号に適合するものでなければならない。

一 告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

イ 放射性物質の漏えいがないこと。

ロ 著しい応力を発生しないこと。

ハ 弁の損傷がないこと。

ニ 密封装置の破損がないこと。ただし、重量九、〇〇〇キログラム以上の六フッ化ウランを収納する放射性輸送物であつて、国土交通大臣が適当と認めたものにあつては、この限りでない。

二 圧力逃し装置が設けられていないこと。

（副次危険性を有する放射性物質等を収納する放射性輸送物）

第八十三条 放射性輸送物のうち、放射性物質等以外の危険物が有する危険性を副次危険性として有する放射性物質等を収納するものは、第七十三条から前条までの規定によるほか、この省令の規定による当該放射性物質等以外の危険物に係る容器の基準によるものでなければならない。

2 前項の規定によるほか、自然発火性物質が有する危険性を副次危険性として有する放射性物質等を収納する放射性輸送物は、内部を不活性な状態としたA型輸送物、BM型輸送物又はBU型輸送物のいずれかでなければならない。

（核分裂性輸送物の運送）

第八十四条 荷送人は、核分裂性輸送物については、第八十条に規定する放射性輸送物とされ、かつ、第八十一条に規定する核分裂性輸送物とされたものでなければならない。

（放射性輸送物の施錠等の措置）

第八十五条 放射性輸送物のうち告示で定める放射性物質等が収納され、又は包装されているものには、施錠及び封印その他の当該放射性輸送物が容易に開封されないための措置が講じられていなければならない。

2 荷送人は、前項の放射性輸送物については、同項の措置が講じられたものでなければ、運送してはならない。

（放射性輸送物の安全の確認等）

第八十六条 放射性物質等を容器に収納し、又は包装することにより放射性輸送物とする者（以下「放射性輸送物作成者」という。）は、次条第一項の規定による確認を受けようとする場合は、確認を受けようとする放射性輸送物の設計（容器の設計及び当該容器に収納する放射性物質等の仕様をいう。）について、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けなければならない。

第八十七条 放射性輸送物作成者は、放射性物質等をBM型輸送物若しくはBU型輸送物、核分裂性輸送物又は放射性輸送物（告示で定める放射性物質等が収納され、又は包装されているものに限る。）とする場合は、船積み前に、当該放射性輸送物がそれぞれ第七十五条若しくは第七十六条の基準に適合し、第八十一条の基準に適合し、第八十二条の基準に適合し、又は第八十五条第一項の基準に適合するかについて国土交通大臣（次条第一項の規定による承認を受けた容器を使用して次の各号に掲げる放射性物質等（告示で定める放射性廃棄物等を除く。）をBM型輸送物若しくはBU型輸送物、核分裂性輸送物又は放射性輸送物（告示で定める放射性物質が収納され、又は包装されているものに限る。）とする場合にあっては、当該放射性輸送物の船積地を管轄する地方運輸局長。第四項から第六項までにおいて同じ。）の確認を受けなければならない。

一 ウラン及びその化合物（ウラン二三三の量とウラン二三五の量とを合計した量のウランの総量に対する比率が百分の二十を超えないものに限る。）

二 二酸化ウラン（ウラン二三三の量とウラン二三五の量とを合計した量のウランの総量に対する比率が百分の二十を超えないものに限る。）のみを燃料材とした燃料体（使用済燃料を除く。）

三 使用済燃料（その被覆材からの放射性物質の漏えいが認められないものに限る。）

四 核分裂性物質以外の放射性物質等

2 前項の規定による確認は、次の各号のいずれかに該当する場合は、放射性輸送物作成者から関係書類を提出させ、当該書類を審査することにより行うことができる。

一 核分裂性輸送物について、国土交通大臣の適当と認める者が作成した前項に掲げる基準に適合する旨を証する書類の提出がなされた場合

二 核分裂性輸送物以外の放射性輸送物に係る放射性物質等について、第一百一十一条第一項又は第一百二十二条第一項に規定する検査が行われる場合

三 放射性物質等が本邦以外の地において国土交通大臣が適当と認める外国規則に基づき放射性輸送物とされる場合

3 第一項の規定による確認は、当該放射性輸送物が次条第一項の規定による承認を受けた容器を使用するものである場合は、当該容器の使用が同項の規定による承認を受けた使用方法によるものであることを確認することにより行うものとする。ただし、保守及び点検が不十分であること等により当該容器の性能に支障を生じているおそれがあると認められるときは、この限りでない。

4 国土交通大臣は、第一項の放射性輸送物作成者に対し、放射性輸送物の運送の安全を確保するため必要な指示を行うことができる。

5 第一項の規定による確認を受けた放射性輸送物作成者は、自らが荷送人である場合を除き、当該確認を証する書類、当該確認に際し国土交通大臣に提出した書類の写しその他放射性輸送物の取扱に関する注意事項を記載した書類を速やかに荷送人に交付しなければならない。

6 前項の規定は、放射性輸送物作成者が第四項の規定による指示を受けた場合について準用する。この場合において、前項中「当

該確認を証する書類、当該確認に際し国土交通大臣に提出した書類の写し」とあるのは、「当該指示の内容を記載した書類」と読み替えるものとする。

7 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条第二項の規定による主務大臣の確認（同法第六十一条の二十六の規定による独立行政法人原子力安全基盤機構の確認を含む。）若しくは放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十八条第二項の運搬物確認又は航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第九十四条第二項第二号ハ、ニ若しくはヘ（放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものに限る。）の規定による国土交通大臣の確認を受けた場合（告示で定める場合を除く。）は、第一項の規定による確認を受けたものとみなす。

第八十八条 放射性物質等の運送に使用される容器の所有者（容器の所有者から当該容器の保守及び管理を委託された者を含む。次項において同じ。）は、当該容器及びその使用方法について、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けることができる。

2 国土交通大臣は、前項の容器の所有者に対し、容器の性能を維持するために必要な指示を行うことができる。

（コンテナ又はオーバーパックに係る線量当量率等）

第八十九条 荷送人は、放射性輸送物が収納されているコンテナ又はオーバーパック（放射性輸送物が収納され、又は包装されているものに限る。以下この節において同じ。）の最大線量当量率が表面において毎時二ミリシーベルトを超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置において毎時百マイクロシーベルトを超えないようにしなければならない。

2 荷送人は、放射性輸送物が収納されているコンテナ又はオーバーパックの表面の放射性物質の放射能面密度が第七十三条第八号の告示で定める密度を超えないようにしなければならない。

（コンテナの施錠等の措置）

第九十条 荷送人は、放射性輸送物のうち第八十五条第一項の告示で定める放射性物質等が収納され、又は包装されているものが収納されているコンテナには、施錠及び封印その他の当該コンテナが容易に開封されないための措置を講じなければならない。

（輸送指数及び臨界安全指数）

第九十一条 荷送人は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める指数を算出しなければならない。

一 放射性輸送物（L型輸送物を除く。以下この項並びに次条第一項、第四項及び第六項において同じ。）、オーバーパック（L型輸送物のみが収納され、又は包装されているものを除く。以下この項並びに次条第一項及び第六項において同じ。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナ（第百条第一項の規定により放射性輸送物としない運送する低比放射性物質等が収納されているものを除く。） 輸送指数

二 核分裂性輸送物、オーバーパック（核分裂性輸送物が収納され、又は包装されているものに限る。）及び核分裂性輸送物が収納されているコンテナ 臨界安全指数

2 前項第一号の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。この場合において、当該決定に用いられる値のうち告示で定めるものが〇・〇五以下であるときは、当該値を零とすることができる。

一 放射性輸送物にあっては、当該放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値（タンク又はコンテナが容器として使用されている放射性輸送物にあっては、当該値に、次の表の上欄に掲げるタンク又はコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値）。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	二
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	三
二十平方メートルを超える場合	十

二 オーバーパックにあっては、当該オーバーパックに収納され、又は包装されている放射性輸送物について前号による値を合計して得た値。ただし、外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックにあっては、当該オーバーパックの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、前号の表の上欄に掲げるオーバーパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値とすることができる。

三 放射性輸送物が収納されているコンテナにあっては、当該コンテナに収納されている放射性輸送物及びオーバーパックについて前二号による値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、第一号の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

3 第一項第二号の臨界安全指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。この場合において、当該決定に用いられる輸送制限個数が無制限であるときは、当該値を零とすることができる。

一 核分裂性輸送物にあっては、告示で定める輸送制限個数（一箇所に集積する核分裂性輸送物の個数の限度として定められる数をいう。）で五十を除して得た値

二 オーバーパックにあっては、当該オーバーパックに収納され、又は包装されている核分裂性輸送物について前号による値を合計して得た値

三 核分裂性輸送物が収納されているコンテナにあっては、当該コンテナに収納されている核分裂性輸送物及びオーバーパックについて前二号による値を合計して得た値

（標札等）

第九十二条 荷送人は、次の表の上欄に掲げる放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナには、それぞれ、告示で定める標札を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならない。

一 放射性輸送物（タンク又はコンテナが容器として使用されているものを除く。次号及び第三号において同じ。）又はオーバーパックであって、表面における最大線量当量率が毎時五マイクロシーベルト以下であり、かつ、輸送指数が零であるもの	放射性輸送物又はオーバーパックの表面の二箇所
二 放射性輸送物又はオーバーパック（前号に掲げるものを除く。）であって、表面における最大線量当量率が毎時五百マイクロシーベルト以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	放射性輸送物又はオーバーパックの表面の二箇所
三 前二号に掲げる放射性輸送物又はオーバーパック以外の放射性輸送物又はオーバーパック	放射性輸送物又はオーバーパックの表面の二箇所
四 放射性輸送物の容器として使用されているタンク若しくはコンテナ（第百条第一項の規定により放射性輸送物としないで輸送する低比放射性物質等が収納されているタンク又はコンテナを除く。以下この号から第七号までにおいて同じ。）又は放射性輸送物が収納されているコンテナであって、表面における最大線量当量率が毎時五マイクロシーベルト以下であり、かつ、輸送指数が零であるもの	タンクの表面の四箇所又はコンテナの四側面
五 放射性輸送物の容器として使用されているタンク若しくはコンテナ又は放射性輸送物が収納されているコンテナ（前号に掲げるものを除く。）であって、表面における最大線量当量率が毎時五百マイクロシーベルト以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	タンクの表面の四箇所又はコンテナの四側面

六 前二号に掲げるタンク又はコンテナ以外のタンク又はコンテナ	タンクの表面の四箇所又はコンテナの四側面
七 核分裂性輸送物、核分裂性輸送物が収納又は包装されているオーバーパック及び核分裂性輸送物が収納されているタンク又はコンテナ	前各号のいずれかにより付される標札に隣接した箇所

2 荷送人は、放射性輸送物には、その表面の見やすい箇所に、荷送人若しくは荷受人の氏名又は名称及び住所、収納されている放射性物質等の品名（L型輸送物を除く。）、総質量（総質量が五十キログラムを超えるものに限る。）並びに告示で定める容器識別番号のほか、次の各号に掲げる放射性輸送物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射性輸送物の種類を表す文字を鮮明に表示しておかなければならない。

一 A型輸送物 「A型」の文字又は「TYPE A」の文字

二 BM型輸送物 「BM型」の文字又は「TYPE B (M)」の文字

三 BU型輸送物 「BU型」の文字又は「TYPE B (U)」の文字

四 IP-1型輸送物 「IP-1型」の文字又は「TYPE IP-1」の文字

五 IP-2型輸送物 「IP-2型」の文字又は「TYPE IP-2」の文字

六 IP-3型輸送物 「IP-3型」の文字又は「TYPE IP-3」の文字

3 荷送人は、BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該放射性輸送物の容器又は包装の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、告示で定める表示であって、耐火性及び耐水性を有するものを明確に表示しなければならない。

4 荷送人は、放射性輸送物の容器として使用されているタンク若しくは大型コンテナ又は放射性輸送物が収納されている大型コンテナには、当該タンクの表面の四箇所又は当該大型コンテナの四側面に告示で定める標識を付さなければならない。

5 荷送人は、前項の標識に代えて、第一項の表第四号、第五号又は第六号の標札を当該標識の寸法に拡大して付すことができる。この場合において、荷送人は、第一項の規定にかかわらず、同項の表第四号、第五号又は第六号の標札を付すことを要しない。

6 荷送人は、同一品名の放射性物質等のみが収納されている放射性輸送物を同一の大型コンテナに収納して専用積載により運送する場合は、告示で定める基準により当該放射性物質等の国連番号を当該大型コンテナに表示しなければならない。

第九十三条 第九条の規定は、前条第一項の放射性輸送物の標札、同条第二項の表示、同条第三項の表示及び同条第五項の標札（放射性輸送物（L型輸送物を除く。）の容器として使用されているタンク又は大型コンテナに限る。）について準用する。

（積載方法等）

第九十四条 放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナを積載する場合は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 甲板上積載（放射性輸送物が収納されている風雨密のコンテナを積載する場合以外にあっては、甲板上カバー積載又は甲板上室内積載に限る。）、甲板間積載又は倉内積載とすること。

二 移動、転倒、衝撃、摩擦等が生じないように措置を講ずること。

三 放射性輸送物又はオーバーパックによる熱等により運送中の安全が損なわれないよう他の貨物と十分に離して積載すること。ただし、表面の平均熱放出率が毎平方メートル十五ワットを超えないものをばら積み及び袋詰め以外の他の貨物と混載する場合は、この限りでない。

四 食糧を積載してある場所から離れた場所に積載すること。ただし、L型輸送物、L型輸送物のみが収納され、又は包装されているオーバーパック及びL型輸送物のみが収納されているコンテナにあっては、この限りでない。

五 船内にある未現像の写真フィルムが受ける放射線の線量（告示で定めるものをいう。以下同じ。）が〇・一ミリシーベルトを超えないように積載すること。

六 放射性輸送物であって告示で定めるものは居住区域（船舶防火構造規則第二条第十四号の居住区域をいう。以下同じ。）に積載しないこと。ただし、被ばくを防止するための措置が講じられている場合その他国土交通大臣が適当と認める場合は、この限りでない。

七 放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナの積載場所への出入口には、施錠その他関係者以外の者が立入ることができないような措置を講ずること。

2 核分裂性輸送物の運送は、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないような措置を講じて行わなければならない。

3 放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナを専用積載により運送する場合は、その荷役作業は、放射性物質の管理に十分な能力を有する荷送人又は荷受人の指示によって行わなければならない。

（積載限度）

第九十五条 放射性輸送物又はオーバーパックであって、輸送指数が十を超えるもの又は臨界安全指数が五十を超えるものは、積載してはならない。ただし、専用積載により運送する場合は、この限りでない。

2 放射性輸送物が収納されているコンテナであって、輸送指数が五十を超えるもの又は臨界安全指数が五十を超えるものは、積載してはならない。ただし、専用積載（船倉、区画、甲板の一定区域又は船舶を専用してする専用積載に限る。以下この項、次項及び第五項において同じ。）により運送する場合であって、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 核分裂性輸送物が収納されていないこと。
二 核分裂性輸送物が収納されている場合にあつては、臨界安全指数が百を超えないこと。

3 一の船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する放射性輸送物（オーバーパックに収納され、若しくは包装されているもの又はコンテナに収納されているものを除く。）、オーバーパック（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計又は臨界安全指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域に大型コンテナが容器として使用されている放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されている大型コンテナのみを積載する場合であつて、専用積載により運送しないときは、次に掲げる基準に適合すること。

イ 当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域について輸送指数の合計が二百を超えないこと。
ロ 当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域について臨界安全指数の合計が五十を超えないこと。

二 放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナを専用積載により運送する場合にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 核分裂性輸送物を積載しないこと。
ロ 核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域について臨界安全指数の合計が百を超えないこと。

4 船舶に積載する放射性輸送物（オーバーパックに収納され、若しくは包装されているもの又はコンテナに収納されているものを除く。）、オーバーパック（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計又は臨界安全指数の合計は、一船舶について二百（湖川港内のみを航行する船舶に積載する場合にあつては、五十）を超えてはならない。ただし、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 大型コンテナが容器として使用されている放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されている大型コンテナのみを積載すること。

二 放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナを専用積載（船舶を専用してする専用積載に限る。）により運送する場合にあつては、臨界安全指数の合計が、一船舶について二百（湖川港内のみを航行する船舶に積載する場合にあつては、百）を超えないこと。

5 核分裂性輸送物、オーバーパック（核分裂性輸送物を包装又は収納しているものに限る。以下この項及び第百条第十一項において同じ。）又は核分裂性輸送物が収納されているコンテナを船内の数箇所に集貨（核分裂性輸送物、オーバーパック又は核分裂性輸送物が収納されているコンテナであつて、他の核分裂性輸送物、他のオーバーパック又は他の核分裂性輸送物が収納されているコンテナとの間の距離が隔壁又は甲板の有無にかかわらず、六メートル未満であるものの集合をいう。）として積載する場合におけるそれらの臨界安全指数の合計は、各集貨ごとに五十（専用積載により運送する場合にあつては、百）を超えてはならない。

6 低比放射性物質等（低比放射性物質又は表面汚染物をいう。以下同じ。）をIP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物として一の船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する場合は、当該低比放射性物質等の放射能の量の合計は、告示で定める量を超えてはならない。

（計画書の作成）

第九十六条 荷送人は、告示で定める放射性物質等を運送する場合は、あらかじめ、荷受人、船舶所有者及び船長と協議し、船積み前に、放射性物質等の盗取等による災害の防止のために必要な措置に関する事項を記載した計画書を作成し、船舶所有者又は船長に提出しなければならない。

（運送責任者等）

第九十七条 荷送人は、前条の告示で定める放射性物質等を運送する場合は、放射性物質等の運送に関する責任者（以下「運送責任者」という。）及び見張人を配置し、放射性物質等の盗取等による災害の防止のために必要な措置を講じさせなければならない。ただし、告示で定める放射性物質等を運送する場合は、見張人を配置することを要しない。

2 運送責任者は、前条の告示で定める放射性物質等の運送中、同条の計画書を携行しなければならない。

3 運送責任者は、放射性物質等の盗取等による災害の防止のために必要な措置について知識及び経験を有する者でなければならない。

（連絡体制の整備）

第九十八条 荷送人は、第九十六条の告示で定める放射性物質等を運送する場合は、放射性物質等の盗取等による災害の防止のために必要な連絡体制を整備しなければならない。

（運送の安全の確認等）

第九十九条 船長は、BM型輸送物若しくはBU型輸送物、核分裂性輸送物又は放射性輸送物（第八十七条第一項の告示で定める放射性物質等が収納され、又は包装されているものに限る。）を運送する場合その他告示で定める場合は、船積み前に、運送計画書を国土交通大臣に提出し、当該運送計画書に記載された運送の方法がこの省令に規定する基準に適合することについて国土交通大臣の確認を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の確認を行うに当たって当該放射性輸送物の運送の安全を確保するため特に必要があると認める場合は、船舶所有者又は船長に対し、使用する船舶の構造設備、荷役方法等に関し必要な指示を行うことができる。

（放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等）

第百条 次に掲げる低比放射性物質等は、第八十条の規定にかかわらず、同条に規定する放射性輸送物としないで運送することができる。

一 低比放射性物質のうち告示で定めるものであつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ 専用積載により運送されること。
ロ 通常の運送状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないような措置が講じられていること。

二 表面汚染物のうち告示で定めるものであって、次に掲げる基準に適合するもの

イ 専用積載により運送されること。ただし、表面の放射性物質の放射能面密度が告示で定める密度を超えないものは、この限りでない。

ロ 前号ロの要件に適合していること。

2 前項の規定により低比放射性物質等を放射性輸送物としないで運送する場合は、次項から第十五項までの規定によらなければならない。

3 荷送人は、低比放射性物質等を運送する場合は、輸送指数を算出しなければならない。

4 前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。この場合において、当該決定に用いられる値のうち告示で定めるものが〇・〇五以下であるときは、当該値を零とすることができる。

一 低比放射性物質等（タンクに収納されているものを除く。）又は低比放射性物質等が収納されているタンクにあっては、当該低比放射性物質等又はタンクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、次の表の上欄に掲げる低比放射性物質等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。ただし、低比放射性物質等のうち、告示で定めるウラン又はトリウムの鉱石又は精鉱にあっては、当該ウラン又はトリウムの鉱石又は精鉱の集積の表面（タンクに収納されている場合にあっては、当該タンクの表面）から一メートル離れた位置における最大線量当量率を告示で定める値とすることができる。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	二
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	三
二十平方メートルを超える場合	十

二 低比放射性物質等が収納されているコンテナにあっては、当該コンテナに収納されている低比放射性物質等及び低比放射性物質等が収納されているタンクについて前号による値を合計して得た値（当該コンテナに放射性輸送物が収納されている場合にあっては、当該値と同一のコンテナに収納されている放射性輸送物（オーバーパックに収納され、又は包装されているものを除く。）及びオーバーパックについて第九十一条第二項第一号及び第二号による値を合計して得た値）又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、前号の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

5 荷送人は、低比放射性物質等が収納されているタンク又はコンテナには、告示で定める標札を当該タンクの表面の四箇所又は当該コンテナの四側面に付さなければならない。

6 荷送人は、低比放射性物質等が収納されているタンク又は大型コンテナには、当該タンクの表面の四箇所又は当該大型コンテナの四側面に第九十二条第四項の告示で定める標識を付さなければならない。

7 荷送人は、前項の標識に代えて、第五項の標札を当該標識の寸法に拡大して付すことができる。この場合において、荷送人は、第五項の規定にかかわらず、同項の標札を付すことを要しない。

8 荷送人は、同一品名の低比放射性物質等のみを同一のタンク又は大型コンテナに収納する場合は、第九十二条第六項の告示で定める基準により当該低比放射性物質等の国連番号を当該タンク又は大型コンテナに表示しなければならない。

9 一の船倉若しくは区画若しくは一の甲板の一定区域に積載する低比放射性物質等（タンク又はコンテナに収納されているものを除く。）並びに低比放射性物質等が収納されているタンク（コンテナに収納されているものを除く。）及びコンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載する放射性輸送物（オーバーパックに収納され、若しく

は包装されているもの又はコンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域に低比放射性物質等若しくは放射性輸送物が収納されている大型コンテナ又は大型コンテナが容器として使用されている放射性輸送物のみを積載する場合であって、専用積載（船倉、区画、甲板の一定区域又は船舶を専用してする専用積載に限る。以下この項及び第十一項において同じ。）により運送しないときは、表面汚染物が収納されている大型コンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載する大型コンテナが容器として使用されている放射性輸送物及び放射性輸送物が収納されている大型コンテナの輸送指数の合計が当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域について二百を超えないこと。

二 専用積載により運送すること。

10 船舶に積載する低比放射性物質等（タンク又はコンテナに収納されているものを除く。）並びに低比放射性物質等が収納されているタンク（コンテナに収納されているものを除く。）及びコンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の船舶に積載する放射性輸送物（オーバーパックに収納され、若しくは包装されているもの又はコンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、一船舶について二百（湖川港内のみを航行する船舶に積載する場合にあっては、五十）を超えてはならない。ただし、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 低比放射性物質等若しくは放射性輸送物が収納されている大型コンテナ又は大型コンテナが容器として使用されている放射性輸送物のみを積載すること。

二 専用積載（船舶を専用してする専用積載に限る。）により運送すること。

11 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているタンクを収納しているコンテナを船内の数箇所に集貨（核分裂性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナであって、他の核分裂性輸送物、他のオーバーパック又は他の核分裂性輸送物が収納されているコンテナとの間の距離が、隔壁又は甲板の有無にかかわらず、六メートル未満であるものの集合をいう。以下この項において同じ。）として積載する場合におけるそれらの臨界安全指数の合計又は当該値と核分裂性輸送物、オーバーパック若しくは核分裂性輸送物が収納されているコンテナを同一の集貨として積載する場合におけるそれらの臨界安全指数の合計は、各集貨ごとに五十（専用積載により運送する場合にあっては、百）を超えてはならない。

12 低比放射性物質等を一の船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する場合は、当該船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載する表面汚染物の放射能の量の合計又は当該値と同一の船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載するIP-1型輸送物、IP-2型輸送物若しくはIP-3型輸送物に収納され、若しくは包装されている低比放射性物質等の放射能の量の合計は、第九十五条第六項の告示で定める量を超えてはならない。

13 一の船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する表面汚染物に含まれる核分裂性物質のうち、告示で定めるものの量の合計は、告示で定める量を超えてはならない。

14 第九十四条第一項及び第三項並びに第九十五条第一項及び第二項の規定は、低比放射性物質等を運送する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「コンテナ」とあるのは、「コンテナ（タンクを含む。）」と読み替えるものとする。

15 第八十九条第一項及び第二項の規定は、低比放射性物質等が収納されているタンク又はコンテナを運送する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「表面」とあるのは、「表

面（専用積載により運送するタンク又はコンテナの内表面を除く。）と読み替えるものとする。

（外板等に係る線量当量率）

第百一条 船長は、外板、船倉、区画又は甲板の表面（放射性物質等を積載する船倉又は区画の表面及び甲板の一定区域の上表面並びに運送中人が容易に近づくことができない表面を除く。）の最大線量当量率が表面において毎時二ミリシーベルトを超えず、かつ、表面から二メートル離れた位置において毎時百マイクロシーベルトを超えないようにしなければならない。

（立入制限）

第百二条 船長は、放射性物質等を運送する場合は、当該放射性物質等を積載した場所の周囲に立入制限区域を設け、関係者以外の者の立入りを制限しなければならない。ただし、船内にある者が当該区域において受ける放射線の線量につき三月間で一・三ミリシーベルトを超えて被ばくするおそれがない場合は、この限りでない。

2 船長は、前項の立入制限区域を標識によって明示しなければならない。ただし、関係者以外の者が当該区域に近づくことが困難な場合は、この限りでない。

（被ばく管理）

第百三条 船長は、船内の居住区域その他人が通常使用する場所における最大線量当量率が毎時一・八マイクロシーベルトを超えないようにしなければならない。

2 船長は、船内にある者が受ける放射線の線量が年間一ミリシーベルト（国土交通大臣が適当と認めた場合にあっては、年間五ミリシーベルト）を超えないようにしなければならない。

3 船舶所有者は、船長が適切に被ばく管理を行うことができるように、線量の測定方法その他の告示で定める事項について記載した放射線防護計画を作成し、船長に供与しなければならない。

4 船長は、前項の放射線防護計画を船内に備え置かなければならない。

（被ばく管理の特例）

第百四条 前条の規定によることが著しく困難な場合であって、被ばく量に応じて被ばく管理のため必要な措置が講じられていると国土交通大臣が認めるときは、同条第一項の最大線量当量率及び同条第二項の線量については、当該各項の規定によらないことができる。

2 前項の場合において、国土交通大臣は、船内にある者の被ばく防止のため必要な指示を行うことができる。

（荷役後の汚染の検査）

第百五条 船長は、放射性物質等の荷役を終了した場合は、放射性物質等を取り扱った場所の放射性物質等による汚染の程度が告示で定める基準を超えないようにしなければならない。ただし、第百条第一項の規定により放射性輸送物としないで運送する低比放射性物質等を継続して専用積載により運送する船倉若しくは区画又は甲板の一定区域については、この限りでない。

（運送の届出等）

第百六条 船長は、第七十一条第一項第二号の告示で定める放射性物質等、第八十条第一項第三号に掲げる放射性物質等又は第九十六条の告示で定める放射性物質等を運送する場合その他告示で定める場合は、運送が一の管区海上保安本部の管轄する区域内においてのみ行われる場合にあっては運送開始の日の二週間前までに、その他の場合にあっては運送開始の日の四週間前までに、放射性物質等運送届（第六号様式。以下この条において「運送届」という。）を、当該運送届の記載事項に変更があった場合は、速やかに、放射性物質等運送変更届（第七号様式。以下この条において「運送変更届」という。）を発航港（発航港が本邦以外の地である場合は、本邦における最初の寄航港）を管轄する管区海上保安本部の長に提出しなければならない。ただし、運送届については港則法第二十三条第四項の規定により許可を受けた場合は、この限りでない。

2 管区海上保安本部の長は、前項の運送届又は運送変更届の提出があった場合において、災害を防止して公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運送の日時、経路、見張人の配置その

他放射性物質等への関係者以外の者の接近を防止するための措置に関する事、連絡体制に関する事その他運送中の海難、放射性物質等の盗取等による災害を防止するために必要な事項について、必要な指示をすることができる。

（特別措置）

第百七条 次の各号に掲げる場合において国土交通大臣の承認を受けたときは、当該各号の規定によらないことができる。

一 第八十条、第八十九条第一項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）、第九十二条、第九十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第九十五条（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第百条第一項、第二項若しくは第五項から第十二項まで又は第百一条の規定に従って運送することが著しく困難な場合であって、運送の安全を確保するため必要な措置をとり、かつ、これらの規定によらないで運送しても安全上支障がないとき

二 専ら放射性物質等のみを運送する船舶により放射性物質等を運送する場合であって、第八十条、第八十九条第一項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）、第九十二条、第九十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）（第百条第十四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第九十五条（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第百条第一項、第二項若しくは第五項から第十二項まで、第百一条又は第百五条の規定によらないで運送しても安全上支障がないとき

三 表面の最大線量当量率について、毎時十ミリシーベルトを超えず、かつ、被ばく管理のため告示で定める必要な措置を講じた放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナを専用積載により運送する場合であって、第七十四条第六号若しくは第八号ロ、第七十五条から第七十九条まで（第七十四条第六号又は第八号ロを引用する部分に限る。）又は第八十九条第一項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）の規定によらないで運送しても安全上支障がないとき

2 前項の場合において、国土交通大臣は、放射性物質等の運送の安全を確保するため必要な指示を行うことができる。

第十二節 検査

（積付検査）

第百十一条 船長は、次の各号に掲げる危険物を運送しようとする場合は、積載方法その他積付けについて、告示で定める危険物の区分に応じ、告示で定めるところにより、国土交通大臣、船積地を管轄する地方運輸局長又は船舶安全法第二十八条第五項の登録検査機関（以下単に「登録検査機関」という。）の検査を受けなければならない。

一 次に掲げる火薬類

イ 等級が一・一、一・二又は一・五の火薬類で正味質量二百五十キログラム以上のもの

ロ 等級が一・三又は一・六の火薬類で正味質量五百キログラム以上のもの

ハ 等級が一・四の火薬類で正味質量一、〇〇〇キログラム以上のもの

二 容積（摂氏零度で零メガパスカルの状態に換算した容積をいう。）三百立方メートル以上の液化ガス以外の高圧ガス又は質量三千キログラム以上の液化ガス

三 有機過酸化物（正味容量三十リットル以上の告示で定めるものに限る。）

四 正味質量十五キログラム以上の告示で定める毒物

五 放射性物質等（第八十条第一項第一号に掲げる放射性物質等（第九十六条の告示で定める放射性物質等を除く。）を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、同項の検査を受けることを要しない。

- 一 本邦以外の地で船積して運送する場合
 - 二 危険物をコンテナに収納して運送する場合であって当該コンテナをコンテナのみを積載するための設備を有する場所に積載して運送する場合
 - 三 危険物を自動車等に積載して運送する場合であって当該自動車等をロールオン・ロールオフ貨物区域に積載して運送する場合
 - 四 捕鯨のために必要な危険物をキャッチャー・ボートにおいて使用するため当該船舶により運送する場合
 - 五 遭難船舶の引揚又は解体の業務に必要な危険物を当該業務の用に供する船舶において使用するため当該船舶により運送する場合
 - 六 海上保安庁に属する船舶に備え付けている武器の使用に必要な危険物を当該船舶において使用するため当該船舶により運送する場合
 - 七 気象庁の行う気象の観測に必要な危険物を当該業務の用に供する船舶において使用するため当該船舶により運送する場合
 - 八 前各号に掲げるものを除き、平水区域（はしけにあっては、当該平水区域から当該はしけで一時間以内に到達できる区域を含む。）において運送する場合
- 3 第一項の検査を受けようとする者は、危険物積付検査申請書（第八号様式）を同項の検査を行う者に提出しなければならない。
- 4 国土交通大臣、地方運輸局長又は登録検査機関は、第一項の検査を実施したときは、当該検査に合格した者に対し、危険物積付検査証（第九号様式）を交付するものとする。
- 5 船長は、第一項各号に掲げる危険物を運送するときは、前項の危険物積付検査証を船内に備えておかなければならない。
- （収納検査）
- 第百十二条** 次の各号に掲げる危険物をコンテナ（四側面が閉鎖された構造のものに限る。）に収納して運送する場合は、荷送人（船舶所有者が当該危険物をコンテナに収納する場合は、当該船舶所有者）は、船積み前に、危険物のコンテナへの収納方法について、船積地を管轄する地方運輸局長又は登録検査機関の検査を受けなければならない。
- 一 火薬類
 - 二 高圧ガス
 - 三 引火性液体類（引火点摂氏二十三度未満のもの及び引火点摂氏二十三度以上のものであって、副次危険性として毒性又は腐食性を有するもので、告示で定めるものに限る。）
 - 四 有機過酸化物
 - 五 毒物（液体又は気体のもので、告示で定めるものに限る。）
 - 六 放射性物質等
 - 七 腐食性物質（副次危険性として引火性又は毒性を有するもので、告示で定めるものに限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、同項の検査を受けることを要しない。
- 一 本邦以外の地で危険物をコンテナに収納する場合
 - 二 危険物をタンクコンテナに収納して運送する場合
- 3 第一項の検査を受けようとする者は、危険物コンテナ収納検査申請書（第十号様式）を同項の検査を行う者に提出しなければならない。
- 4 地方運輸局長又は登録検査機関は、第一項の検査に合格した者に対し、危険物コンテナ収納検査証（第十一号様式）を交付するものとする。
- 5 前項の危険物コンテナ収納検査証の交付を受けた者は、船積み前に当該危険物コンテナ収納検査証を船長に提出しなければならない。
- 6 第一項各号に掲げる危険物をコンテナに収納して運送する場合は、船長は、第四項の危険物コンテナ収納検査証を船内に備えておかなければならない。
- 7 第一項各号に掲げる危険物が収納されているコンテナを他の船舶に積み換えるときは、前の船舶の船長は、当該危険物コンテナ収納検査証を後の船舶の船長に交付しなければならない。

（容器検査）

第百十三条 地方運輸局長又は登録検査機関は、申請により、危険物の容器及び包装についての検査を行うものとする。

2 前項の検査を受けようとする者は、危険物容器検査申請書（第十二号様式）を当該容器及び包装の所在地を管轄する地方運輸局長（本邦外にある容器及び包装にあっては関東運輸局長。次条第一項において同じ。）又は登録検査機関に提出しなければならない。

3 地方運輸局長又は登録検査機関は、第一項の検査において、当該容器及び包装が告示で定める安全性に関する基準に適合しているものであるときは、検査に合格したものとし、これに表示（第十三号様式）を付し、検査を受けた者に対し、危険物容器検査証（第十四号様式）を交付するものとする。

4 次に掲げる場合は、前項の表示は、その効力を失うものとする。

- 一 容器及び包装に重大な損傷を生じた場合
- 二 容器及び包装に関し、当該容器及び包装に収納する危険物に対する安全性に影響を及ぼすおそれのある変更を生じる改造が行われた場合
- 三 告示で定めるIBC容器及びポータブルタンクにあっては、前項の表示が付された日から起算して二年六月を経過したとき及び高圧容器にあっては、容器の構造、収納する高圧ガスの種類に応じ告示で定める期間を経過したとき

四 その他告示で定める場合

（確認等の手数料）

第百十四条 第八十七条第一項若しくは第九十九条第一項の確認、第八十八条第一項の承認又は国土交通大臣若しくは地方運輸局長の行う第百十一条第一項若しくは地方運輸局長の行う第百十二条第一項若しくは前条第一項の検査を受ける者は、次項から第六項までの規定による手数料を納めなければならない。

2 第八十七条第一項若しくは第九十九条第一項の確認又は第八十八条第一項の承認を受ける場合の手数料の額は、別表第五（電子情報処理組織により確認又は承認の申請をする場合にあっては、別表第五の二）に定めるところによる。

3 外国において第八十七条第一項の確認又は第八十八条第一項の承認を受ける場合における当該確認又は承認の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、一件の申請につき、四十四万三千元を加算した額とする。

4 第百十一条第一項の検査を受ける場合の手数料の額は、次に定めるところによる。

- 一 危険物をコンテナに収納して運送する場合は、当該コンテナ一個につき七千八百円（電子情報処理組織により検査の申請をする場合にあっては、七千六百円）
- 二 前号以外の場合は、危険物の個数百個までを一万五千八百円（電子情報処理組織により検査の申請をする場合にあっては、一万五千六百円）とし、十個又はその端数を増すごとに三百三十円を加算した額

5 第百十二条第一項の規定による検査を受ける場合の手数料の額は、コンテナ一個につき、当該コンテナに収納される危険物の個数百個までを一万九千二百円（電子情報処理組織により検査の申請をする場合にあっては、一万九千円）とし、十個又はその端数を増すごとに四百五十円を加算した額とする。

6 前条第一項の検査を受ける場合の手数料の額は、別表第六（電子情報処理組織により検査の申請をする場合にあっては、別表第六の二）に定めるところによる。

7 外国において前条第一項の検査を受ける場合における当該検査の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、一件の申請につき、十一万三千七百元を加算した額とする。

8 第四項第二号及び第五項において、危険物一個の正味質量（放射性物質等）にあっては、容器又は包装の質量を含む。）が五十キログラムを超える危険物の個数については、五十キログラムを超える百キログラム又はその端数ごとに一個の割合で算出した個数を一個に加えた数とする。

9 第一項の手数料は、申請者の都合によりその申請を取り下げた場合でも確認、承認又は検査に着手した後は、返還しない。

10 第一項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第五号様式）にはって納付しなければならない。ただし、電子情報処理組織により同項の確認、承認又は検査の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもってすることができる。

11 第一項の規定は、国及び船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第五条に掲げる独立行政法人には、適用しない。（危険物運送届）

第百十五条 船長は、第百十一条第一項各号に掲げる危険物を運送する場合であって同条第二項第八号に該当するときは、船積前に危険物運送届（第十五号様式）を最寄りの海上保安官署（管区海上保安本部、海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地又は海上保安署。以下同じ。）の長（湖川にあっては、船積地を管轄する地方運輸局長）に提出しなければならない。ただし、港則法第二十三条第四項の規定により許可を受けた場合又は第百六条第一項の規定により放射性物質等運送届を提出した場合は、この限りでない。

第三章 火薬類以外の危険物の貯蔵

（容器、包装等）

第三百八十四条 貯蔵船に火薬類以外の危険物を貯蔵する場合は、貯蔵委託者は、その容器、包装及び標札等につき、告示で定める基準によらなければならない。ただし、タンカー、タンク船又ははしけであって、そのタンクに高压ガス、引火性液体類、毒物又は腐食性物質を積載して運送することができるもののタンクに当該危険物を貯蔵する場合は、この限りでない。

2 第七十一条第一項（第三号に係る部分を除く。）及び第二項、第七十二条から第八十八条まで、第九十一条（放射性輸送物が収納されているコンテナ及びオーバーパックの輸送指数に係る部分を除く。）、第九十二条第一項（放射性輸送物が収納されているコンテナ及びオーバーパックの標札に係る部分を除く。）、第二項、第三項、第四項（放射性輸送物が収納されているコンテナの標識に係る部分を除く。）及び第五項（放射性輸送物が収納されているコンテナの標札及び標識に係る部分を除く。）、第百条第一項、第二項（同条第五項から第十五項までに係る部分を除く。）、第三項及び第四項（タンク及びコンテナの輸送指数に係る部分を除く。）並びに第百十四条第一項（第八十七条第一項の確認及び第八十八条第一項の承認に係る部分に限る。）、第二項（第九十九条第一項の確認に係る部分を除く。）及び第八項から第十項までの規定は、放射性物質等を貯蔵船に貯蔵する場合について準用する。この場合において、第七十一条第一項中「一の荷送人」とあるのは「一の貯蔵委託者」と、同項中「荷送人又は荷受人」並びに第八十条、第八十四条、第八十五条第二項、第八十七条第五項、第九十一条第一項、第九十二条第一項から第五項まで並びに第百条第三項、第五項及び第六項中「荷送人」とあるのは「貯蔵委託者」と読み替えるものとする。

第六編 罰則

第三百九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項の規定に違反して危険物を船舶に持ち込んだ者
- 二 第五条第一項、第二項、第三項、第四項又は第六項の規定に違反して工事その他の作業を行った者
- 三 第七条第一項の規定に違反して船舶により運送することが禁止されている危険物を船舶により運送した者
- 四 第七条第二項の規定に違反して旅客船により運送することが禁止されている危険物を旅客船により運送した者
- 五 第三百三十七条第二項の規定に違反して引火性液体物質を木製のタンク船のタンクに積載して運送した者
- 六 第三百四十八条第二項の規定に違反して引火性液体物質を同項の木製の油はしけのタンクに積載して運送した者

第三百九十二条 船長が、次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項、第三十六条第三項、第三十八条第三項若しくは第四項、第五十条、第五十六条、第五十九条、第六十三条、第六十六条、第六十九条、第九十四条第一項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第九十五条第一項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第二項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第百条第九項、第十項、第十一項、第十二項若しくは第十三項、第百一条又は第百九条の規定に違反して運送したとき。

二 第五条の七の規定に違反したとき。

三 第九十九条第一項の規定に違反したとき。

四 第百六条第一項の放射性物質等運送届若しくは放射性物質等運送変更届を管区海上保安本部の長に提出せず、又はこれらに虚偽の記載をして管区海上保安本部の長に提出して、同項の放射性物質等を運送したとき。

五 第百六条第二項の規定による指示に違反したとき。

六 第百十一条第一項の検査を受けず、又はこれに合格しないで、同項各号に掲げる危険物を運送したとき。

第三百九十三条 船長が、第三十八条第二項の規定に違反したときは、二十万円以下の罰金に処する。

第三百九十四条 危険物の荷送人が、次の各号のいずれかに該当するときは、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項若しくは第三項、第十五条第二項若しくは第三項、第四十六条、第五十四条、第六十一条、第六十五条、第八十条第一項、第八十四条、第九十二条第二項若しくは第三項又は百八条の規定に違反して運送したとき。

二 第八条第四項の規定に違反して危険物と同項第一号の危険物を同一の容器に収納して運送したとき

三 第十六条の規定に違反して危険物と同条第一号の危険物を同一のオーバーパックに収納し、又は包装して運送したとき

四 第十七条の危険物明細書を船舶所有者若しくは船長に提出せず、又はこれに虚偽の記載をして船舶所有者若しくは船長に提出したとき。

第三百九十五条 危険物の荷送人又は船舶所有者が、次の各号のいずれかに該当するときは、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して危険物と同項第一号の危険物を同一のコンテナに収納して運送したとき。

二 第二十八条第一項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第四項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第五項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第六項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三 第三十条（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反してコンテナ危険物明細書又は自動車等危険物明細書を船舶所有者若しくは船長に提出若しくは交付せず、又はこれに虚偽の記載をして船舶所有者若しくは船長に提出若しくは交付したとき。

四 第八十九条第一項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）、第九十一条第一項、第九十二条第一項、第四項若しくは第六項又は第百条第三項、第五項、第六項若しくは第八項の規定に違反して運送したとき。

五 第百十二条第五項の規定に違反したとき。

第三百九十六条 放射性輸送物作成者が、次の各号のいずれかに該当するときは、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八十七条第一項（第三百八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第八十七条第五項（同条第六項（第三百八十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第三百八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を荷送人若しくは貯蔵委託者に交付せず、又はこれに虚偽の記載をして荷送人若しくは貯蔵委託者に交付したとき。

第三百九十七条 貯蔵船（火薬類の貯蔵船を除く。）の船舶所有者が、第三百六十七条の規定に違反したときは、二十万円以下の罰金に処する。

第三百九十八条 危険物の貯蔵委託者が、第三百八十四条第一項又は同条第二項において準用する第八十条第一項、第八十四条、第九十一条第一項、第九十二条第一項、第二項、第三項若しくは第四項若しくは第百条第三項の規定に違反したときは、二十万円以下の罰金に処する。

第三百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三百九十一条、第三百九十二条及び第三百九十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

附 則（平成二〇年一二月二二日国土交通省令第一〇二号）（抄）（施行期日）

1 この省令は、平成二十一年一月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

別表第四（第 45 条関係）

防災等の措置	貨物の種類		
	(一) 甲種貨物	(二) 乙種貨物	(三) 丙種貨物
(1)船体構造の強化	○		
(2)貨物区域の配置	○	○	
(3)貨物区域の排水設備の備付け	○		
(4)救命設備の備付け	○		
(5)消防設備の備付け	○	○	
(6)航海用具の備付け	○		
(7)貨物区域の温度制御装置の備付け	○	○	
(8)給電設備の備付け	○	○	
(9)損傷時の復原性	○		
(10)固縛装置の備付け	○	○	
(11)災害対策緊急措置手引書の備付け	○	○	○
(12)固定式放射線測定装置の備付け	○		
(13)船内にある者が災害発生時の措置を行うために必要な資材又は機材の備付け	○	○	○

備考

- 表中○印は、該当する貨物を運送する船舶に該当する防災等の措置を講じなければならないことを示す。
- 表中(一)から(三)までの貨物は、次に定めるとおりとする。
 - 甲種貨物
照射済核燃料、プルトニウム（プルトニウムの化合物を含む。）又は高レベル廃棄物（以下「照射済核燃料等」という。）であって、一船舶に積載する照射済核燃料等の放射能の量の合計が4ペタベクレル以上のもの
 - 乙種貨物
照射済核燃料等であって、甲種貨物以外のもの
 - 丙種貨物
その他のもの
- 表中(1)から(13)までの防災等の措置は、告示で定めるとおりとする。
- 表中(11)の災害対策緊急措置手引書は、船内にある者が通常業務に従事する場合において使用する言語により作成されたものでなければならない。

別表第五（第 114 条関係）

	核分裂性輸送物(BM型輸送物又はBU型輸送物であるものに限る。)	核分裂性輸送物(L型輸送物又はA型輸送物であるものに限る。)	核分裂性輸送物以外の放射性輸送物
第87条第1項の規定による確認(次欄に掲げるものを除く。)	1件につき 888,900円	1件につき 234,200円	1件につき 302,300円
第87条第1項の規定による確認(第88条第1項の規定による承認を受けた容器を使用する場合に限る。)	1件につき 252,200円	1件につき 50,000円	1件につき 183,300円
第88条第1項の規定による承認	1件につき 586,600円	1件につき 176,500円	1件につき 68,600円
第99条第1項の規定による承認	1件につき 204,800円		

別表第五の二（第 114 条関係）

	核分裂性輸送物(BM型輸送物又はBU型輸送物であるものに限る。)	核分裂性輸送物(L型輸送物又はA型輸送物であるものに限る。)	核分裂性輸送物以外の放射性輸送物
第87条第1項の規定による確認(次欄に掲げるものを除く。)	1件につき 888,700円	1件につき 234,000円	1件につき 302,100円
第87条第1項の規定による確認(第88条第1項の規定による承認を受けた容器を使用する場合に限る。)	1件につき 252,000円	1件につき 49,800円	1件につき 183,100円
第88条第1項の規定による承認	1件につき 586,400円	1件につき 176,200円	1件につき 68,400円
第99条第1項の規定による承認	1件につき 204,600円		

第六号様式（第 106 条関係）
（その 1）

放射性物質等運送届

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

船長の氏名 (印)

危険物船舶運送及び貯蔵規則第 106 条の規定により、次のとおり届け出ます。

船種及び船名		船舶番号又は船舶検査済票の番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
荷送人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
船籍港又は定係港		総トン数又は船舶の長さ	
放射性物質等の品名及び数量（注 1）		放射性輸送物の種類及び数量	
放射性物質等の積載場所		その他の積載貨物の品名及び数量	
発 航 港		船積予定日時及び発航予定日時	
到 達 港		入港予定日時及び陸揚予定日時	
寄 航 港		入出港予定日時及び荷約予定日時	
主な通過地点及び通商予定日時			

（その 2）

運 送 中 の 保 安 対 策	
運送責任者の氏名（注 2）	
見張人の氏名（注 3）	
放射性物質等の盗取等による災害を防止するための措置（注 2）	
海上保安官署との連絡体制	
その他の運送中の保安対策	

- （注） 1 第 95 条の 2 の告示で定める放射性物質等を運送する場合には、当該放射性物質等の種類ごとの数量についても記載すること。
 2 第 95 条の 2 の告示で定める放射性物質等以外の物質を運送する場合には、記載を要しない。
 3 第 95 条の 2 の告示で定める放射性物質等以外の物質を運送する場合であって、見張人を配置しないときには、記載を要しない。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第七号様式（第 106 条関係）

放射性物質等運送変更届

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

船長の氏名 (印)

危険物船舶運送及び貯蔵規則第 106 条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更した事項	変更した内容

- （注） 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
 2 変更した内容については、変更前と変更後とを対照できるように記載すること。

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

(昭和五十二年十一月十七日運輸省告示第五百八十五号)

最終改正：平成二〇年五月三〇日国土交通省告示第六八二号

危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)第八十七条第一項第二号(同令第一百五十五条の三第二項において準用する場合を含む。)、第八十九条第六号(同令第一百五十五条の三第二項において準用する場合を含む。)、第九十条第三号(同令第一百五十五条の三第二項において準用する場合を含む。)、第九十一条第一号及び第二号(同令第一百五十五条の三第二項において準用する場合を含む。)、第九十一条の二第一号及び第二号(同令第一百五十五条の三第二項において準用する場合を含む。)、第九十一条の三第一号及び第二号(同令第一百五十五条の三第二項において準用する場合を含む。)、第九十一条の五(同令第一百五十五条の三第二項において準用する場合を含む。)、第九十一条の六第一号及び第二号(同令第一百五十五条の三第二項において準用する場合を含む。)、第九十一条の十六第一項第二号(同令第一百五十五条の三第二項において準用する場合を含む。)並びに第九十一条の十九第一項の規定に基づき、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示を次のように定める。

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

第一条の二 規則第二条第一号ト(1)の告示で定める放射性物質は、次の各号の一に該当するもの以外のものをいう。

- 一 放射能濃度が別表第一、別表第三、別表第四又は別表第五の第一欄の放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第四欄(別表第四及び別表第五にあっては、第三欄)に掲げる数量(以下「免除濃度」という。)未満のもの。
- 二 一の荷送人により輸送物を運搬するにあたり、当該輸送物すべてに含まれる放射能の総量が別表第一、別表第三、別表第四又は別表第五の第一欄の放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第五欄(別表第四及び別表第五にあっては、第四欄)に掲げる数量未満のもの。
- 三 天然に存在する放射性物質を含む鉱石等(ウラン鉱石等当該鉱石中の放射性物質の抽出及び加工に供されるものを除く。)であって、かつ、当該鉱石等に含まれる放射性物質の放射能濃度が当該放射性物質の免除濃度の十倍を超えないもの。
- 四 放射性物質が含まれる製品であって、国土交通大臣が適当と認めるもの。

2 規則第二条第一号ト(2)の告示で定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

放射性物質の区分	密度
アルファ線を放出する低危険性の放射性物質(天然ウラン、劣化ウラン、天然トリウム、ウラン二三五、ウラン二三八及びトリウム二三二、鉱石、物理的精鉱及び化学的精鉱に含まれるトリウム二二八及びトリウム二三〇並びに物理的半減期が一〇日未満のものをいう。以下同じ。)以外のアルファ線を放出する放射性物質	毎平方センチメートル 〇・〇四ベクレル
アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	毎平方センチメートル 〇・四ベクレル

(空容器の放射性物質の密度)

第一条の三 規則第五条の二第二号の告示で定める密度は、前条第二項の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

(核分裂性物質)

第二条 規則第七十一条第一項第二号の告示で定める放射性物質等は、ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三九、プルトニウム二四一(以下「核分裂性核種」という。)及びこれらの化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(天然ウラン及び劣化ウラン(熱中性子炉で照射されたものを含む。))を除く。)(以下「核分裂性物質」という。)であって、次の各号の一に該当するもの以外のものとする。

一 一の荷送人により輸送物を運搬するにあたり、輸送物に外接する直方体の各辺が百ミリメートル以上であり、かつ、当該輸送物すべてに含まれる核分裂性核種の総量が次の算式において一を超えないものであって、次のいずれかに該当するもの。ただし、核分裂性物質に含まれるベリリウム又は重水素(天然に存在するものを除く。)の質量が、それぞれ次の表の上欄に掲げる核分裂性物質の状態の区分に応じ、同表中欄及び下欄に掲げる値のうち最小のものの一〇〇分の一以下のものに限る。

$$\frac{\text{ウラン二三五の質量(グラム)}}{X} + \frac{\text{他の核分裂性核種の質量(グラム)}}{Y}$$

この場合において、X及びYは次の表の上欄に掲げる核分裂性物質の状態の区分に応じ、同表中欄及び下欄に掲げる値とする。

核分裂性物質の状態	核分裂性核種の質量	
	X(グラム)	Y(グラム)
平均水素密度が水以下の物質との混合物である場合	四〇〇	二五〇
平均水素密度が水より大きい物質との混合物である場合	二九〇	一八〇

- イ 個々の輸送物中の核分裂性核種の質量の合計が一五グラムを超えないもの
- ロ 水素が均一に分布している核分裂性物質であって、水素の質量に対する核分裂性核種の質量の比率が一〇〇分の五未満であるもの
- ハ 核分裂性核種の濃度が一〇リットル当たり五グラムを超えないもの
- 二 ウラン二三五の濃縮度が一パーセント以下であって、かつ、プルトニウム及びウラン二三三のウラン二三五に対する比率が一〇〇分の一以下であって、全体に均一に分布しているもの。ただし、ウラン二三五が金属、酸化物又は炭化物として存在するものにあつては、当該核種が格子状配列とならないものに限る。
- 三 プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一のプルトニウムに対する比率が一〇〇分の二〇以下であって、かつ、プルトニウムの量が一キログラム以下であるもの
- 四 硝酸ウラニル溶液のうち次に掲げる基準に適合するもの
 - イ ウラン二三五の濃縮度が二パーセント以下であること。
 - ロ プルトニウム及びウラン二三三のウランに対する比率が一〇〇、〇〇〇分の二以下であること。
 - ハ 窒素の原子数のウランの原子数に対する比率が二以上であること。

(線量当量率の算定)

第三条 規則第七十三条第七号の告示で定める線量当量率は、一センチメートル線量当量率とする。ただし、国土交通大臣が適当と認めた場合は、この限りでない。

(L型輸送物に収納される核分裂性物質)

第三条の二 規則第七十三条第九号の告示で定める核分裂性物質は、第二条各号の一に該当するものをいう。

(L型輸送物として運送できる放射性物質等)

第四条 規則第八十条第一項第一号の放射性物質等として告示で定めるものは、次の各号の一に該当する放射性物質等とする。ただし、自然発火性の放射性物質等及び核分裂性物質(第二条各号の一に該当するものを除く。)を除く。

一 放射性物質等であって、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの

放射性物質等の区分		放射能の量	
固体	容易に散逸しない固体状の放射性物質等又はカプセルに密封された放射性物質等であって、次に掲げる基準に適合するもの(以下「特別形放射性物質等」という。) イ 外接する直方体の少なくとも一辺が〇・五センチメートル以上であること。 ロ 別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験(長さが一〇センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が一〇以上である放射性物質等)にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験を行った場合に損壊せず、加熱試験を行った場合に溶融又は分散せず、並びに浸漬試験を行った場合に水中への放射性物質の漏えい量が、ニキロボクレルを超えないものであること。ただし、国土交通大臣の適当と認める基準による場合は、この限りでない。	別表第一から別表第四まで及び別表第六の第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄に掲げる数量(以下「A ₁ 値」という。)の一、〇〇〇分の一	
	特別形放射性物質等以外のもの	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄(別表第四及び別表第五にあつては、第二欄)に掲げる数量(以下「A ₂ 値」という。)の一、〇〇〇分の一	
液体	特別形放射性物質等又は特別形放射性物質等以外のもの	A ₂ 値の一〇、〇〇〇分の一	
気体	トリチウム	〇・八テラベクレル	
	その他のもの	特別形放射性物質等	A ₁ 値の一、〇〇〇分の一
		特別形放射性物質等以外のもの	A ₂ 値の一、〇〇〇分の一

二 時計等の機器又は装置(放射性物質を封入する機能のみを有するものを除く。以下「機器等」という。)に含まれる放射性物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの(前号に掲げるものを除く。)

イ 次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、機器等一個あたりに含まれる放射性物質等の放射能が、それぞれ同表の中欄に掲げる量を超えず、かつ、機器等が収納され、又は包装されている放射性輸送物一個あたりに含まれる放射性物質等の放射能が、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えないこと。

放射性物質等の区分		放射能の量	
		品目毎限度	輸送物毎限度
固体	特別形放射性物質等	A ₁ 値の一〇〇分の一	A ₁ 値
	特別形放射性物質等以外のもの	A ₂ 値の一〇〇分の一	A ₂ 値

液体	特別形放射性物質等又は特別形放射性物質等以外のもの	A ₂ 値の一、〇〇〇分の一	A ₂ 値の一〇分の一
気体	トリチウム	〇・八テラベクレル	八テラベクレル
	その他のもの	特別形放射性物質等	A ₁ 値の一、〇〇〇分の一
		特別形放射性物質等以外のもの	A ₂ 値の一、〇〇〇分の一

ロ 収納され、又は包装されていない状態で当該機器等の表面から一〇センチメートル離れた位置における線量当量率(線量当量率は、一センチメートル線量当量率とする。ただし、国土交通大臣が適当と認めた場合は、この限りでない。)の最大値(以下「最大線量当量率」という。)が毎時一〇〇マイクロシーベルトを超えないこと。

ハ 放射線発光塗料を用いていない機器等にあつては、「放射性」の文字又は「Radioactive」の文字が表示されていること。

ニ 機器等で完全に封入されていること。

三 機器等を構成する照射されていない天然ウラン、照射されていない劣化ウラン若しくは照射されていない天然トリウム又はこれらの化合物であつて、次に掲げる基準に適合するもの(前二号に掲げるものを除く。)

イ 機器等に他の放射性物質等が含まれないこと。

ロ 不活性材料で完全に覆われていること。

四 放射性物質等が収納されたことのある空の容器であつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ 破損等がなく、かつ、確実に閉じられていること。

ロ 容器の構成部品に使用されているウラン又はトリウムの表面が不活性材料で完全に覆われていること。

ハ 内部の放射性物質の密度が第四条の三に定める密度の一〇〇倍を超えないこと。

ニ 放射性物質等を運送し、又は貯蔵した際に付された標札又はその際に行われた表示等が除去され、消され、又は覆われていること。

(表示を要するL型輸送物)

第四条の二 規則第七十三条第六号の告示で定める放射性物質等は、前条第一号に掲げるものとする。

(L型輸送物に係る表面密度限度)

第四条の三 規則第七十三条第八号の告示で定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる固定されていない(通常取扱いにおいて、はく離するおそれがある状態をいう。以下同じ。)放射性物質の密度とする。

放射性物質の区分	密度
アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質	毎平方センチメートル〇・四ベクレル
アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	毎平方センチメートル四ベクレル

(A型輸送物として運送できる放射性物質等の量の限度)

第五条 規則第八十条第一項第二号の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

放射性物質等の区分	放射能の量
特別形放射性物質等	A ₁ 値
特別形放射性物質等以外のもの	A ₂ 値

(液体の放射性物質等が収納されているA型輸送物)

第五条の二 規則第七十四条第四号イの告示で定める量は、A₂値とする。

2 規則第七十四条第四号イの告示で定める外国は、国際海上危険物規程(IMDGコード)の採択国とする。

第五条の三 削除

(A型輸送物に係る条件)

第六条 規則第七十四条第八号の告示で定める条件は、別記第三台一号に掲げる条件とする。

2 規則第七十四条第九号の告示で定める条件は、別記第三二号に掲げる条件とする。

(B型輸送物に係る条件)

第七条 規則第七十五条第二号の告示で定める条件は、別記第四に掲げる条件とする。

第八条 規則第七十五条第三号の告示で定める条件は、別記第五に掲げる条件とする。

第八条の二 規則第七十五条第四号の告示で定める条件は、別記第六に掲げる条件とする。

(B型輸送物に係る漏えい量)

第九条 規則第七十五条第二号ロの告示で定める量は、 A_2 値の一、〇〇〇、〇〇〇分の一とする。

2 規則第七十五条第三号ロの告示で定める量は、 A_2 値とする。ただし、クリプトン八五にあっては、 A_2 値の一〇倍の放射能とする。

(B型輸送物に係る放射能)

第九条の二 規則第七十五条第四号の告示で定める量は、 A_2 値の一〇〇、〇〇〇倍の放射能の量とする。

(低比放射性物質等)

第十条 規則第八十条第二項の告示で定める低比放射性物質は、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等(自然発火性のものを除く。)であって、当該放射性物質等を集積した場合において、その表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が毎時一〇ミリシーベルトを超えないものとする。

一 次に掲げる放射性物質等(以下「LSA-I」という。)

イ ウラン又はトリウムの鉱石又は精鉱

ロ 照射されていない天然ウラン、照射されていない劣化ウラン若しくは照射されていない天然トリウムであって、固体状のもの、固体状若しくは液体状のこれらの化合物又はこれらの物質の一若しくは二以上を含む物質

ハ 核分裂性物質以外の放射性物質であって、 A_2 値に制限がないもの

ニ 核分裂性物質以外の放射性物質が全体に均一に分布しており、かつ、平均放射能濃度(放射性物質等の全体について平均した放射能濃度をいう。以下同じ。)が免除濃度の三〇倍を超えないもの

二 前号に掲げる放射性物質等以外のものであって、次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる基準に適合するもの(以下「LSA-II」という。)

放射性物質等の区分		基準
固体	可燃性のものであって、放射性物質が全体に分布しているもの	放射能の量が A_2 値の一〇〇倍(湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、 A_2 値の一〇倍)を超えず、かつ、平均放射能濃度が一グラム当たり A_2 値の一〇、〇〇〇分の一を超えないこと。
	可燃性でないものであって、放射性物質が全体に分布しているもの	平均放射能濃度が一グラム当たり A_2 値の一〇、〇〇〇分の一を超えず、かつ、湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、放射能の量が A_2 値の一〇〇倍を超えないこと。
液体	トリチウム水	放射能の量が四ペタベクレル(湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、〇・四ペタベクレル)を超えず、かつ、平均放射能濃度が一リットル当たり〇・八テラベクレルを超えないこと。

	トリチウム水以外のものであつて、放射性物質が全体に分布しているもの	放射能の量が A_2 値の一〇〇倍(湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、 A_2 値の一〇倍)を超えず、かつ、平均放射能濃度が一グラム当たり A_2 値の一〇〇、〇〇〇分の一を超えないこと。
気体	放射性物質が全体に分布しているもの	放射能の量が A_2 値の一〇〇倍(湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、 A_2 値の一〇倍)を超えず、かつ、平均放射能濃度が一グラム当たり A_2 値の一〇、〇〇〇分の一を超えないこと。

三 前二号に掲げる放射性物質等以外の固体状のものであって、次に掲げる基準に適合するもの(以下「LSA-III」という。)

イ 放射性物質が全体に均一に分布していること。

ロ 可燃性のものであつては放射能の量が A_2 値の一〇〇倍(湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、 A_2 値の一〇倍)、可燃性でないものにあつては湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものの放射能の量が A_2 値の一〇〇倍を超えないこと。

ハ 平均放射能濃度が一グラム当たり A_2 値の一、〇〇〇分の一を超えないこと。

ニ 別記第二に定めるところにより、浸漬試験を行った場合に放射性物質の漏えい量が A_2 値の一〇分の一を超えないこと。

2 規則第八十条第二項の告示で定める表面汚染物は、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等(自然発火性のものを除く。)であつて、当該放射性物質等を集積した場合において、その表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が毎時一〇ミリシーベルトを超えず、かつ、放射能の量が A_2 値の一〇〇倍(湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、 A_2 値の一〇倍)を超えないものとする。

一 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度を超えないもの(以下「SCO-I」という。)

表面の汚染の区分		密度
接近できる表面の固定されていない汚染	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質	毎平方センチメートル〇・四ベクレル
	アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	毎平方センチメートル四ベクレル
その他の汚染	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質	毎平方センチメートル四キロベクレル
	アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	毎平方センチメートル四〇キロベクレル

二 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度を超えないもの(以下「SCO-II」という。)

表面の汚染の区分		密度
接近できる表面の固定されていない汚染	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質	毎平方センチメートル四〇ベクレル
	アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	毎平方センチメートル四〇〇ベクレル
その他の汚染	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質	毎平方センチメートル八〇キロベクレル
	アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	毎平方センチメートル八〇〇キロベクレル

(低比放射性物質等に係る放射性輸送物の区分)

第十一条 規則第八十条第二項の告示で定める区分は、次の表の上欄に掲げる低比放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射性輸送物の区分とする。

低比放射性物質等の区分		放射性輸送物の区分	
		専用積載により運送する場合	専用積載により運送しない場合
L S A - I	固体	I P - 1 型輸送物	I P - 1 型輸送物
	液体又は気体	I P - 1 型輸送物	I P - 2 型輸送物
L S A - II	固体	I P - 2 型輸送物	I P - 2 型輸送物
	液体又は気体	I P - 2 型輸送物	I P - 3 型輸送物
L S A - III		I P - 2 型輸送物	I P - 3 型輸送物
S C O - I		I P - 1 型輸送物	I P - 1 型輸送物
S C O - II		I P - 2 型輸送物	I P - 2 型輸送物

(I P - 2 型輸送物に係る条件)

第十二条 規則第七十八条第一項の告示で定める条件は、別記第七に掲げる条件とする。

(I P - 3 型輸送物に係る条件)

第十二条の二 規則第七十九条第一項第二号の告示で定める条件は、別記第三第一号に定める条件とする。

(容器として使用されているタンク、コンテナ又は IBC 容器)

第十二条の三 規則第七十八条第二項の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 タンクにあつては、次に掲げる基準
 - イ 規則第七十七条に定める基準
 - ロ 二六五キロパスカルの圧力による試験を行つても漏えい又は著しい変形のないこと。
 - ハ 通常の運送状態で、表面における最大線量当量率の著しい増加がなく、かつ、当該最大線量当量率が毎時二ミリシーベルト(表面における最大線量当量率について規則第七百七条第三項の承認を受けた場合にあつては、毎時一〇ミリシーベルト)を超えないこと。
 - ニ 収納される放射性物質は、タンク内部の空間が当該タンクの容積の十パーセント以下とならないよう封入されること。ただし、国土交通大臣が適当と認める場合はこの限りでない。
 - ホ 放射性物質等以外の輸送に使用されないこと。
 - ヘ その他国土交通大臣が必要と認める基準
- 二 コンテナにあつては、次に掲げる基準
 - イ 前号イに定める基準
 - ロ 収納される放射性物質が固体状のものであること。
 - ハ 国土交通大臣が適当と認める試験の条件の下に置くこととした場合に、表面における最大線量当量率の著しい増加がなく、かつ、当該最大線量当量率が毎時二ミリシーベルト(表面における最大線量当量率について規則第七百七条第三項の承認を受けた場合にあつては、毎時一〇ミリシーベルト)を超えないこと。
 - ニ その他国土交通大臣が必要と認める基準

三 IBC 容器にあつては、次に掲げる基準

- イ 第一号イ及び前号ハに定める基準
- ロ 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号)第二十五条の五第二項に定める容器等級 I 又は II の危険物を収納する金属製 I B C 容器の基準

(核分裂性輸送物に係る条件)

第十三条 規則第八十一条第一号の告示で定める条件は、別記第八に掲げる条件とする。

第十四条 規則第八十一条第二号の告示で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 当該核分裂性輸送物と同一のものを別記第九に掲げる条件の下に置くこととした場合
- 二 当該核分裂性輸送物と同一のものであつて別記第八に掲げる条件の下に置いたものを、別記第九に掲げる条件の下に置くこととした場合

三 当該核分裂性輸送物と同一のものであつて別記第十に掲げる条件の下に置いたものを、別記第九に掲げる条件の下に置くこととした場合

四 当該核分裂性輸送物と同一のものであつて別記第八に掲げる条件の下に置いたものを、任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数の五倍に相当する個数を積載することとした場合であつて、別記第九第二号及び第三号に掲げる条件の下に置くこととしたとき。

五 当該核分裂性輸送物と同一のものであつて別記第十に掲げる条件の下に置いたものを、任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数の二倍に相当する個数を積載することとした場合であつて、別記第十一に掲げる条件の下に置くこととしたとき。

(六フッ化ウランを収納している放射性輸送物にかかる条件)

第十四条の二 規則第八十二条第二項の告示で定める量は〇・一キログラムとする。

第十四条の三 規則第八十二条第二項第一号の告示で定める条件のうち、イ及びロの基準に係る条件は別記第十二に掲げる条件とする。

第十四条の四 規則第八十二条第二項第一号の告示で定める条件のうち、イ及びハの基準に係る条件は別記第十三に掲げる条件とする。

第十四条の四の二 規則第八十二条第二項第一号の告示で定める条件のうち、ニの基準に係る条件は別記第十四に掲げる条件とする。

(施錠等の措置の対象)

第十四条の五 規則第八十五条第一項の告示で定める放射性物質等は、別表第七に定める放射性物質等とする。

(放射性輸送物の安全の確認)

第十四条の六 規則第八十七条第一項の告示で定める放射性物質等は、次の各号に掲げる放射性物質等とする。

- 一 別表第七第一号に定める放射性物質等
- 二 〇・一キログラム以上の六フッ化ウランが収納されている放射性輸送物

第十四条の六の二 規則第八十七条第一項の告示で定める放射性廃棄物等は、次の各号に掲げる放射性物質等とする。

- 一 放射性廃棄物
- 二 別表第七第一号に定める放射性物質等

第十四条の六の三 規則第八十七条第一項の告示で定める放射性物質は、〇・一キログラム以上の六フッ化ウランとする。

第十四条の七 規則第八十七条第七項の告示で定める場合は、BM 型輸送物であつて、規則第七十五条第四号の基準と同等以上の基準の確認を受けていない場合とする。

(輸送指数の決定方法)

第十四条の八 規則第九十一条第二項の告示で定めるものは、次の各号により算出された値とする。

- 一 放射性輸送物にあつては、当該放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値(タンク又はコンテナが容器として使用されている放射性輸送物にあつては、当該値に、規則第九十一条第二項第一号の表(以下この条において「表」という。))の上欄に掲げるタンク又はコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値)
- 二 外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックにあつては、当該オーバーパックの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるオーバーパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値
- 三 放射性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

(臨界安全指数の決定に用いられる輸送制限個数)

第十四条の九 規則第九十一条第三項の告示で定める輸送制限個数は、第十四条第四号又は第五号の輸送制限個数のうち、いずれか小なる輸送制限個数とする。

(放射性輸送物等の標札等)

第十五条 規則第九十二条第一項の告示で定める標札は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 規則第九十二条第一項の表(以下この条において「表」という。)第一号に掲げる放射性輸送物又はオーバーパック及び第四号に掲げるタンク又はコンテナにあつては、第一類白標札(第一号様式)
- 二 表第二号に掲げる放射性輸送物又はオーバーパック及び第五号に掲げるタンク又はコンテナにあつては、第二類黄標札(第一号様式)
- 三 表第三号に掲げる放射性輸送物又はオーバーパック及び第六号に掲げるタンク又はコンテナにあつては、第三類黄標札(第一号様式)
- 四 表第一号から第六号に掲げる放射性輸送物、オーバーパック、タンク又はコンテナであつて、副次危険性を有する放射性物質を収納するものにあつては、前三号の標札のほか、船舶による危険物の運送基準等を定める告示第一号様式副次危険性等級を示す標札
- 五 表第七号に掲げる核分裂性輸送物、オーバーパック、タンク又はコンテナにあつては、第一号から第四号の標札のほか、臨界安全指数標札(第一号様式)

2 規則第九十二条第二項の告示で定める識別番号は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 規則第八十六条の規定による設計の承認を受けた放射性輸送物 設計承認番号及び容器の製造番号
- 二 その他の放射性輸送物(L型輸送物及びIP-1型輸送物を除く。)設計国の国際車両登録コード及び製造者の名称

第十六条 規則第九十二条第三項の告示で定める表示は、三葉マーク(第二号様式)とする。

第十七条 規則第九十二条第四項の告示で定める標識は、コンテナ標識(第三号様式)とする。

第十七条の二 規則第九十二条第六項の告示で定める基準は、国連番号を六五ミリメートル以上の大きさの黒色の数字で、次の各号に掲げるもののいずれかに記入することにより表示することとする。

- 一 コンテナ標識の下半分
- 二 第一類白標札、第二類黄標札若しくは第三類黄標札又はコンテナ標識に近接して付す国連番号用表示(第四号様式)

(線量)

第十七条の二の二 規則第九十四条第一項第五号の告示で定める線量は、一センチメートル線量当量とする。ただし、国土交通大臣が適当と認めた場合は、この限りではない。

(居住区域への積載禁止放射性輸送物)

第十七条の二の三 規則第九十四条第一項第六号の告示で定める放射性輸送物等は、規則第九十二条又は規則第百条第五項の規定により第二類黄標札(第一号様式)又は第三類黄標札(第一号様式)を付すこととされる放射性輸送物等とする。

(災害防止のための措置を要する放射性物質等)

第十七条の三 規則第九十六条の告示で定める放射性物質等は、別表第七に定める放射性物質等とする。

第十七条の四 (削除)

第十八条 削除

(低比放射性物質等の放射能の量の限度)

第十八条の二 規則第九十五条第六項の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる低比放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

低比放射性物質等の区分	放射能の量	
	湖川港内のみを航行する船舶以外の船舶の船倉若しくは区画又は甲板の一定区域	湖川港内のみを航行する船舶の船倉若しくは区画又は甲板の一定区域
LSA-I	制限なし	制限なし
LSA-II又はLSA-IIIであつて可燃性でない固体	制限なし	A ₂ 値の一〇〇倍
LSA-II又はLSA-IIIであつて可燃性の固体又は液体若しくは気体	A ₂ 値の一〇〇倍	A ₂ 値の一〇倍
SCO-I又はSCO-II	A ₂ 値の一〇〇倍	A ₂ 値の一〇倍

(運送の安全の確認)

第十八条の三 規則第九十九条第一項の告示で定める場合は、次の各号に定める場合とする。

- 一 放射性輸送物、オーバーパック、放射性輸送物が収納されているコンテナ、規則第百条第一項各号に掲げる放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等又は当該低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナを船内の数箇所に集貨(低比放射性物質等、低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、他の低比放射性物質等、他の低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、他の放射性輸送物、他のオーバーパック又は他の放射性輸送物が収納されているコンテナとの間の距離が、隔壁又は甲板の有無にかかわらず、六メートル未満であるものの集合をいう。以下この条において同じ。)として積載する場合におけるそれらの輸送指数の合計又は臨界安全指数の合計のうち、いずれか大きい値が、一集貨について五〇を超える場合
- 二 船内に積載する各集貨の輸送指数の合計又は臨界安全指数の合計のうち、いずれか大きい値が、一船舶について二〇〇(湖川港内のみを航行する船舶に積載する場合にあつては、五〇)を超える場合

(放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等)

第十八条の四 規則第百条第一項第一号の告示で定める低比放射性物質は、LSA-Iとする。

第十八条の五 規則第百条第一項第二号の告示で定める表面汚染物は、SCO-Iとする。

第十八条の六 規則第百条第一項第二号イの告示で定める密度は、第四条の三の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

(輸送指数の決定方法)

第十八条の六の二 規則第百条第四項の告示で定めるものは、次の各号により算出された値とする。

- 一 低比放射性物質等(タンクに収納されているものを除く。)又は低比放射性物質等が収納されているタンクにあつては、当該低比放射性物質等又はタンクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、規則第百条第四項第一号の表(以下この条において「表」という。)の上欄に掲げる低比放射性物質等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値
- 二 低比放射性物質等が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

第十八条の七 規則第百条第四項第一号の告示で定めるウラン又はトリウムの鉱石又は精鉱(以下「ウラン鉱石等」という。)は、次の表の上欄に掲げるウラン鉱石等とし、同号の告示で定める値は、

当該ウラン鉱石等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値とする。

ウラン鉱石等の区分	値
ウラン又はトリウムの鉱石又は物理的精鉱	○・四
トリウムの化学的精鉱	○・三
六フッ化ウラン以外のウランの化学的精鉱	○・〇二

(放射性輸送物等の標札等)

第十八条の七の二 規則第百条第五項の告示で定める標札は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 低比放射性物質等が収納されているタンク又はコンテナであって、輸送指数が〇であるものにあつては、第一類白標札(第一号様式)
- 二 低比放射性物質等が収納されているタンク又はコンテナであつて、輸送指数が〇を超え、一を超えないものにあつては、第二類黄標札(第一号様式)
- 三 低比放射性物質等が収納されているタンク又はコンテナであつて、前二号に掲げるもの以外のものにあつては、第三類黄標札(第一号様式)
- 四 低比放射性物質等が収納されているタンク又はコンテナであつて、六フッ化ウランを収納するものにあつては、前三号の標札のほか、船舶による危険物の運送基準等を定める告示第一号様式副次危険性等級八を示す標札
- 五 低比放射性物質等が収納されているコンテナであつて、核分裂性輸送物を収納するものにあつては、第一号から第四号の標札のほか、臨界安全指数標札(第一号様式)

第十八条の八 規則第百条第十三項の告示で定める物質は、核分裂性核種(化合物に含まれるものを含む。)とし、同項の告示で定める量は、一五グラムとする。

(放射線防護計画の記載事項)

第十九条 規則第百三条第三項の告示で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 輸送実施体制に関する事項
- 二 線量の測定方法及び線量評価に関する事項
- 三 放射性輸送物の表面の汚染に関する事項
- 四 放射性輸送物からの隔離及び防護に関する事項
- 五 緊急時の対応に関する事項
- 六 訓練及び教育に関する事項
- 七 品質保証に関する事項
- 八 その他国土交通大臣が必要と認める事項

第二十条 削除

(荷役場所に係る表面密度限度等)

第二十一条 規則第百五条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 表面の固定されていない汚染にあつては、第四条の三に定める密度
- 二 表面の固定されていない汚染以外の汚染にあつては、当該表面における最大線量当量率が毎時五マイクロシーベルト

(運送の届出)

第二十二条 規則第百六条第一項の告示で定める場合は、第十八条の三各号に定める場合とする。

(特別措置に係る被ばく管理のため必要な措置)

第二十三条 規則第百七条第一項第三号の告示で定める必要な措置は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 放射性物質等を貨車又は自動車等に積載した状態で、鉄道車両渡船又は自動車渡船により運送すること。
- 二 核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第四条第二項及び第十九条第三項各号又は放射性同位元素等車両運搬規則(昭和五十二年運輸省令第三十三号)第四条第二項及び第十八条第三項各号の定めるところによること。
- 三 運送中に、放射性物質等を積載した貨車又は自動車等について積込み又は取御しを行わないこと。

第二十四条 規則第百十一条第一項の検査は、次の表の上欄に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者が行う検査とする。

別表第七第一号に定める放射性物質等	国土交通大臣
別表第七第二号又は第三号に定める放射性物質等	船積地を管轄する地方運輸局長
別表第七に定める放射性物質以外の危険物	船積地を管轄する地方運輸局長又は登録検査機関

別表第一(第1条の2及び第4条関係)

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の限度

原子番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
	放射性物質の種類	特別形放射性物質等である場合の数量(A ₁ 値) 単位 TBq	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量(A ₂ 値) 単位 TBq	放射能濃度 単位 Bq/g	放射能量 単位 Bq
1	³ H	40	40	1×10 ⁶	1×10 ⁹
4	⁷ Be	20	20	1×10 ³	1×10 ⁷
4	¹⁰ Be	40	6×10 ⁻¹	1×10 ⁴	1×10 ⁶
6	¹¹ C	1	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
6	¹⁴ C	40	3	1×10 ⁴	1×10 ⁷
7	¹³ N	9×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁹
9	¹⁸ F	1	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
11	²² Na	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
11	²⁴ Na	2×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵
12	²⁸ Mg	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵
13	²⁶ Al	1×10 ⁻¹	1×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵
14	³¹ Si	6×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
14	³² Si	40	5×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
15	³² P	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁵
15	³³ P	40	1	1×10 ⁵	1×10 ⁸
16	³⁵ S	40	3	1×10 ⁵	1×10 ⁸
17	³⁶ Cl	10	6×10 ⁻¹	1×10 ⁴	1×10 ⁶
17	³⁸ Cl	2×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵
18	³⁷ Ar	40	40	1×10 ⁶	1×10 ⁸
18	³⁹ Ar	40	20	1×10 ⁷	1×10 ⁴
18	⁴¹ Ar	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁹
19	⁴⁰ K	9×10 ⁻¹	9×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
19	⁴² K	2×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
19	⁴³ K	7×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
20	⁴¹ Ca	制限なし	制限なし	1×10 ⁵	1×10 ⁷
20	⁴⁵ Ca	40	1	1×10 ⁴	1×10 ⁷
20	⁴⁷ Ca	3	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
21	⁴⁴ Sc	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵
21	⁴⁶ Sc	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
21	⁴⁷ Sc	10	7×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
21	⁴⁸ Sc	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵
22	⁴⁴ Ti	5×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵
23	⁴⁸ V	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵
23	⁴⁹ V	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁷
24	⁵¹ Cr	30	30	1×10 ³	1×10 ⁷
25	⁵² Mn	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵
25	⁵³ Mn	制限なし	制限なし	1×10 ⁴	1×10 ⁹
25	⁵⁴ Mn	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶
25	⁵⁶ Mn	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵
26	⁵² Fe	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
26	⁵⁵ Fe	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁶
26	⁵⁹ Fe	9×10 ⁻¹	9×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
26	⁶⁰ Fe	40	2×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵
27	⁵⁵ Co	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

27	⁵⁶ Co	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	42	⁹⁹ Mo	1	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
27	⁵⁷ Co	10	10	1×10 ²	1×10 ⁶	43	^{95m} Tc	2	2	1×10 ¹	1×10 ⁶
27	⁵⁸ Co	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶	43	⁹⁶ Tc	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
27	^{58m} Co	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁷	43	^{96m} Tc	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁷
27	⁶⁰ Co	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	43	⁹⁷ Tc	制限なし	制限なし	1×10 ³	1×10 ⁸
28	⁵⁹ Ni	制限なし	制限なし	1×10 ⁴	1×10 ⁸	43	^{97m} Tc	40	1	1×10 ³	1×10 ⁷
28	⁶³ Ni	40	30	1×10 ⁵	1×10 ⁸	43	⁹⁸ Tc	8×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
28	⁶⁵ Ni	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	43	⁹⁹ Tc	40	9×10 ⁻¹	1×10 ⁴	1×10 ⁷
29	⁶⁴ Cu	6	1	1×10 ²	1×10 ⁶	43	^{99m} Tc	10	4	1×10 ²	1×10 ⁷
29	⁶⁷ Cu	10	7×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	44	⁹⁷ Ru	5	5	1×10 ²	1×10 ⁷
30	⁶⁵ Zn	2	2	1×10 ¹	1×10 ⁶	44	¹⁰³ Ru	2	2	1×10 ²	1×10 ⁶
30	⁶⁹ Zn	3	6×10 ⁻¹	1×10 ⁴	1×10 ⁶	44	¹⁰⁵ Ru	1	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
30	^{69m} Zn	3	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	44	¹⁰⁶ Ru	2×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵
31	⁶⁷ Ga	7	3	1×10 ²	1×10 ⁶	45	⁹⁹ Rh	2	2	1×10 ¹	1×10 ⁶
31	⁶⁸ Ga	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	45	¹⁰¹ Rh	4	3	1×10 ²	1×10 ⁷
31	⁷² Ga	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	45	¹⁰² Rh	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
32	⁶⁸ Ge	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	45	^{102m} Rh	2	2	1×10 ²	1×10 ⁶
32	⁷¹ Ge	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁸	45	^{103m} Rh	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁸
32	⁷⁷ Ge	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	45	¹⁰⁵ Rh	10	8×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁷
33	⁷² As	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	46	¹⁰³ Pd	40	40	1×10 ³	1×10 ⁸
33	⁷³ As	40	40	1×10 ³	1×10 ⁷	46	¹⁰⁷ Pd	制限なし	制限なし	1×10 ⁵	1×10 ⁸
33	⁷⁴ As	1	9×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	46	¹⁰⁹ Pd	2	5×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁸
33	⁷⁶ As	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵	47	¹⁰⁵ Ag	2	2	1×10 ²	1×10 ⁶
33	⁷⁷ As	20	7×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶	47	^{108m} Ag	7×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
34	⁷⁵ Se	3	3	1×10 ²	1×10 ⁶	47	^{110m} Ag	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
34	⁷⁹ Se	40	2	1×10 ⁴	1×10 ⁷	47	¹¹¹ Ag	2	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
35	⁷⁶ Br	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	48	¹⁰⁹ Cd	30	2	1×10 ⁴	1×10 ⁶
35	⁷⁷ Br	3	3	1×10 ²	1×10 ⁶	48	^{113m} Cd	40	5×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
35	⁸² Br	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	48	¹¹⁵ Cd	3	4×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
36	⁸¹ Kr	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁷	48	^{115m} Cd	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
36	⁸⁵ Kr	10	10	1×10 ⁵	1×10 ⁴	49	¹¹¹ In	3	3	1×10 ²	1×10 ⁶
36	^{85m} Kr	8	3	1×10 ³	1×10 ¹⁰	49	^{113m} In	4	2	1×10 ²	1×10 ⁶
36	⁸⁷ Kr	2×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁹	49	^{114m} In	10	5×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
37	⁸¹ Rb	2	8×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	49	^{115m} In	7	1	1×10 ²	1×10 ⁶
37	⁸³ Rb	2	2	1×10 ²	1×10 ⁶	50	¹¹³ Sn	4	2	1×10 ³	1×10 ⁷
37	⁸⁴ Rb	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶	50	^{117m} Sn	7	4×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
37	⁸⁶ Rb	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵	50	^{119m} Sn	40	30	1×10 ³	1×10 ⁷
37	⁸⁷ Rb	制限なし	制限なし	1×10 ⁴	1×10 ⁷	50	^{121m} Sn	40	9×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁷
37	Rb(天然の混 合比のもの)	制限なし	制限なし	1×10 ⁴	1×10 ⁷	50	¹²³ Sn	8×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
38	⁸² Sr	2×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	50	¹²⁵ Sn	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵
38	⁸⁵ Sr	2	2	1×10 ²	1×10 ⁶	50	¹²⁶ Sn	6×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵
38	^{85m} Sr	5	5	1×10 ²	1×10 ⁷	51	¹²² Sb	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁴
38	^{87m} Sr	3	3	1×10 ²	1×10 ⁶	51	¹²⁴ Sb	6×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
38	⁸⁹ Sr	6×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶	51	¹²⁵ Sb	2	1	1×10 ²	1×10 ⁶
38	⁹⁰ Sr	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁴	51	¹²⁶ Sb	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵
38	⁹¹ Sr	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	52	¹²¹ Te	2	2	1×10 ¹	1×10 ⁶
38	⁹² Sr	1	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	52	^{121m} Te	5	3	1×10 ²	1×10 ⁶
39	⁸⁷ Y	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶	52	^{123m} Te	8	1	1×10 ²	1×10 ⁷
39	⁸⁸ Y	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	52	^{125m} Te	20	9×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁷
39	⁹⁰ Y	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁵	52	¹²⁷ Te	20	7×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
39	⁹¹ Y	6×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶	52	^{127m} Te	20	5×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁷
39	^{91m} Y	2	2	1×10 ²	1×10 ⁶	52	¹²⁹ Te	7×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
39	⁹² Y	2×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵	52	^{129m} Te	8×10 ⁻¹	0.4×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
39	⁹³ Y	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵	52	^{131m} Te	0.7×10 ⁻¹	0.5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
40	⁸⁸ Zr	3	3	1×10 ²	1×10 ⁶	52	¹³² Te	0.5×10 ⁻¹	0.4×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁷
40	⁹³ Zr	制限なし	制限なし	1×10 ³	1×10 ⁷	53	¹²³ I	6	3	1×10 ²	1×10 ⁷
40	⁹⁵ Zr	2	8×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	53	¹²⁴ I	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶
40	⁹⁷ Zr	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	53	¹²⁵ I	20	3	1×10 ³	1×10 ⁶
41	^{93m} Nb	40	30	1×10 ⁴	1×10 ⁷	53	¹²⁶ I	2	1	1×10 ²	1×10 ⁶
41	⁹⁴ Nb	7×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	53	¹²⁹ I	制限なし	制限なし	1×10 ²	1×10 ⁵
41	⁹⁵ Nb	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶	53	¹³¹ I	3	7×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
41	⁹⁷ Nb	9×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	53	¹³² I	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵
42	⁹³ Mo	40	20	1×10 ³	1×10 ⁸	53	¹³³ I	7×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
						53	¹³⁴ I	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

53	¹³⁵ I	6×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	68	¹⁶⁹ Er	40	1	1×10 ⁴	1×10 ⁷
54	¹²² Xe	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁹	68	¹⁷¹ Er	8×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
54	¹²³ Xe	2	7×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁹	69	¹⁶⁷ Tm	7	8×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
54	¹²⁷ Xe	4	2	1×10 ³	1×10 ⁵	69	¹⁷⁰ Tm	3	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
54	^{131m} Xe	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁴	69	¹⁷¹ Tm	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁸
54	¹³³ Xe	20	10	1×10 ³	1×10 ⁴	70	¹⁶⁹ Yb	4	1	1×10 ²	1×10 ⁷
54	¹³⁵ Xe	3	2	1×10 ³	1×10 ¹⁰	70	¹⁷⁵ Yb	30	9×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁷
55	¹²⁹ Cs	4	4	1×10 ²	1×10 ⁵	71	¹⁷² Lu	6×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
55	¹³¹ Cs	30	30	1×10 ³	1×10 ⁶	71	¹⁷³ Lu	8	8	1×10 ²	1×10 ⁷
55	¹³² Cs	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁵	71	¹⁷⁴ Lu	9	9	1×10 ²	1×10 ⁷
55	¹³⁴ Cs	7×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁴	71	^{174m} Lu	20	10	1×10 ²	1×10 ⁷
55	^{134m} Cs	40	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁵	71	¹⁷⁷ Lu	30	7×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁷
55	¹³⁵ Cs	40	1	1×10 ⁴	1×10 ⁷	72	¹⁷² Hf	6×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
55	¹³⁶ Cs	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	72	¹⁷⁵ Hf	3	3	1×10 ²	1×10 ⁶
55	¹³⁷ Cs	2	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁴	72	¹⁸¹ Hf	2	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
56	¹³¹ Ba	2	2	1×10 ²	1×10 ⁶	72	¹⁸² Hf	制限なし	制限なし	1×10 ²	1×10 ⁶
56	¹³³ Ba	3	3	1×10 ²	1×10 ⁶	73	¹⁷⁸ Ta(長半減 期のもの)	1	8×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
56	^{133m} Ba	20	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	73	¹⁷⁹ Ta	30	30	1×10 ³	1×10 ⁷
56	¹⁴⁰ Ba	5×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	73	¹⁸² Ta	9×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁴
57	¹³⁷ La	30	6	1×10 ³	1×10 ⁷	74	¹⁷⁸ W	9	5	1×10 ¹	1×10 ⁶
57	¹⁴⁰ La	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	74	¹⁸¹ W	30	30	1×10 ³	1×10 ⁷
58	¹³⁹ Ce	7	2	1×10 ²	1×10 ⁶	74	¹⁸⁵ W	40	8×10 ⁻¹	1×10 ⁴	1×10 ⁷
58	¹⁴¹ Ce	20	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁷	74	¹⁸⁷ W	2	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
58	¹⁴³ Ce	9×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	74	¹⁸⁸ W	4×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵
58	¹⁴⁴ Ce	2×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵	75	¹⁸⁴ Re	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶
59	¹⁴² Pr	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵	75	^{184m} Re	3	1	1×10 ²	1×10 ⁶
59	¹⁴³ Pr	3	6×10 ⁻¹	1×10 ⁴	1×10 ⁶	75	¹⁸⁶ Re	2	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
60	¹⁴⁷ Nd	6	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	75	¹⁸⁷ Re	制限なし	制限なし	1×10 ⁶	1×10 ⁹
60	¹⁴⁹ Nd	6×10 ⁻¹	0.5×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	75	¹⁸⁸ Re	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵
61	¹⁴³ Pm	3	3	1×10 ²	1×10 ⁶	75	¹⁸⁹ Re	3	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
61	¹⁴⁴ Pm	7×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	75	Re(天然の混 合比のもの)	制限なし	制限なし	1×10 ⁶	1×10 ⁹
61	¹⁴⁵ Pm	30	10	1×10 ³	1×10 ⁷	76	¹⁸⁵ Os	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶
61	¹⁴⁷ Pm	40	2	1×10 ⁴	1×10 ⁷	76	¹⁹¹ Os	10	2	1×10 ²	1×10 ⁷
61	^{148m} Pm	8×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	76	^{191m} Os	40	30	1×10 ³	1×10 ⁷
61	¹⁴⁹ Pm	2	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶	76	¹⁹³ Os	2	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
61	¹⁵¹ Pm	2	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	76	¹⁹⁴ Os	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵
62	¹⁴⁵ Sm	10	10	1×10 ²	1×10 ⁷	77	¹⁸⁹ Ir	10	10	1×10 ²	1×10 ⁷
62	¹⁴⁷ Sm	制限なし	制限なし	1×10 ¹	1×10 ⁴	77	¹⁹⁰ Ir	7×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
62	¹⁵¹ Sm	40	10	1×10 ⁴	1×10 ⁸	77	¹⁹² Ir	1	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁴
62	¹⁵³ Sm	9	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	77	¹⁹⁴ Ir	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵
63	¹⁴⁷ Eu	2	2	1×10 ²	1×10 ⁶	78	¹⁸⁸ Pt	1	8×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
63	¹⁴⁸ Eu	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	78	¹⁹¹ Pt	4	3	1×10 ²	1×10 ⁶
63	¹⁴⁹ Eu	20	20	1×10 ²	1×10 ⁷	78	¹⁹³ Pt	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁷
63	¹⁵⁰ Eu(短半減 期のもの)	2	7×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶	78	^{193m} Pt	40	5×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁷
63	¹⁵⁰ Eu(長半減 期のもの)	7×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	78	^{195m} Pt	10	5×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
63	¹⁵² Eu	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶	78	¹⁹⁷ Pt	20	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
63	^{152m} Eu	8×10 ⁻¹	8×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	78	^{197m} Pt	10	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
63	¹⁵⁴ Eu	9×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	79	¹⁹³ Au	7	2	1×10 ²	1×10 ⁷
63	¹⁵⁵ Eu	20	3	1×10 ²	1×10 ⁷	79	¹⁹⁴ Au	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶
63	¹⁵⁶ Eu	7×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	79	¹⁹⁵ Au	10	6	1×10 ²	1×10 ⁷
64	¹⁴⁶ Gd	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	79	¹⁹⁸ Au	1	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
64	¹⁴⁸ Gd	20	2×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴	79	¹⁹⁹ Au	10	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
64	¹⁵³ Gd	10	9	1×10 ²	1×10 ⁷	80	¹⁹⁴ Hg	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶
64	¹⁵⁹ Gd	3	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶	80	^{195m} Hg	3	7×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
65	¹⁵⁷ Tb	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁷	80	¹⁹⁷ Hg	20	10	1×10 ²	1×10 ⁷
65	¹⁵⁸ Tb	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶	80	^{197m} Hg	10	4×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
65	¹⁶⁰ Tb	1	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	80	²⁰³ Hg	5	1	1×10 ²	1×10 ⁵
66	¹⁵⁹ Dy	20	20	1×10 ³	1×10 ⁷	81	²⁰⁰ Tl	9×10 ⁻¹	9×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
66	¹⁶⁵ Dy	9×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶	81	²⁰¹ Tl	10	4	1×10 ²	1×10 ⁶
66	¹⁶⁶ Dy	9×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶	81	²⁰² Tl	2	2	1×10 ²	1×10 ⁶
67	¹⁶⁶ Ho	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁵	81	²⁰⁴ Tl	10	7×10 ⁻¹	1×10 ⁴	1×10 ⁴
67	^{166m} Ho	6×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	82	²⁰¹ Pb	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

82	²⁰² Pb	40	20	1×10 ³	1×10 ⁶	94	²³⁶ Pu	30	3×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴
82	²⁰³ Pb	4	3	1×10 ²	1×10 ⁶	94	²³⁷ Pu	20	20	1×10 ³	1×10 ⁷
82	²⁰⁵ Pb	制限なし	制限なし	1×10 ⁴	1×10 ⁷	94	²³⁸ Pu	10	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁴
82	²¹⁰ Pb	1	5×10 ⁻²	1×10 ¹	1×10 ⁴	94	²³⁹ Pu	10	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁴
82	²¹² Pb	7×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	94	²⁴⁰ Pu	10	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ³
83	²⁰⁵ Bi	7×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	94	²⁴¹ Pu	40	6×10 ⁻²	1×10 ²	1×10 ⁵
83	²⁰⁶ Bi	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	94	²⁴² Pu	10	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁴
83	²⁰⁷ Bi	7×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	94	²⁴⁴ Pu	4×10 ⁻¹	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁴
83	²¹⁰ Bi	1	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶	95	²⁴¹ Am	10	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁴
83	^{210m} Bi	6×10 ⁻¹	2×10 ⁻²	1×10 ¹	1×10 ⁵	95	^{242m} Am	10	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁴
83	²¹² Bi	7×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	95	²⁴³ Am	5	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ³
84	²¹⁰ Po	40	2×10 ⁻²	1×10 ¹	1×10 ⁴	96	²⁴⁰ Cm	40	2×10 ⁻²	1×10 ²	1×10 ⁵
85	²¹¹ At	20	5×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁷	96	²⁴¹ Cm	2	1	1×10 ²	1×10 ⁶
86	²²² Rn	3×10 ⁻¹	4×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁸	96	²⁴² Cm	40	1×10 ⁻²	1×10 ²	1×10 ⁵
88	²²³ Ra	4×10 ⁻¹	7×10 ⁻³	1×10 ²	1×10 ⁵	96	²⁴³ Cm	9	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁴
88	²²⁴ Ra	4×10 ⁻¹	2×10 ⁻²	1×10 ¹	1×10 ⁵	96	²⁴⁴ Cm	20	2×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴
88	²²⁵ Ra	2×10 ⁻¹	4×10 ⁻³	1×10 ²	1×10 ⁵	96	²⁴⁵ Cm	9	9×10 ⁻⁴	1×10 ⁰	1×10 ³
88	²²⁶ Ra	2×10 ⁻¹	3×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴	96	²⁴⁶ Cm	9	9×10 ⁻⁴	1×10 ⁰	1×10 ³
88	²²⁸ Ra	6×10 ⁻¹	2×10 ⁻²	1×10 ¹	1×10 ⁵	96	²⁴⁷ Cm	3	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁴
89	²²⁵ Ac	8×10 ⁻¹	6×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴	96	²⁴⁸ Cm	2×10 ⁻²	3×10 ⁻⁴	1×10 ⁰	1×10 ³
89	²²⁷ Ac	9×10 ⁻¹	9×10 ⁻⁵	1×10 ⁻¹	1×10 ³	97	²⁴⁷ Bk	8	8×10 ⁻⁴	1×10 ⁰	1×10 ⁴
89	²²⁸ Ac	6×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	97	²⁴⁹ Bk	40	3×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
90	²²⁷ Th	10	5×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴	98	²⁴⁸ Cf	40	6×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴
90	²²⁸ Th	5×10 ⁻¹	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁴	98	²⁴⁹ Cf	3	8×10 ⁻⁴	1×10 ⁰	1×10 ³
90	²²⁹ Th	5	5×10 ⁻⁴	1×10 ⁰	1×10 ³	98	²⁵⁰ Cf	20	2×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴
90	²³⁰ Th	10	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁴	98	²⁵¹ Cf	7	7×10 ⁻⁴	1×10 ⁰	1×10 ³
90	²³¹ Th	40	2×10 ⁻²	1×10 ³	1×10 ⁷	98	²⁵² Cf	5×10 ⁻²	3×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴
90	²³² Th	制限なし	制限なし	1×10 ¹	1×10 ⁴	98	²⁵³ Cf	40	4×10 ⁻²	1×10 ²	1×10 ⁵
90	²³⁴ Th	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁵	98	²⁵⁴ Cf	1×10 ⁻³	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ³
90	Th(天然の混 合比のもの)	制限なし	制限なし	1×10 ⁰	1×10 ³	備考1 (F)は輸送の平常時及び事故時の両方の条件において、UF ₆ 、 UO ₂ F ₂ 及びUO ₂ (NO ₃) ₂ の化学形をとるウラン化合物にのみ適用し、 (M)は輸送の平常時及び事故時の両方の条件において、UO ₃ 、UF ₄ 、 UCl ₄ 及び6価の化合物の化学形をとるウラン化合物にのみ適用し、 (S)は(F)及び(M)に定めた以外のすべてのウラン化合物に適用する。備 考2 第一欄に掲げる放射性物質のうち、次表の親核種の欄に掲げる ものの第二欄及び第三欄に掲げる数量は、次表の子孫核種の欄に掲げ る放射性物質を考慮して算定されている。					
91	²³⁰ Pa	2	7×10 ⁻²	1×10 ¹	1×10 ⁶	親核種					
91	²³¹ Pa	4	4×10 ⁻⁴	1×10 ⁰	1×10 ³	子孫核種					
91	²³³ Pa	5	7×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁷	²⁸ Mg	²⁸ Al				
92	²³⁰ U(F)	40	1×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	⁴² Ar	⁴² K				
92	²³⁰ U(M)	40	4×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴	⁴⁷ Ca	⁴⁷ Sc				
92	²³⁰ U(S)	30	3×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴	⁴⁴ Ti	⁴⁴ Sc				
92	²³² U(F)	40	1×10 ⁻²	1×10 ⁰	1×10 ³	⁵² Fe	^{52m} Mn				
92	²³² U(M)	40	7×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴	⁶⁰ Fe	^{60m} Co				
92	²³² U(S)	10	1×10 ⁻²	1×10 ¹	1×10 ⁴	^{69m} Zn	⁶⁹ Zn				
92	²³³ U(F)	40	9×10 ⁻²	1×10 ¹	1×10 ⁴	⁶⁸ Ge	⁶⁸ Ga				
92	²³³ U(M)	40	2×10 ⁻²	1×10 ²	1×10 ⁵	⁸³ Rb	^{83m} Kr				
92	²³³ U(S)	40	6×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁵	⁸² Sr	⁸² Rb				
92	²³⁴ U(F)	40	9×10 ⁻²	1×10 ¹	1×10 ⁴	⁹⁰ Sr	⁹⁰ Y				
92	²³⁴ U(M)	40	2×10 ⁻²	1×10 ²	1×10 ⁵	⁹¹ Sr	^{91m} Y				
92	²³⁴ U(S)	40	6×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁵	⁹² Sr	⁹² Y				
92	²³⁵ U	制限なし	制限なし	1×10 ¹	1×10 ⁴	⁸⁷ Y	^{87m} Sr				
92	²³⁶ U(F)	制限なし	制限なし	1×10 ¹	1×10 ⁴	⁹⁵ Zr	^{95m} Nb				
92	²³⁶ U(M)	40	2×10 ⁻²	1×10 ²	1×10 ⁵	⁹⁷ Zr	^{97m} Nb、 ⁹⁷ Nb				
92	²³⁶ U(S)	40	6×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴	⁹⁹ Mo	^{99m} Tc				
92	²³⁸ U	制限なし	制限なし	1×10 ¹	1×10 ⁴	^{95m} Tc	⁹⁵ Tc				
92	U(天然の混 合比のもの)	制限なし	制限なし	1×10 ⁰	1×10 ³	^{96m} Tc	⁹⁶ Tc				
92	U(未照射、か つ濃縮度20% 以下のもの)	制限なし	制限なし	1×10 ⁰	1×10 ³	¹⁰³ Ru	^{103m} Rh				
92	U(劣化した もの)	制限なし	制限なし	1×10 ⁰	1×10 ³	¹⁰⁶ Ru	¹⁰⁶ Rh				
93	²³⁵ Np	40	40	1×10 ³	1×10 ⁷	¹⁰³ Pd	^{103m} Rh				
93	²³⁶ Np(短半減 期のもの)	20	2	1×10 ³	1×10 ⁷	^{108m} Ag	¹⁰⁸ Ag				
93	²³⁶ Np(長半減 期のもの)	9	2×10 ⁻²	1×10 ²	1×10 ⁵	^{110m} Ag	¹¹⁰ Ag				
93	²³⁷ Np	20	2×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ³	¹¹⁵ Cd	^{115m} In				
93	²³⁹ Np	7	4×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁷						

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

114mIn	114In
113Sn	113mIn
121mSn	121Sn
126Sn	126mSb
118Te	118Sb
127mTe	127Te
129mTe	129Te
131mTe	131Te
132Te	132I
135I	135mXe
122Xe	122I
137Cs	137mBa
131Ba	131Cs
140Ba	140La
144Ce	144mPr、144Pr
148mPm	148Pm
146Gd	146Eu
166Dy	166Ho
172Hf	172Lu
178W	178Ta
188W	188Re
189Re	189mOs
194Os	194Ir
189Ir	189mOs
188Pt	188Ir
194Hg	194Au
195mHg	195Hg
210Pb	210Bi
212Pb	212Bi、208Tl、212Po
210mBi	206Tl
212Bi	208Tl、212Po
211At	211Po
222Rn	218Po、214Pb、218At、214Bi、214Po
223Ra	219Rn、215Po、211Pb、211Bi、211Po、207Tl
224Ra	220Rn、216Po、212Pb、212Bi、208Tl、212Po
225Ra	225Ac、221Fr、217At、213Bi、209Tl、213Po、209Pb
226Ra	222Rn、218Po、214Pb、218At、214Bi、214Po
228Ra	228Ac
225Ac	221Fr、217At、213Bi、209Tl、213Po、209Pb
227Ac	223Fr
228Th	224Ra、220Rn、216Po、212Pb、212Bi、208Tl、212Po
234Th	234mPa、234Pa
230Pa	226Ac、226Th、222Fr、222Ra、218Rn、214Po
230U	226Th、222Ra、218Rn、214Po
235U	231Th
241Pu	237U
244Pu	240U、240mNp
242mAm	242Am、238Np
243Am	239Np
247Cm	243Pu
249Bk	245Am
253Cf	249Cm

137Cs	137mBa
144Ce	144Pr
140Ba	140La
212Bi	208Tl (0.36)、212Po (0.64)
210Pb	210Bi、210Po
212Pb	212Bi、208Tl (0.36)、212Po (0.64)
222Rn	218Po、214Pb、214Bi、214Po
223Ra	219Rn、215Po、211Pb、211Bi、207Tl
224Ra	220Rn、216Po、212Pb、212Bi、208Tl (0.36)、212Po (0.64)
226Ra	222Rn、218Po、214Pb、214Bi、214Po、210Pb、210Bi、210Po
228Ra	228Ac
228Th	224Ra、220Rn、216Po、212Pb、212Bi、208Tl (0.36)、212Po (0.64)
229Th	225Ra、225Ac、221Fr、217At、213Bi、213Po、209Pb
Th (天然の混合比のもの)	228Ra、228Ac、228Th、224Ra、220Rn、216Po、212Pb、212Bi、208Tl (0.36)、212Po (0.64)
234Th	234mPa
230U	226Th、222Ra、218Rn、214Po
232U	228Th、224Ra、220Rn、216Po、212Pb、212Bi、208Tl (0.36)、212Po (0.64)
235U	231Th
238U	234Th、234mPa
U (天然の混合比のもの)	234Th、234mPa、234U、230Th、226Ra、222Rn、218Po、214Pb、210Pb、210Bi、210Po
237Np	233Pa
242mAm	242Am
243Am	239Np

備考3 第一欄に掲げる放射性物質のうち、次表の親核種の欄に掲げるものの第四欄及び第五欄に掲げる数量は、次表の子孫核種の欄に掲げる放射性物質を考慮して算定されている。

親核種	子孫核種
90Sr	90Y
93Zr	93mNb
97Zr	97Nb
106Ru	106Rh
108mAg	108Ag

別表第二(第4条関係)

種類が明らかであり、かつ、一種類であり、かつ、別表第二に掲げる放射性物質以外の放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性物質等である場合の数量(A ₁ 値) 単位 TBq	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量(A ₂ 値) 単位 TBq
1 2に該当する場合を除く	1の第一欄中のイ、ロ及びホの該当する区分に応じ、第二欄に掲げる数量のうち最も小さいものをA ₁ 値とする。ただし、40を超える場合には、40とする。	1の第一欄中のイ、ロ、ハ、ニ及びホの該当する区分に応じ、第三欄に掲げる数量のうち該当する最も小さいものをA ₂ 値とする。ただし、40を超える場合には、40とする。
イ ガンマ線又はエックス線を放出する場合(陽電子消滅により発生するガンマ線を含む。)	$1 \times 10^{-13} / e_{pt}$	$1 \times 10^{-13} / e_{pt}$
ロ ベータ線を放出する場合	$1 \times 10^{-12} / e_{\beta}$	$2.8 \times 10^{-14} / h_{skin}$
ハ 吸入摂取又は径口摂取するおそれのある場合(実用船舶用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量当量限度等を定める告示(平成元年運輸省告示第八十七号)(以下「線量当量告示」という。))別表第一中第二欄又は第三欄に数量の記載がある場合をいう。)	—	$5 \times 10^{-5} / e_{inh}$
ニ サブマージョンによる被ばくのおそれがある場合(線量当量告示別表第一中第一欄に記載している化学形が「サブマージョン」である場合をいう。)	—	$1.9 \times 10^{-14} / h_{sub}$
ホ アルファ線を放出する場合	$5 \times 10^{-1} / e_{inh}$	$5 \times 10^{-5} / e_{inh}$
2 放出する放射線が一種類であり、当該放射性物質等が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの(以下「親核種」という。))であって、その物理的半減期がその原子核の崩壊によって生ずる放射性物質(以下「娘核種」という。))の物理的半減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が十日以内である場合	親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの

3 放出する放射線が二種類以上の場合(4に該当する場合を除く。)	それぞれの放射線に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの
4 放出する放射線が二種類以上であり、当該放射性物質の物理的半減期が娘核種の物理的半減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が10日以内の場合	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの

備考 e_{pt} は1mの距離における放射性物質の実効線量率係数 ($Sv \cdot h^{-1} \cdot Bq^{-1}$)を、 e_{β} は自己しゃへい体から1mの距離におけるベータ線を放出する放射性物質の皮膚の等価線量率係数($Sv \cdot Bq^{-1} \cdot h^{-1}$)を、 h_{skin} は皮膚上の放射性物質の単位密度($Bq \cdot m^{-2}$)あたりの皮膚の等価線量率係数($Sv \cdot s^{-1} \cdot Bq^{-1} \cdot m^2$)を、 e_{inh} は当該放射性物質の化学形を考慮しない場合における線量当量告示別表第一中第二欄又は第三欄に掲げる値($mSv \cdot Bq^{-1}$)のうち、小なるものを、 h_{sub} はサブマージョン実効線量係数($Sv \cdot s^{-1} \cdot Bq^{-1} \cdot m^3$)をそれぞれ示す。

別表第三(第4条関係)

種類が明らかでない放射性物質の場合又は種類が明らかであって、一種類であり、かつ、別表第一又は第二に数量が掲げられていない放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
区分	特別形放射性物質等である場合の数量(A ₁ 値) 単位 TBq	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量(A ₂ 値) 単位 TBq	放射能濃度 単位 Bq/g	放射エネルギー 単位 Bq
1 ガンマ線又はベータ線のみを放出する放射性物質のみが存在する場合	1×10^{-1}	2×10^{-2}	1×10^1	1×10^4
2 アルファ線を放出し、かつ、中性子を放出しない放射性物質のみが存在する場合	2×10^{-1}	9×10^{-5}	1×10^{-1}	1×10^3
3 1及び2以外の場合	1×10^{-3}	9×10^{-5}	1×10^{-1}	1×10^3

備考 第四欄及び第五欄に掲げる数量について、国土交通大臣が適当と認める場合はこの限りでない。

別表第四(第1条の2及び第4条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類及び種類別の数量の全部又は一部が明らかである放射性物質の場合(別表第五及び別表第六(第二欄に係るものに限る。))に該当する場合を除く。)の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
区 分	数 量 単位 TBq	放射能濃度 単位 Bq/g	放射能量 単位 Bq
放射性物質の種類 の全部及び種類 別の数量の全部 が明らかな場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の 数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \dots + \frac{x_n}{X_n} = 1$	同左	同左
放射性物質の種類 の全部又は一部 が明らかであ って種類別の数 量の一部が明ら かでない場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n 及 び y の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \dots + \frac{x_n}{X_n} + \frac{y}{Y} = 1$	同左	同左

備考 x_1, x_2, \dots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \dots, x_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量を、 y は種類又は種類別の数量が明らかでない放射性物質の数量を、 Y は y に係る放射性物質の種類が明らかな場合にあってはそれらの種類に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量のうち最小のものを、 y に係わる放射性物質の種類全部又は一部が明らかでない場合にあっては y に係る放射性物質に対する別表第三に掲げる数量を示す。

別表第五(第1条の2及び第4条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかで、種類別の分率が明らかである放射性物質の場合(特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合に限り、別表第六(第二欄に係るものに限る。))に該当する場合を除く。)の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
区 分	数 量(A ₂ 値) 単位 TBq	放射能濃度 単位 Bq/g	放射能 量 単位 Bq
放射性物質の種類 の全部が明らかな 場合	$\frac{1}{f_1/X_1 + f_2/X_2 + \dots + f_n/X_n}$	同左	同左
放射性物質の種類 の一部が明らかな 場合	$\frac{1}{(f_1/X_1 + f_2/X_2 + \dots + f_n/X_n + f_y/X_y)}$	同左	同左

備考 f_1, f_2, \dots, f_n は種類が明らかな各放射性物質の分率、 X_1, X_2, \dots, X_n は f_1, f_2, \dots, f_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量を、 f_y は種類が明らかでない放射性物質の分率を、 Y は別表第三に掲げる数量を示す。

別表第六(第4条関係)

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと同じ放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区 分	特別形放射性物質 等である場合の数量(A ₁ 値) 単位 TBq	特別形放射性物質等 以外の放射性物質等 である場合の数量 (A ₂ 値) 単位 TBq
その系列のすべての放射性物質(親核種を除く。)の物理的半減期が10日を超えず、かつ、親核種の物理的半減期より短い場合	親核種に対する別表第一、別表第二又は別表第三の第二欄に掲げる数量	親核種に対する別表第一、別表第二又は別表第三の第三欄に掲げる数量
その系列の娘核種のうち、その物理的半減期が10日を超え、又は親核種の物理的半減期より長いものがある場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の 数量 $(x_1/X_1) + (x_2/X_2) + \dots + (x_n/X_n) = 1$	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の 数量 $(x_1/X_1) + (x_2/X_2) + \dots + (x_n/X_n) = 1$

備考 x_1, x_2, \dots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \dots, x_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別表第七(第14条の5、第14条の6、第17条の3、第17条の4関係) 防護対象特定核燃料物質

一 区分一

イ 照射されていない次に掲げる物質

- (1) プルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が一〇〇分の八〇を超えるものを除く。以下同じ。)及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの
- (2) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が一〇〇分の二〇以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの
- (3) ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの

ロ 照射されたイに掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空气中に吸収された場合の吸収線量率(以下「吸収線量率」という。)が毎時一グレイ以下のもの

二 区分二

イ 照射された前号イに掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイを超えるもの(第三号ニに掲げるものを除く。)

ロ 照射されていない次に掲げる物質

- (1) プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、プルトニウムの量が五〇〇グラムを超え二キログラム未満のもの
- (2) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が一〇〇分の二〇以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が一キログラムを超え五キログラム未満のもの
- (3) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が一〇〇分の一〇以上で一〇〇分の二〇に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が一〇キログラム以上のもの

- (4) ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三三の量が五〇〇グラムを超え二キログラム未満のもの
- ハ 照射された口に掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイ以下のもの
- ニ 照射された次に掲げる物質であって、照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイを超えていたもの(第三号ニに掲げるものを除く。)
- (1) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
- (2) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
- (3) トリウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
- (4) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え一〇〇分の一〇に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質
- 三 区分三
- イ 照射された前号口に掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイを超えるもの(ニに掲げるものを除く。)
- ロ 照射されていない次に掲げる物質
- (1) プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、プルトニウムの量が一五グラムを超え五〇〇グラム以下のもの
- (2) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が一〇〇分の二〇以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が一五グラムを超え一キログラム以下のもの
- (3) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が一〇〇分の一〇以上で一〇〇分の二〇に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が一キログラムを超え一〇キログラム未満のもの
- (4) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え一〇〇分の一〇に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が一〇キログラム以上のもの
- (5) ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三三の量が一五グラムを超え五〇〇グラム以下のもの
- ハ 照射された口に掲げる物質(照射された口(4)に掲げる物質であって照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイを超えていたもの及びニに掲げるものを除く。)
- ニ 照射された第一号イ、第二号ロ、ニ又はロに掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの(使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物に含まれるものに限る。)
- 備考 この表において放射性物質の量については、一の船舶で運送される放射性物質の総量とする。

別記第一(第四条関係) 特別形放射性物質等に係る試験

- 一 衝撃試験
試験しようとする放射性物質等をできるだけ模擬した供試物(以下「供試物」という。)を九メートルの高さから落下させること。
- 二 打撃試験
供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製棒の平端面で打つこと。この場合において、鉛板は厚さが二・五センチメートル以下のものとし、鋼製棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。
- 三 曲げ試験
供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製棒は、その平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。
- 四 加熱試験
供試物を摂氏八〇〇度の空気中に一〇分間置くこと。
- 五 浸漬試験
- イ 固体状の放射性物質等(カプセルに封入されたものを除く。)にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。
- (1) 常温の水中に七日間浸漬させること。
- (2) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五〇度まで加熱し、四時間保持させること。
- (3) 摂氏三〇度以上であつて湿度九〇パーセント以上の空気中に七日間置くこと。
- (4) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五〇度まで加熱し、四時間保持させること。
- ロ カプセルに封入された放射性物質等にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。
- (1) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五〇度まで加熱し、四時間保持させること。
- (2) 摂氏三〇度以上であつて湿度九〇パーセント以上の空気中に七日間置くこと。
- (3) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五〇度まで加熱し、四時間保持させること。

別記第二(第十条関係) L S A - IIIに係る試験

常温の水中に七日間浸漬させること。

別記第三(第六条、第十二条の二関係) A型輸送物に係る条件

- 一 条件
- イ 毎時五〇ミリメートルの雨量に相当する水を一時間吹き付けること。
- ロ イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。
- (1) その質量が、五、〇〇〇キログラム未満のものにあつては一・二メートルの高さから、五、〇〇〇キログラム以上一〇、〇〇〇キログラム未満のものにあつては〇・九メートルの高さから、一〇、〇〇〇キログラム以上一五、〇〇〇キログラム未満のものにあつては〇・六メートルの高さから、一五、〇〇〇キログラム以上のものにあつては〇・三メートルの高さから、それぞれ最大の破損を及ぼすように落下させること。
- (2) その質量が五〇キログラム以下のファイバー板製又は木製の直方体のものにあつては各コーナーに対して、その質量が一〇〇キログラム以下のファイバー板製の円筒形のものにあつては各縁の四半分ごとに対して、〇・三メートル

の高さから、それぞれ最大の破損を及ぼすように落下させること。

- (3) その質量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に一三キロパスカルを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを二四時間加えること。
- (4) 質量が六キログラムであり、直径が三・二センチメートルの容易に破損しない棒であって、その先端が半球形のもを一米ートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

二 液体状又は気体状の放射性物質等に係る追加条件

前号の条件の下に置くほか、次のイ及びロの条件のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこと。ただし、気体状のトリチウム又は希ガスが収納されているものにあつては、この限りでない。

- イ 九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。
- ロ 前号ロ(4)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該輸送物の最も弱い部分に落下させること。

別記第四(第七条関係) BM型輸送物に係る条件

- 一 摂氏三八度である環境に一週間放置すること。この場合において、次の表の上欄に掲げる放射性輸送物の表面の形状及び位置の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日光の直射による入熱を一日につき一二時間負荷すること。

表面の形状及び位置		日光の直射による入熱 (ワット毎平方メートル)
水平に輸送される表面	底面	〇
	その他	八〇〇
水平に輸送されない下向きの表面		二〇〇
垂直に輸送される表面		二〇〇
その他の表面		四〇〇

- 二 別記第三第一号の条件の下に置くこと。

別記第五(第八条関係) BM型輸送物に係る条件

- 一 第二号の条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。

イ 九メートルの高さから落下させること。ただし、その質量が五〇〇キログラム以下、比重が一以下、かつ、収納され、又は包装されている放射性物質等が特別形放射性物質等以外のものであつて、当該放射性物質等の放射能の量が A_2 値の一、〇〇〇倍を超えるものにあつては、これに代えて、質量が五〇〇キログラム、縦及び横の長さが一米ートルの軟鋼板を九メートルの高さから当該放射性輸送物が最大の破損を受けるように水平に落下させること。

ロ 垂直に固定した直径が一五センチメートルであり、長さが二〇センチメートルの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らかな水平面であるものに一米ートルの高さから落下させること。

- 二 第一号の条件の下に置いた後、摂氏三八度の空气中で容器に収納される放射性物質等の最大発熱量を負荷し、かつ、別記第四第一号に定める日光の直射による入熱を負荷した状態で熱的に平衡な状態に置いた放射性輸送物等を最小〇・九の平均火炎放射率の熱流束であり、かつ、摂氏八〇〇度の火炎に曝される環境に三〇分間置いた後、容器に収納される放射性物質等の最大発熱量を負荷しつつ、かつ、別記第四第一号に定める日光の直射による入熱を負荷しつつ摂氏三八度の空气中で冷却すること。この場合において、放射性輸送物の表面の熱吸収率は〇・八又は実証された値とし、人為的に冷却してはならない。

- 三 深さ一五メートルの水中に八時間浸漬させること。

別記第六(第八条の二関係) A_2 値の一〇〇、〇〇〇倍の放射能を有する放射性物質が収納されている放射性輸送物に係る条件
深さ二〇〇メートルの水中に一時間浸漬させること。

別記第七(第十二条関係) IP-2型輸送物に係る条件

別記第三第一号ロ(1)、(2)及び(3)の条件又はこれと同等と国土交通大臣が認める条件の下に置くこと。

別記第八(第十三条関係) 核分裂性輸送物に係る条件

- 一 別記第三第一号イの条件の下に置くこと。
- 二 前号の条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。
 - イ 別記第三第一号ロ(1)の条件の下に置くこと。
 - ロ 別記第三第一号ロ(2)、(3)及び(4)の下に置くこと。

別記第九(第十四条関係) 核分裂性輸送物に係る条件

- 一 放射性輸送物内部の空間について水の浸入又は浸出があること。ただし、水の浸入又は浸出を防止する特別な措置が講じられた空間にあつては、この限りでない。
- 二 放射性物質等は中性子増倍率(原子核分裂の連鎖反応において、核分裂により放出された一個の中性子ごとに、次の核分裂によって放出される中性子の数をいう。)が最大となる配置及び減速状態にあること。
- 三 密封装置の周囲に、厚さ二〇センチメートルの水による中性子の反射があること。

別記第十(第十四条関係) 核分裂性輸送物に係る条件

次の各号の条件のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこと。

- 一 次の条件の下に順次置くこと。
 - イ 別記第八の条件の下に置くこと。
 - ロ ハの条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような順序で次に掲げる条件の下に順次置くこと。
 - (1) 別記第五第一号ロの条件の下に置くこと。
 - (2) 九メートルの高さから落下させること。ただし、その質量が五〇〇キログラム以下、比重が一以下のものにあつては、これに代えて、質量が五〇〇キログラム、縦及び横の長さが一米ートルの軟鋼板を九メートルの高さから当該放射性輸送物が最大の破損を受けるように水平に落下させること。
 - ハ 別記第五第二号の条件の下に置くこと。
 - ニ 深さ〇・九メートルの水中に八時間浸漬させること。ただし、規則第九十一条の四第二号における臨界の評価の際に、水の浸入又は浸出があらかじめ想定されているものにあつては、この限りでない。
- 二 次の条件の下に順次置くこと。
 - イ 別記第八の条件の下に置くこと。
 - ロ 深さ一五メートルの水中に八時間浸漬させること。

別記第十一(第十四条関係) 核分裂性輸送物に係る条件

- 一 別記第九第三号の条件の下に置くこと。
- 二 当該核分裂性輸送物相互間には中性子増倍率が最大となるような状態とすること。

別記第十二(第十四条の三関係) 六フッ化ウランを収納している放射性輸送物にかかる条件

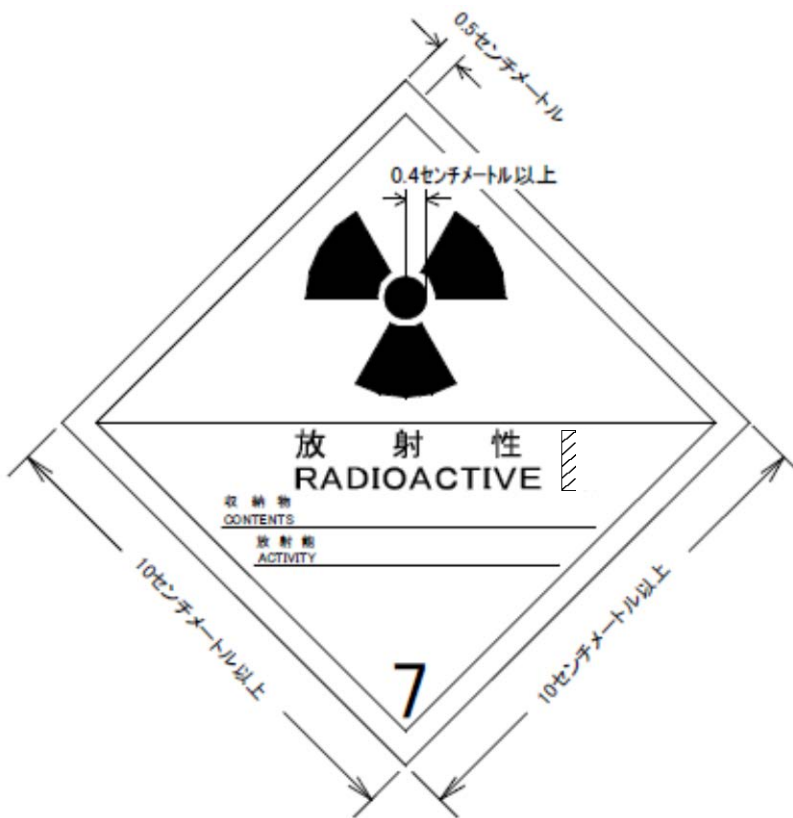
- 次の各号の条件のうち、いずれかの条件
- 一 次の条件の下に置くこと。
 - イ 二・七六メガパスカル以上の圧力を水圧で負荷すること。

- ロ 運送中に予想される圧力の最大値の二倍の圧力を水圧で負荷した後、当該最大圧力の一・五倍の圧力まで下げる。
- ハ 弁を取り付けた後、〇・六九メガパスカルの気圧を負荷すること。
- 二 次の条件の下に置くこと。
 - イ 一・三八メガパスカル以上の圧力を水圧で負荷すること。
 - ロ 前号ロ及びハの条件

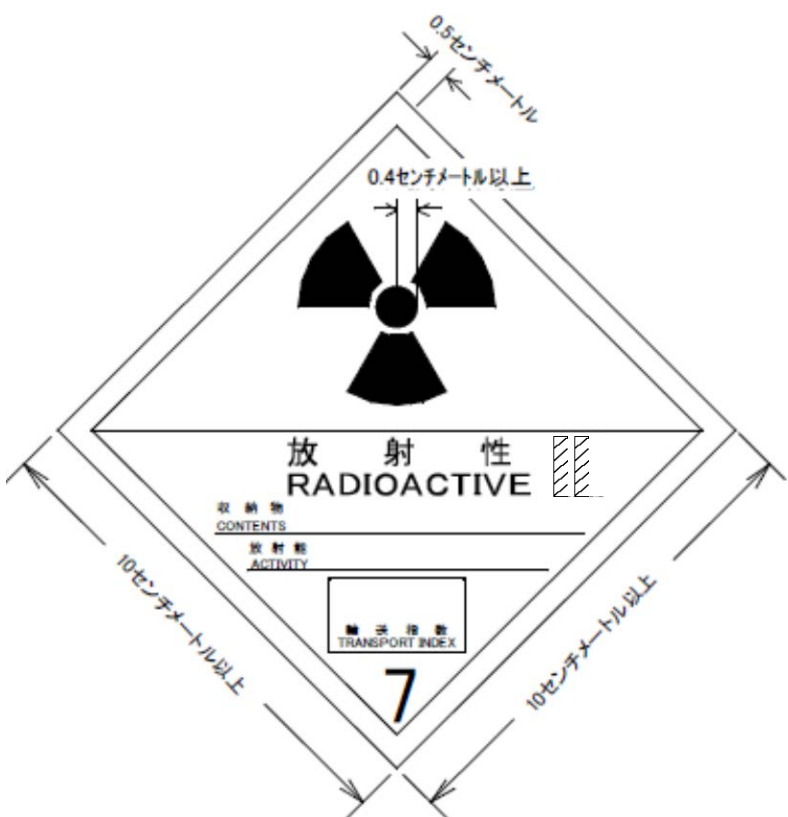
別記第十三(第十四条の四関係) 六フッ化ウランを収納している放射性輸送物にかかる条件
別記第三第一号ロ(1)及び(2)の条件の下に置くこと。

別記第十四(第十四条の四の二関係) 六フッ化ウランを収納している放射性輸送物にかかる条件
別記第五第二号の条件の下に置くこと。

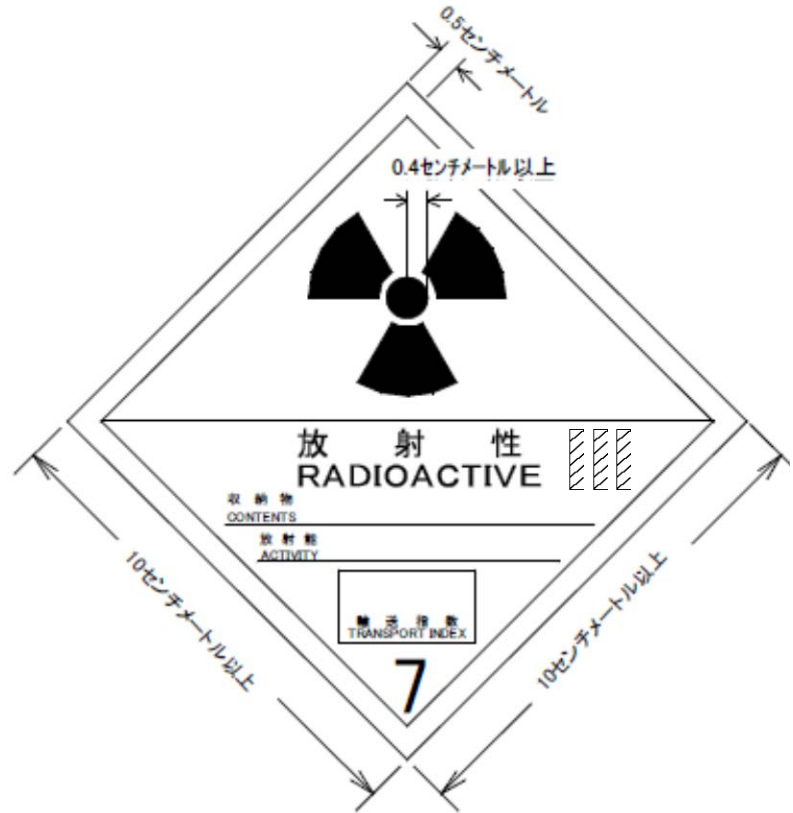
第1号様式(第15条、第18条の7の2関係)
第一類白標札



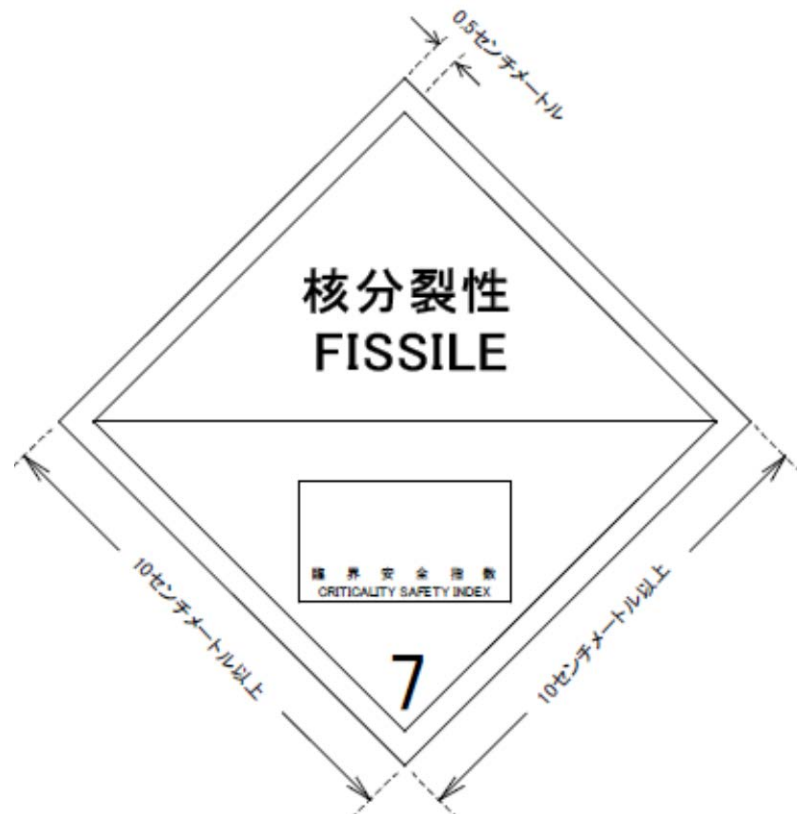
第二類黄標札



第三類黄標札



臨界安全指数標札



- 注1 三葉マークは、第2号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称(当該放射性物質等が低比放射性物質等に該当する場合にあっては、名称(L S A - I に該当するものの名称を除く。)及び低比放射性物質等の区分)を記入すること。この場合において、複数の放射性物質等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 2及び3にかかわらず、収納され、又は包装されている放射性物質等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、収納物及び放射能の欄には、「携行書類を見ること(See Transport Documents)」と記載することができる。
- 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 6 臨界安全指数の欄には、臨界安全指数を記入すること。
- 7 本邦内のみを運送されるものにあつては英語の部分、本邦外を運送されるものにあつては日本語の部分それぞれ削ることができる。

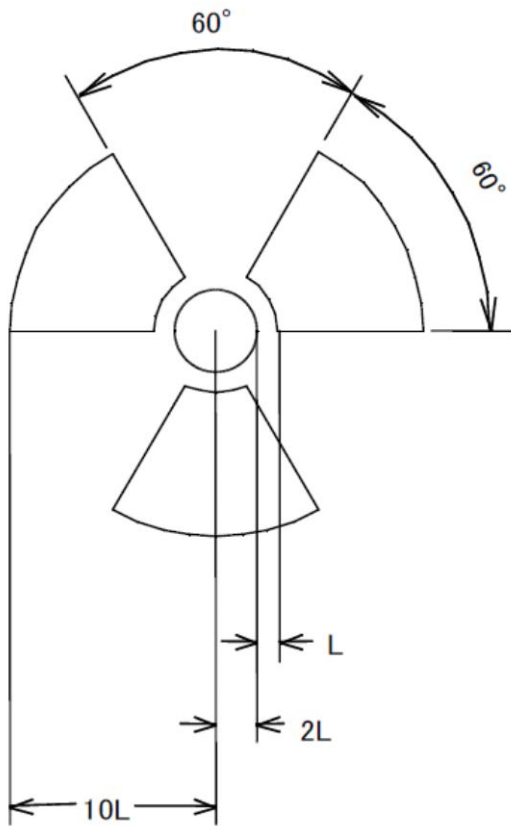
8 標札を放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナ（以下「放射性輸送物等」という。）に付した場合であつて、当該標札と放射性輸送物等との境界を識別することが困難な場合は、当該標札と放射性輸送物等との境界が識別できるように点線又は実線により境界線を明確に表示すること。

9 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上半分の地	黄(第一類白標札及び臨界安全指数標札にあつては、白)
三葉マーク	黒
下半分の地	白
文字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第2号様式(第16条関係)

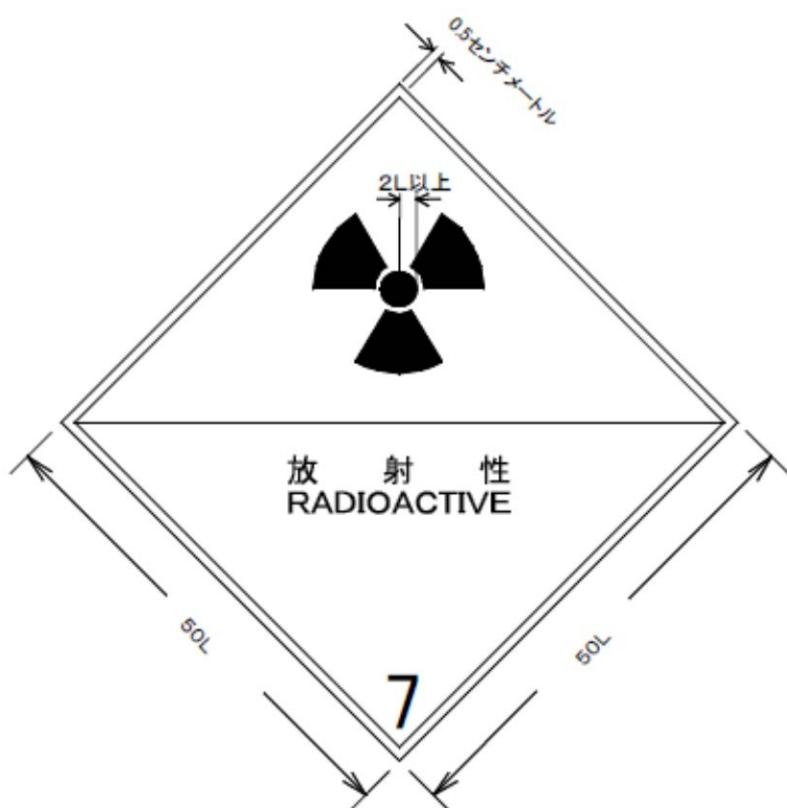
三葉マーク



注1 lは、0.2センチメートル以上とする。

第3号様式(第17条関係)

コンテナ標識



注1 三葉マークは、第2号様式によるものとする。

2 lは、0.5センチメートル以上とする。

3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。

4 本邦内のみを運送されるものにあつては英語の部分、本邦外を運送されるものにあつては日本語の部分それぞれ削ることができる。

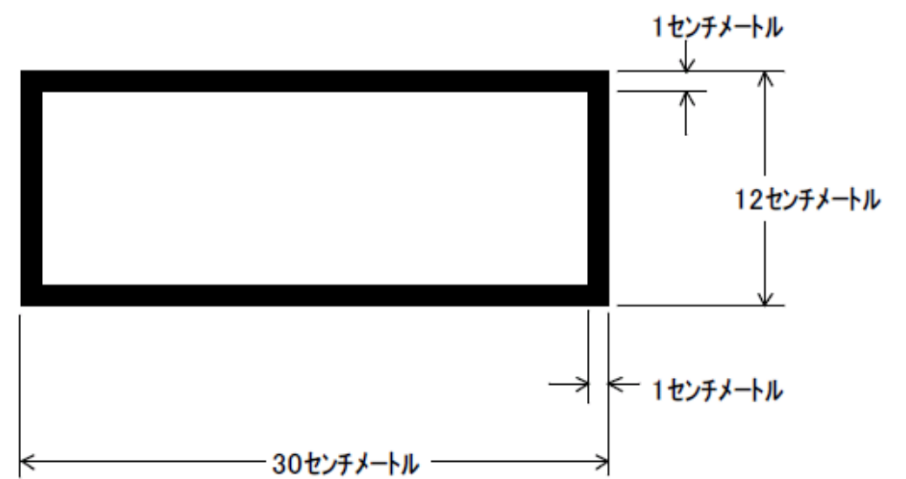
5 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するものとする。この場合においては、「放射性(RADIOACTIVE)」の文字を削ることができる。

6 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上半分の地	黄
三葉マーク	黒
下半分の地	白
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第4号様式(第17条の2関係)

国連番号用表示



注 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
地	だいだい
ふちの部分	黒

附則

この告示は、平成二〇年七月一日から施行する。

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（抄）

昭和五十四年九月二十七日
運輸省告示第五百四十九号

最終改正：平成二〇年一二月二二日国土交通省告示
第一五〇二号

危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)の規定に基づき、船舶による危険物の運送基準等を定める告示を次のように定める。

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号。以下「規則」という）において使用する用語の例による。

(危険物明細書の記載事項)

第十四条の三 規則第十七条第一項第六号の告示で定める事項は、次に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 放射性物質等
 - イ 輸送指数
 - ロ 臨界安全指数
 - ハ 放射能の量。ただし、核分裂性物質を運送する場合にあつては、当該核分裂性物質に含まれる核分裂性核種（ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一をいう。）の質量とすることができる。
 - ニ 放射性輸送物としない表面汚染物を運送する場合にあつては、当該表面汚染物に含まれる核分裂性核種の質量
 - ホ 専用積載により運送する場合にあつては、その旨

(危険物等の隔離基準)

第十五条 規則第二十一条第一項の告示で定める基準は、別表第一の隔離の欄及び別表第十四（積載する危険物がともに火薬類である場合にあつては別表第十四の二）に定めるとおりとする。ただし、規則第十三条の規定によりばら積みして運送する危険物との隔離の基準は、別表第十五に定めるとおりとする。

2～3 (略)

(表示)

第十六条の二 規則第二十八条第一項の告示で定める様式は、第一号様式とする。

2～9 (略)

(コンテナ危険物明細書の記載事項)

第十六条の三 規則第三十条第一項第七号の告示で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第十四条の三に掲げる事項
- 二 (略)

(コンテナ相互の隔離)

第十六条の四の二 規則第三十三条の告示で定める隔離の基準は、別表第十六に定めるとおりとする。

第十六条の七 規則第三十五条第二項の告示で定めるところは、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 自動車等の積載方法について、次に掲げる要件に適合すること。
 - イ 積卸の場合を除き、原動機をとめ、制動をかけ、かつ、車灯を消しておくこと。
 - ロ 必要な場合には、運転者を車内にとどめ、又は点検等をさせること。
 - ハ 積載する場所について船積地を管轄する地方運輸局長の指示に従うこと。ただし、当該船舶が規則第三十八条第一項の指定を受け、船長が指定された危険物を積載している自動車等を指定された場所に積載する場合は、この限りでない。

ニ 移動し、又は転倒しないように固定し、かつ、外部から衝撃を受けないように保護すること。

ホ 修理をしないこと。

ヘ 積載場所及びその附近には、必要のない者の立入を禁止すること。

(防災等の措置を必要とする方法)

第十六条の九 規則第四十五条の告示で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 船内に積載する一集貨（低比放射性物質等、低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、他の低比放射性物質等、他の低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、他の放射性輸送物、他のオーバーパック又は他の放射性輸送物が収納されているコンテナとの間の距離が、隔壁又は甲板の有無にかかわらず、六メートル未満であるものの集合をいう。以下この条において同じ。）の輸送指数又は臨界安全指数のうち、いずれか大きい値が五〇を超える方法

二 船内に積載する集貨の輸送指数の合計又は臨界安全指数の合計のうちいずれか大きい値が、二〇〇（湖川港内のみを航行する船舶にあつては、五〇）を超える方法

(防災等の措置)

第五十八条の四 規則別表第四の備考一の告示で定める防災等の措置は、別記第三に定めるとおりとする。

第1号様式(第7条の2、第16条の2関係)

(注 Lは、正標札及び副標札にあつては、0.5センチメートル以上、正標識及び副標識にあつては、1.25センチメートル以上とする。ただし、表示が困難となる場合にあつては、Lはこの限りでない。L2は、標札にあつては、0.5センチメートル、標識にあつては、1.25センチメートルとする。)

等級8及び副次危険性等級8を示す標札等



部分	色彩
上半分の地	白
下半分の地	黒
文字	白
線	黒
記号	黒

注 第7条の3第3項第2号(第16条の2第6項で準用する場合を含む。)により国連番号を表示する場合には、
「腐食性物質
CORROSIVE」
の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

別表第1(第2条、第3条、第7条、第10条、第15条、第17条、第18条、第19条、第21条、第24条、第25条、第25条の5、第54条、第55条、第59条関係)

国連番号	品名		分類	項目	等級	隔離区分	副次危険性等級
	日本語名	英語名					
2908	L型輸送物(空容器)	RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE - EMPTY PACKAGING	放射性物質等	—	7	—	—
2909	L型輸送物 (機器等を構成する未照射の天然ウラン、劣化ウラン又は天然トリウム等)	RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE - ARTICLES MANUFACTURED FROM NATURAL URANIUM or DEPLETED URANIUM or NATURAL THORIUM	放射性物質等	—	7	—	—
2910	L型輸送物 (放射エネルギーが少量のもの)	RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE - LIMITED QUANTITY OF MATERIAL	放射性物質等	—	7	—	—
2911	L型輸送物 (機器等に内蔵される放射性物質)	RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE - INSTRUMENTS or ARTICLES	放射性物質等	—	7	—	—
2912	低比放射性物質(LSA-I) (核分裂性物質のものを除く。) (六フッ化ウランを除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-I), non-fissile or fissile-excepted	放射性物質等	—	7	—	—
2913	表面汚染物(SCO-I及びSCO-II) (核分裂性物質のものを除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, SURFACE CONTAMINATED OBJECTS (SCO-I or SCO-II), non-fissile or fissile-excepted	放射性物質等	—	7	—	—
2915	A型輸送物(特別形放射性物質等以外のものであつて核分裂性輸送物のものを除く。)(六フッ化ウランを除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE A PACKAGE, non-special form, non-fissile or fissile-excepted	放射性物質等	—	7	—	—
2916	BU型輸送物 (核分裂性輸送物のものを除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE B(U) PACKAGE, non-fissile or fissile-excepted	放射性物質等	—	7	—	—
2917	BM型輸送物 (核分裂性輸送物のものを除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE B(M) PACKAGE, non-fissile or fissile-excepted	放射性物質等	—	7	—	—
2919	特別措置により運送される放射性輸送物 (核分裂性輸送物のものを除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL TRANSPORTED UNDER SPECIAL ARRANGEMENT, non-fissile or fissile-excepted	放射性物質等	—	7	—	—
2977	六フッ化ウラン(核分裂性輸送物のもの) (L型輸送物、BU型輸送物、BM型輸送物及び特別措置により運送される放射性輸送物を除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, URANIUM HEXAFLUORIDE, FISSILE	放射性物質等	—	7	—	8

船舶による危険物の運送基準等を定める告示(抄)

国連 番号	品 名		分 類	項目	等級	隔離 区分	副次 危険性 等級
	日本語名	英語名					
2978	六フッ化ウラン (核分裂性輸送物のものを除く。) (L型輸送物、BU型輸送物、BM型輸送物及び特別措置により運送される放射性輸送物を除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, URANIUM HEXAFLUORIDE, non-fissile or fissile-excepted	放射性物質等	—	7	—	8
3321	低比放射性物質(LSA-II) (核分裂性物質のものを除く。) (六フッ化ウランを除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-II), non-fissile or fissile-excepted	放射性物質等	—	7	—	—
3322	低比放射性物質(LSA-III) (核分裂性物質のものを除く。) (六フッ化ウランを除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-III), non-fissile or fissile-excepted	放射性物質等	—	7	—	—
3324	低比放射性物質(LSA-II) (核分裂性物質のもの) (六フッ化ウランを除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-II), FISSILE	放射性物質等	—	7	—	—
3325	低比放射性物質(LSA-III) (核分裂性物質のもの) (六フッ化ウランを除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-III), FISSILE	放射性物質等	—	7	—	—
3326	表面汚染物(SCO-I及びSCO-II) (核分裂性物質のもの)	RADIOACTIVE MATERIAL, SURFACE CONTAMINATED OBJECTS (SCO-I or SCO-II), FISSILE	放射性物質等	—	7	—	—
3327	A型輸送物 (特別形放射性物質等以外のものであって核分裂性輸送物であるもの) (六フッ化ウランを除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE A PACKAGE, FISSILE, non-special form	放射性物質等	—	7	—	—
3328	BU型輸送物 (核分裂性輸送物のもの)	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE B(U) PACKAGE, FISSILE	放射性物質等	—	7	—	—
3329	BM型輸送物 (核分裂性輸送物のもの)	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE B(M) PACKAGE, FISSILE	放射性物質等	—	7	—	—
3331	特別措置により運送される放射性輸送物 (核分裂性輸送物のもの)	RADIOACTIVE MATERIAL TRANSPORTED UNDER SPECIAL ARRANGEMENT, FISSILE	放射性物質等	—	7	—	—
3332	A型輸送物 (特別形放射性物質等であって核分裂性輸送物でないもの) (六フッ化ウランを除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE A PACKAGE, SPECIAL FORM, non-fissile or fissile-excepted	放射性物質等	—	7	—	—
3333	A型輸送物 (特別形放射性物質等であって核分裂性輸送物であるもの) (六フッ化ウランを除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE A PACKAGE, SPECIAL FORM, FISSILE	放射性物質等	—	7	—	—

別表第 14 (第 15 条関係)

危険物	火薬類 (等級が 1・5 のもの)			火薬類 (等級が 1・3 または 1・6 のもの) 又は副次危険性等級が 1 の危険物	火薬類 (等級が 1・4 のもの)	高圧ガス (等級が 2・1 のもの) 又は副次危険性等級が 2.1 のもの	高圧ガス (等級が 2.2 のもの)	高圧ガス (等級が 2.3 のもの)	引火性液体類又は副次危険性等級が 3 の危険物	可燃性物質又は副次危険性等級が 4.1 の危険物	自然発火性物質又は副次危険性等級が 4.2 の危険物	水反応可燃性物質又は副次危険性等級が 4.3 の危険物	酸化性物質又は副次危険性等級が 5.1 の危険物	有機過酸化物	毒物又は副次危険性等級が 6.1 の危険物	ウイルスをうつしやすい物質	放射性物質等	腐食性物質又は副次危険性等級が 8 の危険物	有害性物質	
	1	2	3																	
火薬類 (等級が 1.1、1.2 又は 1.5 のもの)																				
火薬類 (等級が 1.3 又は 1.6 のもの) 又は副次危険性等級が 1 の危険物																				
火薬類 (等級 1.4 のもの)																				
高圧ガス (等級が 2.1 のもの) 又は副次危険性等級が 2.1 のもの	4	4	2																	
高圧ガス (等級が 2.2 のもの)	2	2	1																	
高圧ガス (等級が 2.3 のもの)	2	2	1																	
引火性液体類又は副次危険性等級が 3 の危険物	4	4	2																	
可燃性物質又は副次危険性等級が 4.1 の危険物	4	3	2																	
自然発火性物質又は副次危険性等級が 4.2 の危険物	4	3	2																	
水反応可燃性物質又は副次危険性等級が 4.3 の危険物	4	4	2																	
酸化性物質又は副次危険性等級が 5.1 の危険物	4	4	2																	
有機過酸化物	4	4	2																	
毒物又は副次危険性等級が 6.1 の危険物	2	2	×																	
ウイルスをうつしやすい物質	4	4	4																	
放射性物質等	2	2	2																	
腐食性物質又は副次危険性等級が 8 の危険物	4	2	2																	
有害性物質	×	×	×																	

- 備考 1 ×印は、隔離を要しないことを示す。
 2 一方の危険物が非開放型のコンテナ又は自動車等に収納されている場合にあつては、表中の 1 及び 2 を、それぞれ、×印及び 1 と読み替えることとする。
 3 表中の 1、2、3 及び 4 は、それぞれ、次に掲げる隔離の方法を示す。

	1	2	3	4
甲板上積載	水平距離で 3m 以上離して積載すること。	水平距離で 6m 以上離して積載すること。	水平距離で 12m 以上離して積載すること。	船の長さ方向に 24m 以上離して積載すること。
甲板下積載	同一の船倉又は区画に積載することができる。ただし、水平距離で 3m 以上離すこと。	別の船倉又は区画に積載すること。	一船倉又は一区画以上離して積載すること。	船の長さ方向に一船倉又は一区画以上離して積載すること。

この場合において、船倉又は区画とは、耐水性で、かつ、耐水性の甲板、隔壁又は船側外板により囲まれた場所をいう。

- 4 甲板上積載される危険物と甲板下積載される危険物相互の隔離の方法は、表中の 1 及び 2 については隔離を要せず、表中の 3 については船倉又は区画を介在する場合を除き水平距離で 12m 以上離して、また、表中の 4 については船の長さ方向に 24m 以上離し、かつ、船の長さ方向に一船倉又は一区画以上離して積載すること。
 5 別表第 1 の隔離の欄において、品名の異なる危険物との隔離が規定されている場合は、別表第 1 の隔離の規定によることとする。
 6 別表第 1 の隔離の欄に規程がない場合であつて、相互の作用により、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがない場合は、等級が同じ危険物は、副次危険性等級にかかわらず隔離することを要しない。

別表第 15 (第 15 条関係)

危険物等 (固体) (ばら積みして 運送するもの)	危険物															
	又は 1・5 (等級が 1・1、 1・2 のもの)	又は 1・3 (等級が 1・3又は 1・6の もの)	又は 1・4 (等級が 1・4の もの)	又は 2・1 (等級が 2・1の もの)	又は 2・2 (等級が 2・2又は 2・3の もの)	又は 3 (等級が 3の もの)	又は 4・1 (等級が 4・1の もの)	又は 4・2 (等級が 4・2の もの)	又は 4・3 (等級が 4・3の もの)	又は 5・1 (等級が 5・1の もの)	又は 6・1 (等級が 6・1の もの)	又は 7 (等級が 7の もの)	又は 8 (等級が 8の もの)	又は 9 (等級が 9の もの)		
可燃性物質	4	3	2	2	2	2	×	1	×	1	2	×	3	2	1	×
自然発火性物質	4	3	2	2	2	2	1	×	1	2	2	1	3	2	1	×
水反応可燃性物質	4	4	2	1	×	2	×	1	×	2	2	×	2	2	1	×
酸化性物質	4	4	2	2	×	2	1	2	2	×	2	1	3	1	2	×
毒物	2	2	×	×	×	×	1	×	1	1	×	1	×	×	×	×
放射性物質等	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	×	3	×	2	×
腐食性物質	4	2	2	1	×	1	1	1	1	2	2	×	3	2	×	×
有害性物質	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
固体化学物質	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3	×	×	×	×

備考 1 固体化学物質とは、特殊貨物運送規則第 15 条の 2 第 2 号の固体化学物質をいう。
 2 ×印は、隔離を要しないことを示す。
 3 表中の 1、2、3 及び 4 は、それぞれ、次に掲げる隔離の方法を示す。

1	2	3	4
同一の船倉又は区画に積載することができる。ただし、水平距離で 3メートル以上離すこと。	別の船倉又は区画に積載すること。	一船倉又は一区画以上隔離して積載すること。	船の長さ方向に一船倉又は一区画以上離して積載すること。

この場合において、船倉又は区画とは、耐水性で、かつ、耐水性の甲板、隔壁又は船側外板により囲まれた場所をいう。

別表第 16 (第 16 条の 4 の 2 関係)

コンテナに 収納し、又は 自動車等に 積載する 危険物	危険物															
	又は 1・1 (等級が 1・1、 1・2 のもの)	又は 1・3 (等級が 1・3又は 1・6の もの)	又は 1・4 (等級が 1・4の もの)	又は 2・1 (等級が 2・1の もの)	又は 2・2 (等級が 2・2又は 2・3の もの)	又は 3 (等級が 3の もの)	又は 4・1 (等級が 4・1の もの)	又は 4・2 (等級が 4・2の もの)	又は 4・3 (等級が 4・3の もの)	又は 5・1 (等級が 5・1の もの)	又は 6・1 (等級が 6・1の もの)	又は 7 (等級が 7の もの)	又は 8 (等級が 8の もの)	又は 9 (等級が 9の もの)		
コンテナに 収納し、 又は自動車等 に積載する 危険物	※	※	※	4	2	2	4	4	4	4	4	2	4	2	4	×
火薬類 (等級が 1.1、1.2 又は 1.5 のもの)	※	※	※	4	2	2	4	3	3	4	4	2	4	2	2	×
火薬類 (等級が 1.3 又は 1.6 のもの) 又は副次危険性等級が 1 の危険物	※	※	※	2	1	1	2	2	2	2	2	×	4	2	2	×
火薬類 (等級 1.4 のもの)	4	4	2	×	×	×	2	1	2	×	2	×	4	2	1	×
高圧ガス (等級が 2.1 のもの) 又は副次危険性等級が 2.1 のもの)	2	2	1	×	×	×	1	×	1	×	×	1	×	1	×	×
高圧ガス (等級が 2.2 のもの)	2	2	1	×	×	×	2	×	2	×	×	2	×	2	1	×
高圧ガス (等級が 2.3 のもの)	4	4	2	2	1	2	×	2	1	2	2	×	3	2	×	×
引火性液体類又は副次危険性等級が 3 の危険物	4	3	2	1	×	×	×	1	×	1	×	1	2	×	1	×
可燃性物質又は副次危険性等級が 4.1 の危険物	4	4	2	×	×	×	1	×	1	2	2	×	2	2	1	×
自然発火性物質又は副次危険性等級が 4.2 の危険物	4	4	2	2	×	×	1	×	1	2	2	×	2	2	1	×
水反応可燃性物質又は副次危険性等級が 4.3 の危険物	4	4	2	2	×	×	2	1	2	2	2	2	1	3	1	×
酸化性物質又は副次危険性等級が 5.1 の危険物	4	4	2	2	×	×	2	1	2	2	2	2	1	3	1	×
有機過酸化物	4	4	2	2	1	2	2	2	2	2	2	1	3	2	2	×
毒物又は副次危険性等級が 6.1 の危険物	2	2	×	×	×	×	×	1	×	1	1	1	×	×	×	×
病毒をうつしやすい物質	4	4	4	4	2	2	3	3	3	2	3	3	1	3	3	×
放射性物質等	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	1	2	×	3	2	×
腐食性物質又は副次危険性等級が 8 の危険物	4	2	2	1	×	×	×	1	1	1	2	2	×	3	2	×
有害性物質	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

備考 1 本表は、危険物が収納されたコンテナ相互及び自動車等相互についてのみ適用する。
 2 ×印は、隔離を要しないことを示す。
 3 ※印については、別表第 14 の 2 によること。
 4 別表第 1 の隔離の欄において、品名の異なる危険物との隔離が規定されている場合は、別表第 1 の隔離の規定によること。
 5 表中の 1、2、3 及び 4 は、それぞれ、船舶の種類に応じ次に掲げる隔離方法を示す。

(1) コンテナ船のハッチカバーを有する船倉に積載する場合のコンテナ相互の隔離表

隔離方法	鉛直方向			水平方向						
	非開放型のコンテナ相互	非開放型のコンテナと開放型のコンテナ	開放型のコンテナ相互	非開放型のコンテナ相互		非開放型のコンテナと開放型のコンテナ		開放型のコンテナ相互		
				甲板上積載	甲板下積載	甲板上積載	甲板下積載	甲板上積載	甲板下積載	
1	①	④	③	船の長さ方向	①	①	①	①	⑥	⑨
				船の幅方向	①	①	①	①	⑥	⑥
2	③	③	③	船の長さ方向	⑥	⑨	⑥	⑨	⑥	⑩
				船の幅方向	⑥	⑥	⑥	⑦	⑦	⑩
3	③	③	③	船の長さ方向	⑥	⑩	⑥	⑩	⑦	⑫
				船の幅方向	⑦	⑩	⑦	⑩	⑬	⑫
4	⑤	⑤	⑤	船の長さ方向	⑧	⑪	⑧	⑫	⑧	⑫
				船の幅方向	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤

備考 表中の数字は次を示す。

- ① 隔離を要しない。
 - ② 同一鉛直線上に積載しないこと。
 - ③ 同一鉛直線上に積載しないこと。ただし、1以上の甲板を介在させて積載する場合を除く。
 - ④ 同一鉛直線上に積載しないこと。ただし、開放型のコンテナを非開放型のコンテナに上積みする場合又は1以上の甲板を介在させて積載する場合を除く。
 - ⑤ 禁止
 - ⑥ 1コンテナ分以上離して積載すること。
 - ⑦ 2コンテナ分以上離して積載すること。
 - ⑧ 24m以上離して積載すること。
 - ⑨ 1コンテナ分以上離すか又は1以上の甲板を介在させて積載すること。
 - ⑩ 1以上の隔壁を介在させて積載すること。
 - ⑪ 1以上の隔壁を介在させて24m以上離し、かつ、介在する隔壁から6m以上離して積載すること。
 - ⑫ 2以上の隔壁を介在させて積載すること。
 - ⑬ 3コンテナ分以上離して積載すること。
- イ 「1コンテナ分」とは、船の長さ方向にあっては水平距離で6.0m、船の幅方向にあっては水平方向で2.4mとし、「2コンテナ分」又は「3コンテナ分」とは、それぞれ、「1コンテナ分」の2倍又は3倍の水平距離とする。
- ロ 「隔壁」又は「甲板」は、耐火性で、かつ、耐水性であること。

(2) コンテナ船のハッチカバーを有しない船倉に積載する場合のコンテナ相互の隔離表

隔離方法	鉛直方向			水平方向						
	非開放型のコンテナ相互	非開放型のコンテナと開放型のコンテナ	開放型のコンテナ相互	非開放型のコンテナ相互		非開放型のコンテナと開放型のコンテナ		開放型のコンテナ相互		
				甲板上積載	甲板下積載	甲板上積載	甲板下積載	甲板上積載	甲板下積載	
1	①	③	②	船の長さ方向	①	①	①	①	⑤	⑧
				船の幅方向	①	①	①	①	⑤	⑤
2	②	②	②	船の長さ方向	⑤	⑧	⑤	⑧	⑬	⑨
				船の幅方向	⑤	⑤	⑥	⑥	⑭	⑨
3	②	②	②	船の長さ方向	⑬	⑨	⑬	⑨	⑭	⑥
				船の幅方向	⑭	⑨	⑭	⑨	⑯	⑥
4	④	④	④	船の長さ方向	⑮	⑩	⑮	⑪	⑮	⑥
				船の幅方向	④	④	④	④	④	④

備考 表中の数字は次を示す。

- ① 隔離を要しない。
 - ② 同一鉛直線上に積載しないこと。
 - ③ 同一鉛直線上に積載しないこと。ただし、開放型のコンテナを非開放型のコンテナに上積みする場合を除く。
 - ④ 禁止
 - ⑤ 1コンテナ分以上離して積載すること。
 - ⑥ 2コンテナ分以上離して積載すること。
 - ⑦ 24m以上離して積載すること。
 - ⑧ 1コンテナ分以上離すか又は1以上の甲板を介在させて積載すること。
 - ⑨ 1以上の隔壁を介在させて積載すること。
 - ⑩ 1以上の隔壁を介在させて24m以上離し、かつ、介在する隔壁から6m以上離して積載すること。
 - ⑪ 2以上の隔壁を介在させて積載すること。
 - ⑫ 3コンテナ分以上離して積載すること。
 - ⑬ 隔離を要する双方のコンテナが甲板上にある場合は1コンテナ分以上離して積載し、当該船倉及びその上方には積載してはならない。
 - ⑭ 隔離を要する双方のコンテナが甲板上にある場合は2コンテナ分以上離して積載し、当該船倉及びその上方には積載してはならない。
 - ⑮ 隔離を要する双方のコンテナが甲板上にある場合は24m以上離して積載し、当該船倉及びその上方には積載してはならない。
 - ⑯ 隔離を要する双方のコンテナが甲板上にある場合は3コンテナ分以上離して積載し、当該船倉及びその上方には積載してはならない。
- イ 「1コンテナ分」とは、船の長さ方向にあっては水平距離で6.0m、船の幅方向にあっては水平方向で2.4mとし、「2コンテナ分」又は「3コンテナ分」とは、それぞれ、「1コンテナ分」の2倍又は3倍の水平距離とする。
- ロ 「隔壁」又は「甲板」は、耐火性で、かつ、耐水性であること。

(3) 自動車渡船に積載する場合の自動車等の相互の隔離表

隔離方法		水平方向					
		非開放型相互		非開放型と開放型		開放型相互	
		甲板上積載	甲板下積載	甲板上積載	甲板下積載	甲板上積載	甲板下積載
1	船の長さ方向	①	①	①	①	③	③
	船の幅方向	①	①	①	①	③	③
2	船の長さ方向	②	⑦	②	⑦	②	⑮
	船の幅方向	③	⑧	③	⑦	②	⑮
3	船の長さ方向	④	⑨	⑪	⑨	⑤	⑯
	船の幅方向	④	⑨	⑪	⑨	⑥	⑯
4	船の長さ方向	⑤	⑩	⑫	⑬	⑭	⑯
	船の幅方向	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑯

備考 表中の数字は次を示す。

- ① 隔離を要しない。
- ② 6m以上離して積載すること。
- ③ 3m以上離して積載すること。
- ④ 12m以上離して積載すること。
- ⑤ 36m以上離して積載すること。
- ⑥ 禁止
- ⑦ 6m以上離すか又は1以上の隔壁を介在させて積載すること。
- ⑧ 3m以上離すか又は1以上の隔壁を介在させて積載すること。
- ⑨ 24m以上離し、かつ、垂直方向に1以上の甲板を介在させて積載すること。
- ⑩ 2以上の隔壁を介在させて積載するか又は36m以上離し、かつ、垂直方向に2以上の甲板を介在させて積載すること。
- ⑪ 24m以上離して積載すること。
- ⑫ 48m以上離し、かつ、2以上の隔壁を介在させて積載すること。
- ⑬ 48m以上離して積載すること。
- ⑭ 12m以上離すか又は1以上の隔壁を介在させて積載すること。
- ⑮ 垂直方向に2以上の甲板を介在させるか又は2以上の隔壁を介在させて積載すること。

別記第三(防災等の措置)(第五十八条の四関係)

(1) 船体構造の強化

次に掲げる要件に適合すること。

- (一) 放射性輸送物を積載する貨物区域に近接する船体の部分は、船舶の衝突により貨物区域に積載した放射性輸送物の損傷を防止することができるものであること。
- (二) 船内に夏期満載喫水線(満載喫水線規則(昭和四十三年運輸省令第三十三号)第三十六条に規定する夏期満載喫水線をいう。)(同令第六十六条に規定する海水満載喫水線を有する船舶にあっては当該海水満載喫水線、夏期満載喫水線及び海水満載喫水線を有しない船舶にあっては同令第三章第一節及び第二節の規定により算定した海水満載喫水線に相当する喫水線。以下同じ。)の水平面において船側外板から船体中心線に直角に測った場合において、B(船の幅(メートル)をいう。以下同じ。)の五分の一の値以上離れている二の縦通隔壁を設けること。
- (三) 船内には、 $4.68 + 4 \cdot 1 - L$ (船の長さ(メートル)をいう。以下同じ。)(ミリメートル)又はb(貨物区域の幅(ミリメートル)をいう。)の八分の一の値のうちいずれか大きい値以上の高さを有する二重底を設けること。

(2) 貨物区域の配置

- (一) 甲種貨物を積載する船舶の貨物区域は、次に掲げる要件に適合すること。
 - (イ) 貨物区域は、居住区域、業務区域、特定機関区域及び制御場所の前方又は後方に配置すること。
 - (ロ) 貨物区域は、いずれの箇所においても外板から七六〇ミリメートル以上の距離にあること。
 - (ハ) 貨物区域の最前の横置隔壁は、船首垂線から船尾方向に $0.15L$ (メートル)の位置より後方に設けること。ただし、当該横置隔壁を船首隔壁としてはならない。
- (二) 乙種貨物を積載する船舶の貨物区域は、居住区域、業務区域、特定機関区域及び制御場所の前方又は後方に配置すること。

(3) 貨物区域の排水設備の備付け

次に掲げる要件に適合する貨物区域の排水設備を備え付けること。

- (一) 船内において放射能によって汚染されたビルジが生じた場合に、当該ビルジを貨物区域から排水することができ、かつ、船内の適当な場所に貯蔵できるものであること。
- (二) 他の装置から独立していること。

(4) 救命設備の備付け

沿海区域を航行区域とする第四種船(船舶救命設備規則(昭和四十年運輸省令第三十六号)第一条の二第四項の第四種船をいう。)であって(9)(八)の損傷による船舶の横傾斜角が二〇度を超えるものについては、同令第六十九条の規定にかかわらず、各舷に最大搭載人員を収容するため十分な救命艇又は救命いかだを備え付けること。

(5) 消防設備の備付け

- (一) 甲種貨物を積載する船舶は、次に掲げる要件に適合すること。
 - (イ) 船舶消防設備規則第五十三条から第五十六条まで並びに第六十四条第二項及び第三項(第三十八条及び第四十一条の規定に係るものに限る。以下同じ。)の規定の適用については、次に掲げる船舶の区分ごとにそれぞれ掲げる船舶とみなすこと。
 - a 総トン数五〇〇トン未満の船舶 国際航海に従事する総トン数五〇〇トンの船舶
 - b 国際航海に従事しない船舶(総トン数五〇〇トン以上のものに限る。) 国際航海に従事する船舶
 - (ロ) 特定機関区域に船舶の消防設備の基準を定める告示第十条の要件に適合する固定式鎮火性ガス消火装置、同告示第十四条の要件に適合する固定式高膨脹泡消火装置又は同告示第十五条の要件に適合する固定式加圧水噴霧装置を同船

船舶消防設備規則第四十七条第一項各号、第三項各号又は第四項各号に掲げる基準に適合するように備え付けること。

- (ハ) 船舶消防設備規則第六十三条の二から第六十三条の四までの規定(自動スプリンクラ装置に係るものを除く。)の適用については、(イ)に掲げる船舶の区分ごとにそれぞれ掲げる船舶とみなすこと。
 - (二) 次に掲げる要件に適合する張水装置を備え付けること。
 - a 貨物区域を水で満たすことのできるものであること。
 - b 船橋その他安全な場所から操作することができるものであること。
 - c 貨物区域を水で満たす場合に船舶の安定性に影響を与えないものであること。
 - (二) 乙種貨物を積載する船舶は、次に掲げる要件に適合すること。
 - (イ) 船舶消防設備規則第三十六条から第四十一条まで、第五十三条から第五十六条まで並びに第六十四条第二項及び第三項の規定の適用については、(一)(イ)に掲げる船舶の区分ごとにそれぞれ掲げる船舶とみなすこと。
 - (ロ) (一)(ロ)に掲げる要件
- (6) 航海用具の備付け
- 次に掲げる要件に適合する航海用具を備え付けること。
- (一) 船舶設備規程(昭和九年逓信省令第六号)第四百六条の十二に規定される要件に適合する二の航海用レーダーを備え付けること。
 - (二) 船舶設備規程第四百六条の十六に規定する要件に適合する自動衝突予防援助装置を備え付けること。
 - (三) 自船の位置を測定することができる装置を備え付けること。
 - (四) 船舶設備規程第四百六条の二十三に規定する要件に適合する音響測深機を備え付けること。
- (7) 貨物区域の温度制御装置の備付け
- (一) 甲種貨物を積載する船舶は、次に掲げる要件に適合する貨物区域の温度制御装置を備え付けること。ただし、通風装置により温度制御を行う放射性輸送物を積載する場合には、船上の適当な場所に排気できる排気装置を備え付けること。
 - (イ) 大気温度を摂氏三八度及び海水温度を摂氏三〇度(遠洋区域を航行区域とする船舶にあっては、摂氏三二度)と仮定した場合、放射性輸送物の表面温度を摂氏八五度以下に、かつ、貨物区域の温度を摂氏三八度以下に制御することができるものであること。
 - (ロ) ポンプその他の可動部分は二重に備え付けられていること。
 - (ハ) 貨物区域のいかなる場所の温度も人の出入りを妨げるものでないこと。
 - (ニ) 他の装置から独立していること。
 - (二) 乙種貨物を積載する船舶は、次に掲げる要件に適合する貨物区域の温度制御装置を備え付けること。
 - (イ) 貨物区域(輸送物をコンテナに収納して運送する場合には、コンテナ内を含む。)の温度を摂氏五五度以下に保つことができるものであること。
 - (ロ) (一)(ロ)及び(ニ)に掲げる要件
- (8) 給電設備の備付け
- (一) 甲種貨物を積載する船舶は、次に掲げる要件に適合する給電設備を機関室囲壁外部の適当な場所に備え付けること。ただし、主電源を配置した区画が(9)(八)で想定する損傷範囲内にある場合は、当該損傷範囲の外の区画に配置しなければならない。
 - (イ) 次の要件に適合する非常電源を備え付けること。
 - a 船舶設備規程第二百九十九条第一項各号のいずれかのものであること。
 - b 船舶設備規程第三百条第二項各号に掲げる設備に対して三六時間以上給電可能なものとする。
 - (ロ) (5)(一)(二)及び(7)(一)の設備が電気を利用するもの場合には、次の要件に適合する補助電源を備え付けること。

- a 独立の給油装置を有する原動機によって駆動されるものであること。
- b (5)(一)(ニ)及び(7)(一)の設備に対して三六時間以上給電可能なものであること。
- c 主電源からの給電が停止したとき自動的に始動し、かつ、給電できること。
- (二) 乙種貨物を積載する船舶は、次に掲げる要件に適合する給電設備を備え付けること。
- (イ) 船舶設備規程第百八十三条の二に定める主電源を備え付けること。
- (ロ) (イ)の主電源の発電設備のうちの一組が故障した場合においても、(7)(二)の温度制御装置に対し十分に給電することができるものであること。
- (9) 損傷時の復原性
次に掲げる要件に適合すること。
- (一) 船舶は、損傷を受け、区画室に浸水した場合及び平衡措置をとった場合における最終の状態が、次に掲げる要件に適合すること。
- (イ) 復原力曲線が平衡位置を超えて二〇度以上の復原力範囲を有し、かつ、平衡位置から二〇度の範囲内において、残存復原てこの最大値が〇・一メートル以上であり、横軸と復原力曲線に囲まれた部分の面積が〇・〇一七五メートル・ラジアン以上であること。
- (ロ) 非対称に浸水した場合における傾斜角は、一五度(船の長さが一五〇メートル未満の船舶にあつては二五度)を超えないこと。ただし、甲板が全く水没しない場合は、一七度(船の長さが一五〇メートル未満の船舶にあつては二五度)まで増大することができる。
- (ハ) 新たに浸水を生じる可能性のある開口の下縁が没水しないこと。
- (ニ) 非常用動力源の作動ができること。
- (二) 船舶は、(一)の規定に適合するために必要な復原性をすべての使用状態(バラスト状態を除く。)において有すること。
- (三) 船舶は、(一)の浸水の間段階においても十分な復原性を有すること。
- (四) 損傷時の復原性の計算は、(五)から(八)までの規定によるほか、船舶の寸法割合、その浸水区画室の配置、形状及び内容物、積載する液体の分布及び比重並びに自由表面による影響を考慮すること。
- (五) 浸水率は、機関に充てる場所については八五、その他の場所については〇から九五までの間の値であつて国土交通大臣が適当と認めるものとする。
- (六) 液体が入っているタンクが損傷を受ける場合は、液体は、当該タンクから完全に流出し、最終平衡状態の液面の位置まで海水と入れかわるものと仮定すること。
- (七) (八)で想定する船側損傷の範囲内の船楼の浮力は、考慮しないものとする。ただし、当該船側損傷の範囲外の船楼の非浸水部分が、水密隔壁によって仕切られ、かつ、新たに浸水を生ずる可能性のある開口の下縁が没水しない場合は、当該非浸水部分の浮力を考慮することができる。
- (八) 想定する損傷の最小範囲は、次のとおりとすること。ただし、(イ)の損傷にあつては、(1)(二)の縦通隔壁の一が、縦方向の範囲の二分の一の範囲に損傷を受け、貨物区域その他の区画室においても浸水するものとする。
- (イ) 船側損傷
- a 縦方向の範囲 次に掲げる算式により算定した値又は一四・五メートルのうちいずれか小さいもの
- $$\frac{1}{3}L^{2/3} \text{ (メートル)}$$
- b 横方向の範囲 夏期満載喫水線の水平面において船側外板から船体中心線に直角に測った場合において、Bの五分の一の値又は一一・五メートルのうちいずれか小さいもの
- c 垂直方向の範囲 型基線から上
- (ロ) 船底損傷
- a 縦方向の範囲 次に掲げる算式により算定した値のうちいずれか大きいもの又は五メートルのうちいずれか小さいもの(船首垂線からLの十分の三までの部分については次の算式により算定した値のうちいずれか大きいもの)
- (i) $\frac{1}{3}L^{2/3}$ (メートル)
- (ii) $\frac{L}{10}$ (メートル)
- b 横方向の範囲 五メートル(船首垂線からLの十分の三までの部分についてはBの六分の一の値又は十メートルのうちいずれか小さいもの)
- c 垂直方向の範囲 型基線から測った場合において、Bの十五分の一の値又は六メートルのうちいずれか小さいもの
- (九) (八)で定める損傷範囲より小さい範囲の損傷により、船舶の傾斜が(八)の損傷範囲におけるより大きい又は復原性が悪くなる場合は、当該小さい範囲の損傷範囲を想定すること。
- (十) (九)の損傷範囲内の水密区画は、貫通するものと仮定すること。
- (10) 固縛装置の備付け
加速度の方向に応じて次に掲げる加速度による外力に対して十分な強度を有する固縛装置を備え付けること。
- (一) 船首尾方向 一・五 g
- (二) 船体横方向 一・五 g
- (三) 鉛直上方向 一・〇 g
- (四) 鉛直下方向 二・〇 g
- この場合において、gは、重力加速度(メートル毎秒毎秒)
- (11) 災害対策緊急措置手引書の備付け
次に掲げる事項を記載した災害対策緊急措置手引書を備え付けること。
- (一) 船長が放射性物質等により発生した災害に関する通報を行うべき場合、通報するべき内容その他当該通報に係る遵守すべき手続に関する事項
- (二) (一)の通報を行うべき関係機関及び関係者並びにこれらの者の連絡先に関する事項
- (三) 放射性物質等により発生した災害の拡大防止のため当該船内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項(四) 関係機関と船内の措置について調整するための手続及び当該船内の連絡先に関する事項
- (12) 固定式放射線測定装置の備付け
放射性輸送物を積載した貨物区域における線量当量率を監視できる固定式放射線測定装置を貨物区域から離れた安全な場所に備え付けること。
- (13) 船内にある者が災害発生時の措置を行うために必要な資材又は機材の備付け
次に掲げるものにより構成される資材又は機材を備え付けること。
- (一) ガンマ線測定用可搬式測定器 二台
- (二) 中性子線測定用可搬式測定器 二台
- (三) 表面の放射性物質等の密度を測定することが可能な可搬式測定器 二台
- (四) 個人用外部被ばく線量測定器 二台
- (五) 汚染防護服、フィルター付防護マスクその他の放射線障害防護に必要な器具 二組
- (六) 除染用具 一式

低レベル放射性廃棄物運搬船の取り扱いについて

（昭和六十三年十月十八日海査第四百五十号）

海査第 450 号
昭和 63 年 10 月 18 日

運輸局長 殿

海上技術安全局長

低レベル放射性廃棄物運搬船の取り扱いについて

近年の原子力発電の進展に伴い、わが国においても低レベル放射性廃棄物の最終貯蔵施設の建設計画が具体化され、近い将来その貯蔵の開始が見込まれるところであるが、これに伴い、低レベル放射性廃棄物を専用に輸送する船舶の建造の動きがあるため、今後この種船舶の検査の実施に当たっては、下記により取り扱うこととしたので遺漏のないよう措置されたい。

1. 低レベル放射性廃棄物を専用に輸送するための船舶の構造、設備については、船舶安全法第 2 条第 1 項の規定に基づく省令に定める基準によるほか、別紙の「低レベル放射性廃棄物運搬船の構造設備の特別要件」によること。
2. 設計検査に当たっては、必要な図面及び資料に貴局の意見を添えて、主席船舶検査官に伺い出ること。

別紙

低レベル放射性廃棄物運搬船の構造設備の特別要件

1. 船体構造等
 - (1) 損傷時の復原性等
損傷時の復原性の評価に当たっては、危険物船舶運送及び貯蔵規則第 309 条から第 313 条までに規定する基準のうち、第 308 条第 1 項に定めるタイプ 1 船に関するものを適用すること。
 - (2) 貨物格納
 - (i) 貨物倉側部には縦通水密隔壁を設けること。この縦通水密隔壁は満載喫水線において船側から B/5 以上離れていること。
 - (ii) 貨物倉には、少なくとも次の高さを有する二重底を設けること。
B/15 又は 2m のうち小さいもの
 - (iii) 貨物倉の境界は、いかなる場所においても船側又は船底外板から 760mm 以上離れていること。
2. 設備等
 - (1) 貨物の固縛
積付状態において貨物が移動、転倒しないための適切な措置をとること。この場合、航行海域での船の動揺から生ずる加速度を考慮すること。
 - (2) 放射線測定器具等
外部放射性の線量当量、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度等を計測するため必要な装置又は用具並びに放射線障害を防止するため必要な防護具等を備えること。
 - (3) 排水設備
貨物倉の排水設備は、放射能汚染ビルジが生じた場合、これを船内の適当な場所に貯蔵できるものとする。なお、このための排水設備は他の用途のものとは別系統にすること。

- (4) 貨物倉の防火設備等
火災発生時においても、貨物の健全性が確保できるよう防火・断熱等の適切な措置を施すこと。
- (5) 救命設備
沿岸区域を航行区域とする第 4 種船で、最終浸水状態の横傾斜が 20°又は船舶が満載状態で舷側が水面に達する角度のうち、いずれか小さい角度を超えるものは、各舷に最大搭載人員を収納可能な救命艇又は救命筏を備えること。
- (6) 電源設備
船舶設備規程第 299 条第 1 項各号のいずれかを満足する非常電源を最上層連続甲板の上方で機関室囲壁の外部の適当な場所に設けること。
この場合、この非常電源は、少なくとも当該船舶に備える次に掲げる電気設備に対して 18 時間以上給電可能なものとする。こと。
 - (i) 航海灯
 - (ii) 主電源からの給電により作動する信号灯
 - (iii) 汽笛
 - (iv) 非常時の船内通信装置
 - (v) 航海用レーダー
 - (vi) 音響測深機
 - (vii) 自動衝突予防援助装置及びこれに必要な付属設備（ジャイロコンパス、航速距離計）
 - (viii) 通信設備
- (7) 航海設備
次に掲げる設備を備えること。
 - (i) 航海用レーダー
 - (ii) 音響測深機
 - (iii) 自動衝突予防援助装置及びこれに必要な付属設備（ジャイロコンパス、航速距離計）
- (8) 通信設備
船舶安全法第 4 条の無線電信又は無線電話の他に船舶の航行範囲に対し十分な有効到達距離を有する代替の通信設備を備えること。
- (9) 機関
船舶の推進に関係のある機関は、事故時においても、手動によって始動することができるよう措置されていること。

照射済核燃料等運搬船の取扱いについて

（平成七年九月十九日海査第五百二十号）

海査第 520 号
平成 7 年 9 月 19 日
（一部改正）海査第 300 号
平成 10 年 6 月 18 日
（一部改正）国海査第 454 号
平成 15 年 12 月 22 日

各地方運輸局長
神戸運輸監理部長 殿
沖縄総合事務局長

海 事 局 長

「照射済核燃料等運搬船の取扱いについて（平成 7 年 9 月 19 日付け海査第 520 号）」の一部改正について

危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令（平成 15 年 12 月 22 日付け国土交通省令第 118 号）及び船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部を改正する告示（平成 15 年 12 月 22 日付け国土交通省告示第 1617 号）の施行に伴い、標記通達を別紙のとおり改正することとしたので業務上遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、関係各事業者に対しては別添の平成 15 年 12 月 22 日付け国海査第 455 号をもって通知したので、業務上の参考とされたい。

別紙

照射済核燃料等運搬船の構造及び設備等に関する特別基準

I 適用

この基準は、照射済核燃料、プルトニウム又は高レベル放射性廃棄物を危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年 8 月 20 日運輸省令第 30 号）第 80 条第 1 項に基づき放射性輸送物とされたものを運送する船舶に対して適用する。

II 定義

この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項目に定めるところによる。

- (1) 「照射済核燃料」とは、自己持続的連鎖核分裂反応を維持するために用いられたウラン、トリウム又はプルトニウムを含む物質をいう。
- (2) 「プルトニウム」とは、照射済核燃料の再処理によって抽出されたプルトニウム同位体の混合物（MOX 燃料を含む。）をいう。
- (3) 「高レベル放射性廃棄物」とは、照射済核燃料の再処理においてプルトニウム及びウランの最初の抽出工程で発生する液体廃棄物をガラス固化したものをいう。
- (4) 「照射済核燃料等」とは、照射済核燃料、プルトニウム又は高レベル放射性廃棄物をいう。
- (5) 「A 種船」とは、総放射エネルギーが 4,000TBq 未満の照射済核燃料等を運搬する船舶をいう。
- (6) 「B 種船」とは、総放射エネルギーが 4,000TBq 以上の照射済核燃料等を運搬する船舶をいう。

III 構造、設備等に関する要件

1. A 種船

(1) 輸送物の積載制限

照射済核燃料等が容器に収納され、又は包装されているもの（以下「輸送物」という。）は、船舶防火構造規則（昭和 55 年運輸省令第 11 号）に規定する居住区域、業務区域、制御場所及び特定機関区域の前方または後方の貨物区域に積載すること。

(2) 設備

① 船倉の温度管理装置

輸送物を積載する閉鎖された船倉には、次の要件に適合する輸送物冷却装置又は通風装置を備え付けること。

- (i) 当該船倉内の温度（輸送物をコンテナに収納して積載する場合にあってはコンテナ内の温度）を 55℃以下に保つことができるものであること。
- (ii) ポンプ、ブロー等可動部分は二重に備え付けられていること。
- (iii) 他の用途のものとは別系統にすること。

② 固縛装置

(i) 輸送物又は輸送物を収納したコンテナの移動及び転倒を防止するための適当な固縛装置を備え付けること。

この場合において、想定外力は次の加速度によること。ただし、コンテナをコンテナのみを積載するための設備を有する船倉に積載する場合は、コンテナと当該設備及び当該設備と船体の固縛に関してはこの限りでない。

- | | |
|-----------|------|
| (イ) 船首尾方向 | 1.5G |
| (ロ) 船体横方向 | 1.5G |
| (ハ) 垂直上方向 | 1.0G |
| (ニ) 垂直下方向 | 2.0G |

(ii) (i) にかかわらず、輸送物又は輸送物を収納したコンテナを開放された甲板上又は車両甲板上に積載する場合にあっては、「貨物の積み付け及び固定に関する安全実施基準に関する国際海事機関総会決議 A.714(17)」（1991 年 11 月 6 日採択）に定める重量貨物、ユニット貨物及び車両貨物の積み付け及び固縛の原則によることことができる。

③ 放射線測定装置等

外部放射線の線量及び線量当量率を測定するための装置、放射性物質によって汚染された物の表面汚染密度等を測定するために必要な装置又は器具並びに放射線障害を防止するために必要な防護具等を備え付けること。

④ 消防設備

次に掲げる装置を備え付けること。

- (i) 船舶の消防設備の基準を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 516 号）第 2 条、第 5 条、第 6 条及び第 7 条の要件に適合する消火ポンプ、消火栓、消火ホース及びノズルを船舶設備規則（昭和 40 年運輸省令第 37 号）第 53 条、第 55 条及び第 56 条の要件に適合するよう備え付けること。ただし、同令の規定に基づき消火ポンプ、消火栓、消火ホース及びノズルを備え付けているものにあつては、この限りでない。
- (ii) 内燃機能（主機又は合計出力 375 キロワット以上の補助機能として使用するものに限る。）のある場所に、船舶の消防設備の基準を定める告示第 10 条、第 14 条又は第 15 条の要件に適合する固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置を備え付けること。ただし、船舶消防設備規則の規定に基づき固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置を備え付けているものにあつてはこの限りでない。

⑤ 給電設備

- (i) 船舶設備規程（昭和 9 年逓信省令第 6 号）第 183 条の 2 の規定を満足する主電源とすること。ただし、同令同条の規定に基づき主電源を備え付けているものにあつてはこの限りでない。
- (ii) (i) の主電源の発電設備は、そのうちの 1 組が故障した場合においても①の輸送物冷却装置又は通風装置に対し十分に給電できるものであること。

⑥ 船上緊急時計画の備え付け

照射済核燃料等を運送する船舶は、別紙「INFコード物質を運搬する船舶のための船上緊急時計画作成ガイドライン」に基づき作成された船上緊急時計画を備え付けなければならない。

2. B種船

(1) 船体構造

① 損傷時の復原性

損傷時の復原性については、(i) 又は (ii) に規定する損傷を受けても (iii) の残存条件を満たす能力を有すること。なお、浸水率（その場所のうち水が占めることのできる容積とその場合の全容積との百分率をいう。）は、機関室にあつては 85、その他の区画にあつては貨物、燃料、バラスト等の積載状態に従って決定すること。

(i) 船側損傷の範囲

(イ) 縦方向

: $1/3L2/3$ メートル又は 14.5 メートルのうちいずれか小さいもの。ただし、二重船殻の内殻の損傷の長さについては、当該損傷範囲において、前記数値の $1/2$ の長さとする。

この場合において、L は、船の長さ（メートル）（以下同じ。）

(ロ) 横方向（満載喫水線の水平面において船側外板中心線に直角に測ったもの）

: $B/5$ メートル又は 11.5 メートルのうちいずれか小さいもの。この場合において、船側外板から $B/5$ メートル以上に配置された船倉又はその他の場所への同時浸水も考慮すること。

この場合において、B は、船の幅（メートル）（以下同じ。）

(ハ) 垂直方向：型基線上方全部

(ii) 船底損傷の範囲（船の船首垂線から $0.3L$ メートルの間の損傷の範囲については括弧内のもの）

(イ) 縦方向 : $L/10$ メートル又は 5 メートルのうちいずれか小さいもの ($L/10$ メートル)

(ロ) 横方向 : 5 メートル ($B/6$ メートル又は 10 メートルのうちいずれか小さいもの)

(ハ) 垂直方向 : $B/15$ メートル又は 6 メートルのうちいずれか小さいもの（同左）

(iii) 残存能力

(イ) 最終浸水状態における復原性

復原てこ曲線における残余復原性 20 度以上
最大残余復原てこ 0.1 メートル以上

(ロ) 最終浸水状態における横傾斜角度

長さ 150 メートル以上の船舶 15 度以内
（甲板が水没しない場合 17 度以内）
長さ 150 メートル未満の船舶 25 度以内

なお、非対称の浸水による大角度の横傾斜を修正するために、クロスフラッディング設備を備え付けてもよい。

② 船倉の構造

(i) 船舶防火構造規則に規定する居住区域、業務区域、制御場所及び特定機関区域は、貨物区域より前方又は後方に配置すること。

(ii) 船倉側部には縦通水密隔壁を設けること。この縦通水密隔壁は、満載喫水線の水平面において船側外板から船体中心線に直角に測って $B/5$ メートル以上離れていること。

(iii) 船倉には、少なくとも次の高さを有する二重底を設けること。

$468+4.1L$ ミリメートル又は $b/8$ ミリメートルのうちいずれか大なる値以上であること。

この場合において、b は、船倉の幅（ミリメートル）

(iv) 船倉の境界は、いかなる箇所においても船側又は船体外板から 760 ミリメートル以上離れていること。

(v) 船倉の最前端壁の縦方向の位置は、船首垂線から 0.5L メートルの位置より後方とすること。なお、この隔壁は衝突隔壁と兼用しないこと。

③ 耐衝突構造

船倉部を保護するために、耐衝突構造とすること。この場合において、耐衝突構造を決定するときの条件は、次によること。

(i) 衝突船=T-2 タンカー（排水量： $\Delta 23,400$ トン、航海速度： 15 ノット）

(ii) 衝突船の船首突入量：被衝突船の計画最大満載状態での喫水線の水平面において、船側外板から船体中心線に直角に測って $B/5$ メートル以上離れた縦通水密隔壁まで

(iii) 衝突吸収エネルギーの計算式：

衝突船、被衝突船によって吸収されるエネルギー (F) は、最低衝突吸収エネルギー (KE) の値以上であること。

$$KE = \Delta B / (2 + 1.43 \Delta B / \Delta A) \cdot V_B^2 \text{ (ton-knot}^2\text{)}$$

この場合において、 ΔA ：被衝突船の排水量 (ton)

ΔB ：衝突船の排水量 (ton)

V_B ：衝突船の船速 (knot)

F は、次の二式で求められた値のうちいずれか小さい方とする。

$$F = 278.4 \cdot RT \text{ (ton-knot}^2\text{)}$$

$$F = 278.7 \cdot RT + 124,000 \text{ (ton-knot}^2\text{)}$$

RT：ミノスルキーの計算方法による値

(2) 設備

① 輸送物冷却装置

(i) 次の要件に適合する輸送物冷却装置を備え付けること。

(イ) 次の周囲環境条件のもとで輸送物の周辺温度を 38°C 以下に、輸送物の表面温度を 85°C 以下に保つことができるものであること。

(a) 計画大気温度： 38°C

(b) 計画海水温度：遠洋区域を航行する船舶は 32°C

その他の区域を航行する船舶は 30°C

(ロ) ポンプ、ブローワー等の可動部分は二重に備え付けられていること。

(ハ) 船倉のいかなる場所の温度も人の出入を妨げるものであつてはならないこと。

(ニ) 他の用途のものとは別系統にすること。

(ii) (i) の規定にかかわらず、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示(昭和 52 年運輸省告示 585 号) 別表第七第一号に定めるプルトニウムの運送に従事する船舶（以下「プルトニウム運搬船」という。）にあつては、輸送物の表面温度を 85°C 以下に保つことができ、かつ、1. (2)①の要件を満足する通風装置とすることができる。

② 固縛装置

輸送物の移動及び転倒を防止するための適当な固縛装置を備え付けること。

この場合において、想定外力は次の加速度によること。

(i) 船首尾方向 1.5G

(ii) 船体横方向 1.5G

(iii) 垂直上方向 1.0G

(iv) 垂直下方向 2.0G

③ 放射線測定装置等

外部放射線の線量及び線量当量率を測定するための装置、放射性物質によって汚染された物の表面汚染密度等を測定するために必要な装置又は器具並びに放射線障害を防止するために必要な防護具等を備え付けること。この場合、外部放射線の線量当量率を測定するための装置には、船倉から離れた場所で監視できる固定式のモニタリング装置一式が含まれていなければならない。

④ 船倉の排気及び排水装置

輸送容器が常時ベントする型式のものである場合は、当該輸送物を積載する船倉には排気装置を設け、船上の適当な場

所に排気できるようにしておくこと。また、船倉の排水装置は、放射能汚染ビルジが生じた場合、これを船内の適当な場所に貯蔵できるものとする。なお、前記の排気及び排水装置は他の用途のものとは別系統にすること。

⑤消防設備

次に掲げる装置を備え付けること。

- (i) 船舶の消防設備の基準を定める告示第2条、第5条、第6条及び第7条の要件に適合する消火ポンプ、消火栓、消火ホース及びノズルを船舶設備規則第53条、第55条及び第56条の要件に適合するよう備え付けること。ただし、同令同条の規定に基づき消火ポンプ、消火栓、消火ホース及びノズルを備え付けているものにあつては、この限りでない。
- (ii) 内燃機関（主機又は合計出力375キロワット以上の補助機関として使用するものに限る。）のある場所に、船舶の消防設備の基準を定める告示第10条、第14条又は第15条の要件に適合する固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置を備え付けること。ただし、船舶消防設備規則の規定に基づき固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置を備え付けているものにあつてはこの限りでない。
- (iii) 船舶の消防設備の基準を定める告示第34条及び第35条の要件に適合する火災探知装置及び手動火災警報装置を船舶設備規則第63条の2から第63条の4の要件に適合するよう備え付けること。ただし、同令の規定に基づき火災探知装置及び手動火災警報装置を備え付けているものにあつてはこの限りでない。

⑥非常用ちょう水装置

輸送物を積載する船倉には、火災等の非常時に当該船倉内にちょう水できる装置であつて、次の要件を満足するものを備え付けること。

- (i) 船橋等の安全な場所から操作できるものであること。
- (ii) ちょう水することにより船の安定性を損なうものでないこと。

⑦救命設備

沿岸区域を航行区域とする第4種船であつて、(1)①(iii)(ロ)の最終浸水状態の横傾斜角が20°を超えるものにあつては、船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）第69条の規定にかかわらず各舷に最大とう載人員を収納するために十分な救命艇又は救命いかだを備え付けること。

⑧給電設備

- (i) 次の要件に適合する非常電源を備え付けること。
 - (イ) 船舶設備規程第299条第1項各号のいずれかのものであること。ただし、同令の規定に基づき、蓄電池を備え付けている場合は、この限りでない。
 - (ロ) 設置場所は、最上層連続甲板の上方（昭和59年9月1日前に照射済核燃料運搬船として建造又は改造に着手された船舶にあつては、(1)①の損傷時復元性要件の損傷範囲(i)及び(ii)に基づいて想定される同一の船体損傷範囲外）で機関室囲壁の外部の適当な場所であること。
 - (ハ) 同令第300条第2項に定める電気設備及び通信設備に対して36時間以上給電可能なものとする。ただし、非常電源を代替動力源とする操だ装置については、同令同条第3項に定める時間とする。
- (ii) (2)①の輸送物冷却装置及び(2)⑥の非常用ちょう水装置に電気設備を使用している場合、当該電気設備に対して次の要件に適合する代替電源を設けること。
 - (イ) 機関室囲壁の外部の適当な場所に設けること。この場合、主電源を配置する区画と代替電源を配置する区画は、(1)①の損傷時復元性要件の損傷範囲(i)及び(ii)に基づいて想定される同一の船体損傷範囲内に配置してはならない。

- (ロ) 主電源から独立した給油装置を有する原動機によって駆動される発電設備であること。
- (ハ) 36時間以上給電可能なものであること。
- (ニ) 主電源からの給電が停止した場合、自動的に始動し、かつ、給電できること。

⑨航海設備

- (i) 船舶設備規定第146条の12に規定される要件に適合する航海用レーダーを2台備え付けること。ただし、同令の規定に基づき航海用レーダーを備え付けているものにあつては、その合計が2台となるよう備え付けることで差し支えない。
- (ii) 船舶設備規定第146条の16に規定される要件に適合する自動衝突予防援助装置を備え付けること。ただし、同令の規定に基づき自動衝突予防援助装置を備え付けているものにあつてはこの限りでない。
- (iii) 船位を測定できる装置を備え付けること。
- (iv) 船舶設備規定第146条の23に規定される要件に適合する音響測深機を備え付けること。ただし、同令の規定に基づき音響測深機を備え付けているものにあつてはこの限りでない。

⑩通信設備

船舶安全法第4条の無線電信又は無線電話のほかに船舶の航行範囲に対し十分な有効到達距離を有する代替の通信設備を備えること。ただし、船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第60条の5の規定に基づき、無線設備の二重化の措置をとる船舶にあつてはこの限りでない。

⑪機関

船舶の推進に係る機関は、事故時においても、手動によって始動することができるよう措置されていること。

⑫船上緊急時計画の備え付け

照射済核燃料等を運送する船舶は、別紙「INFコード物質を運搬する船舶のための船上緊急時計画作成ガイドライン」に基づき作成された船上緊急時計画を備え付けなければならない。

(3) 核物質防護に係る構造及び設備

危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性輸送物の安全の確認等について

別紙

海査第592号
平成2年12月27日
(一部改正) 海査第83号の2
平成11年2月24日
(一部改正) 国海査第137号
平成13年6月28日
(一部改正) 国海査第452号
平成15年12月22日
(一部改正) 国海査第355号
平成18年12月8日
(一部改正) 国海査第124号
平成20年6月11日

関係各事業者 あて

国土交通省海事局長

危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性輸送物の安全の確認等について

核物質防護上の措置については昭和63年11月19日付海査第506号等により危険物船舶運送及び貯蔵規則（以下「規則」という。）及び船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（以下「告示」という。）のうち、核物質防護に関する主な条項の解釈及び取扱い並びに放射性輸送物の安全の確認及び放射性輸送物の運送の安全の確認の申請について定めており、周知しているところですが、国際原子力機関の核物質防護に関するガイドライン（INFCIRC/225/Rev. 4）を参考に核物質防護を強化すること等を目的とした原子力委員会決定（「高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護の在り方に関する基本方針」が行われたことに鑑み、規則及び告示についての取扱いを別紙のとおり変更し、平成20年7月1日以降に開始される輸送に対して適用することとしましたので通知します。

なお、本通達は、「危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく核物質防護上の措置について（昭和63年11月19日付け海査第506号）について」と併せて適用されますので周知徹底方お願い致します。

危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性輸送物の安全の確認等について

I. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い

1. 規則第17条及び規則第30条関係

荷送人は、規則第17条第1項第6号及び規則第30条第1項第7号の「その他告示で定める事項」の記載に当たっては、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和54年運輸省告示第549号）第14条の3及び第16条の3に定める事項を含め、別記1に示す例に従って輸送文書を作成し、危険物明細書、コンテナ危険物明細書又は自動車等危険物明細書に「別添」として添付して下さい。

2. 規則第71条関係

(1) 荷送人は、放射性輸送物を開放型の構造を有する箱又は袋等に収納し、又は包装する場合は、個々の放射性輸送物の標札等が見えるようにして下さい。この場合、やむを得ず個々の放射性輸送物の標札等が見えにくくなる場合は、開放型の構造を有する箱又は袋等であってもオーバーパックに係る基準を満足するよう努めて下さい。

(2) 第2項中「船体の一部を構成しないタンク」とは、タンクコンテナ、ポータブルタンク、タンク自動車（貨車）又は容器であって、気体、液体、粉体、粒状物、スラリー又は気体若しくは液体として収納された後に固化する固体を収納するものをいいます。

3. 告示第4条関係

第1号の表中「国土交通大臣の適当と認める基準」とは、カプセルに封入されているものについて次に掲げる基準とします。

なお、この基準を適用する場合は、荷送人は、具体的に行う試験方法を記載した書面を国土交通大臣に提出し、承認を受けるようにして下さい。

(1) 衝撃試験及び打撃試験に代えて、ISO2919（1990年版以降のものに限る。）「密封線源一分類」に定められる試験のうち、封入されている放射性物質の質量が、500グラム未満であるものにあつてはクラス5衝撃試験、200グラム未満であるものにあつてはクラス4衝撃試験を行った場合に、損壊しないものであること。

(2) 加熱試験に代えて、ISO2919（1980年版以後のものに限る。）「密封線源一分類」に定められるクラス6温度試験を行った場合に、溶融又は分散しないものであること。

(3) 浸漬試験に代えて、ISO9978（1992年版以後のものに限る。）「放射線防護－密封線源－漏洩試験法」に定められる試験を行った場合に、水中への放射性物質の漏えい量が、2キロボクレルを超えないものであること。

4. 告示第4条の3関係

「通常取扱いにおいて、はく離するおそれがある状態」とは、スミヤ法により検出することができる状態をいいます。

5. 規則第74条及び告示第12条の3関係

規則第74条第8号ロ並びに告示第12条の3第1号ハ及び第2号ハ中「最大線量当量率の著しい増加」とは、試験前の最大線量当量率が毎時2ミリシーベルトに対して十分な余裕がないときは増加率が20パーセントを越える状態をいい、毎時2ミリシーベルトに対して十分な余裕があるときは放射性輸送物の外表面が著しく破損するような状態をいいます。

6. 告示第10条関係

(1) 第2号中「全体に分布している」の基準の例としては、体積が0.2立方メートル以上1.0立方メートル未満の場合は5分割、1.0立方メートル以上の場合は10分割した場合に各部分間の比放射能の差が10倍以下であることをいいます。

(2) 第3号中「全体に均一に分布している」の基準の例としては、

0. 1立方メートル以下の体積に10以上に分割した場合に、各部分間の比放射能の差が3倍未満であることをいいます。
7. 告示第12条関係
告示別記第7中「国土交通大臣が認める条件」を適用する場合は、適用する条件その他安全性に関する説明書を国土交通大臣に提出し、承認を受けて下さい。
8. 告示第12条の3関係
(1) 第1号ニの「その他国土交通大臣が必要と認める基準」とは、危険物輸送に関する国連勧告（第9訂版以後のものに限る。）「多モードのタンク輸送に関する一般勧告」に定められる基準又はこれと同等以上と認められる基準とします。なお、この基準を適用する場合は、当該タンクの構造及び使用方法その他安全性に関する説明を記載した書面を国土交通大臣に提出し、承認を受けて下さい。
- (2) 第2号ニの「その他国土交通大臣が必要と認める条件」とは、寸法及び最大総質量に係る基準を除き、ISO1496/1（1990年版以後のものに限る。）「シリーズ1 貨物コンテナ規格及び試験—第1部；一般貨物コンテナ」に定められる基準とします。なお、この基準を適用する場合は、当該コンテナの構造及び使用方法その他安全性に関する説明を記載した書面を国土交通大臣に提出し、承認を受けて下さい。
9. 告示第2条関係
第1号ハを適用する場合は、運送中に予想されるすべての条件の下においても、任意の10リットルの体積中に含まれる核分裂性核種が5グラムを超えないようにして下さい。
10. 告示第15条関係
第2項第2号の設計国の国際車両登録コードとは、道路交通に関する条約により国別に割り当てられた識別コードであり、日本の場合「J」となります。
11. 規則第94条関係
第1項第4号中「食糧を積載してある場所から離れた場所」とは、「食糧が積載されている船倉又は区画」又は「食糧が積載されている甲板上の場所から6メートル以内の甲板上の場所」以外の場所をいいます。
12. 規則第101条関係
「外板」について、「運送中人が容易に近づくことができない表面」とは、接舷中（接岸中を含む。）に人が容易に近づくことができない外表面をいいます。
13. 規則第103条及び告示第19条関係
(1) 規則第103条第2項中「国土交通大臣が適当と認めた場合」とは、船内にある者の受ける線量が生涯平均年間1ミリシーベルトを越えない場合をいいます。この場合、船長は、船内にある者について、生涯平均年間1ミリシーベルトを越えない理由を記載した書面を国土交通大臣に提出し、承認を受けて下さい。
- (2) 規則第103条第3項の放射線防護計画（「Radiation Protection Programmes」（以下、「RPP」という。））は、次を参考に作成して下さい。
- ① 放射性輸送物の輸送体制において、RPPの対象となる者及び放射線管理の責任者を決定して下さい。
- ② 見込まれる放射性輸送物の年間輸送量により、①により決定したRPPの対象となる者の最大被ばく量を推定して下さい。この場合、被ばく量推定の対象とした放射性輸送物の種類及び輸送容器の型式並びに見込まれる年間輸送量（1輸送毎の基数及び年間輸送回数）をRPPに記載するようにして下さい。
- ③ ②により推定される最大被ばく線量に応じて、告示第19条の規定による記載事項について、別添1の「Radiation Protection Programmes for Transport of Radioactive Material」（放射性物質の輸送のための放射線防護）〔暫定版〕により、RPPを作成して下さい。なお、別添2として専用運搬船による使用済燃料を輸送する場合及びコンテナ船による核燃料物質を輸送する場合のそれぞれについて、モデルRPPを添付しますので参照して下さい。

- ④ 告示第19条に規定するRPPの記載事項のうち、既に他の規則の規定等により、あらかじめ当該事項を記載した文書等を作成している場合は、RPPの該当個所にその旨記載することとして差し支えありません。また、特に記載する必要がない事項については、RPPにその理由を明記して下さい。
14. 規則第105条関係
船長は、汚染の可能性がある場合は、船内において放射性輸送物を取り扱った場所についても汚染の検査を行い、必要に応じ措置を講じて下さい。
15. 告示第1号様式及び第3号様式関係
第1号様式注7及び第3号様式注4中「本邦外を運送されるもの」とは、本邦外を運送するために、その経路上本邦内を運送されるものを含みます。
- II. 放射性輸送物の安全の確認等
1. 規則第86条の規定に基づく放射性輸送物の設計承認について
BM型輸送物若しくはBU型輸送物、核分裂性輸送物又は0.1キログラム以上の六フッ化ウランを収納する放射性輸送物を作成する者はあらかじめ設計承認を受けて下さい。承認を受けた後に設計の変更をする場合も同様です。
- (1) 設計承認の申請
放射性輸送物設計承認申請書及び放射性輸送物設計変更承認申請書の様式は、それぞれ別記2及び別記3のとおりです。申請書は、国土交通大臣に提出して下さい。
なお、放射性輸送物作成者が複数（放射性物質輸送容器に関し責任を有する者及び当該容器に収納する放射性物質等に関し責任を有する者がそれぞれ異なる場合等）となる場合は、代表者による申請として差し支えありません。この場合、別記2中「10. その他特記事項」（設計変更の場合は、別記3中「5. その他特記事項」）に輸送物作成者全員の氏名又は名称を記載するとともに、選任された代表者の氏名又は名称を記載して下さい。
- (2) 設計承認書の交付
規則に規定される基準に適合すると認められた設計又は設計変更には、放射性輸送物設計承認書を交付します。
- (3) IAEA輸送規則への適合証明
設計承認を受けた放射性輸送物について当該放射性輸送物の設計がIAEA輸送規則に適合する旨の証明を必要とする場合は、別記4の様式により放射性輸送物設計承認英文証明願を提出して下さい。
- (4) 改正前の本通達による設計承認書
平成16年1月1日以前に本通達に基づき受けた設計承認については、平成16年1月1日施行の規則附則第2条第3項に規定する処分、手続その他の行為と見なします。
2. 規則第88条第1項の規定に基づく放射性物質輸送容器及びその使用方法の承認（以下「容器承認」という。）について
- (1) 容器承認の申請
- ① 放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認申請書の様式は、別記5のとおりです。申請書は、国土交通大臣に提出して下さい。
なお、申請者が当該容器の所有者から保守及び管理を委託された者である場合は、別記5中「8. その他特記事項」に、所有者の氏名又は名称並びに申請者が所有者より委託された保守及び管理の内容等必要事項を記載して下さい。
- ② 申請は、同時期に製作されるものについて、輸送容器の型式ごとに行って下さい。
- ③ 容器承認の申請時期は、新規に製作される輸送容器については、規則第86条に基づく設計承認を受けた後製作に着手する前とします。
- ④ 容器の製作に係る品質管理（製作者の品質管理を含む。）については、定められた品質システムに従って適切に実施されていることを製作中に確認します。

- ⑤ 輸送容器については、別表に掲げる項目について検査を行い、その結果を提出して下さい。
当該検査については原則として立ち会うこととしますが、④の品質管理に状況を確認し、省略する場合があります。
- (2) 放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認証の交付
承認された設計に従って製作されたと認められた輸送容器については、放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認証を交付します。
- (3) 輸送容器の定期的自主検査
承認を受けた輸送容器について、適宜、定期的自主検査を1年に1回以上（年間の使用回数が10回を超える場合は10回ごとに1回以上）を行い、その性能の保持に努めて下さい。
なお、検査結果の記録は、製作時検査の記録と併せて、保存して下さい。
- (4) 輸送容器の定期的自主検査結果記録の提出
3年に1回以上、定期的自主検査結果記録を検査測度課長に提出して下さい。
- (5) 輸送容器の性能低下に関する報告
輸送容器の性能低下のおそれがある場合は、遅滞なく、検査測度課長にその旨を報告して下さい。
- (6) 輸送容器の健全性の調査について
輸送容器の性能が維持されていることを確認するため、必要に応じて書類の提出を求めたり、調査を行うことがあります。
- (7) 輸送容器の使用廃止届
承認を受けた輸送容器の使用を廃止した場合は、別記6の様式により放射性物質輸送容器の使用廃止届を国土交通大臣に提出して下さい。
3. 規則第87条第1項の規定に基づく放射性輸送物の安全の確認（以下、この項において「安全確認」という。）について
- (1) 安全確認の申請
- ① 放射性輸送物安全確認申請書の様式は、別記7及び別記8のとおりです。申請書は、当該放射性輸送物の船積地を管轄する地方運輸局長（兵庫県においては神戸運輸監理部長、沖縄県においては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出して下さい。
ただし、当該放射性輸送物を本邦以外の地で船積みする場合は、関東運輸局長に提出して下さい。
- ② 放射性輸送物作成者が複数（放射性物質輸送容器に関し責任を有する者及び当該容器に収納する放射性物質等に関し責任を有する者がそれぞれ異なる場合等）である場合は、全員を申請者として下さい。
- ③ 申請は、1回の運送ごとに、輸送容器の型式ごとに原則として国土交通大臣あての申請にあっては船積みの1か月前までに、地方運輸局長あての申請にあっては船積みの3週間前までに行ってください。
- (2) 放射性輸送物安全確認書の交付
規則に規定される基準に適合すると認められた放射性輸送物には、放射性輸送物安全確認書を交付します。
- (3) 輸送容器への放射性物質輸送容器承認票又は放射性物質輸送容器設計承認票の取付け
承認を受けた輸送容器を使用する場合は、当該輸送容器に別記9の放射性物質輸送容器承認票を取り付けて下さい。
また、承認を受けていない輸送容器を使用する場合は、当該輸送容器に別記10の放射性物質輸送容器設計承認票を取り付けて下さい。
- (4) 安全確認を受ける必要がない場合
規則第87条第7項に定める主務大臣の確認（独立行政法人原子力安全基盤機構の確認を含む。以下同じ。）若しくは文部科学大臣の確認（指定運搬物確認機関の確認を含む。以下同じ。）又は国土交通大臣の確認を受けた場合であって、告示第14条の7に該当する場合以外の場合は、安全確認を受ける必要はありません。
4. 規則第99条第1項の規定に基づく放射性輸送物の運送の安全の確認（以下、この項において「安全確認」という。）について
- (1) 安全確認の申請
- ① 放射性輸送物運送計画書安全確認申請書の様式及び記載事項は、別記11のとおりです。申請書は、当該放射性輸送物の船積地を管轄する地方運輸局長に提出して下さい。
ただし、当該放射性輸送物を本邦以外の地で船積みする場合は、関東運輸局長に提出して下さい。
- ② 申請は、一航海ごとの運送について、原則として船積みの1か月前までに行ってください。
- ③ 当該申請に係る複数の放射性輸送物を、管轄の異なる船積地においてそれぞれ船積みする場合は、運送計画を一括してとりまとめ、最初の船積地を管轄する地方運輸局長に提出して下さい。
- ④ 3(4)の主務大臣の確認又は文部科学大臣の確認を受けた場合は、主務大臣又は文部科学大臣から交付された運搬物確認証の写しを放射性輸送物運送計画書安全確認申請書に添付して下さい。
- (2) 放射性輸送物運送計画書安全確認書の交付
規則に規定される基準に適合すると認められた放射性輸送物運送計画書には、放射性輸送物運送計画書安全確認書を交付します。
- (3) 放射性輸送物運送計画書安全確認書の記載事項の追加又は変更等
安全確認を受けた後、放射性輸送物運送計画書安全確認書の記載事項の追加又は変更を受けようとする場合は、申請を行った地方運輸局長に船積み前に速やかに放射性輸送物運送計画書安全確認変更申請書を提出して下さい。なお、当該変更申請を行う際に船長が交代している場合は、交代前の船長と交代後の船長の連名で申請を行ってください。
また、その他の場合であって、安全確認を受けた後、放射性輸送物運送計画書の記載事項に追加又は変更が生じた場合は、申請を行った地方運輸局長に当該追加又は変更内容を速やかに届け出て下さい。この場合、追加又は変更の内容によっては別途指示を行う場合があります。
5. 規則第104条第1項の規定に基づく被ばく管理の特例（以下、この項において「特例」という。）について
- (1) 特例の申請
- ① 被ばく管理特例承認申請書の様式及び記載事項は、別記12のとおりです。申請書は、国土交通大臣に提出して下さい。
- ② 申請は、被ばく管理の対象となる者ごとについて、原則として承認を受けようとする日の3か月前までに行ってください。この場合、同一の運送に従事する者については一括して申請することができます。
- (2) 被ばく管理特例承認書の交付
被ばく管理が適当と認められた場合には、被ばく管理特例承認書を交付します。
- (3) 放射線防護計画の変更
特例を受けた後、放射線防護計画を変更する場合（特例の再申請の必要がある場合を除く。）には、国土交通大臣に事前に届け出て下さい。この場合、船内にある者の被ばく防止のため必要な指示を行うことがあります。
- (4) 廃止届
承認を受けた者が、当該承認に係る運送に従事しなくなった場合は、国土交通大臣に速やかに届け出て下さい。
6. 規則第107条第1項第2号の規則に基づく特別措置（以下、この項において「特別措置」という。）について
- (1) 特別措置の申請
- ① 専用運搬船に係る特別措置申請書の様式及び記載事項は、別記13のとおりです。申請書は、国土交通大臣に提出して下さい。
- ② 申請は、船舶ごとに行ってください。
- ③ この項において規定する特別措置は、専ら放射性物質等

のみを運送する船舶について、規則第71条第1項第4号に定める専用積載に該当しない場合であっても、専用積載と同等と認められるときは、規則中の専用積載により運送することとされる規定にかかわらず、専用積載とみなして運送することができることとするものです。したがって、その他の場合について、規則第107条第2項の規定に基づく特別措置を受けようとする場合の申請書の様式及び記載事項については、別途国土交通大臣の指示を受けて下さい。

(2) 専用運搬船に係る特別措置承認書の交付
専用積載と同等の運送が行えると認められた船舶には、専用運搬船に係る特別措置承認書を交付します。

なお、当該特別措置について、専用運搬船に係る特別措置承認申請書を審査のうえ、必要に応じて、当該船舶の立入検査を行うことがあります。

(3) 専用運搬船の構造、設備等の変更等の届出
承認を受けた専用運搬船が、当該専用運搬船の構造、設備等を変更した場合（特別措置の再申請の必要がある場合を除く。）は、国土交通大臣に速やかに届け出て下さい。この場合、運送の安全を確保するため必要な指示を行うことがあります。

(4) 専用運搬船による運送の廃止届
承認を受けた専用運搬船が、当該承認に係る運送を廃止した場合は、国土交通大臣に速やかに届け出て下さい。

7. 規則第107条第1項第3号の規定に基づく特別措置（以下、この項において「特別措置」という。）について

(1) 特別措置の申請
線量当量率に係る特別措置申請書の様式及び記載事項は、別記14のとおりです。申請書は、国土交通大臣に提出して下さい。

(2) 線量当量率に係る特別措置承認書の交付
安全上支障がないと認められた放射性輸送物、オーバーパック又はコンテナには、線量当量率に係る特別措置承認書を交付します。
なお、当該特別措置について、線量当量率に係る特別措置申請書を審査のうえ、必要に応じて、当該輸送物、オーバーパック若しくはコンテナの検査又は運送に使用される船舶の立入検査を行うことがあります。

物の場合にあつては、一般的な名称又は最も制約的な放射線核種の一覧表

- (e) 物質の物理的及び化学的性状。ただし、当該物質が特別形放射性物質にあつては、その旨とすることができる。
- (f) 最大放射能（ベクレル単位）。ただし、核分裂性物質にあつては、その質量とすることができる。
- (g) 第一類白、第二類黄又は第三類黄の別
- (h) 輸送指数
- (i) 核分裂性輸送物にあつては臨界安全指数
- (j) 輸送物又はコンテナに関する確認番号及び承認番号（輸送物設計承認、容器承認、輸送物安全確認、運送計画書安全確認、特別措置に係る承認等）
- (k) オーバーパック又はコンテナを使用する場合には、オーバーパック若しくはコンテナについて、又はオーバーパック若しくはコンテナに収納されている各輸送物の収納物についての詳細な記述
- (l) 輸送物、オーバーパック又はコンテナが専用積載により運送されなければならない場合は、「EXCLUSIVE USE SHIPMENT（専用積載）」の文字
- (m) 「LSA-II」、「LSA-III」、「SCO-I」及び「SCO-II」の各物質にあつてはA₂値の倍数で示した当該物質の全放射能
- (n) 次の事項を含む取扱方法その他運送に関し留意すべき事項
 - (1) 輸送物、オーバーパック、コンテナ若しくはタンクの積込み、積付け、運送、取扱い及び取卸しに関する補足的作業条件（安全に熱除去を行うための特別な積付等の要件を含む。）。ただし、特別な要件が不要な場合はその旨とすることができる。
 - (2) 運送に使用される船舶又は積載場所についての制限及び輸送経路に関する指示
 - (3) 必要な緊急時の措置

備考

- (1) 記載事項については、項目の順に従って記載すること。この場合、該当しない項目については、該当しない旨記載すること。
- (2) 他の国際協定において宣言することが条件とされている場合には、当該宣言中で言及した内容に関しては、この宣言中で言及する必要はない。
- (3) 記(n)については、船舶所有者、船長及び関係国政府等のために必要な言語で記載すること。

別記1（輸送文書書式例）

文 書 番 号 年 月 日
荷送人の署名
輸 送 文 書
この放射性輸送物（以下「輸送物」という。）又はコンテナに収納されている放射性物質等については、適切な名称によって下記のとおりすべて正確に記載されており、また、適用される国際及び国内の規則に従って分類され、輸送物とされ、又はコンテナに収納され、標札等が付され、又は表示が行われ、すべての点において、海上運送に適した状態にあることをここに宣言する。
記
(a) 船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「危険物告示」という。）別表第1に掲げる品名
(b) 「Class 7（国連分類番号7）」の文字
(c) 「UN」の文字に続けて危険物告示別表第1に掲げる国連番号
(d) 各放射性核種の名称又は元素記号。ただし、当該物質が混合

別記2

	文 書 番 号 年 月 日																		
国土交通大臣 殿																			
申請者の氏名又は名称 住 所	申請者の氏名又は名称 住 所																		
放射性輸送物設計承認申請書																			
<p>危険物船舶運送及び貯蔵規則第86条の規定により、下記放射性輸送物（以下「輸送物」という。）の設計が危険物船舶運送及び貯蔵規則に定める〇型輸送物（核分裂性輸送物、六フッ化ウランを収納する放射性輸送物）の基準に適合する旨承認していただきたく、関係書類を添えて申請します。</p>																			
記																			
<ol style="list-style-type: none"> 1. 輸送容器の形式 2. 輸送物の説明 <ol style="list-style-type: none"> (1) 輸送容器の材料の種類 (2) 輸送物の総質量 (3) 外形寸法 (4) 外観及び構造図 (5) 収納する放射性物質の仕様 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>イ</td><td>種類</td></tr> <tr><td>ロ</td><td>質量</td></tr> <tr><td>ハ</td><td>放射能強度（主な核種ごとの値及び合計値）</td></tr> <tr><td>ニ</td><td>性状</td></tr> <tr><td>ホ</td><td>濃縮度</td></tr> <tr><td>ヘ</td><td>燃焼度</td></tr> <tr><td>ト</td><td>発熱量</td></tr> <tr><td>チ</td><td>冷却日数</td></tr> <tr><td>リ</td><td>その他</td></tr> </table> 3. 輸送指数及び臨界安全指数 4. 輸送制限個数及び配列方法 5. 臨界計算における水密性に関する事項 6. BM型輸送物にあつては、BU型輸送物の設計基準のうち適合しない基準についての説明 7. BM型輸送物、BU型輸送物又は核分裂性輸送物以外の六フッ化ウランを収納する放射性輸送物の場合はHM又はHUの別 8. 輸送物の安全解析に関する事項 9. 輸送物の取扱いに関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 輸送容器の取扱い及び保守の方法 (2) 輸送物の発送に先立ってとるべき措置 (3) 輸送物を運送する場合の積載方法等に関する事項 10. その他特記事項 		イ	種類	ロ	質量	ハ	放射能強度（主な核種ごとの値及び合計値）	ニ	性状	ホ	濃縮度	ヘ	燃焼度	ト	発熱量	チ	冷却日数	リ	その他
イ	種類																		
ロ	質量																		
ハ	放射能強度（主な核種ごとの値及び合計値）																		
ニ	性状																		
ホ	濃縮度																		
ヘ	燃焼度																		
ト	発熱量																		
チ	冷却日数																		
リ	その他																		
(添付書類)																			
<ol style="list-style-type: none"> 1. 輸送物の説明を記載した書類 2. 輸送物の安全解析に関する説明書 3. 輸送物の取扱い及び保守の方法に関する説明書 4. 安全設計、安全輸送に関する特記事項を記載した書類 																			

備 考

- (1) 記載事項については、該当するものについて記載することとし、順不同としても差し支えない。
- (2) 記7中HMとは、告示別記第12第2号の条件を適用するもの又は同別記第14の条件を適用しないものをいい、HUとは、HM以外のものをいう。
- (3) 添付書類1については、輸送物の荷姿を示す説明図を添付すること。
- (4) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記3

	文 書 番 号 年 月 日
国土交通大臣 殿	
申請者の氏名又は名称 住 所	申請者の氏名又は名称 住 所
放射性輸送物設計変更承認申請書	
<p>危険物船舶運送及び貯蔵規則第86条の規定により承認を受けた下記放射性輸送物（以下「輸送物」という。）の設計について、下記の変更内容が危険物船舶運送及び貯蔵規則に定める〇型輸送物（核分裂性輸送物、六フッ化ウランを収納する放射性輸送物）の基準に適合する旨承認していただきたく、関係書類を添えて申請します。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 既に交付された設計承認番号 2. 輸送容器の型式 3. 変更内容 4. 変更理由 5. その他特記事項 	
(添付書類)	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 輸送物の説明を記載した書類 2. 輸送物の安全解析に関する説明書 3. 輸送物の取扱い及び保守の方法に関する説明書 4. 安全設計、安全輸送に関する特記事項を記載した書類 	

備 考

- (1) 添付書類には変更に係る部分について記載すること。
- (2) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記4

	文 書 番 号 年 月 日
国土交通省海事局長 殿	
申請者の氏名又は名称 住 所	申請者の氏名又は名称 住 所
放射性輸送物設計承認英文証明願	
<p>平成2年12月27日付け海査第592号に基づき、下記〇型輸送物（核分裂性輸送物、六フッ化ウランを収納する放射性輸送物）の設計について、「IAEA放射性物質安全輸送規則（1996年版）の基準に適合している旨の英文の証明書を交付していただきたく、下記のとおり申請します。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 輸送容器の形式 2. 放射性輸送物の設計承認番号 3. その他特記事項 	

備 考

- (1) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記5

文 書 番 号 年 月 日
国土交通大臣 殿 申請者の氏名又は名称 住 所 放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認申請書 危険物船舶運送及び貯蔵規則第88条第1項の規定により、下記のとおり申請します。 記 1. 輸送容器の型式 2. 輸送容器の製造番号又はその他の当該輸送容器と他の輸送容器を区別するための番号等 3. 輸送容器の設計に関する説明 4. 輸送容器の製作方法に関する説明 5. 輸送容器の製作に係る品質管理に関する説明 6. 輸送容器の使用方法に関する説明 7. 輸送容器の検査予定及び検査方法に関する説明 8. その他特記事項

備 考

- (1) 「輸送容器の検査予定及び検査方法に関する説明」は、原則として、新規に製作する場合は、輸送容器の製作時検査に関する説明を記載すること。
- (2) 放射性輸送物設計承認書の写しを添付する場合は、記3、記6については省略することができる。
- (3) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記6

文 書 番 号 年 月 日
国土交通大臣 殿 申請者の氏名又は名称 住 所 放射性物質輸送容器の使用廃止届 平成2年12月27日付け海査第592号に基づき、下記のとおり輸送容器の使用を廃止することにつき届け出ます。 記 1. 輸送容器の型式 2. 輸送容器及びその使用方法に関する承認番号 3. 廃止に伴う措置 4. その他特記事項

備 考

- 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記7（非承認容器使用時）

文 書 番 号 年 月 日
国土交通大臣 殿 申請者の氏名又は名称 住 所 放射性輸送物安全確認申請書 下記の放射性輸送物（以下「輸送物」という。）が危険物船舶運送及び貯蔵規則に規定する〇型輸送物（核分裂性輸送物、六フッ化ウランを収納する放射性輸送物）の基準に適合することについて同規則第87条第1項の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 記 1. 運送の目的 2. 運送容器の型式等 3. 輸送物の個数 4. 輸送物の種類 5. 輸送容器の概要 6. 輸送物の基準適合性に関する説明 7. 収納する放射性物質等の仕様 (1) 名 称 (2) 質 量 (3) 物理的、化学的性質 (4) 放射能強度、濃縮度、冷却日数、発熱量等に関する資料 (5) 容器への収納方法 8. 輸送制限個数及び配列方法 9. 輸送物の線量当量率 10. 輸送物の輸送指数及び臨界安全指数 11. 運送時における取扱上の注意事項 12. 荷送人の住所及び氏名又は名称 13. 運送予定時期、区間及び船名 14. 輸送容器の健全性に関する説明 15. 輸送物の発送前の検査に関する説明 16. その他特記事項

備 考

- (1) 記載事項については、該当するものについて記載することとし、順不同としても差し支えない。
- (2) 同型式の輸送容器を使用した放射性輸送物（以下「輸送物」という。）を、複数個一括して申請する場合は、該当各記欄に、輸送物ごとのデータを記載すること。
- (3) 記1の「運送の目的」は、運送する放射性物質等の用途、発着地等を簡略に記載すること。
 例1. 「〇〇発電所の使用済燃料を〇〇工場において再処理するため〇〇港から〇〇港まで運送することを目的とする。」
 例2. 「〇〇事業所において収納される〇〇病院向け医療用大量線源⁶⁰Coを〇〇港から〇〇港まで運送することを目的とする。」
- (4) 記2の「輸送容器の型式等」は、輸送容器の型式及び製造番号を記載するとともに、文部科学省又は経済産業省の輸送容器に関する承認番号を有する場合は、その番号を記載すること。
- (5) 記4の「輸送物の種類」は、BM型輸送物、BU型輸送物の区別のほか、核分裂性輸送物及び六フッ化ウランを収納する放射性輸送物にあっては、その旨を記載すること。
- (6) 記5の「輸送容器の概要」は、①材料及び構造②構造物の主要諸元③所有者名を記載し、荷姿を示す説明図を添付すること。
 放射性同位元素輸送物であって遮蔽容器として独立した内装容器を使用する場合は内装容器の製造者、製造年月日、型式、

番号、保管状況、使用履歴、現状外観等のデータも記載すること。

- (7) 記7の「収納する放射性物質等の仕様」は、実際に運送しようとする放射性物質等のデータを記載すること。なお、燃焼度、放射能の量、発熱量等計算により算出したデータについてはその計算方法を、また、実測によるデータについてはその測定方法を記載すること。

冷却日数については、原子炉を停止した日から起算して発送前検査予定日までの日数とする。ただし、これよりも少ない日数を記載している場合は、この限りではない。

容器への収納方法については、必要に応じ、当該放射性物質がどのような配列で輸送容器に収納されているかを示す図面等を添付すること。

- (8) 記9の「輸送物の線量当量率」は、輸送物の表面及び表面から1メートル離れた位置における数値を記入すること。

(6)の内装容器を設ける場合は、輸送する放射性同位元素等の収納時の内装容器の表面及び表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率の実測値又は内装容器の表面における最大線量当量率の実測値からの解析推定値に代えることができる。

- (9) 記15の「輸送物の発送前の検査に関する説明」は、放射性輸送物作成者が作成した輸送物の自主検査計画書及び国土交通省職員の立会検査計画書を別紙とし添付すること。

- (10) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記8（承認容器使用時）

	文 書 番 号 年 月 日
国土交通大臣 又は ××地方運輸局長 殿	
申請者の氏名又は名称 住 所	
放射性輸送物安全確認申請書	
下記の放射性輸送物（以下「輸送物」という。）が危険物船舶運送及び貯蔵規則に規定する○型輸送物（核分裂性輸送物、六フッ化ウランを収納する放射性輸送物）の規準に適合することについて同規則第87条第1項の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
記	
1. 運送の目的 2. 輸送容器の型式 3. 放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認番号 4. 輸送物の個数 5. 輸送物の種類 6. 収納する放射性物質等の仕様 (1) 名 称 (2) 質 量 (3) 物理的、化学的性質 (4) 放射能強度、濃縮度、冷却日数、発熱量等に関する資料 (5) 容器への収納方法 7. 輸送制限個数及び配列方法 8. 輸送物の線量当量率 9. 輸送物の輸送指数及び臨界安全指数 10. 運送時における取扱上の注意事項 11. 荷送人の住所及び氏名又は名称	

- | |
|--|
| 12. 運送予定時期、区間及び船名
13. 輸送容器の健全性に関する説明
14. 輸送物の発送前の検査に関する説明
15. その他特記事項 |
|--|

備 考

- (1) 記載事項については、該当するものについて記載することとし、順不同としても差し支えない。

- (2) 同型式の輸送容器を使用した放射性輸送物（以下「輸送物」という。）を、複数個一括して申請する場合は、該当各記欄に、輸送物ごとのデータを記載すること。

- (3) 記1の「運送の目的」は、運送する放射性物質等の用途、発着地等を簡略に記載すること。

例. 「○○発電所の使用済燃料を○○工場において再処理するため○○港から○○港まで運送することを目的とする。」

- (4) 記5の「輸送物の種類」は、BM型輸送物、BU型輸送物の区別のほか、核分裂性輸送物及び六フッ化ウランを収納する放射性輸送物にあっては、その旨を記載すること。

- (5) 記6の「収納する放射性物質等の仕様」は、実際に運送しようとする放射性物質等のデータを記載すること。なお、燃焼度、放射能の量、発熱量等計算により算出したデータについてはその計算方法を、また、実測によるデータについてはその測定方法を記載すること。

冷却日数については、原子炉を停止した日から起算して発送前検査予定日までの日数とする。ただし、これよりも少ない日数を記載している場合は、この限りではない。

収納する放射性物質等の仕様が容器及びその使用方法に関する承認証の記載事項に合致していることを示す対照表を添付すること。

容器への収納方法については、必要に応じ、当該放射性物質がどのような配列で輸送容器に収納されているかを示す図面等を添付すること。

- (6) 記8の「輸送物の線量当量率」は、輸送物の表面及び表面から1メートル離れた位置における数値を記入すること。

- (7) 記13の「輸送容器の健全性に関する説明」は、輸送容器及びその使用方法に関する承認を取得した後行った定期自主検査結果記録を添付すること。

- (8) 記14の「輸送物の発送前の検査に関する説明」は、放射性輸送物作成者が作成した輸送物の自主検査計画書及び国土交通省職員の立会検査計画書を別紙として添付すること。

- (9) 国土交通大臣の交付する放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認証の写しを添付すること。

- (10) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記9（承認容器使用時）

放射性物質輸送容器承認票（記載例） Registration Label of Packaging	
輸送容器の所有者	○○○○
Owner of Packaging	○○○○
輸送容器の型式	○○-○/○
Type of Packaging	○○-○/○
輸送容器及びその使用方法に関する承認番号	MS-100
Serial Number of Packaging	MS-100
放射性輸送物の設計承認番号	J/1000/B(M)F(Rev.0)(MS)
Competent Authority Identification	J/1000/B(M)F(Rev.0)(MS)
Mark of the Design of Package	J/1000/B(M)F(Rev.0)(MS)

承認を受けた日 Date of Approval	〇〇年〇月〇〇日 国海査第〇〇号 No.〇〇/MI 〇th.〇〇.20〇〇
承認を与えた者 Approved by and Transport	国土交通大臣 Minister of Land, Infrastructure and Transport

備考

- (1) 目立ちやすい箇所に容易に消えない方法で表示されていること。
- (2) 輸送容器承認票は、本邦内においてのみ運送されるものにあつては英語の部分、本邦外において運送されるものにあつては日本語の部分の削ることができる。

別記10（非承認容器使用時）

放射性物質輸送容器設計承認票（記載例） Registration Label of Packaging	
輸送容器の所有者 Owner of Packaging	〇〇〇〇
輸送容器の型式 Type of Packaging	〇〇-〇/〇
輸送容器製造番号 Serial Number of Packaging	〇〇-〇/〇-100
放射性輸送物の設計承認番号 Competent Authority Identification Mark of the Design of Package	J/1000/B(M)F(Rev.0)(MS)
承認を受けた日 Date of Approval	〇〇年〇月〇〇日 国海査第〇〇号 No.〇〇/MI 〇th.〇〇.20〇〇
承認を与えた者 Approved by and Transport	国土交通大臣 Minister of Land, Infrastructure and Transport

備考

- (1) 目立ちやすい箇所に容易に消えない方法で表示されていること。
- (2) 輸送容器設計承認票は、本邦外において運送されるものにあつては日本語の部分の削ることができる。
- (3) 輸送容器設計承認票は、本邦内のみを運送されるものにあつては、省略することができる。

別記11

	文 書 番 号 年 月 日
国土交通大臣 殿	
	船 名 船長の氏名 住所又は連絡先
放射性輸送物運送計画書安全確認申請書	

別添放射性輸送物運送計画書に記載する放射性輸送物の運送に関し、危険物船舶運送及び貯蔵規則に規定する基準に適合することについて同規則第99条第1項の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（別添）

放射性輸送物運送計画書

1. 運送の目的
2. 船名並びに船舶所有者及び運航者の氏名又は名称及び住所
3. 船舶の概要（所要設備を含む。）
4. 運送する放射性輸送物（以下「輸送物」という。）の概要
 - (1) 輸送容器の型式等
 - (2) 輸送物の種類
 - (3) 輸送容器の主要諸元
 - (4) 収納する放射性物質等の主な仕様
 - (5) 輸送物の輸送制限個数及び配列方法
 - (6) 輸送物の最大線量当量率
 - (7) 輸送物の表面の温度
 - (8) 輸送物の輸送指数及び臨界安全指数
 - (9) 輸送物に付される標札等
 - (10) 船内の住居場所その他人が通常使用する場所における最大線量当量率
 - (11) 外板等の表面及び表面から2メートル離れた位置における最大線量当量率
 - (12) 輸送物作成者の氏名又は名称及び住所
 - (13) 荷送人の氏名又は名称及び住所
 - (14) 荷受人の氏名又は名称及び住所
5. オーバーパックの概要
 - (1) オーバーパックの主要諸元
 - (2) オーバーパックに収納する輸送物の輸送容器の型式又は名称、個数及びオーバーパックへの収納又は包装方法
 - (3) オーバーパックの最大線量当量率並びに輸送指数及び臨界安全指数
 - (4) オーバーパックに付される標札
 - (5) オーバーパックの個数
 - (6) オーバーパックに収納又は包装する者の氏名又は名称及び住所
6. コンテナの概要
 - (1) コンテナの型式又は名称
 - (2) コンテナの主要諸元
 - (3) コンテナに収納する輸送物の輸送容器の型式又は名称、個数及びコンテナへの収納方法
 - (4) コンテナの最大線量当量率並びに輸送指数及び臨界安全指数
 - (5) コンテナに付される標札等
 - (6) コンテナの個数
 - (7) コンテナに収納する者の氏名又は名称及び住所
7. 積載方法等
 - (1) 積載方法
 - (2) 各船倉等ごとの輸送物の種類及び数量
 - (3) 各船倉等の輸送指数及び臨界安全指数
8. 固縛方法
9. 荷役方法
10. 運送予定時期
11. 運送区間
12. 運送中の保安対策
13. その他特記事項

備考

- (1) 記載事項については、該当するものについて記載することとし、順不同としても差し支えない。
 - (2) 記1の「運送の目的」は、運送する放射性物質等の用途、発着地等を簡略に記載すること。
- 例1. 「〇〇発電所の使用済燃料を〇〇工場において再処理す

るため〇〇港から〇〇港まで運送することを目的とする。」

例2.「〇〇事業所において収納される〇〇病院向け医療用大量線源⁶⁰Coを〇〇港から〇〇港まで運送することを目的とする。」

- (3) 記3の「船舶の概要（所要設備を含む。）」は、船種、船舶番号、総トン数、船籍港、船舶の用途、航行区域及び主要寸法を記載し、所要設備については、当該輸送物の運送のため特に必要な設備として施設されたものを記載すること。
- (4) 記4の「運送する放射性輸送物の概要」は、輸送物ごとに記載すること。
ただし、記載事項が共通の輸送物については、まとめて記載してもよい。
- (5) 記4(1)の「輸送容器の型式等」は、輸送容器の型式を記載するほか、国土交通省、文部科学省又は経済産業省の輸送容器に関する承認番号又は設計承認番号を記載すること。
- (6) 記4(6)の「輸送物の最大線量当量率」については、輸送物の表面及び表面から1メートル離れた位置における数値を記入すること。ただし、放射性同位元素輸送物であって内装容器を設ける場合は、輸送する放射性同位元素等の収納時の内装容器の表面及び表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率の実測値又は内装容器の表面における最大線量当量率の実測値からの解析推定値に代えることができる。
- (7) 記4(7)の「輸送物の表面の温度」については、BM型輸送物及びBU型輸送物についてのみ記入することとし、その表面に近接防止柵を設けている場合にあっては、当該近接防止柵の表面の温度を記入すること。
- (8) 記4(9)の「輸送物に付される標札等」は、標札の種類及び数並びに「TYPE B(U)」等の表示内容及び国連番号を記入すること。
- (9) 記4(11)の「外板等」は、規則第101条の外板、船倉、区画又は甲板をいう。
- (10) 記5の「オーバーパックの概要」は、オーバーパックごとに記載すること。ただし、収納され、又は包装されている輸送物が同一の内容のもの場合はまとめて記載してもよい。
- (11) 記6の「コンテナの概要」は、輸送物を収納するコンテナごとに記載すること。
- (12) 記6(5)の「コンテナに付される標札等」は、標札の種類及び数並びに国連番号の表示方法等を記載すること。
- (13) 記7(1)に関し、積載場所を明示した積付図を添付すること。また、他の危険物（当該輸送物以外の放射性物質を含む。）との混載を行う場合にあっては、十分な隔離が行われていることの説明を付すこと。
- (14) 記8の「固縛方法」は、固縛装置の強度計算書を添付すること。ただし、事前に、一括して固縛装置の強度計算書を提出している場合は、その旨を記載することにより、これを省略することができる。
- (15) 記9の「荷役方法」は、荷役時における作業要領、安全対策、使用する機器又は用具の種類等について記載すること。
- (16) 記12の「運送中の保安対策」は、専門家の同行の有無、運送中の注意事項、事故時の措置・連絡方法、被ばく管理方法（放射線防護計画の策定の有無を含む。）、その他の保安対策を記載すること。
- (17) 当該輸送物につき、基準に適合する旨の確認書等を受有する場合は、その写し（現に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条の2第2項の規定による主務大臣の確認、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第18条の2第2項の規定による文部科学大臣の確認又は航空法施行原則（昭和27年運輸省令第56号）第194条第2項第2号ハ、ニ若しくはへの規定による国土交通大臣の確認を申請中の場合は、当該申請書の写し）を添付すること。この場合、記4(1)～(9)の記載事項のうち当該確認書等に記載されているものについては、これを省略すること

ができる。

- (18) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記12

文 書 番 号
年 月 日
国土交通大臣 殿
船 名 船長の氏名 住所又は連絡先 船舶所有者の氏名又は名称 住 所
被ばく管理特例申請書
危険物船舶運送及び貯蔵規則第104条第1項の規定による承認を受けたいので、関係資料を添えて申請します。
(添付書類)
被ばく管理実施要領
1. 運送の目的 2. 規則に従うことが著しく困難な理由 3. 運送する放射性物質等の概要 4. 船舶の概要（所要設備を含む。） 5. 被ばく管理の対象となる者の氏名、年齢、性別、職業及び連絡先 6. 被ばく管理の対象となる者の被ばく歴 7. 放射線防護計画 8. その他特記事項

備 考

- (1) 申請は、船舶所有者と船長の連名とすること。
- (2) 記載事項については、該当するものについて記載することとし、順不同としても差し支えない。
- (3) 記1及び記4の記載事項については、別記11の放射性輸送物運送計画書の記載事項に準じて記載すること。
- (4) 記5の「職業」は、所属会社、職名、資格（知識・経験）等を簡略に記載すること。
- (5) 記7の「放射線防護計画」は、告示第19条の規定による事項について、推定される年間最大被ばく量に応じた被ばく防護のための内容が記載されていること。
- (6) 用紙の大きさは原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記 1 3

文 書 番 号 年 月 日
国土交通大臣 殿
船 名 船舶所有者の氏名又は名称 住 所
専用運搬船に係る特別措置申請書
<p>危険物船舶運送及び貯蔵規則第 1 0 7 条第 1 項第 2 号の規定により、専用積載に該当しない場合であっても専用積載と同等の運送が行える船舶であることについて承認を受けたいので、下記のとおり申請します。</p>
記
<ol style="list-style-type: none"> 1. 船名並びに船舶所有者及び運航者の氏名又は名称及び住所 2. 船舶の概要（所要設備等を含む。） 3. 専用積載と同等として運送する放射性輸送物の概要 4. 積載方法等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 積載方法 (2) 各船倉ごとの輸送物の種類及び数量の概要 (3) 各船倉等の輸送指数及び臨界安全指数の限度 5. 固縛方法 6. 荷役方法 7. 運送区間 8. 運送中の保安対策 9. その他特記事項

備 考

- (1) 記 2 及び記 4 から記 9 までの記載事項については、別記 1 1 の放射性輸送物運送計画書の記載事項に準じて記載すること。
- (2) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格 A 列 4 番とし、横書きとすること。

別記 1 4

文 書 番 号 年 月 日
国土交通大臣 殿
荷送人の氏名又は名称 住 所 船舶所有者の氏名又は名称 住 所
線量当量率に係る特別措置申請書
<p>危険物船舶運送及び貯蔵規則第 1 0 7 条第 1 項第 3 号の規定により、放射性輸送物（オーバーパック、コンテナ）の線量当量率が安全上支障がないことについて承認を受けたいので、下記のとおり申請します。</p>
記
<ol style="list-style-type: none"> 1. 運送の目的 2. 船名並びに船舶所有者及び運航者の氏名又は名称及び住所 3. 船舶の概要（所要設備を含む。） 4. 収納する放射性物質等の仕様 5. 放射性輸送物（オーバーパック、コンテナ）の概要 6. 放射性輸送物（オーバーパック、コンテナ）の線量当量率 7. 船内及び外板等の線量当量率 8. 被ばく管理に関する措置の概要 9. 運送時における取扱上の注意事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 積載方法 (2) 固縛方法 (3) 荷役方法 10. 運送予定時期、区間 11. 運送中の保安対策 12. その他特記事項
(添付書類) 放射線防護計画

備 考

- (1) 記 1、記 3 及び記 9 は、別記 1 1 の放射性輸送物運送計画書の記載事項に準じて記載すること。
- (2) 記 4 の「収納する放射性物質等の仕様」は、放射性物質等の名称、質量、放射能、容器への収納方法等当該放射性物質等の特徴を記載すること。
- (3) 記 5 の「放射性輸送物（オーバーパック、コンテナ）の概要」は、放射性輸送物（オーバーパック、コンテナ）の型式、種類、主要諸元、作成者の氏名又は名称及び住所を記載すること。
- (4) 記 7 の「船内及び外板等の線量当量率」は、船内の居住場所その他の人が通常使用する場所における最大線量当量率、立入制限区域付近の線量当量率並びに規則第 1 0 1 条の外板、船倉、区画又は甲板の表面及び表面から 2 メートル離れた位置における最大線量当量率を記載すること。
- (5) 記 8 の「被ばく管理に関する措置の概要」は、告示第 2 3 条に定める措置その他具体的な被ばく管理に関する措置について記載すること。
- (6) 記 1 1 の「運送中の保安対策」は、専門家の同行の有無、運送中の注意事項、事故時の措置・連絡方法その他の保安対策を記載すること。
- (7) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格 A 列 4 番とし、横書きとすること。

別表第1

輸送容器検査要領

検査項目	検査の方法	判定基準
材料検査	材料メーカーの作成した材料試験成績書等により、材料の化学成分、機械的性質等を確認する。ただし、レジンのように公的な規格がない特殊材料については、材料毎に検査の方法を検討のうえ決定する。 なお、レジンについては、以下のとおりとする。 ①レジンの配合比率が安全解析書に明記されている場合 ・素材のミルシートの確認 ・配合に係る計量記録の確認 ②レジンの配合比率が安全解析書に明記されていない場合 ・原則として、鑄込みサンプルの分析	安全解析書の設計条件に適合していること。
寸法検査	容器の主要寸法を測定器（巻き尺、ノギス等）を用いて測定する。	同上
溶接検査	開先検査、外観検査、非破壊検査（液体浸透探傷検査、放射線透過試験等）により、溶接の健全性を確認する。	溶接が健全に施工されていること。
耐圧検査	気圧又は水圧を加え、容器の変形の有無等を確認する。	異常な変形、ひび、割れ等がないこと。
重量検査	以下のいずれかの方法により容器の総重量を求める。 ①完成容器の重量を測定する。 ②容器の各部分の重量を測定し、これを合計する。	安全解析書の設計条件に適合していること。
伝熱検査	収納する放射性物質等の崩壊熱に相当する熱源を容器内に設置し、容器各部の最高温度及び温度分布を測定または算定する。	同上
気密漏洩検査	ヘリウムリークテスト、加圧漏洩試験、真空試験等により、容器の漏洩率を測定する。	同上
遮蔽性能検査	容器本体については、超音波探傷試験等によって、遮蔽性能に影響を及ぼす欠陥がないことを確認する。 レジン等については、厚さの測定、成分分析等により設計条件に適合していることを確認する。	容器本体に遮蔽性能に影響を及ぼす欠陥がないこと。 レジン等については安全解析書の設計条件に適合していること。
遮蔽寸法検査	遮蔽に用いられる部分の寸法を測定する。	安全解析書の設計条件に適合していること。
未臨界検査	バスケット等の寸法、外観を検査する。 中性子吸収材を使用している場合はその含有量、分布等を材料メーカーの作成した材料試験成績書等により確認する。	安全解析書の設計条件に適合していること。 バスケット等に傷、割れ、変形等の異常がないこと。
吊上げ荷重検査	トラニオンに対して吊り上げ時の2倍の荷重を負荷し、トラニオンに異常のないことを液体浸透探傷検査等により確認する。	トラニオンに異常がないこと。
取扱い検査	バスケット、蓋板等の脱着、収納物の取り出し・装着、吊り上げ等の各種の取扱い作業を行う。	各作業が容易かつ安全にできること。
作動確認検査	バルブ、非常用安全装置等の作動確認を行う。	正常に作動すること。
外観検査	完成した容器の外観を目視により確認する。	傷、割れ、変形等の異常がないこと。

注：本表は原則としてB型核分裂性輸送容器についての実施すべき検査を示す。

別添1

略

別添2

略

危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく核物質防護上の措置について

別紙

海査第506号

昭和63年11月19日

（一部改正）海査第593号

平成2年12月27日

（一部改正）国海査第453号

平成15年12月22日

（一部改正）国海査第516号

平成18年3月24日

関係各事業者 あて

国土交通省海事局長

危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく核物質防護上の措置について

核物質防護上の措置については昭和63年11月19日付海査第506号等により危険物船舶運送及び貯蔵規則（以下「規則」という。）及び船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（以下「告示」という。）のうち、核物質防護に関する主な条項の解釈及び取扱い並びに放射性輸送物の安全の確認及び放射性輸送物の運送の安全の確認の申請について定めており、周知しているところですが、国際原子力機関の核物質防護に関するガイドライン（INFCIRC/225/Rev. 4）を参考に核物質防護を強化すること等を目的とした核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正が平成17年5月20日に公布されたこと等に鑑み、規則及び告示についても同ガイドラインに基づき、その取扱いを別紙のとおり変更し、平成18年6月1日（別紙Ⅱ2.（2）に規定した船舶保安証書等の備え付けについては平成19年6月1日）以降に開始される輸送に対して適用することとしましたので通知します。

なお、本通達は、「危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性輸送物の安全の確認等について（平成2年12月27日付け海査第592号）」と併せて適用されますので周知徹底方お願いいたします。

危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく核物質防護上の措置について

I. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い

1. 告示別表第7関係

告示で定める放射性物質等の質量及び吸収線量率については、1回の航海において、1船舶当たりの核種及び濃縮度毎（Pu、高濃縮（20%以上）U235、中濃縮（10%以上20%未満）U235、低濃縮（天然の濃縮度を超え10%未満）U235、U233、照射済燃料）の収納物の総量について評価したものとします。

従って、複数の荷送人が関係する場合には、防護区分及びそれに係る防護措置並びに確認（規則第87条、規則第99条関係）等について、関係者間の事前協議を十分行い、万全を期して下さい。

2. 規則第85条関係

区分1については、必ず輸送容器に施錠及び封印その他の容易に開封されないための措置（施錠及び封印と同等の措置）を講じ、規則第87条に基づく国土交通大臣の確認を受けて下さい。

区分2については、必ず輸送容器に施錠及び封印その他の容易に開封されないための措置（施錠及び封印と同等の措置）を講じて下さい。

区分3についても、必ず輸送容器に施錠又は封印その他の容易に開封されないための措置（施錠又は封印と同等の措置）を講じて下さい。

荷送人は、船積み前に、積み荷及びその施錠等の点検を行って下さい。

3. 規則第90条関係

区分1及び区分2については、必ずコンテナに施錠及び封印その他の容易に開封されないための措置（施錠及び封印と同等の措置）を講じて下さい。

区分3についても、必ずコンテナに施錠又は封印その他の容易に開封されないための措置（施錠又は封印と同等の措置）を講じて下さい。

荷送人は、船積み前に、積み荷及びその施錠等の点検を行って下さい。

4. 規則第94条関係

船長は、防護対象特定核燃料物質を運送する場合には、艙内積載とし、ハッチカバーを容易に開放することができないように措置するとともに、第1項第2号の規定に基づき、放射性輸送物等が容易に移動することができないように措置して下さい。

5. 規則第96条関係

（1）「盗取等による災害の防止のために必要な措置」とは、以下の措置とします。

- ① 上記2. から4. に定める措置
- ② 航行時間、経路地、積替回数及び積替時間が最小となるよう配慮した運送方法の選択
- ③ 安全及び保安に配慮した運送経路の選択
- ④ 定期的に反復継続する運送をできるだけ避けるよう配慮した運送経路の選択
- ⑤ 平時及び緊急時における連絡体制の整備
- ⑥ 盗取等による災害の防止のために必要な情報収集

- ⑦ 盗取等による災害の防止のために必要な情報の管理に関し責任を有する情報管理責任者の選任及び情報取扱者の特定並びに情報管理要領の作成
（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十八条の三（秘密保持義務）の規定に留意願います。）
- ⑧ 船積み前に実施する妨害行為が着手されていないことの確認
- ⑨ 他の運送手段、他の積荷の積替え及び船内での通関時に行う、積荷の連続的監視又は施錠等の点検
- ⑩ 運送中における積荷又は施錠等の点検
- ⑪ 積卸し時及び船内での通関時に行う保管及び運送時に行う、関係者以外の者の立入の防止措置
- ⑫ 不審者、不審船舶等の接近を早期に発見するための監視及び警戒
- ⑬ 不審船舶等の接近、不審者の移乗等の防止措置
- ⑭ 関係者以外の者による揚貨装置の操作の防止措置
- ⑮ 緊急時における対応措置
- ⑯ 告示別表第7に定める放射性物質等（同表第2号ロ（3）に掲げる物質及び照射された同号ロ（3）に掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率がグレイ毎時以下であつたものに限る。）並びに同表第3号ロ（3）及び（4）並びに照射された同号ロ（3）及び（4）に掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率がグレイ毎時以下であつたものに限る。）並びに二を除く。）（以下「DBT適用対象物質」という。）を運送する場合は、上記①から⑮に加え、妨害破壊行為等の脅威に対応するために必要な措置

- (2) 計画書の様式については、別記2の例によるものとします。
- (3) 一の船舶において、複数の荷送人が関与する場合には、関係者が十分な時間的余裕と十分な協議をもって、計画書を原則として各荷送人毎に作成して下さい。

6. 規則第97条関係

- (1) 「見張人」とは、規則第96条の計画書に基づき、I. 5. (1) ⑤から⑯の措置（荷送人が行うものを除く。）を行う者をいい、当該措置について知識及び経験を有する者を、当該措置を行うために必要な人数配置して下さい。
- (2) 規則第3項及び上記(1)の「知識及び経験を有する者」とは、次の全ての要件を満たす者又は研修等によりこれと同等の能力を有すると認められる者とします。
 - ① 核物質の性状等についての基礎的な知識を有している。
 - ② 核防護措置の実施に関する知識又は経験を有している。
 - ③ 船舶の運航に関する知識及び経験を有している。

7. 規則第98条関係

- (1) 「必要な連絡体制」は通常時の連絡体制及び緊急時の連絡体制とします。さらに、区分1、2の物質を運送する場合、船舶と陸上との間において、常時、確実に連絡体制を維持できるシステムを構築し、船位、保安等に関する情報等について定時連絡を行って下さい。

8. 規則第111条及び規則第112条関係

規則第90条の措置とあわせて、輸送容器又はコンテナについて、容易に移動しないような措置（コンテナ等への収納、コンテナ内での固定、船内での積付及び固縛等）を講じて、それぞれ該当する検査を受けて下さい。

II. 輸送物の安全確認及び輸送方法の安全確認等

1. 規則第87条関係

区分1に該当する場合には、国土交通大臣の確認を受けて下さい（区分1の場合は、BM型輸送物、BU型輸送物、核分裂性型輸送物についての基準適合性についても、国土交通大臣が確認します。）。

この場合には、放射性輸送物安全確認申請書の「その他の特記事項」に別記1の事項を記載することとします。

2. 規則第99条関係

- (1) BM型輸送物、BU型輸送物、核分裂性輸送物、区分1の防護対象特定核燃料物質又は0.1キログラム以上の六フッ化ウランが収納されているもののいずれかに係る輸送物の場合又は告示第18条の3各号に定める場合には、国土交通大臣の確認を受けて下さい（例えば、区分2である使用済燃料が、BU型輸送物となった場合には、確認の対象となります。）。

防護対象特定核燃料物質を運送する場合には、放射性輸送物運送計画書安全確認申請書「その他特記事項」にI. 5. (1)に規定した措置の具体的内容について記載して下さい。ただし、荷送人より提出された規則第96条の計画書を放射性輸送物運送計画書に添付させてこれに代えることができます。この場合には、放射性輸送物運送計画書の「その他特記事項」にその旨明記して下さい。

- (2) 規則第99条第2項の「指示」として、DBT適用対象物質を運送する船舶には、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第十三条若しくは第十七条又は船舶保安認定書等交付規則（平成十七年国土交通省告示第四百二十三号）第六条若しくは第九条の規定に基づく、有効な船舶保安証書若しくは臨時船舶保安証書又は船舶保安認定書若しくは臨時船舶保安認定書を備え付けることを求めることとします。

(別記1)

- 1. 輸送物の運送の概要
- 2. 放射性物質等の概要
 - (1) 核種及び濃縮度等
 - (2) 質量
 - (3) 吸収線量率
- 3. 輸送物への施錠及び封印その他の容易に開封されないための措置

備考

- 1. 記1の「輸送物の運送の概要」は、今回の運送において、輸送物が区分1の防護対象特定核燃料物質に係る放射性輸送物となった、背景を明記すること。
例. 「今回の運送において、濃縮度20%以上の高濃縮ウラン235の総量が〇〇kg（内、自社分〇〇kg）となり、当該輸送物が、区分1の防護対象特定核燃料物質に係る放射性輸送物に該当するものである。」
また、該当する輸送物が特定できるようにわかりやすく記載すること。
- 2. 記2について、1回の航海において、1船舶当たりの核種及び濃縮度毎 ((1)Pu、(2)高濃縮(20%以上)U235、(3)中濃縮(10%以上20%未満)U235、(4)低濃縮(天然の濃縮度を超え10%未満)U235、(5)U233、(6)照射済燃料) の収納物の分類毎に分けて評価し記載すること。

3. 記3について、輸送物の施錠及び封印に係る措置を記載すること。また、施錠及び封印に代わる容易に開封されないための措置を講じる場合は、その措置の内容について説明を加えること。

（別記2）核物質防護措置に関する計画書様式例

	文書番号
	年月日
船舶所有者	
あて	
船長	
	荷送人（代理人）
	氏名又は名称及び住所
核物質防護措置に関する計画書	
危険物船舶運送及び貯蔵規則第96条の規定に基づき、下記のとおり計画書を作成しましたので、提出します。	
記	
1. 放射性物質等に関すること	
2. 運送方式に関すること	
3. 運送経路に関すること	
4. 運送関係者の氏名等	
5. 防護措置に関すること	
6. 厳密な受渡し地点及びその予定時刻	

備考

1. 記1について、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第7のいずれに該当するかを記載すること。なお、同一の形態の物質が、当該船舶に同時に積載される場合は、その量もあわせて記載すること。
2. 記2について、①船舶の名称、国籍及び船舶番号、②積載方法（放射性輸送物又はコンテナについて、施錠及び封印等の措置並びに容易に移動しないような措置）を記載すること。
3. 記3について、I. 5. (1) ②から④の措置について記載すること。
4. 記4について、荷送人、荷受人、船舶所有者及び船長の氏名又は名称及び住所を記載すること。
5. 記5について
 - ① 規則第97条に基づく運送責任者及び見張人の氏名（船員が兼任する場合は、その職名）並びに知識及び経験に関することについて記載すること。
 - ② I. 5 (1) ⑤から⑩の措置の具体的な実施計画について記載すること。
6. 記6について、主として、船積み、積替え及び陸揚げの港名及び年月日時を記載すること。

危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性物質輸送容器及びその使用方法の承認申請に係る「輸送容器の製作に係る品質管理に関する説明」について

海査第89号の2

平成11年2月24日

殿

運輸省海上技術安全局
検査測度課長



危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性物質輸送容器及びその使用方法の承認申請に係る「輸送容器の製作に係る品質管理に関する説明」について

平成10年10月に発生した放射性物質輸送容器のデータ改ざん問題に鑑み、このような問題の再発を防止するため、危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の9の2第1項の規定に基づく放射性物質輸送容器及びその使用方法の承認（以下「容器承認」という。）については、「危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性輸送物の安全確認について」（平成11年2月4日付け海査第83号の2）においてその取扱いを定めたところですが、別記5の容器承認申請書に添付する「記5. 輸送容器の製作に係る品質管理に関する説明」については、下記のとおり取扱うこととしましたので通知します。

記

1. 容器所有者が行う品質管理に関する説明を記述した書類を提出して下さい。
この書類には以下の事項について記述して下さい。
 - ① 容器製作者の容器製作に係る品質管理を一定水準以上に確保させる方策。
 - ② 安全上重要な材料仕様値等については、容器製作者にその数値の意味と重要性について十分理解させる方策。
2. 容器製作者が行う製作に係る品質管理に関する説明を記述した書類を提出して下さい。
なお、国は品質管理についての審査を別紙「放射性物質輸送容器の製作に係る品質管理方針」に基づいて行います。

別紙

放射性物質輸送容器の製作に係る品質管理指針

I 適用

この指針は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第91条の9の2第1項の規定に基づく放射性物質輸送容器及びその使用方法の承認を申請する場合に、輸送容器の製作者が満たすべき品質システムの要件を定めたものである。

II 品質管理指針

1. 関係者の責任・権限の明確化

輸送容器の製作者（以下、「容器製作者」という。）は、輸送容器の製作に関係があり、容器の品質に影響のある業務を管理、遂行及び検証する全ての要員の責任、権限及び相互関係を明確にし、文書化しなければならない。

業務の一部を下請負に出す場合は、下請負契約者の監督に責任を有する要員についても明確にし、文書化しなければならない。

2. 品質システム

2.1 一般

容器製作者は、製作する容器が容器製作発注者の要求事項に適合することを確実にするための手段として品質システムを確立し、文書化し、維持すること。容器製作者は、本指針の要求事項を満たす品質マニュアルを作成すること。品質マニュアルには品質システムの手順を含めるか、又はその手順を引用し、品質システムで使用する文書の体系の概要を記述すること。

2.2 品質システムの手順

容器製作者は、次の事項を行うこと。

- a) この指針の要求事項に合致した手順書を作成すること。
- b) 品質システム及びその文書化した手順書を効果的に実施すること。

2.3 品質計画

容器製作者は、品質要求事項をとどのように満たすのかを定め、文書化すること。品質計画は、容器製作者の品質システムの他のすべての要求事項と整合し、容器製作者の運営の方法に合った書式で文書化すること。

容器製作者は、製作する容器に対する規定要求事項を満たすに当たって、適宜次のような活動について配慮すること。

- a) 品質計画書を作成する。
- b) 要求事項を達成するのに必要と考えられるすべての管理手段、工程、装置（検査・試験装置を含む。）、備品、経営資源及び技術を明確にし、確保する。
- c) 製作工程、検査・試験手段及び適用文書の相互の整合を図る。
- d) 品質管理（狭義）、検査・試験の技法は、新しい測定方法の開発を含めて、必要に応じて更新する。
- e) 容器製作工程の適当な段階における適切な検証を明確にする。
- f) 主観的な要素を含めて、すべての特徴及び要求事項に対する合否判定基準を明確にする。
- g) 品質記録を明確にし、作成する。

3. 文書及びデータの管理

3.1 一般

容器製作者は、本規定の要求事項に関連するすべての文書及びデータを管理する手順を文書に定め、維持すること。これらには、規格、容器製作発注者から支給される図面等の外部文書を該当する範囲で含めなければならない。

3.2 文書及びデータの承認及び発行

文書及びデータは、その発行に先立ち、権限を与えられたものがその適切性について審査し、承認すること。文書の最新版の状態を明確にする台帳又はそれと同等の文書管理手順を定め、無効文書及び／又は廃止された文書の使用を防ぐために容易に利用できるようにしておくこと。

この管理によって、次のことを確実に行うようにすること。

- a) 品質システムが効果的に機能するために不可欠な活動を行うすべての部門において、適切な文書の適切な版が利用できること。
- b) 無効及び／又は廃止文書は、すべての発行部門及び使用部門から速やかに撤去するか、又は意図されない使用がなされないことを確実にすること。
- c) 法律上及び／又は知識保存の目的のために保持されている廃止文書は、適切に識別されること。
3. 3 文書及びデータの変更
文書及びデータの変更は、特に規定しない限り、最初に確認及び承認を行った同一の責任者が確認し、承認すること。
4. 購買
4. 1 一般
容器製作者は、購買品（購買するサービス（下請負）を含む）が要求事項に適合することを確実にする手順を文書に定め、維持しなければならない。
4. 2 下請負契約者の評価
容器製作者は、次の事項を行わなければならない。
- a) 下請負契約者が下請負契約の要求事項を満たしうる能力について評価し、選定すること。この場合の能力評価基準または選定基準は、下請負契約を適切に実施することを確実にするものでなければならない。
- b) 下請負契約者に対して容器製作者が行う管理の方式及び範囲を明確にすること。これは、製品の種類、最終製品品質に対して下請負契約された製品が及ぼす影響、また、該当する場合には、下請負契約者のこれまでに実証された能力及び実績についての品質監査報告書及び／又は品質記録に基づいて定めること。
4. 3 購買データ
容器製作者は、発注物品及び要求事項を明確に記述したデータを含めた購買文書を作成し、調達先に送付しなければならない。
購買文書は、調達先への送付に先立ち、関係する責任者によりその適切性について確認され、承認されなければならない。
5. 顧客支給品の管理
容器製作者は、製作する容器に組み込むため又は関連する業務のために容器製作発注者から支給される物品の検証、保管及び維持の管理についての手順を文書に定め、維持すること。紛失又は損傷した支給品並びにその他の使用に適さない支給品については、記録し、容器製作発注者に報告すること。
6. 容器の識別及びトレーサビリティ
容器製作者は、受入から製作の全段階において、適切な手段によって容器を識別する手順を文書に定め、維持すること。
容器製作者は、個々の容器の品質記録の追跡を可能とするための手順を文書に定め、維持すること。この識別は、記録すること。
7. 工程管理
(1) 容器製作者は、品質に直接影響する輸送容器の製作の工程を明確にし、計画すること。また、容器製作者は、これらの工程が管理された状態で実施されることを確実にしなければならない。管理された状態とは、次の事項を含まなければならない。
- a) 手順書がなければ品質に有害な影響を及ぼす可能性のある工程について、その実施方法を明確にした手順書が作成されていること。
- b) 各工程において、適切な設備が使用されるとともに、適切な作業環境が確保されること。
- c) 全工程が、引用規格・基準、品質計画書及び手順書に従って実施されること。
- d) 適切な工程パラメータ及び製品特性の監視・管理が行われること。
- e) 必要に応じて、工程又は設備が承認されること。
- f) 工程能力を継続的に維持するために設備が適切に保全されること。
- (2) 容器製作者は、特殊工程（事後の製品の検査・試験では工程の

結果が十分に検証できない工程をいう。以下同じ。）を特定しなければならない。特殊工程は、その工程及び設備の認定要件並びに要員の資格認定要件が適切であり、かつ、(1)の規定に基づき作成される手順書等の内容が適切なものであること。特殊工程に関し、認定された工程、設備及び要員については、適宜記録を維持しなければならない。

8. 試験・検査

8. 1 一般

容器製作者は、製品に対する規定要求事項が満たされていることを検証するために、検査・試験業務の手順を文書に定め、維持しなければならない。必要な検査・試験及び作成すべき記録は、品質計画書又は手順書に規定すること。検査・試験は必要なものが適切に定められていること。

8. 2 購買検査・試験

容器製作者は、購買品が規定要求事項に適合していることを確認するまで、又は他の方法で検証するまでは、使用又は加工を行わないことを確実にしなければならない。

8. 3 工程内の検査・試験

容器製作者は、次の事項を行うこと。

- a) 品質計画書及び／又は手順書どおりに製品の検査・試験を行うこと。
- b) 規定された検査・試験を完了するか、又は必要な報告書を受領し検証するまでは、製品を留保すること。

8. 4 最終検査・試験

容器製作者は、最終製品が規定要求事項に適合していることの証拠を完全なものとするため、品質計画書及び／又は手順書に従って、全ての最終検査・試験を実施すること。

最終検査・試験に関する品質計画書及び／又は手順書では、製品の受け入れ時又は工程中に実施することが規定されたものを含めて、規定されたすべての検査・試験が実施され、かつ、その結果が規定要求事項を満たしていることを要求すること。

8. 5 検査・試験の記録

容器製作者は、容器が検査・試験を受けた証拠となる記録を作成し、維持すること。これらの記録は、判定基準に従って検査・試験に合格したか不合格となったかを明確に示すこと。容器が検査・試験に合格しない場合には、不適合品の管理に関する手順を適用すること。

9. 検査、測定及び試験装置の管理

9. 1 一般

容器製作者は、使用する検査、測定及び試験装置を管理し、校正し、維持する手順を文書に定め、維持すること。これらの装置は、必要な測定能力を満たしていることを確実にするような使い方をすること。

試験用ソフトウェア又は比較基準機器を検査に用いる場合は、当該機器が検証する能力を有することを証明するため、使用前又は定期的に点検すること。

容器製作者は、これらの点検の範囲及び頻度を定め、記録を維持すること。

9. 2 管理手順

容器製作者は、次の事項を行うこと。

- a) 測定項目又は必要な制度を明確にし、必要な精度を持つ適切な検査、測定及び試験装置（以下、「測定装置等」という。）を選定すること。
- b) 測定装置等を定期的又は使用前に校正し、調整すること。校正・調整の国際又は国内基準がない場合は、校正に用いた基準を文書化しておくこと。
- c) 測定装置等の校正に用いるプロセスを定めること。
- d) 校正状態を表示するため、適切な標識又は承認されている識別記録によって、測定装置等を識別すること。
- e) 測定装置等の校正記録を維持すること。
- f) 測定装置等の校正基準からの外れが発見された場合、過去の検査・試験の結果の妥当性を評価し、文書化すること。

- g) 校正、検査、測定及び試験の実施には、適切な環境条件を確保すること。
- h) 測定装置の取扱い、保存及び保管には、精度及び使用適合性が維持されることを確実にすること。
- i) 測定装置等には、校正によって行った設定を無効にするような調節ができないように保護手段を講じること。

1 0. 検査・試験の状態

容器の検査・試験の状態は、適合・不適合を示す適切な手段によって識別すること。当該状態の識別は、合格製品だけを出荷することを確実にするために、製品の全工程にわたって、品質計画書及び／又は手順書の規定に従って維持すること。

1 1. 不適合品の管理

容器製作者は、気的要求事項に適合しない容器の意図されない使用を防ぐことを確実にするための手順を文書に定め、維持すること。この手順には、不適合品の識別、文書化、評価、隔離（可能な場合）、処置及び関係部門への通知に対する規定を含むこと。

不適合品の内容確認の責任及びその処置の権限を明確に規定すること。

不適合品は、手順に従って処置されなければならない。

不適合品となったため、修理及び／又は手直しされた容器は、品質計画書及び／又は手順書に従って再検査すること。

1 2. 是正処置

容器製作者は、是正処置（不適合品の原因を除去し、再発を防止するために取られる処置をいう。以下同じ。）を実施するための手順を文書化し、維持すること。

容器製作者は、必要に応じて是正処置に伴う手順書の変更を行い、これを記録すること。

是正処置の手順には、次の事項を含めること。

- a) 容器製作発注者の苦情及び不適合品報告書の効果的な取扱い
- b) 容器、工程及び品質システムに関する不適合の原因の調査及び調査結果の記録
- c) 不適合の原因の除去に必要な是正処置の決定
- d) 是正処置を行うこと及びそれが効果的であることを確実にするための管理の適用

1 3. 品質記録の管理

容器製作者は、品質記録の識別、収集、見出し付け、利用、ファイリング、保管、維持及び廃棄のための手順を文書に定め、維持すること。

品質記録は、規定要求事項に対する適合性及び品質システムの効果的な運用を実施するために維持すること。下請負契約者から提出される関係品質記録は、このデータの一要素とすること。

全ての品質記録は読みやすく、劣化又は損傷を防ぎ、また、紛失を防ぐのに適した環境を備えた施設内で、容易に検索できるように保管し、維持すること。品質記録の保管期間を定め、記録すること。

1 4. 内部品質監査

容器製作者は、品質活動及び関連する結果が計画されたとおりになっているか否かを検証するため、及び品質システムの有効性を判定するために、内部品質監査を計画し、実施するための手順を文書化し、維持すること。

内部品質監査は、監査される活動の状況及び重要性に基づいて予定を立て、監査される活動の直接責任者から独立した者が行うこと。

監査の結果は、記録し、被監査部署の責任者にその内容を知らせること。各部署の責任者は、監査で明らかになった不備について、時宜を得た是正処置を取ること。

フォローアップ監査活動では、取られた是正処置の実施内容とその効果を検証し、記録すること。

1 5. 教育・訓練

容器製作者は、品質に影響する活動に従事する全ての要員に対する容器承認に係る容器の製作に必要な教育・訓練を明確にし、その

教育・訓練を行うこと。特に定められた業務に従事する者については、必要に応じて適切な教育・訓練歴及び／又は経験に基づいて資格認定すること。教育・訓練の適切な記録を維持すること。

○放射性物質等運送届の提出等について(海上保安庁)

別紙 2

運送船舶の行う連絡要領

放射性物質等の海上輸送に際しては、危険物船舶運送及び貯蔵規則第 91 条の 21 に基づき、諸手続き等に関し円滑なる事務処理等が図られているところであるが、今般、「核物質の防護に関する条約」への加入に伴い、同規則の一部が改正され、別添通達(保警指第 137 号、平成 2 年 12 月 27 日一部改正)により運送届関係の事務処理要領が通達されているので、下記事項とあわせて、了知願いたい。

なお、昭和 64 年 1 月 1 日以降、管区海上保安本部における放射性物質等運送届の提出先は、警備救難部警備課(第十一管区海上保安本部にあっては警備課)に変更されている。

1. 運送届の作成・提出について

運送届の提出を要することとなる放射性物質等を運送することとなる者は、できるだけ前広に運送計画を運送届の提出を行うこととなる管区海上保安本部に対して説明を行い、当該本部等と密接な連絡を保ちつつ通達の内容に添って運送届の作成を行うよう心掛けられたい。また、運送届の提出については提出の際に受理の可否等の意思表示が行われるのでやむを得ない場合を除いて運送に関して責任のある者が持参するように留意されたい。

次に、運送届の届出者は運送に従事する船舶の船長であるが、船長が航海中で不在等により届出者となり得ない場合には運送届を提出することとなる管区海上保安部に相談しその指導を受けていただきたい。

なお、管区海上保安本部における担当課は別紙 1 のとおりである。

2. 本部長の指示等について

運送届を提出すると、本部長から運送中に運送届の記載事項に一定の変更が生じた場合等には本部長等に対して連絡を行うよう指示がなされる。

この連絡を行う場合にはできる限り別紙 2 の要領によって行うよう心掛けられたい。

3. その他

放射性物質等の運送に関係する者は、前述したところを参考にし、本制度の趣旨を十分に理解されて運送届に記載した保安対策等を厳格に励行して、事故なく運送を実施されたい。

第 1 通報要領

(1)通報の冒頭に「ウンソウヘンコウ」を冠し、以下次の事項を番号を冠して順次通報する。

1. 運送届を提出した管区海上保安本部の長の名称
(例 ダイサンカンクカイジヨウホアンホンブチヨウ)
2. 船舶の名称
3. 変更事項等が生じた場合の位置及び日時
4. 変更事項等の内容その他必要事項

(通報例)

運送届を第三管区海上保安本部長に提出して、日本丸により横浜港が寄航港となる運送を開始したところ、その途中において北緯〇〇度△△分、東経〇〇度△△分〇〇時△△分(日本時)にさしかかった際、寄航港が東京港に変更になった場合次のように通報する。

ウンソウヘンコウ

1. ダイサンカンクカイジヨウホアンホンブチヨウ
2. ニホンマル
3. ホクイ〇〇ド△△フン、トウケイ〇〇ド△△フン、〇〇ジ△△フン(ニホンジ)
4. キコウコウヨコハマガトウキョウニヘンコウ

(2)日本語又は英語を使用して通報することを原則とし、英語の場合にあつては、「ウンソウヘンコウ」及び運送届を提出した管区海上保安本部の長の名称は「UNSO - HENKO」及び「DAI〇KANKUKAIJYOHONBUCHO」と通報する。

この場合において、〇の部分は管区海上保安本部の番号を記入する。

第 2 通報手段

船舶の無線設備によってもよく、船舶電話、電報等の公衆通信手段によってもよい。

なお、通信手段により、上記第 1 の通報要領によりがたい場合には、管区海上保安本部において指導する要領で行う。

別紙 1

管区海上保安本部における担当課一覧

21.4.1 現在【編注】

管区海上保安本部	担当課	電話番号
第一管区海上保安本部	警備課	0134-27-0118(代)
第二 "	"	022-363-0111(代)
第三 "	警備課	045-211-1118(代)
第四 "	"	052-661-1611(代)
第五 "	"	078-391-6551(代)
第六 "	"	082-251-5111(代)
第七 "	"	093-321-2931(代)
第八 "	警備課	0773-76-4100(代)
第九 "	"	025-245-0118(代)
第十 "	"	099-250-9800(代)
第十一 "	警備課	098-867-0118(代)

【編注】本表は、編者により情報を更新しております。

危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令(昭和53年12月28日、運輸省令第71号)の施行に伴う管区海上保安本部の長の行う事務について（依命通達）（抄）

保警指第137号(53.12.26)

(改正) H. 6. 6.23 保警二第81号、保警安第76号

1 運送届の提出について

(1) 運送届の提出は、船舶により規則第87条⁽¹⁾第1項第2号の告示で定める放射性物質等、規則第91条の3⁽²⁾第1項第3号に掲げる放射性物質等、規則第91条の14の2⁽³⁾の告示で定める放射性物質等又は船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示(昭和52年運輸省告示第585号。以下「放射性物質告示」という。)第22条で定める場合において運送される放射性物質等(以下総称して「対象物質等」という。)の運送が本邦の港を船積地若しくは荷卸地とし、又は経由地として行われる場合に必要となる。

ただし、港則法(昭和23年法律第174号)第23条第4項の規定により許可を受けた場合はこれを要しない。

(2) 運送届の届出者は、対象物質等を運送する船舶の船長であるが、船長が本邦以外の地にある場合等やむを得ないと認められる場合には船長の代理人であっても差し支えない。この場合には、運送届の提出時に当該船長の委任状を添付させる等により届出者が船長の真正の代理人であることを確認すること。

(3) 運送届の提出先は、発航港を管轄する本部長であるが、発航港が本邦以外の地である場合には、本邦における最初の寄航港を管轄する本部長となる。

注1 発航港とは、対象物質等が最初に船積みされる港をいい、数港において対象物質等が順次船積みされる場合には、最初の船積港が発航港となり他の港は寄航港となる。

注2 寄航港とは、発航港から到着港に至る間において入港する港をいい、当該港における対象物質等の荷役の有無を問わない。ただし、本邦における最初の寄航港とは本邦において最初に入港する到達港又は寄航港をいう。

注3 到達港とは、船積みされた対象物質等が船舶から最後に荷卸しされる港をいう。

(4) 運送届は、一の運送(発航港から到着港までの運送をいう。以下同じ。)ごとに2通提出させるものとする。

(5) 運送届は、対象物質等の運送に係る発航港、寄航港及び到達港のいずれもが一の管区海上保安本部の管轄する区域にあり、各港に至る経路が他の管区海上保安本部の管轄区域に含まれない場合には運送開始の日の2週間前までにその他の場合にあっては、4週間前までに提出させることとなる。

なお、運送開始の日とは、発航港において対象物質等が最初に船積みされる日をいう。

(6) 運送届には、当該運送届に係る運送に関し、次の各号に掲げる書類の写しを添付させるものとする。

なお、やむを得ない理由により添付できないときは後日速やかに提出させるものとする。

イ 規則第91条の15⁽⁴⁾

国土交通大臣に提出した運送計画書、国土交通大臣の確認を証する書類及び国土交通大臣の指示の内容を記載した書類

ロ 規則第91条の22⁽⁶⁾

国土交通大臣の承認を証する書類、当該承認に際し国土交通大臣に提出した書類及び国土交通大臣の指示の内容を記載した書類

2 運送届の記載事項について

運送届の記載は次によるものとする。

(1) 船種

汽船、帆船の別を記載し、船舶の用途を付記させる。

(2) 放射性物質等の品名及び数量

イ 品名は、放射性物質等の名称(二酸化ウラン、六フッ化ウラン、核燃料集合体、使用済核燃料、医療用放射線源コバルト

60、低レベル放射性廃棄物等の名称)を記載する。

ロ 数量は、品名別の正味重量(kg)を記載する。

ハ 規則第91条の14の2⁽³⁾の告示で定める放射性物質等(以下「防護対象特定核燃料物質」という。)を運送する場合には、イ及びロのほか、当該放射性物質等の種類(プルトニウム、ウラン235(高濃縮=20%以上、中濃縮=10%以上20%未満、低濃縮=天然の濃縮度を超え10%未満)、ウラン233又は使用済核燃料の別)、種類ごとの数量及び別表に掲げる核物質防護の区分のうちいずれに該当するかを、運送する当該放射性物質等の総量について評価し、記載すること。

(3) 放射性輸送物の種類及び数量

イ 種類は、規則第88条⁽⁶⁾に規定する放射性輸送物の種類を記載する。

ただし、規則第91条の16⁽⁷⁾第1項の規定により放射性輸送物としないで運送される低比放射性物質等又は規則第91条の22⁽⁶⁾第1項、第2項若しくは第3項の規定により国土交通大臣の承認を受けて運送される放射性物質等にあつては、その旨を記載すること。

なお、核分裂性輸送物にあつては、その旨を併記させる。

ロ 数量は、種類別の個数を記載する。

ただし、規則第91条の16⁽⁷⁾第1項又は規則第91条の22⁽⁶⁾第1項若しくは第2項の規定により放射性輸送物としないで運送される放射性物質等にあつては、記載を要しない。

(注) なお、(2)及び(3)の記載にあつては、船積地及び荷卸し地ごとに、船積みする放射性物質等の品名及び数量並びに荷卸しする放射性物質等の品名及び数量を1個の放射性輸送物を単位として記載するとともに当該地を出港する際の現在量を上記と同様の方法で記載する。

ただし、規則第91条の16⁽⁷⁾第1項又は規則第91条の22⁽⁶⁾第1項若しくは第2項の規定により放射性輸送物としないで運送される放射性物質等にあつては、上記条項別に放射性物質等の品名及び数量を記載すること。

(例) 横浜港

船積み：二酸化ウラン〇kg

A型輸送物(核分裂性輸送物) 1個

荷卸し：六フッ化ウラン〇kg

A型輸送物(核分裂性輸送物) 1個

出港時の現在量：

・二酸化ウラン〇kg

A型輸送物(核分裂性輸送物) 1個

・六フッ化ウラン〇kg

A型輸送物(核分裂性輸送物) 1個

〔ウラン235(中濃縮、15%)〇kg〕

〔ウラン235(低濃縮、3%)〇kg〕

区分2

・医療用放射線源コバルト60 〇kg

BM型輸送物 1個

・低レベル放射性廃棄物〇kg

規則第91条の16⁽⁷⁾第1項の規定により放射性輸送物としないで運送される低比放射性物質等

(4) 放射性物質等の積載場所

船種地ごとに規則に定める積載方法、対象物質等の積載場所(例、「第一船倉」)及び積付けに際し講じた措置等(例、「放射性輸送物の移動を防止するため容器をボルトで固定した。」)を記載する。

なお、放射性物質告示第22条に定める場合の運送において、規則第87条⁽¹⁾第1項第2号の告示で定める放射性物質等、規則第91条の3⁽²⁾第1項第3号に掲げる放射性物質等又は防護対象特定核燃料物質のいずれにも該当しない対象物質等のみを運送する場合は、当該対象物質等を船内の数箇所に集貨(規則第91条の16⁽⁷⁾第11項の集貨をいう。以下同じ。)として積載する場合の各集貨における当該対象物質等に関して定められた輸送指数の合計及び船内に積載する各集貨の輸送指数の合計を併記させること。

(5) その他の積載貨物の品名及び数量

規則第2条第1号の危険物が積合せ貨物となる場合には規則別表による品名及びその重量(kg)を記載し、その他の場合には、概括的に商品、原料等総重量約〇〇トンと記載する。

(6) 発航港、船積予定日時及び発航予定日時

発航港については、当該港が本邦にある場合には都道府県名、本邦以外にある場合には国名をもあわせて記載する。

船積予定日時については、対象物質等の船積みを最初に開始する日時について年月日及び1時間を単位とする時刻で記載する。

発航予定日時については、発航港を出港する日時を前記と同様の方法で記載する。

(7) 到達港、入港予定日時及び陸揚予定日時

到達港については、当該港が本邦にある場合には都道府県名、本邦以外にある場合には国名をもあわせて記載する。

入港予定日時及び陸揚予定日時については、到達港に入港する予定日時及び対象物質等の荷卸しを全て終了する予定日時を上記2(6)と同様の方法で記載する。

(8) 寄航港、入出港予定日時及び荷役予定日時

寄航港については、当該港が本邦にある場合には都道府県名、本邦以外にある場合には国名をもあわせて記載する。

入港出港予定日時については、寄航港に入港する予定日時及び同港を出港する予定日時を上記2(6)と同様の方法で記載する。

荷役予定日時は、対象物質等の船積みを最初に開始する予定日時又は船舶からの対象物質等の荷卸しを最初に開始する予定日時を上記2(6)と同様の方法で記載する。

(9) 主な通過地点及び通過予定日時

イ 主な通過地点については、次により記載する。

(イ) 防護対象特定核燃料物質以外の対象物質等を運送する場合

① 運送が本邦各港間で行われる場合には、主要変針点、海上交通安全法(昭和47年法律第115号)第2条第1項に規定する航路に出入航する場所等(以下「主要変針点等」という。)を著名物標からの真方位及び距離(海里)で記載する。

② 運送が本邦内の地から本邦以外の地へ向けに行われる場合には、船舶が本邦の領海を最後に出る場所及び本邦内の発航港又は寄航港から当該場所に至るまでの間の主要変針点等を上記2(9)イ(イ)の①と同様の方法で記載する。

③ 運送が本邦以外の地から本邦内の地へ向け又は本邦内の地を経由して行われる場合には、船舶が本邦の領海に最初に入る場所及び当該場所から本邦における寄航港若しくは到達港に至るまでの間の主要変針点等又は寄航港から本邦の領海を最後に出る場所に至るまでの間の主要変針点等及び本邦の領海を最後に出る場所を上記2(9)イ(イ)①と同様の方法で記載する。

(ロ) 防護対象特定核燃料物質を運送する場合

① 運送が本邦各港間で行われる場合には、上記2(9)イ(イ)①に掲げる事項について、上記2(9)イ(イ)①と同様の方法で記載する。

② 運送が本邦内の地と本邦以外の地との間で行われる場合には、発航港から寄航港及び到達港に至るまでの間の主要変針点等及び領海への最初又は最後の入出域の場所を上記2(9)イ(イ)①と同様の方法で記載する。

なお、外国籍船による運送の場合には、当該船舶の運送経路のうち我が国周辺海域に係る部分以外の部分については記載を要しない。

ロ 通過予定日時については、船舶が本邦の領海に最初に入る場所、本邦の領海を最後に出る場所及び主要変針点等を通過する予定日時を年月日及び30分単位の時刻で記載する。

(10) 運送中の保安対策

イ 運送責任者の氏名

防護対象特定核燃料物質を運送する場合において、規則第91条の14の3^ロ第1項の規定により配置される運送責任者の氏名を記載する。

ロ 見張人の氏名

規則第91条の14の3^ロ第1項の規定により配置される見張人その他の核物質防護措置の実施等のために乗船し、又は船内組織の者から選任された者の氏名を記載する。

ハ 放射性物質等の盗取等による災害を防止するための措置

防護対象特定核燃料物質を運送する場合において、当該物質に対する、規則第91条の14の3^ロ第1項の規定により実施される措置を含む核物質防護措置の実施計画及び当該物質の盗取等が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「緊急時」という。)の措置に関する事項について記載する。

ニ 海上保安官署との連絡体制

運送中における海上保安官署(管区海上保安本部、海上保安監部、海上保安部、海上警備救難部及び海上保安署をいう。以下同じ。)及び海上交通センターとの連絡体制について記載する。

ホ その他の運送中の保安対策

次に掲げる事項その他の対象物質等の船舶運送に伴う災害を防止して公共の安全を図るために必要な事項を記載する。

(イ) 航海速力等航海の安全を確保するために必要な措置に関すること。

(ロ) 対象物質等への関係者以外の者の接近を防止するための措置に関すること(核物質防護措置に関する事項を除く。)

(ハ) 海難その他の異常事態が発生した場合の処置に関すること(緊急時における措置に関する事項を除く。)

3 運送届の受理等について

(1) 運送届の受理

運送届の受理は、必要な書類の添付、規則第91条の15^ロ又は第91条の22^ロの規定が適用される場合における国土交通大臣の確認又は承認の有無(確認又は承認未済の場合を除く。)及び記載事項の誤り等の有無を確認の上行うものとし、運送届1通に届出を受理した旨を記載して届出者に交付するものとする。

(2) 本部長への通知等

運送届を受理した本部長は、当該運送届に係る運送が他の管区海上保安本部の管轄する区域にわたるときは、速やかに当該地の本部長(以下「関係本部長」という。)に対象物質等の運送の日時、経路等必要な事項を通知し、指示すべき事項等について意見を求めるものとする。

4 本部長の行う指示について

(1) 運送届を受理した本部長は、当該運送届に係る船舶について、災害を防止して公共の安全を図るため有効適切な措置を講ずることができるよう常に次の指示を行うものとする。

イ すべての船舶に対して指示する事項

船舶は、運送中において海難、対象物質等の盗取等その他の異常な事態が生じ又は生ずるおそれのある場合(以下「海難等の事態が生じた場合」という。)には直ちに、当該船舶の名称、海難等の事態が生じた場合の位置及び日時、海難等の事態の内容その他必要事項を最寄りの海上保安官署に連絡し、当該海上保安官署の長の指示に従うこと。

ロ 規則第91条の3^ロ第1項第3号に掲げる放射性物質等又は防護対象特定燃料物質(以下「特定物質等」という。)を輸送する船舶に対して指示する事項

船舶は、運送中において上記4(1)イ以外の事由により、運送届の記載事項のうち本邦における到達港に関する事項、本邦における寄航港に関する事項、主な通過地点に関する事項又は運送中の保安対策に関する事項に変更が生じ若しくは生じるおそれのある場合又は本部長が指示した事項を遵守できず若しくは遵守できないおそれのある場合(以下「変更事項等が生じた場合」という。)には、速やかに当該船舶の名称、変更事項等が生じた場合の位置及び日時、変更事項等の内容その他必要事項を運送届を提出した本部長に連絡し、当該本部長の指示に従うこと。ただし、上記事項の変更が次に掲げる軽微なものにあつてはこの限りではない。

(イ) 到達港に関する事項については、入港予定日時及び陸揚予定日時の1時間以内の変更

(ロ) 寄航地に関する事項については、入航予定日時及び特定物

質等の荷役予定日時の1時間以内の変更

- (ハ) 主な通過地点に関する事項については本邦の領海に最初に入る場所に関する事項及び最後に出る場所に関する事項の変更並びにその他の通過地点に関する当該地点を中心とする半径10海里以内の位置の変更及び通過予定日時の1時間以内の変更。ただし、狭水道及び船舶のふくそうする海域(海上交通安全法に定める航路を含む。)における通過地点に関する変更は除く。

ハ 特定物質等以外のものを運送する船舶に対して指示する事項

船舶は、運送中において上記4(1)イ以外の事由により、運送届の記載事項のうち本邦における到達港若しくは本邦における寄航港に変更が生じ又は本部長が指示した事項を遵守できず若しくは遵守できないおそれのある場合(以下「変更事項等が生じた場合」という。)には、速やかに当該船舶の名称、変更事項等が生じた場合の位置及び日時、変更事項等の内容その他必要事項を運送届を提出した本部長に連絡し、当該本部長の指示に従うこと。

- (2) 運送届を受理した本部長は、当該運送届に記載されている運送日時、経路、運送中の保安対策等を十分検討し、関係本部長の意見を勘案のうえ、災害を防止して公共の安全を図るため必要があると認めるときは、上記4(1)による指示のほか、狭視界時又は荒天時の避泊対策、夜間出入港の制限、対象物質等に対する見張人の配置、核物質防護措置の実施等必要な事項について指示を行うことができる。

- (3) 指示は、別添様式の指示書を運送届の届出者に交付することにより行うものとする。

なお、当該運送届に係る運送について、規則第91条の15⁴⁾又は第91条の22⁵⁾の規定が適用される場合には、当該運送届に係る指示は当該規定に基づく国土交通大臣の確認又は承認のあった後に行うものとする。

(4)～(7) (略)

5 運送変更届について

運送の開始前に運送届の記載事項に変更が生じた場合には、届出者から運送届を受理した本部長に対し放射性物質等運送変更届(以下「変更届」という。)を速やかに提出することとなっているのでこの場合においては、運送届の場合に準じて処理を行うこととする。

別表

核物質防護の対象となる物質の区分表

核物質防護の区分	放射性物質等の種類及び数量
区分1	1. 照射されていない次に掲げる物質 (1) プルトニウム（プルトニウム 238 の同位体濃度が80%を超えるものを除く。以下同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、プルトニウムの量が2kg以上のもの (2) ウラン 235 のウラン 235 及びウラン 238 に対する比率が20%以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン 235 の量が5kg以上のもの (3) ウラン 233 及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン 233 の量が2kg以上のもの
	2. 照射された1に掲げる物質であって、その表面から1mの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（以下「吸収線量率」という。）が1Gy/時以下のもの。
区分2	3. 照射された1に掲げる物質であって、その表面から1mの距離において吸収線量率が1Gy/時を超えるもの
	4. 照射されていない次に掲げる物質

- (1) プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、プルトニウムの量が500gを超え2kg未満のもの
(2) ウラン 235 のウラン 235 及びウラン 238 に対する比率が20%以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン 235 の量が1kgを超え5kg以上のもの
(3) ウラン 235 のウラン 235 及びウラン 238 に対する比率が10%以上で20%に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン 235 の量が10kg以上のもの
(4) ウラン 233 及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン 233 の量が500gを超え2kg未満のもの

5. 照射された4に掲げる物質であって、その表面から1mの距離において吸収線量率が1Gy/時以下のもの

6. 照射された次に掲げる物質であって、照射直後にその表面から1mの距離において吸収線量率が1Gy/時を超えるもの

- (1) ウラン 235 のウラン 235 及びウラン 238 に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
(2) ウラン 235 のウラン 235 及びウラン 238 に対する比率が天然の比率に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
(3) トリウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
(4) ウラン 235 のウラン 235 及びウラン 238 に対する比率が天然の比率を超え10%に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質

7. 照射された4に掲げる物質であって、その表面から1mの距離において吸収線量率が1Gy/時を超えるもの

8. 照射されていない次に掲げる物質

- (1) プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、プルトニウムの量が15gを超え500g以下のもの
(2) ウラン 235 のウラン 235 及びウラン 238 に対する比率が20%以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン 235 の量が15gを超え1kg以下のもの
(3) ウラン 235 のウラン 235 及びウラン 238 に対する比率が10%以上で20%に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン 235 の量が1kgを超え10kg未満のもの
(4) ウラン 235 のウラン 235 及びウラン 238 に対する比率が天然の比率を超え10%に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン 235 の量が10kg以上のもの
(5) ウラン 233 及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン 233 の量が15gを超え500g以下のもの

9. 照射された8に掲げる物質（照射された8(4)に掲げる物質で合って、照射直後にその表面から1mの距離において吸収線量率が1Gy/時を超えるものを除く。）

区分3

備考：この表において放射性物質の量については、1の船舶で運送される放射性物質の総量とする。

別添様式

放射性物質等運送指示書	
年 月 日	
殿	
第 管区海上保安本部長 (印)	
危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の21 ^⑨ 第2項（同規則第91条の21 ^⑨ 第4項において準用する場合を含む。）の規定により放射性物質等の運送について次のとおり指示する。	
運送予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
船 名	
船 舶 番 号	
船 長 名	
指 示 事 項	

参考資料1

危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の21^⑨により
運送届の提出を要する放射性輸送物等

放射 性 輸 送 物 等 の 種 類	非核分裂性物質	核分裂性物質	防護対象特定 核燃料物質
第91条の16 ^⑦ に定める 低比放射性物質等	△ □	/	○
I P 型 輸 送 物	△ □	○	○
L 型 輸 送 物	△	/	○
A M 型 輸 送 物	△	○	○
B 型 輸 送 物	B M 型 輸 送 物	○	○
	B U 型 輸 送 物	○	○
危規則第91条の22 ^⑤ により運輸大臣が承認したもの	△ □	○	○

注1) ○印は、届出が必要なもの。

2) △印は、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第22条に定める場合に、届出が必要なもの。

3) □印は、危規則第91条の3^②第1項第3号に掲げる放射性物質の場合に、届出が必要となるもの。

参考資料2

危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の21^⑨の運送形態別の
適用状況表

1. 運送が本邦各港間において行われる場合

(1) 運送が一の管区海上保安本部の管轄する区域内において行われる場合

		一の管区海上保安本部の管轄区域		
運送の形態	経路	公海	→	
	領水	↑ ↓		↓
	発航港等	○ 発航港	○ 寄航港	○ 到着港
運送届の提出先 提出期限	○ 運送開始の日の 2週間前まで			
運送届への記載	○ ○ ○			

(2) 運送が二以上の管区海上保安本部の管轄する区域内において行われる場合

		管区海上保安本部の管轄する区域				
		A 管区	B 管区	C 管区	D 管区	E 管区
運送の形態	経路	→				
	領水	↑ ↓		↓		
	発航港等	○ 発航港	○ 寄航港		○ 寄航港	○ 到着港
運送届の提出先 提出期限	○ 運送開始の日の4週間前まで					
運送届への記載	○ ○ ○ ○ ○					
運送に関する 管区海上保安本部	○ ○ ○ ○ ○					

2. 運送が本邦から本邦外に向けて行われる場合

運送の形態			本邦内			本邦外	
			管区海上保安本部の管轄する区域				
			A管区	B管区	C管区		
経路	公海						
	領水						
発航港等	○	○	○	○	○	○	
運送届の提出先提出期限	○ 運送開始の日の4週間前まで						
運送届への記載	○ 防護対象特定核燃料物質以外の物質等を運送する場合には、主な通過地点に関する事項は発航港から④点までの間を記載すればよい。			○ 防護対象特定核燃料物質以外の物質等を運送する場合には主な通過地点に関する事項は、この間は記載を要しない。			
運送に関する管区海上保安本部	○	○	○				

(2) 運送船舶が本邦の寄航港に入港した後本邦の到着港に至る場合

運送の形態			本邦内			本邦外	
			管区海上保安本部の管轄する区域				
			A管区	B管区	C管区		
経路	公海						
	領水						
発航港等	○	○	○	○	○	○	
運送届の提出先提出期限	○ 運送開始日の4週間前まで						
運送届への記載	○ 防護対象特定核燃料物質以外の物質等を運送する場合には、主な通過地点に関する事項は④点から発航港までの間を記載すればよい。			○ 防護対象特定核燃料物質以外の物質等を運送する場合には主な通過地点に関する事項は、この間は記載を要しない。			
運送に関する管区海上保安本部	○	○	○				

3. 運送が本邦外から本邦に向けて行われる場合

(1) 運送船舶が本邦外から直接到着港に入港する場合

運送の形態			本邦内			本邦外	
			管区海上保安本部の管轄する区域				
			A管区				
経路	公海						
	領水						
発航港等	○	○	○	○	○	○	
運送届の提出先提出期限	○ 運送開始の日の4週間前まで						
運送届への記載	○ 防護対象特定核燃料物質以外の物質等を運送する場合には主な通過地点に関する事項は④点から到着港までの間を記載すればよい。			○ 防護対象特定核燃料物質以外の物質等を運送する場合には主な通過地点に関する事項は、この間は記載を要しない。			
運送に関する管区海上保安本部	○						

(3) 本邦内には到着港がなく寄航港のみの場合

運送の形態			本邦内		本邦外	
			管区海上保安本部の管轄する区域			
			A管区	B管区		
経路	公海					
	領水					
発航港等	○	○	○	○	○	
運送届の提出先提出期限	○ 運送開始の日の4週間前まで					
運送届への記載	○ 防護対象特定核燃料物質以外の物質等を運送する場合には主な通過地点に関する事項は④点から⑥点までの間を記載すればよい。			○ 防護対象特定核燃料物質以外の物質等を運送する場合には主な通過地点に関する事項は、この間は記載を要しない。		

【編注】:

- (1) 現行規則 71 条
- (2) 現行規則 80 条
- (3) 現行規則 96 条
- (4) 現行規則 99 条
- (5) 現行規則 107 条
- (6) 現行規則 72 条
- (7) 現行規則 100 条
- (8) 現行規則 97 条
- (9) 現行規則 106 条

港則法（抄）

（昭和二十三年七月十五日法律第百七十四号）

最終改正：平成一八年六月一四日法律第六八号

第一章 総則

（法律の目的）

第一条 この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

（定義）

第三条 この法律において「雑種船」とは、汽艇、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。

2 この法律において「特定港」とは、きつ水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であつて、政令^①で定めるものをいう。

第四章 危険物

第二十一条 爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ。）を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。

2 前項の危険物の種類は、国土交通省令^②でこれを定める。

第二十二条 危険物を積載した船舶は、特定港においては、びょう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。但し、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限りでない。

第二十三条 船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項に規定する作業が特定港内においてされることが不相当であると認めるときは、港の境界外において適當の場所を指定して前項の許可をすることができる。

3 前項の規定により指定された場所に停泊し、又は停留する船舶は、これを港の境界内にある船舶とみなす。

4 船舶は、特定港内又は特定港の境界附近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

第八章 罰則

第三十八条 左の場合にはその行為をした者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条、第二十三条第一項若しくは第四項又は第三十七条の二第二項（第三十七条の三の規定により準用する場合を含む。）の規定により準用する第二十一条第一項の規定に違反したとき。

二 第三十七条の二第一項（第三十七条の三の規定により準用する場合を含む。）の規定による処分に違反したとき。

第四十二条 第四条、第八条第二項、第二十一条又は第三十五条の規定に違反したときは、その行為をした者は、これを一万円以下の罰金又は科料に処する。

（1）港則法施行令第二条(別表第二)

（2）港則法施行規則第十二条

附 則 （平成一八年六月一四日法律第六八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（略）

二（略）

三（略）

港則法施行令（抄）

（昭和四十年六月二十二日政令第二百十九号）

最終改正：平成一九年十一月二日政令第三二七号

（特定港）

第二条 法第三条第二項に規定する特定港は、別表第二のとおりとする。

附 則 （平成一九年十一月二日政令第三二七号）

この政令は、平成十九年十二月一日から施行する。

別表第二（第二条関係）

都道府県	特定港
北海道	根室、釧路、苫小牧、室蘭、函館、小樽、留萌、稚内
青森県	青森、むつ小川原、八戸
岩手県	釜石
宮城県	石巻、仙台塩釜
秋田県	秋田船川
山形県	酒田
福島県	小名浜
茨城県	日立、鹿島
千葉県	木更津、千葉
東京都	京浜
神奈川県	横須賀
新潟県	直江津、新潟、両津
富山県	伏木富山
石川県	七尾、金沢
福井県	敦賀、福井
静岡県	田子の浦、清水
愛知県	三河、衣浦、名古屋
三重県	四日市
京都府	宮津、舞鶴
大阪府	阪南、泉州
大阪府	阪神
兵庫県	東播磨、姫路
和歌山県	田辺、和歌山下津
鳥取県	境
島根県	
島根県	浜田
岡山県	宇野、水島
広島県	福山、尾道糸崎、呉、広島
山口県	岩国、柳井、徳山下松、三田尻中関、宇部、萩
山口県	関門
福岡県	
徳島県	徳島小松島
香川県	坂出、高松
愛媛県	松山、今治、新居浜、三島川之江
高知県	高知
福岡県	博多、三池
佐賀県	唐津
佐賀県	伊万里
長崎県	
長崎県	長崎、佐世保、厳原
熊本県	三角
大分県	大分
宮崎県	細島
鹿児島県	鹿児島、喜入、名瀬
沖縄県	金武中城、那覇

港則法施行規則（抄）

（昭和二十三年十月九日運輸省令第二十九号）
最終改正：平成二十一年三月二五日国土交通省令第七号

（危険物の種類）

第十二条 法第二十一条第二項の規定による危険物の種類は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第一号に定める危険物及び同条第一号の二に定めるばら積み液体危険物のうち、これらの性状、危険の程度等を考慮して告示^①で定めるものとする。

（許可の申請）

第十三条 法第二十二条但書の規定による許可の申請は、停泊の目的及び期間、停泊を希望する場所並びに危険物の種類、数量及び保管方法を具して、これをしなければならない。

第十四条 法第二十三条第一項の規定による許可の申請は、作業の種類、期間及び場所並びに危険物の種類及び数量を具して、これをしなければならない。

2 法第二十三条第四項の規定による許可の申請は、運搬の期間及び区間並びに危険物の種類及び数量を具して、これをしなければならない。

【編注】：(1) 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示

附 則（平成二十一年三月二五日国土交通省令第六号）抄
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（抄）

（昭和五十四年九月二十七日運輸省告示第五百四十七号）

最終改正：平成二〇年一二月二二日国土交通省告示第一四九九号

港則法施行規則(昭和二十三年運輸省令第二十九号)第十二条の告示で定める危険物は、別表のとおりとする。

別表

- 二 その他の危険物
- ニ 放射性物質等 危規則第二条第一号ホに定める放射性物質等

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（省略） 核燃料物質等の陸上輸送の場合に同じ。

○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

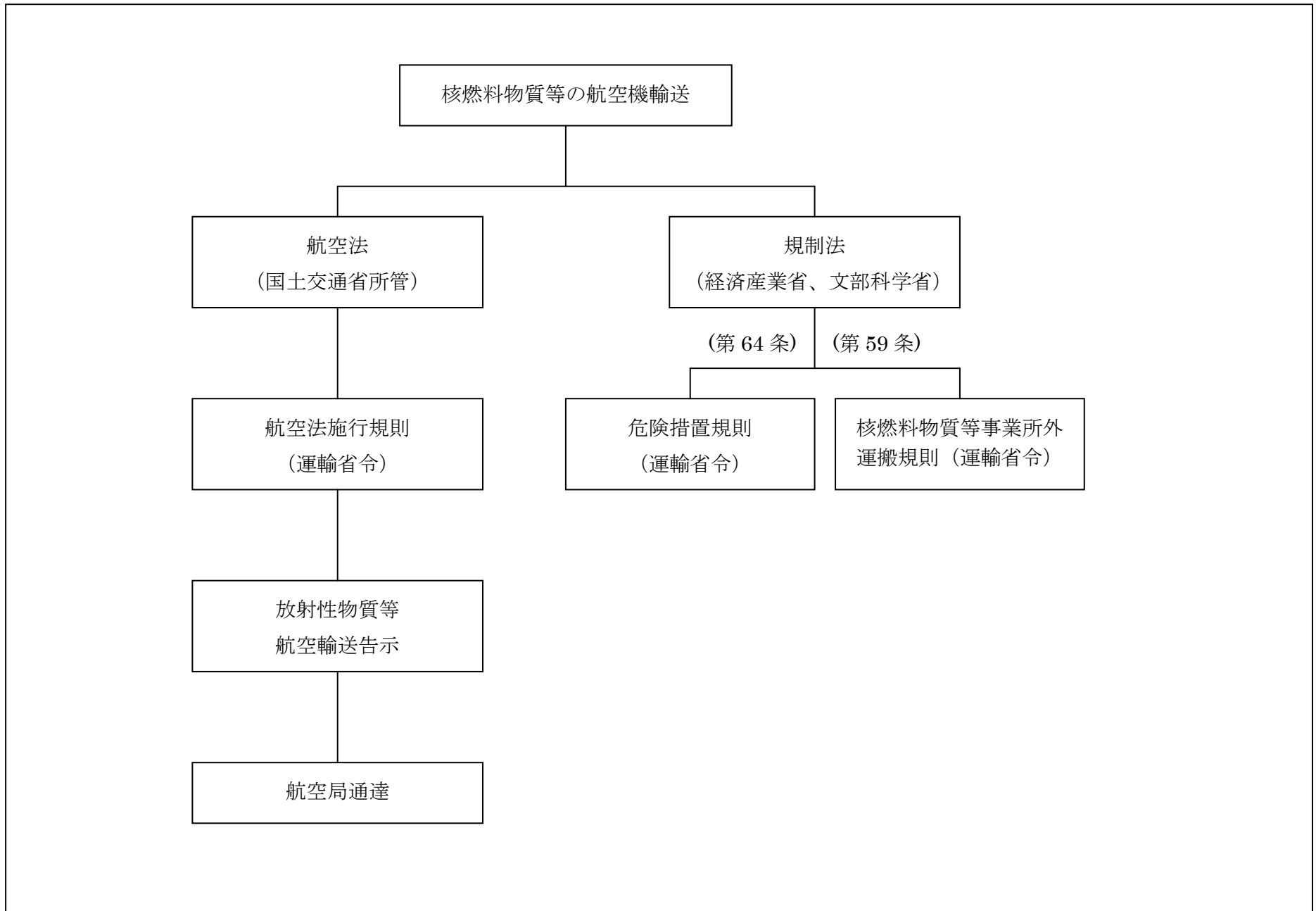
（省略） 核燃料物質等の陸上輸送の場合に同じ。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書を定める省令

（省略） 核燃料物質等の陸上輸送の場合に同じ。

C 航空輸送関係法令

図 核燃料物質等の航空輸送関係法令と体系



航空法（抄）

（昭和二十七年七月十五日法律第二百三十一号）

最終改正：平成二〇年六月一八日法律第七五号

（この法律の目的）

第一条 この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保してその利用者の利便の増進を図ることにより、航空の発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

（爆発物等の輸送禁止）

第八十六条 爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのある物件で国土交通省令^①で定めるものは、航空機で輸送してはならない。

2 何人も、前項の物件を航空機内に持ち込んではいない。

【編注】：(1) 航空法施行規則第九十四条

第八十六条の二 航空運送事業を営む者は、貨物若しくは手荷物又は旅客の携行品その他航空機内に持ち込まれ若しくは持ち込まれようとしている物件について、形状、重量その他の事情により前条第一項の物件であることを疑うに足りる相当な理由がある場合は、当該物件の輸送若しくは航空機内への持ち込みを拒絶し、託送人若しくは所持人に対し当該物件の取卸しを要求し、又は自ら当該物件を取り卸すことができる。但し、自ら物件を取り卸すことができるのは、当該物件の託送人又は所持人がその場に居合わせない場合に限る。

2 国土交通大臣は、航空の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、航空運送事業を営む者に対し、前項の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。

（所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪）

第四百四十五条 航空機の使用者が次の各号の一に該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

十三 第八十六条第一項の規定に違反して、同項の物件を航空機で輸送したとき。

（技能証明書を携帯しない等の罪）

第四百五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

六 第八十六条第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだ者

（両罰規定）

第四百五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四百五十六条第一項（第二号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第四百四十三条、第四百四十四条から第四百四十八条の二まで、第四百五十条、第四百五十五条、第四百五十六条（第一項第二号に係る部分を除く。）及び第四百五十七条から前条まで 各本条の罰金刑

附 則 （平成二〇年六月一八日法律第七五号） 抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

航空法施行規則（抄）

（昭和二十七年七月三十一日運輸省令第五十六号）

最終改正：平成二十一年三月二五日国土交通省令第一〇号

（輸送禁止の物件）

第九十四条 法第八十六条第一項の国土交通省令で定める物件は、次に掲げるものとする。

一～六（略）

七 放射性物質等 放射性物質（電離作用を有する放射線を自然に放射する物質をいう。）及びこれによって汚染された物件（告示で定める物質及び物件を除く。）

八～十（略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる物件は、法第八十六条第一項の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

一（略）

二 告示で定める放射性物質等であって次に掲げるところに従って輸送するもの

イ 告示で定める放射性物質等にあつては、次の（１）、（２）、（３）及び（４）に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ次の（１）、（２）、（３）若しくは（４）に掲げる種類の放射性輸送物（放射性物質等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。）とし、又は告示で定めるところにより国土交通大臣の承認を受けて次の（１）、（２）、（３）及び（４）に掲げる放射性輸送物以外の放射性輸送物とすること。この場合において、（１）、（２）又は（３）に掲げる放射性物質等のうち、（４）に掲げる放射性物質等に該当するものについては、（１）、（２）又は（３）に掲げる放射性輸送物に代えて（４）に掲げる放射性輸送物とすることができる。

（１） 危険性が極めて少ない放射性物質等として告示で定めるもの L型輸送物

（２） 告示で定める量を超えない量の放射能を有する放射性物質等（（１）に掲げるものを除く。） A型輸送物

（３） （２）の告示で定める量を超え、かつ、告示で定める量を超えない量の放射能を有する放射性物質等（（１）に掲げるものを除く。） BM型輸送物又はBU型輸送物

（４） 低比放射性物質（放射能濃度が低い放射性物質等であつて、危険性が少ないものとして告示で定めるものをいう。）又は表面汚染物（放射性物質以外の固体であつて、表面が放射性物質によって汚染されたもののうち、告示で定めるものをいう。） IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物

ロ 告示で定める放射性輸送物に関する技術上の基準その他の基準に従うこと。

ハ イ（３）に掲げるBM型輸送物又はBU型輸送物にあつては、ロの告示で定める放射性輸送物に関する技術上の基準に適合していることについて、積載前に、告示で定めるところにより国土交通大臣の確認を受けていること。ただし、本邦外から本邦内へ又は本邦外の間を輸送されるBU型輸送物のうち、告示で定める外国の法令による確認を受けたものについては、この限りでない。

ニ 告示で定める六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物質にあつては、告示で定める技術上の基準に適合していることについて、積載前に、告示で定めるところにより国土交通大臣の確認を受けていること。

ホ BM型輸送物若しくはBU型輸送物又はニに掲げる放射性輸送物にあつては、ロの告示で定める基準（放射性輸送物に関する技術上の基準に関するものを除く。）に適合していることについて、告示で定めるところにより国土交通大臣の確認を受けていること。

ヘ 防護のための措置が特に必要な放射性物質等として告示で定めるものが収納され、又は包装されている放射性輸送物

にあつては、ロの告示で定める基準に適合していることについて、告示で定めるところにより国土交通大臣の確認を受けていること。この場合において、ロの告示で定める放射性輸送物に関する技術上の基準に適合していることについての国土交通大臣の確認は、積載前に、受けるものとする。

三～六（略）

3（略）

4 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第五十九条第二項の規定による主務大臣の確認（同法第六十一条の二十六の規定による独立行政法人原子力安全基盤機構の確認を含む。）又は危険物船舶運送及び貯蔵規則第八十七条第一項の規定による国土交通大臣若しくは地方運輸局長の確認を受けた場合は、告示で定めるところにより第二項第二号ハ、ニ又はヘ（放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものに限る。）の確認を受けたものとみなす。

5 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）第十八条第二項の運搬物確認を受けた場合は、告示で定めるところにより第二項第二号ハの確認を受けたものとみなす。

附 則（平成二十一年三月二五日国土交通省令第一〇号）抄

1. この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

(平成十三年六月二十六日国土交通省告示第千九十四号)

最終改正：平成二〇年一月五日国土交通省告示第一四三六号

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号。以下「規則」という。))において使用する用語の例による。

- 2 この告示において「専用積載」とは、航空機又は大型コンテナが一の荷送人によって専用され、かつ、輸送する物件の積み込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によって行われる積載の方法をいう。
- 3 この告示において「コンテナ」とは、輸送途中において輸送する物件自体の積替えを要せずに輸送するために作られた輸送器具であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み込み及び取卸しのための装置並びに航空機内に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造を有するものをいい、航空機による輸送のみに使用される航空機用コンテナ(U LD)を除く。
- 4 この告示において「大型コンテナ」とは、前項に規定するコンテナのうち、外接する直方体の一辺が一・五メートル以上であり、かつ、容積が三立方メートルを超えるものをいう。
- 5 この告示において「オーバーパック」とは、一の荷送人によって一以上の放射性輸送物が非開放型の構造を有する箱又は袋等(第三項に規定するコンテナを除く。)に収納され、又は包装されているものをいう。
- 6 この告示において「非固定性汚染」とは、輸送する物件の通常の手扱中において表面から取り除かれ得る汚染をいう。
- 7 この告示において「表面密度限度」とは、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる非固定性汚染の放射能面密度をいう。

アルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの(天然ウラン、劣化ウラン、ウラン二三五、ウラン二三八、天然トリウム二三二、物理的若しくは化学的精鉱中に含まれるトリウム二二八及びトリウム二三〇又は十日未満の半減期をもつ放射性物質をいう。以下同じ。)以外のもの	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの	四ベクレル毎平方センチメートル

- 8 この告示において「最高使用圧力」とは、輸送中に予想される温度及び日光の直射の条件の下で、排気、冷却その他の特別な措置をとらない場合に、一年間に放射性輸送物の密封装置内に生ずる気体の最大圧力(ゲージ圧力をいう)をいう。

(放射性物質等の適用除外)

第一条の二 規則第百九十四条第一項第七号の告示で定める物質及び物件は、次に掲げるものとする。

- 一 次のいずれかに該当するもの
 - イ 放射能濃度が別表第二、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄の放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第四欄(別表第五及び別表第六にあっては、第三欄)に掲げる数量(以下「免除濃度」という。)未満のもの
 - ロ 一の荷送人により輸送物を運搬するにあたり、当該輸送物すべてに含まれる放射能の総量が別表第二、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄の放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第五欄(別表第五及び別表第六にあっては、第四欄)に掲げる数量未満のもの
- 二 天然に存在する放射性物質を含む鉱石等(ウラン鉱石等当該鉱石中の放射性物質の抽出及び加工に供されるものを除く。)

であって、かつ、当該鉱石中に含まれる放射性物質の放射能濃度が当該放射性物質の免除濃度の十倍を超えないもの

三 放射性物質が含まれる製品であって、国土交通大臣が適当と認めるもの

四 放射性物質以外の固体であって、表面が放射性物質によって汚染されたもののうち、その汚染の度合いが、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能面密度を超えないもの

アルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの以外のもの	〇・〇四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの	〇・四ベクレル毎平方センチメートル

(輸送許容放射性物質等)

第二条 規則第百九十四条第二項第二号中イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びヘ以外の部分の告示で定める放射性物質等は、次に掲げる放射性物質等以外のものとする。

- 一 自然発火性の放射性物質等のうち、液体状のもの及びBM型輸送物又はBU型輸送物に収納されていない固体状のもの(航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示(昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号)第一条四項に定める別表第一に規定する等級が1のものに限る。(L型輸送物を除く。))
- 二 フィルタを用いて内部の気体のろ過を行う構造の容器、機械的冷却装置を用いて放射性物質等の冷却を行う構造の容器その他輸送中特別な操作を行う必要のある構造の容器に収納することが必要な放射性物質等
- 三 規則第百九十四条第二項第二号イ(3)のBM型輸送物とした場合に、換気を行う必要のある放射性物質等
- 四 爆発性の放射性物質等
- 五 タンク(機体の一部を構成しないものをいう。)又は金属製中型容器(金属製の容器であって、容積が三立方メートル以下のものをいう。)に収納された放射性物質等
- 六 天然ウラン及び劣化ウラン(熱中性子炉で照射されたものを含む。)以外の放射性物質等であって、ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一(以下「核分裂性核種」という。)並びにこれらの化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下「核分裂性物質」という。)のうち、次のいずれかに該当するもの以外の臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等(以下「臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等」という。)
- イ ウラン二三五の濃縮度が一パーセント以下であって、かつ、プルトニウム及びウラン二三三の質量の合計がウラン二三五の質量の一パーセント以下であって、全体に均一に分布しているもの
- ロ プルトニウムの質量が一キログラム以下であって、かつ、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一の質量のプルトニウムの質量の合計が二十パーセント以下のもの
- ハ 硝酸ウラン溶液のうち、次に掲げる基準に適合するもの
 - (1) ウラン二三五の濃縮度が二パーセント以下であること。
 - (2) プルトニウム及びウラン二三三の質量の合計がウラン二三五の質量の〇・〇〇二パーセント以下であること。
 - (3) ウランの原子数に対する窒素の原子数の比率が二以上であること。
- ニ 一の航空機に積載する核分裂性核種の合計質量が別表第一に規定する計算式に適合するものであって、次のいずれかに該当するもの。ただし、核分裂性物質に含まれるベリリウム又は重水素(天然に存在するものを除く。)のいずれの質量も、別表第一に規定する表の上欄に掲げる核分裂性核種の質量の区分に応じ、同表中欄及び下欄に掲げる値のうち最小のものの一パーセント以下のものに限る。
 - (1) 核分裂性核種の量の合計が十五グラムを超えない放射性物質
 - (2) 均質な水素を含む溶液又は混合物であって、核分裂性核種の質量が水素の重量の五パーセント未満のもの

(3) 核分裂性核種の濃度が五グラム毎十リットル以下のもの
七 毒性ガスの危険性を有する放射性物質等 (L 型輸送物を除く。)

(放射性輸送物として輸送しなければならない放射性物質等)

第三条 規則第九十四條第二項第二号イ中(1)、(2)、(3)及び(4)以外の部分の告示で定める放射性物質等は、次に掲げる放射性物質等以外のものとする。

一 第七条第一項第一号に掲げる低比放射性物質であつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ 通常の輸送状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないように措置されていること。

ロ 専用積載で輸送すること。

二 第七条第二項第一号の表面汚染物であつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ 前号イに規定する基準に適合すること。

ロ 専用積載で輸送すること。ただし、表面の汚染が第一条第七項の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能面密度を超えない場合は、この限りでない。

(L 型輸送物として輸送できる放射性物質等)

第四条 規則第九十四條第二項第二号イ(1)の放射性物質等として告示で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等とする。

一 放射性物質等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの

放射性物質等の区分	放射能の量
容易に散逸しない固体状の放射性物質等又はカプセルに密封された放射性物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの(以下「特別形放射性物質等」という。) イ 外接する直方体の少なくとも一辺が〇・五センチメートル以上であること。 ロ 別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験(長さが十センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が十以上である放射性物質等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験)を行った場合に損壊せず、加熱試験を行った場合に溶解又は分解せず、並びに浸漬試験を行った場合に水中への放射性物質の漏えい量が二キロベクレルを超えないものであること。ただし、質量が五百グラム未満であつて、国土交通大臣が相当と認める試験に合格した場合は、この限りでない。	別表第二から別表第五まで及び別表第七の第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄に掲げる数量(以下「A ₁ 値」という。)の千分の一
特別形放射性物質等以外のもの	別表第二から別表第七までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄(別表第五及び別表第六にあつては、第二欄)に掲げる数量(以下「A ₂

		値」という。)の千分の一
液体		A ₂ 値の一万分の一
気体	トリチウム	〇・ハテラベクレル
	その他のもの	特別形放射性物質等 特別形放射性物質等以外のもの
	特別形放射性物質等	A ₁ 値の千分の一
	特別形放射性物質等以外のもの	A ₂ 値の千分の一

二 時計等の機器又は装置(放射性物質等を封入する機能のみを有するものを除く。以下「機器等」という。)に含まれる放射性物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの(前号に掲げるものを除く。)

イ 機器等一個あたりに含まれる放射性物質等の放射能が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる量を超えず、かつ、機器等が収納され、又は包装されている放射性輸送物一個あたりに含まれる放射性物質等の放射能が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えないこと。

放射性物質等の区分	機器等一個あたりの放射能の量	輸送物一個あたりの放射能の量	
固体	特別形放射性物質等	A ₁ 値の百分の一	A ₁ 値
	特別形放射性物質等以外のもの	A ₂ 値の百分の一	A ₂ 値
液体		A ₂ 値の千分の一	A ₂ 値の十分の一
気体	トリチウム	〇・ハテラベクレル	ハテラベクレル
	その他のもの	特別形放射性物質等 特別形放射性物質等以外のもの	A ₁ 値の百分の一 A ₂ 値の百分の一

ロ 収納され、又は包装されていない状態で当該機器等の表面から十センチメートル離れた位置における線量当量率(線量当量率は、一センチメートル線量当量率とする。ただし、国土交通大臣が相当と認めた場合は、この限りでない。以下同じ。)の最大値(以下「最大線量当量率」という。)が〇・一ミリシーベルト毎時を超えないこと。

ハ 放射性物質等を含む機器等(放射性発光文字盤を用いた時計及び装備を除く。)が「放射性」又は「Radioactive」の表示を有すること。ただし、個別に当該機器等に含まれる放射性物質等の放射エネルギーが別表第二第五欄に掲げる数量を超えず、かつ、開封した際に「放射性」又は「Radioactive」の表示が内面において確認できる状態で当該機器等が収納され、又は包装されている場合にあっては、この限りではない。

ニ 機器等に完全に覆われていること。

三 機器等を構成する天然ウラン、劣化ウラン若しくは天然トリウム又はこれらの化合物であつて、次に掲げる基準に適合するもの(前二号に掲げるものを除く。)

イ 機器等に他の放射性物質等が含まれないこと。

ロ 不活性材料で完全に覆われていること。

四 放射性物質等が収納されたことのある空の容器であつて、次に掲げる基準に適合するもの(前三号に掲げるものを除く。)

イ 破損等がなく、かつ、確実に閉じられていること。

ロ 容器の構造物中のウラン及びトリウムの外表面が金属その他の堅固な不活性材料で完全に覆われていること。

ハ 内部の放射性物質の放射能面密度が表面密度限度の百倍を超えないこと。

ニ 放射性物質等を輸送した際に付された標識又はその際に行われた表示等が除去され、消され、又は覆われていること。

(A型輸送物として輸送できる放射性物質等の量の限度)

第五条 規則第九十四条第二項第二号イ(2)の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

特別形放射性物質等	A ₁ 値
特別形放射性物質等以外のもの	A ₂ 値

(BM型輸送物又はBU型輸送物として輸送できる放射性物質等の量の限度)

第六条 規則第九十四条第二項第二号イ(3)の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

特別形放射性物質等	A ₁ 値の三千倍又はA ₂ 値の十万倍のいずれか小さい値
特別形放射性物質等以外のもの	A ₂ 値の三千倍

(IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物として輸送できる放射性物質等)

第七条 規則第九十四条第二項第二号イ(4)の放射能濃度が低い放射性物質等であって危険性が少ないものとして告示で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等であって、当該放射性物質等を一箇所に集積した場合に、その表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。

一 次に掲げる放射性物質等のいずれかに該当するもの(以下「LSA-I」という。)

- イ ウラン又はトリウムの精鉱
- ロ 天然ウラン、劣化ウラン若しくは天然トリウム又はこれらの物質の化合物若しくは混合物であって未照射かつ固体状又は液体状のもの
- ハ 第二条第六号に規定する核分裂性物質以外の放射性物質等であって別表第二の第一欄に掲げるもののうち、同表の第三欄に数量の規定がないもの

ニ 第二条第六号に規定する核分裂性物質以外の放射性物質以外の放射性物質等であって放射能が全体にわたって分布しているもののうち、放射能濃度の平均値が免除濃度の三十倍を超えないもの

二 前号に掲げる放射性物質等以外のものであって、次に掲げるもの(以下「LSA-II」という。)

イ 次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量を超えないもの

トリチウム水		○・ハテラベクレル毎リットル
その他のもの	固体状又は気体状の放射性物質等であって、放射能が全体にわたって分布しているもの	放射能濃度の平均値が、A ₂ 値の一万分の一毎グラム
	液体状の放射性物質等であって、放射能が全体にわたって分布しているもの	放射能濃度の平均値が、A ₂ 値の十万分の一毎グラム

ロ 放射能の量が、A₂値の三千倍を超えない不燃性固体のもの

三 前二号に掲げる放射性物質等以外のもののうち、粉末を除く固体状の放射性物質等であって、次に掲げる基準に適合するもの(以下「LSA-III」という。)

- イ 放射性物質が全体にわたって分布していること。
- ロ 別記第二に定めるところにより浸漬試験を行った場合に、水中への放射性物質の漏えい量が、A₂値の十分の一を超えないこと。
- ハ 放射能濃度の平均値が、A₂値の五百分の一毎グラムを超えないこと。
- ニ 前号ロに規定する基準に適合すること。

2 規則第九十四条第二項第二号イ(4)の放射性物質以外の固体であって、表面が放射性物質によって汚染されたものとして告示で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等であって、当該放射性物質等を一箇所に集積した場合に、その表面

から三メートル離れた位置における最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。

一 次の表の上欄に掲げる汚染について、同表の中欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能面密度を超えないもの(以下「SCO-I」という。)

接近できる表面の非固定性汚染	ベータ線及びガンマ線を放出する放射性物質並びにアルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの	四ベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの以外のもの	○・四ベクレル毎平方センチメートル
その他の汚染	ベータ線及びガンマ線を放出する放射性物質並びにアルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの	四十ベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの以外のもの	四ベクレル毎平方センチメートル

二 次の表の上欄に掲げる汚染について、同表の中欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能面密度を超えないもの(以下「SCO-II」という。)

接近できる表面の非固定性汚染	ベータ線及びガンマ線を放出する放射性物質並びにアルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの	四百ベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの以外のもの	四十ベクレル毎平方センチメートル
その他の汚染	ベータ線及びガンマ線を放出する放射性物質並びにアルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの	八百ベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの以外のもの	八十ベクレル毎平方センチメートル

3 低比放射性物質及び表面汚染物をIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物とする場合においては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物として区分するものとする。

低比放射性物質又は表面汚染物の区分	専用積載とする場合	専用積載としない場合
LSA-I	固体	IP-1型輸送物
	液体	IP-2型輸送物
LSA-II	固体	IP-2型輸送物
	液体又は気体	IP-3型輸送物
LSA-III	IP-2型輸送物	IP-3型輸送物
SCO-I	IP-1型輸送物	IP-1型輸送物
SCO-II	IP-2型輸送物	IP-2型輸送物

(核物質防護措置が特に必要な放射性物質等)

第八条 規則第九十四条第二項第二号への放射性物質等として告示で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等とする。

一 次に掲げる放射性物質等であって、一の航空機で輸送する場合のプルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この条において同じ。)の合計量が二キログラム以上のもの

イ 照射されていないプルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下「プルトニウム等」という。)

ロ 照射されたプルトニウム等であって、その表面から一メートルの距離において当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率(以下この条において単に

- 「吸収線量率」という。) が一グレイ毎時以下のもの
- ハ 照射されたプルトニウム等であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの(第五号に掲げるものを除く。)
- 二 次に掲げる放射性物質等であって、一の航空機で輸送する場合のプルトニウムの合計量が五百グラムを超え二キログラムに達しないもの
- イ 照射されていないプルトニウム等
 - ロ 照射されたプルトニウム等であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの
 - ハ 照射されたプルトニウム等であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの(第五号に掲げるものを除く。)
- 三 プルトニウム等であって、一の航空機で輸送する場合のプルトニウムの合計量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの(第五号に掲げるものを除く。)
- 四 次に掲げる放射性物質等(照射されたものに限る。)であって、照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの(第五号に掲げるものを除く。)
- イ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
 - ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
 - ハ トリウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
 - ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質
- 五 使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固形化した物に含まれる放射性物質等であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの

(放射性輸送物の基準)

第九条 規則第九十四条第二項第二号ロの告示で定める放射性輸送物に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 L型輸送物
- イ 外表面に不要な突起物がなく、かつ、容易に汚染が除去できること。
 - ロ 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。
 - ハ 輸送中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。
 - ニ 容器の材料相互間又は容器の材料と放射性物質等の間で、相互の作用により、危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがないこと。
 - ホ 容器の弁がみだりに操作されない措置が講じられていること。
 - ヘ 表面における最大線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
 - ト 表面の放射性物質の放射能面密度が表面密度限度を超えないこと。
 - チ 内表面に「放射性」又は「Radioactive」の文字が、開封の際に見やすいように表示してあること。ただし、第四条第二号、第三号及び第四号に掲げる放射性物質等が収納され、又は包装されている場合は、この限りでない。
 - リ 最高使用圧力に九十五キロパスカルを加えた圧力差(外圧と内圧の差をいう。)の下で放射性物質の漏えいがないこと。
 - ヌ 摂氏三十八度の温度で、輸送中に人が容易に近づくことができる表面(その表面に近接防止枠を設ける放射性輸送物に

あつては、当該近接防止枠の表面)の温度が日陰において摂氏五十度を超えないこと。

- ル 摂氏零下四十度から摂氏五十五度までの温度において容器の密封性が損なわれないこと。
 - ヲ 第二条第六号イ、ロ、ハ及びニのいずれかに該当するものが収納され、又は包装されている場合にあっては、第二号ロに規定する基準に適合すること。
- 二 A型輸送物
- イ 前号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ト、リ、ヌ及びルに規定する基準に適合すること。
 - ロ 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。
 - ハ みだりに開封されないように、かつ、開封された場合にそれが明らかになるように、容易に破れないシールの貼り付け等の措置が講じられていること。
 - ニ 容器を構成する部品については、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度(輸送中に予想される温度が特定できる場合においては、その温度)において、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。
 - ホ 絶対圧力六十キロパスカルの外圧の下で放射性物質の漏えいがないこと。
 - ヘ 液体状の放射性物質等が収納されている場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
 - (1) 当該放射性物質等の量の二倍以上の量の放射性物質等を吸収する吸収材又は二重の密封部分からなる密封装置を備えていること。ただし、国土交通大臣が適当と認める場合は、この限りでない。
 - (2) 当該放射性物質等の温度変化、動揺及び注入時の内圧の変化に耐え得るように、容器内に適当な空間があること。
 - ト 表面における最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。ただし、コンテナを容器として使用する場合にあっては、専用積載の場合を除き、当該放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率に、次の表の上欄に掲げる放射性輸送物の最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
- | | |
|--------------------------|---|
| 一平方メートル以下の場合 | 一 |
| 一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合 | 二 |
| 五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合 | 三 |
| 二十平方メートルを超える場合 | 十 |
- チ 放射性物質等の使用等に必要な書類その他の物品(放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のものが収納され、又は包装されていないこと。
 - リ 別記第三に規定する条件の下に置いた場合に、次に掲げる基準に適合すること。(別記第三第二号については、(1)に限る)
 - (1) 放射性物質の漏えいがないこと。
 - (2) 表面における最大線量当量率の著しい増加がなく、かつ、当該最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えないこと。
- 三 BM型輸送物
- イ 前号イからチまで(ヘ(1)を除く。)に規定する基準に適合すること。
 - ロ 別記第四に規定する条件の下に置いた場合に、次に掲げる基準に適合すること。
 - (1) 前号リ(2)の基準
 - (2) 放射性物質の一時間当たりの漏えい量がA₂値の百万分の一を超えないこと。
 - (3) 表面の温度が日陰において摂氏五十度(専用積載として輸送する放射性輸送物にあっては、輸送中に人が容易に近づくことができる表面(その表面に近接防止枠を設ける放

射性輸送物にあつては、当該近接防止枠の表面)において摂氏八十五度)を超えないこと。

(4) 表面の放射性物質の放射能面密度が表面密度限度を超えないこと。

ハ 別記第五に規定する条件の下に置いた場合に、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

(2) 放射性物質の一週間当たりの漏えい量が A_2 値(クリプトン八五については、 A_2 値の十倍とする。)を超えないこと。

ニ 輸送中予想される最低温度から摂氏三十八度までの温度において性能が維持できるように設計されていること。

四 BU型輸送物

イ 第二号イからチまで(へ(1)を除く。)に規定する基準に適合すること。

ロ 別記第六に規定する条件の下に置いた場合に、前号ロに規定する基準に適合すること。

ハ 別記第七に規定する条件の下に置いた場合に、前号ハに規定する基準に適合すること。

ニ 摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの温度において性能が維持できるように設計されていること。

ホ フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくても内部の気体のろ過又は放射性物質等の冷却が行われる構造であること。

へ 最高使用圧力が七百キロパスカルを超えないこと。

五 IP-1型輸送物 第二号イ、ロ及びトに規定する基準に適合すること。

六 IP-2型輸送物

イ 前号に規定する基準に適合すること。

ロ 別記第八に規定する条件の下に置いた場合に、次に掲げる基準に適合すること。ただし、コンテナを固体状の放射性物質を収納する容器として使用する場合であつて、国土交通大臣が相当と認める基準に適合しているときは、この限りでない。

(1) 放射性物質の漏えいがないこと。

(2) 表面における最大線量当量率の著しい増加がなく、かつ、当該最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えないこと。

七 IP-3型輸送物

イ 第二号(へ(1)及び(2)を除く。)に規定する基準に適合すること。

ロ 別記第九に規定する条件の下に置いた場合に、前号ロに規定する基準に適合すること。ただし、コンテナを固体状の放射性物質を収納する容器として使用する場合であつて、国土交通大臣が相当と認める基準に適合しているときは、この限りでない。

八 一の航空機で輸送する場合の放射性物質の合計量が前条第一号、第二号(ハを除く。)又は第四号までの規定のいずれかに該当する放射性物質等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、第一号から前号までの基準に従うほか、施錠及び封印その他の当該放射性輸送物が容易に開封されないための措置が講じられていること。

九 六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、第一号から前号までの基準に従うほか、次に掲げる基準に適合すること。

イ 放射性輸送物に収納され、又は包装されている六フッ化ウランの容積は、その取扱い上定められた輸送物の最高温度において容器の内容積の九十五パーセント以下であること。

ロ 輸送中において、六フッ化ウランは固体状であり、かつ、当該輸送物の内圧が大気圧を超えないこと。

ハ イ及びロに規定する基準に加え、量が〇・一キログラム以上の六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 別記第十に規定する条件の下に置いた場合に、放射性物質の漏えいがなく、かつ、著しい応力の発生がないこと。

(2) 別記第十一に規定する条件の下に置いた場合に、放射性物質の漏えいがなく、弁に損傷がないこと。

(3) 別記第十二に規定する条件の下に置いた場合に、密封装置に損傷がないこと。

(4) 圧力逃がし装置が備えられていないこと。

ニ 次のいずれかに掲げる場合であつて、国土交通大臣が相当と認める場合には、ハの基準に代えることができる。

(1) 別記第十三に規定する条件の下に置いた場合に、放射性物質の漏えいがなく、かつ、著しい応力が発生しない場合

(2) 収納又は包装される六フッ化ウランの量が九千キログラム以上の放射性輸送物であつて、ハ(3)に規定する基準に適合しない場合

(六フッ化ウラン)

第十条 規則第九百九十四条第二項第二号ニの告示で定める六フッ化ウランは、六フッ化ウランの量が〇・一キログラム以上のものとする。

(放射性輸送物の安全の確認)

第十一条 規則第九百九十四条第二項第二号ハ又はニの規定による確認は、次の各号のいずれかに該当する場合には、関係書類を提出させ、当該書面を審査することにより行うことができる。

一 前条で定める六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物について、国土交通大臣の相当と認める者が作成した次に掲げる技術上の基準に適合する旨を証する書面の提出があつた場合

イ 第九条第九号に規定する技術上の基準

ロ 当該放射性輸送物がBM型輸送物の場合には、第九条第三号に規定する技術上の基準

ハ 当該放射性輸送物がBU型輸送物の場合には、第九条第四号に規定する技術上の基準

二 前条で定める六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物以外の放射性輸送物について、国土交通大臣の指定する者により次に掲げる技術上の基準に適合する旨の確認がなされる場合

イ 当該放射性輸送物がBM型輸送物の場合には、第九条第三号に規定する技術上の基準

ロ 当該放射性輸送物がBU型輸送物の場合には、第九条第四号に規定する技術上の基準

三 放射性輸送物等が、本邦以外の地において国土交通大臣が相当と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる場合

2 規則第九百九十四条第二項第二号への規定による確認(放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものに限る。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、関係書類を提出させ、当該書面を審査することにより行うことができる。

一 国土交通大臣の相当と認める者が作成した第九条第八号に規定する技術上の基準に適合する旨を証する書面の提出があつた場合

二 放射性物質等が、本邦以外の地において国土交通大臣が相当と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる場合

(取扱場所)

第十二条 放射性輸送物(L型輸送物にあつては、一の航空機で輸送する場合の放射性物質の合計量が第八条第一号、第二号(ハを除く。)又は第四号までの規定のいずれかに該当する放射性物質等が収納され、又は包装されているものに限る。以下この条において同じ。)放射性輸送物が収納されているオーバーパック又はこれらが収納されているコンテナは、関係者以外の者が通常立ち入る場所で積込み、取卸し等の取扱いをしてはならない。

(積載方法)

第十三条 放射性輸送物、オーバーパック又はこれらが収納されているコンテナ(以下「放射性輸送物等」という。)は、輸送中において移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれないように積載しなければならない。

2 放射性輸送物等は、旅客、航空機乗組員又は客室乗組員が通常使用する区画に積載してはならない。

3 専用積載で放射性物質等を輸送する場合、放射性輸送物としないで輸送できる表面汚染物を輸送する場合及び引火性ガスの危険性を有する放射性物質等（L型輸送物を除く。）を輸送する場合は、貨物機（現に旅客が搭乗していない航空機をいう。以下同じ。）によりしなければならない。

4 放射性輸送物等の輸送に頻繁に使用される航空機の積載場所は、定期的に汚染の有無を検査しなければならない。

（臨界の防止）

第十四条 核燃料物質の輸送は、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないように措置して行わなければならない。

（混載制限）

第十五条 表面からの平均熱放出率が十五ワット毎平方メートルを超える放射性輸送物等は、熱を除去する装置の設置その他の特別の措置を講じない限り他の貨物と混載してはならない。

2 放射性輸送物等（L型輸送物及びL型輸送物のみが収納されているものを除く。第十七条、第十九条並びに第二十二條第一項、第六項及び第七項において同じ。）は、火薬類、高圧ガス、腐食性液体、引火性液体その他放射性輸送物の安全な輸送を損なうおそれのある物件と混載してはならない。

（オーバーパック、コンテナ及び航空機に係る線量当量率等）

第十六条 オーバーパック及び放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナの最大線量当量率は、表面において二ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置において百マイクロシーベルト毎時を超えてはならない。ただし、専用積載であって国土交通大臣が適当と認めた場合において、表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率については、この限りでない。

2 放射性輸送物等が積載されている航空機（以下この条において単に「航空機」という。）の最大線量当量率は、表面において二ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、二メートル離れた位置において百マイクロシーベルト毎時を超えてはならない。

3 オーバーパック、放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナ及び航空機の表面の放射性物質の放射能面密度は、当該オーバーパック若しくは当該コンテナに収納され、又は当該航空機に積載されている放射性輸送物の表面密度限度を超えてはならない。ただし、第三条第一号及び第二号に規定する放射性物質等を収納したコンテナ及び航空機の内表面は、この限りでない。

（輸送指数）

第十七条 放射性輸送物等については、輸送指数を定めるものとする。

2 前項の輸送指数は、次の各号に規定するところにより決定される値とする。

一 放射性輸送物にあつては、当該放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値（放射性輸送物の容器としてコンテナを使用する場合にあつては、当該値に、次の表の上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値）。この場合において、当該値が〇・〇五以下の場合にあつては、当該値を〇とすることができる。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	二
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	三
二十平方メートルを超える場合	十

二 オーバーパックにあつては、当該オーバーパックに収納されている放射性輸送物毎に前号の規定により算定した値を合計して得た値。ただし、堅固なオーバーパック（外形が容易に変形するもの以外のものをいう。）にあつては、当該オーバーパックの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、前号の表の上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値（当該値が〇・〇五以下の場合

にあつては、当該値を〇とすることができる。）とすることができる。

三 放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている放射性輸送物又はオーバーパック毎に前二号の規定により算定した値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、第一号の表の上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値（当該値が〇・〇五以下の場合は、当該値を〇とすることができる。）をもって当該コンテナの輸送指数とすることができる。

（積載限度等）

第十八条 一の放射性輸送物及び一のオーバーパックの輸送指数は十を超えてはならない。ただし、専用積載で輸送する場合は、この限りでない。

2 放射性輸送物又はオーバーパックが収納されている一のコンテナの輸送指数は五十を超えてはならない。ただし、専用積載で輸送する場合は、この限りでない。

3 一の航空機に積載する放射性輸送物（オーバーパック又はコンテナに収納されているものを除く。）、オーバーパック（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナ（以下「コンテナ等」という。）の輸送指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、コンテナ等を貨物機で輸送する場合であつて、次の各号のいずれかに該当するとき及びLSA—Iの物質を輸送する場合は、この限りでない。

一 専用積載により輸送しない場合であつて、コンテナ等の輸送指数の合計が二百を超えないとき

二 専用積載により輸送する場合

4 一の航空機で輸送されるLSA—IIであつて不燃性固体以外のもの及びLSA—IIIであつて不燃性固体以外のもの並びに表面汚染物の放射能の量の合計は、それぞれの放射性物質等のA₂値の合計の百倍を超えてはならない。

5 一の航空機で輸送される放射性物質等のうち、放射性輸送物としないで輸送される表面汚染物に含まれる核分裂性核種の量の合計は、十五グラムを超えてはならない。

（取扱方法等を記載した書類の携行）

第十九条 放射性輸送物等を輸送する場合は、取扱方法その他輸送に関して留意すべき事項及び事故が発生した場合の措置について記載した書類を携行しなければならない。

（BM型輸送物の輸送条件）

第二十条 BM型輸送物、BM型輸送物が収納されているオーバーパック又はこれらが収納されているコンテナを輸送する場合は、貨物機によりしなければならない。

2 BM型輸送物、BM型輸送物が収納されているオーバーパック又はこれらが収納されているコンテナを貨物機に積み込み、又は貨物機から取り卸す場合は、放射性物質の取扱いに関し専門的知識を有する者を立ち合わせ、当該放射性輸送物の保安のため必要な監督を行わせなければならない。

3 前項の立合いは、放射線測定器及び防護具を携行して行わせなければならない。

（BM型輸送物及びBU型輸送物の輸送条件）

第二十一条 BM型輸送物及びBU型輸送物を輸送する場合は、その表面の温度が摂氏五十度を超えないように措置しておかなければならない。

（標識又は表示）

第二十二条 次の表の上欄に掲げる放射性輸送物等には、それぞれ同表の中欄に掲げる標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならない。

一 放射性輸送物又はオーバーパックであって、表面における最大線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えず、かつ、輸送指数が〇であるもの	第一類白標識(第一号様式)	放射性輸送物等の表面の二箇所
二 放射性輸送物又はオーバーパック(前号に掲げるものを除く。)であって、表面における最大線量当量率が五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二类黄標識(第二号様式)	放射性輸送物等の表面の二箇所
三 前二号に掲げる放射性輸送物等以外の放射性輸送物又はオーバーパック	第三類黄標識(第三号様式)	放射性輸送物等の表面の二箇所
四 放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナであって輸送指数が〇であるもの	第一類白標識(第一号様式)	コンテナの四側面
五 放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナであって輸送指数が〇を超え、かつ、一を超えないもの	第二类黄標識(第二号様式)	コンテナの四側面
六 放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナであって、前二号に掲げるもの以外のもの	第三類黄標識(第三号様式)	コンテナの四側面
七 第一号から前号までのもののうち六フッ化ウランを収納するもの	腐食性物質副標識(第四号様式)	第一号から前号までに掲げる箇所

2 次に掲げる放射性輸送物等には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該各号に規定する事項を英語又は日本語(国内輸送の場合に限る。)で鮮明に表示しておかなければならない。

- 一 総質量が五十キログラムを超える放射性輸送物 総質量
- 二 A型輸送物 「A型」の文字又は「TYPE A」の文字
- 三 BM型輸送物及びBU型輸送物 「BM型」の文字又は「TYPE B(M)」の文字及び「BU型」の文字又は「TYPE B(U)」の文字
- 四 IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物 「IP-1型」の文字又は「TYPE IP-I」の文字、「IP-2型」の文字又は「TYPE IP-II」の文字及び「IP-3型」の文字又は「TYPE IP-III」の文字
- 五 放射性輸送物等 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所
- 六 第七項の表に掲げる放射性物質等 「UN」の文字に続く同表下欄に掲げる国連番号及び「放射性物質」の文字に続く同表の上欄に掲げる輸送物固有の名称(L型輸送物に係るものを除く。)。ただし、同表の上欄に掲げる輸送物固有の名称にあっては、該当するもののみを表示し、「(臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等又は六フッ化ウラン以外のもの)」又は「(臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等以外のもの)」の文字又は「六フッ化ウラン」に続く文字は表示することを要しない。
- 七 固形二酸化炭素が収納された放射性輸送物 「Dry ice」の文字及び固形二酸化炭素の質量

3 BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該放射性輸送物の容器又は包装の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、耐火性及び耐水性を有する三葉マーク(第五号様式)を、明確に表示しなければならない。

4 L型輸送物には、当該輸送物の表面にL型輸送物標識(第五号の二様式)を付さなければならない。

5 BU型輸送物、BM型輸送物が収納されているオーバーパック又はこれらが収納されているコンテナには、第一項の表第一号から第六号までの中欄に掲げる標識を付した同一面であって、同標識に近接した箇所に貨物機専用標識(第六号様式)を付さなければならない。

6 放射性輸送物又はオーバーパックが収納されている大型コンテナには、当該大型コンテナの四側面にコンテナ標識(第七号様式)を付さなければならない。ただし、第一項の第一類白標識、第二类黄標識又は第三類黄標識をコンテナ標識の大きさ以上の大きさに拡大したものを付す場合は、この限りでない。

7 次の表の上欄に掲げる放射性物質等のいずれか一つのみが収納されているコンテナを専用積載で輸送する場合にあっては、コンテナの四側面に同表の下欄に掲げる番号を表示した国連番号標札(第八号様式)を付さなければならない。ただし、前項のコンテナ標識の下半分の白地上に「UN」の文字を前置した当該番号を表示した場合は、この限りでない。

輸送物固有の名称	国連番号
L型輸送物(空容器)	二九〇八
L型輸送物(天然ウラン、劣化ウラン又は天然トリウムから製作された物品)	二九〇九
L型輸送物(少量の放射性物質等)	二九一〇
L型輸送物(機器又は物品)	二九一一
低比放射性物質(LSA-I)(臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等又は六フッ化ウラン以外のもの)	二九一二
表面汚染物(SCO-I又はSCO-II)(臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等以外のもの)	二九一三
A型輸送物(臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等又は六フッ化ウラン以外のもの)	二九一五
BU型輸送物(臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等以外のもの)	二九一六
BM型輸送物(臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等以外のもの)	二九一七
特別措置下での輸送(臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等以外のもの)	二九一九
六フッ化ウラン(L型輸送物、BU型輸送物、BM型輸送物、特別措置下での輸送又は臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等以外のもの)	二九七八
低比放射性物質(LSA-II)(臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等又は六フッ化ウラン以外のもの)	三三二一
低比放射性物質(LSA-III)(臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等又は六フッ化ウラン以外のもの)	三三二二
A型輸送物(特別形)(臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等又は六フッ化ウラン以外のもの)	三三三二

8 航空機による輸送のみに使用される航空機用コンテナ(ULD)であって非開放型の構造を有するものにより放射性輸送物、オーバーパック又は低比放射性物質等を輸送する場合は、当該航空機用コンテナの表面の少なくとも二側面にこれらを収納していることを適切な方法で表示しなければならない。

9 一のオーバーパックには、「OVERPACK」の文字を表示しなければならない。

(核物質防護に関する基準)

第二十三条 第八条に規定する放射性物質等を輸送する場合の規則第九十四条第二項第二号ロの告示で定める基準(放射性輸送物に関する技術上の基準に関するものを除く。)は、次のとおりとする。

一 放射性物質の合計量が第八条第一号(ハを除く。)に該当する場合にあっては、次の措置を講じること。

イ 核物質防護に関し、次の事項を記載した輸送計画書を輸送関係者間で協議を行った上で策定すること。

(1) 積載方法等

- (2) 日時及び経路
- (3) 輸送関係者の氏名
- (4) 警備に関すること
- (5) 受渡し地点及びその予定時刻
- (6) 連絡通報に関すること
- (7) その他必要な事項
- ロ 特別の事由がある場合を除き、輸送時間、経由地、積替回数及び積替時間が最小となる経路を選定すること。
- ハ 連絡の時間間隔をあらかじめ定めおき、輸送中、あらかじめ定められた連絡場所(以下「指定連絡場所」という。)へ連絡を行い得るよう連絡通報体制を整備すること。
- ニ 核物質防護上の措置について知識と経験を有し、輸送中の核物質防護の実施に関して責任を有する者(以下「輸送責任者」という。)を、出発空港及び着陸空港に配置し、次の事項を行わせること。
 - (1) 輸送中、輸送計画書を携行すること。
 - (2) 輸送中、指定連絡場所へ、ハで定められたとおり連絡を行うこと。
 - (3) 出発前に、航空機に対して妨害行為が着手されていないことを確認すること。
- ホ 警備人を選定し、次の事項を行わせるほか、輸送中、放射性輸送物等又は放射性輸送物等を収納したコンテナに付き添わせること。
 - (1) 放射性輸送物等又は放射性輸送物等を収納したコンテナの積載に際し、当該放射性輸送物等を連続的に監視するか、又は錠及び封印等を頻繁に点検すること。
 - (2) 出発前に、航空機に対して妨害行為が着手されていないことを確認すること。
- ヘ 放射性輸送物等が人手により容易に移動されるおそれのある場合は、コンテナへ収納する等の措置により、容易に移動されないようにすること。
- ト コンテナに施錠及び封印その他の当該コンテナが容易に開封されないための措置を講じること。
- チ 錠及び封印等に異常がないことを積載前に点検すること。
- リ 貨物機を使用すること。
- ヌ 防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者を指定し、かつ、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

二 放射性物質の合計量が第八条第一号ハ、第二号（ハを除く。）又は第四号に該当する場合にあっては、前号リを除く同号の措置を講じること。ただし、前号ホの警備人は、出発空港及び着陸空港に配備すれば足りるものとする。

三 放射性物質の合計量が第八条第二号ハ、第三号又は第五号に該当する場合にあっては、第一号イ、ロ、ニ((2)を除く。)、ヘ及びチ及びヌの措置を講じること。

(輸送の安全の確認)

第二十四条 規則第百九十四条第二項第二号ホ又はへの規定による確認(への規定による確認にあっては、放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものを除く。)は、当該放射性輸送物が国土交通大臣の指定する者により輸送される時又は本邦外から本邦内へ若しくは本邦外の間を輸送される時は、積載前に当該輸送がこの告示に規定する基準に適合していることを証する書面を提出させ、当該書面を審査することにより行うことができる。

(放射性輸送物としないで輸送できる放射性物質等の輸送の基準)

第二十五条 放射性輸送物としないで輸送できる低比放射性物質又は表面汚染物(以下「低比放射性物質等」という。)及び低比放射性物質等が収納されているコンテナについては、輸送指数を定めるものとする。

2 前項の輸送指数は、次の各号に規定するところにより決定される値とする。

- 一 低比放射性物質等にあっては、当該低比放射性物質等の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、第十七条第二項第一号の表の上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。ただし、ウラン又はトリウムの精鉱のうち、次の表の上欄に掲げる物質については、表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に代えて、それぞれ同表の下欄に掲げる値とすることができる。

ウラン又はトリウムの物理的精鉱	〇・四
トリウムの化学的精鉱	〇・三
六フッ化ウラン以外のウランの化学的精鉱	〇・〇二

- 二 低比放射性物質等が収納されているコンテナにあっては、当該コンテナに収納されている低比放射性物質等毎に前号の規定により算定した値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、第十七条第二項第一号の表の上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値
- 3 一の航空機に積載する放射性輸送物としないで輸送できる表面汚染物(コンテナに収納されているものを除く。)及び放射性輸送物としないで輸送できる表面汚染物が収納されているコンテナの輸送指数並びに第十七条の規定により算定した輸送指数の合計は、専用積載により輸送されない場合は、二百を超えてはならない。
- 4 前項の規定は、LSA-Iについては、適用しない。
- 5 次の表の上欄に掲げる低比放射性物質等が収納されているコンテナには、それぞれ同表の下欄に掲げる標識を当該コンテナの四側面に付さなければならない。

一 輸送指数が〇のコンテナ	第一類白標識(第一号様式)
二 輸送指数が〇を超え一を超えないコンテナ	第二类黄標識(第二号様式)
三 前二号に掲げるもの以外のもの	第三類黄標識(第三号様式)

- 6 低比放射性物質等が収納されている大型コンテナには、当該大型コンテナの四側面にコンテナ標識(第七号様式)を付さなければならない。ただし、第五項に定める標識をコンテナ標識の大きさ以上の大きさに拡大したものを付す場合は、この限りでない。また、当該大型コンテナに六フッ化ウランが収納されているものにあっては、第二十二条第一項第七号中欄に掲げる標識(第四号様式)も併せて四側面に付さなければならない。
- 7 第二十二条第七項の表の上欄に掲げる放射性物質等であって低比放射性物質であるもののいずれか一つのみが収納されているコンテナにあっては、当該コンテナの四側面に同表に掲げる番号を表示した国連番号標礼(第八号様式)を付さなければならない。ただし、同条第五項に規定するコンテナ標識の下半分の白地上に「UN」の文字を前置した当該番号を表示した場合は、この限りでない。また、当該コンテナに六フッ化ウランが収納されているものにあっては、第二十二条第一項第七号中欄に掲げる標識(第四号様式)も併せて四側面に付さなければならない。
- 8 第十二条、第十三条、第十五条、第十六条及び第十九条の規定は、低比放射性物質等を輸送する場合に準用する。この場合において、第十二条中「放射性輸送物(L型輸送物にあっては、一の航空機で輸送する場合の放射性物質の合計量が第八条第一号、第二号（ハを除く。）又は第四号までの規定のいずれかに該当する放射性物質等が収納され、又は包装されているものに限る。以下この条において同じ。）、放射性輸送物が収納されているオーバーパック又はこれら」とあるのは「低比放射性物質等又は低比放射性物質等」と、第十三条第一項中「放射性輸送物、オーバーパック又はこれらが収納されているコンテナ（以下「放射性輸送物等」という。）」とあるのは「低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ」と、「放射性輸送物の」とあるのは

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

「低比放射性物質等の」と、同条第二項及び第四項、第十五条第一項、第十六条第二項並びに第十九条中「放射性輸送物等」とあるのは「低比放射性物質等」と、第十五条第二項中「放射性輸送物等(L型輸送物及びL型輸送物のみが収納されているものを除く。以下第十七条、第十九条並びに第二十二条第一項、第六項及び第七項において同じ。)」とあるのは「低比放射性物質等」と、第十六条第一項中「オーバーパック及び放射性輸送物又はオーバーパック」とあるのは「低比放射性物質等」と、第十六条第三項中「オーバーパック、放射性輸送物又はオーバーパック」とあるのは「低比放射性物質等」と、「当該オーバーパック若しくは当該コンテナ」とあるのは「当該コンテナ」と、「放射性輸送物」とあるのは「低比放射性物質等」と読み替えるものとする。

第二十六条 放射性物質等の輸送は、その日時及び経路が当該放射性物質等の安全な輸送のために適切なものでなければならない。(規則第九十四条第二項第二号イの承認)

第二十七条 規則第九十四条第二項第二号イの承認は、次に掲げる要件に適合する旨を承認することにより行うものとする。

- 一 当該放射性物質等をL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物として輸送することが著しく困難であること。
 - 二 安全な輸送を確保するため必要な措置が講じられており、そのため当該輸送に関して安全上支障がないこと。
- 2 前項の場合において、放射性輸送物の最大線量当量率は、表面において二ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から二メートル離れた位置において百マイクロシーベルト毎時を超えてはならない。

(特別措置)

第二十八条 第十六条又は第十八条の規定に従って輸送することが著しく困難な場合であって、安全な輸送を確保するために必要な措置が講じられており、かつ、これらの規定によらないで輸送しても安全上支障がない旨の国土交通大臣の承認を受けたときは、これらの規定によらないことができる。

(特別措置等に係る標識)

第二十九条 第二十七条又は前条の規定により放射性輸送物等を輸送する場合には、専用積載で輸送しなければならないが、また、第二十二条第一項の規定にかかわらず、それらの表面の二箇所(コンテナにあっては、四側面)に第三類黄標識(第三号標識)を付さなければならない。

(他の危険性を有する放射性物質等)

第三十条 放射性物質等であって、かつ、規則第九十四条第二項第一号で定める物件である場合にあっては、その標識、表示その他の輸送方法に関しては、この告示に定めるもののほか、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号)の定めるところによる。

(みなし確認に係る除外)

第三十一条 規則第九十四条第四項及び第五項の規定により確認を受けたものとみなされる基準は、放射性輸送物に関する技術上の基準のうち第九条第一号リ、又及びル以外の基準とする。

附 則 (平成二〇年一二月五日国土交通省告示第一四三六号)

(施行期日)

1 この告示は、平成二十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に航空機に積載されている放射性物質等の輸送については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

別表第一(第2条関係)

臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等からの適用除外要件

(一回の輸送毎の核分裂性核種の総量の制限)

(ウラン235質量のグラム数/X)

+ (他の核分裂性核種のグラム数/Y) < 1

核分裂性核種	核分裂性核種の質量(g)	
	水以下の平均水素密度を有する物質との混合物	水より大きい平均水素密度を有する物質との混合物
ウラン 235 (X)	400	290
その他の核分裂性核種 (Y)	250	180

別表第二(第1条の2及び第4条関係)

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の限度

原子番号	放射性物質の種類	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
		特別形放射性物質等である場合の数量(A ₁ 値) 単位 TBq	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量(A ₂ 値) 単位 TBq	放射能濃度 単位 Bq/g	放射能量 単位 Bq	
1	³ H	40	40	1×10 ⁶	1×10 ⁹	
4	⁷ Be	20	20	1×10 ³	1×10 ⁷	
4	¹⁰ Be	40	6×10 ⁻¹	1×10 ⁴	1×10 ⁶	
6	¹¹ C	1	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	
6	¹⁴ C	40	3	1×10 ⁴	1×10 ⁷	
7	¹³ N	9×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁹	
9	¹⁸ F	1	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	
11	²² Na	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	
11	²⁴ Na	2×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	
12	²⁸ Mg	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	
13	²⁶ Al	1×10 ⁻¹	1×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	
14	³¹ Si	6×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶	
14	³² Si	40	5×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶	
15	³² P	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁵	
15	³³ P	40	1	1×10 ⁵	1×10 ⁸	
16	³⁵ S	40	3	1×10 ⁵	1×10 ⁸	
17	³⁶ Cl	10	6×10 ⁻¹	1×10 ⁴	1×10 ⁶	
17	³⁸ Cl	2×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	
18	³⁷ Ar	40	40	1×10 ⁶	1×10 ⁸	
18	³⁹ Ar	40	20	1×10 ⁷	1×10 ⁴	
18	⁴¹ Ar	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁹	
19	⁴⁰ K	9×10 ⁻¹	9×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	
19	⁴² K	2×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	
19	⁴³ K	7×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	
20	⁴¹ Ca	制限なし	制限なし	1×10 ⁵	1×10 ⁷	
20	⁴⁵ Ca	40	1	1×10 ⁴	1×10 ⁷	
20	⁴⁷ Ca	3	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	
21	⁴⁴ Sc	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	
21	⁴⁶ Sc	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	
21	⁴⁷ Sc	10	7×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	
21	⁴⁸ Sc	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	
22	⁴⁴ Ti	5×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	
23	⁴⁸ V	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	
23	⁴⁹ V	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁷	
24	⁵¹ Cr	30	30	1×10 ³	1×10 ⁷	
25	⁵² Mn	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	
25	⁵³ Mn	制限なし	制限なし	1×10 ⁴	1×10 ⁹	
25	⁵⁴ Mn	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶	
25	⁵⁶ Mn	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	
26	⁵² Fe	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	
26	⁵⁵ Fe	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁶	
26	⁵⁹ Fe	9×10 ⁻¹	9×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	
26	⁶⁰ Fe	40	2×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵	
27	⁵⁵ Co	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

27	⁵⁶ Co	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	42	⁹⁹ Mo	1	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
27	⁵⁷ Co	10	10	1×10 ²	1×10 ⁶	43	^{95m} Tc	2	2	1×10 ¹	1×10 ⁶
27	⁵⁸ Co	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶	43	⁹⁶ Tc	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
27	^{58m} Co	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁷	43	^{96m} Tc	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁷
27	⁶⁰ Co	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	43	⁹⁷ Tc	制限なし	制限なし	1×10 ³	1×10 ⁸
28	⁵⁹ Ni	制限なし	制限なし	1×10 ⁴	1×10 ⁸	43	^{97m} Tc	40	1	1×10 ³	1×10 ⁷
28	⁶³ Ni	40	30	1×10 ⁵	1×10 ⁸	43	⁹⁸ Tc	8×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
28	⁶⁵ Ni	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	43	⁹⁹ Tc	40	9×10 ⁻¹	1×10 ⁴	1×10 ⁷
29	⁶⁴ Cu	6	1	1×10 ²	1×10 ⁶	43	^{99m} Tc	10	4	1×10 ²	1×10 ⁷
29	⁶⁷ Cu	10	7×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	44	⁹⁷ Ru	5	5	1×10 ²	1×10 ⁷
30	⁶⁵ Zn	2	2	1×10 ¹	1×10 ⁶	44	¹⁰³ Ru	2	2	1×10 ²	1×10 ⁶
30	⁶⁹ Zn	3	6×10 ⁻¹	1×10 ⁴	1×10 ⁶	44	¹⁰⁵ Ru	1	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
30	^{69m} Zn	3	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	44	¹⁰⁶ Ru	2×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵
31	⁶⁷ Ga	7	3	1×10 ²	1×10 ⁶	45	⁹⁹ Rh	2	2	1×10 ¹	1×10 ⁶
31	⁶⁸ Ga	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	45	¹⁰¹ Rh	4	3	1×10 ²	1×10 ⁷
31	⁷² Ga	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	45	¹⁰² Rh	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
32	⁶⁸ Ge	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	45	^{102m} Rh	2	2	1×10 ²	1×10 ⁶
32	⁷¹ Ge	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁸	45	^{103m} Rh	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁸
32	⁷⁷ Ge	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	45	¹⁰⁵ Rh	10	8×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁷
33	⁷² As	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	46	¹⁰³ Pd	40	40	1×10 ³	1×10 ⁸
33	⁷³ As	40	40	1×10 ³	1×10 ⁷	46	¹⁰⁷ Pd	制限なし	制限なし	1×10 ⁵	1×10 ⁸
33	⁷⁴ As	1	9×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	46	¹⁰⁹ Pd	2	5×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁸
33	⁷⁶ As	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵	47	¹⁰⁵ Ag	2	2	1×10 ²	1×10 ⁶
33	⁷⁷ As	20	7×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶	47	^{108m} Ag	7×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
34	⁷⁵ Se	3	3	1×10 ²	1×10 ⁶	47	^{110m} Ag	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
34	⁷⁹ Se	40	2	1×10 ⁴	1×10 ⁷	47	¹¹¹ Ag	2	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
35	⁷⁶ Br	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	48	¹⁰⁹ Cd	30	2	1×10 ⁴	1×10 ⁶
35	⁷⁷ Br	3	3	1×10 ²	1×10 ⁶	48	^{113m} Cd	40	5×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
35	⁸² Br	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	48	¹¹⁵ Cd	3	4×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
36	⁸¹ Kr	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁷	48	^{115m} Cd	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
36	⁸⁵ Kr	10	10	1×10 ⁵	1×10 ⁴	49	¹¹¹ In	3	3	1×10 ²	1×10 ⁶
36	^{85m} Kr	8	3	1×10 ³	1×10 ¹⁰	49	^{113m} In	4	2	1×10 ²	1×10 ⁶
36	⁸⁷ Kr	2×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁹	49	^{114m} In	10	5×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
37	⁸¹ Rb	2	8×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	49	^{115m} In	7	1	1×10 ²	1×10 ⁶
37	⁸³ Rb	2	2	1×10 ²	1×10 ⁶	50	¹¹³ Sn	4	2	1×10 ³	1×10 ⁷
37	⁸⁴ Rb	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶	50	^{117m} Sn	7	4×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
37	⁸⁶ Rb	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵	50	^{119m} Sn	40	30	1×10 ³	1×10 ⁷
37	⁸⁷ Rb	制限なし	制限なし	1×10 ⁴	1×10 ⁷	50	^{121m} Sn	40	9×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁷
37	Rb(天然の混 合比のもの)	制限なし	制限なし	1×10 ⁴	1×10 ⁷	50	¹²³ Sn	8×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
38	⁸² Sr	2×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	50	¹²⁵ Sn	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵
38	⁸⁵ Sr	2	2	1×10 ²	1×10 ⁶	50	¹²⁶ Sn	6×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵
38	^{85m} Sr	5	5	1×10 ²	1×10 ⁷	51	¹²² Sb	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁴
38	^{87m} Sr	3	3	1×10 ²	1×10 ⁶	51	¹²⁴ Sb	6×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
38	⁸⁹ Sr	6×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶	51	¹²⁵ Sb	2	1	1×10 ²	1×10 ⁶
38	⁹⁰ Sr	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁴	51	¹²⁶ Sb	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵
38	⁹¹ Sr	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	52	¹²¹ Te	2	2	1×10 ¹	1×10 ⁶
38	⁹² Sr	1	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	52	^{121m} Te	5	3	1×10 ²	1×10 ⁶
39	⁸⁷ Y	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶	52	^{123m} Te	8	1	1×10 ²	1×10 ⁷
39	⁸⁸ Y	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	52	^{125m} Te	20	9×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁷
39	⁹⁰ Y	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁵	52	¹²⁷ Te	20	7×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
39	⁹¹ Y	6×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶	52	^{127m} Te	20	5×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁷
39	^{91m} Y	2	2	1×10 ²	1×10 ⁶	52	¹²⁹ Te	7×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
39	⁹² Y	2×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵	52	^{129m} Te	8×10 ⁻¹	0.4×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
39	⁹³ Y	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵	52	^{131m} Te	0.7×10 ⁻¹	0.5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
40	⁸⁸ Zr	3	3	1×10 ²	1×10 ⁶	52	¹³² Te	0.5×10 ⁻¹	0.4×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁷
40	⁹³ Zr	制限なし	制限なし	1×10 ³	1×10 ⁷	53	¹²³ I	6	3	1×10 ²	1×10 ⁷
40	⁹⁵ Zr	2	8×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	53	¹²⁴ I	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶
40	⁹⁷ Zr	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	53	¹²⁵ I	20	3	1×10 ³	1×10 ⁶
41	^{93m} Nb	40	30	1×10 ⁴	1×10 ⁷	53	¹²⁶ I	2	1	1×10 ²	1×10 ⁶
41	⁹⁴ Nb	7×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	53	¹²⁹ I	制限なし	制限なし	1×10 ²	1×10 ⁵
41	⁹⁵ Nb	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶	53	¹³¹ I	3	7×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
41	⁹⁷ Nb	9×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	53	¹³² I	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵
42	⁹³ Mo	40	20	1×10 ³	1×10 ⁸	53	¹³³ I	7×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
						53	¹³⁴ I	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

53	¹³⁵ I	6×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	68	¹⁶⁹ Er	40	1	1×10 ⁴	1×10 ⁷
54	¹²² Xe	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁹	68	¹⁷¹ Er	8×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
54	¹²³ Xe	2	7×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁹	69	¹⁶⁷ Tm	7	8×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
54	¹²⁷ Xe	4	2	1×10 ³	1×10 ⁵	69	¹⁷⁰ Tm	3	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
54	^{131m} Xe	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁴	69	¹⁷¹ Tm	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁸
54	¹³³ Xe	20	10	1×10 ³	1×10 ⁴	70	¹⁶⁹ Yb	4	1	1×10 ²	1×10 ⁷
54	¹³⁵ Xe	3	2	1×10 ³	1×10 ¹⁰	70	¹⁷⁵ Yb	30	9×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁷
55	¹²⁹ Cs	4	4	1×10 ²	1×10 ⁵	71	¹⁷² Lu	6×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
55	¹³¹ Cs	30	30	1×10 ³	1×10 ⁶	71	¹⁷³ Lu	8	8	1×10 ²	1×10 ⁷
55	¹³² Cs	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁵	71	¹⁷⁴ Lu	9	9	1×10 ²	1×10 ⁷
55	¹³⁴ Cs	7×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁴	71	^{174m} Lu	20	10	1×10 ²	1×10 ⁷
55	^{134m} Cs	40	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁵	71	¹⁷⁷ Lu	30	7×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁷
55	¹³⁵ Cs	40	1	1×10 ⁴	1×10 ⁷	72	¹⁷² Hf	6×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
55	¹³⁶ Cs	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	72	¹⁷⁵ Hf	3	3	1×10 ²	1×10 ⁶
55	¹³⁷ Cs	2	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁴	72	¹⁸¹ Hf	2	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
56	¹³¹ Ba	2	2	1×10 ²	1×10 ⁶	72	¹⁸² Hf	制限なし	制限なし	1×10 ²	1×10 ⁶
56	¹³³ Ba	3	3	1×10 ²	1×10 ⁶	73	¹⁷⁸ Ta(長半減期のもの)	1	8×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
56	^{133m} Ba	20	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	73	¹⁷⁹ Ta	30	30	1×10 ³	1×10 ⁷
56	¹⁴⁰ Ba	5×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	73	¹⁸² Ta	9×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁴
57	¹³⁷ La	30	6	1×10 ³	1×10 ⁷	74	¹⁷⁸ W	9	5	1×10 ¹	1×10 ⁶
57	¹⁴⁰ La	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	74	¹⁸¹ W	30	30	1×10 ³	1×10 ⁷
58	¹³⁹ Ce	7	2	1×10 ²	1×10 ⁶	74	¹⁸⁵ W	40	8×10 ⁻¹	1×10 ⁴	1×10 ⁷
58	¹⁴¹ Ce	20	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁷	74	¹⁸⁷ W	2	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
58	¹⁴³ Ce	9×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	74	¹⁸⁸ W	4×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵
58	¹⁴⁴ Ce	2×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵	74	¹⁸⁸ W	4×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵
59	¹⁴² Pr	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵	75	¹⁸⁴ Re	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶
59	¹⁴³ Pr	3	6×10 ⁻¹	1×10 ⁴	1×10 ⁶	75	^{184m} Re	3	1	1×10 ²	1×10 ⁶
60	¹⁴⁷ Nd	6	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	75	¹⁸⁶ Re	2	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
60	¹⁴⁹ Nd	6×10 ⁻¹	0.5×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	75	¹⁸⁷ Re	制限なし	制限なし	1×10 ⁶	1×10 ⁹
61	¹⁴³ Pm	3	3	1×10 ²	1×10 ⁶	75	¹⁸⁸ Re	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵
61	¹⁴⁴ Pm	7×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	75	¹⁸⁹ Re	3	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
61	¹⁴⁵ Pm	30	10	1×10 ³	1×10 ⁷	75	Re(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし	1×10 ⁶	1×10 ⁹
61	¹⁴⁷ Pm	40	2	1×10 ⁴	1×10 ⁷	76	¹⁸⁵ Os	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶
61	^{148m} Pm	8×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	76	¹⁹¹ Os	10	2	1×10 ²	1×10 ⁷
61	¹⁴⁹ Pm	2	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶	76	^{191m} Os	40	30	1×10 ³	1×10 ⁷
61	¹⁵¹ Pm	2	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	76	¹⁹³ Os	2	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
62	¹⁴⁵ Sm	10	10	1×10 ²	1×10 ⁷	76	¹⁹⁴ Os	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵
62	¹⁴⁷ Sm	制限なし	制限なし	1×10 ¹	1×10 ⁴	77	¹⁸⁹ Ir	10	10	1×10 ²	1×10 ⁷
62	¹⁵¹ Sm	40	10	1×10 ⁴	1×10 ⁸	77	¹⁹⁰ Ir	7×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
62	¹⁵³ Sm	9	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	77	¹⁹² Ir	1	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁴
63	¹⁴⁷ Eu	2	2	1×10 ²	1×10 ⁶	77	¹⁹⁴ Ir	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁵
63	¹⁴⁸ Eu	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	78	¹⁸⁸ Pt	1	8×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
63	¹⁴⁹ Eu	20	20	1×10 ²	1×10 ⁷	78	¹⁹¹ Pt	4	3	1×10 ²	1×10 ⁶
63	¹⁵⁰ Eu(短半減期のもの)	2	7×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶	78	¹⁹³ Pt	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁷
63	¹⁵⁰ Eu(長半減期のもの)	7×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	78	^{193m} Pt	40	5×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁷
63	¹⁵² Eu	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶	78	^{195m} Pt	10	5×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
63	^{152m} Eu	8×10 ⁻¹	8×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶	78	¹⁹⁷ Pt	20	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
63	¹⁵⁴ Eu	9×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	78	^{197m} Pt	10	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
63	¹⁵⁵ Eu	20	3	1×10 ²	1×10 ⁷	79	¹⁹³ Au	7	2	1×10 ²	1×10 ⁷
63	¹⁵⁶ Eu	7×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	79	¹⁹⁴ Au	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶
64	¹⁴⁶ Gd	5×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	79	¹⁹⁵ Au	10	6	1×10 ²	1×10 ⁷
64	¹⁴⁸ Gd	20	2×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴	79	¹⁹⁸ Au	1	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
64	¹⁵³ Gd	10	9	1×10 ²	1×10 ⁷	79	¹⁹⁹ Au	10	6×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
64	¹⁵⁹ Gd	3	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶	80	¹⁹⁴ Hg	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶
65	¹⁵⁷ Tb	40	40	1×10 ⁴	1×10 ⁷	80	^{195m} Hg	3	7×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
65	¹⁵⁸ Tb	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶	80	¹⁹⁷ Hg	20	10	1×10 ²	1×10 ⁷
65	¹⁶⁰ Tb	1	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	80	^{197m} Hg	10	4×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁶
66	¹⁵⁹ Dy	20	20	1×10 ³	1×10 ⁷	80	²⁰³ Hg	5	1	1×10 ²	1×10 ⁵
66	¹⁶⁵ Dy	9×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶	81	²⁰⁰ Tl	9×10 ⁻¹	9×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶
66	¹⁶⁶ Dy	9×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶	81	²⁰¹ Tl	10	4	1×10 ²	1×10 ⁶
67	¹⁶⁶ Ho	4×10 ⁻¹	4×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁵	81	²⁰² Tl	2	2	1×10 ²	1×10 ⁶
67	^{166m} Ho	6×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	81	²⁰⁴ Tl	10	7×10 ⁻¹	1×10 ⁴	1×10 ⁴
						82	²⁰¹ Pb	1	1	1×10 ¹	1×10 ⁶

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

82	²⁰² Pb	40	20	1×10 ³	1×10 ⁶	94	²³⁶ Pu	30	3×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴
82	²⁰³ Pb	4	3	1×10 ²	1×10 ⁶	94	²³⁷ Pu	20	20	1×10 ³	1×10 ⁷
82	²⁰⁵ Pb	制限なし	制限なし	1×10 ⁴	1×10 ⁷	94	²³⁸ Pu	10	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁴
82	²¹⁰ Pb	1	5×10 ⁻²	1×10 ¹	1×10 ⁴	94	²³⁹ Pu	10	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁴
82	²¹² Pb	7×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	94	²⁴⁰ Pu	10	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ³
83	²⁰⁵ Bi	7×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	94	²⁴¹ Pu	40	6×10 ⁻²	1×10 ²	1×10 ⁵
83	²⁰⁶ Bi	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	94	²⁴² Pu	10	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁴
83	²⁰⁷ Bi	7×10 ⁻¹	7×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	94	²⁴⁴ Pu	4×10 ⁻¹	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁴
83	²¹⁰ Bi	1	6×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶	95	²⁴¹ Am	10	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁴
83	^{210m} Bi	6×10 ⁻¹	2×10 ⁻²	1×10 ¹	1×10 ⁵	95	^{242m} Am	10	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁴
83	²¹² Bi	7×10 ⁻¹	6×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	95	²⁴³ Am	5	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ³
84	²¹⁰ Po	40	2×10 ⁻²	1×10 ¹	1×10 ⁴	96	²⁴⁰ Cm	40	2×10 ⁻²	1×10 ²	1×10 ⁵
85	²¹¹ At	20	5×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁷	96	²⁴¹ Cm	2	1	1×10 ²	1×10 ⁶
86	²²² Rn	3×10 ⁻¹	4×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁸	96	²⁴² Cm	40	1×10 ⁻²	1×10 ²	1×10 ⁵
88	²²³ Ra	4×10 ⁻¹	7×10 ⁻³	1×10 ²	1×10 ⁵	96	²⁴³ Cm	9	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁴
88	²²⁴ Ra	4×10 ⁻¹	2×10 ⁻²	1×10 ¹	1×10 ⁵	96	²⁴⁴ Cm	20	2×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴
88	²²⁵ Ra	2×10 ⁻¹	4×10 ⁻³	1×10 ²	1×10 ⁵	96	²⁴⁵ Cm	9	9×10 ⁻⁴	1×10 ⁰	1×10 ³
88	²²⁶ Ra	2×10 ⁻¹	3×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴	96	²⁴⁶ Cm	9	9×10 ⁻⁴	1×10 ⁰	1×10 ³
88	²²⁸ Ra	6×10 ⁻¹	2×10 ⁻²	1×10 ¹	1×10 ⁵	96	²⁴⁷ Cm	3	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁴
89	²²⁵ Ac	8×10 ⁻¹	6×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴	96	²⁴⁸ Cm	2×10 ⁻²	3×10 ⁻⁴	1×10 ⁰	1×10 ³
89	²²⁷ Ac	9×10 ⁻¹	9×10 ⁻⁵	1×10 ⁻¹	1×10 ³	97	²⁴⁷ Bk	8	8×10 ⁻⁴	1×10 ⁰	1×10 ⁴
89	²²⁸ Ac	6×10 ⁻¹	5×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁶	97	²⁴⁹ Bk	40	3×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁶
90	²²⁷ Th	10	5×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴	98	²⁴⁸ Cf	40	6×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴
90	²²⁸ Th	5×10 ⁻¹	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁴	98	²⁴⁹ Cf	3	8×10 ⁻⁴	1×10 ⁰	1×10 ³
90	²²⁹ Th	5	5×10 ⁻⁴	1×10 ⁰	1×10 ³	98	²⁵⁰ Cf	20	2×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴
90	²³⁰ Th	10	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ⁴	98	²⁵¹ Cf	7	7×10 ⁻⁴	1×10 ⁰	1×10 ³
90	²³¹ Th	40	2×10 ⁻²	1×10 ³	1×10 ⁷	98	²⁵² Cf	5×10 ⁻²	3×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴
90	²³² Th	制限なし	制限なし	1×10 ¹	1×10 ⁴	98	²⁵³ Cf	40	4×10 ⁻²	1×10 ²	1×10 ⁵
90	²³⁴ Th	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹	1×10 ³	1×10 ⁵	98	²⁵⁴ Cf	1×10 ⁻³	1×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ³
90	Th(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし	1×10 ⁰	1×10 ³	備考 (F)は輸送の平常時及び事故時の両方の条件において、UF ₆ 、 UO ₂ F ₂ 及びUO ₂ (NO ₃) ₂ の化学形をとるウラン化合物にのみ適用し、 (M)は輸送の平常時及び事故時の両方の条件において、UO ₃ 、 UF ₄ 、UCl ₄ 及び6価の化合物の化学形をとるウラン化合物にのみ適用し、 (S)は(F)及び(M)に定めた以外のすべてのウラン化合物に適用する。 親核種(放射性物質が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの)に対し、第二欄及び第三欄に掲げる数量について寄与が考慮されている娘核種(親核種の原子核の崩壊によって生ずる放射性物質)並びに第四欄及び第五欄に掲げる数量について永続平衡状態にあるものとして寄与が考慮されている娘核種は次表による。					
91	²³⁰ Pa	2	7×10 ⁻²	1×10 ¹	1×10 ⁶	親核種					
91	²³¹ Pa	4	4×10 ⁻⁴	1×10 ⁰	1×10 ³	第二欄及び第三欄に掲げる数量について寄与が考慮されている娘核種					
91	²³³ Pa	5	7×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁷	²⁸ Mg	²⁸ Al				
92	²³⁰ U(F)	40	1×10 ⁻¹	1×10 ¹	1×10 ⁵	⁴² Ar	⁴² K				
92	²³⁰ U(M)	40	4×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴	⁴⁷ Ca	⁴⁷ Sc				
92	²³⁰ U(S)	30	3×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴	⁴⁴ Ti	⁴⁴ Sc				
92	²³² U(F)	40	1×10 ⁻²	1×10 ⁰	1×10 ³	⁵² Fe	^{52m} Mn				
92	²³² U(M)	40	7×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴	⁶⁰ Fe	^{60m} Co				
92	²³² U(S)	10	1×10 ⁻²	1×10 ¹	1×10 ⁴	^{69m} Zn	⁶⁹ Zn				
92	²³³ U(F)	40	9×10 ⁻²	1×10 ¹	1×10 ⁴	⁶⁸ Ge	⁶⁸ Ga				
92	²³³ U(M)	40	2×10 ⁻²	1×10 ²	1×10 ⁵	⁸³ Rb	^{83m} Kr				
92	²³³ U(S)	40	6×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁵	⁸² Sr	⁸² Rb				
92	²³⁴ U(F)	40	9×10 ⁻²	1×10 ¹	1×10 ⁴	⁹⁰ Sr	⁹⁰ Y				
92	²³⁴ U(M)	40	2×10 ⁻²	1×10 ²	1×10 ⁵	⁹¹ Sr	^{91m} Y				
92	²³⁴ U(S)	40	6×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁵	⁹² Sr	⁹² Y				
92	²³⁵ U	制限なし	制限なし	1×10 ¹	1×10 ⁴	⁸⁷ Y	^{87m} Sr				
92	²³⁶ U(F)	制限なし	制限なし	1×10 ¹	1×10 ⁴	⁹⁵ Zr	^{95m} Nb				
92	²³⁶ U(M)	40	2×10 ⁻²	1×10 ²	1×10 ⁵	⁹⁷ Zr	^{97m} Nb、 ⁹⁷ Nb				
92	²³⁶ U(S)	40	6×10 ⁻³	1×10 ¹	1×10 ⁴	⁹⁹ Mo	^{99m} Tc				
92	²³⁸ U	制限なし	制限なし	1×10 ¹	1×10 ⁴	^{95m} Tc	⁹⁵ Tc				
92	U(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし	1×10 ⁰	1×10 ³	^{96m} Tc	⁹⁶ Tc				
92	U(未照射、かつ濃縮度20%以下のもの)	制限なし	制限なし	1×10 ⁰	1×10 ³	¹⁰³ Ru	^{103m} Rh				
92	U(劣化したもの)	制限なし	制限なし	1×10 ⁰	1×10 ³	¹⁰⁶ Ru	¹⁰⁶ Rh				
93	²³⁵ Np	40	40	1×10 ³	1×10 ⁷	¹⁰³ Pd	^{103m} Rh				
93	²³⁶ Np(短半減期のもの)	20	2	1×10 ³	1×10 ⁷						
93	²³⁶ Np(長半減期のもの)	9	2×10 ⁻²	1×10 ²	1×10 ⁵						
93	²³⁷ Np	20	2×10 ⁻³	1×10 ⁰	1×10 ³						
93	²³⁹ Np	7	4×10 ⁻¹	1×10 ²	1×10 ⁷						

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

108mAg	108Ag
110mAg	110Ag
115Cd	115mIn
114mIn	114In
113Sn	113mIn
121mSn	121Sn
126Sn	126mSb
118Te	118Sb
127mTe	127Te
129mTe	129Te
131mTe	131Te
132Te	132I
135I	135mXe
122Xe	122I
137Cs	137mBa
131Ba	131Cs
140Ba	140La
144Ce	144mPr、144Pr
148mPm	148Pm
146Gd	146Eu
166Dy	166Ho
172Hf	172Lu
178W	178Ta
188W	188Re
189Re	189mOs
194Os	194Ir
189Ir	189mOs
188Pt	188Ir
194Hg	194Au
195mHg	195Hg
210Pb	210Bi
212Pb	212Bi、208Tl、212Po
210mBi	206Tl
212Bi	208Tl、212Po
211At	211Po
222Rn	218Po、214Pb、218At、214Bi、214Po
223Ra	219Rn、215Po、211Pb、211Bi、211Po、207Tl
224Ra	220Rn、216Po、212Pb、212Bi、208Tl、212Po
225Ra	225Ac、221Fr、217At、213Bi、209Tl、213Po、209Pb
226Ra	222Rn、218Po、214Pb、218At、214Bi、214Po
228Ra	228Ac
225Ac	221Fr、217At、213Bi、209Tl、213Po、209Pb
227Ac	223Fr
228Th	224Ra、220Rn、216Po、212Pb、212Bi、208Tl、212Po
234Th	234mPa、234Pa
230Pa	226Ac、226Th、222Fr、222Ra、218Rn、214Po
230U	226Th、222Ra、218Rn、214Po
235U	231Th
241Pu	237U
244Pu	240U、240mNp
242mAm	242Am、238Np
243Am	239Np
247Cm	243Pu
249Bk	245Am
253Cf	249Cm
親核種	第四欄及び第五欄に掲げる数量について寄与が考慮されている娘核種
90Sr	90Y
93Zr	93mNb
97Zr	97Rh
106Ru	106Rh
108mAg	108Ag

137Cs	137mBa
144Ce	144Pr
140Ba	140La
212Bi	208Tl(0.36)、212Po(0.64)
210Pb	210Bi、210Po
212Pb	212Bi、208Tl(0.36)、212Po(0.64)
222Rn	218Po、214Pb、214Bi、214Po
223Ra	219Rn、215Po、211Pb、211Bi、207Tl
224Ra	220Rn、216Po、212Pb、212Bi、208Tl(0.36)、212Po(0.64)
226Ra	222Rn、218Po、214Pb、214Bi、214Po、210Pb、210Bi、210Po
228Ra	228Ac
228Th	224Ra、220Rn、216Po、212Pb、212Bi、208Tl(0.36)、212Po(0.64)
229Th	225Ra、225Ac、221Fr、217At、213Bi、213Po、209Pb
Th(天然の混合比のもの)	228Ra、228Ac、228Th、224Ra、220Rn、216Po、212Pb、212Bi、208Tl(0.36)、212Po(0.64)
234Th	234mPa
230U	226Th、222Ra、218Rn、214Po
232U	228Th、224Ra、220Rn、216Po、212Pb、212Bi、208Tl(0.36)、212Po(0.64)
235U	231Th
238U	234Th、234mPa
U(天然の混合比のもの)	234Th、234mPa、234U、230Th、226Ra、222Rn、218Po、214Pb、214Bi、214Po、210Pb、210Bi、210Po
237Np	233Pa
242mAm	242Am
243Am	239Np

別表第三(第4条関係)

種類が明らかであり、かつ、一種類であり、かつ、別表第二に掲げる放射性物質以外の放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性物質等である場合の数量(A ₁ 値) 単位 TBq	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量(A ₂ 値) 単位 TBq
1 放出する放射線が一種類の場合(2に該当する場合を除く。)	1の第一欄中のイ、ロ及びホの該当する区分に応じ、第二欄に掲げる数量のうち最も小さいものをA ₁ 値とする。ただし、40を超える場合には、40とする。	1の第一欄中のイ、ロ、ハ、ニ及びホの該当する区分に応じ、第三欄に掲げる数量のうち該当する最も小さいものをA ₂ 値とする。ただし、40を超える場合には、40とする。
イ ガンマ線又はエックス線を放出する場合(陽電子消滅により発生するガンマ線を含む。)	$10^{-13}/e_{pt}$	$10^{-13}/e_{pt}$
ロ ベータ線を放出する場合	$1 \times 10^{-12}/e_{\beta}$	$2.8 \times 10^{-14}/h_{skin}$
ハ 吸入摂取又は径口摂取するおそれのある場合(実用船舶用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量当量限度等を定める告示(平成元年運輸省告示第八十七号)(以下「線量当量告示」という。))別表第一中第二欄又は第三欄に数量の記載がある場合をいう。)	—	$5 \times 10^{-5}/e_{inh}$
ニ サブマージョンによる被ばくのおそれがある場合(線量当量告示別表第一中第一欄に記載している化学形が「サブマージョン」である場合をいう。)	—	$1.9 \times 10^{-14}/h_{sub}$
ホ アルファ線を放出する場合	$5 \times 10^{-1}/e_{inh}$	$5 \times 10^{-5}/e_{inh}$
2 親核種であつて、その物理的半減期が娘核種の物理的半減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が十日以内である場合	親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
3 放出する放射線が二種類以上の場合(4に該当する場合を除く。)	それぞれの放射線に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの

4 放出する放射線が二種類以上であり、当該放射性物質の物理的半減期が娘核種の物理的半減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が十日以内の場合	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
--	--	--

備考 e_{pt} は1メートルの距離における放射性物質の実効線量率係数($Sv \cdot Bq^{-1} \cdot h^{-1}$)を、 e_{β} は自己しゃへい体から1メートルの距離におけるベータ線を放出する放射性物質の皮膚の等価線量率係数($Sv \cdot Bq^{-1} \cdot h^{-1}$)を、 h_{skin} は皮膚上の放射性物質の単位密度($Bq \cdot m^{-2}$)当たりの皮膚の等価線量率係数($Sv \cdot s^{-1} \cdot Bq^{-1} \cdot m^2$)を、 e_{inh} は当該放射性物質の化学形を考慮しない場合における線量当量告示別表第一中第二欄又は第三欄に掲げる値($mSv \cdot Bq^{-1}$)のうち小なるものを、 h_{sub} はサブマージョンによる放射性物質の単位濃度($Bq \cdot m^{-3}$)当たりの実効線量係数($Sv \cdot s^{-1} \cdot Bq^{-1} \cdot m^3$)を、それぞれ示す。

別表第四(第1条の2及び第4条関係)

放射性物質の種類が明らかでない場合及び放射性物質の種類が明らかであるが別表第二及び別表第三に数量が掲げられていない場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
区分	特別形放射性物質等である場合の数量(A ₁ 値) 単位 TBq	特別形放射性物質以外の放射性物質等である場合の数量(A ₂ 値) 単位 TBq	放射能濃度 単位 Bq/g	放射能量 単位 Bq
1 ベータ線又はガンマ線以外の放射線を放出する放射性物質が存在しないことが明らかな場合	1×10^{-1}	2×10^{-2}	1×10^1	1×10^4
2 アルファ線を放出する放射性物質が存在することが明らかであり、中性子線を放出する放射性物質が存在しないことが明らかな場合	2×10^{-1}	9×10^{-5}	1×10^{-1}	1×10^3
3 中性子線を放出する放射性物質が存在することが明らかであるか、又はデータ不詳の場合	1×10^{-3}	9×10^{-5}	1×10^{-1}	1×10^3

備考 第四欄及び第五欄に掲げる数量について、国土交通大臣が適当と認める場合はこの限りではない。

別表第五(第1条の2及び第4条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類及び種類別の数量の全部又は一部が明らかである放射性物質の場合(別表第六及び別表第七(第二欄に係るものに限る)に該当する場合を除く。)の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
区分	数量 単位 TBq	放射能濃度 単位 Bq/g	放射能量 単位 Bq
放射性物質の種類の一部及び種類別の数量の全部が明らかでない場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $(x_1/X_1) + (x_2/X_2) + \dots + (x_n/X_n) = 1$	同左	同左
放射性物質の種類の一部が明らかでない場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n 及び y の数量 $(x_1/X_1) + (x_2/X_2) + \dots + (x_n/X_n) + (y/Y) = 1$	同左	同左

備考 x_1, x_2, \dots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかでない各放射性物質の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \dots, x_n に係る各放射性物質に対する別表第二、別表第三又は別表第四に掲げる数量を、 y は種類又は種類別の数量が明らかでない放射性物質の数量を、 Y は y に係る放射性物質の種類が明らかでない場合にあつてはそれらの種類に対する別表第二、別表第三又は別表第四に掲げる数量のうち最小のものを、 y に係る放射性物質の種類の一部又は全部が明らかでない場合にあつては y に係る放射性物質に対する別表第四に掲げる数量を示す。

別表第六(第1条の2及び第4条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかで、種類別の分率が明らかである放射性物質の場合(特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合に限り、別表第七(第二欄にかかるものに限る)に該当する場合を除く。)の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
区分	数量(A ₂ 値) 単位 TBq	放射能濃度 単位 Bq/g	放射能量 単位 Bq
放射性物質の種類の一部が明らかでない場合	$1/(f_1/X_1 + f_2/X_2 + \dots + f_n/X_n)$	同左	同左
放射性物質の種類の一部が明らかでない場合	$1/(f_1/X_1 + f_2/X_2 + \dots + f_n/X_n + f_y/Y)$	同左	同左

備考 f_1, f_2, \dots, f_n は種類が明らかでない各放射性物質の分率、 X_1, X_2, \dots, X_n は f_1, f_2, \dots, f_n に係る各放射性物質に対する別表第二、別表第三又は別表第四に掲げる数量を、 f_y は種類が明らかでない放射性物質の分率を、 Y は別表第四に掲げる数量を示す。

別表第七(第4条関係)

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものに等しい放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性物質等である場合の数量(A ₁ 値) 単位 TBq	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量(A ₂ 値) 単位 TBq
その系列のすべての放射性物質(親核種を除く。)の物理的半減期が10日を超えず、かつ、親核種の物理的半減期より短い場合	親核種に対する別表第二、別表第三又は別表第四の第二欄に掲げる数量	親核種に対する別表第二、別表第三又は別表第四の第三欄に掲げる数量

その系列の娘核種のうち、その物理的半減期が10日を超え、又は親核種の物理的半減期より長いものがある場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $(x_1/X_1) + (x_2/X_2) + \dots + (x_n/X_n) = 1$	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $(x_1/X_1) + (x_2/X_2) + \dots + (x_n/X_n) = 1$
---	--	--

備考 x_1, x_2, \dots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかでない各放射性物質の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \dots, x_n に係る各放射性物質に対する別表第二、別表第三又は別表第四に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別記第一(第四条関係) 特別形放射性物質等に係る試験

一 衝撃試験

試験しようとする放射性物質等をできるだけ模擬した供試物(以下「供試物」という。)を九メートルの高さから落下させること。

二 打撃試験

供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製棒の平端面で打つこと。この場合において、鉛板は厚さが二・五センチメートル以下のものとし、鋼製棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

三 曲げ試験

供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製棒は、その平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

四 加熱試験

供試物を摂氏八百度の空气中に十分間置くこと。

五 浸漬試験

イ 個体状の放射性物質等(カプセルに封入されたものを除く。)にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

- (1) 常温の水中に七日間浸漬させること。
- (2) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、その状態を四時間保持させること。
- (3) 摂氏三十度以上であつて湿度九十パーセント以上の空气中に七日間置くこと。
- (4) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、その状態を四時間保持させること。

ロ カプセルに封入された放射性物質等にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

- (1) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、その状態を四時間保持させること。
- (2) 摂氏三十度以上であつて湿度九十パーセント以上の空气中に七日間置くこと。
- (3) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、その状態を四時間保持させること。

別記第二(第七条関係) LSA—IIIに係る浸漬試験

別記第一第五号イ(1)の条件の下に置くこと。

別記第三(第九条関係) A型輸送物に係る条件

一 条件

イ 五センチメートル毎時の雨量に相当する水を一時間吹き付けること。

ロ イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。

- (1) その質量が、五千キログラム未満のものにあつては一・二メートルの高さから、五千キログラム以上一万キログラム未満のものにあつては〇・九メートルの高さから、一万キログラム以上一万五千キログラム未満のものにあつては〇・六メートルの高さから、一万五千キログラム以上のものにあつては、〇・三メートルの高さから、それぞれ、最大の破損を及ぼすように落下させること。
- (2) その質量が五十キログラム以下のファイバー板製又は木製の長方形の輸送物にあつては、それぞれの頂点を下向きにして、その質量が百キログラム以下のファイバー板製の円筒形の輸送物にあつては、各縁の四半分毎を下向きにして〇・三メートルの高さから落下させること。
- (3) その質量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に十三キロパスカルを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを二十四時間加えること。
- (4) 質量が六キログラムであり、直径が三・二センチメートルの容易に破損しない棒であつて、その先端が半球形のもを一米メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

二 液体状又は気体状の放射性物質等に係る追加条件

イ 液体状又は気体状の放射性物質等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、次の(1)及び(2)の条件のうち、当該放射性輸送物が最大の破損を受ける条件の下に置くこと。ただし、トリチウムガス又は希ガスを収納する放射性輸送物にあつては、この限りでない。

- (1) 九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。
- (2) 前号ロ(4)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

別記第四(第九条関係) BM型輸送物に係る条件

一 野外の温度が摂氏三十八度である環境に一週間放置すること。この場合において放射性輸送物に対しては、次の表に定める条件の下で行うこと。

輸送物表面の形状及び位置	一日あたり十二時間の日光の直射による入熱(ワット毎平方メートル)	
輸送中水平である平面	下向きの面	なし
	上向きの面	八百
輸送中垂直である表面		二百
輸送中下向きである表面(水平である平面を除く。)		二百
その他のすべての表面		四百

二 別記第三第一号の条件の下に置くこと。

別記第五(第九条関係) BM型輸送物に係る条件

一 第二号の条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。

イ 九メートルの高さから落下させること。ただし、質量が五百キログラム以下、比重が一以下、かつ、収納する放射性物質等が特別形放射性物質等以外のものであつて、当該放射性物質等の放射能の量が A_2 値の千倍を超える放射性輸送物の場合には、これに代えて、質量が五百キログラム、縦及び横の長さが一米メートルの軟鋼板を九メートルの高さから当該放射性輸送物が最大の破損を受けるように水平に落下させること。

ロ 垂直に固定した直径が十五センチメートルであり、長さが二十センチメートル又は最大の破損を与えるのに十分な長さの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らかな水平面であるものに一米メートルの高さから落下させること。

二 最小〇・九の平均火炎放射率の熱流束であり、かつ、摂氏八百度の火炎に曝される環境に三十分間置くこと。この場合にお

いて、耐火試験前の輸送物は、周囲温度摂氏三十八度で平衡状態にあると仮定し、耐火試験中の輸送物の表面の熱吸収率は、〇・八又は当該放射性輸送物が持つと実証された値とする。また、耐火試験後は、人為的に冷却してはならず、耐火試験前、耐火試験中及び耐火試験後は、別記第四第一号に規定する日光の直射による入熱条件及び輸送物内の放射性収納物からの設計上最大内部発熱率を考慮すること。

三 深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

備考 第一号から第三号までの条件の下には、この順序で置くものとする。ただし、第三号に定める浸漬試験については、別個の輸送物を使用することができる。

別記第六(第九条関係) BU型輸送物に係る条件

別記第四の条件の下に置くこと。

別記第七(第九条関係) BU型輸送物に係る条件

別記第五の条件の下に置くこと。

別記第八(第九条関係) IP-2型輸送物に係る条件

- 一 次のイ又はロに掲げるいずれかの条件の下に置くこと。
- イ 別記第三第一号ロ(1)、(2)及び(3)の条件の下に置くこと。
- ロ 国土交通大臣が適当と認める試験

別記第九(第九条関係) IP-3型輸送物に係る条件

別記第三第一号の条件の下に置くこと。

別記第十(第九条関係) 六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物に係る条件

- 一 供試物に二・七六メガパスカル以上の水圧試験を行うこと。
- 二 輸送中予想される最大圧力の二倍に加圧した後、一・五倍の圧力まで降圧すること。
- 三 弁を取り付けた状態で〇・六九メガパスカルまで加圧すること。

別記第十一(第九条関係) 六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物に係る条件

別記第三第一号ロ(1)及び(2)の条件の下に置くこと。

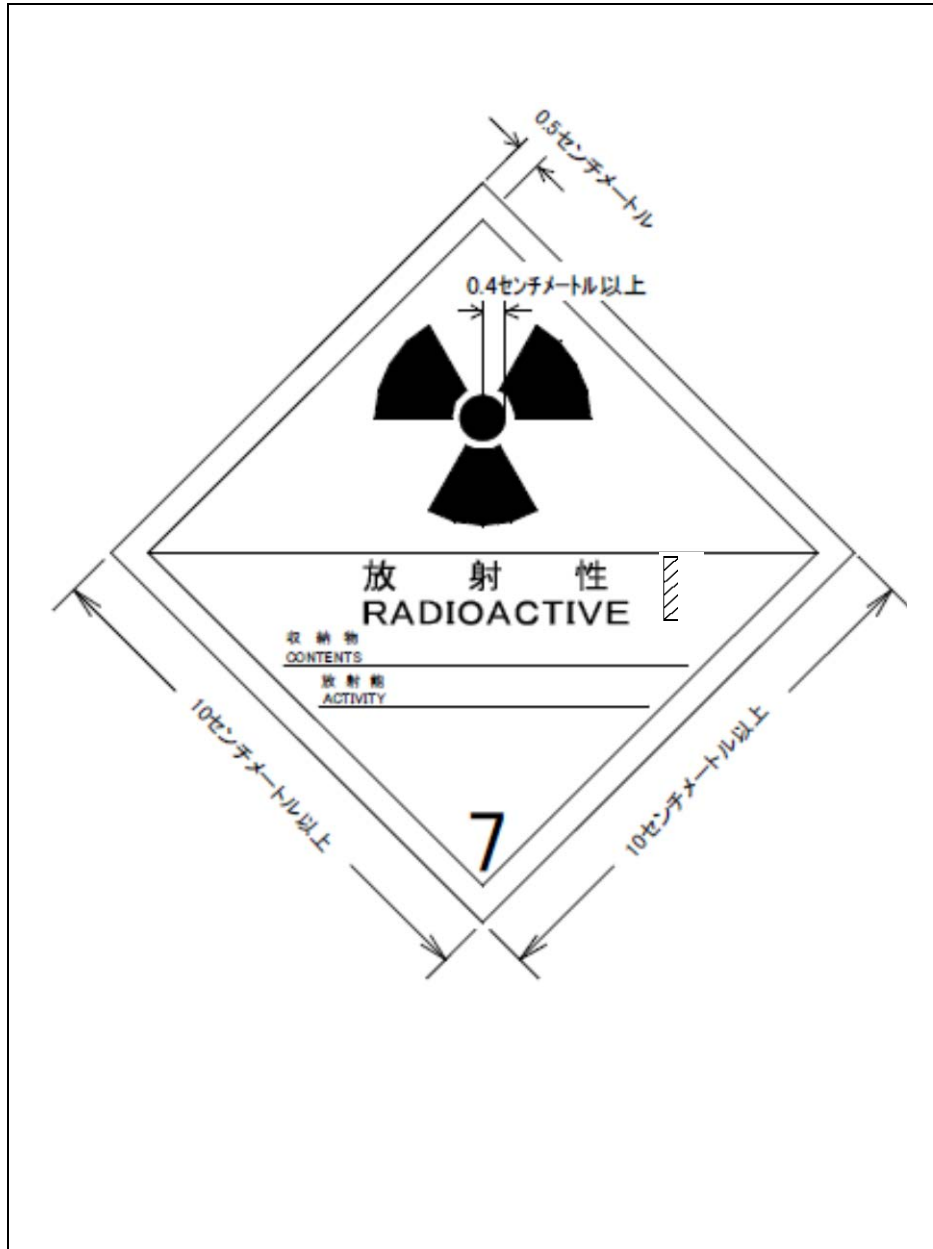
別記第十二(第九条関係) 六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物に係る条件

別記第五第二号の条件の下に置くこと。

別記第十三(第九条関係) 六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物に係る条件

- 一 供試物に一・三八メガパスカル以上の水圧試験を行うこと。
- 二 別記第十第二号及び第三号の条件の下に置くこと。

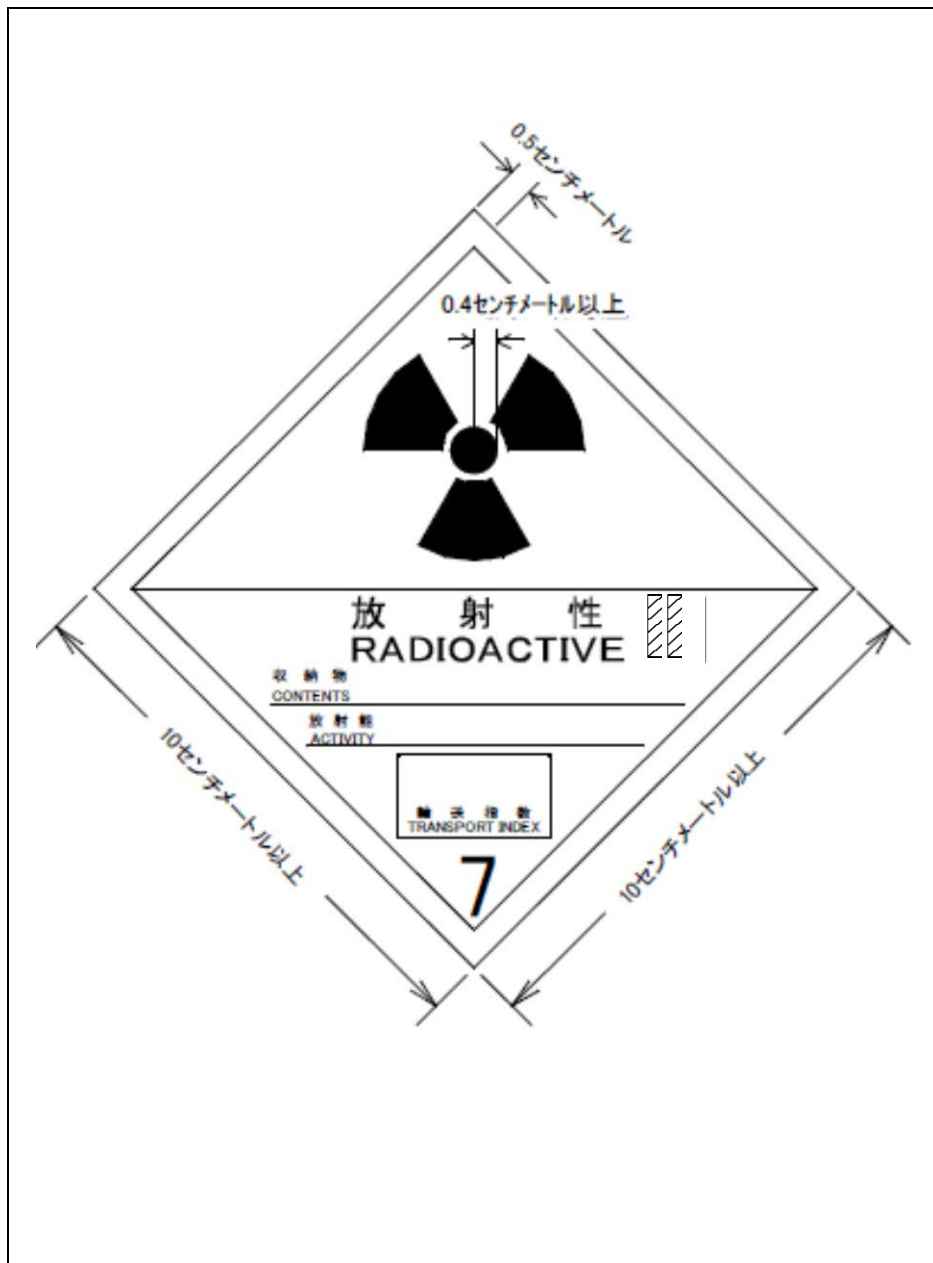
第1号様式(第22条、第25条関係)第一類白標識



- 注 1 三葉マークは、第5号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称(当該放射性物質等が低比放射性物質等に該当する場合には、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び低比放射性物質等の区分)を記入すること。この場合において、複数の放射性物質等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
- 4 2及び3にかかわらず、収納され、又は包装されている放射性物質等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、収納物及び放射能の欄には「携行書類を見ること(See Transport Documents)」と記載することができる。
- 5 本邦内のみを輸送されるものにあつては英語の部分、本邦外を輸送されるものにあつては日本語の部分それぞれ削ることができる。
- 6 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	白
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
斜 線 の 部 分	赤
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

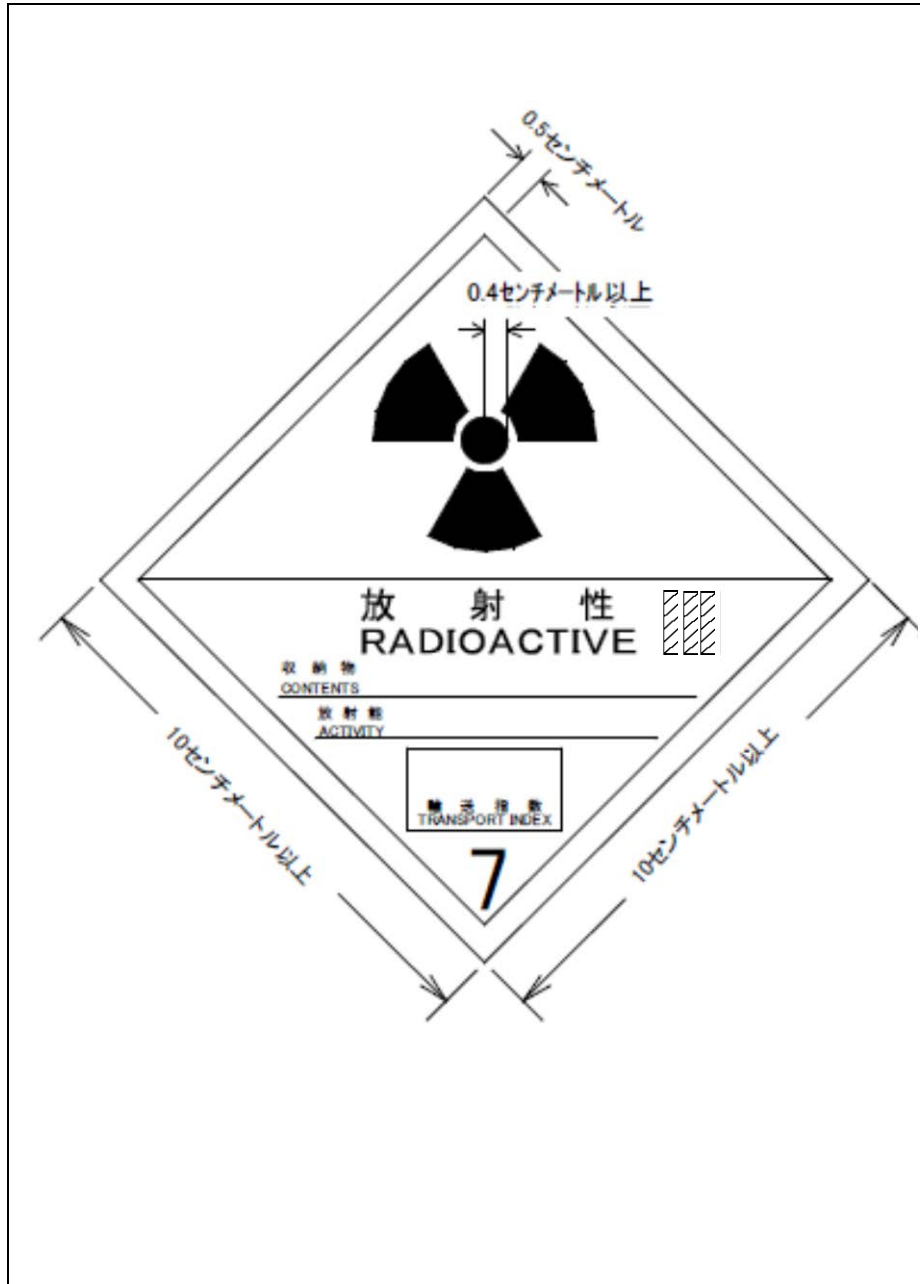
第2号様式(第22条、第25条関係)第二類黄標識



- 注 1 三葉マークは、第5号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称(当該放射性物質等が低比放射性物質等に該当する場合には、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び低比放射性物質等の区分)を記入すること。この場合において、複数の放射性物質等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
- 4 2及び3にかかわらず、収納され、又は包装されている放射性物質等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、収納物及び放射能の欄には「携行書類を見ること(See Transport Documents)」と記載することができる。
- 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 6 本邦内のみを輸送されるものにあつては英語の部分、本邦外を輸送されるものにあつては日本語の部分それぞれ削ることができる。
- 7 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	黄
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
斜 線 の 部 分	赤
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

第3号様式(第22条、第25条関係)第二類黄標識



- 注 1 三葉マークは、第5号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称(当該放射性物質等が低比放射性物質等に該当する場合には、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び低比放射性物質等の区分)を記入すること。この場合において、複数の放射性物質等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
- 4 2及び3にかかわらず、収納され、又は包装されている放射性物質等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、収納物及び放射能の欄には「携行書類を見ること(See Transport Documents)」と記載することができる。
- 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 6 本邦内のみを輸送されるものにあつては英語の部分、本邦外を輸送されるものにあつては日本語の部分それぞれ削ることができる。
- 7 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上半分の地	黄
三葉マーク	黒
下半分の地	白
文字	黒
斜線の部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第4号様式(第22条、第25条関係)腐食性物質副標識



- 注 1 lは、0.25センチメートル以上とする。
- 2 本邦内のみを輸送されるものにあつては英語の部分、本邦外を輸送されるものにあつては日本語の部分それぞれ削ることができる。
- 3 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上半分の地	白
下半分の地	黒
文字	白
線	黒
記号	黒

第5号様式(第22条関係)三葉マーク

	<p>注 1 lは、0.2センチメートル以上とする。</p>
--	---

第5号の2様式(第22条関係) L型輸送物標識

	<p>注 1 国連番号は「UN」の文字に続けて記入すること。 2 本邦内のみを運送されるものにあつては英語の部分、本邦外を運送されるものにあつては日本語の部分それぞれ削ることができる。 3 色彩は、対照のはっきりした背景に黒又は赤で表示する。</p>
--	---

第6号様式(第22条関係)貨物機専用標識

注 1 l は、1センチメートル以上とする。

2 本邦内のみを運送されるものにあつては英語の部分、本邦外を運送されるものにあつては日本語の部分それぞれ削ることができる。

3 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
地	だいだい
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

第7号様式(第22条、第25条関係)コンテナ標識

注 1 三葉マークは、第5号様式によるものとする。

2 l は、0.5センチメートル以上とする。

3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。

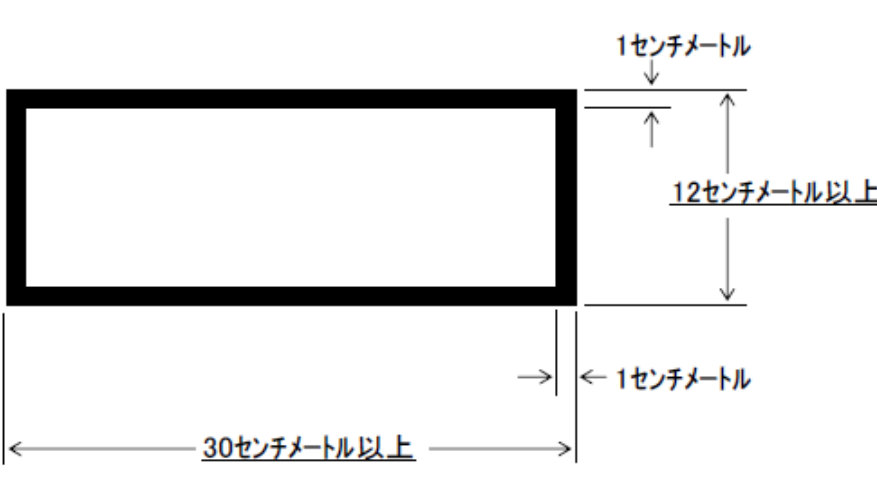
4 本邦内のみを運送されるものにあつては英語の部分、本邦外を運送されるものにあつては日本語の部分それぞれ削ることができる。

5 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するものとする。この場合においては、「放射性(RADIOACTIVE)」の文字を削ることができる。

6 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	黄
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

第8号様式(第22条、第25条関係) 国連番号標札

 <p style="text-align: center;">1センチメートル</p> <p style="text-align: center;">↑ ↓</p> <p style="text-align: center;">12センチメートル以上</p> <p style="text-align: center;">← 1センチメートル</p> <p style="text-align: center;">← 30センチメートル以上 →</p>	<p>注 色彩は、次表によるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">部 分</th> <th style="width: 50%;">色 彩</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地</td> <td>だいたい</td> </tr> <tr> <td>ふちの部分</td> <td>黒</td> </tr> <tr> <td>文字及び番号</td> <td>黒</td> </tr> </tbody> </table>	部 分	色 彩	地	だいたい	ふちの部分	黒	文字及び番号	黒
部 分	色 彩								
地	だいたい								
ふちの部分	黒								
文字及び番号	黒								

放射性物質等の輸送規制について

国 空 航 第 5 4 2 号
平成 1 3 年 6 月 2 9 日
国 空 航 第 9 6 7 号
一部改正 平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日
国 空 航 第 8 4 9 号
一部改正 平成 1 8 年 1 2 月 2 8 日
国 空 航 第 1 3 0 4 号
一部改正 平成 2 0 年 5 月 2 9 日
国 空 航 第 6 4 4 号
一部改正 平成 2 0 年 1 1 月 2 0 日

御中

国土交通省航空局長

放射性物質等の輸送規制について

空港整備法（昭和 3 1 年 4 月 2 0 日法律第 8 0 号）の一部改正による空港法の制定（平成 2 0 年 6 月 1 8 日法律第 7 5 号）並びに国際原子力機関（IAEA）の 1 9 9 6 年版輸送規則（2 0 0 9 年修正版）及び国際民間航空条約の附属書 1 8 に基づく技術指針 2 0 0 9 ~ 2 0 1 0 年版の国内法への取り入れに伴い、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成 1 3 年国土交通省告示第 1 0 9 4 号。以下「告示」という。）の一部を改正し、平成 2 1 年 1 月 1 日から施行する。施行に当たっては、下記に従って運用することとしたので、関係者に周知されたい。

記

1. 規則及び告示の改正に伴う主たる条項の解釈及び取扱い

(1) 告示第 1 条の 2（放射性物質等の適用除外）関係

第 3 号中「放射性物質が含まれる製品」とは、消費者製品であって最終消費者に販売された後のものをいう。

(2) 告示第 2 条（輸送許容放射性物質等）関係

イ 第 6 号イ中「全体に均一に分布している」とは、ウラン 2 3 5 が、金属、酸化物又は炭化物として存在する場合であって、収納物が格子状配列になっていないことをいう。

ロ 第 6 号ニ（3）に該当するものは、輸送中に予想されるすべての条件下で、任意の 1 0 リットルの体積中に含まれる核分裂性核種が 5 グラムを超えないものとする。

(3) 告示第 4 条（L型輸送物として輸送できる放射性物質等）関係

第 1 号中「国土交通大臣が適当と認める試験」とは、国際標準化機構の文書 ISO 2 9 1 9 - 1 9 9 9 「密封線源—一般要件及び分類」のクラス 4 衝撃試験（2 0 0 g 未満の場合）、クラス 5 衝撃試験（5 0 0 g 未満の場合）及びクラス 6 温度試験並びに ISO/TR 9 9 7 8 - 1 9 9 2 「密封線源—漏えい試験法」の試験をいう。

(4) 告示第 9 条（放射性輸送物の基準）関係

イ 第 1 号チで表示される内表面の「放射性」等の文字は、原則として 1 c m 角以上の大きさとする。

ロ 第 2 号へ（1）中「国土交通大臣が適当と認める場合」とは、液体状の放射性物質等を収納する目的で設計され、かつ、経済産業大臣、文部科学大臣又は国土交通大臣の確認を受けた B 型輸送物の容器を使用する場合をいう。

ハ 第 2 号リ（2）及び第 6 号ロ（2）中「最大線量当量率の著しい増加」とは、試験後の最大線量当量率が試験前の最大線量当量率に比べて 2 0 パーセントを超えて増加している状態をいう。

ニ 第 6 号及び第 7 号にいう「国土交通大臣が適当と認める基準」とは、国際標準化機構の文書 ISO 1 4 9 6 / 1 - 1 9 9 0 「シリーズ 1」の規格及び試験結果をいう。

ホ 第 9 号ハ（1）及びニ（1）中「著しい応力」とは、輸送物を構成する部材に対して働く許容されない応力をいう。

(5) 告示第 1 2 条（取扱場所）関係

イ 「関係者以外の者」とは、旅客その他の当該積卸し作業に関係のない者をいう。

ロ 蔵置場所においては、被ばく防止の配慮がなされ、かつ、事故時等の措置が作業員等に周知されていること。

(6) 告示第 1 3 条（積載方法）関係

「汚染の有無」については、当該航空機に係る月間の輸送指数の合計が 1, 5 0 0 を超える場合に検査するものとする。

(7) 告示第 1 5 条（混載制限）関係

イ 「火薬類」、「高圧ガス」、「腐食性液体」、「引火性液体」とは、それぞれ航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和 5 8 年運輸省告示第 5 7 2 号）第 1 条第 1 項に規定する「火薬類」、「高圧ガス」、「腐食性物質」（液状のものに限る。）、「引火性液体」をいう。

ロ 「混載」とは、同一の貨物室に放射性輸送物等を積載することをいう。この場合において、貨物室の広狭は問わない。

ハ L 型輸送物と他の物件を混載する場合には、それらの間に十分な間隔を取ること。

(8) 告示第 1 6 条（オーバーパック、コンテナ及び航空機に係る線量当量率等）関係

「国土交通大臣が適当と認めた場合」とは、輸送毎に関係者が特定され、航空機の積載場所にこれら以外の者が立ち入ることができないよう措置されているとともに航空機乗組員等に対する被ばくがないことが確認された場合とする。

(9) 告示第 1 9 条（取扱方法等を記載した書類の携行）関係

イ 「輸送に関して留意すべき事項」には、当該放射性輸送物等に収納されている放射性物質等の名称（二種類以上の放射性物質等が収納されている場合は、そのうち主たるものの名称）及び放射能の量（ベクレル単位で表すこと。）が含まれるものとする。

ロ 航空機乗組員及び客室乗務員に対して、書類の主な記載内容等を周知すること。

(10) 告示第 2 0 条（BM 型輸送物の輸送条件）関係

「放射性物質の取扱いに関し専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者（核燃料物質の取扱いに関しては、ホに該当する者を除く。）とする。

イ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号、以下「原子炉等規制法」という。）第 4 1 条の原子炉主任技術者免状を有する者及び原子炉主任技術者試験筆記試験合格者

ロ 原子炉等規制法第 2 2 条の 3 の核燃料取扱主任者免状を有する者

ハ 放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 7 号。以下「放射線障害防止法」という。）第 3 5 条の第一種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに一年以上の経験を有する者

ニ 放射線障害防止法第 3 5 条の第二種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに二年以上の経験を有する者

ホ 放射線障害防止法第 3 5 条の第一種放射線取扱主任者免状又は第二種放射線取扱主任者免状を有する者

ヘ 放射性物質の取扱いに関し、イからホまでに掲げる者（核燃料物質の取扱いに関しては、イからニまでに掲げる者）と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(11) 告示第 2 2 条（標識又は表示）関係

イ 他の危険性を有する放射性物質等が収納されている輸送物等には、当該他の危険性に係る標識（六フッ化ウランを収納するものは、第 1 項第 7 号の「腐食性物質副標識（第四号様式）」を、第 1 号から第 6 号までに掲げる標識に近接して付すこと。

- ロ 第2項に定める事項を放射性輸送物等に表示する場合は、その外面に、読みやすくかつ消えないように表示すること。また、原則として、黒色で白地の上に1cm角以上の大きさとなるように表示すること。
 - ハ 第2項に定める事項に加え、A型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物にあつては、当該輸送物の設計国の国際車両登録記号及び製造者名、又は、輸送容器の識別記号を、BM型輸送物、BU型輸送物又は六フッ化ウラン用の輸送物にあつては、設計承認及び容器登録に係る記号を、それぞれその外面に、読みやすくかつ消えないように表示すること。また、原則として、黒色で白地の上に1cm角以上の大きさとなるように表示すること。
 - ニ 航空機用コンテナ（ULD）への表示については、第1項の標識を用いるか、又は周囲に赤い斜線を施した148mm×210mmより大きいサイズのタグに“Class 7”を表示したものを付すこと。また、ULDの収納物が告示第20条第1項に定めるものである場合は、当該ULDが貨物機のみで積載可能である旨を当該タグに表示すること。
- (12) 告示第23条（核物質防護に関する基準）関係
- イ 「輸送計画書」については、荷送人、荷受人及び運送人が協議を行い、さらに、空港等の管理者とも相談したうえで策定すること。
また、「輸送計画書」に記載する事項のうち、「(7)その他必要な事項」には、「輸送計画書」の内容の不必要な分散を防止するための方法を記載すること。
 - ロ 「連絡通報体制」については、輸送責任者と指定連絡場所における荷送人又は荷受人が随時連絡をとり得る体制としておくこと。また、緊急時の連絡体制についても治安当局等とも打合せを行った上で別途整備しておくこと。
 - ハ 「核物質防護上の措置について知識と経験を有し、輸送中の核物質防護の実施に関して責任を有する者」とは、当該輸送において統括的責任を有する者であつて、核物質の輸送に関する業務について熟知しており、かつ、その経験を有する者をいう。
 - ニ 「警備人」とは、空港等の警備及び核物質防護のための警備に関する知識と経験を有する者をいう。
 - ホ 第1号ホ(1)及びチの「錠及び封印等」には、輸送物の包装が含まれるものとする。
- (13) 告示第26条関係
- 告示第8条に規定する放射性物質等を輸送する場合は、輸送経路の選定にあつて、自然災害等による突発的な事態が生ずる可能性が少ない地区を通過するよう配置すること。
- (14) 別記第八関係
- 「国土交通大臣が適当と認める試験」とは、危険物輸送に関する国際連合勧告〔7〕の包装に関する一般勧告に定められる基準、又は、これらの基準と同等である要件に合致するよう設計された輸送物に対する国際連合包装等級Ⅰ又はⅡで要求された試験をいう。
- (15) 被ばく防止のための措置
- イ 放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件（以下「放射性物質等」という。）の輸送に従事する者（以下「輸送従事者」という。）の放射線被ばくが一般人並の年間1ミリシーベルト以下となっていることを確認するため、航空機乗組員、客室乗務員及び地上作業員について、それぞれ別記第1に定めるところにより年間被ばく線量（RY）を算出し、毎年2月末日までに前年分をとりまとめ、国土交通省航空局技術部運航課長あて報告すること。
 - ロ 輸送従事者及び旅客の被ばくを防止するため、輸送指数を算出することとされている放射性輸送物及び放射性輸送物としない輸送できる放射性物質等を輸送する場合は、これらを客室及び操縦室の隔壁又は床面から別表に掲げる距離以上の距離をおいて積載すること。
2. 国土交通大臣の確認に係る取扱い
- (1) 放射性輸送物の確認
- イ 国土交通大臣は規則第194条第2項第2号ハ、ニ又はヘ（放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものに限る。）の規定による確認（以下「放射性輸送物の確認」という。）を行う場合には、次のi）～iv）に掲げる場合を除き、積載前に発送時検査等を適宜行うものとする。
 - i) 六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、告示第11条第1項第1号の書面の提出があり、かつ、輸送しようとする者が発送時検査を実施する場合
 - ii) 六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物以外の放射性輸送物にあつては、告示第11条第1項第2号の確認がなされる場合
 - iii) 告示第8条第1号、第2号（ハを除く。）又は第4号に該当する放射性物質等を収納した放射性輸送物にあつては、告示第11条第2項第1号の書面の提出があつた場合
 - iv) 放射性物質等が本邦以外の地において国土交通大臣が適当と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる場合
 - ロ 放射性輸送物の確認を受けようとする者は、輸送のつど、別記第2の放射性輸送物確認申請書記載要領に従い作成した様式第1の申請書を提出し、確認を受けること。
 - ハ 放射性輸送物の確認を申請しようとする者は、輸送を開始しようとする日の原則として1ヶ月前までに当該申請書を航空局技術部運航課に提出すること。
- (2) 放射性輸送物の輸送の確認
- イ 国土交通大臣は規則第194条第2項第2号ホ又はヘ（放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものを除く。）の確認（以下「放射性輸送物の輸送の確認」という。）を行う場合は、次のi）及びii）に掲げる場合を除き、輸送前に積載時検査等を適宜行うものとする。
 - i) 放射性輸送物が国土交通大臣の指定する者により輸送される場合、この場合当該指定を受けようとする者は、別記第3の放射性輸送物輸送者指定申請書記載要領に従い作成した様式第2の申請書を航空局技術部運航課に提出すること。なお、指定期間は原則として1ヶ年とし、国土交通大臣が必要と認めるときは、指定を取り消すものとする。
 - ii) 放射性輸送物が本邦外から本邦内へ又は本邦外の間を輸送される場合。
 - ロ 放射性輸送物の輸送の確認を受けようとする者は、様式第3の申請書に、当該輸送の安全性を証する別記第4の輸送計画書記載要領に従い作成した様式第4の輸送計画書を添付して申請すること。
 - ハ 放射性輸送物の輸送の確認を申請しようとする者は、輸送を開始しようとする日の原則として3週間前までに当該申請書及び輸送計画書を航空局技術部運航課に提出すること。

別表（１．（15）ロ関係）

輸送指数の合計	最小許容距離(m)	輸送指数の合計	最小許容距離(m)
0.1- 1.0	0.30	25.1- 30	3.20
1.1- 2.0	0.50	30.1- 35	3.50
2.1- 3.0	0.70	35.1- 40	3.75
3.1- 4.0	0.85	40.1- 45	4.00
4.1- 5.0	1.00	45.1- 50	4.25
5.1- 6.0	1.15	50.1- 60	4.65
6.1- 7.0	1.30	60.1- 70	5.05
7.1- 8.0	1.45	70.1- 80	5.45
8.1- 9.0	1.55	80.1- 90	5.80
9.1-10.0	1.65	90.1-100	6.10
10.1-11.0	1.75	100.1-110	6.45
11.1-12.0	1.85	110.1-120	6.70
12.1-13.0	1.95	120.1-130	7.00
13.1-14.0	2.05	130.1-140	7.30
14.1-15.0	2.15	140.1-150	7.55
15.1-16.0	2.25	150.1-160	7.80
16.1-17.0	2.35	160.1-170	8.05
17.1-18.0	2.45	170.1-180	8.30
18.1-20.0	2.60	180.1-190	8.55
20.1-25.0	2.90	190.1-200	8.75

【地上作業員の年間被ばく線量】

(1) トラフィック、上屋等において作業を行う場合

イ 輸送物がULDに収納され、フォークリフトにより積み付けられる場合

$$RY = 1.70 \times 10^{-3} \times \frac{\text{一年間の輸送指数の合計 (TI)}}{\text{トラフィック及び上屋の従事者数 (M)}} + 2.55 \times 10^{-5} \times (TI)$$

ロ L型輸送物がULDにより又はA型輸送物がバラ積みにより積み付けられる場合

$$RY = 2.36 \times 10^{-3} \times (TI/M) + 2.13 \times 10^{-5} \times (TI)$$

ハ 輸送物の大半がバラ積みである場合

$$RY = 1.24 \times 10^{-2} \times (TI/M) + 3.25 \times 10^{-5} \times (TI) + 8.56 \times 10^{-8} \times \{TI \times \text{総取扱い個数 (L)} / (M)\}$$

(2) 搭載作業の場合

イ ULDをリフトで持ち上げて搭載する場合

$$RY = 2.17 \times 10^{-3} \times \frac{(TI)}{\text{搭載従事者数 (N)}}$$

ロ 主にベルトコンベアーを用いて搭載する場合

$$RY = 3.85 \times 10^{-3} \times (TI/N)$$

ハ 主に手作業で搭載する場合

$$RY = 2.76 \times 10^{-2} \times (TI/N)$$

別記第 1（１．（15）イ関係）

1. 年間被ばく線量の算出式

【国際線における航空乗組員の年間被ばく線量】

$$RY = (\text{当該路線の平均放射線量率}) \times (\text{路線の補正係数}) \times (\text{平均年間乗務時間}) \times (\text{安全係数})$$

$$= \frac{(\text{当該路線の輸送指数の合計値})}{(\text{当該路線の全便数})}$$

$$\times \frac{\{1 + (\text{輸送物一個の平均直径}) \times 1/2\}^2}{(\text{輸送物の中心位置から操縦席までの距離})^2}$$

$$\times \{ \text{平均年間飛行時間} + (\text{平均年間乗務時間} \times 1 \text{ 時間}) \}$$

$$\times 2$$

【客室乗務員及び国内線における航空機乗組員の年間被ばく線量】

$$RY = (\text{当該路線の平均放射線量率}) \times (\text{距離の補正係数}) \times (\text{当該路線に乗務する回数}) \times (\text{当該路線の1回の乗務時間}) \times (\text{安全係数})$$

$$= \frac{(\text{当該路線の輸送指数の合計値})}{(\text{全路線便数})}$$

$$\times \frac{\{1 + (\text{輸送物一個の平均直径}) \times 1/2\}^2}{(\text{輸送物の中心位置から客室又は操縦席までの距離})^2}$$

$$\times \frac{(\text{平均年間飛行時間})}{1 \text{ 便当りの平均飛行時間}}$$

$$\times (\text{当該路線の1回の乗務時間})$$

$$\times 2$$

2. 輸送従事者の年間被ばく線量の算出条件

(1) 各路線の片道を一路線とする。この場合、二地点間を直接結ぶ片道を一つの路線とし、経由地がある場合は、出発地→経由地、経由地→経由地、経由地→到着地というように分割されたそれぞれを一つの路線とする。

(2) 国際線航空機乗組員は、常に特定路線に乗務すると考える。特定路線は、放射性物質等の輸送が行われている路線のうち、当該路線の輸送指数の年間合計値を当該路線の年間就航便数で割った平均値が高いものから順に3路線選定する。

(3) 国際線では、旅客機、貨物機の区別はせず、距離の補正係数は全て貨物機の値を用いる。この場合、輸送物は上部貨物室内にランダムに積載されているものとする。

(4) 客室乗組員及び国内線航空機乗組員は、国内線又は国際線のいずれにおいても全路線に平均して乗務するものとする。

(5) 「平均年間乗務時間」は、特定路線しか考えていないので「当該路線の1回の乗務時間」×「当該路線に乗務する回数」と等しくなる。従って「平均年間乗務時間」の算定に当たっては、「平均年間飛行時間」に「放射性物質等を搭載している航空機に乗務したときのブロック・タイム以外の時間」×「平均年間乗務回数」を加えればよい。

(6) 「輸送物1個の平均直径」は0.5mとする。

(7) 「輸送物の中心位置から客室又は操縦室までの距離」は下記の要領により算出する。

イ 輸送物の貨物室内での積載場所については、特に異なる取扱いがなされている場合を除き、当該路線の全便について、輸送物は貨物室中央に積載されているものとする。

ロ 距離の算出に当たっては、機体左右方向の成分は無視してよい。

ハ 輸送物の中心位置から操縦室までの距離の算出については、航空機乗組員は乗務時間中、操縦室に座っているものとし、輸送物から見た航空機乗組員のうち輸送物に最も近い位置にいる者までの距離を当該距離とする。この場合、輸送物の平均的位置を次の式により算出する。

$$\frac{W}{g} = \sqrt{\frac{f/g - e/g}{\tan^{-1}(f/g) - \tan^{-1}(e/g)} - 1}$$

但し、e : 操縦席から上部貨物室最前方壁までの水平距離
 f : " 最後方壁 "
 g : " 輸送物中心までの垂直距離
 w : 輸送物の平均的位置（即ち、その位置に積載した場合貨物室内にランダムに積載した場合と等しい放射線量を受けることとなる位置）

ニ 輸送物の中心位置から客室までの距離の算出については、次のとおりとする。

(a) 輸送中、客室乗務員は客室内を均等に歩き回るものとして輸送物から見た客室乗務員の平均的な位置を次の式により算出する。（図参照）

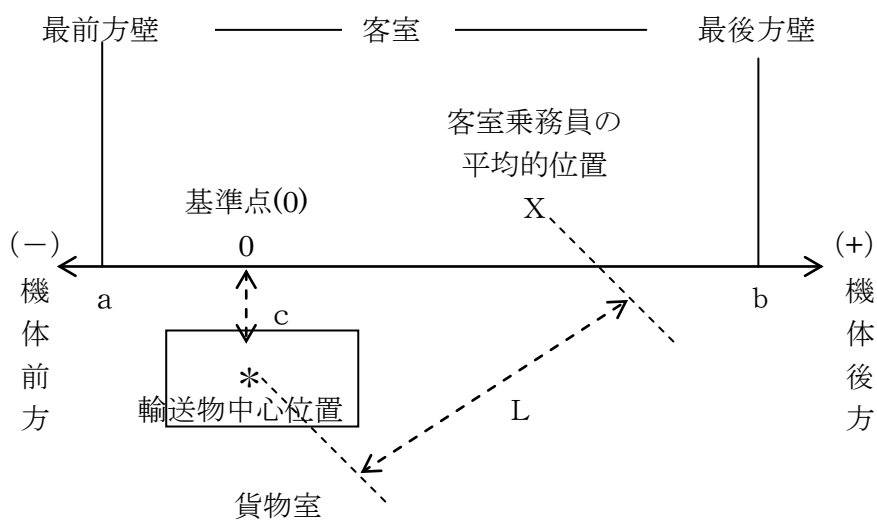
$$\frac{x}{c} = \sqrt{\frac{b/c - a/c}{\tan^{-1}(b/c) - \tan^{-1}(a/c)} - 1}$$

但し、 \tan^{-1} はラジアンで表した値とする。

(b) 輸送物の中心位置から客室までの距離を次の式により算出する。

$$L = c \times \sqrt{(x/c)^2 + 1}$$

図



輸送物中心位置から客室床面への垂線の足を基準点0とする。また、輸送物中心位置から基準点0までの距離をCとする。基準点0を原点とし、機体軸に平行に機体後方を正とする座標軸をとり、客室最前方壁をa、客室最後方壁をbとし、客室乗務員の平均的位置をxとする。従って、a、b、xは基準点0より機体前方側にあれば負の値、機体後方側にあれば正の値となる。

- (8) 「平均年間飛行時間」は、一乗組員の全路線にわたる年間飛行時間（ブロック・タイムで表したもの）の平均値とする。
- (9) 「当該路線の1回の乗務時間」は、当該路線のブロック・タイムに含まれない離陸前、着陸後の機内に滞在する時間として、

それぞれ30分、合計1時間を、ブロック・タイムで表した飛行時間に加算した値とする。

- (10) 「1便当たりの平均飛行時間」は、全路線にわたる全便の飛行時間（ブロック・タイムで表したもの）の年間合計量を、全路線にわたる年間就航便数の合計値で割った値とする。

別記第2（2.（1））関係

放射性輸送物確認申請書記載要領

- (1) 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。
- (2) 輸送の目的は、輸送する放射性物質等の用途、発着地等を簡潔に記載すること。
 例1 「〇〇発電所の〇〇炉用の燃料を加工するため、〇〇から〇〇加工工場へ輸送すること。」
 例2 「医療用大量照射線源とするため、〇〇事業所から〇〇病院まで輸送する。」
- (3) 3の「輸送容器の型式又は名称」は、輸送容器（以下「容器」という。）設計者等において用いられる容器の型式又は名称及び容器の製造番号並びに容器登録の登録番号を有する場合には、その番号を記載すること。
- (4) 4の「輸送物の種類等」は、当該輸送物が規則第194条第2項第2号及び告示第2条に定める輸送許容放射性物質等に該当することの説明及び下記の例に従い規則第194条第2項第2号イ、ニ及びへに規定する種類を記載すること。
 例 BM型輸送物（六フッ化ウラン、告示第8条第〇号の放射性物質を収納した輸送物）
- (5) 5の「輸送物の概要」は、①容器の材料及び構造、②輸送物の主要諸元（長さ、幅、高さ及び総質量）、③容器の設計者名、製造者名及び所有者名等を記載するとともに、輸送物の写真又は説明図を添付すること。なお、容器を分離して使用することのできるものは、それぞれの容器についてのデータも記載すること。
- (6) 6の「輸送物が規則及び「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示」（平成13年国土交通省告示第1094号）に定める技術上の基準に適合することの説明」には、安全解析書を別紙として添付すること。ただし、過去に安全解析書が添付された輸送物と同一の輸送物（型式及び種類並びに収納される放射性物質等の名称及び数量が同一であるものをいう。）を作成する場合は、当該基準の適合性について簡単にとりまとめ記載することにより当該安全解析書の添付にかえることができる。
- (7) 7の「収納している放射性物質等の仕様」は、実際に輸送する放射性物質等のデータを記載すること。なお、放射エネルギー、発熱量等を計算により算出したデータについてはその算出方法を、実測によるデータについてはその測定方法及び測定日時をそれぞれ記載すること。
- (8) 7（1）の「名称」には、当該放射性物質等の化学式についても記載すること。
- (9) 7（4）の「物理的、化学的性質」には、当該放射性物質等が特別形に該当するか否か及び気体、液体又は固体のいずれであるか、他の危険性の有無及び他の危険性を有する場合はその分類と区分についても記載すること。
- (10) 7（6）の「吸収線量率」は、劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮ウラン（濃縮度が10%未満のもの）の照射された直後の吸収線量率を記載し、その他の場合は輸送時点での吸収線量率を記載すること。

別記第3（2.（2）イi）関係）

放射性輸送物輸送者指定申請書記載要領

- (1) 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。
- (2) 代理申請の場合にあつては、申請者側には本人たる指定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所も明記すること。
- (3) 2の「航空運送事業の概要」は、①資本金、②当該航空運送事業のための事務所その他の事業所の名称及び所在地、③就航路線の起点寄航地及び終点並びにそれら相互間の距離、④使用航空機の総数並びに各航空機の型式、国籍記号及び登録記号、⑤運航回数、⑥整備の施設及び運航管理の施設の概要、⑦航空従事者の資格別の数及び運航管理者の数、⑧旅客及び貨物の年間輸送実績及びそのうち日本発着の実績（過去5年間）を記載すること。
- (4) 3の「事故の概要」は、事故の日時、場所、事故の態様、被ばく者の数及び事故の原因について記載すること。
- (5) 4の「放射性輸送物輸送管理体制」は、放射性輸送物の輸送に係る施設の整備及び管理の状況、社内各部門間等の通常時及び緊急時における連絡体制について記載すること。
- (6) 5の「その他特記すべき事項」には、近々の放射性物質等の輸送予定等を記載すること。

別記第4（2.（2）ロ関係）

輸送計画書記載要領

- (1) 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。
- (2) 1の「輸送の目的」は、輸送する放射性物質等の用途、発着地等を簡潔に記載すること。
例1 「〇〇発電所の〇〇炉用の燃料を加工するため、〇〇から〇〇加工工場へ輸送する。」
例2 「医療用大量照射線源とするため、〇〇事業所から〇〇病院まで輸送する。」
- (3) 3の（1）から（3）までの「出発日時」、「到着日時」及び「経由日時」は、日本時間で記載すること。
- (4) 3の（2）及び（3）の「到着空港等の名称」及び「経由空港等の名称」は、予定される代替空港等の名称も記載すること。
- (5) 航空法施行規則第194条第4項又は第5項の確認を受けたものにあつては、その確認書等の写しを添付する場合は、4の（4）（輸送物の主要諸元に関する記述及び輸送物を示す写真又は説明図の添付を除く。）、（5）及び(12)についてはこれを省略することができる。
- (6) 4の（2）から（14）までについては、輸送物ごとに記載すること。
- (7) 4の（2）の「輸送容器の型式又は名称」は、輸送容器（以下「容器」という。）設計者等において用いられる容器の型式又は名称及び容器の製造番号並びに容器登録の登録番号を有する場合には、その番号を記載すること。
- (8) 4の（3）の「輸送物の種類等」は、当該輸送物が規則第194条第2項第2号及び告示第2条に定める輸送許容放射性物質等に該当することの説明及び下記の例に従い規則第194条第2項第2号イ、ニ及びへに規定する種類を記載すること。
例 BM型輸送物（六フッ化ウラン、告示第8条第〇号の放射性物質を収納した輸送物）
- (9) 4の（4）の「輸送物の概要」は、①容器の材料及び構造、②輸送物の主要諸元（長さ、幅、高さ及び総質量）、③容器の設計者名、製造番号及び所有者名等を記載するとともに、輸送物の写真又は説明図を添付すること。
- (10) 4の（5）の「収納している放射性物質等の仕様」は、実際に輸送する放射性物質等のデータを記載すること。ただし、吸

収線量率については、劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮ウラン（濃縮度が10%未満のもの）の照射済燃料にあつては照射された直後の値を記載すること。

- (11) 4の（5）の「収納している放射性物質等の仕様」のうち、「名称」には化学式も、「物理的、化学的性質」には、特別形かどうか、気体、液体又は固体のいずれかであるか他の危険性の有無及び他の危険性を有する場合はその分類と区分についても記載すること。
- (12) 4の（10）の「輸送物の表面の温度」については、BM型輸送物及びBU型輸送物についてのみ記入すること。
- (13) 4の（11）の輸送物及びULDに表示される標識等については、告示第22条及び本通達1.（10）に定める標識又は表示の内容を記載すること。
例 標識：第1類白標識
表示：A型、UN2915 放射性物質 A型輸送物、Dry ice 200g
- (14) 5の「コンテナで輸送する場合」の記載事項（（7）を除く。）については、輸送物を収納するコンテナ毎に記載すること。
- (15) 5の（8）の「コンテナの外観図」は、三面図及び鳥かん図によることとし、かつ、告示第22条に規定する標識又は表示が付され、又は行われていることを明示しうるものであること。
- (16) 6の（1）の「航空機の概要」は、航空機の型式、国籍記号、登録記号、旅客機と貨物機（現に旅客が搭乗していない航空機をいう。）の別等を記載すること。
- (17) 6の（3）の「航空機への積載方法及び固縛方法」は、積載位置（告示第13条第2項の旅客等が通常使用する区画への積載禁止、告示第15条の混載制限及び通達記1.（13）ロの積載距離制限の遵守状況がわかる航空機貨物室の見取図を添付すること。）並びに移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損われないようにするための固縛方法等の措置、BM型輸送物及びBU型輸送物にあつてはその表面の温度が50度を超えないようにするための措置について記載すること。
- (18) 7の（1）の「輸送責任者及び輸送実施者（機長等）の氏名等」には、告示第8条に規定する放射性物質等を輸送する場合にあつては、輸送責任者が核物質防護上の措置について知識と経験を有することの説明及び輸送責任者が講じる措置の具体的内容についても記載すること。
- (19) 7の（3）の「貨物搭載要領」には、BM型輸送物又はBM型輸送物が収納されているコンテナを輸送する場合にあつては、立ち会う専門家の氏名並びに放射性測定器及び保護具の携行状況についても記載すること。
- (20) 7の（4）の「事故時の措置」は、事故時の応急措置、連絡体制等を記載すること。

様式第1（2.（1）口関係）

放射性輸送物確認申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称
住所
連絡先

下記の放射性輸送物（以下「輸送物」という。）について、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号、以下「規則」という。）第194条第2項第2号に基づく輸送物の確認をしていただきたいので、「放射性物質等の輸送規制について」（平成13年国空航第542号。以下「通達」という。）に従い申請いたします。

記

1. 輸送の目的
2. 輸送物の作成者の氏名又は名称及び住所
3. 輸送容器の型式又は名称
4. 輸送物の種類等
5. 輸送物の概要
6. 輸送物が規則及び「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示」（平成13年国土交通省告示第1094号）に定める技術上の基準に適合することの説明
7. 収納している放射性物質等の仕様
 - (1) 名称
 - (2) 核種
 - (3) 質量
 - (4) 物理的、化学的性質
 - (5) 放射性濃度（二種類以上の放射性物質等が収納されている場合にあつてはその種類ごとの値及び合計値）
 - (6) 核燃料物質にあつては、その他濃縮度、冷却日数、発熱量、吸収線量率（核物質防護措置が特に必要な放射性物質等が収納されている場合に限る。）等の仕様に関する事項
 - (7) 容器への収納方法
8. 輸送制限個数
9. 輸送物の輸送指数
10. 輸送時における取扱上の注意事項
 11. 輸送予定年月日、区間及び便名
 12. 通達2.（1）イの発送時検査等を受ける場合には、当該検査を希望する場所及び日時
 13. 通達2.（1）イの発送時検査等の免除を希望する場合には、通達2.（1）イi)～iii)のいずれに該当するかの説明
 14. その他の特記事項

様式第2（2.（2）イi）関係）

放射性輸送物輸送者指定申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称
住所
連絡先

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成13年国土交通省告示第1094号）第24条に規定する国土交通大臣が指定する者として指定していただきたく、「放射性物質等の輸送規制について」（平成13年国空航第542号）に従い申請いたします。

記

1. 航空運送事業者としての免許又は許可を受けた日付け及び当該免許又は許可の番号
2. 航空運送事業の概要
3. 放射性物質輸送の実績（過去3年間）並びに当該輸送に係る輸送物の事故歴の有無及び事故歴がある場合にあつてはその事故の概要
4. 放射性輸送物輸送管理体制
5. その他特記すべき事項

様式第3（2.（2）口関係）

放射性輸送物輸送確認申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

申請者の氏名及び名称
住所
連絡先

別添の輸送計画書に記載する放射性輸送物の輸送につき、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条第2項第2号に基づく放射性輸送物の輸送の安全の確認をしていただきたく、「放射性物質等の輸送規制について」（平成13年国空航第542号。以下「通達」という。）に従い下記のとおり申請いたします。

記

1. 通達2.（2）イの積載時検査等を受ける場合は、当該検査を希望する場所及び日時
2. 通達2.（2）イの積載時検査等の免除を希望する場合は、通達2.（2）イi)又はii)のいずれに該当するかの説明

様式第4（2.（2）口関係）

別添

輸 送 計 画 書

1. 輸送の目的
2. 輸送人の氏名又は名称及び住所
3. 予定輸送経路及び日時等
 - (1) 出発空港等の名称及び出発日時
 - (2) 到着空港等の名称及び到着日時
 - (3) 経由空港等の名称及び経由日時
 - (4) その他
4. 輸送しようとする放射性輸送物（以下「輸送物」という。）
 - (1) 輸送物の個数
 - (2) 輸送容器の型式又は名称
 - (3) 輸送物の種類等
 - (4) 輸送物の概要
 - (5) 収納している放射性物質等の仕様
名称、核種、質量、物理的・化学的性質、放射能強度、濃縮度、
冷却日数、発熱量、容器への収納方法、吸収線量率
 - (6) 輸送物の輸送制限個数
 - (7) 輸送物の表面及び表面から1メートルの距離における線量当
量率
 - (8) 輸送物の輸送指数
 - (9) 輸送物の表面からの平均熱放出率（ワット毎平方メートル）
 - (10) 輸送物の表面温度
 - (11) 輸送物及びULDに表示される標識等
 - (12) 輸送物の作成者の氏名及び住所
 - (13) 荷送人の氏名又は名称及び住所
 - (14) 荷受人の氏名又は名称及び住所
5. コンテナで輸送する場合
 - (1) コンテナの収納者の氏名又は名称及び住所
 - (2) コンテナの名称又は型式及び主要諸元（長さ、幅、高さ、質
量、適合規格等）
 - (3) コンテナに収納する輸送物の個数、コンテナへの収納方法及
び輸送容器の名称又は型 式
 - (4) 輸送物を収納したコンテナ（以下単に「コンテナ」という。）
の表面及び表面から1メートルの距離における線量当量率
 - (5) コンテナの輸送指数
 - (6) コンテナの放射能面密度
 - (7) コンテナの個数
 - (8) コンテナの外観図
6. 航空機及び航空機への積載方法
 - (1) 航空機の概要
 - (2) 専用積載の場合にあってはその旨
 - (3) 航空機への積載方法及び固縛方法
 - (4) 輸送物を積載した航空機の表面及び表面から2メートルの距
離における最大線量当量率
 - (5) 航空機の表面の放射能面密度
 - (6) 航空機の積載場所の汚染の有無
 - (7) 積載した輸送物等の輸送指数の合計値
7. 輸送実施体制
 - (1) 輸送責任者及び輸送実施者（機長等）の氏名等
 - (2) 機長等への通報要領
 - (3) 貨物搭載要領
 - (4) 事故時の措置
 - (5) 核物質防護措置が必要な場合には、告示第23条第1号に規
定する核物質防護に関する輸送計画書
8. その他

放射性輸送物輸送確認申請書に添付する「輸送計画書」の記載事項等について

空 航 第 531 号
 昭和 53 年 7 月 20 日
 改正 空 航 第 1074 号
 昭和 63 年 11 月 26 日
 空 航 第 199 号
 平成 元年 3 月 30 日
 空 航 第 82 号
 平成 3 年 1 月 30 日
 空 航 第 5 号
 平成 8 年 1 月 16 日
 国空航 第 544 号
 平成 13 年 6 月 29 日
 国空航 第 1305 号
 平成 20 年 5 月 29 日
 国空航 第 645 号
 平成 20 年 11 月 20 日

国土交通省航空局技術部運航課長

放射性輸送物輸送確認申請書に添付する「輸送計画書」の記載事項等について

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）（以下「規則」という。）第194条第2項第2号に基づく放射性輸送物の輸送の安全性の確認（以下「放射性輸送物輸送確認」という。）のための放射性輸送物輸送確認申請書に添付する輸送計画書には、下記に示す事項、説明等を記載して下さい。

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(平成13年国土交通省告示第1094号)（以下「告示」という。）第19条の取扱方法等を記載した書類には、放射性輸送物輸送確認に係る場合にあつては、別添1に示す事項を記載して下さい。また、輸送計画書7(4) 事故時の措置は、別添2に示す措置を実施することとし、記載して下さい。

なお、放射性輸送物輸送確認は、輸送人が申請して下さい。

記

1. 輸送の目的
 輸送する放射性物質等の用途、発着地等
 緊急性の有無。緊急性を有する場合にはその説明
2. 輸送人の氏名又は名称及び住所
 告示第8条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、告示第23条に定める輸送計画書の策定又は所持等を行う者についても記載すること。
3. 予定輸送経路及び日時等（日時は日本時間で記入すること。）
 - (1) 出発空港等の名称及び出発日時
 - (2) 到着空港等の名称及び到着日時並びに代替空港等の名称
 - (3) 経由空港等の名称及び経由日時並びに代替空港等の名称
 - (4) その他、飛行経路(日本国内の部分については詳しく記入すること。)所要時間等。
 告示第8条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、次の事項についても記載すること。
 - a 輸送時間、経由地、積替回数及び積替時間が最小となるよう配慮されていることの説明
 - b 自然災害による突発的な事態が生ずる可能性が少ない地区を通過することの説明
4. 輸送しようとする放射性輸送物（以下「輸送物」という。）((2)～(10)については輸送物ごとに記入すること。)
 - (1) 輸送物の個数

- (2) 輸送容器の型式又は名称及び承認年月日
 輸送容器(以下「容器」という。)設計者等において用いられる容器の型式又は名称及び容器の製造番号、並びに容器登録の登録番号等を有する場合にはその番号及び承認年月日を記載すること。
- (3) 輸送物の種類等
 - a 当該輸送物が規則第194条第2項第2号本文及び告示第22条に定める輸送許容放射性物質等に該当することの説明
 (放射性輸送物確認書等の写しを添付する場合は省略することができる。)
 - b 輸送物の種類
 規則第194条第2項第2号イ、ニ及びヘに規定する種類を下記の例に従い記載すること。
 例 BM型輸送物(六フッ化ウラン、告示第8条第○号の放射性物質を収納した輸送物)
- (4) 輸送物の概要
 - a 容器の材料及び構造
 - b 輸送物の主要諸元(長さ、幅、高さ、総重量)
 - c 容器の設計者名、製造者名、所有者名
 - d 荷姿を示す写真又は説明図
 荷姿を示す写真又は説明図は、告示第22条に規定する標識又は表示が付し又は行われていることを示しうるものであり、かつ、次の説明を加えること。
 (11)に定める標識又は表示の種類、標識又は表示の個所及び数。
 表示については、それぞれの表示方法。
 放射性輸送物確認書の写しを添付する場合は、a及びcについては省略することができる。
- (5) 収納している放射性物質の仕様(実際に輸送する放射性物質等のデータを記載すること。)
 名称(化学式も記載すること。)核種、質量、物理的・化学的性質(特別形放射性物質等であるかどうか、気体・液体・固体のいずれであるか、他の危険性の有無及び他の危険性を有する場合はその分類と区分の記載を含むこと。)、放射能強度、濃縮度、冷却日数、発熱量、容器への収納方法吸収線量率。
 (放射性輸送物確認書等の写しを添付する場合には、省略することができる。)
- (6) 輸送物の輸送制限個数
- (7) 輸送物の表面及び表面から1メートルの距離における線量当量率
 最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で記載すること。
- (8) 輸送物の輸送指数
 算定過程は7(4)に記載すること。
- (9) 輸送物の表面からの平均熱放出率
 ワット毎平方メートル単位で記載すること。
- (10) 輸送物の表面温度
 BM型輸送物及びBU型輸送物の輸送物表面の温度
- (11) 輸送物及びULDに表示される標識等は、告示第22条及び放射性物質等の輸送規制について(平成13年国空航第542号)中1.(10)に定める標識又は表示の内容を記載すること。
 例 標識: 第1類白標識
 表示: A型、UN2915 放射性物質 A型輸送物、
 Dry ice 200g
- (12) 輸送物の作成者の氏名又は名称及び住所
 (放射性輸送物確認書等の写しを添付する場合は、省略することができる。)
- (13) 荷送人の氏名又は名称及び住所
 告示第8条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、告示第23条に定める輸送計画書の策定又は所持等を行う者についても記載すること。
- (14) 荷受人の氏名又は名称及び住所
 告示第8条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、告示

第23条に定める輸送計画書の策定又は所持等を行う者についても記載すること。

5. コンテナ（コンテナをオーバーパックと読み替える場合を含む。）で輸送する場合

((7)を除き輸送物を収納するコンテナごとに記載すること。)

(1) コンテナの収納者の氏名又は名所及び住所
 (2) コンテナの名称又は型式及び主要諸元（長さ、幅、高さ、重量、適合規格等）
 コンテナの名称又は型式は、コンテナの製造者、番号等を記載すること。

コンテナの重量は規格上の最大重量（コンテナ自重＋積載物重量）及びコンテナ自重を記載すること。

(3) コンテナに収納する輸送物の個数、コンテナへの収納方法及び輸送容器の名称又は型式。

一の航空機で輸送する場合の放射性物質の合計量が告示第8条第1号から第6号のいずれかに該当する放射性物質を輸送する場合には、コンテナへの施錠及び封印その他の当該コンテナが容易に開封されないための措置についての説明も記載すること。

(4) 輸送物を収納したコンテナ（以下単に「コンテナ」という。）の表面及び表面から1メートルの距離における線量当量率

最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で記載すること。測定方法は算定方法の説明も記載すること。

(5) コンテナ輸送指数
 輸送指数のみを記載し、算定過程等は7(4)に記載すること。

(6) コンテナの放射能面密度
 α 線放出の有無、及びコンテナの表面の放射性物質の放射能面密度をBq/cm²単位で記載すること。測定方法又は算定方法の説明も記載すること。

(7) コンテナの個数
 当該航空機に積載する放射性輸送物を収納したコンテナの個数。

(8) コンテナの外観図
 三面図及び写真又は鳥瞰図により、告示第22条に規定する標識又は表示が付し又は行われていることを明示し、かつ、次の説明を加えること。

標識又は表示の種類。標識又は表示の箇所及び数。
 「国連番号」等の表示及びコンテナ標識等に、それぞれ該当するかどうかの説明。該当するものについては、それぞれの表示方法。

6. 航空機及び航空機への積載方法

(1) 航空機の概要
 航空機の型式、国籍及び登録記号、旅客機又は貨物機の別、旅客の搭乗の有無等を記載すること。（国籍及び登録記号については申請時点で確定しない場合は省略することができる。）

(2) 専用積載の場合にあってはその旨
 専用積載の場合には、当該航空機が一の荷送人により専用されることの説明、及び積み込み及び取卸しが被ばく防止の観点からを含め、荷送人又は荷受人の指示により行われることの説明。

(3) 航空機への搭載方法及び固縛方法
 a. 積載方法の説明
 i) 輸送物の積載方法及び固縛方法を決定する際に考慮した、飛行中輸送物積載場所に作用する加速度及び非常着陸時に作用する加速度の説明。
 飛行中に作用する加速度としては、耐空性審査要領（米国連邦航空規則FAR Part1及び23～35に準拠）に規定する運動荷重及び突風荷重に対応するものとし、非常着陸時に作用する加速度としては、耐空性審査要領の非常着陸状態の項に規定する慣性力が作用するものとする。非常着陸時に作用する加速度は、耐空類別が飛行機輸送Tである飛行機にあっては、通常時の値となる。

上 方 3.0g 前 方 9.0g

側 方 4.0g 下 方 6.0g 後 方 1.5g

ii) i)の荷重による放射性輸送物等の移動、転倒、転落等の可能性、又は移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれる可能性についての説明。

iii) 輸送中、i)を考慮した混載物等の荷重により輸送物の安全性が損なわれる可能性についての説明。

iv) 放射性輸送物等の積載場所の説明（説明図を添付すること。）

v) 放射性輸送物等の輸送指数（算定過程は7(4)に記載すること。）及び航空機客室の内面又は操縦室の隔離若しくは床面からの距離の説明。（説明図を添付すること。）

vi) 告示第8条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、放射性輸送物が人手により容易に移動されないための方法についての説明

b. 臨界の防止

i) 核燃料物質の輸送であるかどうかの説明
 ii) 核燃料物質の輸送の場合には次の措置の説明
 水の侵入に対する臨界防止措置。

中性子吸収材又は中性子減速材の効力のそう失に対する臨界防止措置。

輸送物相互又は放射性収納物相互の接近に対する臨界防止措置。

水中又は雪中への浸漬に対する臨界防止措置。
 温度変化に対する臨界防止措置。

輸送容器又は密閉装置の形状の変化に対する臨界防止措置。
 その他、臨界に達する可能性の評価。

c. 混載制限

i) 表面からの平均熱放出率
 混載物の有無
 表面からの平均熱放出率が15W/m²を超えており、混載物が有する場合は、熱を除去する措置の設置又はその他の特別な措置の説明。

ii) 火薬類、高圧ガス、腐蝕性液体、引火性液体、可燃性液体等の放射性輸送物の安全な輸送を損うおそれのある物件との混載の有無。

申請時点で混載物を明らかにすることが困難な場合は、混載制限を遵守するためにとられる危険品受託時の航空会社内の体制の説明を記載すること。

d. BM型輸送物及びBU型輸送物の輸送物表面の温度に対する措置。（BM型輸送物又はBU型輸送物に該当する場合に記載すること。）

i) 輸送物確認の際の通常時試験後の輸送物表面の温度。
 ii) 輸送中、輸送物表面の温度が50℃を越えないことの説明、又は輸送物周囲の空隙の状態、カバー、又は上積みの有無、隣接する他の貨物の積上げ高さ及び天井との距離等の積載方法の説明。

(4) 輸送物を積載した航空機の表面及び表面から2mの距離における最大線量当量率

具体的測定場所及び測定値又は計算値の説明

(5) 航空機の表面の放射能面密度

具体的測定場所及び測定値又は計算値の説明

(6) 航空機の積載場所の汚染の有無

汚染の有無の理由

(7) 積載した輸送物等の輸送指数の合計値

a. 輸送指数の算定

告示第17条に従って、放射性輸送物及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数を算定した過程、又は輸送指数を定める必要がないことの説明を記載すること。

コンテナの最大断面積を記載する必要がある場合は、最大断面積となるコンテナの断面のとり方についても説明を加えること。

- b. 当該航空機に積載する輸送指数の合計値、その算式及びその他告示第18条により必要となる説明。

申請時点で輸送指数又はその合計値を明らかにすることが困難な場合は、積載限度等を遵守するためにとられる放射性輸送物受託時の航空会社内部の体制の説明を記載すること。

7. 輸送実施体制

- (1) 輸送責任者及び輸送実施者（機長等）の氏名等
当該輸送（日本国内での積込み取卸しを含む。）に係る実施責任者及び実施に当たる者の氏名等を記載すること。
告示第8条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、輸送責任者が核物質防護上の措置について知識と経験を有することの説明及び輸送責任者の行う措置の具体的内容についても記載すること。
- (2) 機長等への通報要領
具体的な通報体制を記載すること。
- (3) 貨物搭載要領
- a. 取扱場所
（日本国内での積込み取卸し等についてのみ記載すること。）
積込み取卸し等の取扱場所、方法等の説明。
- b. BM型輸送物等の場合の専門家の立会い
（BM型輸送物等を日本国内で積込み又は取卸し場合についてのみ記載すること。）
- i) 積込み、取卸しの際に立合わせる専門的知識を有する者の氏名、所属、資格及び必要な場合には経験。
- ii) 立会時に携行する放射線測定器の名称、検出できる放射線、及び検出範囲並びに立会い時に携行する保護具。
- c. 取扱方法等を記載した書類
取扱方法等を記載した書類の名称を記載し、書類の写しを添付すること。書類には別添1に示す事項が記載されていること。
- (4) 事故時の措置
別添2に示すように、輸送前に、事故処理の要領を定め、事故処理のための体制を整えておくこと。
輸送計画書には次の事項を記載すること。
- a. 事故処理のための体制の準備
- i) 輸送中、放射性輸送物等の破損又は漏えい事故（以下「放射性輸送物等の破損等の事故」という。）が発生した場合に、当該機が空港等へ到着後速やかに検査、除染等を実施するため、並びに、輸送中当該航空機に、墜落等の消火活動若しくは救難活動を必要とする航空機事故（以下「航空機の重大事故」という。）又は航空機の重大事故その他消火活動若しくは救難活動を必要とするおそれのある状態（以下「緊急状態」という。）が発生した場合に、消火活動及び救難活動に適切な助言を与え、検査、除染等を実施するための放射線専門家の配備状況の説明。
放射線専門家の氏名、所属、連絡先、資格等並びに担当空港等及び担当地域。
事故処理の際必要となる計測機器、並びに除染及びしゃへいのための器具の準備状況の説明。
- ii) 輸送前に、当該機が放射性輸送物等を積載している旨の連絡が行われる航空会社の日本国内の関係地方支所。
わが国の航空会社により輸送される場合には、輸送前に連絡が行われる国外の関係支所についても記載すること。
- b. 事故処理要領
- i) 事故等が発生した場合、その処理のための指揮系統。
- ii) 放射性輸送物等の破損等の事故の場合の措置。
- iii) 放射性輸送物等を輸送中の航空機の重大事故又は緊急状態が発生したことを知った場合の連絡等の措置。
- iv) 放射性輸送物等を輸送中の航空機の重大事故等の措置
- v) 以上の措置の航空会社関係部署及び支所並びに配備した放射線専門家への周知状況の説明。
- (5) 核物質防護措置が必要な場合

- イ. 警備体制
- i) 警備人の経歴
- ii) 警備人の行う措置の内容
- iii) 包装、錠及び封印に異常がないことを積載前に点検する旨
- ロ. 受渡し地点及びその予定時刻
- i) 荷送人から運送人へ輸送物を受け渡す地点及びその予定時刻
- ii) 運送人から荷受人へ輸送物を受け渡す地点及びその予定時刻
- ハ. 連絡通報体制
- i) 連絡通報体制の整備状況の説明
- ii) 指定連絡場所の住所等
- iii) 輸送責任者と指定連絡場所との連絡の時間間隔
- iv) 緊急時の連絡体制

8. その他

告示第8条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、告示第23条に定める輸送計画書の内容の不必要な分散を防止するための方法の説明を記載すること。
その他特記すべき事項、参考となる事項があれば記載する。

別添1

告示第19条に定める「取扱方法等を記載した書類」の記載事項「取扱方法を記載した書類」には以下の事項を記載すること。

- (1) 輸送物の種類、内容その他輸送に関する事項
- a. 輸送物の種類
- b. 収納されている放射性物質の名称
- c. 収納されている放射性物質の数量
- d. 輸送容器の型式及び名称
- e. 輸送物の表面及び表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率
- f. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所
- g. その他の必要事項
- (2) 輸送物の取扱方法
取扱い上注意すべき事項がある場合には、それを記載すること。
- (3) 輸送の方法その他輸送中に留意すべき事項
- a. 航空機内の積載場所
- b. 積込み地点及び取卸し地点
- c. 放射性物質等の性状、物理的・化学的性質等
- d. その他の必要事項
- (4) 事故が発生した場合の措置
- a. 輸送中、放射性輸送物等の破損等が発見された場合の措置
- i) 放射性輸送物等の破損等を引き起こした事故等により被害を受けた者がいる場合は、その者を救助し、傷口、汚染した皮ふ等を水で流し洗いをする。
- ii) 破損等の発生した放射性輸送物等から離れ付近を立入禁止とする。
- iii) 破損等の発生した放射性輸送物等の近くにいた者を確認し、空港等へ到着後汚染検査等を受けるよう指示する。
- iv) 飛行中にあっては、機長は必要に応じ緊急着陸等の措置をとる。
- v) 航空会社内関係部署及び必要な場合には航空管制機関に対し、空港等へ到着後実施する検査、除染等の準備を行うよう通報する。
- vi) 放射性物質が付着した衣服又はそのおそれのある衣服はプラスチックバックの中に入れる。
- b. 輸送中、航空機が、墜落等の航空機事故のおそれのある事態、消火活動、救難活動を必要とするおそれのある事態等の緊急状態に陥った場合の措置
- i) 航空交通管制機関に対し、放射性輸送物等を積載している旨通報する。
- ii) 航空会社内関係部署に通報し、地上での措置又はそれに必要な準備を行わせる。

別添2

放射性輸送物等を輸送中の事故時の措置

放射性輸送物等を輸送中に、事故等が発生した場合には、次の措置を実施すること。また、これらの措置を速やかに実施できるよう輸送前に必要な準備をしておくこと。

(1) 航空機内での放射性輸送物等の破損等の事故

a. 地上の事故対応体制の準備

i) 荷送人若しくは荷受人、又は航空会社は、放射性輸送物等の輸送中、航空機内で放射性輸送物等の破損等の事故が発生した場合に、当該機が空港等へ到着後速やかに、放射性物質により汚染した者及び、放射線により被ばくした者並びにそれらのおそれのある者の適切な管理及び検査、機体の汚染状況の検査並びに除染を実施できるよう、輸送前に放射線専門家を手配し連絡先を明らかにしておく。また、必要となる計測機器及び除染のための器具を準備しておく。

ii) i)項の手配及び準備は当該航空機の出発、経由及び到着に係る空港等並びに代替空港等のうち日本国内にあるものについて行うこと。

iii) 航空会社は、輸送前に、その関係地方支所（出発、経由及び到着に係る空港等の所在地、代替空港等の所在地並びに飛行経路付近にあるもの）に対し、当該機が放射性輸送物等を積載している旨連絡をしておく。

ただし、外国航空会社にあつては、その関係地方支所のうち日本国内にあるものについてのみ連絡をしておけばよい。

b. 事故時の機内での措置

輸送中、航空機内で放射性輸送物等の破損等が発見された場合には、次の措置を実施する。

- i) 放射性輸送物等の破損等を引き起こした事故等により被害を受けた者がいる場合は、その者を救助し、傷口、汚染した皮膚等を水で流し洗いをする。
- ii) 破損等の発生した放射性輸送物等から離れ付近を立入禁止とする。
- iii) 破損等の発生した放射性輸送物等の近くにいた者を確認し、空港等へ到着後汚染検査等を受けるよう指示する。
- iv) 飛行中にあつては、機長は必要に応じ緊急着陸等の措置をとる。
- v) 航空会社内関係部署及び必要な場合には航空管制機関に対し、空港等へ到着後実施する検査、除染等の準備を行うよう通報する。
- vi) 放射性物質等が付着した衣服又はそのおそれのある衣服はプラスチック・バックの中に入れる。

c. 空港等へ到着後の措置

i) 放射性輸送物等の破損等の事故の通報を受けた航空会社等は、ii)～iv)の措置を実施するため、当該機の着陸空港等に放射線専門家を派遣する。

ii) 放射性物質により汚染した者及び放射線により被ばくした者並びにそれらのおそれのある者に対し、放射線専門家により適切な管理及び検査を行う。

iii) 放射線専門家により、速やかに機体の汚染状況を検査する。

iv) 汚染された機体、装備品、場所等はすべて、放射線専門家により可及的速やかに、そして再使用される前に除染する。

v) 必要に応じ事故後定期的に汚染した場所の検査を行う。

vi) 事故報告書を作成し、航空局技術部運航課に提出する。報告書には、事故の原因、事故に際し講じた措置、事故の状況及び事故に関係する事実の評価に有用であり事故防止又は事故措置の改善に役立つようなその他の関連データを記載する。

(2) 航空機の重大事故及び緊急状態

a. 地上の事故対応体制の準備

i) 荷送人若しくは荷受人、又は航空会社は、当該放射性輸送物等

の輸送中、当該航空機に航空機の重大事故又は緊急状態が発生した場合に、救助活動、消火活動等に対し適切な助言を与え、放射性物質により汚染した者及び放射線により被ばくした者並びにそれらのおそれのある者の適切な管理及び検査を行い、機体又は事故現場等の汚染状況を検査し除染を行うことができるよう、輸送前に放射線専門家を手配し連絡先を明らかにしておく。また、必要となる計測機器並びに除染及びしゃへいのための器具を準備しておく。

ii) i)項の手配及び準備は、当該航空機の飛行経路(代替空港等への飛行経路を含む)のうち日本国内の部分について行うこと。

iii) 航空会社は、輸送前に、その関係地方支所（出発、経由及び到着に係る空港等の所在地、代替空港等の所在地並びに飛行経路付近にあるもの）に対し、当該機が放射性輸送物等を積載している旨連絡をしておく。

ただし、外国航空会社にあつては、その関係地方支所のうち日本国内にあるものについてのみ連絡をしておけばよい。

b. 緊急状態発生時の機内での措置

放射性輸送物等を輸送中の航空機が緊急状態に陥った場合は次の措置を実施する。

i) 航空交通管制機関に対し放射性輸送物等を積載している旨連絡する。

ii) 航空会社内関係部署に通報し、地上での措置又はそれに必要な準備を行わせる。

c. 緊急状態発生時及び航空機の重大事故時の連絡

航空会社等は、放射性輸送物等を輸送中の航空機に航空機の重大事故又は緊急状態が発生したことを知った場合は次の措置を実施する。

i) 航空局技術部運航課及び関係地方空港事務所に対し、当該機が放射性輸送物を積載している旨通報する。

ii) 航空機の重大事故が空港等以外で発生した場合には、関係救難救助機関に対し、当該機が放射性輸送物等を積載している旨通報する。

iii) 放射線専門家と連絡をとり必要に応じ事故現場等へ派遣するとともに、消火活動、救難活動、事故処理等の面で必要な措置があれば、直ちにi)項及びii)項の機関等に対し通報する。

d. 事故後の地上での措置

i) 事故現場では放射線専門家により、次の措置を実施する。

- 救難活動、消火活動等に適切な助言を与える。
- 放射性物質により汚染した者、及び放射線により被ばくした者、並びにそれらのおそれのある者に対し適切な管理及び検査を行う。
- 機体、事故現場等の汚染状況を検査する。
- すべての汚染された機体、事故現場等を可及的速やかに、そして再使用する前に除染する。

ii) 事故後必要に応じ定期的に汚染した場所の検査を行う。

iii) 緊急状態又は事故についての報告書を作成し航空局技術部運航課に提出する。

報告書には、放射性輸送物等に関し、事故等の状況、講じた措置、及び事故等の評価に有用であり、以後の事故防止又は事故措置の改善に役立つようなその他の関連データを記載すること。

放射性輸送物確認申請書に添付する「安全解析書」の記載事項について

空 航 第 530 号
 昭和53年 7 月 18 日
 改正 空 航 第 1074号
 昭和63年 11 月 26 日
 空 航 第 199 号
 平成元年 3 月 30 日
 空 航 第 82 号
 平成 3 年 1 月 30 日
 国空航 第 544 号
 平成13年 6 月 29 日
 国空航 第 1305 号
 平成 20 年 5 月 29 日

国土交通省航空局技術部運航課長

放射性輸送物確認申請書に添付する「安全解析書」の記載事項等について

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第 194条第 2 項第 2 号に基づく放射性輸送物の確認のための放射性輸送物確認申請書に添付する安全解析書には下記に示す事項、説明等を記載して下さい。

ただし、2-2~2-6は六フッ化ウランを収納又は包装する輸送物（以下「六フッ化ウラン輸送物」という。）の場合のみ、3-1~4-7はBM型輸送物又はBU型の輸送物の場合のみ、4-8~4-11はBM型輸送物の場合のみ、4-12~4-17はBU型輸送物の場合のみ、並びに2-6及び3-2は該当するものについてのみ記載して下さい。

なお、下記で「告示」とは「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成13年国土交通省告示第1094号）」をいいます。

記

1. 輸送物

- 1-1 輸送容器の型式又は名称
- 1-2 収納する放射性物質等の名称
- 1-3 収納する放射性物質等の重量及び放射能強度並びに告示第8条に規定する物質の場合には、収納する放射性物質等の重量の合計及び輸送時における吸収線量率(劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮ウラン(濃縮度が10%未満のもの)の照射済燃料にあっては、これに代えて照射直後における吸収線量率)

2. 六フッ化ウラン輸送物

- 2-1 六フッ化ウラン輸送物に該当又は不該当であることの説明（告示第9条第9号）
 放射性輸送物に収納又は包装されている六フッ化ウランの容積率。
 六フッ化ウランの輸送中の性状及び容器内圧。
 六フッ化ウランの量及び化学的性状。
- 2-2 圧力試験（告示 別記第10）
 次に掲げる試験条件の下に置いた場合に、放射性物質の漏洩がなく、かつ、著しい応力の発生がないことの説明。
 イ 告示 別記第10第1号の試験
 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明。
 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明。
 ロ 告示 別記第10第2号の試験
 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明。
 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明。
 ハ 告示 別記第10第3号の試験
 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明。

- 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明。
- 2-3 漏洩試験（告示 別記第11）
 次に掲げる試験条件の下に置いた場合に、放射性物質の漏洩がなく、かつ、弁に損傷がないことの説明。
 イ 告示 別記第3第1号ロ（1）の試験
 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明。
 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明。
 ロ 告示 別記第3第1号ロ（2）の試験
 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明。
- 2-4 耐火試験（告示 別記第12）
 次に掲げる試験条件の下に置いた場合に、密封装置に損傷がないことの説明。
 イ 告示 別記第5第2号の試験
 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明。
 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明。
- 2-5 圧力逃がし装置に係る説明
 圧力逃がし装置が備えられていないことの説明。
- 2-6 代替試験（告示 別記第13）
 次のイ又はロのいずれかに掲げる場合であって、前掲2-2~2-5の基準に代えることが適当とされるものにあつてはその説明。
 イ 次の告示 別記第13に規定する条件の下に置いた場合に、放射性物質の漏洩がなく、かつ、著しい応力が発生しないことの説明。
 ① 告示 別記第13第1号の試験
 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明。
 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明。
 ② 告示 別記第10第2号及び第3号の試験
 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明。
 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明。
 ロ 六フッ化ウランの量が9000キログラム以上のもの
 であつて、2-4の基準に適合しないことの説明。

3. BM型輸送物又はBU型輸送物

- 3-1 特別形放射性物質等であるかどうかの記載。（告示第4条及び別記第一）
 特別形放射性物質等である場合には、固体状の放射性物質等又はカプセルに密封された放射性物質等のいずれかであるかの説明及び以下の説明。
 イ 外接する直方体のうち最小のもの寸法
 ロ 以下のハ~トの試験に用いる供試物の説明。
 ハ 衝撃試験
 試験台の説明。特に試験台上面がなめらかな水平面であることの説明。
 落下高さ。
 供試物の損壊の状態。
 ニ 打撃試験
 試験に用いた、供試物を置く鉛板の説明。特に、厚さ及び表面の状態。
 衝撃力の強さ。
 鋼製棒の寸法及び打撃方法。
 打撃が最大の破損を及ぼすように行われていることの説明。
 供試物の損壊の状態。
 ホ 曲げ試験
 輸送物の寸法及び曲げ試験を行う必要性の説明。
 曲げ試験が必要な場合には、曲げ試験に関する以下の事項。
 供試物の水平面への固定方法。
 衝撃力の強さ。
 使用する鋼製棒の寸法。特に平端面の直径及びその角の半径。
 打撃が最大の損傷を及ぼすように行われていることの説明。
 供試物の損壊の状況。
 ヘ 加熱試験

- 試験方法の説明。特に温度及び試験時間。
 供試物の溶融又は分散の状態。
- ト 浸漬試験
 固体状の放射性物質等（カプセルに封入されたものを除く。）の場合。
 試験方法の説明。水中への浸漬時間又は期間、水の温度、空気中への放置期間、空気の温度及び湿度、並びにそれらの試験の順序。
 水中への放射性物質の漏えい量及びその測定方法。
 カプセルに封入された放射性物質等の場合。
 試験方法の説明。水中への浸漬時間、水の温度、空気中への放置時間、空気の温度湿度及びそれらの試験の順序。
 水中への放射性物質の漏えい量及びその測定方法。
- チ 告示第9条第1項第1号リの試験
 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明。
 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明。
- リ 告示第9条第1項第1号ヌの試験
 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明。
 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明。
- ヌ 告示第9条第1項第1号ルの試験
 実験、解析いずれの証明方法によったかの説明。
 実験又は解析の条件、方法及び結果の説明。
- 3-2 A₁値又はA₂値の決定（告示別表第二～別表第七）
 イ A₁値又はA₂値の決定方法が、告示別表第二～別表第七のいずれによるかの説明。
 ロ 告示別表第二による場合
 核種。特別形放射性物質等であるかどうかの別。
 A₁値又はA₂値
 ハ 告示別表第三～第七による場合
 核種。特別形放射性物質等であるかどうかの別。
 A₁値又はA₂値及びその決定過程の説明。その他必要事項を記載すること。
- 3-3 BM型輸送物又はBU型輸送物であるかどうかの説明（告示第5条）
 特別形放射性物質等であるかどうかの別。
 放射性物質等の放射能の量及びA₁値又はA₂値。
4. BM型輸送物又はBU型輸送物の技術上の基準への適合性
 4-1 輸送物に外接する直方体のうち最小のもの三辺の長さ
 4-2 取扱いの容易性、安全性
 イ 輸送物の総重量
 総重量が50kg以下のものは手で、50kgを超えるものは機械的手段により安全に取扱えるものであるかどうかの説明。
 ロ 輸送物の吊上げ用具は、急激な吊上げに対しても耐えうるものであるかどうかの説明。
 ハ 吊上げ用具と間違えられるおそれのある付属物等が取り外されている、みだりに利用できない状態である、又は、間違っても吊上げても吊上げ用具として必要な程度以上に安全な構造であるかどうかの説明。
 ニ 輸送物の外面の状態。特に雨水がたまりにくく、除染が容易であり、かつ突出物のない構造であるかどうかの説明。
 ホ 輸送中、輸送物に取り付けられる措置の有無、及び有する場合には、それらの輸送物の安全性に対する影響。
 ヘ その他、取扱いの容易性、安全性について特記すべき事項。
- 4-3 輸送中の亀裂、破損等の可能性
 イ 輸送中予想される温度変化の輸送容器の材質に対する影響。
 ロ 輸送中予想される加速及び振動の輸送容器に対する影響。
 振動については、ボルト、ナットその他の締具のゆるみを防ぐための措置等を記載する。
 ハ 輸送容器の材質と材質、又は材質と放射性収納物との間の物理的、又は化学的な作用。
 ニ 密封装置の締具の説明。特に、輸送中偶然又は輸送物の内圧により開く可能性の検討。
- ホ 密封装置が輸送容器から取り外せる場合には、輸送容器から独立した締具で確実に閉ざすことができるかどうかの説明。
 ヘ 圧力逃がし弁以外で放射性収納物が外に出る可能性のある弁の有無。輸送容器がそのような弁を有する場合には、誤操作による漏れの可能性、及び漏れを防ぐ保護具の説明。
 ト 放射線しゃへい体が輸送容器から取り外せるかどうかの説明。取り外せる場合にはその締具の説明。
- 4-4 開封に対する措置
 みだりに開封されないための措置。
 開封された場合に、それが明らかであるかどうかの説明。
- 4-5 表面の放射性物質の放射能面密度
 α線放出の有無。
 輸送物表面の放射性物質の放射能面密度（Bq/cm²）、及びその測定方法、又は算定方法。
- 4-6 最大線量当量率
 輸送物表面及び表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率（ミリシーベルト/時）、及びその測定方法又は算定方法。
- 4-7 輸送物中に収納又は包装されている書類及び物品の説明。
- 4-8 告示別記第四の条件
 イ 水の吹きつけ試験
 実験、解析等いずれかの証明方法によったかの説明。
 試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。
 水の吹きつけ強さ、吹きつけ時間、吹きつけの方向、及び吹きつけの均一性の説明。
 ロ 自由落下試験
 実験、解析等いずれかの証明方法によったかの説明。
 試験前の供試物の状態（水の吹きつけ状態を含む。）、又は計算条件等の説明。
 輸送物重量(kg)及び落下高さ(m)。
 最大破損を及ぼすように落下させていることの説明。
 試験台の説明。特に試験台上面がなめらかな水平面であることの説明。
 ハ 圧縮試験
 実験、解析等いずれかの証明方法によったかの説明。
 試験前の供試物の状態（水の吹きつけ状態を含む。）、又は計算条件等の説明。
 輸送物重量(kg)、輸送物の鉛直投影面積(cm²)及び加えた荷重(kg)の説明。
 荷重を加えた時間及び、加えた荷重の均一性の証明。
- ニ 貫通試験
 実験、解析等いずれかの証明方法によったかの説明。
 試験前の供試物の状態（水の吹きつけ状態を含む。）、又は計算条件等の説明。
 供試物を置いてある試験台の説明。特に試験台は試験中動きにくく、試験台上面は固くてなめらかな水平面であることの説明。
 試験に用いる棒の説明、特に、重量、直径、先端の形状及び強度の説明。
 落下方法、落下高さの説明。
 輸送物の最も弱い部分に落下させていることの説明。
- ホ 環境試験
 実験、解析等いずれかの証明方法によったかの説明。
 試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。
 試験方法の説明。特に試験温度及び放置期間。
- 4-9 告示別記第四の条件の下に置いた場合の輸送物の状態
 イ 表面の最大線量当量率（ミリシーベルト/時）、及びその測定方法又は算定方法。
 ロ 放射性物質の1時間当たりの漏えい量(Bq)及びその測定方

- 法又は算定方法、並びにA₂値。
- ハ 日蔭での表面の温度(°C)、及びその測定方法又は算定方法。
当該輸送物を専用積載で輸送する予定の有無。
- ニ 表面の放射性物質の放射能面密度。α線放出の有無。
輸送物表面の放射性物質の放射能面密度 (Bq/cm²)、及びその測定方法、又は算定方法。
- 4-10 告示別記第五の条件
- イ 落下試験
実験、解析等いずれかの証明方法によったかの説明。
試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。
試験台の説明。特に試験台上面はなめらかな水平面であり、垂直に固定された直径15cm、長さ20cmの軟鋼丸棒の上端面であることの説明。
落下高さ。
最大破損を及ぼすように落下させていることの説明。
落下試験Ⅰ及び落下試験Ⅱは、次の耐火試験で輸送物が最大の破損を受けるような順序で行われていることの説明。
- ロ 耐火試験
実験、解析等いずれかの証明方法によったかの説明。
試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。
温度及び試験時間。
加熱停止後の冷却についての説明。
輸送物を形成する材料の燃焼の有無、及び燃えた場合はその後の処置の説明。
- ハ 浸漬試験
実験、解析等いずれかの証明方法によったかの説明。
試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。
浸漬深さ、浸漬時間等浸漬方法の説明。
- ニ 環境試験
実験、解析等いずれかの証明方法によったかの説明。
試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。
試験方法の説明。特に試験温度及び放置期間。
- 4-11 告示別記第五の条件の下に置いた場合の輸送物の状態。
- イ 表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率(ミリシーベルト/時)、及びその測定方法又は算出方法。
- ロ 放射性物質の1週間当たりの漏えい量(Bq)及びその測定方法又は算定方法並びにA₂値。クリプトン85にあっては、その旨の記載。
- 4-12 告示別記第六の条件
- イ 水の吹きつけ試験
ロ 自由落下試験
ハ 圧縮試験
ニ 貫通試験
ホ 環境試験
- 4-8 告示別記第四の条件の記載
要領に従って記載すること。
- 実験、解析等いずれかの証明方法によったかの説明。
試験前の供試物の状態、又は計算条件の説明。
試験方法の説明。特に試験温度及び放置期間。
- 4-13 告示別記第六の条件の下に置いた場合の輸送物の状態
- イ 表面の最大線量当量率(ミリシーベルト/時)、及びその測定方法又は算定方法。
- ロ 放射性物質の1週間当たりの漏えい量(Bq)及びその測定方法又は算定方法、並びにA₂値。
- ハ 日蔭での表面の温度(°C)、及びその測定方法又は算定方法。
当該輸送物を専用積載で輸送する予定の有無。α線放出の有無。
輸送物表面の放射性物質の放射能面密度(Bq/cm²)、及びその測定方法又は算定方法。
- 4-14 告示別記第七の条件
- イ 落下試験Ⅰ
ロ 落下試験Ⅱ
ハ 耐火試験
- 4-10 告示別記第五の条件の記載
- ニ 浸漬試験
要領に従って記載すること。
- ホ 環境試験
実験、解析等いずれかの証明方法によったかの説明。
試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。
試験方法の説明。特に試験温度及び放置期間。
- 4-15 告示別記第七の条件の下に置いた場合の輸送物の状態
- イ 表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率(ミリシーベルト/時)、及びその測定方法又は算定方法。
- ロ 放射性物質の1週間当たりの漏えい量(Bq)及びその測定方法又は算定方法並びにA₂値。
- 4-16 内部のろ過又は放射性物質等の冷却のための措置、構造等及び特別な操作の有無。有する場合にはその説明。
- 4-17 最高使用圧力(kg/cm²)及びその測定方法又は算定方法。
5. 核物質防護措置の必要な放射性輸送物の技術上の基準への適合性
- 5-1 一の航空機で輸送する場合の放射性物質の合計量が告示第8条第1号、第2号(ハを除く。)又は第4号のいずれかに該当する放射性物質等が収納され、又は包装されている放射性輸送物の場合には、輸送物への施錠及び封印その他の当該輸送物が容易に開封されないための措置についての説明。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（省略） 核燃料物質等の陸上輸送の場合に同じ。

○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

（省略） 核燃料物質等の陸上輸送の場合に同じ。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書を定める省令

（省略） 核燃料物質等の陸上輸送の場合に同じ。



Ⅱ 放射性同位元素等の運搬関係法令



II 放射性同位元素等の運搬関係法令

図 放射性同位元素等の運搬に関する基本体系

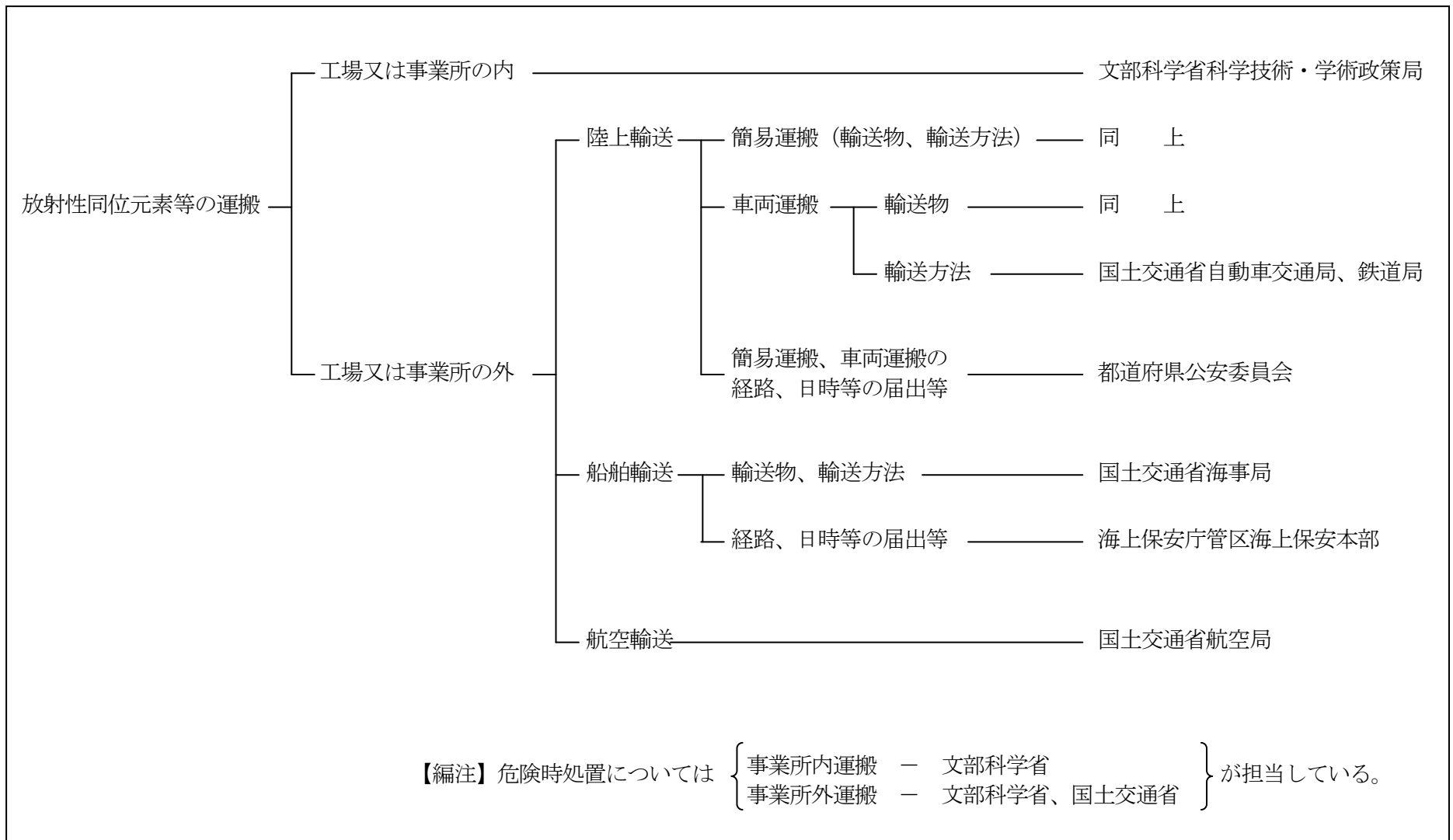
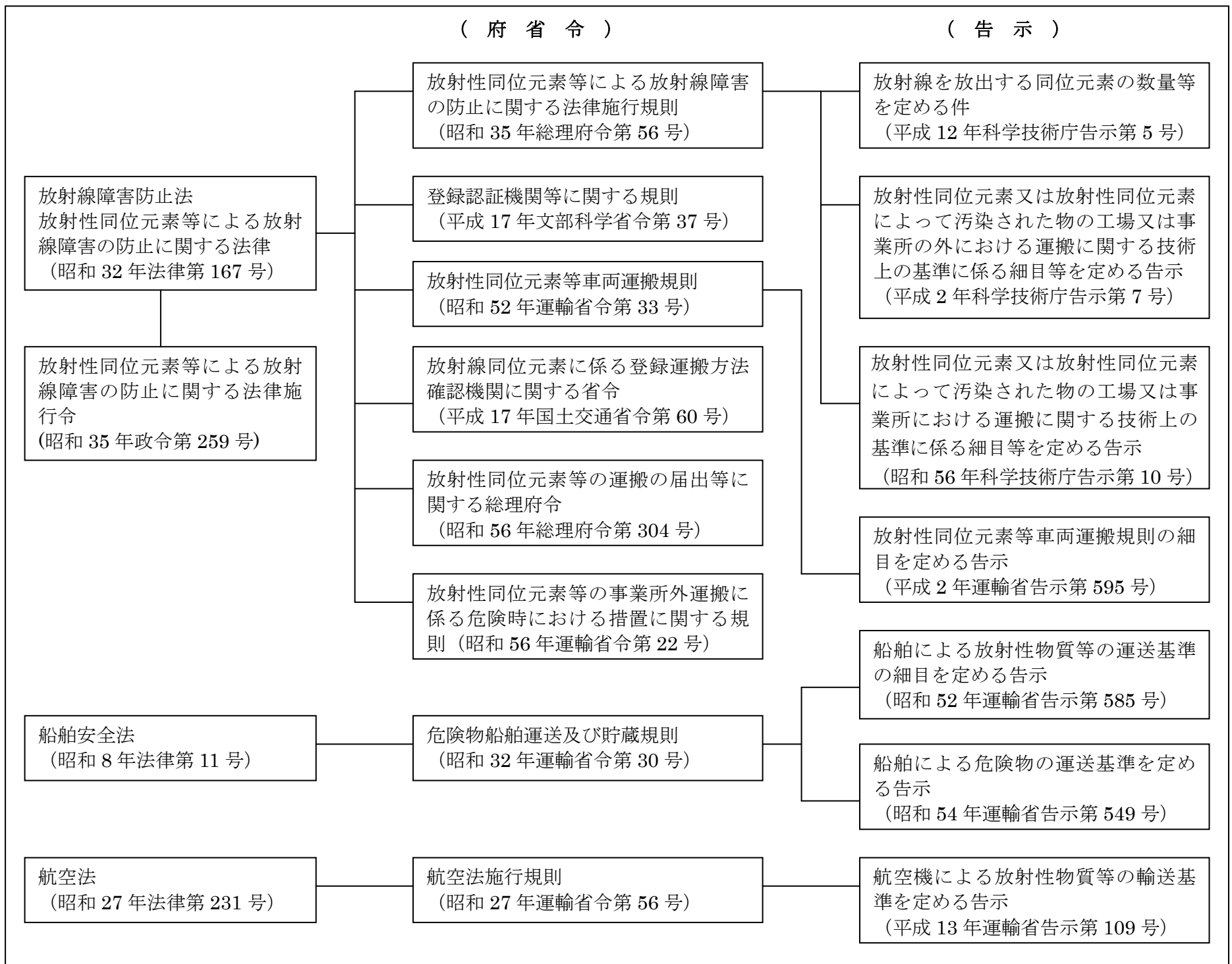


図 放射性同位元素等の輸送に関する規制法令



A 陸上輸送関係法令

Aの1 工場又は事業所内の運搬関係

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

（昭和三十二年六月十日法律第百六十七号）

最終改正：平成一九年五月一日法律第三八号

（目的）

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によって汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

（運搬の基準）

第十七条 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を工場又は事業所（許可届出使用者にあつては使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設を設置した工場又は事業所、許可廃棄業者にあつては廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設を設置した廃棄事業所をいう。以下同じ。）において運搬する場合においては、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者又は許可廃棄業者に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

（事故届）

第三十二条 許可届出使用者等（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者を含む。次条において同じ。）は、その所持する放射性同位元素について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

（危険時の措置）

第三十三条 許可届出使用者等は、その所持する放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、文部科学省令（放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合にあつては、文部科学省令又は国土交通省令。第三項において同じ。）で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 許可届出使用者等は、第一項の事態が生じた場合においては、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文部科学大臣（放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合にあつては、文部科学大臣又は国土交通大臣。次項において同じ。）に届け出なければならない。

4 文部科学大臣は、第一項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の所在場所の変更、放射性同位元素による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（報告徴収）

第四十二条 文部科学大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会

は、この法律（国土交通大臣にあつては第十八条第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条第六項の規定）の施行に必要な限度で、文部科学省令、国土交通省令又は内閣府令で定めるところにより、許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者に対し、報告をさせることができる。

2 文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、文部科学省令又は国土交通省令で定めるところにより、文部科学大臣にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関に対し、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認機関に対し、報告をさせることができる。

3 文部科学大臣は、前二項の規定による報告の徴収のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、船舶の船長その他の関係者に対し、必要な報告をさせることができる。

（立入検査）

第四十三条の二 文部科学大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（国土交通大臣にあつては第十八条第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条第六項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（文部科学大臣にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員）に、許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物を収去させることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を収去させることができる。

3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十三条の三 文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、文部科学大臣にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関の、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認の事務所立ち入り、これらの機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（罰則）

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～六 （略）

七 第三十三条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反した者

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～四 （略）

五 第十二条の五第二項若しくは第三項、第十三条、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第三項、第十七条第一項、第十八条第一項（第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第七項、第十九条第一項、第二項、第四項若しくは第五項又は第二十五条の二第三項において準用する同条第二項の規定により読み替えて適用する第十八

条第一項の規定に違反した者

六 第十四条、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第四項（第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十九条第三項又は第二十五条の二第三項において準用する同条第二項の規定により読み替えて適用する第十八条第四項の規定による命令に違反した者

七～十一 （略）

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～十 （略）

十一 第二十七条第一項若しくは第三項、第三十二条若しくは第三十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十二 第四十二条第一項若しくは第三項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十三 第四十三条の二第一項又は第二項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条の六（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八及び第四十一条の三十二において準用する場合を含む。）の許可を受けないで設計認証業務、検査業務、定期確認業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、試験業務又は資格講習業務の全部を廃止した者

二 第四十一条の十三（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

三 （略）

四 第四十二条第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第四十三条の三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十一条、第五十二条、第五十三条第二号又は第五十三条の二から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十八条 第四十一条の七第一項（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 （平成一九年五月一日法律第三八号） 抄

第一条 この法律は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日（編注 平成19年9月2日）から施行する。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

（昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号）

最終改正：平成二一年三月三十一日文部科学省令第一三号

（用語の定義）

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 管理区域 外部放射線に係る線量が文部科学大臣が定める線量を超え、空気中の放射性同位元素の濃度が文部科学大臣が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が文部科学大臣が定める密度を超えるおそれのある場所

二～七 （略）

八 放射線業務従事者 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者であって、管理区域に立ち入るもの

九 放射線施設 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設

十～十二 （略）

十三 表面密度限度 放射線施設内の人が常時立ち入る場所において人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度について、文部科学大臣が定める密度限度

（事業所等における運搬の基準）

第十八条 法第十七条第一項の文部科学省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 放射性同位元素等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

イ 放射性同位元素によって汚染された物（当該物に含まれる放射性同位元素の濃度が文部科学大臣の定める濃度を超えないものに限る。）であって放射性同位元素の飛散又は漏えいの防止その他の文部科学大臣の定める放射線障害の防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 放射性同位元素によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを文部科学大臣の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

ロ 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。

ハ 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

三 放射性同位元素等を封入した容器（第一号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する放射性同位元素によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該放射性同位元素によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し又は収納した車両その他の放射性同位元素を運搬する機械又は器具（以下この条において「車両等」という。）の表面及び表面から一メートル離れた位置における線量当量率がそれぞれ文部科学大臣の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

四 運搬物の車両等への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。

五 運搬物は、同一の車両等に文部科学大臣の定める危険物と混載しないこと。

六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。

七 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させること。

八 放射性同位元素等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、放射線障害の防止のため必要な監督を行わせること。

九 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた車両等であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両等の適当な箇所に文部科学大臣の定める標識を取り付けること。

2 前項第二号又は第三号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、文部科学大臣の承認を受けた措置を講ずることをもって同項第二号又は第三号に掲げる措置に代えることができる。この場合において、当該運搬物の表面における線量当量率は、文部科学大臣の定める線量当量率を超えてはならない。

3 第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4 第一項の規定は、放射性同位元素等を使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設内で運搬する場合その他運搬する時間が極めて短く、かつ、放射線障害のおそれのない場合には、適用しない。

5 許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者又は許可廃棄業者は、運搬物の運搬に関し、第十八条の三から第十八条の十三まで及び放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号。以下「車両運搬規則」という。）第三条から第十八条までに規定する運搬の技術上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、運搬物を事業所等の区域内において運搬することができる。（危険時の措置）

第二十九条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならない応急の措置は、次の各号に定めるところによる。

一 放射線施設又は放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防署又は消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十四条の規定により市町村長の指定した場所に通報すること。

二 放射線障害を防止するため必要がある場合には、放射線施設の内部にいる者、放射性輸送物の運搬に従事する者又はこれらの付近にいる者に避難するよう警告すること。

三 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

四 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がり防止及び除去を行うこと。

五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

2 前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、しゃへい具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の線量をできる限り少なくすること。この場合において、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を許可届出使用者又は許可廃棄業者に書面で申し出た者に限る。）にあっては、第十五条第一項第三号（第十九条第一項、第三項及び第五項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項第三号（同条

第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三第八号の規定にかかわらず、文部科学大臣が定める線量限度まで放射線に被ばくすることができる。

3 法第三十三条第三項の規定により、同条第一項に規定する者は、次の事項を届け出なければならない。

- 一 法第三十三条第一項の事態が生じた日時及び場所並びに原因
- 二 発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況
- 三 講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容

4 前項の届出（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者に係るものを除く。）は、当該届出に係る事業所等の所在地が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出るものとする。

（報告の徴収）

第三十九条 許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

- 一 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 二 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、第十九条第一項第二号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- 三 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、第十九条第一項第五号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- 四 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき（第十五条第二項の規定により管理区域の外において密封されていない放射性同位元素の使用をした場合を除く。）。
- 五 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
 - イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
 - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。

六 第十四条の七第一項第三号の線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。

七 放射性同位元素等の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者（廃棄に従事する者を含む。以下本項において同じ。）にあっては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあっては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。

八 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

九 第十四条の十二第二号の線量限度を超えるおそれがあるとき。

2 （略）

3 （略）

4 前各項に規定する場合のほか、許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、文部科学大臣が次に掲げる事項について期間を定めて報告を求めたときは、当該事項を当該期間内に文部科学大臣に報告しなければならない。

- 一 放射線管理の状況
- 二 放射性同位元素の在庫及びその増減の状況
- 三 工場又は事業所の外において行われる放射性同位元素等の廃棄又は運搬の状況

（身分を示す証明書）

第四十一条 法第四十三条の二第三項に規定する同条第一項の規定により立入検査を行う放射線検査官の身分を示す証明書及び同条第二項の規定により立入検査を行う職員の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第五十一及び別記様式第五十二によるものとする。

附 則 （平成二一年三月三十一日文部科学省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第五十一（第 41 条関係）

表

<p>第 号</p> <p>放射線検査官身分証明書</p> <p>職 名 氏 名 生年月日</p> <p>上記の者は、放射線検査官であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付</p> <p>文部科学大臣</p> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px; margin-left: auto; margin-right: 0;">印</div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 150px; margin: 0 auto;">写</div> <p style="margin-top: 20px;">真</p> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px; margin-left: auto; margin-right: 0;">印</div>
--	---

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A7 とすること。

裏

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

第 43 条の 2 文部科学大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（国土交通大臣にあっては第 18 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに第 33 条第 1 項及び第 4 項の規定、都道府県公安委員会にあっては第 18 条第 6 項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（文部科学大臣にあっては放射線検査官、都道府県公安委員会にあっては警察職員）に、許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物を収去させることができる。

2 （略）

3 前 2 項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 55 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

十三 第 43 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

別記様式第五十二（第 41 条関係）

表

<p>第 号</p> <p>立入検査職員身分証明書</p> <p>職 名 氏 名 生年月日</p> <p>上記の者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 43 条の 2 の第 2 項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付</p> <p>文部科学大臣</p> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px; margin-left: auto; margin-right: 0;">印</div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 150px; margin: 0 auto;">写</div> <p style="margin-top: 20px;">真</p> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px; margin-left: auto; margin-right: 0;">印</div>
--	---

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A7 とすること。

裏

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

第 43 条の 2 （第 1 項省略）

2 文部科学大臣は、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第 30 条の 2 第 1 項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を収去させることができる。

3 前 2 項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 55 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

十三 第 43 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

(昭和五十六年五月十六日科学技術庁告示第十号)

最終改正：平成一八年一二月二六日文部科学省告示第一五四号

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(容器に封入することを要しない放射性同位元素によって汚染された物の放射性同位元素の濃度)

第二条 規則第十八条第一項第一号イの文部科学大臣の定める濃度は、一グラム当たり放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成二年科学技術庁告示第七号)第二条第一号に定める A_2 値の一万分の一とする。

2 規則第十八条第一項第一号イの文部科学大臣の定める放射線障害の防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 通常の運搬状態で、放射性同位元素が容易に飛散し、又は漏えいしないようにすること。
- 二 雨水等が容易に浸透しないようにすること。
- 三 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書)

第三条 規則第十八条第一項第一号ロに規定する承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運搬する放射性同位元素によって汚染された物の種類、数量、形状及び性状
- 三 運搬する日時及び経路
- 四 運搬に当たって講ずる放射線障害の防止のための措置

(運搬物及び車両等に係る線量当量率)

第四条 規則第十八条第一項第三号の文部科学大臣の定める線量当量率は、一センチメートル線量当量率について次のとおりとする。

- 一 運搬物の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 二 運搬物の表面から一メートル離れた位置における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時
- 三 車両の表面(開放型の車両にあっては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面)における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 四 車両の表面(開放型の車両にあっては、その外輪郭に接する垂直面)から一メートル離れた位置における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時
- 五 コンテナの表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 六 コンテナの表面から一メートル離れた位置における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時

(危険物)

第五条 規則第十八条第一項第五号の文部科学大臣の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火
- 二 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条に規定する高圧ガス(消火器に封入したものを除く。)
- 三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十五度以下のもの

四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの

五 前四号に掲げるもののほか、当該放射性同位元素等の安全な運搬を損なうおそれのある物

(標識)

第六条 規則第十八条第一項第九号の文部科学大臣の定める標識は、別記に掲げる標識とする。

(特別措置に係る承認の申請書)

第七条 規則第十八条第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運搬する放射性同位元素等の種類、数量及び性状
- 三 運搬物の表面及び表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率
- 四 講ずることが著しく困難である措置及びその理由
- 五 運搬に使用する容器の種類及び仕様
- 六 運搬に使用する車両等の仕様
- 七 運搬の日時及び経路
- 八 運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置
- 九 前号に掲げるもののほか、放射線管理のために講ずる措置
- 十 前二号に掲げるもののほか運搬に伴う放射線障害の防止のために講ずる措置

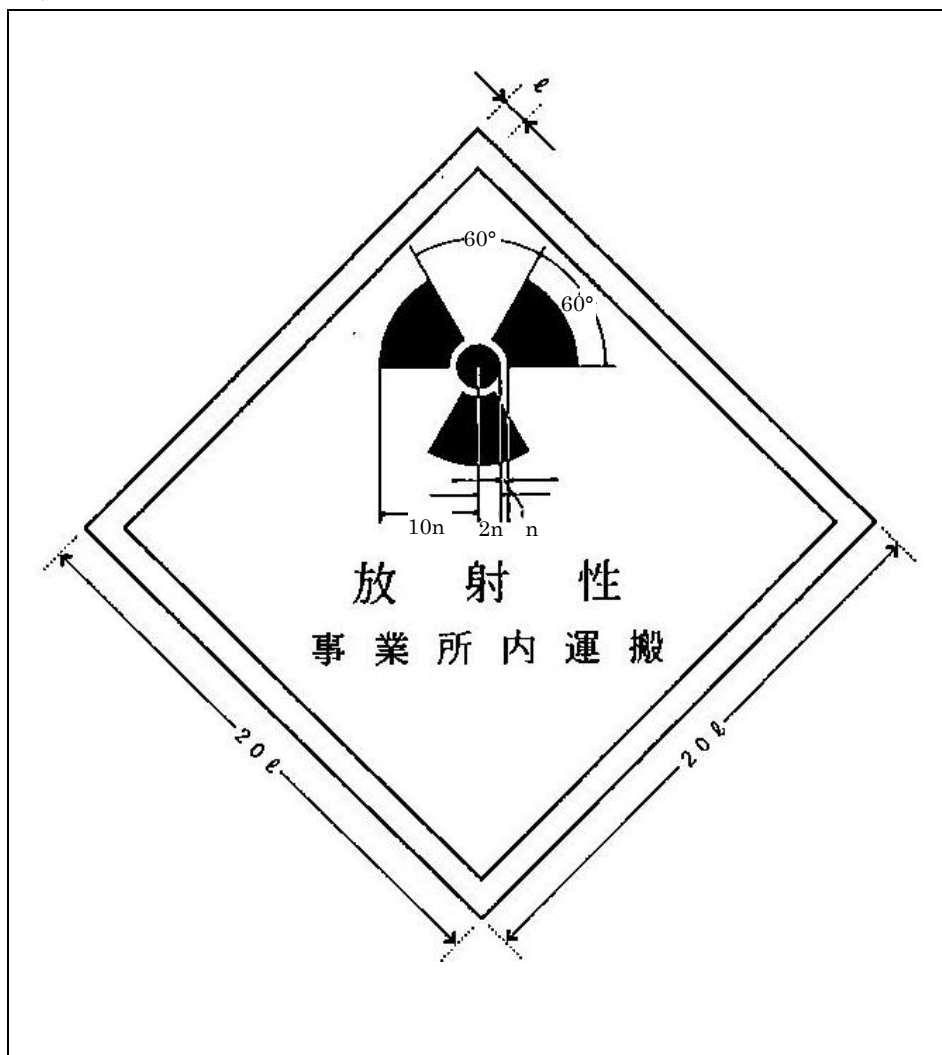
(特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率)

第八条 規則第十八条第二項後段の文部科学大臣の定める線量当量率は、一センチメートル線量当量率について、十ミリシーベルト毎時とする。

附 則 (平成一八年一二月二六日文部科学省告示第一五四号)

この告示は、平成一九年一月一日から施行する。

別記（第6条関係）



- 注 1 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
 2 nは、0.2センチメートル以上とする。
 3 車両に取り付ける標識については、その各辺は、15センチメートル以上とする。
 4 色彩は、次表によること。

部 分	色 彩
地	白
三 葉 マ ー ク	黒
文 字	黒
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒

Aの2 工場又は事業所外の運搬関係

放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

(昭和三十三年六月十日法律第六十七号)

最終改正：平成一九年五月一日法律第三八号

(目的)

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によって汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(認証の基準)

第十二条の三 文部科学大臣又は登録認証機関は、設計認証又は特定設計認証の申請があった場合において、当該申請に係る設計並びに使用、保管及び運搬に関する条件が、それぞれ文部科学省令で定める放射線に係る安全性の確保のための技術上の基準に適合していると認めるときは、設計認証又は特定設計認証をしなければならない。

(設計合致義務等)

第十二条の四 (略)

(認証機器の表示等)

第十二条の五 認証機器製造者等は、前条第二項の規定による検査により設計認証に係る設計に合致していることが確認された放射性同位元素装備機器（以下この条において「認証機器」という。）又は同項の規定による検査により特定設計認証に係る設計に合致していることが確認された放射性同位元素装備機器（以下この条において「特定認証機器」という。）に、文部科学省令で定めるところにより、それぞれ認証機器又は特定認証機器である旨の表示を付することができる。

2 前項の規定による表示が付された認証機器（以下「表示付認証機器」という。）以外の放射性同位元素装備機器には、同項の認証機器である旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 第一項の規定による表示が付された特定認証機器（以下「表示付特定認証機器」という。）以外の放射性同位元素装備機器には、同項の特定認証機器である旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第十二条の六 表示付認証機器又は表示付き特定認証機器を販売し、又は賃貸しようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、当該表示付認証機器又は表示付特定認証機器に、認証番号（当該設計認証又は特定設計認証の番号をいう。）、当該設計認証に係る使用、保管及び運搬に関する条件（以下「認証条件」という。）、これを廃棄しようとする場合においては第十九条第五項に規定する者にその廃棄を委託しなければならない旨その他文部科学省令で定める事項を記載した文書を添付しなければならない。

(運搬に関する確認等)

第十八条 許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下「許可届出使用者等」という。）は、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を工場又は事業所の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、文部科学省令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、国土交通省令）で定める技術上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物による放射線障害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、許可届出使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合する

ことについて、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に関する措置（運搬する物についての措置を除く。）にあつては国土交通大臣（当該措置のうち国土交通省令で定めるものにあつては、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬方法確認機関」という。）又は国土交通大臣）の確認（以下「運搬方法確認」という。）を、その他の運搬に関する措置にあつては文部科学大臣（次項の承認を受けた容器を用いて運搬する物についての措置にあつては、文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬物確認機関」という。）又は文部科学大臣）の確認（以下「運搬物確認」という。）を受けなければならない。

3 許可届出使用者等は、運搬に使う容器について、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の承認を受けることができる。この場合において、文部科学大臣の承認を受けた容器については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。

4 第一項の場合において、文部科学大臣又は国土交通大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者等に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

5 第一項に規定する場合において、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物による放射線障害を防止して公共の安全を確保するため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、許可届出使用者等は、内閣府令で定めるところにより、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を運搬する旨を都道府県公安委員会に届け出なければならない。

6 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があつた場合において、放射線障害を防止して公共の安全を確保するため必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、運搬の日時、経路その他内閣府令で定める事項について、必要な指示をすることができる。

7 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を運搬する場合には、第五項の規定により届け出たところに従って（前項の指示があつたときは、その内容に従って）運搬しなければならない。

8 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物による放射線障害を防止して公共の安全を図るため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらを運搬する者に対し、内閣府令で定めるところにより、第五項の規定により届け出たところに従って（第六項の指示があつたときは、その内容に従って）運搬しているかどうかについて検査し、又は放射線障害を防止するため、前三項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。

9 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10 運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合における第五項の届出及び第六項の指示に関し必要な都道府県公安委員会の間の連絡については、政令で定める。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第二十四条 許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設への立入りの制限その他保健上必要な措置を講じなければならない。

(表示付認証機器等の使用等に係る特例)

第二十五条の二 第十五条から第十七条まで及び第二十条から第二十三条までの規定は、表示付認証機器等の認証条件に従った使用、保管及び運搬については、適用しない。

2 許可届出使用者等が表示付認証機器等の認証条件に従った運搬を行う場合における第十八条の規定の適用については、同条第一項中「（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）」とある

のは「(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両により運搬する場合に限る。)」と、「文部科学省令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、国土交通省令）で定める技術上の基準」とあるのは「国土交通省令で定める技術上の基準」と、「必要な措置」とあるのは「必要な措置（運搬する物についての措置を除く。）」と、同条第二項中「その運搬に関する措置」とあるのは「その運搬に関する措置（運搬する物についての措置を除く。）」と、「鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に関する措置（運搬する物についての措置を除く。）」にあっては国土交通大臣（当該措置のうち国土交通省令で定めるもの）にあっては、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬方法確認機関」という。）又は国土交通大臣の確認（以下「運搬方法確認」という。）を、その他の運搬に関する措置にあっては文部科学大臣（次項の承認を受けた容器を用いて運搬する物についての措置にあっては、文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬物確認機関」という。）又は文部科学大臣）の確認（以下「運搬物確認」という。）」とあるのは「国土交通大臣（国土交通省令で定めるもの）にあっては、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬方法確認機関」という。）又は国土交通大臣）の確認（以下「運搬方法確認」という。）」と、同条第四項中「文部科学大臣又は国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣」とする。この場合において、同条第三項の規定は、適用しない。

3 前項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項、第二項及び第四項の規定は、許可届出使用者等以外の者が表示付認証機器等の認証条件に従った運搬を行う場合について準用する。

5 前条第二項及び第四項の規定は、表示付特定認証機器については、適用しない。

（事故届）

第三十二条 許可届出使用者等（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者を含む。次条において同じ。）は、その所持する放射性同位元素について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

（危険時の措置）

第三十三条 許可届出使用者等は、その所持する放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、文部科学省令（放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合）にあっては、文部科学省令又は国土交通省令。第三項において同じ。）で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 許可届出使用者等は、第一項の事態が生じた場合においては、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文部科学大臣（放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合）にあっては、文部科学大臣又は国土交通大臣。次項において同じ。）に届け出なければならない。

4 文部科学大臣は、第一項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の所在場所の変更、放射性同位元素による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（登録認証機関の登録）

第三十九条 第十二条の二第一項の登録は、設計認証等に関する業務（以下「設計認証業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第四十条 文部科学大臣は、前条の規定により登録の申請をした者

（次条において「登録申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第四十一条の十二の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第四十一条 文部科学大臣は、登録申請者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、文部科学省令で定める。

一 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する設計認証員が設計認証等のための審査を行い、その人数が三名以上であること。

イ 第一種放射線取扱主任者免状を有する者

ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する専任の主任設計認証員（登録申請者（その者が法人である場合）にあっては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が設計認証等のための審査の管理を行うものであること。

イ 設計認証員の業務に五年以上従事した経験を有する者

ロ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 登録申請者が、別表第四に掲げる者（以下「利害関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合）にあっては、利害関係者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）に占める利害関係者の役員又は職員（過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、利害関係者の役員又は職員（過去二年間に当該利害関係者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

四 債務超過の状態にないこと。

2 第十二条の二第一項の登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が行う設計認証業務の内容

四 登録を受けた者が設計認証業務を行う事業所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

（登録の更新）

第四十一条の二 第十二条の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（設計認証等のための審査の義務等）

第四十一条の三 登録認証機関は、設計認証等のための審査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設計認証等のための審査を行わなければならない。

2 登録認証機関は、公正に、かつ、第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法により設計認証等のための審査を行わなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第四十一条の四 登録認証機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、文部科学大臣に届け出なければならない。

（設計認証業務規程）

第四十一条の五 登録認証機関は、設計認証業務に関する規程（以下「設計認証業務規程」という。）を定め、設計認証業務の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設計認証業務規程には、設計認証業務の実施方法、設計認証等のための審査の信頼性を確保するための措置、設計認証等のための審査に関する料金その他の文部科学省令で定める事項を定めておかななければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の認可をした設計認証業務規程が設計認証等のための審査の公正な実施上不適当となったと認めるときは、登録認証機関に対し、その設計認証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第四十一条の六 登録認証機関は、文部科学大臣の許可を受けなければ、設計認証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第四十一条の七 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。）を作成し、文部科学大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かななければならない。

2 利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって文部科学省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（設計認証員等）

第四十一条の八 登録認証機関は、設計認証員又は主任設計認証員（以下「設計認証員等」という。）を選任したときは、その日から十五日以内に、文部科学大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、設計認証員等が、この法律、この法律に基づ

く命令若しくは処分若しくは設計認証業務規程に違反する行為をしたとき、又は設計認証業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録認証機関に対し、当該設計認証員等の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により設計認証員等の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、設計認証員等となることができない。

（秘密保持義務等）

第四十一条の九 登録認証機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員（設計認証員を含む。同項において同じ。）又はこれらの者であった者は、設計認証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 設計認証業務に従事する登録認証機関又はその職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第四十一条の十 文部科学大臣は、登録認証機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録認証機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四十一条の十一 文部科学大臣は、登録認証機関が第四十一条の三の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定に従って設計認証業務を行うべきこと又は設計認証等のための審査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第四十一条の十二 文部科学大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた設計認証業務規程によらないで設計認証等のための審査を行ったとき。

四 第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

（帳簿の記載）

第四十一条の十三 登録認証機関は、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、設計認証業務に関し文部科学省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（文部科学大臣による設計認証業務の実施）

第四十一条の十四 文部科学大臣は、第十二条の二第一項の登録をしたときは、当該登録認証機関が行う設計認証等のための審査を行わないものとする。

2 文部科学大臣は、第十二条の二第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の六の規定による設計認証業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第四十一条の十二の規定により第十二条の二第一項の登録を取り消し、又は登録認証機関に対し設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録認証機関が天災その他の事由により設計認証業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき、その他必要があると認めるときは、設計認証業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3 文部科学大臣が前項の規定により設計認証業務の全部又は一部を自ら行う場合における設計認証業務の引継ぎその他の必要な事項については、文部科学省令で定める。

（登録運搬方法確認機関の登録）

第四十一条の十九 第十八条第二項の登録運搬方法確認機関に係る登録は、運搬方法確認に関する業務（以下「運搬方法確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（準用）

第四十一条の二十 第四十条から第四十一条の十四までの規定は、第十八条第二項の登録運搬方法確認機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定中「文部科学大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「文部科学省令」とあるのは「国土交通省令」と、「設計認証員」とあるのは「運搬方法確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「運搬方法確認」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任運搬方法確認員」と、「設計認証業務」とあるのは「運搬方法確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録運搬方法確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「運搬方法確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「運搬方法確認員等」と、第四十一条第一項第三号中「別表第四」とあるのは「別表第六」と、同条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録運搬方法確認機関登録簿」と、第四十一条の三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「国土交通省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録運搬物確認機関の登録）

第四十一条の二十一 第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録は、運搬物確認に関する業務（以下「運搬物確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（準用）

第四十一条の二十二 第四十条から第四十一条の十四までの規定は、第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証員」とあるのは「運搬物確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「運搬物確認」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任運搬物確認員」と、「設計認証業務」とあるのは「運搬物確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録運搬物確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「運搬物確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「運搬物確認員等」と、第四十一条第一項第三号中「別表第四」とあるのは「別表第六」と、同条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録運搬物確認機関登録簿」と、第四十一条の三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（報告徴収）

第四十二条 文部科学大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（国土交通大臣にあつては第十八条第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条第六項の規定）の施行に必要な限度で、文部科学省令、国土交通省令又は内閣府令で定めるところにより、許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者に対し、報告をさせることができる。

2 文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、文部科学省令又は国土交通省令で定めるところにより、文部科学大臣にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関に対し、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認機関に対し、報告をさせることができる。

3 文部科学大臣は、前二項の規定による報告の徴収のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、船舶の船長その他の関係者に対し、必要な報告をさせることができる。

（立入検査）

第四十三条の二 文部科学大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（国土交通大臣にあつては第十八条第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条第六項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（文部科学大臣にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員）に、許可届出使用者（表

示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物を収去させることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を収去させることができる。

3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十三条の三 文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、文部科学大臣にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関の、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認機関の事務所に立ち入り、これらの機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（罰則）

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～六 （略）

七 第三十三条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反した者

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条の九第一項（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八及び第四十一条の三十二において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第四十一条の十二（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～四 （略）

五 第十二条の五第二項若しくは第三項、第十三条、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第三項、第十七条第一項、第十八条第一項（第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第七項、第十九条第一項、第二項、第四項若しくは第五項又は第二十五条の二第三項において準用する同条第二項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項の規定に違反した者

六 第十四条、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第四項（第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十九条第三項又は第二十五条の二第三項において準用する同条第二項の規定により読み替えて適用する第十八条第四項の規定による命令に違反した者

七 第十八条第二項（第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十五条の二第三項において準用する同条第二項の規定により読み替えて適用する第十八条第二項の規定による確認を受けず、又は同条第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を運搬した者

八～十一 （略）

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～七 （略）

八 第十八条第八項の規定による警察官の停止命令に従わず、検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に従わなかった者

九～十 （略）

十一 第二十七条第一項若しくは第三項、第三十二条若しくは第三十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十二 第四十二条第一項若しくは第三項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十三 第四十三条の二第一項又は第二項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条の六（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八及び第四十一条の三十二において準用する場合を含む。）の許可を受けないで設計認証業務、検査業務、定期確認業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、試験業務又は資格講習業務の全部を廃止した者

二 第四十一条の十三（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

三 （略）

四 第四十二条第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第四十三条の三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十一条、第五十二条、第五十三条第二号又は第五十三条の二から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十八条 第四十一条の七第一項（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 （平成一九年五月一日法律第三八号） 抄

この法律は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日（編注 平成19年9月2日）から施行する。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（抄）

（昭和三十五年九月三十日政令第二百五十九号）

最終改正：平成十九年三月三〇日政令第一一一号

（運搬に関する確認を要する場合）

第十六条 法第十八条第二項に規定する政令で定める場合は、放射線障害の防止のための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物として文部科学省令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認（運搬する物に係る確認を除く。）を要する場合にあっては、国土交通省令）で定めるものを運搬する場合とする。

【編注】：

「文部科学省令で定めるもの」 = 障防法施行規則十八条の十四
 「国土交通省令で定めるもの」 = 放射性同位元素等車両運搬規則十九条

（都道府県公安委員会への届出を要する場合）

第十七条 前条の規定は、法第十八条第五項に規定する政令で定める場合について準用する。

（都道府県公安委員会の間の連絡）

第十八条 運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、関係都道府県公安委員会（以下この条において「関係公安委員会」という。）は、次に掲げる措置をとるものとする。

- 一 出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下この号において「出発地公安委員会」という。）以外の関係公安委員会にあっては、出発地公安委員会を通じて、法第十八条第五項の届出の受理及び同条第六項の指示を行うこと。
- 二 法第十八条第六項の指示を行おうとするときは、あらかじめ、当該指示の内容を他の関係公安委員会に通知すること。
- 三 前二号に定めるもののほか、当該運搬について、放射線障害を防止して公共の安全を確保するため、他の関係公安委員会と緊密な連絡を保つこと。

（手数料）

第三十一条 法第四十九条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金額
七 法第十八条第二項の運搬方法確認を受けようとする者	十四万二千三百円
八 法第十八条第二項の運搬物確認を受けようとする者	
イ 法第十八条第三項の承認を受けた容器（以下「承認容器」という。）以外の容器の使用により放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を運搬しようとする者	四十六万六千円 （電子申請等による場合にあっては、四十六万四千九百円）
ロ 承認容器の使用により一ペタベクレルを超える放射性同位元素を運搬しようとする者	十三万千円
ハ 承認容器の使用により一ペタベクレル以下の放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を運搬しようとする者	三万三千円
九 法第十八条第三項の承認を受けようとする者	六万六千五百円 （電子申請等による場合にあっては、六万五千三百円）

附 則 （平成十九年三月三〇日政令第一一一号） 抄

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

（昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号）

最終改正：平成二一年三月三十一日 文部科学省令第一三三号

（用語の定義）

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 管理区域 外部放射線に係る線量が文部科学大臣が定める線量を超え、空気中の放射性同位元素の濃度が文部科学大臣が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が文部科学大臣が定める密度を超えるおそれのある場所
- 八 放射線業務従事者 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者であつて、管理区域に立ち入るもの
- 九 放射線施設 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設
- 十 実効線量限度 放射線業務従事者の実効線量について、文部科学大臣が定める一定期間内における線量限度
- 十一 等価線量限度 放射線業務従事者の各組織の等価線量について、文部科学大臣が定める一定期間内における線量限度
- 十二 空気中濃度限度 放射線施設内の人が常時立ち入る場所において人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度について、文部科学大臣が定める濃度限度
- 十三 表面密度限度 放射線施設内の人が常時立ち入る場所において人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度について、文部科学大臣が定める密度限度

（認証の基準）

第十四条の三

2 放射性同位元素装備機器の使用、保管及び運搬に関する条件に係る 法第十二条の三第一項 の文部科学省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 設計認証の申請に係る放射性同位元素装備機器にあつては、同一の者が、年間使用時間を超えて当該放射性同位元素装備機器の表面から五十センチメートル以内に近づかないための措置を講ずること。
- 二 当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の分解又は組立てを行わないこと。
- 三 当該放射性同位元素装備機器は、第十四条の九第二号の貯蔵室若しくは貯蔵箱において又は「放射性」若しくは「Radioactive」の表示を有する専用の容器に入れて保管すること。
- 四 当該放射性同位元素装備機器を保管する場合には、これをみだりに持ち運ぶことができないような措置を講ずること。
- 五 当該放射性同位元素装備機器を運搬する場合には、当該放射性同位元素装備機器又は当該放射性同位元素装備機器を収納した容器が、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 第十八条の三第一項第一号のL型輸送物に相当すること。
 - ロ 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。
 - ハ 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。
 - ニ 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。
 - ホ 材料相互の間及び材料と収納され、又は包装される放射性同位元素等との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。
 - ヘ 弁が誤って操作されないような措置が講じられていること。
 - ト 見やすい位置に「放射性」又は「Radioactive」の表示及び「L型輸送物相当」の表示を付すること。ただし、文部科学大臣の定める場合は、この限りでない。

チ 表面における一センチメートル線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

リ 表面の放射性同位元素の密度が第十八条の四第八号の輸送物表面密度を超えないこと。

（車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準）

第十八条の二 法第十八条第一項の文部科学省令で定める技術上の基準（車両運搬（事業所等の外における鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬をいう。以下同じ。）により運搬する物に係るものに限る。）は、次条から第十八条の十二までに定めるところによる。

（放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬）

第十八条の三 放射性同位元素等（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第一号ト（1）に該当しないもの（文部科学大臣の定めるものを除く。）を除く。以下第十八条の十三までにおいて同じ。）は、次に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる種類の放射性輸送物（放射性同位元素等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。）として運搬しなければならない。

- 一 危険性が極めて少ない放射性同位元素等として文部科学大臣の定めるもの L型輸送物
 - 二 文部科学大臣の定める量を超えない量の放射能を有する放射性同位元素等（前号に掲げるものを除く。） A型輸送物
 - 三 前号の文部科学大臣の定める量を超える量の放射能を有する放射性同位元素等（第一号に掲げるものを除く。） BM型輸送物又はBU型輸送物
- 2** 前項の規定にかかわらず、放射能濃度が低い放射性同位元素等であつて危険性が少ないものとして文部科学大臣の定めるもの（以下「低比放射性同位元素」という。）及び放射性同位元素等によって表面が汚染された物であつて危険性が少ないものとして文部科学大臣の定めるもの（以下「表面汚染物」という。）は、文部科学大臣の定める区分に応じ、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物として運搬することができる。
- 3** 前二項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物は、それぞれ次条から第十八条の十までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。

（L型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の四 L型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。
- 二 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。
- 三 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。
- 四 材料相互の間及び材料と収納され、又は包装される放射性同位元素等との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。
- 五 弁が誤って操作されないような措置が講じられていること。
- 六 開封されたときに見やすい位置に「放射性」又は「Radioactive」の表示を有していること。ただし、文部科学大臣の定める場合は、この限りでない。
- 七 表面における一センチメートル線量当量率の最大値が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
- 八 表面の放射性同位元素の密度が文部科学大臣の定める密度（以下「輸送物表面密度」という。）を超えないこと。

（A型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の五 A型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 前条第一号から第五号まで及び第八号に定める基準
- 二 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。
- 三 みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。

四 構成部品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。

五 周囲の圧力を六十キロパスカルとした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと。

六 液体状の放射性同位元素等が収納されている場合には、次に掲げる要件に適合すること。

イ 容器に収納することができる放射性同位元素等の量の二倍以上の量の放射性同位元素等を吸収することができる吸収材又は二重の密封部分から成る密封装置（容器の構成部品のうち、放射性同位元素の漏えいを防止するための密封措置が施されているものをいう。以下同じ。）を備えること。ただし、法第十八条第三項の規定により承認を受けた容器（BM型輸送物又はBU型輸送物に係るものに限る。）を使う場合は、この限りでない。

ロ 放射性同位元素等の温度による変化並びに運搬時及び注入時の挙動に対処し得る適切な空間を有していること。

七 表面における一センチメートル線量当量率の最大値が二ミリシーベルト毎時を超えないこと。ただし、専用積載（鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両又は外接する直方体の一辺が一・五メートル以上のコンテナ（内容積が三立方メートルを超えるものに限る。）が一の荷送人によって専用され、かつ、運搬する物の積み込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によって行われる積載の方法をいう。以下同じ。）として運搬する放射性輸送物であって、車両運搬規則第四条第二項並びに第十八条第三項第一号及び第二号に規定する運搬の技術上の基準に従うもののうち、安全上支障がない旨の文部科学大臣の承認を受けたものは、表面における一センチメートル線量当量率の最大値が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

八 表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値（コンテナ又はタンク（気体、液体又は固体を収納する容器をいう。以下同じ。）を容器として使う放射性輸送物であって、専用積載としないで運搬するものについては、表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値に文部科学大臣の定める係数を乗じた線量当量率）が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。ただし、放射性輸送物を専用積載として運搬する場合であって、安全上支障がない旨の文部科学大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

九 放射性同位元素の使用等に必要書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納され、又は包装されていないこと。

十 文部科学大臣の定めるA型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ 放射性同位元素の漏えいがないこと。

ロ 表面における一センチメートル線量当量率の最大値が著しく増加せず、かつ、二ミリシーベルト毎時（第七号ただし書に該当する場合は、十ミリシーベルト毎時）を超えないこと。

十一 文部科学大臣の定める液体状又は気体状の放射性同位元素等（気体状のトリチウム及び希ガスを除く。）が収納され、又は包装されているA型輸送物に係る追加の試験条件の下に置くこととした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと。

（BM型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の六 BM型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 前条第一号から第九号までに定める基準。ただし、同条第六号イに定める要件は、適用しない。

二 文部科学大臣の定めるBM型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ 前条第十号ロの要件

ロ 放射性同位元素の一時間当たりの漏えい量が文部科学大臣の定める量を超えないこと。

ハ 表面の温度が日陰において摂氏五十度（専用積載として運搬する放射性輸送物にあつては、輸送中人が容易に近づくことができる表面（その表面に近接防止枠を設ける放射性輸送物にあつては、当該近接防止枠の表面）において摂氏八十五度）を超えないこと。

ニ 表面の放射性同位元素の密度が輸送物表面密度を超えないこと。

三 文部科学大臣の定めるBM型輸送物に係る特別の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ 表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

ロ 放射性同位元素の一週間当たりの漏えい量が文部科学大臣の定める量を超えないこと。

四 運搬中に予想される最も低い温度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。

五 文部科学大臣の定める量を超える量の放射能を有する放射性同位元素等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、文部科学大臣の定める試験条件の下に置くこととした場合に、密封装置の破損のないこと。ただし、安全上支障がないと文部科学大臣が認める場合は、この限りでない。

（BU型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の七 BU型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第十八条の五第一号から第三号まで、第四号本文、第五号、第六号ロ及び第七号から第九号まで並びに前条第五号本文に定める基準

二 文部科学大臣の定めるBU型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、前条第二号イからニまでに定める要件に適合すること。

三 文部科学大臣の定めるBU型輸送物に係る特別の試験条件の下に置くこととした場合に、前条第三号イ及びロに定める要件に適合すること。

四 摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。

五 フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ過又は放射性同位元素等の冷却が行われる構造であること。

六 最高使用圧力（運搬中に予想される周囲の温度及び日光の直射の条件の下で、排気、冷却その他の特別な措置を採らない場合に、一年間に放射性輸送物の密封装置内に生じる気体の最大圧力（ゲージ圧力をいう。）をいう。）が七百キロパスカルを超えないこと。

（IP-1型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の八 IP-1型輸送物に係る技術上の基準は、第十八条の五第一号、第二号、第七号及び第八号に定める基準とする。

（IP-2型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の九 IP-2型輸送物（放射性同位元素等を収納する容器がコンテナ、タンク又は金属製中型容器（金属製の容器であつて、運搬中に生じる応力に耐える構造及び強度を有し、かつ、内容積が三立方メートル以下のもののうち、文部科学大臣の定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）であるものを除く。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 前条に定める基準

二 文部科学大臣の定めるIP-2型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、第十八条の五第十号イ及びロに定める要件に適合すること。

2 IP-2型輸送物（放射性同位元素等を収納する容器がコンテナ（収納する放射性同位元素等が固体の場合に限る。）、タンク又は金属製中型容器であるものに限る。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 前条に定める基準

二 前項第二号に定める基準又はこれと同等と文部科学大臣の認める基準

（I P－3型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の十 I P－3型輸送物（放射性同位元素等を収納する容器がコンテナ、タンク又は金属製中型容器であるものを除く。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 第十八条の五第一号から第八号までに定める基準。ただし、同条第六号イに定める要件は、適用しない。
- 二 文部科学大臣の定めるI P－3型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、第十八条の五第十号イ及びロに定める要件に適合すること。

2 I P－3型輸送物（放射性同位元素等を収納する容器がコンテナ（収納する放射性同位元素等が固体の場合に限る。）、タンク又は金属製中型容器であるものに限る。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 第十八条の八に定める基準
- 二 第十八条の五第三号から第五号までに定める基準、第六号ロに定める要件に適合すること及び前項第二号に定める基準又はこれと同等と文部科学大臣の認める基準

（放射性輸送物としないで運搬できる低比放射性同位元素及び表面汚染物の運搬）

第十八条の十一 次に掲げる低比放射性同位元素及び表面汚染物は、第十八条の三の規定にかかわらず、同条第一項及び第二項に定める放射性輸送物としないで運搬することができる。

- 一 文部科学大臣の定める低比放射性同位元素であって、次に掲げる要件に適合するもの
 - イ 通常の運搬状態において、放射性同位元素が容易に飛散し、又は漏えいしないような措置が講じられていること。
 - ロ 専用積載として運搬すること。
- 二 文部科学大臣の定める表面汚染物であって、次に掲げる要件に適合するもの
 - イ 前号イに掲げる要件
 - ロ 専用積載として運搬すること。ただし、表面の放射性同位元素の密度が文部科学大臣の定める密度を超えないものは、この限りでない。

（特別措置による運搬）

第十八条の十二 第十八条の三又は前条の規定に従って運搬することが著しく困難な場合であって、安全な運搬を確保するために必要な措置を採り、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の文部科学大臣の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。この場合において、当該運搬する物の一センチメートル線量当量率の最大値は、表面において十ミリシーベルト毎時を超えてはならない。

（簡易運搬に係る技術上の基準）

第十八条の十三 法第十八条第一項の文部科学省令で定める技術上の基準（簡易運搬（事業所等の外における車両運搬以外の運搬（船舶又は航空機によるものを除く。）をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、第十八条の三から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 第十八条の三、第十八条の十一又は前条の規定により運搬される放射性同位元素等（以下「運搬物」という。）を積載し、又は収納した運搬機械又は器具（簡易運搬に係るものに限る。以下「運搬機器」という。）の表面における一センチメートル線量当量率の最大値が二ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が百マイクロシーベルト毎時を超えないようにすること。
- 二 運搬物（L型輸送物を除く。以下この号及び次号において同じ。）の運搬機器への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。
- 三 運搬物は、同一の運搬機器に文部科学大臣の定める危険物と混載しないこと。
- 四 二以上の運搬物（その表面における一センチメートル線量当量率の最大値が五マイクロシーベルト毎時を超えるものに限

る。以下この号において同じ。）を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、放射線障害の防止のため、文部科学大臣の定めるところにより、当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限すること。

五 運搬物（L型輸送物を除く。以下この号において同じ。）を運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

- イ 当該運搬物の運搬に従事する者は、運搬物の取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行すること。
- ロ 当該運搬物の運搬に従事する者は、消火器、放射線測定器、保護具その他の事故が発生した場合に必要な器具、装置等を携行すること。
- ハ 人の通常立ち入る場所においては、運搬物又は運搬機器を置き、又は運搬物の積込み、取卸し等の取扱いを行わないこと。ただし、縄張、標識の設置等の措置を講じたときは、この限りでない。

六 BM型輸送物を運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

- イ 第一種放射線取扱主任者免状若しくは第二種放射線取扱主任者免状を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者を同行させ、及び積込み、取卸し等に立ち合わせるにより、放射性同位元素等の放射線管理、放射性同位元素等の運搬に従事する者の被ばく管理その他放射性同位元素等の保安のために必要な監督を行わせること。
- ロ 交通が混雑する時間及び経路を避けること。

七 運搬物には、文部科学大臣の定めるところにより、標識の取付け又は表示をすること。

八 放射線業務従事者の線量が実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにすること。

（運搬に関する確認を要する放射性同位元素等）

第十八条の十四 令第十六条の文部科学省令で定める放射性同位元素等は、第十八条の三第一項第三号に規定する放射性同位元素等（第十八条の三第二項及び第十八条の十二の規定により運搬されるものを除く。）とする。

（運搬に関する確認の申請）

第十八条の十五 法第十八条第二項の規定により運搬物確認（登録運搬物確認機関が行うものを除く。）を受けようとする者は、別記様式第十八による確認申請書に、次の書類を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 運搬する放射性同位元素等に関する説明書
- 二 前号の放射性同位元素等を収納する容器（以下この条及び第十八条の十七から第十八条の二十までにおいて「容器」という。）の構造、材質及び製作の方法（以下「容器の設計」という。）並びに当該放射性同位元素等を当該容器に収納した場合の放射性輸送物の安全性に関する説明書
- 三 容器が容器の設計に従って製作されていることを示す説明書
- 四 容器が容器の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書
- 五 放射性輸送物の発送前の点検に関する説明書
- 六 簡易運搬にあつては、放射性輸送物の運搬方法及びその安全性に関する説明書

2 前項各号に掲げる書類については、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第八十七条第一項の規定による国土交通大臣の確認を受けたことを証する書面が提出されている場合にあつては、当該書類の提出を省略することができる。

3 法第十八条第三項の承認を受けた容器を使用して放射性同位元素等を運搬する場合にあつては、第一項第二号及び第三号の書類の提出を省略することができる。

4 登録運搬物確認機関が行う法第十八条第二項の運搬物確認を受けようとする者は、別記様式第十八の申請書に第一項各号に掲げる書類を添えて、これを当該登録運搬物確認機関に提出しなければならない。

（運搬確認証の交付）

第十八条の十六 文部科学大臣又は登録運搬物確認機関は、法第十八条第二項に規定する確認をしたときは、運搬確認証を交付する。
（容器承認の申請）

第十八条の十七 法第十八条第三項の規定による承認の申請は、別記様式第十九による容器承認申請書を提出して行わなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。
 - 一 容器で運搬することを予定する放射性同位元素等に関する説明書
 - 二 容器の設計及び放射性同位元素等を当該容器に収納した場合の放射性輸送物の安全性に関する説明書
 - 三 容器が容器の設計に従って製作されていることを示す説明書
 - 四 容器が第二号の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書
- 3 容器のうち、容器の一部を分離して使うことができるものについては、当該容器の各部ごとに第一項の申請をすることができる。この場合において、前項第三号及び第四号の説明書は、当該申請に係る容器の一部に係る説明書とするものとする。
- 4 第二項第二号に掲げる書類については、文部科学大臣の定めるところにより、容器の設計及び第二項第一号の放射性同位元素等を当該容器に収納した場合の放射性輸送物の安全性に関する事項について当該輸送物が第十八条の三から第十八条の十二までに定める技術上の基準に適合すると文部科学大臣が認める場合は、当該書類の提出を省略することができる。

（容器承認書の交付）

第十八条の十八 文部科学大臣は、法第十八条第三項に規定する承認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付する。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 容器の名称
- 三 承認容器登録番号
- 四 容器の外形状及び重量
- 五 放射性輸送物の種類
- 六 収納する放射性同位元素等の仕様
- 七 承認容器として使用する期間
- 八 容器の保守及び放射性輸送物の取扱いに関する事項
（承認容器として使用する期間の更新）

第十八条の十九 前条の規定により容器承認書の交付を受けた者は、当該容器が当該容器の設計に適合するよう維持されていることを示して、承認容器として使用する期間の更新を受けることができる。

- 2 前項の更新を受けようとする者は、別記様式第二十による承認容器使用期間更新申請書に、当該容器が当該容器の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。
- 3 第一項の更新を受けた者は、遅滞なく容器承認書を提出し、その書換えを受けなければならない。

（容器承認書の変更の届出等）

第十八条の二十 第十八条の十八の規定により容器承認書の交付を受けた者は、同条第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第二十一による届書に当該容器承認書を添えて文部科学大臣に提出し、その書換えを受けなければならない。

- 2 第十八条の十八の規定により容器承認書の交付を受けた者は、承認を受けた容器の使用を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、別記様式第二十二による届書に当該容器承認書を添えて文部科学大臣に提出しなければならない。

（放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置）

第二十三条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者が法第二十四条の規定により講じなければならない措置は、次の各号に定めるところによる。

- 一 放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、放射線障害又は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換等の措置を講じ、必要な保健指導を行うこと。

- 二 放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講ずること。

（記帳）

第二十四条 法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者又は許可廃棄業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。

- 一 許可届出使用者については、次によるものとする。

イ～リ （略）

ヌ 工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、運搬の方法、荷受人又は荷送人及び運搬を委託された者の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名

ル～レ （略）

- 二 届出販売業者及び届出貨貸業者については、次によるものとする。

イ～ロ （略）

ハ 放射性同位元素等の運搬の年月日、運搬の方法、荷受人又は荷送人及び運搬を委託された者の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名

ニ （略）

- 三 許可廃棄業者（廃棄物処理を行う者を除く。）については、次によるものとする。

イ～ホ （略）

ヘ 廃棄事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、運搬の方法、荷受人又は荷送人及び運搬を委託された者の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名

ト （略）

四 （略）

（危険時の措置）

第二十九条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならない応急の措置は、次の各号に定めるところによる。

- 一 放射線施設又は放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防署又は消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十四条の規定により市町村長の指定した場所に通報すること。

- 二 放射線障害を防止するため必要がある場合には、放射線施設の内部にいる者、放射性輸送物の運搬に従事する者又はこれらの付近にいる者に避難するよう警告すること。

- 三 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

- 四 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がり防止及び除去を行うこと。

- 五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

- 六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

- 2 前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、しゃへい具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の線量をできる限り少なくすること。この場合において、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を許可届出使用者又は許可廃棄業者に書面で申し出た者に限る。）にあって

は、第十五条第一項第三号（第十九条第一項、第三項及び第五項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項第三号（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三第八号の規定にかかわらず、文部科学大臣が定める線量限度まで放射線に被ばくすることができる。

3 法第三十三条第三項の規定により、同条第一項に規定する者は、次の事項を届け出なければならない。

- 一 法第三十三条第一項の事態が生じた日時及び場所並びに原因
- 二 発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況
- 三 講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容

4 前項の届出（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者に係るものを除く。）は、当該届出に係る事業所等の所在地が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出るものとする。

（報告の徴収）

第三十九条 許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

- 一 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 二 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、第十九条第一項第二号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- 三 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、第十九条第一項第五号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- 四 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき（第十五条第二項の規定により管理区域の外において密封されていない放射性同位元素の使用をした場合を除く。）。
- 五 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
 - イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
 - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。
- 六 第十四条の七第一項第三号の線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。
- 七 放射性同位元素等の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者（廃棄に従事する者を含む。以下本項において同じ。）にあっては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあっては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。
- 八 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- 九 第十四条の十二第二号の線量限度を超えるおそれがあるとき。

4 前各項に規定する場合のほか、許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、文部科学大臣が次に掲げる事項について期間を定めて報告を求めたときは、当該事項を当該期間内に文部科学大臣に報告しなければならない。

- 一 放射線管理の状況
- 二 放射性同位元素の在庫及びその増減の状況
- 三 工場又は事業所の外において行われる放射性同位元素等の廃棄又は運搬の状況

（収去証）

第四十条 法第四十三条の二第一項の規定により放射線検査官が放射性同位元素等を収去するときは、収去された者に収去証を交付しなければならない。

（身分を示す証明書）

第四十一条 法第四十三条の二第三項に規定する同条第一項の規定により立入検査を行う放射線検査官の身分を示す証明書及び同条第二項の規定により立入検査を行う職員の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第五十及び別記様式第五十二によるものとする。

附 則（平成二一年三月三十一日文部科学省令第一三号）
（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

様式第十八（第 18 条の 15 関係）

		整理番号（注 1）		
運 搬 確 認 申 請 書				
所定の金額の収入印紙を はり、消印をしないこと。 （注 2）		年 月 日		
文 部 科 学 大 臣 殿 （注 3） 氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）◎ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 18 条第 2 項の規 定により運搬の確認を申請します。				
氏 名 又 は 名 称				
法人にあつては、その代表者の氏名				
住 所		郵便番号（ ）		
		都道 府県 電話番号（ ）		
事業所等 又 は 事 務 所	許可届出使用者等の 区分（注 4）			
	名 称			
住 所	郵便番号（ ）			
	都道 府県 電話番号（ ）			
事務上の 連 絡 先	名 称			
	郵便番号（ ）			
	都道 府県 電話番号（ ）			
連 絡 員 の 氏 名	所属部課名（ ）			
運 搬 の 目 的（注 5）				
運 搬 予 定 時 期 年 月 日				
放 射 性 輸 送 物 に 関 する 説 明	放射性輸送物の名称（注 6）			
	放射性輸送物の種類（注 7）			
	放射性輸送物の総重量			
	運 搬 予 定 時 期 年 月 日	運 搬 予 定 時 期 年 月 日	核 種	
			数 量	
			重 量	
			物理的状态（注 9）	
			化学形等（注 10）	
	（注 8）	密封の状態（注 11）		
	容 器	容 器 の 名 称		
外 形 寸 法				
重 量				
容器承認を受けた ものは、承認の年月 日及び番号				
（注 12）	容器の維持の状況			
運 搬 方 法 に 関 する 説 明 （注 13）	使用する運搬機器の種類（注 14）			
	運搬機器への積付け方法			
	携行する書面及び携行器具等			

- 4 「許可届出使用者等の区分」 許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者又はそれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び事業の区分を併せて記載すること。
- 5 「運搬の目的」 当該運搬に係る出発地及び目的地の事業所等の名称及び所在地を併せて記載すること。
- 6 「放射性輸送物の名称」 放射性輸送物の通称を記載すること。
- 7 「放射性輸送物の種類」 BM 型輸送物又は BU 型輸送物の別を記載すること。
- 8 「運搬する放射性同位元素等の仕様」 運搬する放射性同位元素等の核種及び化学形等ごとに記載し、数量の単位としてはベクレルを用いること。
- 9 「物理的状态」 気体、液体等の状態を記載すること。
- 10 「化学形等」 文部科学大臣の定める化学形等の区分を記載すること。
- 11 「密封の状態」 放射性同位元素を被覆しているカプセル等の材料、材質、厚さ等を記載すること。
- 12 「容器」 容器の一部を分離して使用することのできるものにあつては、それぞれの容器の部分ごとに記載すること。
- 13 「運搬方法に関する説明」 簡易運搬を行う場合のみ記載すること。
- 14 「使用する運搬機器の種類」 自転車、台車等具体的に記載すること。

- 備考 1 この用紙は、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 この申請書の部数は、一通とすること。
 - 3 この申請書には、第 18 条の 15 第 1 項（同条第 2 項の規定により書類の提出を省略する場合にあつては、同条第 1 項第 2 号及び第 3 号を除く。）に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

- 注 1 「整理番号」この欄には、記載しないこと。
- 2 「所定の金額の収入印紙をはり、消印をしないこと。」文部科学大臣に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録運搬物確認機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録運搬物確認機関の運搬物確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録運搬物確認機関に納付すること。
- 3 「文部科学大臣」 登録運搬物確認機関に申請する場合は登録運搬物確認機関の長あてとすること。

様式第十九（第 18 条の 17 関係）

		整理番号（注 1）	
容 器 承 認 申 請 書			
所定の金額の収入 印紙をはり、消印 をしないこと。		年 月 日	
文部科学大臣殿			
住 所		電話番号	
氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） [㊤]			
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 18 条第 3 項の規定により容器的承認を申請します。			
収 納 する 放 射 性 同 位 元 素 等 の 仕 様	核 種		
	数 量		
	重 量		
	物 理 的 状 態（注 3）		
	化 学 形 等（注 4）		
	（注 2） 密 封 の 状 態（注 5）		
放射線輸送物の種類（注 6）			
放射線輸送物の総重量			
容 器	容 器 の 名 称		
	外 形 寸 法		
	重 量		
	承認容器として使用することを予定している期間		
	BM 型輸送物にあつては、BU 型輸送物の設計基準のうち適合しない基準についての説明		
設計承認を受けたものは、承認の年月日及び番号			
容器的保守及び放射性輸送物の取扱いに関する事項			

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
- 2 「収納する放射性同位元素等の仕様」 収納する放射性同位元素等の核種及び化学形等ごとに記載し、数量の単位としてはベクレルを用いること。
- 3 「物理的状态」 気体、液体等の状態を記載すること。
- 4 「化学形等」 文部科学大臣が定める化学形等の区分を記載すること。
- 5 「密封の状態」 放射性同位元素を被覆しているカプセル等の材料、物質、厚さ等を記載すること。
- 6 「放射線輸送物の種類」 BM 型輸送物又は BU 型輸送物の別を記載すること。

- 備考 1 この用紙は、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 この申請書の提出部数は、1 通とする。
- 3 この申請書には、第 18 条の 17 第 2 項（同条第 4 項の規定により書類の提出を省略する場合にあつては、同条第 2 項第 2 号を除く。）に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第五十一（第 41 条関係）

表	
第 号 放射線検査官身分証明書 職 名 氏 名 生年月日 上記の者は、放射線検査官であることを証明する。 年 月 日交付 文部科学大臣 印	写 真 印

備考 この用紙は、日本工業規格 A7 とすること。

裏

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

第 43 条の 2 文部科学大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（国土交通大臣にあつては第 18 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに第 33 条第 1 項及び第 4 項の規定、都道府県公安委員会にあつては第 18 条第 6 項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（文部科学大臣にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員）に、許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物を収去させることができる。

2 （略）

3 前 2 項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 55 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

十三 第 43 条の 2 第 1 項又は第二項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者。

備考 この用紙は、日本工業規格 A7 とすること。

様式第五十二 （第 41 条関係）

表

<p>第 号</p> <p>立入検査職員身分証明書</p> <p>職 名 氏 名 生年月日</p> <p>上記の者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 43 条の 2 第 2 項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付 文部科学大臣</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">写 真</div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">印</div>
--	---

備考 この用紙は、日本工業規格 A7 とすること。

裏

<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）</p> <p>第 43 条の 2 （第 1 項略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第 30 条の 2 第 1 項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を収去させることができる。</p> <p>3 前 2 項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第 1 項及び第 2 項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第 55 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。</p> <p>十三 第 43 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者。</p>

備考 この用紙は、日本工業規格 A7 とすること。

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件
（平成十二年科学技術庁告示第五号）（抄）

（平成十二年十月二十三日科学技術庁告示第五号）

最終改正：平成一八年一二月二六日文部科学省告示第一五四号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の規定に基づき、平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の一部を次のように改正する。（放射線を放出する同位元素の数量及び濃度）

第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(以下「令」という。)第一条に規定する放射線を放出する同位元素の数量(以下「下限数量」という。)及び濃度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数量及び濃度とする。

一 放射線を放出する同位元素で密封されたもの 放射線を放出する同位元素を密封した物一個(通常一組又は一式をもって使用をする物にあつては一組又は一式とする。)に含まれている放射線を放出する同位元素について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数量及び濃度

イ 放射線を放出する同位元素の種類が一種類の場合 別表第一の第一欄に掲げる種類に応じて、同表の第二欄に掲げる数量及び同表の第三欄に掲げる濃度

ロ 放射線を放出する同位元素の種類が二種類以上の場合 別表第一の第一欄に掲げる種類ごとの放射線を放出する同位元素の数量のそれぞれ同表の第二欄に掲げる数量に対する割合の和が一となるようなそれらの数量及び同表の第一欄に掲げる種類ごとの放射線を放出する同位元素の濃度のそれぞれ同表の第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの濃度

二 放射線を放出する同位元素で密封されていないもの 工場又は事業所に存する放射線を放出する同位元素の数量及び容器一個に入っている放射線を放出する同位元素の濃度について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数量及び濃度

イ 放射線を放出する同位元素の種類が一種類の場合 別表第一の第一欄に掲げる種類に応じて、同表の第二欄に掲げる数量及び同表の第三欄に掲げる濃度

ロ 放射線を放出する同位元素の種類が二種類以上の場合 別表第一の第一欄に掲げる種類ごとの放射線を放出する同位元素の数量のそれぞれ同表の第二欄に掲げる数量に対する割合の和が一となるようなそれらの数量及び同表の第一欄に掲げる種類ごとの放射線を放出する同位元素の濃度のそれぞれ同表の第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの濃度

(表面密度限度)

第八条 規則第一条第十三号に規定する人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度限度は、別表第四の左の欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じてそれぞれ右の欄に掲げる密度とする。

附 則（平成一八年一二月二六日文部科学省告示第一五四号）

この告示は、平成一九年一月一日から施行する。

別表第一（第1条関係）

放射線を放出する同位元素の数量及び濃度

第一欄		第二欄	第三欄
放射線を放出する同位元素の種類		数量	濃度
核種	化学形等	(Bq)	(Bq/g)
³ H		1×10 ⁹	1×10 ⁶
⁷ Be		1×10 ⁷	1×10 ³
¹⁰ Be		1×10 ⁶	1×10 ⁴
¹¹ C	一酸化物及び二酸化物	1×10 ⁹	1×10 ¹
¹¹ C	一酸化物及び二酸化物以外のもの	1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁴ C	一酸化物	1×10 ¹¹	1×10 ⁸
¹⁴ C	二酸化物	1×10 ¹¹	1×10 ⁷
¹⁴ C	一酸化物及び二酸化物以外のもの	1×10 ⁷	1×10 ⁴
¹³ N		1×10 ⁹	1×10 ²
¹⁵ O		1×10 ⁹	1×10 ²
¹⁸ F		1×10 ⁶	1×10 ¹

¹⁹ Ne		1×10 ⁹	1×10 ²
²² Na		1×10 ⁶	1×10 ¹
²⁴ Na		1×10 ⁵	1×10 ¹
²⁸ Mg	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ¹
²⁶ Al		1×10 ⁵	1×10 ¹
³¹ Si		1×10 ⁶	1×10 ³
³² Si		1×10 ⁶	1×10 ³
³² P		1×10 ⁵	1×10 ³
³³ P		1×10 ⁸	1×10 ⁵
³⁵ S	蒸気	1×10 ⁹	1×10 ⁶
³⁵ S	蒸気以外のもの	1×10 ⁸	1×10 ⁵
³⁶ Cl		1×10 ⁶	1×10 ⁴
³⁸ Cl		1×10 ⁵	1×10 ¹
³⁹ Cl		1×10 ⁵	1×10 ¹
³⁷ Ar		1×10 ⁸	1×10 ⁶
³⁹ Ar		1×10 ⁴	1×10 ⁷
⁴¹ Ar		1×10 ⁹	1×10 ²
⁴⁰ K		1×10 ⁶	1×10 ²
⁴² K		1×10 ⁶	1×10 ²
⁴³ K		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁴⁴ K		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁴⁵ K		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁴¹ Ca		1×10 ⁷	1×10 ⁵
⁴⁵ Ca		1×10 ⁷	1×10 ⁴
⁴⁷ Ca		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁴³ Sc		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁴⁴ Sc		1×10 ⁵	1×10 ¹
^{44m} Sc		1×10 ⁷	1×10 ²
⁴⁶ Sc		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁴⁷ Sc		1×10 ⁶	1×10 ²
⁴⁸ Sc		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁴⁹ Sc		1×10 ⁵	1×10 ³
⁴⁴ Ti	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ¹
⁴⁵ Ti		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁴⁷ V		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁴⁸ V		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁴⁹ V		1×10 ⁷	1×10 ⁴
⁴⁸ Cr		1×10 ⁶	1×10 ²
⁴⁹ Cr		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁵¹ Cr		1×10 ⁷	1×10 ³
⁵¹ Mn		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁵² Mn		1×10 ⁵	1×10 ¹
^{52m} Mn		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁵³ Mn		1×10 ⁹	1×10 ⁴
⁵⁴ Mn		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁵⁶ Mn		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁵² Fe		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁵⁵ Fe		1×10 ⁶	1×10 ⁴
⁵⁹ Fe		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁶⁰ Fe	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ²
⁵⁵ Co		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁵⁶ Co		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁵⁷ Co		1×10 ⁶	1×10 ²
⁵⁸ Co		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{58m} Co		1×10 ⁷	1×10 ⁴
⁶⁰ Co		1×10 ⁵	1×10 ¹
^{60m} Co		1×10 ⁶	1×10 ³
⁶¹ Co		1×10 ⁶	1×10 ²
^{62m} Co		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁵⁶ Ni		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁵⁷ Ni		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁵⁹ Ni		1×10 ⁸	1×10 ⁴
⁶³ Ni		1×10 ⁸	1×10 ⁵
⁶⁵ Ni		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁶⁶ Ni		1×10 ⁷	1×10 ⁴
⁶⁰ Cu		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁶¹ Cu		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁶⁴ Cu		1×10 ⁶	1×10 ²
⁶⁷ Cu		1×10 ⁶	1×10 ²
⁶² Zn		1×10 ⁶	1×10 ²
⁶³ Zn		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁶⁵ Zn		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁶⁹ Zn		1×10 ⁶	1×10 ³
^{69m} Zn		1×10 ⁶	1×10 ²
^{71m} Zn		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁷² Zn		1×10 ⁶	1×10 ²
⁶⁵ Ga		1×10 ⁵	1×10 ¹

⁶⁶ Ga		1×10 ⁵	1×10 ¹	⁹⁰ Y		1×10 ⁵	1×10 ³
⁶⁷ Ga		1×10 ⁶	1×10 ²	^{90m} Y		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁶⁸ Ga		1×10 ⁵	1×10 ¹	⁹¹ Y		1×10 ⁶	1×10 ³
⁷⁰ Ga		1×10 ⁶	1×10 ³	^{91m} Y		1×10 ⁶	1×10 ²
⁷² Ga		1×10 ⁵	1×10 ¹	⁹² Y		1×10 ⁵	1×10 ²
⁷³ Ga		1×10 ⁶	1×10 ²	⁹³ Y		1×10 ⁵	1×10 ²
⁶⁶ Ge		1×10 ⁶	1×10 ¹	⁹⁴ Y		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁶⁷ Ge		1×10 ⁵	1×10 ¹	⁹⁵ Y		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁶⁸ Ge	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ¹	⁸⁶ Zr		1×10 ⁷	1×10 ²
⁶⁹ Ge		1×10 ⁶	1×10 ¹	⁸⁸ Zr		1×10 ⁶	1×10 ²
⁷¹ Ge		1×10 ⁸	1×10 ⁴	⁸⁹ Zr		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁷⁵ Ge		1×10 ⁶	1×10 ³	⁹³ Zr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁷	1×10 ³
⁷⁷ Ge		1×10 ⁵	1×10 ¹	⁹⁵ Zr		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁷⁸ Ge		1×10 ⁶	1×10 ²	⁹⁷ Zr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ¹
⁶⁹ As		1×10 ⁵	1×10 ¹	⁸⁸ Nb		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁷⁰ As		1×10 ⁵	1×10 ¹	⁸⁹ Nb		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁷¹ As			1×10 ¹	⁹⁰ Nb		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁷² As		1×10 ⁵	1×10 ¹	^{93m} Nb		1×10 ⁷	1×10 ⁴
⁷³ As		1×10 ⁷	1×10 ³	⁹⁴ Nb		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁷⁴ As		1×10 ⁶	1×10 ¹	⁹⁵ Nb		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁷⁶ As		1×10 ⁵	1×10 ²	^{95m} Nb		1×10 ⁷	1×10 ²
⁷⁷ As		1×10 ⁶	1×10 ³	⁹⁶ Nb		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁷⁸ As		1×10 ⁵	1×10 ¹	⁹⁷ Nb		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁷⁰ Se		1×10 ⁶	1×10 ¹	⁹⁸ Nb		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁷³ Se		1×10 ⁶	1×10 ¹	⁹⁰ Mo		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{73m} Se		1×10 ⁶	1×10 ²	⁹³ Mo		1×10 ⁸	1×10 ³
⁷⁵ Se		1×10 ⁶	1×10 ²	^{93m} Mo		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁷⁹ Se		1×10 ⁷	1×10 ⁴	⁹⁹ Mo		1×10 ⁶	1×10 ²
⁸¹ Se		1×10 ⁶	1×10 ³	¹⁰¹ Mo		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{81m} Se		1×10 ⁷	1×10 ³	⁹³ Tc		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁸³ Se		1×10 ⁵	1×10 ¹	^{93m} Tc		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁷⁴ Br		1×10 ⁵	1×10 ¹	⁹⁴ Tc		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{74m} Br		1×10 ⁵	1×10 ¹	^{94m} Tc		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁷⁵ Br		1×10 ⁶	1×10 ¹	⁹⁵ Tc		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁷⁶ Br		1×10 ⁵	1×10 ¹	^{95m} Tc	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁶	1×10 ¹
⁷⁷ Br		1×10 ⁶	1×10 ²	⁹⁶ Tc		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁸⁰ Br		1×10 ⁵	1×10 ²	^{96m} Tc		1×10 ⁷	1×10 ³
^{80m} Br		1×10 ⁷	1×10 ³	⁹⁷ Tc		1×10 ⁸	1×10 ³
⁸² Br		1×10 ⁶	1×10 ¹	^{97m} Tc		1×10 ⁷	1×10 ³
⁸³ Br		1×10 ⁶	1×10 ³	⁹⁸ Tc		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁸⁴ Br		1×10 ⁵	1×10 ¹	⁹⁹ Tc		1×10 ⁷	1×10 ⁴
⁷⁴ Kr		1×10 ⁹	1×10 ²	^{99m} Tc		1×10 ⁷	1×10 ²
⁷⁶ Kr		1×10 ⁹	1×10 ²	¹⁰¹ Tc		1×10 ⁶	1×10 ²
⁷⁷ Kr		1×10 ⁹	1×10 ²	¹⁰⁴ Tc		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁷⁹ Kr		1×10 ⁵	1×10 ³	⁹⁴ Ru		1×10 ⁶	1×10 ²
⁸¹ Kr		1×10 ⁷	1×10 ⁴	⁹⁷ Ru		1×10 ⁷	1×10 ²
^{81m} Kr		1×10 ¹⁰	1×10 ³	¹⁰³ Ru		1×10 ⁶	1×10 ²
^{83m} Kr		1×10 ¹²	1×10 ⁵	¹⁰⁵ Ru		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁸⁵ Kr		1×10 ⁴	1×10 ⁵	¹⁰⁶ Ru	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ²
^{85m} Kr		1×10 ¹⁰	1×10 ³	⁹⁹ Rh		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁸⁷ Kr		1×10 ⁹	1×10 ²	^{99m} Rh		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁸⁸ Kr		1×10 ⁹	1×10 ²	¹⁰⁰ Rh		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁷⁹ Rb		1×10 ⁵	1×10 ¹	¹⁰¹ Rh		1×10 ⁷	1×10 ²
⁸¹ Rb		1×10 ⁶	1×10 ¹	^{101m} Rh		1×10 ⁷	1×10 ²
^{81m} Rb		1×10 ⁷	1×10 ³	¹⁰² Rh		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{82m} Rb		1×10 ⁶	1×10 ¹	^{102m} Rh		1×10 ⁶	1×10 ²
⁸³ Rb	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁶	1×10 ²	^{103m} Rh		1×10 ⁸	1×10 ⁴
⁸⁴ Rb		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁰⁵ Rh		1×10 ⁷	1×10 ²
⁸⁶ Rb		1×10 ⁵	1×10 ²	^{106m} Rh		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁸⁷ Rb		1×10 ⁷	1×10 ⁴	¹⁰⁷ Rh		1×10 ⁶	1×10 ²
⁸⁸ Rb		1×10 ⁵	1×10 ¹	¹⁰⁰ Pd		1×10 ⁷	1×10 ²
⁸⁹ Rb		1×10 ⁵	1×10 ¹	¹⁰¹ Pd		1×10 ⁶	1×10 ²
⁸⁰ Sr		1×10 ⁷	1×10 ³	¹⁰³ Pd		1×10 ⁸	1×10 ³
⁸¹ Sr		1×10 ⁵	1×10 ¹	¹⁰⁷ Pd		1×10 ⁸	1×10 ⁵
⁸² Sr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ¹	¹⁰⁹ Pd		1×10 ⁶	1×10 ³
⁸³ Sr		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁰² Ag		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁸⁵ Sr		1×10 ⁶	1×10 ²	¹⁰³ Ag		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{85m} Sr		1×10 ⁷	1×10 ²	¹⁰⁴ Ag		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{87m} Sr		1×10 ⁶	1×10 ²	^{104m} Ag		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁸⁹ Sr		1×10 ⁶	1×10 ³	¹⁰⁵ Ag		1×10 ⁶	1×10 ²
⁹⁰ Sr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁴	1×10 ²	¹⁰⁶ Ag		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁹¹ Sr		1×10 ⁵	1×10 ¹	^{106m} Ag		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁹² Sr		1×10 ⁶	1×10 ¹	^{108m} Ag	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁶	1×10 ¹
⁸⁶ Y		1×10 ⁵	1×10 ¹	^{110m} Ag		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{86m} Y		1×10 ⁷	1×10 ²	¹¹¹ Ag		1×10 ⁶	1×10 ³
⁸⁷ Y	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁶	1×10 ¹	¹¹² Ag		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁸⁸ Y		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹¹⁵ Ag		1×10 ⁵	1×10 ¹

104Cd		1×10 ⁷	1×10 ²	126I		1×10 ⁶	1×10 ²
107Cd		1×10 ⁷	1×10 ³	128I		1×10 ⁵	1×10 ²
109Cd		1×10 ⁶	1×10 ⁴	129I		1×10 ⁵	1×10 ²
113Cd		1×10 ⁶	1×10 ³	130I		1×10 ⁶	1×10 ¹
113mCd		1×10 ⁶	1×10 ³	131I		1×10 ⁶	1×10 ²
115Cd		1×10 ⁶	1×10 ²	132I		1×10 ⁵	1×10 ¹
115mCd		1×10 ⁶	1×10 ³	132mI		1×10 ⁶	1×10 ²
117Cd		1×10 ⁶	1×10 ¹	133I		1×10 ⁶	1×10 ¹
117mCd		1×10 ⁶	1×10 ¹	134I		1×10 ⁵	1×10 ¹
109In		1×10 ⁶	1×10 ¹	135I		1×10 ⁶	1×10 ¹
110In	物理的半減期が 4.90 時間のもの	1×10 ⁶	1×10 ¹	120Xe		1×10 ⁹	1×10 ²
110In	物理的半減期が 1.15 時間のもの	1×10 ⁵	1×10 ¹	121Xe		1×10 ⁹	1×10 ²
111In		1×10 ⁶	1×10 ²	122Xe	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁹	1×10 ²
112In		1×10 ⁶	1×10 ²	123Xe		1×10 ⁹	1×10 ²
113mIn		1×10 ⁶	1×10 ²	125Xe		1×10 ⁹	1×10 ³
114In		1×10 ⁵	1×10 ³	127Xe		1×10 ⁵	1×10 ³
114mIn		1×10 ⁶	1×10 ²	129mXe		1×10 ⁴	1×10 ³
115In		1×10 ⁵	1×10 ³	131mXe		1×10 ⁴	1×10 ⁴
115mIn		1×10 ⁶	1×10 ²	133Xe		1×10 ⁴	1×10 ³
116mIn		1×10 ⁵	1×10 ¹	133mXe		1×10 ⁴	1×10 ³
117In		1×10 ⁶	1×10 ¹	135Xe		1×10 ¹⁰	1×10 ³
117mIn		1×10 ⁶	1×10 ²	135mXe		1×10 ⁹	1×10 ²
119mIn		1×10 ⁵	1×10 ²	138Xe		1×10 ⁹	1×10 ²
110Sn		1×10 ⁷	1×10 ²	125Cs		1×10 ⁴	1×10 ¹
111Sn		1×10 ⁶	1×10 ²	127Cs		1×10 ⁵	1×10 ²
113Sn		1×10 ⁷	1×10 ³	129Cs		1×10 ⁵	1×10 ²
117mSn		1×10 ⁶	1×10 ²	130Cs		1×10 ⁶	1×10 ²
119mSn		1×10 ⁷	1×10 ³	131Cs		1×10 ⁶	1×10 ³
121Sn		1×10 ⁷	1×10 ⁵	132Cs		1×10 ⁵	1×10 ¹
121mSn	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁷	1×10 ³	134Cs		1×10 ⁴	1×10 ¹
123Sn		1×10 ⁶	1×10 ³	134mCs		1×10 ⁵	1×10 ³
123mSn		1×10 ⁶	1×10 ²	135Cs		1×10 ⁷	1×10 ⁴
125Sn		1×10 ⁵	1×10 ²	135mCs		1×10 ⁶	1×10 ¹
126Sn	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ¹	136Cs		1×10 ⁵	1×10 ¹
127Sn		1×10 ⁶	1×10 ¹	137Cs	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁴	1×10 ¹
128Sn		1×10 ⁶	1×10 ¹	138Cs		1×10 ⁴	1×10 ¹
115Sb		1×10 ⁶	1×10 ¹	126Ba		1×10 ⁷	1×10 ²
116Sb		1×10 ⁶	1×10 ¹	128Ba		1×10 ⁷	1×10 ²
116mSb		1×10 ⁵	1×10 ¹	131Ba		1×10 ⁶	1×10 ²
117Sb		1×10 ⁷	1×10 ²	131mBa		1×10 ⁷	1×10 ²
118mSb		1×10 ⁶	1×10 ¹	133Ba		1×10 ⁶	1×10 ²
119Sb		1×10 ⁷	1×10 ³	133mBa		1×10 ⁶	1×10 ²
120Sb	物理的半減期が 5.76 日のもの	1×10 ⁶	1×10 ¹	135mBa		1×10 ⁶	1×10 ²
120Sb	物理的半減期が 0.265 時間のもの	1×10 ⁶	1×10 ²	137mBa		1×10 ⁶	1×10 ¹
122Sb		1×10 ⁴	1×10 ²	139Ba		1×10 ⁵	1×10 ²
124Sb		1×10 ⁶	1×10 ¹	140Ba	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ¹
124mSb		1×10 ⁶	1×10 ²	141Ba		1×10 ⁵	1×10 ¹
125Sb		1×10 ⁶	1×10 ²	142Ba		1×10 ⁶	1×10 ¹
126Sb		1×10 ⁵	1×10 ¹	131La		1×10 ⁶	1×10 ¹
126mSb		1×10 ⁵	1×10 ¹	132La		1×10 ⁶	1×10 ¹
127Sb		1×10 ⁶	1×10 ¹	135La		1×10 ⁷	1×10 ³
128Sb		1×10 ⁵	1×10 ¹	137La		1×10 ⁷	1×10 ³
129Sb		1×10 ⁶	1×10 ¹	138La		1×10 ⁶	1×10 ¹
130Sb		1×10 ⁵	1×10 ¹	140La		1×10 ⁵	1×10 ¹
131Sb		1×10 ⁶	1×10 ¹	141La		1×10 ⁵	1×10 ²
116Te		1×10 ⁷	1×10 ²	142La		1×10 ⁵	1×10 ¹
121Te		1×10 ⁶	1×10 ¹	143La		1×10 ⁵	1×10 ²
121mTe		1×10 ⁶	1×10 ²	134Ce		1×10 ⁷	1×10 ³
123Te		1×10 ⁶	1×10 ³	135Ce		1×10 ⁶	1×10 ¹
123mTe		1×10 ⁷	1×10 ²	137Ce		1×10 ⁷	1×10 ³
125mTe		1×10 ⁷	1×10 ³	137mCe		1×10 ⁶	1×10 ³
127Te		1×10 ⁶	1×10 ³	139Ce		1×10 ⁶	1×10 ²
127mTe		1×10 ⁷	1×10 ³	141Ce		1×10 ⁷	1×10 ²
129Te		1×10 ⁶	1×10 ²	143Ce		1×10 ⁶	1×10 ²
129mTe		1×10 ⁶	1×10 ³	144Ce	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ²
131Te		1×10 ⁵	1×10 ²	136Pr		1×10 ⁵	1×10 ¹
131mTe		1×10 ⁶	1×10 ¹	137Pr		1×10 ⁶	1×10 ²
132Te		1×10 ⁷	1×10 ²	138mPr		1×10 ⁶	1×10 ¹
133Te		1×10 ⁵	1×10 ¹	139Pr		1×10 ⁷	1×10 ²
133mTe		1×10 ⁵	1×10 ¹	142Pr		1×10 ⁵	1×10 ²
134Te		1×10 ⁶	1×10 ¹	142mPr		1×10 ⁹	1×10 ⁷
120I		1×10 ⁵	1×10 ¹	143Pr		1×10 ⁶	1×10 ⁴
120mI		1×10 ⁵	1×10 ¹	144Pr		1×10 ⁵	1×10 ²
121I		1×10 ⁶	1×10 ²	145Pr		1×10 ⁵	1×10 ³
123I		1×10 ⁷	1×10 ²	147Pr		1×10 ⁵	1×10 ¹
124I		1×10 ⁶	1×10 ¹	136Nd		1×10 ⁶	1×10 ²
125I		1×10 ⁶	1×10 ³	138Nd		1×10 ⁷	1×10 ³

¹³⁹ Nd		1×10 ⁶	1×10 ²	^{162m} Ho		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{139m} Nd		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁶⁴ Ho		1×10 ⁶	1×10 ³
¹⁴¹ Nd		1×10 ⁷	1×10 ³	^{164m} Ho		1×10 ⁷	1×10 ³
¹⁴⁷ Nd		1×10 ⁶	1×10 ³	¹⁶⁶ Ho		1×10 ⁵	1×10 ³
¹⁴⁹ Nd		1×10 ⁶	1×10 ³	^{166m} Ho		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁵¹ Nd		1×10 ⁵	1×10 ¹	¹⁶⁷ Ho		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁴¹ Pm		1×10 ⁵	1×10 ¹	¹⁶¹ Er		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁴³ Pm		1×10 ⁶	1×10 ²	¹⁶⁵ Er		1×10 ⁷	1×10 ³
¹⁴⁴ Pm		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁶⁹ Er		1×10 ⁷	1×10 ⁴
¹⁴⁵ Pm		1×10 ⁷	1×10 ³	¹⁷¹ Er		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁴⁶ Pm		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁷² Er		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁴⁷ Pm		1×10 ⁷	1×10 ⁴	¹⁶² Tm		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁴⁸ Pm		1×10 ⁵	1×10 ¹	¹⁶⁶ Tm		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{148m} Pm	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁶⁷ Tm		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁴⁹ Pm		1×10 ⁵	1×10 ³	¹⁷⁰ Tm		1×10 ⁶	1×10 ³
¹⁵⁰ Pm		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁷¹ Tm		1×10 ⁸	1×10 ⁴
¹⁵¹ Pm		1×10 ⁵	1×10 ²	¹⁷² Tm		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁴¹ Sm		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁷³ Tm		1×10 ⁶	1×10 ²
^{141m} Sm		1×10 ⁷	1×10 ¹	¹⁷⁵ Tm		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁴² Sm		1×10 ⁷	1×10 ²	¹⁶² Yb		1×10 ⁷	1×10 ²
¹⁴⁵ Sm		1×10 ⁵	1×10 ²	¹⁶⁶ Yb		1×10 ⁷	1×10 ²
¹⁴⁶ Sm		1×10 ⁴	1×10 ¹	¹⁶⁷ Yb		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁴⁷ Sm	サマリウム中の ¹⁴⁷ Smの天然の組成を人為的に変えたもの	1×10 ⁴	1×10 ¹	¹⁶⁹ Yb		1×10 ⁷	1×10 ²
¹⁴⁷ Sm	サマリウム中の ¹⁴⁷ Smの天然の組成を人為的に変えていないもの	1×10 ⁴	1.3×10 ²	¹⁷⁵ Yb		1×10 ⁷	1×10 ³
¹⁵¹ Sm		1×10 ⁸	1×10 ⁴	¹⁷⁷ Yb		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁵³ Sm		1×10 ⁶	1×10 ²	¹⁷⁸ Yb		1×10 ⁶	1×10 ³
¹⁵⁵ Sm		1×10 ⁶	1×10 ²	¹⁶⁹ Lu		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁵⁶ Sm		1×10 ⁶	1×10 ²	¹⁷⁰ Lu		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁴⁵ Eu		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁷¹ Lu		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁴⁶ Eu		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁷² Lu		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁴⁷ Eu		1×10 ⁶	1×10 ²	¹⁷³ Lu		1×10 ⁷	1×10 ²
¹⁴⁸ Eu		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁷⁴ Lu		1×10 ⁷	1×10 ²
¹⁴⁹ Eu		1×10 ⁷	1×10 ²	^{174m} Lu		1×10 ⁷	1×10 ²
¹⁵⁰ Eu	物理的半減期が 34.2 年のもの	1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁷⁶ Lu		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁵⁰ Eu	物理的半減期が 12.6 時間のもの	1×10 ⁶	1×10 ³	^{176m} Lu		1×10 ⁶	1×10 ³
¹⁵² Eu		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁷⁷ Lu		1×10 ⁷	1×10 ³
^{152m} Eu		1×10 ⁶	1×10 ²	^{177m} Lu		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁵⁴ Eu		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁷⁸ Lu		1×10 ⁵	1×10 ²
¹⁵⁵ Eu		1×10 ⁷	1×10 ²	^{178m} Lu		1×10 ⁵	1×10 ¹
¹⁵⁶ Eu		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁷⁹ Lu		1×10 ⁶	1×10 ³
¹⁵⁷ Eu		1×10 ⁶	1×10 ²	¹⁷⁰ Hf		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁵⁸ Eu		1×10 ⁵	1×10 ¹	¹⁷² Hf	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁴⁵ Gd		1×10 ⁵	1×10 ¹	¹⁷³ Hf		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁴⁶ Gd	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁷⁵ Hf		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁴⁷ Gd		1×10 ⁶	1×10 ¹	^{175m} Hf		1×10 ⁵	1×10 ¹
¹⁴⁸ Gd		1×10 ⁴	1×10 ¹	^{177m} Hf		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁴⁹ Gd		1×10 ⁶	1×10 ²	^{178m} Hf		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁵¹ Gd		1×10 ⁷	1×10 ²	^{179m} Hf		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁵² Gd		1×10 ⁴	1×10 ¹	^{180m} Hf		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁵³ Gd		1×10 ⁷	1×10 ²	¹⁸¹ Hf		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁵⁹ Gd		1×10 ⁶	1×10 ³	¹⁸² Hf		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁴⁷ Tb		1×10 ⁶	1×10 ¹	^{182m} Hf		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁴⁹ Tb		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁸³ Hf		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁵⁰ Tb		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁸⁴ Hf		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁵¹ Tb		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁷² Ta		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁵³ Tb		1×10 ⁷	1×10 ²	¹⁷³ Ta		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁵⁴ Tb		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁷⁴ Ta		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁵⁵ Tb		1×10 ⁷	1×10 ²	¹⁷⁵ Ta		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁵⁶ Tb		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁷⁶ Ta		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{156m} Tb	物理的半減期が 1.02 日のもの	1×10 ⁷	1×10 ³	¹⁷⁷ Ta		1×10 ⁷	1×10 ²
^{156m} Tb	物理的半減期が 5.00 時間のもの	1×10 ⁷	1×10 ⁴	¹⁷⁸ Ta		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁵⁷ Tb		1×10 ⁷	1×10 ⁴	¹⁷⁹ Ta		1×10 ⁷	1×10 ³
¹⁵⁸ Tb		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁸⁰ Ta		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁶⁰ Tb		1×10 ⁶	1×10 ¹	^{180m} Ta		1×10 ⁷	1×10 ³
¹⁶¹ Tb		1×10 ⁶	1×10 ³	¹⁸² Ta		1×10 ⁴	1×10 ¹
¹⁵⁵ Dy		1×10 ⁶	1×10 ¹	^{182m} Ta		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁵⁷ Dy		1×10 ⁶	1×10 ²	¹⁸³ Ta		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁵⁹ Dy		1×10 ⁷	1×10 ³	¹⁸⁴ Ta		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁶⁵ Dy		1×10 ⁶	1×10 ³	¹⁸⁵ Ta		1×10 ⁵	1×10 ²
¹⁶⁶ Dy		1×10 ⁶	1×10 ³	¹⁸⁶ Ta		1×10 ⁵	1×10 ¹
¹⁵⁵ Ho		1×10 ⁶	1×10 ²	¹⁷⁶ W		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁵⁷ Ho		1×10 ⁶	1×10 ²	¹⁷⁷ W		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁵⁹ Ho		1×10 ⁶	1×10 ²	¹⁷⁸ W	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁶¹ Ho		1×10 ⁷	1×10 ²	¹⁷⁹ W		1×10 ⁷	1×10 ²
¹⁶² Ho		1×10 ⁷	1×10 ²	¹⁸¹ W		1×10 ⁷	1×10 ³
				¹⁸⁵ W		1×10 ⁷	1×10 ⁴
				¹⁸⁷ W		1×10 ⁶	1×10 ²
				¹⁸⁸ W	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ²
				¹⁷⁷ Re		1×10 ⁶	1×10 ¹

¹⁷⁸ Re		1×10 ⁶	1×10 ¹	^{195m} Pb		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁸¹ Re		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁹⁸ Pb		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁸² Re		1×10 ⁶	1×10 ¹	¹⁹⁹ Pb		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁸⁴ Re		1×10 ⁶	1×10 ¹	²⁰⁰ Pb		1×10 ⁶	1×10 ²
^{184m} Re		1×10 ⁶	1×10 ²	²⁰¹ Pb		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁸⁶ Re		1×10 ⁶	1×10 ³	²⁰² Pb		1×10 ⁶	1×10 ³
^{186m} Re		1×10 ⁷	1×10 ³	^{202m} Pb		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁸⁷ Re		1×10 ⁹	1×10 ⁶	²⁰³ Pb		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁸⁸ Re		1×10 ⁵	1×10 ²	²⁰⁵ Pb		1×10 ⁷	1×10 ⁴
^{188m} Re		1×10 ⁷	1×10 ²	²⁰⁹ Pb		1×10 ⁶	1×10 ⁵
¹⁸⁹ Re	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁶	1×10 ²	²¹⁰ Pb	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁴	1×10 ¹
¹⁸⁰ Os		1×10 ⁷	1×10 ²	²¹¹ Pb		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁸¹ Os		1×10 ⁶	1×10 ¹	²¹² Pb	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ¹
¹⁸² Os		1×10 ⁶	1×10 ²	²¹⁴ Pb		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁸⁵ Os		1×10 ⁶	1×10 ¹	²⁰⁰ Bi		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{189m} Os		1×10 ⁷	1×10 ⁴	²⁰¹ Bi		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁹¹ Os		1×10 ⁷	1×10 ²	²⁰² Bi		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{191m} Os		1×10 ⁷	1×10 ³	²⁰³ Bi		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁹³ Os		1×10 ⁶	1×10 ²	²⁰⁵ Bi		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁹⁴ Os	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ²	²⁰⁶ Bi		1×10 ⁵	1×10 ¹
¹⁸² Ir		1×10 ⁵	1×10 ¹	²⁰⁷ Bi		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁸⁴ Ir		1×10 ⁶	1×10 ¹	²¹⁰ Bi		1×10 ⁶	1×10 ³
¹⁸⁵ Ir		1×10 ⁶	1×10 ¹	^{210m} Bi	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ¹
¹⁸⁶ Ir		1×10 ⁶	1×10 ¹	²¹² Bi	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ¹
¹⁸⁷ Ir		1×10 ⁶	1×10 ²	²¹³ Bi		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁸⁸ Ir		1×10 ⁶	1×10 ¹	²¹⁴ Bi		1×10 ⁵	1×10 ¹
¹⁸⁹ Ir	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁷	1×10 ²	²⁰³ Po		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁹⁰ Ir		1×10 ⁶	1×10 ¹	²⁰⁵ Po		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{190m} Ir	物理的半減期が 3.10 時間のもの	1×10 ⁶	1×10 ¹	²⁰⁶ Po		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{190m} Ir	物理的半減期が 1.20 時間のもの	1×10 ⁷	1×10 ⁴	²⁰⁷ Po		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁹² Ir		1×10 ⁴	1×10 ¹	²⁰⁸ Po		1×10 ⁴	1×10 ¹
^{192m} Ir		1×10 ⁷	1×10 ²	²⁰⁹ Po		1×10 ⁴	1×10 ¹
^{193m} Ir		1×10 ⁷	1×10 ⁴	²¹⁰ Po		1×10 ⁴	1×10 ¹
¹⁹⁴ Ir		1×10 ⁵	1×10 ²	²⁰⁷ At		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{194m} Ir		1×10 ⁶	1×10 ¹	²¹¹ At		1×10 ⁷	1×10 ³
¹⁹⁵ Ir		1×10 ⁶	1×10 ²	²²⁰ Rn	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁷	1×10 ⁴
^{195m} Ir		1×10 ⁶	1×10 ²	²²² Rn	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁸	1×10 ¹
¹⁸⁶ Pt		1×10 ⁶	1×10 ¹	²²² Fr		1×10 ⁵	1×10 ³
¹⁸⁸ Pt	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁶	1×10 ¹	²²³ Fr		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁸⁹ Pt		1×10 ⁶	1×10 ²	²²³ Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ²
¹⁹¹ Pt		1×10 ⁶	1×10 ²	²²⁴ Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ¹
¹⁹³ Pt		1×10 ⁷	1×10 ⁴	²²⁵ Ra		1×10 ⁵	1×10 ²
^{193m} Pt		1×10 ⁷	1×10 ³	²²⁶ Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁴	1×10 ¹
^{195m} Pt		1×10 ⁶	1×10 ²	²²⁷ Ra		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁹⁷ Pt		1×10 ⁶	1×10 ³	²²⁸ Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ¹
^{197m} Pt		1×10 ⁶	1×10 ²	²²⁴ Ac		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁹⁹ Pt		1×10 ⁶	1×10 ²	²²⁵ Ac	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁴	1×10 ¹
²⁰⁰ Pt		1×10 ⁶	1×10 ²	²²⁶ Ac		1×10 ⁵	1×10 ²
¹⁹³ Au		1×10 ⁷	1×10 ²	²²⁷ Ac	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ³	1×10 ⁻¹
¹⁹⁴ Au		1×10 ⁶	1×10 ¹	²²⁸ Ac		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁹⁵ Au		1×10 ⁷	1×10 ²	²²⁷ Pa		1×10 ⁶	1×10 ³
¹⁹⁸ Au		1×10 ⁶	1×10 ²	²²⁸ Pa		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{198m} Au		1×10 ⁶	1×10 ¹	²³⁰ Pa		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁹⁹ Au		1×10 ⁶	1×10 ²	²³¹ Pa		1×10 ³	1×10 ⁰
²⁰⁰ Au		1×10 ⁵	1×10 ²	²³² Pa		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{200m} Au		1×10 ⁶	1×10 ¹	²³³ Pa		1×10 ⁷	1×10 ²
²⁰¹ Au		1×10 ⁶	1×10 ²	²³⁴ Pa		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁹³ Hg		1×10 ⁶	1×10 ²	²³² Np		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{193m} Hg		1×10 ⁶	1×10 ¹	²³³ Np		1×10 ⁷	1×10 ²
¹⁹⁴ Hg	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁶	1×10 ¹	²³⁴ Np		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁹⁵ Hg		1×10 ⁶	1×10 ²	²³⁵ Np		1×10 ⁷	1×10 ³
^{195m} Hg	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁶	1×10 ²	²³⁶ Np	物理的半減期が 1.15×10 ⁵ 年のもの	1×10 ⁵	1×10 ²
¹⁹⁷ Hg		1×10 ⁷	1×10 ²	²³⁶ Np	物理的半減期が 22.5 時間のもの	1×10 ⁷	1×10 ³
^{197m} Hg		1×10 ⁶	1×10 ²	²³⁷ Np	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ³	1×10 ⁰
^{199m} Hg		1×10 ⁶	1×10 ²	²³⁸ Np		1×10 ⁶	1×10 ²
²⁰³ Hg		1×10 ⁵	1×10 ²	²³⁹ Np		1×10 ⁷	1×10 ²
¹⁹⁴ Tl		1×10 ⁶	1×10 ¹	²⁴⁰ Np		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{194m} Tl		1×10 ⁶	1×10 ¹	²³⁷ Am		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁹⁵ Tl		1×10 ⁶	1×10 ¹	²³⁸ Am		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁹⁷ Tl		1×10 ⁶	1×10 ²	²³⁹ Am		1×10 ⁶	1×10 ²
¹⁹⁸ Tl		1×10 ⁶	1×10 ¹	²⁴⁰ Am		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{198m} Tl		1×10 ⁶	1×10 ¹	²⁴¹ Am		1×10 ⁴	1×10 ⁰
¹⁹⁹ Tl		1×10 ⁶	1×10 ²	²⁴² Am		1×10 ⁶	1×10 ³
²⁰⁰ Tl		1×10 ⁶	1×10 ¹	^{242m} Am	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁴	1×10 ⁰
²⁰¹ Tl		1×10 ⁶	1×10 ²	²⁴³ Am	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ³	1×10 ⁰
²⁰² Tl		1×10 ⁶	1×10 ²	²⁴⁴ Am		1×10 ⁶	1×10 ¹
²⁰⁴ Tl		1×10 ⁴	1×10 ⁴				

^{244m} Am		1×10 ⁷	1×10 ⁴
²⁴⁵ Am		1×10 ⁶	1×10 ³
²⁴⁶ Am		1×10 ⁵	1×10 ¹
^{246m} Am		1×10 ⁶	1×10 ¹
²³⁸ Cm		1×10 ⁷	1×10 ²
²⁴⁰ Cm		1×10 ⁵	1×10 ²
²⁴¹ Cm		1×10 ⁶	1×10 ²
²⁴² Cm		1×10 ⁵	1×10 ²
²⁴³ Cm		1×10 ⁴	1×10 ⁰
²⁴⁴ Cm		1×10 ⁴	1×10 ¹
²⁴⁵ Cm		1×10 ³	1×10 ⁰
²⁴⁶ Cm		1×10 ³	1×10 ⁰
²⁴⁷ Cm		1×10 ⁴	1×10 ⁰
²⁴⁸ Cm		1×10 ³	1×10 ⁰
²⁴⁹ Cm		1×10 ⁶	1×10 ³
²⁵⁰ Cm		1×10 ³	1×10 ⁻¹
²⁴⁵ Bk		1×10 ⁶	1×10 ²
²⁴⁶ Bk		1×10 ⁶	1×10 ¹
²⁴⁷ Bk		1×10 ⁴	1×10 ⁰
²⁴⁹ Bk		1×10 ⁶	1×10 ³
²⁵⁰ Bk		1×10 ⁶	1×10 ¹
²⁴⁴ Cf		1×10 ⁷	1×10 ⁴
²⁴⁶ Cf		1×10 ⁶	1×10 ³
²⁴⁸ Cf		1×10 ⁴	1×10 ¹
²⁴⁹ Cf		1×10 ³	1×10 ⁰
²⁵⁰ Cf		1×10 ⁴	1×10 ¹
²⁵¹ Cf		1×10 ³	1×10 ⁰
²⁵² Cf		1×10 ⁴	1×10 ¹
²⁵³ Cf		1×10 ⁵	1×10 ²
²⁵⁴ Cf		1×10 ³	1×10 ⁰
²⁵⁰ Es		1×10 ⁶	1×10 ²
²⁵¹ Es		1×10 ⁷	1×10 ²
²⁵³ Es		1×10 ⁵	1×10 ²
²⁵⁴ Es		1×10 ⁴	1×10 ¹
^{254m} Es		1×10 ⁶	1×10 ²
²⁵² Fm		1×10 ⁶	1×10 ³
²⁵³ Fm		1×10 ⁶	1×10 ²
²⁵⁴ Fm		1×10 ⁷	1×10 ⁴
²⁵⁵ Fm		1×10 ⁶	1×10 ³
²⁵⁷ Fm		1×10 ⁵	1×10 ¹
²⁵⁷ Md		1×10 ⁷	1×10 ²
²⁵⁸ Md		1×10 ⁵	1×10 ²
その他の 同位元素	アルファ線を放出するもの	1×10 ³	1×10 ⁻¹
	アルファ線を放出しないもの	1×10 ⁴	1×10 ⁻¹

備考 第二欄及び第三欄に掲げる数量及び濃度について、放射平衡に含める親核種と子孫核種は次表による。

別表第四（第8条関係）

表面密度限度

区分	密度(Bq/cm ²)
アルファ線を放出する放射性同位元素	4
アルファ線を放出しない放射性同位元素	40

平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の三等の規定に基づく放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等）

平成二年十一月二十八日科学技術庁告示第七号

最終改正：平成一八年一月二六日文科科学省告示一五四号

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(L型輸送物として運搬できる放射性同位元素等)

第二条 規則第十八条の三第一項第一号の危険性が極めて少ない放射性同位元素等として文部科学大臣の定めるものは、次の各号の一に該当する放射性同位元素等とする。

- 一 放射性同位元素等であって、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの

放射性同位元素等の区分		放射能の量
固体	容易に散逸しない固体状の放射性同位元素等又は放射性同位元素等を密封したカプセル(以下「カプセル等」という。)であって、次に掲げる基準に適合するもの(以下「特別形放射性同位元素等」という。)	別表第一から別表第六まで及び別表第六の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄に掲げる数量(以下「A ₁ 値」という。)の千分の一
	イ 外接する直方体の少なくとも一辺が〇・五センチメートル以上であること。 ロ 別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験(長さが十センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が十以上である放射性同位元素等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験)を行った場合に損壊せず、加熱試験を行った場合に熔融又は分散せず、並びに浸漬試験を行った場合に水中への放射性同位元素の漏えい量が、二キロボクレルを超えないものであること。ただし、衝撃試験及び打撃試験にあつては重量が二百グラム未満のカプセル等については文部科学大臣が認める試験、二百グラム以上五百グラム未満のカプセル等については文部科学大臣が認める試験、加熱試験にあつては文部科学大臣が認める試験に代えることができる。	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄(別表第四及び別表第五にあつては、第二欄)に掲げる数量(以下「A ₂ 値」という。)の千分の一
液体		A ₂ 値の一万分の一
気体	トリチウム	〇・八テラベクレル
	その他 特別形放射性同位元素等	A ₁ 値の千分の一
	特別形放射性同位元素等以外のもの	A ₂ 値の千分の一

- 二 時計その他の機器又は装置(放射性同位元素等を封入する機能のみを有するものを除く。以下「機器等」という。)に含まれる放射性同位元素等であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ 次の表の上欄に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、機器等一個あたりに含まれる放射性同位元素等の放射能が、それぞれ同表の中欄に掲げる量を超えず、かつ、当該機器等が収納され、又は包装されている放射性輸送物一個あたりに含まれる放射性同位元素等の放射能が、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えないこと。

放射性同位元素等の区分		機器等一個あたりに含まれる放射能の量	放射性輸送物一個あたりに含まれる放射能の量
固体	特別形放射性同位元素等	A ₁ 値の百分の一	A ₁ 値
	特別形放射性同位元素等以外のもの	A ₂ 値の百分の一	A ₂ 値
液体		A ₂ 値の千分の一	A ₂ 値の十分の一
気体	トリチウム	〇・八テラベクレル	八テラベクレル
	その他 特別形放射性同位元素等	A ₁ 値の千分の一	A ₁ 値の百分の一
	特別形放射性同位元素等以外のもの	A ₂ 値の千分の一	A ₂ 値の百分の一

- ロ 収納され、又は包装されていない状態で当該機器等の表面から十センチメートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
- ハ 当該機器等(放射線発光塗料を用いたものを除く。)は「放射性」又は「Radioactive」の表示を有すること。
- ニ 当該機器等は、放射性同位元素等を完全に密封しうる構造であること。
- 三 放射性同位元素等が収納されたことのある空の容器の内表面に付着している放射性同位元素等であつて、次に掲げる要件に適合するもの
 - イ 密度が第七条に規定する密度の百倍を超えないこと。
 - ロ 当該容器に収納されていること。
 - ハ 容器は、き裂、破損等がなく、かつ、閉じられていること。

(A型輸送物として運搬できる放射性同位元素等の量の限度)

第三条 規則第十八条の三第一項第二号の文部科学大臣の定める量は、次の表の上欄に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

放射性同位元素等の区分	放射能の量
特別形放射性同位元素等	A ₁ 値
特別形放射性同位元素等以外のもの	A ₂ 値

(低比放射性同位元素及び表面汚染物)

第四条 規則第十八条の三第二項の文部科学大臣の定める低比放射性同位元素は、次に掲げる各号の一に該当する放射性同位元素等であつて、容器に収納することとした場合に、当該放射性同位元素等の表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器によるしゃへの効果は考慮しないこととする。

- 一 次に掲げる放射性同位元素等(以下「LSA-I」という。)
- イ A₂値に制限がないもの
- ロ 放射性同位元素等が全体に分布しており、かつ、平均放射能濃度(放射性同位元素等の全体について平均した放射能濃度をいう。以下同じ。)が、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示(昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号)第一条の二第一号に規定する免除濃度の三十倍を超えないもの
- 二 前号に掲げる放射性同位元素等以外のものであつて、次に掲げる要件に適合するもの(以下「LSA-II」という。)
- イ 放射能が当該放射性同位元素等の全体に分布しているもの。
- ロ 次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる要件に適合するもの。

放射性同位元素等の区分		要件
固体	可燃性のもの	放射能の量がA ₂ 値の百倍を超えず、かつ、平均放射能濃度が一グラム当たりA ₂ 値の一万分の一を超えないこと。
	可燃性以外のもの	平均放射能濃度が一グラム当たりA ₂ 値の一万分の一を超えないこと。
液体	トリチウム水	放射能の量がA ₂ 値の百倍を超えず、かつ、平均放射能濃度が一立方センチメートル当たり〇・八ギガベクレルを超えないこと。
	トリチウム水以外のもの	放射能の量がA ₂ 値の百倍を超えず、かつ、平均放射能濃度が一グラム当たりA ₂ 値の十万分の一を超えないこと。
気体		放射能の量がA ₂ 値の百倍を超えず、かつ、平均放射能濃度が一グラム当たりA ₂ 値の一万分の一を超えないこと。

- 三 前二号に掲げる放射性同位元素等以外の固体状の放射性同位元素等であつて、次に掲げる要件に適合するもの(以下「LSA-III」という。)
- イ 放射能が当該放射性同位元素等の全体に均一に分布していること。
- ロ 平均放射能濃度が一グラム当たりA₂値の五百分の一を超えないこと。
- ハ 別記第二に定める浸漬試験を行った場合に、水中への放射性同位元素の漏れい量がA₂値の十分の一を超えないこと。
- ニ 可燃性のものにあつては、放射能の量がA₂値の百倍を超えないこと。

2 規則第十八条の三第二項の文部科学大臣の定める表面汚染物は、放射性同位元素等によって表面が汚染されたもの(以下この項において「汚染物」という。)であつて、次に掲げる各号の一に該当するもののうち、放射能の量がA₂値の百倍を超えず、かつ、容器に収納することとした場合に、当該汚染物の表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器によるしゃへの効果は考慮しないこととする。

一 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度を超えないもの(以下「SCO-I」という。)

表面の汚染の区分		密度
通常の見扱ひにおい、人が触れるおそれがある表面の汚染であつて、はく離するおそれがあるもの(以下「接近できる表面の非固定性汚染」という。)	アルファ線を放出する低危険性の放射性同位元素(アルファ線を放出する物理的半減期が十日未満の放射性同位元素をいう。以下同じ。)以外のアルファ線を放出する放射性同位元素	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出しない放射性同位元素及びアルファ線を放出する低危険性の放射性同位元素	四ベクレル毎平方センチメートル
その他の汚染	アルファ線を放出する低危険性の放射性同位元素以外のアルファ線を放出する放射性同位元素	四キロベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出しない放射性同位元素及びアルファ線を放出する低危険性の放射性同位元素	四十キロベクレル毎平方センチメートル

二 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度を超えないもの(前号に定めるものを除く。以下「SCO-II」という。)

表面の汚染の区分		密度
接近できる表面の非固定性汚染	アルファ線を放出する低危険性の放射性同位元素以外のアルファ線を放出する放射性同位元素	四十ベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出しない放射性同位元素及びアルファ線を放出する低危険性の放射性同位元素	四百ベクレル毎平方センチメートル
その他の汚染	アルファ線を放出する低危険性の放射性同位元素以外のアルファ線を放出する放射性同位元素	八十キロベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出しない放射性同位元素及びアルファ線を放出する低危険性の放射性同位元素	八百キロベクレル毎平方センチメートル

(低比放射性同位元素又は表面汚染物に係る放射性輸送物の区分)
第五条 規則第十八条の三第二項の文部科学大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる低比放射性同位元素又は表面汚染物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射性輸送物の区分とする。

低比放射性同位元素又は表面汚染物の区分	放射性輸送物の区分	
	専用積載として運搬する場合	専用積載としないで運搬する場合
LSA-I	固体	IP-1型輸送物
	液体又は気体	IP-2型輸送物
LSA-II	固体	IP-2型輸送物
	液体又は気体	IP-3型輸送物
LSA-III	IP-2型輸送物	IP-3型輸送物
SCO-I	IP-1型輸送物	IP-1型輸送物
SCO-II	IP-2型輸送物	IP-2型輸送物

(表示を要しないL型輸送物)

第六条 規則第十八条の四第六号の文部科学大臣の定める場合は、第二条第二号及び第三号に定める放射性同位元素等を運搬する場合とする。

(輸送物表面密度)

第七条 規則第十八条の四第八号の文部科学大臣の定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。ただし、通常の取扱いにおいて、はく離するおそれがない放射性同位元素の密度については、この限りでない。

放射性同位元素の区分	密度
アルファ線を放出する放射性同位元素	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性同位元素	四ベクレル毎平方センチメートル

(表面又は表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値に係る承認の申請書)

第八条 規則第十八条の五第七号ただし書又は第八号ただし書の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 運搬する放射性同位元素等の種類、数量及び性状
- 三 規則第十八条の五第七号ただし書の規定による承認の申請にあつては放射性輸送物の表面における一センチメートル線量当量率の最大値、同条第八号ただし書の規定による承認の申請にあつては放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値
- 四 承認を受けようとする理由
- 五 運搬に当たつて講ずる障害防止のための措置

(一センチメートル線量当量率の最大値に乗ずる係数)

第九条 規則第十八条の五第八号の文部科学大臣の定める係数は、次の表の上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

コンテナ又はタンクの最大断面積の区分	係数
一平方メートル以下	一
一平方メートルを超え五平方メートル以下	二
五平方メートルを超え二十平方メートル以下	三
二十平方メートルを超える	十

(A型輸送物に係る一般の試験条件及び液体状又は気体状の放射性同位元素等が収納され、又は包装されているA型輸送物に係る追加の試験条件)

第十条 規則第十八条の五第十号の文部科学大臣の定めるA型輸送物に係る一般の試験条件及び同条第十一号の文部科学大臣の定める液体状又は気体状の放射性同位元素等（気体状のトリチウム及び希ガスを除く。）が収納され、又は包装されているA型輸送物に係る追加の試験条件は、別記第三に掲げる条件とする。

(BM型輸送物に係る一般の試験条件)

第十一条 規則第十八条の六第二号の文部科学大臣の定めるBM型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第四に掲げる条件とする。

(BM型輸送物に係る一般の試験条件の下における漏えい量)

第十二条 規則第十八条の六第二号ロの文部科学大臣の定める量は、 A_2 値の百万分の一とする。

(BM型輸送物に係る特別の試験条件)

第十三条 規則第十八条の六第三号の文部科学大臣の定めるBM型輸送物に係る特別の試験条件は、別記第五に掲げる条件とする。

(BM型輸送物に係る特別の試験条件の下における漏えい量)

第十四条 規則第十八条の六第三号ロの文部科学大臣の定める量は、 A_2 値とする。ただし、クリプトン八十五にあっては、 A_2 値の十倍とする。

(一定量を超える放射能を有する放射性同位元素等の収納等をした放射性輸送物に係る試験)

第十五条 規則第十八条の六第五号の文部科学大臣の定める量は、 A_2 値の十万倍とする。

2 規則第十八条の六第五号の文部科学大臣の定める試験条件は、別記第五の二に掲げる条件とする。

(BU型輸送物に係る一般の試験条件)

第十六条 規則第十八条の七第二号の文部科学大臣の定めるBU型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第六に掲げる条件とする。

(BU型輸送物に係る特別の試験条件)

第十七条 規則第十八条の七第三号の文部科学大臣の定めるBU型輸送物に係る特別の試験条件は、別記第七に掲げる条件とする。

(IP-2型輸送物に係る一般の試験条件)

第十八条 規則第十八条の九第一項第二号の文部科学大臣の定めるIP-2型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第八に掲げる条件とする。

(金属製中型容器の基準)

第十八条の二 規則第十八条の九第一項の文部科学大臣の定める基準は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号)第二十五条の五第二項第一号で定めるもののうち、容器等級がI又はIIの危険物を収納する金属製IBC容器の基準を適用するものとする。

(IP-3型輸送物に係る一般の試験条件)

第十九条 規則第十八条の十第一項第二号の文部科学大臣の定めるIP-3型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第九に掲げる条件とする。

(放射性輸送物としないで運搬できる低比放射性同位元素及び表面汚染物)

第二十条 規則第十八条の十一第一号の文部科学大臣の定める低比放射性同位元素は、LSA-Iとする。

2 規則第十八条の十一第二号の文部科学大臣の定める表面汚染物は、SCO-Iとする。

3 規則第十八条の十一第二号ロただし書の文部科学大臣の定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

放射性同位元素の区分	密度
アルファ線を放出する放射性同位元素	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性同位元素	四ベクレル毎平方センチメートル

(特別措置に係る承認の申請書)

第二十一条 規則第十八条の十二の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運搬する放射性同位元素等の種類、数量及び性状
- 三 運搬する物の表面及び表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値
- 四 講ずることが著しく困難である措置及びその理由
- 五 運搬に当たって講ずる障害防止のための措置

(危険物)

第二十二条 規則第十八条の十三第三号の文部科学大臣の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火
- 二 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条に規定する高圧ガス(消火器に封入したものを除く。)
- 三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十五度以下のもの
- 四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの
- 五 前四号に掲げるもののほか、当該放射性同位元素等の安全な運搬を損なうおそれのあるもの

(運搬物の個数の制限)

第二十三条 規則第十八条の十三第四号の規定により、二以上の運搬物を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、当該運搬機器に積載し、若しくは収納する運搬物のそれぞれの輸送指数(運搬物の表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値をミリシーベルト毎時単位で表した値の最大値の百倍をいう。以下同じ。)を合計した値又は当該運搬機器に積載し、若しくは収納する二以上の運搬物の集合を直接測定して求めた輸送指数が五十以下となるよう当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限するものとする。

(標識又は表示)

第二十四条 規則第十八条の十三第七号の規定による標識の取付け又は表示は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる放射性輸送物の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる標識を、それぞれ同表の下欄に掲げる箇所に取り付けること。ただし、L型輸送物にあっては、この限りでない。

放射性輸送物の区分	標識	箇所
一 表面における一センチメートル線量当量率の最大値が五マイクロシーベルト毎時を超えないもの	第一類白標識(別記第十に掲げるもの)	放射性輸送物の表面の二箇所
二 表面における一センチメートル線量当量率の最大値が五マイクロシーベルト毎時を超え五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二类黄標識(別記第十一に掲げるもの)	放射性輸送物の表面の二箇所
三 前二号に掲げる放射性輸送物以外のもの	第三類黄標識(別記第十二に掲げるもの)	放射性輸送物の表面の二箇所

- 二 次のイからチまでに掲げる放射性輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該イからチまでに掲げる事項を鮮明に表示しておくこと。

- イ 放射性輸送物 荷送人又は荷受人の氏名又は名称及び住所
- ロ 総重量が五十キログラムを超える放射性輸送物 総重量
- ハ A型輸送物 「A型」又は「TYPE A」の文字
- ニ BM型輸送物 「BM型」又は「TYPE B(M)」の文字
- ホ BU型輸送物 「BU型」又は「TYPE B(U)」の文字
- ヘ IP-1型輸送物 「IP-1型」又は「TYPE IP-1」の文字
- ト IP-2型輸送物 「IP-2型」又は「TYPE IP-2」の文字
- チ IP-3型輸送物 「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字

- 三 BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該放射性輸送物の容器の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、耐火性及び耐水性を有する三葉マーク(別記第十三に掲げるもの)を鮮明に表示すること。

(設計承認の申請等)

第二十五条 規則第十八条の十七第四項の規定の適用を受けようとする者は、別記様式第一(既に同項の適用を受けた設計の変更を行う場合は別記様式第二)による申請書に、同条第二項第二号の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、規則第十八条の十七第四項の規定を適用したときは、次の各号に掲げる事項を記載した放射性輸送物設計承認書を交付する。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 容器の名称
- 三 設計承認番号
- 四 放射性輸送物の種類
- 五 放射性輸送物の外形寸法、重量その他の仕様
- 六 収納物の密封性に関する事項

- 七 BM型輸送物にあつては、BU型輸送物の設計基準のうち適合しない基準
- 八 容器の保守及び放射性輸送物の取扱いに関する事項
- 九 放射性輸送物設計承認書の有効期間
- 3 前項の規定により放射性輸送物設計承認書の交付を受けた者は、当該放射性輸送物の設計の変更がないことを示して、有効期間の更新を受けることができる
- 4 前項の更新を受けようとする者は、別記様式第三による放射性輸送物設計承認有効期間更新申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。
- 5 第三項の更新を受けた者は、遅滞なく放射性輸送物設計承認書を提出し、その書換えを受けなければならない。
- 6 第二項の規定により放射性輸送物設計承認書の交付を受けた者は、同項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第四による届書に当該放射性輸送物設計承認書を添えて文部科学大臣に提出し、その書換えを受けなければならない。
- 7 第二項の規定により放射性輸送物設計承認書の交付を受けた者は、承認を受けた放射性輸送物の設計を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に別記様式第五による届書に当該放射性輸送物設計承認書を添えて文部科学大臣に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成十九年一月一日から施行する。
（放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正）
- 2 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目を定める告示（昭和五十六年科学技術庁告示第十号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「第三条」を「第二条」に改める。
（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部改正）
- 3 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成十二年科学技術庁告示第五号）の一部を次のように改正する。
第二十三条中「及び様式第十九の注4」を「、様式第十九の注4及び放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別記様式第一の注6」に改める。

別表第一(第2条関係)

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性同位元素の場合の数量の限度

原子番号	放射性同位元素の種類	第一欄		第二欄		第三欄	
		特別形放射性同位元素等である場合の数量(A ₁ 値)	単位 TBq	特別形放射性同位元素等以外の場合の数量(A ₂ 値)	単位 TBq		
1	³ H		40		40		
4	⁷ Be		20		20		
4	¹⁰ Be		40		0.6		
6	¹¹ C		1		0.6		
6	¹⁴ C		40		3		
7	¹³ N		0.9		0.6		
9	¹⁸ F		1		0.6		
11	²² Na		0.5		0.5		
11	²⁴ Na		0.2		0.2		
12	²⁸ Mg		0.3		0.3		
13	²⁶ Al		0.1		0.1		
14	³¹ Si		0.6		0.6		
14	³² Si		40		0.5		
15	³² P		0.5		0.5		
15	³³ P		40		1		
16	³⁵ S		40		3		
17	³⁶ Cl		10		0.6		
17	³⁸ Cl		0.2		0.2		
18	³⁷ Ar		40		40		
18	³⁹ Ar		40		20		
18	⁴¹ Ar		0.3		0.3		
19	⁴⁰ K		0.9		0.9		
19	⁴² K		0.2		0.2		

19	⁴³ K	0.7	0.6
20	⁴¹ Ca	制限なし	制限なし
20	⁴⁵ Ca	40	1
20	⁴⁷ Ca	3	0.3
21	⁴⁴ Sc	0.5	0.5
21	⁴⁶ Sc	0.5	0.5
21	⁴⁷ Sc	10	0.7
21	⁴⁸ Sc	0.3	0.3
22	⁴⁴ Ti	0.5	0.4
23	⁴⁸ V	0.4	0.4
23	⁴⁹ V	40	40
24	⁵¹ Cr	30	30
25	⁵² Mn	0.3	0.3
25	⁵³ Mn	制限なし	制限なし
25	⁵⁴ Mn	1	1
25	⁵⁶ Mn	0.3	0.3
26	⁵² Fe	0.3	0.3
26	⁵⁵ Fe	40	40
26	⁵⁹ Fe	0.9	0.9
26	⁶⁰ Fe	40	0.2
27	⁵⁵ Co	0.5	0.5
27	⁵⁶ Co	0.3	0.3
27	⁵⁷ Co	10	10
27	⁵⁸ Co	1	1
27	^{58m} Co	40	40
27	⁶⁰ Co	0.4	0.4
28	⁵⁹ Ni	制限なし	制限なし
28	⁶³ Ni	40	30
28	⁶⁵ Ni	0.4	0.4
29	⁶⁴ Cu	6	1
29	⁶⁷ Cu	10	0.7
30	⁶⁵ Zn	2	2
30	⁶⁹ Zn	3	0.6
30	^{69m} Zn	3	0.6
31	⁶⁷ Ga	7	3
31	⁶⁸ Ga	0.5	0.5
31	⁷² Ga	0.4	0.4
32	⁶⁸ Ge	0.5	0.5
32	⁷¹ Ge	40	40
32	⁷⁷ Ge	0.3	0.3
33	⁷² As	0.3	0.3
33	⁷³ As	40	40
33	⁷⁴ As	1	0.9
33	⁷⁶ As	0.3	0.3
33	⁷⁷ As	20	0.7
34	⁷⁵ Se	3	3
34	⁷⁹ Se	40	2
35	⁷⁶ Br	0.4	0.4
35	⁷⁷ Br	3	3
35	⁸² Br	0.4	0.4
36	⁸¹ Kr	40	40
36	⁸⁵ Kr	10	10
36	^{85m} Kr	8	3
36	⁸⁷ Kr	0.2	0.2
37	⁸¹ Rb	2	0.8
37	⁸³ Rb	2	2
37	⁸⁴ Rb	1	1
37	⁸⁶ Rb	0.5	0.5
37	⁸⁷ Rb	制限なし	制限なし
37	Rb(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし
38	⁸² Sr	0.2	0.2
38	⁸⁵ Sr	2	2
38	^{85m} Sr	5	5
38	^{87m} Sr	3	3
38	⁸⁹ Sr	0.6	0.6
38	⁹⁰ Sr	0.3	0.3
38	⁹¹ Sr	0.3	0.3
38	⁹² Sr	1	0.3
39	⁸⁷ Y	1	1
39	⁸⁸ Y	0.4	0.4
39	⁹⁰ Y	0.3	0.3
39	⁹¹ Y	0.6	0.6

平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の三等の規定に基づく放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等）

39	^{91m} Y	2	2
39	⁹² Y	0.2	0.2
39	⁹³ Y	0.3	0.3
40	⁸⁸ Zr	3	3
40	⁹³ Zr	制限なし	制限なし
40	⁹⁵ Zr	2	0.8
40	⁹⁷ Zr	0.4	0.4
41	^{93m} Nb	40	30
41	⁹⁴ Nb	0.7	0.7
41	⁹⁵ Nb	1	1
41	⁹⁷ Nb	0.9	0.6
42	⁹³ Mo	40	20
42	⁹⁹ Mo	1	0.6
43	^{95m} Tc	2	2
43	⁹⁶ Tc	0.4	0.4
43	^{96m} Tc	0.4	0.4
43	⁹⁷ Tc	制限なし	制限なし
43	^{97m} Tc	40	1
43	⁹⁸ Tc	0.8	0.7
43	⁹⁹ Tc	40	0.9
43	^{99m} Tc	10	4
44	⁹⁷ Ru	5	5
44	¹⁰³ Ru	2	2
44	¹⁰⁵ Ru	1	0.6
44	¹⁰⁶ Ru	0.2	0.2
45	⁹⁹ Rh	2	2
45	¹⁰¹ Rh	4	3
45	¹⁰² Rh	0.5	0.5
45	^{102m} Rh	2	2
45	^{103m} Rh	40	40
45	¹⁰⁵ Rh	10	0.8
46	¹⁰³ Pd	40	40
46	¹⁰⁷ Pd	制限なし	制限なし
46	¹⁰⁹ Pd	2	0.5
47	¹⁰⁵ Ag	2	2
47	^{108m} Ag	0.7	0.7
47	^{110m} Ag	0.4	0.4
47	¹¹¹ Ag	2	0.6
48	¹⁰⁹ Cd	30	2
48	^{113m} Cd	40	0.5
48	¹¹⁵ Cd	3	0.4
48	^{115m} Cd	0.5	0.5
49	¹¹¹ In	3	3
49	^{113m} In	4	2
49	^{114m} In	10	0.5
49	^{115m} In	7	1
50	¹¹³ Sn	4	2
50	^{117m} Sn	7	0.4
50	^{119m} Sn	40	30
50	^{121m} Sn	40	0.9
50	¹²³ Sn	0.8	0.6
50	¹²⁵ Sn	0.4	0.4
50	¹²⁶ Sn	0.6	0.4
51	¹²² Sb	0.4	0.4
51	¹²⁴ Sb	0.6	0.6
51	¹²⁵ Sb	2	1
51	¹²⁶ Sb	0.4	0.4
52	¹²¹ Te	2	2
52	^{121m} Te	5	3
52	^{123m} Te	8	1
52	^{125m} Te	20	0.9
52	¹²⁷ Te	20	0.7
52	^{127m} Te	20	0.5
52	¹²⁹ Te	0.7	0.6
52	^{129m} Te	0.8	0.4
52	^{131m} Te	0.7	0.5
52	¹³² Te	0.5	0.4
53	¹²³ I	6	3
53	¹²⁴ I	1	1
53	¹²⁵ I	20	3
53	¹²⁶ I	2	1
53	¹²⁹ I	制限なし	制限なし
53	¹³¹ I	3	0.7

53	¹³² I	0.4	0.4
53	¹³³ I	0.7	0.6
53	¹³⁴ I	0.3	0.3
53	¹³⁵ I	0.6	0.6
54	¹²² Xe	0.4	0.4
54	¹²³ Xe	2	0.7
54	¹²⁷ Xe	4	2
54	^{131m} Xe	40	40
54	¹³³ Xe	20	10
54	¹³⁵ Xe	3	2
55	¹²⁹ Cs	4	4
55	¹³¹ Cs	30	30
55	¹³² Cs	1	1
55	¹³⁴ Cs	0.7	0.7
55	^{134m} Cs	40	0.6
55	¹³⁵ Cs	40	1
55	¹³⁶ Cs	0.5	0.5
55	¹³⁷ Cs	2	0.6
56	¹³¹ Ba	2	2
56	¹³³ Ba	3	3
56	^{133m} Ba	20	0.6
56	¹⁴⁰ Ba	0.5	0.3
57	¹³⁷ La	30	6
57	¹⁴⁰ La	0.4	0.4
58	¹³⁹ Ce	7	2
58	¹⁴¹ Ce	20	0.6
58	¹⁴³ Ce	0.9	0.6
58	¹⁴⁴ Ce	0.2	0.2
59	¹⁴² Pr	0.4	0.4
59	^{142m} Pr	3	0.6
60	¹⁴⁷ Nd	6	0.6
60	¹⁴⁹ Nd	0.6	0.5
61	¹⁴³ Pm	3	3
61	¹⁴⁴ Pm	0.7	0.7
61	¹⁴⁵ Pm	30	10
61	¹⁴⁷ Pm	40	2
61	^{148m} Pm	0.8	0.7
61	¹⁴⁹ Pm	2	0.6
61	¹⁵¹ Pm	2	0.6
62	¹⁴⁵ Sm	10	10
62	¹⁴⁷ Sm	制限なし	制限なし
62	¹⁵¹ Sm	40	10
62	¹⁵³ Sm	9	0.6
63	¹⁴⁷ Eu	2	2
63	¹⁴⁸ Eu	0.5	0.5
63	¹⁴⁹ Eu	20	20
63	¹⁵⁰ Eu(短半減期のもの)	2	0.7
63	¹⁵⁰ Eu(長半減期のもの)	0.7	0.7
63	¹⁵² Eu	1	1
63	^{152m} Eu	0.8	0.8
63	¹⁵⁴ Eu	0.9	0.6
63	¹⁵⁵ Eu	20	3
63	¹⁵⁶ Eu	0.7	0.7
64	¹⁴⁶ Gd	0.5	0.5
64	¹⁴⁸ Gd	20	0.002
64	¹⁵³ Gd	10	9
64	¹⁵⁹ Gd	3	0.6
65	¹⁵⁷ Tb	40	40
65	¹⁵⁸ Tb	1	1
65	¹⁶⁰ Tb	1	0.6
66	¹⁵⁹ Dy	20	20
66	¹⁶⁵ Dy	0.9	0.6
66	¹⁶⁶ Dy	0.9	0.3
67	¹⁶⁶ Ho	0.4	0.4
67	^{166m} Ho	0.6	0.5
68	¹⁶⁹ Er	40	1
68	¹⁷¹ Er	0.8	0.5
69	¹⁶⁷ Tm	7	0.8
69	¹⁷⁰ Tm	3	0.6
69	¹⁷¹ Tm	40	40
70	¹⁶⁹ Yb	4	1

70	¹⁷⁵ Yb	30	0.9
71	¹⁷² Lu	0.6	0.6
71	¹⁷³ Lu	8	8
71	¹⁷⁴ Lu	9	9
71	^{174m} Lu	20	10
71	¹⁷⁷ Lu	30	0.7
72	¹⁷² Hf	0.6	0.6
72	¹⁷⁵ Hf	3	3
72	¹⁸¹ Hf	2	0.5
72	¹⁸² Hf	制限なし	制限なし
73	¹⁷⁸ Ta(長半減期のもの)	1	0.8
73	¹⁷⁹ Ta	30	30
73	¹⁸² Ta	0.9	0.5
74	¹⁷⁸ W	9	5
74	¹⁸¹ W	30	30
74	¹⁸⁵ W	40	0.8
74	¹⁸⁷ W	2	0.6
74	¹⁸⁸ W	0.4	0.3
75	¹⁸⁴ Re	1	1
75	^{184m} Re	3	1
75	¹⁸⁶ Re	2	0.6
75	¹⁸⁷ Re	制限なし	制限なし
75	¹⁸⁸ Re	0.4	0.4
75	¹⁸⁹ Re	3	0.6
75	Re(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし
76	¹⁸⁵ Os	1	1
76	¹⁹¹ Os	10	2
76	^{191m} Os	40	30
76	¹⁹³ Os	2	0.6
76	¹⁹⁴ Os	0.3	0.3
77	¹⁸⁹ Ir	10	10
77	¹⁹⁰ Ir	0.7	0.7
77	¹⁹² Ir	1	0.6
77	¹⁹⁴ Ir	0.3	0.3
78	¹⁸⁸ Pt	1	0.8
78	¹⁹¹ Pt	4	3
78	¹⁹³ Pt	40	40
78	^{193m} Pt	40	0.5
78	^{195m} Pt	10	0.5
78	¹⁹⁷ Pt	20	0.6
78	^{197m} Pt	10	0.6
79	¹⁹³ Au	7	2
79	¹⁹⁴ Au	1	1
79	¹⁹⁵ Au	10	6
79	¹⁹⁸ Au	1	0.6
79	¹⁹⁹ Au	10	0.6
80	¹⁹⁴ Hg	1	1
80	^{195m} Hg	3	0.7
80	¹⁹⁷ Hg	20	10
80	^{197m} Hg	10	0.4
80	²⁰³ Hg	5	1
81	²⁰⁰ Tl	0.9	0.9
81	²⁰¹ Tl	10	4
81	²⁰² Tl	2	2
81	²⁰⁴ Tl	10	0.7
82	²⁰¹ Pb	1	1
82	²⁰² Pb	40	20
82	²⁰³ Pb	4	3
82	²⁰⁵ Pb	制限なし	制限なし
82	²¹⁰ Pb	1	0.05
82	²¹² Pb	0.7	0.2
83	²⁰⁵ Bi	0.7	0.7
83	²⁰⁶ Bi	0.3	0.3
83	²⁰⁷ Bi	0.7	0.7
83	²¹⁰ Bi	1	0.6
83	^{210m} Bi	0.6	0.02
83	²¹² Bi	0.7	0.6
84	²¹⁰ Po	40	0.02
85	²¹¹ At	20	0.5
86	²²² Rn	0.3	0.004
88	²²³ Ra	0.4	0.007

88	²²⁴ Ra	0.4	0.02
88	²²⁵ Ra	0.2	0.004
88	²²⁶ Ra	0.2	0.003
88	²²⁸ Ra	0.6	0.02
89	²²⁵ Ac	0.8	0.006
89	²²⁷ Ac	0.9	0.00009
89	²²⁸ Ac	0.6	0.5
91	²³⁰ Pa	2	0.07
91	²³¹ Pa	4	0.0004
91	²³³ Pa	5	0.7
93	²³⁵ Np	40	40
93	²³⁶ Np(短半減期のもの)	20	2
93	²³⁶ Np(長半減期のもの)	9	0.02
93	²³⁷ Np	20	0.002
93	²³⁹ Np	7	0.4
95	²⁴¹ Am	10	0.001
95	^{242m} Am	10	0.001
95	²⁴³ Am	5	0.001
96	²⁴⁰ Cm	40	0.02
96	²⁴¹ Cm	2	1
96	²⁴² Cm	40	0.01
96	²⁴³ Cm	9	0.001
96	²⁴⁴ Cm	20	0.002
96	²⁴⁵ Cm	9	0.0009
96	²⁴⁶ Cm	9	0.0009
96	²⁴⁷ Cm	3	0.001
96	²⁴⁸ Cm	0.02	0.0003
97	²⁴⁷ Bk	8	0.0008
97	²⁴⁹ Bk	40	0.3
98	²⁴⁸ Cf	40	0.006
98	²⁴⁹ Cf	3	0.0008
98	²⁵⁰ Cf	20	0.002
98	²⁵¹ Cf	7	0.0007
98	²⁵² Cf	0.1	0.003
98	²⁵³ Cf	40	0.04
98	²⁵⁴ Cf	0.001	0.001

別表第二(第2条関係)

種類が明らかであって、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性同位元素以外の放射性同位元素の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性同位元素等である場合の数量(A ₁ 値) 単位 TBq	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量(A ₂ 値) 単位 TBq
一 放出する放射線が一種類の場合(二に該当する場合を除く。)		
イ ガンマ線又はエックス線を放出する場合(陽電子消滅により発生するガンマ線を含む。)	10 ⁻¹³ /e _{pt} (40を超える場合には、40)	10 ⁻¹³ /e _{pt} (40を超える場合には、40)
ロ ベータ線を放出する場合	1×10 ⁻¹² /e _B (40を超える場合には、40)	2.8×10 ⁻¹⁴ /h _{skin} (40を超える場合には、40)
ハ 吸入摂取又は経口摂取するおそれがある場合(放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成十二年十月二十三日科学技術庁告示第五号)別表第一(以下「数量告示別表第一」という。)中第二欄又は第三欄に数量の記載がある場合をいう。)	—	5×10 ⁻⁵ /e _{inh} (40を超える場合には、40)

ニ サブマージョンによる被ばくのおそれがある場合(数量告示別表第一中第一欄に記載している化学形が「サブマージョン」である場合をいう。)	—	$1.9 \times 10^{-14} / h_{sub}$ (40 を超える場合には、40)
ホ アルファ線を放出する場合	$5 \times 10^{-1} / e_{inh}$ (40 を超える場合には、40)	$5 \times 10^{-5} / e_{inh}$ (40 を超える場合には、40)
二 放出する放射線が一種類であり、当該放射性同位元素が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの(以下「親核種」という。)であって、その物理的半減期がその原子核の崩壊によって生ずる放射性同位元素(以下「娘核種」という。)の物理的半減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が十日以内である場合	親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
三 放出する放射線が二種類以上の場合(四に該当する場合を除く。)	それぞれの放射線に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
四 放出する放射線が二種類以上であり、当該放射性同位元素の物理的半減期が娘核種の物理的半減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が十日以内である場合	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの

備考 e_{pt} は一メートルの距離における放射性同位元素の実効線量率係数($Sv \cdot Bq^{-1} \cdot h^{-1}$)を、 e_B は自己しゃへい体から一メートルの距離におけるベータ線を放出する放射性同位元素の皮膚の等価線量率係数($Sv \cdot Bq^{-1} \cdot h^{-1}$)を、 h_{skin} は皮膚上の放射性同位元素の単位密度($Bq \cdot m^{-2}$)当たりの皮膚の等価線量率係数($Sv \cdot s^{-1} \cdot Bq^{-1} \cdot m^2$)を、 e_{inh} は当該放射性同位元素の化学形を考慮しない場合における数量告示別表第一中第二欄又は第三欄に掲げる値($mSv \cdot Bq^{-1}$)のうち最小のものを、 h_{sub} はサブマージョンにおける単位積分濃度($Bq \cdot s \cdot m^{-3}$)当たりの実効線量係数($Sv \cdot Bq^{-1} \cdot s^{-1} \cdot m^3$)をそれぞれ示す。

別表第三(第2条関係)

種類が明らかでない放射性同位元素の場合又は種類が明らかであって、一種類であり、かつ、別表第一又は別表第二に数量が掲げられていない放射性同位元素の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性同位元素等である場合の数量(A_1 値) 単位 TBq	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量(A_2 値) 単位 TBq
一 ベータ線又はガンマ線のみを放出する場合	0.1	0.02
二 アルファ線を放出し、かつ、中性子を放出しない場合	0.2	9×10^{-5}
三 一及び二に該当しない場合	0.001	9×10^{-5}

別表第四(第2条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかである放射性同位元素の場合(別表第五及び別表第六に該当する場合を除く。)の数量の限度

第一欄	第二欄
区分	数量 単位 TBq
放射性同位元素の種類の一部及び種類別の数量の一部が明らかな場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $(x_1/X_1) + (x_2/X_2) + \dots + (x_n/X_n) = 1$
放射性同位元素の種類の一部又は一部が明らかでない場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n 及び y の数量 $(x_1/X_1) + (x_2/X_2) + \dots + (x_n/X_n) + (y/Y) = 1$

備考 x_1, x_2, \dots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性同位元素の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \dots, x_n に係る各放射性同位元素に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、 y は種類又は種類別の数量が明らかでない放射性同位元素の数量(テラベクレル)を、 Y は y に係る放射性同位元素の種類が明らかな場合にあってはそれらの種類に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)のうち最小のものを、 y に係る放射性同位元素の種類が明らかな場合にあっては y に係る放射性同位元素に対する別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別表第五(第2条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかであり、種類別の分率が明らかである放射性同位元素の場合(別表第六に該当する場合を除く。)の数量の限度

第一欄	第二欄
区分	数量(A_2 値) 単位 TBq
放射性同位元素の種類の一部が明らかな場合	$1 / ((f_1/X_1) + (f_2/X_2) + \dots + (f_n/X_n))$
放射性同位元素の種類の一部が明らかな場合	$1 / ((f_1/X_1) + (f_2/X_2) + \dots + (f_n/X_n) + (f_y/Y))$

備考 f_1, f_2, \dots, f_n は種類が明らかな各放射性同位元素の分率、 X_1, X_2, \dots, X_n は f_1, f_2, \dots, f_n に係る各放射性同位元素に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、 f_y は種類が明らかでない放射性同位元素の分率を、 Y は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別表第六(第2条関係)

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい放射性同位元素の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性同位元素等である場合の数量(A_1 値) 単位 TBq	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量(A_2 値) 単位 TBq
その系列のすべての放射性同位元素(親核種を除く。)の物理的半減期が十日を超えず、かつ、親核種の物理的半減期より短い場合	親核種に対する別表第一、別表第二又は別表第三の第二欄に掲げる数量	親核種に対する別表第一、別表第二又は別表第三の第三欄に掲げる数量
その系列の娘核種のうち、その物理的半減期が十日を超え、又は親核種の物理的半減期より長いものがある場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $(x_1/X_1) + (x_2/X_2) + \dots + (x_n/X_n) = 1$	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $(x_1/X_1) + (x_2/X_2) + \dots + (x_n/X_n) = 1$

備考 x_1, x_2, \dots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性同位元素の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \dots, x_n に係る各放射性同位元素に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別記第一(第二条関係) 特別形放射性同位元素等に係る試験

一 衝撃試験

試験しようとする放射性同位元素等をできるだけ模擬した供試物(以下「供試物」という。)を九メートルの高さから落下させること。

二 打撃試験

供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製棒の平端面で打つこと。この場合において、鉛板は厚さが二・五センチメートル以下のものとし、鋼製棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

三 曲げ試験

供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製棒は、その平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

四 加熱試験

供試物を摂氏八百度の空气中に十分間置くこと。

五 浸漬試験

イ 固体状の放射性同位元素等(カプセルに封入されたものを除く。)にあっては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

- (1) 常温の水中に七日間浸漬させること。
- (2) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四時間保持すること。
- (3) 摂氏三十度以上であって湿度九十パーセント以上の空气中に七日間置くこと。
- (4) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四時間保持すること。

ロ 放射性同位元素等を封入したカプセルにあっては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

- (1) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四時間保持すること。
- (2) 摂氏三十度以上であって湿度九十パーセント以上の空气中に七日間置くこと。
- (3) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四時間保持すること。

別記第二(第四条関係) LSA-IIIに係る浸漬試験

常温の水中に七日間浸漬させること。

別記第三(第十条関係) A型輸送物に係る一般の試験条件及び液体状又は気体状の放射性同位元素等が収納され、又は包装されているA型輸送物に係る追加の試験条件

一 A型輸送物に係る一般の試験条件

イ 五十ミリメートル毎時の雨量に相当する水を一時間吹き付けること。

ロ イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。ただし、(2)の条件については、(1)、(3)及び(4)の供試物とは別個の供試物を用いること。

- (1) その重量が、五千キログラム未満のものにあっては一・二メートルの高さから、五千キログラム以上一万キログラム未満のものにあっては〇・九メートルの高さから、一万キログラム以上一万五千キログラム未満のものにあっては〇・六メートルの高さから、一万五千キログラム以上のものにあっては〇・三メートルの高さから、それぞれ、最大の破損を及ぼすように落下させること。
- (2) その重量が、五十キログラム以下のファイバー板製又は木製の直方体のものにあっては、それぞれの角に対して最大の破損を及ぼすように、その重量が、百キログラム以下のファイバー板製の円筒形のものにあっては、両縁の四半分ごとに対して最大の破損を及ぼすように、それぞれ、〇・三メートルの高さから落下させること。
- (3) その重量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に十三キロボスカルを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを二十四時間加えること。
- (4) 重量が六キログラムであり、直径が三・二センチメートルの容易に破損しない棒であって、その先端が半球形のものを一メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

二 液体状又は気体状の放射性同位元素等(気体状のトリチウム及び希ガスを除く)が収納され、又は包装されているA型輸送物に係る追加の試験条件

液体状又は気体状の放射性同位元素等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあっては、前号の条件の下に置くほか、

次のイ及びロの条件のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこと。

イ 九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。

ロ 前号ロ(4)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

別記第四(第十一条関係) BM型輸送物に係る一般の試験条件

一 摂氏三十八度の条件下に一週間置くこと。この場合において、次の表の上欄に掲げる当該放射性輸送物の表面の形状及び位置の区分に応じ、それぞれ、同表下欄に掲げる放射熱を一日につき十二時間負荷すること。

表面の形状及び位置の区分	放射熱(ワット毎平方メートル)	
水平に輸送される平面	下向きの表面	なし
	上向きの表面	八百
垂直に輸送される表面及び水平に輸送されない下向きの表面	二百	
その他の表面	四百	

二 別記第三第一号の条件の下に置くこと。

備考 第一号及び第二号の条件については、同一の供試物を用いるものとする。

別記第五(第十三条関係) BM型輸送物に係る特別の試験条件

一 第二号の条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。

イ 九メートルの高さから落下させること。ただし、その重量が五百キログラム以下、比重が一以下、かつ、収納し又は包装する放射性同位元素等が特別形放射性同位元素等以外のものであって、当該放射性同位元素等の放射能の量がA₂値の千倍を超えるものにあつては、これに代えて、重量が五百キログラム、縦及び横の長さが一メートルの軟鋼板を九メートルの高さから当該放射性輸送物が最大の破損を受けるように水平に落下させること。

ロ 垂直に固定した直径が十五センチメートルであり、長さが二十センチメートルの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らかな水平面であるものに一メートルの高さから落下させること。

二 次の条件の下に順次置くこと。

イ 摂氏三十八度の条件下に表面温度が一定になるまで置いた後、摂氏八百度で、かつ、平均値が最小で〇・九の放射率を有する火炎の放射熱の条件下に三十分間置くこと。この場合において、別記第四第一号に定める放射熱及び設計上最大となる内部発熱を負荷するものとし、当該放射性輸送物の表面吸収率は〇・八又は実証された値とするものとする。

ロ 摂氏三十八度の条件下で別記第四第一号に定める放射熱及び設計上最大となる内部発熱を負荷しつつ冷却すること。ただし、人為的に冷却してはならない。

三 深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

備考 第一号及び第二号の条件の下には、この順序で置くものとする。

別記第五の二(第十五条関係) 一定量を超える放射能を有する放射性同位元素等が収納され、又は包装されている放射性輸送物に係る試験条件

深さ二百メートルの水中に一時間浸漬させること。

別記第六(第十六条関係) BU型輸送物に係る一般の試験条件

別記第四の条件の下に置くこと。

別記第七(第十七条関係) BU型輸送物に係る特別の試験条件

別記第五の条件の下に置くこと。

別記第八(第十八条関係) IP-2型輸送物に係る一般の試験条件

別記第三第一号ロ(1)、(2)及び(3)の条件の下に置くこと。ただし、文部科学大臣が認める条件の下に置く場合は、この限りでない。

別記第九(第十九条関係) IP-3型輸送物に係る一般の試験条件

別記第三第一号の条件の下に置くこと。

別記第十（第二十四条関係）

第一類白標識

注

- 1 三葉マークは、別記第十三のとおりとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称(当該放射性同位元素等が低比放射性同位元素又は表面汚染物に該当する場合にあっては、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び低比放射性同位元素又は表面汚染物の区分)を記入すること。この場合において、複数の放射性同位元素等を収納し、又は包装しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
- 4 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分を、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をそれぞれ削ることができる。
- 5 色彩は、次表によること。

部 分	色 彩
上半分の地	白
三葉マーク	黒
下半分の地	白
文 字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区 分 線	黒

別記第十一（第二十四条関係）

第二类黄標識

注

- 1 三葉マークは、別記第十三のとおりとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称(当該放射性同位元素等が低比放射性同位元素又は表面汚染物に該当する場合にあっては、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び低比放射性同位元素又は表面汚染物の区分)を記入すること。この場合において、複数の放射性同位元素等を収納し、又は包装しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
- 4 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 5 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分を、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をそれぞれ削ることができる。
- 6 色彩は、次表によること。

部 分	色 彩
上半分の地	黄
三葉マーク	黒
下半分の地	白
文 字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区 分 線	黒

別記第十二（第二十四条関係）

第三類黄標識

注 1 三葉マークは、別記第十三のとおりとする。
 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称(当該放射性同位元素等が低比放射性同位元素又は表面汚染物に該当する場合にあっては、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び低比放射性同位元素又は表面汚染物の区分)を記入すること。この場合において、複数の放射性同位元素等を収納し、又は包装しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
 4 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
 5 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分それぞれ削ることができる。
 6 色彩は、次表によること。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	黄
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区 分 線	黒

別記第十三（第二十四条関係）

三葉マーク

注 lは、0.4センチメートル以上とする。

様式第一（第 25 条関係）

整理番号(注1)			
放射性輸送物設計承認申請書			
年 月 日			
文部科学大臣殿			
住 所 氏 名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊤			
放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第 25 条第 1 項の規定により放射性物質輸送物の設計承認を申請します。			
容 器 の 名 称			
容器の外形寸法、重量及び主要材料(注2)			
放射性輸送物の種類(注3)			
収 納 する 放射 性 様 (注4)	核 種		
	数 量		
	重 量		
	物 理 的 状 態(注5)		
	化 学 形 等(注6)		
密 封 の 状 態(注7)			
BM 型輸送物にあつては、BU 型輸送物の設計基準のうち適合しない基準			
容器の保守及び放射性輸送物の取扱いに関する事項			

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 「容器の外形寸法及び重量」 寸法についてはセンチメートル又はメートル単位、重量についてはトン又はキログラム単位で記載し、併せて容器の主要材料を記載し、容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。
 3 「放射性輸送物の種類」 BM 型輸送物又は BU 型輸送物の別を記載すること。
 4 「収納する放射性同位元素等の仕様」 収納する放射性同位元素等の核種及び化学形ごとに記載し、数量の単位としてはベクレルを用いること。
 5 「物理的状态」 気体、液体等の状態を記載すること。
 6 「化学形等」 文部科学大臣の定める化学形等の区分を記載すること。
 7 「密封の状態」 放射性同位元素を被覆しているカプセル等の材料、材質、厚さ等を記載すること。
- 備考 1 規則第 18 条の 17 第 2 項第 2 号の書類は次のイからホに掲げる事項について記載すること。
 イ 放射性輸送物の説明
 ロ 放射性輸送物の安全解析
 ハ 品質管理の基本方針
 ニ 容器の保守及び放射性輸送物の取扱いに関する事項
 ホ 安全上の特記事項
- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 3 この申請書の提出部数は、1 通とすること。
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第二（第 25 条関係）

整理番号(注1)			
放射性輸送物設計変更承認申請書			
年 月 日			
文部科学大臣殿			
住 所 氏 名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊤			
放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第 25 条第 1 項の規定により放射性輸送物の設計変更承認を申請します。			
容 器 の 名 称			
放射性輸送物設計承認番号			
変 更 の 内 容			
変 更 の 理 由			

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 備考 1 規則第 18 条の 17 第 2 項第 2 号の書類は次のイからホに掲げる事項について記載すること。
 イ 放射性輸送物の説明
 ロ 放射性輸送物の安全解析
 ハ 品質管理の基本方針
 ニ 容器の保守及び放射性輸送物の取扱いに関する事項

- ホ 安全上の特記事項
 2 規則第 18 条の 17 第 2 項第 2 号の書類は、変更に係る部分について記載すること。
 3 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 4 この申請書の提出部数は、1 通とすること。
 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第三（第 25 条関係）

整理番号(注1)			
放射性輸送物設計承認書有効期間更新申請書			
年 月 日			
文部科学大臣殿			
住 所 氏 名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊤			
放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第 25 条第 4 項の規定により放射性輸送物の設計承認書有効期間更新を申請します。			
容 器 の 名 称			
放射性輸送物設計承認番号			
放射性輸送物設計承認書に記載された有効期間			
更 新 の 理 由			

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 この申請書の提出部数は、1 通とすること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第四（第 25 条関係）

整理番号(注1)			
放射性輸送物設計承認書記載事項変更届			
年 月 日			
文部科学大臣殿			
住 所 氏 名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊤			
放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第 25 条第 6 項の規定により放射性物質輸送物の設計承認書記載事項変更を届け出ます。			
容 器 の 名 称			
放射性輸送物設計承認番号			
変 更 前			
変 更 後			
変 更 の 年 月 日			
変 更 の 理 由			

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 この申請書の提出部数は、1 通とすること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第五（第 25 条関係）

整理番号(注1)			
放射性輸送物設計承認書廃止届			
年 月 日			
文部科学大臣殿			
住 所 氏 名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊤			
放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第 25 条第 7 項の規定により放射性輸送物の設計承認書廃止を届け出ます。			
容 器 の 名 称			
放射性輸送物設計承認番号			
廃 止 の 年 月 日			
廃 止 の 理 由			

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 この申請書の提出部数は、1 通とすること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

放射性同位元素等の運搬に関する文部科学大臣の承認等について（通知）

（平成13年7月12日 13文科科第256号）

（関係行政機関の長・関係団体の長宛）

（文部科学省科学技術・学術政策局長）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。）第18条、第18条の5、第18条の9、第18条の10及び第18条の12並びに放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第7号。以下「外運搬告示」という。）第3条及び第18条の規定の実施細目等について、下記のとおり定めることとするので通知します。

については関係機関等に対し、周知方をお願いします。

なお、本通知をもって、平成2年12月28日付科学技術庁原子力安全局長通知「放射性同位元素等の運搬に関する科学技術庁長官の承認等について（通知）」は廃止しますので、その旨を申し添えます。

記

- 1 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所における運搬に係る承認等の申請について
 - (1) 施行規則第18条第1項第1号ロの規定による容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る文部科学大臣の承認を受けようとする者は、別記様式第1による申請書を提出すること。
 - (2) 施行規則第18条第2項の規定による特別措置に係る文部科学大臣の承認を受けようとする者は、別記様式第2による申請書を提出すること。
- 2 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に係る承認等の申請について
 - (1) 施行規則第18条の5第7号ただし書又は第8号ただし書の規定による文部科学大臣の承認を受けようとする者は、別記様式第3による申請書を提出すること。
 - (2) 施行規則第18条の9第2項第2号又は第18条の10第2項第2号の規定による「これと同等と文部科学大臣の認める基準」を適用しようとする者は、別記様式第4による申請書を提出すること。なお、当該規定は「国際原子力機関（IAEA）放射性物質安全輸送規則（1996年版）」（以下「IAEA輸送規則1996年版」という。）第624項から第628項までの趣旨を取り入れるために規定されたものであるため、申請に当たっては、この点に留意すること。
 - (3) 施行規則第18条の12の規定による特別措置に係る文部科学大臣の承認を受けようとする者は別記様式第5による申請書を提出すること。
 - (4) 外運搬告示第3条第1号表中ただし書の規定による「文部科学大臣が認める基準」を適用しようとする者は、別記様式第6による申請書を提出すること。なお、当該規定はIAEA輸送規則1996年版第709項の趣旨を取り入れるために規定されたものであるため、申請に当たっては、この点に留意すること。
 - (5) 外運搬告示第18条中別記第8の規定による「文部科学大臣が認める条件」を適用しようとする者は、別記様式第7による申請書を提出すること。なお、当該規定はIAEA輸送規則1996年版第622項の趣旨を取り入れるために規定されたものであるため、申請に当たっては、この点に留意すること。
- 3 容器承認に係る留意事項について

平成13年6月30日以前に放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条の2第3項の規定により承認を受けている容器については、当該承認が平成16年1月1日以降は失効する。同日以降当該容器を運搬に使用する場合は、同条第2項の文部科学大臣の確認の際に同条第1項に規定される技術上の基準を満たしていることの確認を受けることが必要であるため、新たに同条第3項の承認を受けるなど所要の手続を取ること。
- 4 容器品質管理に係る留意事項について

放射性同位元素等輸送容器の製作に係る品質管理については、平成

11年2月24日付11安局（核規）第2号「核燃料物質輸送容器の製作に係る品質管理審査指針」に準ずるものとするので、申請に当たっては、この点に留意すること（参考参照）。
（参考）略

以上

別記様式第1

容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認申請書	
年 月 日	
文部科学大臣 殿	
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第18条第1項第1号ロの規定による特別措置の承認を申請します。	
氏名又は名称	
法人にあつては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号 電話番号
連絡員の氏名	（所属部課名）
運搬する放射性同位元素によって汚染された物の種類、数量、形状及び性状	
運搬する日時及び経路	
運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置」欄については、積載方法、固縛方法、放射性同位元素の飛散防止措置方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措置方法等に係る具体的措置方法を記載するとともに、当該措置方法によって安全性が担保できることを示すこと。
 - 3 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙（ ）のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記様式第2

工場又は事業所における運搬に係る特別措置の承認申請書	
年 月 日	
文部科学大臣	殿
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第18条第2項の規定による特別措置の承認を申請します。	
氏名又は名称	
法人にあつては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号 電話番号
連絡員の氏名	（所属部課名）
運搬する放射性同位元素等の種類、数量及び性状	
運搬物の表面及び表面から1メートル離れた位置における1センチメートル線量当量率	
講ずることが著しく困難である措置及びその理由	
運搬物に使用する容器の種類及び仕様	
運搬に使用する容器の種類及び仕様	
運搬の日時及び経路	
運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置	
上欄に掲げるもののほか放射線管理のために講ずる措置	
上2欄に掲げるもののほか運搬に伴う放射線障害防止のために講ずる措置	

- 備考1 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
- 2 「運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置」については、健康診断、教育訓練、被ばく線量の測定等の具体的被ばく管理の方法を記載すること。
- 3 「放射線管理のために講ずる措置」については、車両等及び輸送経路に係る1センチメートル線量当量率の測定、汚染状況の測定等に係る具体的管理方法を記載するとともに、当該管理方法によって安全性が担保できることを示すこと。
- 4 「運搬に伴う放射線障害防止のために措置」欄については、積載方法、固縛方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措置方法等に係る具体的措置方法を記載するとともに、当該措置方法によって安全性が担保できることを示すこと。
- 5 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙（ ）のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記様式第3

放射性輸送物の表面又は表面から1メートル離れた位置における1センチメートル線量当量率に係る承認申請書	
年 月 日	
文部科学大臣	殿
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第18条の5第7号第8号の規定による承認を申請します。	
氏名又は名称	
法人にあつては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号 電話番号
連絡員の氏名	（所属部課名）
運搬する放射性同位元素等の種類、数量及び性状	
放射性輸送物の表面における1センチメートル線量当量率	
放射性輸送物の表面から1メートル離れた位置における1センチメートル線量当量率	
承認を受けようとする理由	
運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置」欄については、積載方法、固縛方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措置方法等に係る具体的措置方法を記載するとともに、当該措置方法によって安全性が担保できることを示すこと。
- 3 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙（ ）のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記様式第4

IP-2型 輸送物の基準に係る承認申請書 IP-3型	
年 月 日	
文部科学大臣	殿
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印	
第18条の9 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第2項第2号の規定による IP-2型 輸送物の基準として以下の基準を適用したく申請します。	
氏名又は名称	
法人にあつては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号 電話番号
連絡員の氏名	（所属部課名）
輸送物の名称	
輸送物に関する説明	重量 外形寸法 外観 輸送物の設計仕様
適用しようとする基準（注）	

注 施行規則第18条の9第2項第2号又は第18条の10第2項第2号中の「これと同等と文部科学大臣の認める基準」を適用しようとする場合には、例えば、以下のように適用すべき基準を明記すること。

- (1) コンテナの場合
- ISO 1496/1、「シリーズ1、輸送コンテナ規格及び試験—第1部：一般貨物コンテナ」に定められた要件に適合し、かつ、当該ISO規格に定められた試験条件の下に置くこととした場合に、表面における1センチメートル線量当量率が20%を超えて増加しないこと。
- (2) タンクの場合
- ア 「国際連合危険物輸送に関する専門家委員会」により作成された「危険物の輸送に関する勧告」第12章に定められた基準に適合すること。
- イ 265kPaの圧力試験に耐えること。
- ウ 通常の取扱い及び輸送条件下において、次の要件を満足すること。
- (ア) 追加されたしゃへい構造が静的及び動的応力に耐えること。
- (イ) 表面における1センチメートル線量当量率が20%を超えて増加しないこと。
- (3) 金属製中型容器の場合
- 「国際連合危険物輸送に関する専門委員会」により作成された「危険物の輸送に関する勧告」第16章に定められた基準に適合し、かつ、当該勧告に定められた試験条件（最も損傷を受ける姿勢で実施される落下試験）に置くこととした場合に、表面における1センチメートル線量当量率が20%を超えて増加しないこと。

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 適用しようとする基準が施行規則第18条の9又は第18条の10の基準と同等であることについての説明資料を添付すること。
- 3 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙（ ）のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記様式 5

工場又は事業所の外における運搬に係る特別措置の承認申請書	
年 月 日	
文部科学大臣 殿	
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第18条の12の規定による特別措置の承認を申請します。	
氏名又は名称	
法人にあつては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号 電話番号
連絡員の氏名	(所属部課名)
運搬する放射性同位元素等の種類、数量及び性状	
放射性輸送物の表面及び表面から1メートル離れた位置における1センチメートル線量当量率	
講ずることが著しく困難である措置及びその理由	
運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 「運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置」欄については、積載方法、固縛方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措置方法等に係る具体的措置方法を記載するとともに、当該措置方法によって安全性が担保できることを示すこと。
- 3 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙（ ）のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記様式 6

特別形放射性同位元素等の基準に係る承認申請書	
年 月 日	
文部科学大臣 殿	
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印	
放射性同位元素又は放射性同位元素等によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条第1号表中ただし書の規定による特別形放射性同位元素等の基準として以下の基準を適用したく申請します。	
氏名又は名称	
法人にあつては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号 電話番号
連絡員の氏名	(所属部課名)
輸送物の名称	
特別形放射性同位元素等に関する説明	重量
	外形寸法
	外観
	輸送物の設計仕様
適用しようとする基準（注）	

- 注 外運搬告示第3条第1号表中ただし書の「文部科学大臣が認める基準」を適用しようとする場合は、例えば、以下のように適用すべき基準を明記すること。
- 1 衝撃試験及び打撃試験に代えて、ISO 2919-1999「密封線源—一般要件及び分類」に定められたクラス4衝撃試験
 - 2 加熱試験に代えて、ISO 2919-1999「密封線源—一般要件及び分類」に定められたクラス6温度試験
 - 3 カプセルに封入された放射性同位元素等に係る浸漬試験に代えて、ISO/9978-1992「密封線源—漏洩試験法」に定められた試験
- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙（ ）のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記様式 7

IP-2型輸送物の一般の試験条件に係る承認申請書	
年 月 日	
文部科学大臣 殿	
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印	
放射性同位元素又は放射性同位元素等によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第18条中別記第8の規定による IP-2型輸送物に係る一般の試験条件として以下の条件を適用したく申請します。	
氏名又は名称	
法人にあつては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号 電話番号
連絡員の氏名	(所属部課名)
輸送物の名称	
輸送物に関する説明	重量
	外形寸法
	外観
	輸送物の設計仕様
適用しようとする基準（注）	

- 注 「文部科学大臣が認める基準」を適用しようとする場合は、例えば、以下のように適用すべき条件を明記すること。
- 「国際連合危険物輸送に関する専門家委員会」により作成された「危険物の輸送に関する勧告」において定められている包装等級Ⅲの輸送容器に係る試験条件とする。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 適用しようとする基準が施行規則第18条の9又は第18条の10の基準と同等であることについての説明資料を添付すること。
- 3 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙（ ）のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

18科原安第139号
平成19年1月11日

関係事業者・関係機関 殿

文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課長
野家 彰

5. IAEAの輸送基準に適合することの証明

外運搬告示第25条に掲げる文部科学大臣の設計承認を受けた放射性輸送物を国際輸送に用いる場合にあつては、当該放射性輸送物の設計がIAEAの輸送基準に適合することについて、別記第6の様式による願いにより、英文による証明書の交付を願い出ることができる。

以上

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」及び「放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」の一部改正等について

貴事業所等におかれましては、日頃より、放射性同位元素等における放射線障害の防止に関する法律関係法令に基づき、安全管理に努めておられることと存じます。

このたび、国際原子力機関（IAEA）放射性物質安全輸送規則2005年版の取り入れ等により、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下、「施行規則」という。）」及び「放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（以下「外運搬告示」という。）」の一部を改正しました。関係手続、講ずべき措置等について改正後の規定に照らして遺漏のなきようお願いいたします。

なお、今回、円滑な審査のため、施行規則第18条の17の容器承認の申請等について、留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、併せて御了知いただきますようお願いいたします。

記

1. 施行規則第18条の17の容器承認の申請

(1) 施行規則第18条の17第2項の規定により容器承認申請書に添えなければならない同項各号に掲げる書類の記載事項は、別記第1から別記第4までによるものとする。

(2) 施行規則第18条の17第4項の規定に基づき、同条第2項第2号に掲げる書類の提出を省略しようとする者は、文部科学大臣が交付した放射性輸送物設計承認書の写しを同条第1項に規定する容器承認申請書に添付すること。

2. 施行規則第18条の19の承認容器使用期間更新の申請

(1) 施行規則第18条の18の規定により容器承認書の交付を受けた者が、同規則第18条の19第1項の規定に基づき承認容器として使用する期間の更新を受けようとする場合にあつては、当該期間の満了する日の60日前までに、施行規則第18条の19第2項に規定する承認容器使用期間更新申請書を提出すること。

(2) 施行規則第18条の19第2項の「当該容器が当該容器の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書」として、別記第4に記載した方法により、1年に1回以上（年間の使用回数が10回を超えるものにあつては、使用回数10回ごとに1回以上）実施した定期自主検査の結果等を提出すること。

3. 外運搬告示第25条の設計承認の申請

(1) 外運搬告示第25条第1項の規定により申請書に添えて提出しなければならない施行規則第18条の17第2項第2号の書類の記載事項は、別記第2によるものとする。

(2) 外運搬告示第25条第2項の規定により放射性輸送物設計承認書の交付を受けた者が同条第3項の規定に基づき当該設計承認書の有効期間の更新を受けようとする場合にあつては、当該期間の満了する日の60日前までに、同条第4項に規定する放射性輸送物設計承認有効期間更新申請書を提出すること。

4. 特別形放射性同位元素等であることの証明

外運搬告示第2条第1号に定めるA₂値を超える放射能を有する特別形放射性同位元素等をA型輸送物として運搬しようとする場合にあつては、当該輸送物が特別形放射性同位元素等であることについて、別記第5の様式による願いにより、証明書の交付を願い出ることができる。

別記第1

規則第18条の17第2項第1号の説明書の記載事項

1. 収納する放射性同位元素等の仕様
2. 仕様の決定方法（注）

注 放射能の量、発熱量等計算により算出しようとする仕様の計算方法等について記載すること。実測による場合は、測定方法について記載すること。

別記第2

規則第18条の17第2項第2号の説明書の記載事項

1. 容器の構造及び材質（注1）
2. 容器の製作方法
3. 放射性輸送物の説明
4. 放射性輸送物の安全解析
5. 品質管理の基本方針（注2）
6. 容器の保守及び放射性輸送物の取扱いに関する事項
7. 安全上の特記事項

注1 容器の主要材料を記載し、容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。

注2 品質管理については、平成11年2月24日付11安局（核規）第2号「核燃料物質輸送容器の製作に係る品質管理審査指針」に準ずるものとするので、申請に当たっては、この点に留意すること。また、下請請負契約者の選定基準についても記載すること。

別記第3

規則第18条の17第2項第3号の説明書の記載事項

容器の製作時の検査に関する説明（注）

注 検査結果及び品質監査結果を添付すること。

別記第4

規則第18条の17第2項第4号の説明書の記載事項

容器の性能維持に関する説明（注）

注 容器の完成後から容器承認申請時まで、当該容器が健全に保守されていることを示す

事項を記載すること。例えば、容器の設計仕様に従い、外観検査、作動確認検査、吊上げ検査等の結果を記載すること。

別記第 5

特別形放射性同位元素等証明願	
番 号	年 月 日
文部科学省 科学技術・学術政策局長 殿	
住 所 氏 名 (法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名) 印	
下記の特別形放射性同位元素等であることの証明を受けたく、申請します。	
記	
1. 特別形放射性同位元素等の名称	
2. 特別形放射性同位元素等に関する説明	
(1) 重 量	
(2) 外形寸法	
(3) 外 観	
(4) 放射性同位元素等の設計仕様	
(別紙記載事項)	
特別形放射性同位元素等の設計が放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示 (平成 2 年科学技術庁告示第 7 号) 第 2 条第 1 号の技術基準に適合することについての説明	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第 6

放射性輸送物設計承認英文証明願	
番 号	年 月 日
文部科学省 科学技術・学術政策局長 殿	
住 所 氏 名 (法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名) 印	
下記の放射性輸送物の設計が「 I A E A 放射性物質安全輸送規則」の技術基準に適合していることについて英文により証明していただきたく、申請します。	
記	
1. 放射性輸送物の名称	
2. 設計承認番号	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

登録認証機関等に関する規則（抄）

（平成十七年六月一日文部科学省令第三十七号）

最終改正：平成一八年四月二八日文部科学省令第二六号

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「法」という。）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

（登録の申請）

第二条 法第三十九条の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員（持分会社にあっては、業務を執行する社員。以下同じ。）の氏名及び経歴を記載した書類
 - ハ 法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
 - ニ 法第四十一条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことを説明した書類
 - ホ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録。以下同じ。）
- 二 申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し。以下同じ。）及び履歴書
 - ロ 法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
 - ハ 法第四十一条第一項第三号ハに該当しないことを説明した書類
 - ニ 資産に関する調書
- 三 設計認証員等の氏名を記載した書類及び設計認証員等が法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類
- 四 設計認証業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

（登録の更新）

第三条 法第四十一条の二第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に別記様式第二の申請書に前条各号の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

（設計認証等のための審査の方法等）

第四条 法第四十一条の三第二項の文部科学省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十二条の二第三項の申請書及び同条第四項の書面等（次号において「設計認証添付書類」という。）をもって審査を行うこと。
- 二 設計認証添付書類の記載事項に疑義があり、当該書類のみでは申請に係る設計（当該設計に合致することの確認の方法を含む。）並びに使用、保管及び運搬に関する条件が法第十二条の三第一項に規定する技術上の基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。

2 登録認証機関は、設計認証等を行ったときは、当該設計認証等を行った日の属する月の翌月末日までに、別記様式第三による報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（設計認証等の拒否の通知）

第五条 登録認証機関は、設計認証等を行うことを拒否するときは、その旨を理由を付した文書をもって当該設計認証等を求めた者に通知しなければならない

（登録事項の変更の届出）

第六条 登録認証機関は、法第四十一条の四の規定による届出をしようとするときは、別記様式第四の届書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（設計認証業務規程の認可の申請）

第七条 登録認証機関は、法第四十一条の五第一項前段の認可を受けようとするときは、別記様式第五の申請書に、設計認証業務規程を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 登録認証機関は、法第四十一条の五第一項後段の認可を受けようとするときは、別記様式第六の申請書に、設計認証業務規程（変更に係る部分に限る。）を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

（設計認証業務規程の記載事項）

第八条 法第四十一条の五第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 設計認証業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 設計認証業務を行う場所に関する事項
- 三 設計認証業務の実施方法に関する事項
- 四 設計認証等のための審査の信頼性を確保するための措置に関する事項
- 五 設計認証等のための審査に関する手数料の額及びその収納の方法に関する事項
- 六 認証番号の交付に関する事項
- 七 設計認証員等の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 八 設計認証業務に関する秘密の保持に関する事項
- 九 設計認証業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 十 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
- 十一 その他設計認証業務の実施に関し必要な事項

（業務の休廃止の許可の申請）

第九条 登録認証機関は、法第四十一条の六の許可を受けようとするときは、別記様式第七の申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第十条 法第四十一条の七第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第四十一条の七第二項第四号の文部科学省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録認証機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（設計認証員等の選任の届出等）

第十一条 登録認証機関は、法第四十一条の八第一項前段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第八の届書に、設計認証員等に選任された者が法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 登録認証機関は、設計認証員等の氏名について変更が生じたとき、又は設計認証員等を解任したときは、法第四十一条の八第一項後段の規定により、別記様式第九の届書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（役員を選任及び解任の届出）

第十二条 登録認証機関は、役員を選任したときは、その日から十五日内、別記様式第十の届書に、その者の経歴を記載した書類及び法第四十一条第一項第三号ロ及びハに該当しないことを説明した書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 登録認証機関は、役員を解任したときは、その日から十五日内、別記様式第十の届書に、法第四十一条第一項第三号ロに該当しないことを説明した書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

（帳簿の記載等）

第十三条 法第四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 設計認証等を求めた者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- 二 設計認証等の求めに係る書類の受理年月日
- 三 設計認証等の求めに係る放射性同位元素装備機器の名称及び用途
- 四 設計認証等の求めに係る放射性同位元素装備機器に装備された放射性同位元素の種類及び数量
- 五 設計認証等の求めに係る放射性同位元素装備機器の設計の名称及び製造者名
- 六 設計認証等のための審査を行った設計認証員等の氏名
- 七 審査の結果
- 八 認証番号及び設計認証等をした年月日
- 九 その他設計認証等に関し必要な事項

2 法第四十一条の十三の帳簿は、設計認証業務を行う事業所ごとに作成して備え付け、記載の日から十年間保存しなければならない。（設計認証業務の引継ぎ）

第十四条 登録認証機関は、法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 設計認証業務を文部科学大臣に引き継ぐこと。
- 二 設計認証業務に関する帳簿及び書類を文部科学大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他文部科学大臣が必要と認める事項

（公示）

第十五条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一 法第十二条の二第一項の登録をしたとき。	一 登録認証機関の氏名又は名称及び住所 二 設計認証業務の内容 三 設計認証業務を行う事業所の所在地 四 登録した年月日
二 法第四十一条の四の規定による届出があったとき。	一 登録認証機関の氏名又は名称及び住所 二 変更する事項 三 変更する年月日
三 法第四十一条の六の許可をしたとき。	一 登録認証機関の氏名又は名称及び住所 二 休止し、又は廃止する設計認証業務の範囲 三 設計認証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四 設計認証業務の全部又は一部を休止する場合にあっては、その期間
四 法第四十一条の十二の規定により登録を取り消し、又は設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一 登録認証機関の氏名又は名称及び住所 二 登録を取り消し、又は設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三 設計認証業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた設計認証業務の範囲及びその期間
五 法第四十一条の十四第二項の規定により文部科学大臣が設計認証業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。	一 設計認証業務の全部又は一部を自ら行うものとする年月日 二 自ら行うものとする設計認証業務の範囲及びその期間
六 法第四十一条の十四第二項の規定により文部科学大臣が自ら行っていた設計認証業務の全部又は一部を行わないものとするとき。	一 設計認証業務の全部又は一部を行わないものとする年月日 二 行わないものとする設計認証業務の範囲

（登録の申請）

第四十四条 法第四十一条の二十一の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員の名簿及び経歴を記載した書類
 - ハ 法第四十一条の二十二において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
 - ニ 法第四十一条の二十二において準用する法第四十一条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことを説明した書類
 - ホ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの
- 二 申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の写し及び履歴書

ロ 法第四十一条の二十二において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

ハ 法第四十一条の二十二において準用する法第四十一条第一項第三号ハに該当しないことを説明した書類

ニ 資産に関する調書

三 運搬物確認員等の氏名を記載した書類及び運搬物確認員等が法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類

四 運搬物確認業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

（登録事項の変更の届出）

第四十八条 登録運搬物確認機関は、法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出をしようとするときは、別記様式第四の届書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（運搬物確認業務規程の認可の申請）

第四十九条 登録運搬物確認機関は、法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の五第一項前段の認可を受けようとするときは、別記様式第五の申請書に、運搬物確認業務規程を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 登録運搬物確認機関は、法第四十一条の二十二において準用する法第四十一条の五第一項後段の認可を受けようとするときは、別記様式第六の申請書に、運搬物確認業務規程（変更に係る部分に限る。）を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

（運搬物確認業務規程の記載事項）

第五十条 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の五第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 運搬物確認業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 運搬物確認業務を行う場所に関する事項
- 三 運搬物確認業務の実施方法に関する事項
- 四 運搬物確認の信頼性を確保するための措置に関する事項
- 五 運搬物確認に関する手数料の額及びその収納の方法に関する事項
- 六 運搬物確認の交付に関する事項
- 七 運搬物確認員等の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 八 運搬物確認業務に関する秘密の保持に関する事項
- 九 運搬物確認業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 十 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
- 十一 その他運搬物確認業務の実施に関し必要な事項

（業務の休廃止の許可の申請）

第五十一条 登録運搬物確認機関は、法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の六の許可を受けようとするときは、別記様式第七の申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第五十二条 法第四十一条の二十二において準用する法第四十一条の七第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第四十一条の二十二において準用する法第四十一条の七第二項第四号の文部科学省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録運搬物確認機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（運搬物確認員等の選任の届出等）

第五十三条 登録運搬物確認機関は、法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の八第一項前段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第八の届書に、運搬物確認員等に選任された者が法第四十一条の二十二において読み替えて準用

する法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 登録運搬物確認機関は、運搬物確認員等の氏名について変更が生じたとき、又は運搬物確認員等を解任したときは、法第四十一条の二十二において準用する法第四十一条の八第一項後段の規定により、別記様式第九の届書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（役員の選任及び解任の届出）

第五十四条 登録運搬物確認機関は、役員を選任したときは、その日から十五日以内に、別記様式第十の届書に、その者の経歴を記載した書類及び法第四十一条の二十二において準用する法第四十一条第一項第三号ロ及びハに該当しないことを説明した書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 登録運搬物確認機関は、役員を解任したときは、その日から十五日以内に、別記様式第十の届書に、法第四十一条の二十二において準用する法第四十一条第一項第三号ロに該当しないことを説明した書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

（帳簿の記載等）

第五十五条 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 運搬物確認を求めた者の氏名又は名称、住所及び連絡先
 - 二 運搬物確認の求めに係る書類の受理年月日
 - 三 運搬物確認の求めに係る放射性輸送物の種類、収納する放射性同位元素等の種類及び数量並びに容器の承認の年月日及び番号
 - 四 運搬物確認の求めに係る放射性輸送物の運搬の目的及び運搬予定時期
 - 五 運搬物確認を行った年月日
 - 六 運搬物確認を行った運搬物確認員等の氏名
 - 七 運搬物確認の番号
 - 八 その他運搬物確認に関し必要な事項
- 2 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の十三の帳簿は、運搬物確認業務を行う事業所ごとに作成して備え付け、記載の日から十年間保存しなければならない。

（運搬物確認業務の引継ぎ）

第五十六条 登録運搬物確認機関は、法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 運搬物確認業務を文部科学大臣に引き継ぐこと。
- 二 運搬物確認業務に関する帳簿及び書類を文部科学大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他文部科学大臣が必要と認める事項

（公示）

第五十七条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一 法第十八条第二項の登録をしたとき。	一 登録運搬物確認機関の氏名又は名称及び住所 二 運搬物確認業務の内容 三 運搬物確認業務を行う事業所の所在地 四 登録した年月日
二 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出があったとき。	一 登録運搬物確認機関の氏名又は名称及び住所 二 変更する事項 三 変更する年月日
三 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の六の許可をしたとき。	一 登録運搬物確認機関の氏名又は名称及び住所 二 休止し、又は廃止する運搬物確認業務の範囲 三 運搬物確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四 運搬物確認業務の全部又は一部を休止する場合にあっては、その期間

四 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の十二の規定により登録を取り消し、又は運搬物確認業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一 登録運搬物確認機関の氏名又は名称及び住所 二 登録を取り消し、又は運搬物確認業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三 運搬物確認業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた運搬物確認業務の範囲及びその期間
五 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により文部科学大臣が運搬物確認業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。	一 運搬物確認業務の全部又は一部を自ら行うものとする年月日 二 自ら行うものとする運搬物確認業務の範囲及びその期間
六 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により文部科学大臣が自ら行っていた運搬物確認業務の全部又は一部を行わないものとするとき。	一 運搬物確認業務の全部又は一部を行わないものとする年月日 二 行わないものとする運搬物確認業務の範囲

第一百八条 法第四十三条の三第二項において準用する法第四十三条の二第三項の職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十五によるものとする。

附 則（平成一八年四月二八日文部科学省令第二六号）抄
この省令は、会社法の施行の日（【編注】：平成十八年五月一日）から施行する。

様式第一（第2条、第16条、第30条、第44条、第58条、第72条、第85条、第97条関係）

		整理番号（注1）		
登録	認 証 検 査 定 期 確 認 運 搬 物 確 認 埋 設 確 認 試 験 資 格 講 習 定 期 講 習	機関	登録申請書	
年 月 日				
文部科学大臣 殿				
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）㊞				
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第39条 第41条の15 第41条の17 第41条の21 第41条の23 第41条の25 第41条の29 第41条の33				
の規定により、次のとおり登録を申請します。				
氏 名 又 は 名 称				
法人にあつては、その代表者の氏名				
住 所		郵便番号()	都道府県	電話番号()
事 業 所(注2)	名 称			
	所 在 地	郵便番号()	都道府県	電話番号()
業 務 の 内 容(注3)				

注1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 「事業所」 事業所の名称及び所在地については、業務を行う事業所の名称及び所在地を記入すること。業務を行う事業所が複数ある場合には、すべて記載すること。
 3 「業務の内容」 業務の内容の概要を記載するとともに「(詳細については別紙のとおり)」と記載し、業務の内容を詳細に記載した別紙を添えること。
 備考1 この用紙は、日本工業規格 A4 のつづり込式とすること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 この申請書の提出部数は、正本及び副本各1通とする。
 4 この申請書の正本には、登録認証機関等に関する規則に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。
 5 裏面に登録免許税納付書又は領収証をはり付けること。
 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(裏)

登録免許税納付書・領収証はり付け欄

様式第四（第6条、第20条、第34条、第48条、第62条、第76条、第88条、第100条関係）

		整理番号（注）		
登録	認 証 検 査 定 期 確 認 運 搬 物 確 認 埋 設 確 認 試 験 資 格 講 習 定 期 講 習	機関	登録事項変更届	
年 月 日				
文部科学大臣 殿				
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）㊞				

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第41条の4 第41条の16において読み替えて準用する同法第41条の4 第41条の18において読み替えて準用する同法第41条の4 第41条の22において読み替えて準用する同法第41条の4 第41条の24において読み替えて準用する同法第41条の4 第41条の28において読み替えて準用する同法第41条の4 第41条の32において読み替えて準用する同法第41条の4 第41条の38において読み替えて準用する同法第41条の4 により、次のとおり登録事項の変更を届け出ます。		の規定
変 更 し よ う と す る 事 項		
変 更 し よ う と す る 年 月 日		
変 更 の 理 由		

注 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 備考1 この用紙は、日本工業規格 A4 のつづり込式とすること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第五（第7条第1項、第21条第1項、第35条第1項、第49条第1項、第63条第1項、第77条第1項、第89条第1項関係）

		整理番号（注）		
登録	認 証 検 査 定 期 確 認 運 搬 物 確 認 埋 設 確 認 試 験 資 格 講 習 定 期 講 習	機関	業務規定認可申請書	
年 月 日				
文部科学大臣 殿				
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）㊞				
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第41条の5第1項前段 第41条の16において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前段 第41条の18において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前段 第41条の22において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前段 第41条の24において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前段 第41条の28において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前段 第41条の32において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前段 の規定により、次のとおり認可を申請します。				
業 務 開 始 予 定 年 月 日				

注 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 備考1 この用紙は、日本工業規格 A4 のつづり込式とすること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 この申請書には、業務規程を添えること。
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第六（第7条第2項、第21条第2項、第35条第2項、第49条第2項、第63条第2項、第77条第2項、第89条第2項関係）

		整理番号（注）		
登録	認 証 検 査 定 期 確 認 運 搬 物 確 認 埋 設 確 認 試 験 資 格 講 習 定 期 講 習	機関	業務規定変更認可申請書	
年 月 日				
文部科学大臣 殿				
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）㊞				
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律				
第41条の5第1項後段				
第41条の16において読み替えて準用する同法第41条の5第1項後段				
第41条の18において読み替えて準用する同法第41条の5第1項後段				
第41条の22において読み替えて準用する同法第41条の5第1項後段 の				
第41条の24において読み替えて準用する同法第41条の5第1項後段				
第41条の28において読み替えて準用する同法第41条の5第1項後段				
第41条の32において読み替えて準用する同法第41条の5第1項後段				
規定により、次のとおり認可を申請します。				
変更しようとする事項				
変更しようとする年月日				
変更の理由				

注 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 備考1 この用紙は、日本工業規格 A4 のつづり込式とすること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 この申請書には、業務規程（変更に係る部分に限る。）を添えること。
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第七（第7条、第23条、第37条、第51条、第65条、第79条、第91条関係）

		整理番号（注）		
登録	認 証 検 査 定 期 確 認 運 搬 物 確 認 埋 設 確 認 試 験 資 格 講 習 定 期 講 習	機関	業務の休止（廃止）許可申請書	
年 月 日				
文部科学大臣 殿				
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）㊞				
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律				
第41条の6				
第41条の16において読み替えて準用する同法第41条の6				
第41条の18において読み替えて準用する同法第41条の6				
第41条の22において読み替えて準用する同法第41条の6 の規定				
第41条の24において読み替えて準用する同法第41条の6				
第41条の28において読み替えて準用する同法第41条の6				
第41条の32において読み替えて準用する同法第41条の6				
により、次のとおり許可を申請します。				
休止(廃止)しようとする業務の範囲				
休止(廃止)しようとする年月日				
休止(廃止)しようとする期間				
休止(廃止)しようとする理由				

注 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 備考1 この用紙は、日本工業規格 A4 のつづり込式とすること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第八（第11条第1項、第25条第1項、第39条第1項、第53条第1項、第67条第1項関係）

		整理番号（注）		
登録	認 証 検 査 定 期 確 認 運 搬 物 確 認 埋 設 確 認	機関	(主任)設計認証員 (主任)検査員 (主任)定期確認員 選任届 (主任)運搬物確認員 (主任)埋設確認員	
年 月 日				
文部科学大臣 殿				
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）㊞				
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律				
第41条の8第1項前段				
第41条の16において読み替えて準用する同法第41条の8第1項前段				
第41条の18において読み替えて準用する同法第41条の8第1項前段 の				
第41条の22において読み替えて準用する同法第41条の8第1項前段				
第41条の24において読み替えて準用する同法第41条の8第1項前段				
規定により、次のとおり届け出ます。				
変更しようとする事項				
変更しようとする年月日				
変更の理由				

注 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 備考1 この用紙は、日本工業規格 A4 のつづり込式とすること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 この申請書には、登録認証機関等に関する規則に規定する書類を添えること。
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第九（第11条第2項、第25条第2項、第39条第2項、第53条第2項、第67条第2項関係）

		整理番号（注）		
登録	認 証 検 査 定 期 確 認 運 搬 物 確 認 埋 設 確 認	機関	(主任)設計認証員 (主任)検査員 (主任)定期確認員 変更届 (主任)運搬物確認員 (主任)埋設確認員	
年 月 日				
文部科学大臣 殿				
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）㊞				
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律				
第41条の8第1項後段				
第41条の16において準用する同法第41条の8第1項後段				
第41条の18において準用する同法第41条の8第1項後段 の規定に				
第41条の22において準用する同法第41条の8第1項後段				
第41条の24において準用する同法第41条の8第1項後段				
より、次のとおり届け出ます。				
氏 名				
事業所の所在地		郵便番号() 都道府県 電話番号()		
変更の内容				
変更した年月日				
変更の理由				

注 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 備考1 この用紙は、日本工業規格 A4 のつづり込式とすること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第十（第12条、第26条、第40条、第54条、第68条関係）

	整理番号（注）		
認 証 検 査 登録 定期確認 機関 役員 選任（解任）届 運搬物確認 埋設確認		年 月 日	
文部科学大臣 殿			
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） [㊤]			
登録認証機関等に関する規則	第12条第 項 第26条第 項 第40条第 項 第54条第 項 第68条第 項	の規定により、	
次のとおり届け出ます。			
選任（解任）した役員の氏名			
選任（解任）した年月日			
選任（解任）の理由			

注 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 備考1 この用紙は、日本工業規格 A4 のつづり込式とすること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 この届書には、登録認証機関等に関する規則に規定する書類を添えること。
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第二十五（第108条関係）

	表
第 号 立入検査職員身分証明書	
職 名 氏 名 生年月日	
上記の者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第43条の3第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。	写 真
年 月 日交付 文部科学大臣 印	印

備考 この用紙は、日本工業規格 A7 とすること。

裏

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

第43条の3 文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、文部科学大臣にあっては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録講習機関の、国土交通大臣にあっては登録運搬方法確認機関の事務所に立ち入り、これらの機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第43条の2（第1項及び第2項略）

3 前2項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

五 第43条の3第1項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この用紙は、日本工業規格 A7 とすること。

放射性同位元素等車両運搬規則

(昭和五十二年十一月十七日運輸省令第三十三号)

最終改正：平成一八年一月二六日国土交通省令第一一九号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十八条の規定に基づき、放射性物質車両運搬規則（昭和三十三年運輸省令第十六号）の全部を改正する省令を次のように定める。

(趣旨)

第一条 放射性同位元素等を鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両により、工場又は事業所の外において運搬する場合は、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 核燃料輸送物 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。）第一条第三号に定める核燃料輸送物をいう。

二 放射性輸送物 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第一項に定める放射性輸送物をいう。

三 オーバーパック 荷送人によって核燃料輸送物又は放射性輸送物が箱又は袋等（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬器具であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものを除く。）に収納され、又は包装されているものをいう。

四 車両 鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車又は軽車両をいう。

五 コンテナ 運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬器具であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。

六 タンク 運搬器具として用いられるタンクをいう。

七 放射性輸送物等 放射性輸送物、放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナをいう。

八 専用積載 大型コンテナ（外接する直方体の一辺が一・五メートル以上であり、かつ、内容積が三・〇立方メートルを超えるコンテナをいう。以下同じ。）又は車両が一の荷送人によって専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によって行われる積載の方法をいう。

(取扱場所)

第三条 放射性輸送物等（施行規則第十八条の三第一項第一号に定めるL型輸送物（以下「L型輸送物」という。）、L型輸送物のみが収納され、又は包装されているオーバーパック及びL型輸送物のみが収納されているコンテナ（以下「L型輸送物等」という。）を除く。第八条及び第十一条から第十五条までにおいて同じ。）は、関係者以外の者が通常立ち入る場所で積込み、取卸し等の取扱いをしてはならない。ただし、縄張、標識の設置等の措置を講じた場合には、この限りでない。

(積載方法等)

第四条 放射性輸送物等の積込み又は取卸しは、放射性輸送物の安全性が損なわれないように行わなければならない。

2 放射性輸送物等は、運搬中において移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれないように積載しなければならない。

3 放射性輸送物等は、関係者以外の者が通常立ち入る場所に積載してはならない。

(混載制限)

第五条 表面からの平均熱放出率が十五ワット毎平方メートルを超える放射性輸送物等は、熱を除去する装置の設置その他の特別な措置を講じない限り他の貨物と混載してはならない。

2 放射性輸送物等は、次に掲げるものと同一の車両に混載してはならない。

一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）

三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体で引火点が五十度（専用積載の場合にあっては、八十五度）以下のもの

四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類で酸の含有量が体積百分率で十パーセントを超えるもの

五 前各号に掲げるもののほか、放射性輸送物の安全な運搬を損なうおそれのある物質

(コンテナ又はオーバーパックに係る線量当量率等)

第六条 放射性輸送物が収納されているコンテナ又は放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの線量当量率（外運搬規則第四条第七号に基づき主務大臣（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条第一項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。）の定める線量当量率をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ、当該各号に定める値を超えてはならない。

一 表面 線量当量率の最大値（以下「最大線量当量率」という。）が二ミリシーベルト毎時

二 表面から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時

2 放射性輸送物が収納されているコンテナ又は放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの表面の放射性同位元素の放射能面密度は、告示で定める密度（以下「表面密度限度」という。）を超えてはならない。

(輸送指数及び臨界安全指数)

第七条 輸送物（核燃料輸送物及び放射性輸送物をいう。以下この条、第九条第二項及び第三項並びに第十七条第五項、第十一項及び第十六項において同じ。）、オーバーパック及び輸送物が収納されているコンテナ（同条第四項に定める汚染物等が収納されているものを除く。）については、輸送指数を定め、かつ、外運搬規則第十一条に定める核分裂性輸送物（以下「核分裂性輸送物」という。）、核分裂性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック及び核分裂性輸送物が収納されるコンテナについては、臨界安全指数を定めるものとする。ただし、L型輸送物（外運搬規則第三条第一項第一号に定めるL型輸送物を含む。以下この項において同じ。）、L型輸送物のみが収納され、又は包装されているオーバーパック及びL型輸送物のみが収納されているコンテナについては、この限りでない。

2 前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一 輸送物にあっては、当該輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値。ただし、コンテナ又はタンクが容器として使用されている輸送物にあっては、当該値に、次の表の上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	二
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	三
二十平方メートルを超える場合	十

二 オーバーパックにあっては、当該オーバーパックに収納され、又は包装されている輸送物について前号による値を合計して得た値。ただし、外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックにあっては、当該オーバーパックの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、前号の表の上欄に掲げるオーバーパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値とすることができる。

三 輸送物が収納されているコンテナにあっては、当該コンテナに収納されている輸送物及びオーバーパックについて前二号による値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、前項第一号の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

- 3 前項の規定により輸送指数を決定する場合において、当該決定に用いられる値が〇・〇五以下であるときは、告示で定めるところにより当該値を〇とすることができる。
- 4 第一項の臨界安全指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。この場合において、当該決定に用いられる輸送制限個数が無制限であるときは、当該値を〇とすることができる。
- 一 核分裂性輸送物にあつては、当該核分裂性輸送物の輸送制限個数（外運搬規則第十一条第二号ニ又はホで定める輸送制限個数のうちいずれか小さい値とする。）で五十を除して得た値
 - 二 オーバーパックにあつては、当該オーバーパックに収納され又は包装されている核分裂性輸送物について前号による値を合計して得た値
 - 三 核分裂性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている核分裂性輸送物及びオーバーパックについて前号による値を合計して得た値
- （標識又は表示）

第八条 次の表の上欄に掲げる放射性輸送物等には、それぞれ、告示で定める標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならない。

一 放射性輸送物（コンテナ又はタンクが容器として使用されているものを除く。次号及び第三号において同じ。）又は放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックであつて、表面における最大線量当量率が五マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が〇であるもの	放射性輸送物又は放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの表面の二箇所
二 放射性輸送物又は放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック（前号に掲げるものを除く。）であつて、表面における最大線量当量率が五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	放射性輸送物又は放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの表面の二箇所
三 前二号に掲げる放射性輸送物又は放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック以外の放射性輸送物又は放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック	放射性輸送物又は放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの表面の二箇所
四 放射性輸送物の容器として使用されているコンテナ若しくはタンク（第十七条第一項に規定する場合に容器として使用されているコンテナ又はタンクを除く。以下この号から第六号までにおいて同じ。）又は放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、表面における最大線量当量率が五マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が〇であるもの	コンテナの四側面又はタンクの表面の四箇所
五 放射性輸送物の容器として使用されているコンテナ若しくはタンク又は放射性輸送物が収納されているコンテナ（前号に掲げるものを除く。）であつて、表面における最大線量当量率が五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	コンテナの四側面又はタンクの表面の四箇所
六 前二号に掲げるコンテナ又はタンク以外のコンテナ又はタンク	コンテナの四側面又はタンクの表面の四箇所

- 2 次に掲げる放射性輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該各号に定める事項を鮮明に表示しておかなければならない。
- 一 すべての放射性輸送物 荷送人若しくは荷受人の氏名又は名称及び住所並びに当該放射性同位元素等に係る告示で定める国連番号
 - 二 放射性輸送物（L型輸送物を除く。） 当該放射性同位元素等の告示で定める品名
 - 三 総重量が五十キログラムを超える放射性輸送物 総重量

- 四 施行規則第十八条の三第一項第二号に定める A 型輸送物 「A 型」の文字又は「TYPE A」の文字
- 五 施行規則第十八条の三第一項第三号に定める BM 型輸送物（以下「BM 型輸送物」という。） 「BM 型」の文字又は「TYPE B(M)」の文字
- 六 施行規則第十八条の三第一項第三号に定める BU 型輸送物（以下「BU 型輸送物」という。） 「BU 型」の文字又は「TYPE B(U)」の文字
- 七 施行規則第十八条の三第二項に定める IP-1 型輸送物 「IP-1 型」の文字又は「TYPE IP-1」の文字
- 八 施行規則第十八条の三第二項に定める IP-2 型輸送物 「IP-2 型」の文字又は「TYPE IP-2」の文字
- 九 施行規則第十八条の三第二項に定める IP-3 型輸送物 「IP-3 型」の文字又は「TYPE IP-3」の文字
- 十 第四号から前号まで（第七号を除く。）に掲げる放射性輸送物 当該輸送容器の告示で定める識別記号

- 3 BM 型輸送物及び BU 型輸送物には、当該放射性輸送物の容器又は包装の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、告示で定めるマークであつて、耐火性及び耐水性を有するものを明確に表示しなければならない。
- 4 放射性輸送物（L 型輸送物を除く。）の容器として使用されている大型コンテナ若しくはタンク又は放射性輸送物が収納されている大型コンテナ（L 型輸送物のみが収納されているものを除く。第六項において同じ。）には、告示で定めるコンテナ標識を当該大型コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。
- 5 前項のコンテナ標識に代えて、第一項の表第四号、第五号若しくは第六号又は第十八条第四項の標識を当該コンテナ標識の寸法に拡大して付すことができる。この場合において、第一項又は第十八条第四項の規定にかかわらず、第一項の表第四号、第五号若しくは第六号又は第十八条第四項の標識を付すことを要しない。
- 6 放射性輸送物が収納されている大型コンテナであつて、告示で定める品名の放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）のうち、同一品名のもの（以下「同一放射性同位元素等」という。）のみが当該放射性輸送物に収納されているもの（本邦内のみを運搬されるものを除く。）を専用積載で運搬する場合には、告示で定めるところにより当該放射性同位元素等の国連番号を当該大型コンテナに表示しなければならない。
- （積載限度）

- 第九条 放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパックであつて、輸送指数が十を超えるもの又は臨界安全指数が五十を超えるものは、積載してはならない。ただし、専用積載で運搬する場合には、この限りでない。
- 2 放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、輸送指数又は臨界安全指数が五十を超えるものは、積載してはならない。ただし、専用積載（車両を専用してする専用積載に限る。次項並びに第十七条第十一項及び第十三項において同じ。）で運搬する場合であつて、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。
- 一 核分裂性輸送物が収納されていないこと。
 - 二 核分裂性輸送物が収納されている場合にあつては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指数の合計が五十を超えないこと。ただし、当該コンテナが、当該コンテナに収納されていない輸送物、オーバーパック及びこれらのものが収納されているコンテナから常に六メートル以上隔離される場合にあつては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指数の合計が百を超えないこと。
- 3 放射性輸送物等を積載する場合において、一の車両（二以上の自動車連結されている場合にあつては、当該二以上の自動車。以下同じ。）に積載する輸送物（オーバーパックに収納され、又は包装されているもの及びコンテナに収納されているものを除く。）、オーバーパック（コンテナに収納されているものを除く。）及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計及び臨界安全指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、専用積載で運搬する場合であつて、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。
- 一 核分裂性輸送物を積載しないこと。
 - 二 核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指数の合計が五十を超えないこと。ただし、当該車両が、当該車両に積載されていない輸送物、オーバーパック及びこれらのものが収納されているコンテナから常に六メートル以上隔離される場合にあつては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指数の合計が百を超えないこと。

4 核分裂性輸送物、核分裂性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック（以下「核分裂性輸送物等」という。）及び核分裂性輸送物等が収納されているコンテナを車両の数箇所に集貨（核分裂性輸送物等及び核分裂性輸送物等が収納されているコンテナであって、他の核分裂性輸送物等及び核分裂性輸送物等が収納されているコンテナとの間の距離が六メートル未満であるものの集合をいう。）として積載するとき、又はコンテナに核分裂性輸送物等を集貨として収納するときは、これらの臨界安全指数の合計は各集貨ごとに五十を超えてはならない。

5 施行規則第十八条の三第二項に定める IP-1 型輸送物、IP-2 型輸送物又は IP-3 型輸送物を積載する場合において、一の車両に積載する外運搬規則第三条第二項に定める IP-1 型輸送物、IP-2 型輸送物及び IP-3 型輸送物並びに施行規則第十八条の三第二項に定める IP-1 型輸送物、IP-2 型輸送物及び IP-3 型輸送物（以下「IP 型輸送物等」という。）に収納されている汚染物等（外運搬規則第三条第二項に定める低比放射性物質及び表面汚染物並びに施行規則第十八条の三第二項に定める低比放射性同位元素及び表面汚染物をいう。第十七条第十二項において同じ。）の放射能の量の合計は、告示で定める量を超えてはならない。

（車両に係る線量当量率等）

第十条 放射性輸送物等を車両に積載した状態における線量当量率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ当該各号に定める値を超えてはならない。

- 一 車両の表面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面） 最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時
- 二 車両の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時
- 三 車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所 最大線量当量率が二十マイクロシーベルト毎時

2 放射性輸送物等を運搬する車両については、積込み及び取卸しを終了した場合には、放射性同位元素等による当該車両の表面の汚染の程度が告示で定める基準を超えないようにしなければならない。（車両に係る標識）

第十一条 放射性輸送物等を積載した車両には、告示で定める車両標識をその両側面及び後面（鉄道、新設軌道及び索道にあっては、両側面に限る。）の見やすい箇所に付さなければならない。ただし、第八条第四項に定めるコンテナ標識（同条第五項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）を付した大型コンテナ又はタンクを運搬する場合であって、当該コンテナ標識に「放射性」の文字の表示があり、かつ、運搬中外部から視認できるときは、当該コンテナ標識をもってこれに代えることができる。

2 放射性輸送物等であって、同一放射性同位元素等のみが収納されているもの（本邦内のみを運搬されるものを除く。）を専用積載で運搬する場合には、告示で定めるところにより当該放射性同位元素等の国連番号を当該車両に表示しなければならない。ただし、前項ただし書の規定に基づきコンテナ標識（第八条第五項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）をもって前項の車両標識に代えた場合には、この限りでない。

3 夜間においては、放射性輸送物等を運搬する併用軌道、無軌条電車、自動車及び軽車両の前部及び後部（軽車両にあっては、後部に限る。）の見やすい箇所に赤色灯を付け、それを点灯しなければならない。

（連結制限）

第十二条 放射性輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、第五条第二項第一号から第三号までに掲げるもの（第三号に掲げるものにあつては、引火点が二十五度以下のものに限る。）を積載した車両と三両以上離して連結しなければならない。この場合において、ボギー車一両は、二両とみなす。

2 放射性輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、放射性輸送物等又は核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第十二条第一項に規定する核燃料輸送物等を積載した他の車両と一両以上離して連結しなければならない。

（取扱方法等を記載した書類の携行）

第十三条 放射性輸送物等を運搬する場合には、放射性輸送物の種類、量、取扱方法その他運搬に関し留意すべき事項及び事故が発生した場合の措置について記載した書類を携行しなければならない。

（交替運転者等）

第十四条 放射性輸送物等を自動車により長距離にわたり、又は夜間に運搬する場合であつて、運転者が疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、交替するための運転者の

配置その他当該自動車の安全な運転の確保のため必要な措置を講じなければならない。

（見張人）

第十五条 放射性輸送物等を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。）する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、コンテナ又は非開放型の車両に施錠等の措置がなされており、そのため関係者以外の者が当該放射性輸送物に容易に近づけない場合を除く。

（同乗制限）

第十五条の二 第八条第一項の表第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる放射性輸送物等を運搬する場合には、当該放射性輸送物等を積載した自動車又は軽車両において運搬に従事する者が通常乗車する場所に、関係者以外の者を同乗させてはならない。

（放射線防護計画）

第十五条の三 許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（次条において「許可届出使用者等という。」）は、放射性輸送物等の運搬に際して適切に放射線障害を防止することができるように、放射線の線量の測定方法その他の告示で定める事項について記載した放射線防護計画を定めなければならない。

（教育及び訓練）

第十五条の四 許可届出使用者等は、運搬に従事する者に対し、放射性輸送物の取扱い方法その他の告示で定める事項について、運搬に従事するのに必要な知識及び技能を保有するよう、教育及び訓練を行わなければならない。

（BM 型輸送物の運搬に係る措置）

第十六条 BM 型輸送物又は BM 型輸送物が収納されているコンテナを運搬する場合には、放射線測定器及び保護具を携行しなければならない。

2 BM 型輸送物又は BM 型輸送物が収納されているコンテナを運搬する場合には、放射性同位元素の取扱いに関し専門的知識を有する者を同行させ、当該放射性輸送物の保安のため必要な監督を行わせなければならない。

（放射性輸送物としない運搬できる低比放射性同位元素等の運搬）

第十七条 施行規則第十八条の十一第一号に定める低比放射性同位元素及び同条第二号に定める表面汚染物を放射性輸送物としない運搬する場合には、次項から第十七項までの規定によらなければならない。

2 前項に定める低比放射性同位元素又は表面汚染物（以下「低比放射性同位元素等」という。）が収納されているコンテナ又はタンクの線量当量率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ、当該各号に定める値を超えてはならない。

- 一 表面 最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時
- 二 表面から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時

3 低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンクの表面（当該コンテナ又はタンクを専用積載で運搬する場合にあっては、外表面に限る。）の放射性同位元素の放射能面密度は、表面密度限度を超えてはならない。

4 汚染物等（外運搬規則第十三条第一号に定める低比放射性物質及び第一項に定める低比放射性同位元素並びに同条第二号に定める表面汚染物及び同項に定める表面汚染物に限る。以下この条（第十二項を除く。）において同じ。）並びに汚染物等が収納されているコンテナ及びタンクについては、輸送指数を定め、かつ、核分裂性輸送物が収納されているコンテナについては、臨界安全指数を定めるものとする。

5 前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。この場合において、当該決定に用いられる値が〇・〇五以下であるときは、告示で定めるところにより当該値を〇とすることができる。

- 一 汚染物等（タンクに収納されているものを除く。）及び汚染物等が収納されているタンクにあっては、当該汚染物等又は当該タンクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、次の表の上欄に掲げる汚染物等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。ただし、汚染物等のうち、告示で定めるウラン又はトリウムの精鉱にあっては、当該ウラン又はトリウムの精鉱の集積の表面（タンクに収納されている場合にあっては、当該タンクの表面）から一メートル離れた位置における最大線量当量率を告示で定める値とすることができる。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	二
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	三
二十平方メートルを超える場合	十

- 二 汚染物等が収納されているコンテナにあっては、当該コンテナに収納されている汚染物等及び汚染物等が収納されているタンクについて前号による値を合計して得た値（当該コンテナに輸送物が収納されている場合にあっては、当該値と同一のコンテナに収納されている輸送物（オーバーパックに収納され、又は包装されているものを除く。）及びオーバーパックについて第七条第二項第一号及び第二号による値を合計して得た値）又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、前号の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。
- 6 第四項の臨界安全指数は、コンテナに収納されている核分裂性輸送物について当該核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十を除いて得た値を合計した値とする。この場合において、当該決定に用いられる輸送制限個数が無制限であるときは、当該値を〇とすることができる。
- 7 低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンクには、告示で定める標識を当該コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。
- 8 低比放射性同位元素等が収納されている大型コンテナ又はタンクには、告示で定めるコンテナ標識を当該大型コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。
- 9 前項のコンテナ標識に代えて、第七項又は次条第四項の標識を当該コンテナ標識の寸法に拡大して付すことができる。この場合において、第七項又は次条第四項の規定にかかわらず、第七項又は次条第四項の標識を付すことを要しない。
- 10 告示で定める品名の低比放射性同位元素等のうち、同一品名のもの（以下「同一低比放射性同位元素等」という。）のみが収納されている大型コンテナ又はタンク（本邦内のみを運搬されるものを除く。）を運搬する場合には、告示で定めるところにより当該低比放射性同位元素等の国連番号を当該大型コンテナ又はタンクに表示しなければならない。
- 11 低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載する場合において、一の車両に積載する汚染物等（コンテナ又はタンクに収納されているものを除く。）、汚染物等が収納されているタンク及びこれらのものが収納されているコンテナの輸送指数の合計及び臨界安全指数の合計又は当該値と同一の車両に積載する輸送物（オーバーパックに収納され、又は包装されているもの及びコンテナに収納されているものを除く。）、オーバーパック（コンテナに収納されているものを除く。）及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指数若しくは臨界安全指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、専用積載で運搬する場合であって、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。
- 一 核分裂性輸送物を積載しないこと。
- 二 核分裂性輸送物を積載する場合にあっては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指数の合計が五十を超えないこと。ただし、当該車両が、当該車両に積載されていない輸送物、オーバーパック、汚染物等が収納されているタンク及びこれらのものが収納されているコンテナから常に六メートル以上隔離される場合にあっては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指数の合計が百を超えないこと。
- 12 第一項に定める表面汚染物を積載する場合において、一の車両に積載する当該表面汚染物及び外運搬規則第十三条第二号に定める表面汚染物の放射能の量の合計又は当該量と同一の車両に積載するIP型輸送物等に収納されている汚染物等の放射能の量の合計は、告示で定める量を超えてはならない。
- 13 低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ若しくはタンクを運搬する車両については、積み込み及び取卸しを終了した場合には、放射性同位元素等による当該車両の表面（専用積載で運搬する場合にあっては、外表面に限る。）の汚染の程度が告示で定める基準を超えないようにしなければならない。
- 14 低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載した車両には、告示で定める車両標識をその両側面及び後面（鉄道、新設軌道及び索道にあっては、両側面に限る。）の見やすい箇所に付さなければならない。ただし、第八項に定めるコンテナ標識（第九項の規定に基づき拡大して付さ

れた標識を含む。）を付した大型コンテナ又はタンクを運搬する場合であって、当該コンテナ標識に「放射性」の文字の表示があり、かつ、運搬中外部から視認できるときは、当該コンテナ標識をもってこれに代えることができる。

- 15 同一低比放射性同位元素等又は同一低比放射性同位元素等のみが収納されているコンテナ若しくはタンク（本邦内のみを運搬されるものを除く。）のみを車両により運搬する場合には、告示で定めるところにより当該低比放射性同位元素等の国連番号を当該車両に表示しなければならない。ただし、前項ただし書の規定に基づきコンテナ標識（第九項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）をもって前項の車両標識に代えた場合にあっては、この限りでない。
- 16 低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載した鉄道又は軌道の車両は、輸送物（L型輸送物及び外運搬規則第三条第一項第一号に定めるL型輸送物を除く。）、当該輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック、汚染物等、汚染物等が収納されているタンク又はこれらのものが収納されているコンテナを積載した他の車両と一両以上離して連結しなければならない。
- 17 第三条から第五条まで、第九条第二項、第十条第一項、第十一条第三項、第十二条第一項及び第十三条から第十五条の二までの規定は、低比放射性同位元素等を運搬する場合に準用する。この場合において、これらの規定（第十五条の二を除く。）中「放射性輸送物」とあるのは「低比放射性同位元素等」と、「放射性輸送物等」とあるのは「低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ若しくはタンク」と、第十五条の二中「第八条第一項の表第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる」とあるのは「告示で定める」と、「放射性輸送物等」とあるのは「低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンク」と読み替えるものとする。
- （特別措置等）

第十八条 第六条、第九条（前条第十七項において第九条第二項を準用する場合を含む。）、第十条（前条第十七項において第十条第一項を準用する場合を含む。）並びに前条第一項から第三項まで及び第十一項から第十三項までの規定に従って運搬することが著しく困難な場合であって、安全な運搬を確保するために必要な措置を講じ、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の国土交通大臣の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。

- 2 第六条第一項、第十条第一項第二号（前条第十七項において準用する場合を含む。）並びに前条第一項及び第二項の規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の国土交通大臣の承認を受けた場合には、これらの規定によらないで運搬することができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定によらないで運搬するときは、それぞれ、同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

一 第六条第一項第一号	イ 専用積載で運搬すること。 ロ 関係者以外の者が当該オーバーパック又はコンテナに近づくことを防止する措置を講じること。 ハ 運搬中に積み込み及び取卸しをしないこと。 ニ 表面において最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。
二 第六条第一項第二号	専用積載で運搬すること。
三 第十条第一項第二号（前条第十七項において準用する場合を含む。）	当該車両の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面）から二メートル離れた位置において最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
四 前条第二項第一号	イ 専用積載で運搬すること。 ロ 関係者以外の者が当該コンテナ又はタンクに近づくことを防止する措置を講じること。 ハ 運搬中に積み込み及び取卸しをしないこと。 ニ 表面において最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。
五 前条第二項第二号	専用積載で運搬すること。

- 3 施行規則第十八条の五第七号及び第八号、第十八条の六第一号、第十八条の七第一号、第十八条の八、第十八条の九第一項第一号及び第二項第一号、第十八条の十第一項第一号及び第二項第一号並びに第十八条の十二の規定により文部科学大臣の承認を受けて放射性同位元素等又は放射性輸送物を運搬しようとする場合には、安全な運搬を確保するために必要な措置（これらの規定（施行規則第十八条の五第八号及び第十八条の十二を除く。）により文部科学大臣の承認を受けて表面における線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超え十ミリシーベルト毎時以下の放射性輸送物を運搬しようとする場合にあっては、次の各号に掲げる措置）を講じ、かつ、安全上支障がない旨の国土交通大臣の承認を受けなければならない。
- 一 関係者以外の者が当該放射性輸送物に近づくことを防止する措置を講じること。
 - 二 運搬中に積み及び取卸しをしないこと。
- 4 第一項及び前項の規定により放射性同位元素等、放射性輸送物等、低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ若しくはタンクを運搬する場合には、専用積載で運搬しなければならない。また、第八条第一項又は前条第六項の規定にかかわらず、それらの表面（放射性同位元素等及び低比放射性同位元素等の表面を除く。）の二箇所（コンテナ又はタンクにあっては、当該コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所）に告示で定める標識を付さなければならない。
- （運搬の安全の確認）
- 第十九条** 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第十六条の放射線障害の防止のための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物として国土交通省令で定めるものは、BM型輸送物又はBU型輸送物として運搬される放射性同位元素等とする。
- 第二十条** 法第十八条第二項の国土交通大臣の確認（以下「運搬の安全の確認」という。）を受けようとする者は、運搬前に、運搬に関する計画書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 第二十一条** 国土交通大臣は、運搬の安全の確認をしたときは、確認証を交付するものとする。
- （報告徴収）
- 第二十二条** 許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（次項において「許可届出使用者等」という。）は、法第三十三条第三項の規定により国土交通大臣に届出を行う場合を除き、放射性同位元素等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は放射性同位元素等が紛失したときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に国土交通大臣に報告しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、国土交通大臣は、法第十八条第一項、第二項及び第四項の規定の施行に必要な限度で、許可届出使用者等に対し、放射性同位元素等の運搬の状況その他の事項について報告させることができる。

附 則（平成一八年一二月二六日国土交通省令第一一九号）抄
この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示

(平成二年十二月三運輸省告示第五百九十五号)

最終改正：平成一八年一月二六日国土交通省告示第一五三〇号

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、放射性同位元素等車両運搬規則(昭和五十二年運輸省令第三十三号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(表面密度限度)

第二条 規則第六条第二項の告示で定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、同表の下欄に掲げる非固定性汚染の密度とする。

アルファ線を放出する放射性同位元素	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性同位元素	四ベクレル毎平方センチメートル

(輸送物等の輸送指数の決定方法)

第三条 規則第七条第三項の輸送指数の決定に用いられる値が、〇・〇五以下であり、かつ、次の各号に掲げる値であるときは、当該値を〇とすることができる。

一 輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値(コンテナ又はタンクが容器として使用されている輸送物にあっては、当該値に、規則第七条第二項第一号の表(以下、この条において「表」という。)の上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値)

二 外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるオーバーパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

三 輸送物が収納されているコンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

(放射性輸送物等に係る標識)

第四条 規則第八条第一項の告示で定める標識は、次の各号に定めるとおりとする。

一 規則第八条第一項の表第一号及び第四号に掲げる放射性輸送物等にあっては、第一類白標識(第一号様式)

二 規則第九条第一項の表第二号及び第五号に掲げる放射性輸送物等にあっては、第二類黄標識(第二号様式)

三 規則第九条第一項の表第三号及び第六号に掲げる放射性輸送物等にあっては、第三類黄標識(第三号様式)

第四条の二 規則第八条第二項第一号の規定による国連番号の表示は、当該放射性同位元素等(本邦内のみを運搬されるものを除く。)の品名ごとに核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示(平成二年運輸省告示第五百九十六号。以下「核運搬規則細目告示」という)別表に定める国連番号と同一のものを「UN」の文字に続けて表示することにより行うこととする。

2 規則第八条第二項第二号の告示で定める品名は、核運搬規則細目告示別表の品名の該当する欄に掲げる日本語名又は英語名(ただし「non-special form」及び「non-fissile or fissile-excepted」の表記の部分を除く)と同一のものとする。

3 規則第八条第二項第十号の規定による当該輸送容器の識別記号は、外運搬規則第二十二号第六号又は施行規則第十八条の十八第三号による承認容器登録番号が定められているものにあつてはその番号、承認容器登録番号が定められていないものにあつては設計された国の名称及び製造業者名を表示するものとする。

(三葉マーク)

第五条 規則第八条第三項の告示で定めるマークは、三葉マーク(第四号様式)とする。

(コンテナ標識)

第六条 規則第八条第四項及び第十七条第八項の告示で定めるコンテナ標識は、コンテナ標識(第五号様式)とする。

(コンテナ標識にかかる国連番号の表示)

第七条 規則第八条第六項及び第十七条第十項の告示で定める品名は、核運搬規則細目告示別表の品名の欄に掲げる日本語名又は英語

名(ただし「non-special form」及び「non-fissile or fissile-excepted」の表記の部分を除く)と同一のものとする。

2 規則第八条第六項及び第十七条第十項の規定による国連番号の表示は、同一放射性同位元素等又は同一低比放射性同位元素等の品名ごとに核運搬規則細目告示別表に定める国連番号と同一のものを六十五ミリメートル以上の大きさの黒色の数字で、次の各号に定める場所のいずれかに表示することにより行うこととする。

一 規則第八条第四項及び第十七条第八項の規定により大型コンテナ又はタンクに付されたコンテナ標識上

二 規則第八条第四項及び第十七条第八項の規定により大型コンテナ又はタンクに付されたコンテナ標識(規則第八条第五項又は第十七条第九項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。)に近接して付された国連番号用副標識(第六号様式)

(IP型輸送物等に係る放射能の量の限度)

第八条 規則第九条第五項及び第十七条第十二項の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる汚染物等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

一 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成二年十一月二十八日科学技術庁告示第五号。以下「核燃料物質科学技術庁告示」という。)第五条第一項第一号に定める LSA-I 及び放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成二年科学技術庁告示第七号。以下「放射性同位元素科学技術庁告示」という。)第四条第一項第一号に定める LSA-I	制限なし
二 LSA-II 等(核燃料物質科学技術庁告示第五条第一項第二号に定める LSA-II 及び放射性同位元素科学技術庁告示第四条第一項第二号に定める LSA-II をいう。以下同じ。)及び LSA-III 等(核燃料物質科学技術庁告示第五条第一項第三号に定める LSA-III 及び放射性同位元素科学技術庁告示第四条第一項第三号に定める LSA-III をいう。以下同じ。)のうち可燃物以外の固体	制限なし
三 LSA-II 等及び LSA-III 等のうち前号に掲げるもの以外のもの	核燃料物質科学技術庁告示第三条の表の特別形核燃料物質等以外のものの項に定める A ₂ 値(以下「A ₂ 値」という。)の百倍
四 核燃料物質科学技術庁告示第五条第二項第一号に定める SCO-I 及び放射性同位元素科学技術庁告示第四条第二項第一号に定める SCO-I 並びに核燃料物質科学技術庁告示第五条第二項第二号に定める SCO-II 及び放射性同位元素科学技術庁告示第四条第二項第二号に定める SCO-II	A ₂ 値の百倍

(車両表面の汚染限度)

第九条 規則第十条第二項及び第十七条第十三項の告示で定める基準は、次に掲げる汚染の種類ごとに当該各号に定める基準とする。

一 非固定性汚染 車両の表面の放射性同位元素の放射能面密度が、次の表の上欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じ、同表の下欄に掲げる密度を超えないこと。

アルファ線を放出する放射性同位元素	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性同位元素	四ベクレル毎平方センチメートル

二 固定性汚染 取卸しを終了した場合に、車両表面における線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

(車両標識)

第十条 規則第十一条第一項及び第十七条第十四項の告示で定める車両標識は、車両標識(第七号様式)とする。

(車両標識に係る国連番号の表示)

第十一条 規則第十一条第二項及び第十七条第十五項の規定による国連番号の表示は、同一放射性同位元素等又は同一低比放射性同位元素等の品名ごとに核運搬規則細目告示別表に定める国連番号と同一のものを六十五ミリメートル以上の大きさの黒色の数字で、次の各号に定める場所のいずれかに表示することにより行うこととする。

- 一 規則第十一条第一項及び第十七条第十四項の規定により車両に付された車両標識上
- 二 規則第十一条第一項及び第十七条第十四項の規定により車両に付された車両標識に近接して付された国連番号用副標識(第六号様式)上

(放射線防護計画の記載事項)

第十一条の二 規則第十五条の三の告示で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

- 一 輸送実施体制に関する事項
- 二 放射線の線量の測定方法及び放射線の線量評価に関する事項
- 三 放射性輸送物等の表面の汚染に関する事項
- 四 放射性輸送物等からの隔離及び防護に関する事項
- 五 緊急時の対応に関する事項
- 六 緊急時のための訓練に関する事項
- 七 放射線防護計画の品質保証に関する事項
- 八 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(教育及び訓練に関する事項)

第十一条の三 規則第十五条の四の告示で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

- 一 放射性輸送物等の取扱い方法に関する事項
- 二 職務に応じた特定の訓練に関する事項
- 三 放射線障害を想定した安全訓練に関する事項
- 四 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(汚染物等に係る輸送指数の決定方法)

第十二条 規則第十七条第五項の輸送指数の決定に用いられる値が、〇・〇五以下であり、かつ、次の各号に掲げる値であるときは、当該値を〇とすることができる。

- 一 汚染物等(タンクに収納されているものを除く。)又は汚染物等が収納されているタンクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、規則第十七条第五項第一号の表(以下、この条において「表」という。)の上欄に掲げる汚染物等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値
- 二 汚染物等が収納されているコンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

(ウラン等の精鉱の集積の輸送指数の決定に用いる値)

第十三条 規則第十七条第五項第一号の告示で定めるウラン又はトリウムの精鉱は、次の表の上欄に掲げるウラン又はトリウムの精鉱とし、同号の告示で定める値は、それぞれ、同表の下欄に掲げる値とする。

六フッ化ウラン以外のウランの化学的精鉱	〇・〇二
トリウムの化学的精鉱	〇・三

(低比放射性同位元素等に係る標識)

第十四条 規則第十七条第七項の告示で定める標識は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンクであって、輸送指数が〇であるものにあつては、第一類白標識(第一号様式)
- 二 低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンクであつて、前号に掲げる以外のものであり、かつ、輸送指数が一を超えないものにあつては、第二類黄標識(第二号様式)
- 三 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであつて、前二号に掲げる以外のものにあつては、第三類黄標識(第三号様式)
- 四 低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンクであつて、かつ、核分裂性輸送物が収納されているものにあつては、臨界安全指数標識(第三号の二様式)

(同条制限に係る低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンク)

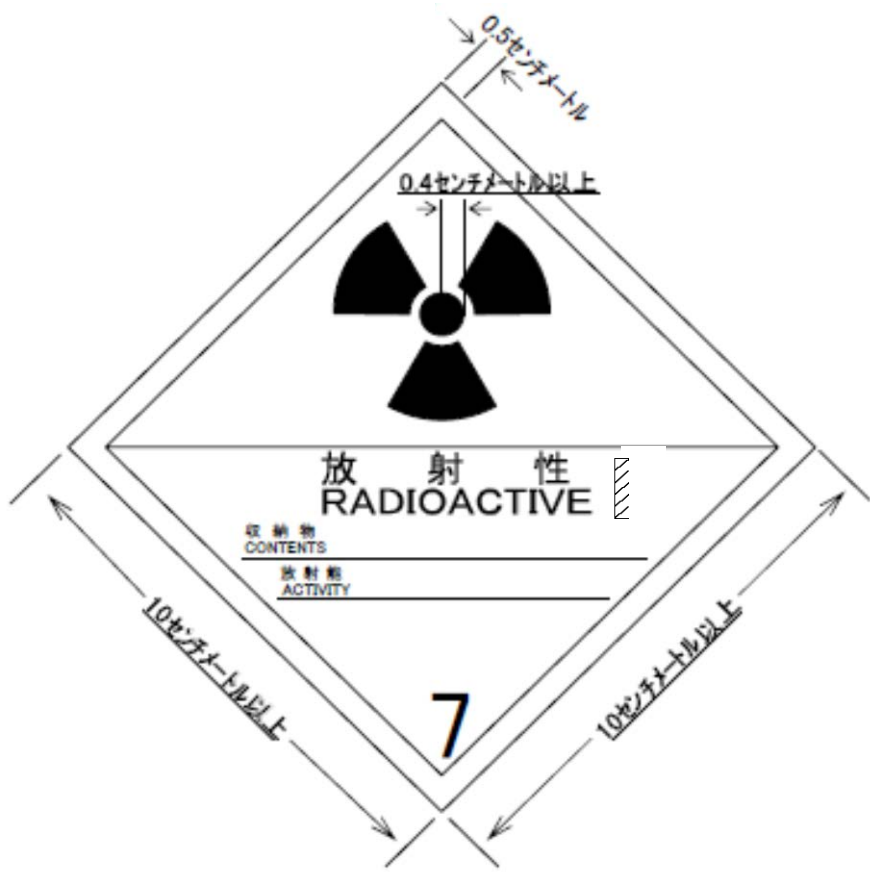
第十五条 規則第十七条第十七項において準用する規則第十五条の二の告示で定める低比放射性同位元素等が収納されているコンテ

ナ又はタンクは、前条第二号又は第三号に掲げる低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンクとする。

(特別措置により運搬する場合に付す標識)

第十六条 規則第十八条第四項の告示で定める標識は、第三類黄標識(第三号様式)とする。

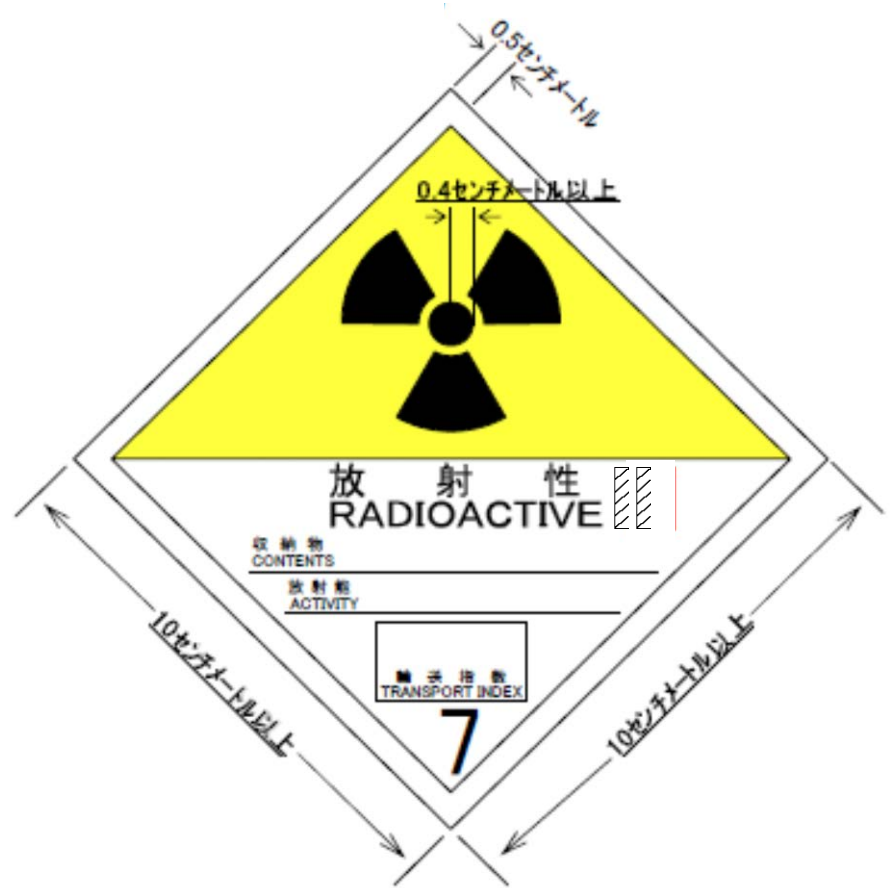
第一号様式(第4条、第14条関係) 第一類白標識



- 注 1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称(当該放射性同位元素等が汚染物等に該当する場合には、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び汚染物等の区分)を記入すること。ただし、複数の放射性同位元素等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
- 4 収納されている放射性同位元素等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること(See Transport Documents)」と記載することができる。
- 5 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分それぞれ削ることができる。
- 6 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	白
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
斜 線 を 施 し た 部 分	赤
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

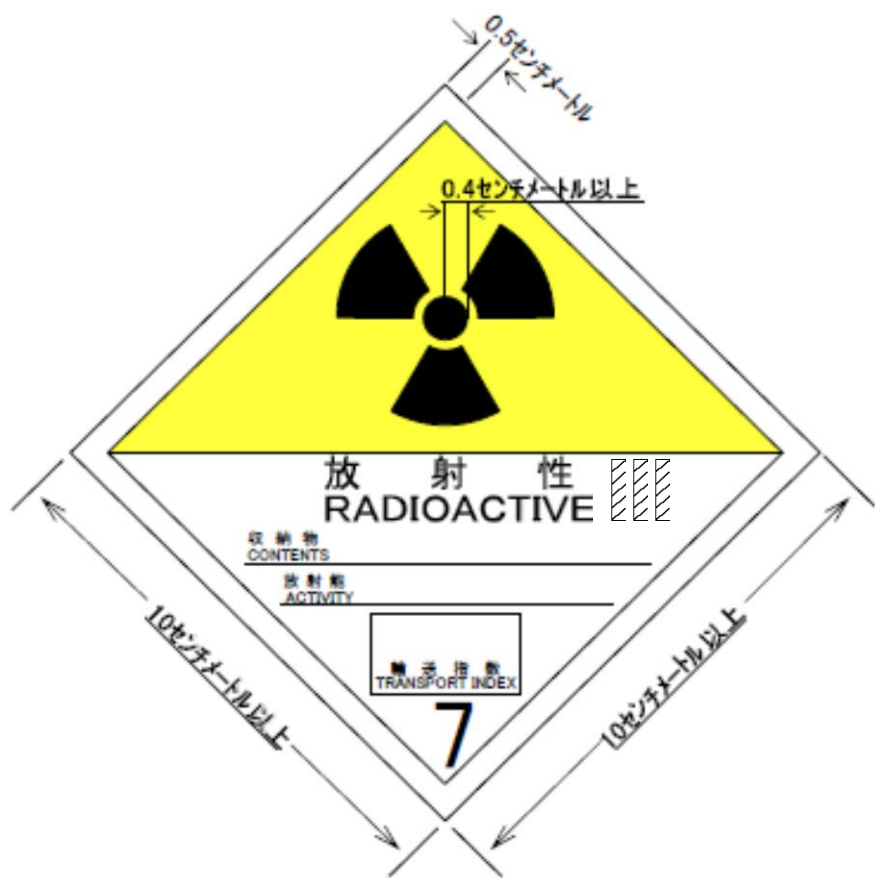
第二号様式(第4条、第14条関係) 第二類黄標識



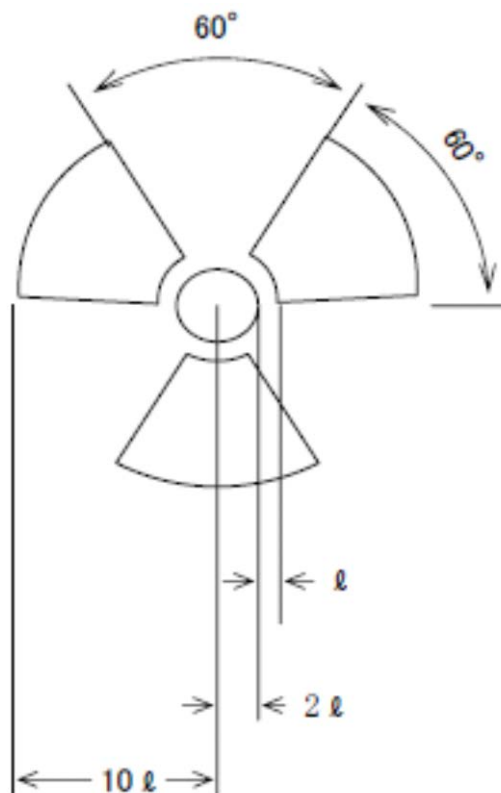
- 注 1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称(当該放射性同位元素等が汚染物等に該当する場合には、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び汚染物等の区分)を記入すること。ただし、複数の放射性同位元素等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
- 4 収納されている放射性同位元素等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること(See Transport Documents)」と記載することができる。
- 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 6 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分それぞれ削ることができる。
- 7 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	黄
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
斜 線 を 施 し た 部 分	赤
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

第三号様式(第4条、第14条、第16条関係) 第三類黄標識



第四号様式(第5条関係) 三葉マーク

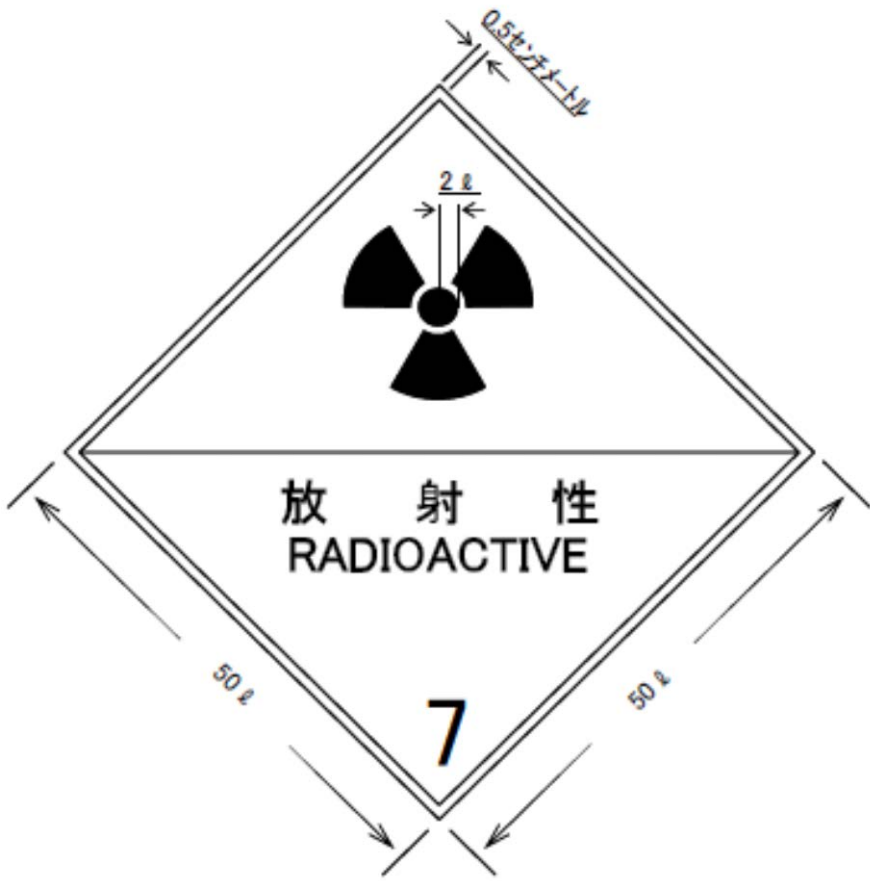


注1 lは、0.2センチメートル以上とする。

- 注 1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称(当該放射性同位元素等が汚染物等に該当する場合には、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び汚染物等の区分)を記入すること。ただし、複数の放射性同位元素等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
- 4 収納されている放射性同位元素等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること(See Transport Documents)」と記載することができる。
- 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 6 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。
- 7 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	黄
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
斜 線 を 施 し た 部 分	赤
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

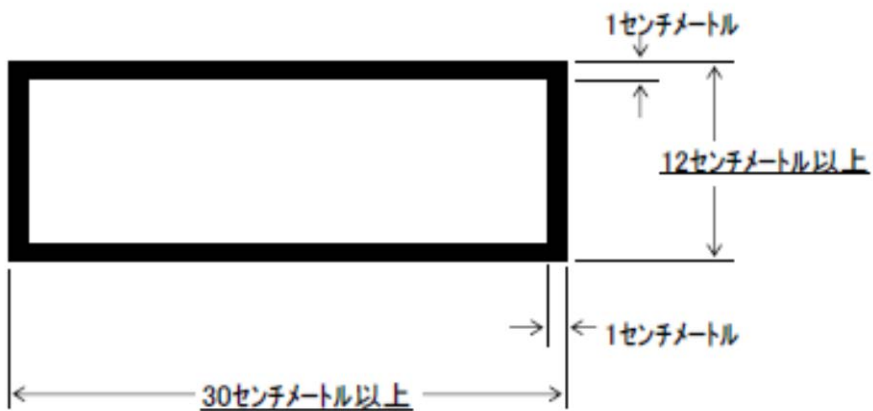
第五号様式(第6条関係) コンテナ標識



- 注 1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
 2 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
 3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。
 4 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分
 を、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の
 英語の部分それぞれ削ることができる。
 5 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するも
 のとする。この場合においては、「放射性 (RADIOACTIVE)」
 の文字を削ることができる。
 6 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	黄
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

第六号様式(第7条、第11条関係) 国連番号用副標識



注 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
地	橙
ふ ち の 部 分	黒

放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令

(平成十七年五月三十一日国土交通省令第六十号)

最終改正：平成一七年五月三十一日国土交通省令第六〇号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第百六十七号）第十八条第二項並びに同法第四十一条の二十において準用する同法第四十一条（同法第四十一条の二十において準用する同法第四十一条の二第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条の三第二項、第四十一条の五第二項、第四十一条の七第二項第三号及び第四号、第四十一条の十三並びに第四十一条の十四の規定に基づき、並びに同法を実施するため、放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令を次のように定める。

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(運搬方法確認の範囲)

第二条 法第十八条第二項の国土交通省令で定める措置は、法第十八条第三項の承認を受けた容器（以下「承認容器」という。）による運搬（国土交通大臣があらかじめ承認した積載方法によるものに限る。）に関する措置とする。

(登録の申請)

第三条 法第四十一条の十九の規定により登録運搬方法確認機関の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運搬方法確認業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 行おうとする運搬方法確認業務の内容
- 四 運搬方法確認業務の開始の予定日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
 - 二 登録申請者が個人である場合には、住民票の写し及び履歴書
 - 三 運搬方法確認員の氏名及びその者が法第四十一条の二十において準用する法第四十一条第一項第一号に規定する運搬方法確認員であることを証する書類
 - 四 主任運搬方法確認員の氏名及びその者が法第四十一条の二十において準用する法第四十一条第一項第二号に規定する主任運搬方法確認員であることを証する書類
 - 五 登録申請者が法第四十一条の二十において準用する法第四十条各号及び第四十一条第一項第三号のいずれにも該当しない者であることを証する書類
 - 六 貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(登録事項)

第四条 法第四十一条の二十において準用する法第四十一条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 運搬方法確認業務を行う事業所の名称
- 二 運搬方法確認業務の開始の日

(登録の更新)

第五条 法第四十一条の二十において準用する法第四十一条の二の規定により、登録運搬方法確認機関が登録の更新を受けようとする場合は、前二条の規定を準用する。

(運搬方法確認の方法)

第六条 法第四十一条の二十において準用する法第四十一条の三第二項の方法は、書面審査及び実地審査とする。ただし、一ペタベクレル以下の放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）の運搬方法確認にあっては、実地審査を行う必要があると主任運搬方法確認員が認める場合を除き、実地審査を要しないものとする。

(登録事項の変更の届出)

第七条 登録運搬方法確認機関は、法第四十一条の二十において準用する法第四十一条の四の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(役員の選任及び解任の届出)

第八条 登録運搬方法確認機関は、役員を選任又は解任したときは、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 選任した役員の氏名又は解任した役員の氏名
- 二 選任の場合にあっては、その者の経歴
- 三 解任の場合にあっては、その理由

(運搬方法確認業務規程の認可の申請)

第九条 登録運搬方法確認機関は、法第四十一条の二十において準用する法第四十一条の五第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該認可に係る運搬方法確認業務規程を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録運搬方法確認機関は、法第四十一条の二十において準用する法第四十一条の五第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項、変更しようとする年月日及び変更の理由を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(運搬方法確認業務規程)

第十条 法第四十一条の二十において準用する法第四十一条の五第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 運搬方法確認業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 運搬方法確認業務の実施方法に関する事項
- 三 運搬方法確認の信頼性を確保するための措置に関する事項
- 四 運搬方法確認に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- 五 運搬方法確認員等の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 六 運搬方法確認業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 七 運搬方法確認業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、運搬方法確認業務に関し必要な事項

(業務の休廃止の許可の申請)

第十一条 登録運搬方法確認機関は、法第四十一条の二十において準用する法第四十一条の六の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする運搬方法確認業務の内容
- 二 運搬方法確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 運搬方法確認業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあっては、その期間
- 四 運搬方法確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十二条 法第四十一条の二十において準用する法第四十一条の七第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第十三条 法第四十一条の二十において準用する法第四十一条の七第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録運搬方法確認機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるものをもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。（運搬方法確認員等の選任及び変更の届出）

第十四条 登録運搬方法確認機関は、法第四十一条の二十において準用する法第四十一条の八第一項前段の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 選任した運搬方法確認員等の氏名
- 二 選任した年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 運搬方法確認員を選任する場合にあっては、その者が法第四十一条の二十において準用する法第四十一条第一項第一号に規定する運搬方法確認員であることを証する書類

二 主任運搬方法確認員を選任する場合にあつては、その者が法第四十一条の二十において準用する法第四十一条第一項第二号に規定する主任運搬方法確認員であることを証する書類

3 登録運搬方法確認機関は、法第四十一条の二十において準用する法第四十一条の八第一項後段の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更した運搬方法確認員等の氏名
- 二 変更した年月日
- 三 変更の理由

(帳簿)

第十五条 法第四十一条の二十において準用する法第四十一条の十三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 運搬方法確認を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 運搬方法確認の対象となった放射性同位元素等の種類及び数量
- 三 放射性輸送物（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項に定める放射性輸送物をいう。第十七条第一項第三号において同じ。）の種類及び承認容器の番号
- 四 第二条の国土交通大臣の承認の番号
- 五 運搬方法確認を行った年月日
- 六 運搬方法確認の対象となった運搬の経路及び年月日
- 七 運搬方法確認を実施した運搬方法確認員の氏名
- 八 運搬方法確認の方法
- 九 その他運搬方法確認に関し必要な事項

2 法第四十一条の二十において準用する法第四十一条の十三の帳簿は、運搬方法確認業務を行う事業所ごとに備え付け、記載の日から十年間保存しなければならない。

(運搬方法確認業務の引継ぎ等)

第十六条 登録運搬方法確認機関は、法第四十一条の二十において準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 運搬方法確認業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 運搬方法確認業務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(報告)

第十七条 登録運搬方法確認機関は、運搬方法確認を行ったときは、当該運搬方法確認を行った月の翌月末日までに、次の事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 運搬方法確認を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 運搬方法確認の対象となった放射性同位元素等の種類及び数量
- 三 放射性輸送物の種類及び承認容器の番号
- 四 第二条の国土交通大臣の承認の番号
- 五 運搬方法確認を行った年月日
- 六 運搬方法確認の対象となった運搬の経路及び年月日

2 前項に規定するもののほか、国土交通大臣は、法の施行に必要な限度で、登録運搬方法確認機関から報告を求めることができる。

(立入検査をする職員の証明書)

第十八条 法第四十三条の三第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則 (平成一七年五月三十一日国土交通省令第六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年六月一日から施行する。

別記様式 (第 18 条関係)
(略)

放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）

一部改正 国鉄技第131号
国自環第187号
平成17年12月1日

別添1

放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領

1. 目的

本要領は、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号。以下「規則」という。）及び放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第595号。以下「告示」という。）の主な条項の解釈及び取扱並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）第18条第2項に規定する確認の申請、規則第18条の承認の申請（以下「特別措置運搬承認申請」という。）及び放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令（平成17年国土交通省令第60号）第2条の承認（以下「積載方法承認」という。）の申請等について実施細則を定め、もって、これらの円滑、かつ、適正な実施を図ることを目的とする。

2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い

(1) 規則第2条第2項関係

(イ) 荷送人は、核燃料輸送物又は放射性輸送物を開放型の構造を有する箱又は袋等に収納し、又は包装する場合においても、個々の核燃料輸送物又は放射性輸送物に付された標識が見えにくい場合には、オーバーパックに係る基準を満足させるように努めること。

(ロ) 「タンク」とは、タンクコンテナ、ポータブルタンク、タンク車（自動車及び鉄道車両）におけるタンクであって、気体、液体、粉体、粒状物、スラリー又は気体若しくは液体として収納された後に凝固した固体を収納するものをいう。

(2) 規則第3条、第4条第3項、第15条、第15条の2、第18条第2項及び第3項関係 「関係者以外の者」は、旅客、通行人等をいい、運搬に同行する警察官等はこれに含まれない。

(3) 規則第6条第2項（告示第2条）、第10条第2項（告示第9条）関係 「非固定性汚染」とは、通常の手扱いは、はく離するおそれがあり、ろ紙片等によりふきとることができる性質の汚染をいう。

(4) 規則第8条関係

(イ) 荷送人は、L型輸送物の運搬を委託する場合には、運送状の品名の欄に「L型輸送物（放射性）」等と表示する等により、L型輸送物（放射性）の運搬を委託する旨を明らかにし、運搬に従事する者が当該L型輸送物を取り扱う場合に、容易に判別できるようにすること。

(ロ) 第2項の総重量、「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B(M)」の文字、「BU型」又は「TYPE B(U)」の文字、「IP-1型」又は「TYPE IP-1」の文字、「IP-2型」又は「TYPE IP-2」の文字及び「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字は、原則として1平方センチメートル角以上の黒字を白地に表示するものとする。

(ハ) 第2項の「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B(M)」の文字、「BU型」又は「TYPE B(U)」の文字、「IP-1型」又は「TYPE IP-1」の文字、「IP-2型」又は「TYPE IP-2」の文字及び「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字の表示については、本邦内のみを運搬されるものにあつては、「A型」、「BM型」、「BU型」、「IP-1型」、「IP-2型」又は「IP-3型」と、本邦外を運搬されるもの（本邦外を運搬されるために、その経路上本邦内を運搬されるものを含む。以下同じ。）にあつては、「TYPE A」、「TYPE B(M)」、「TYPE B(U)」、「TYPE IP-1」、「TYPE IP-2」又は「TYPE IP-3」と、それぞれ、表示するように努めること。

(ニ) 第6項のコンテナ標識に係る国連番号は、大型コンテナによる国際複合一貫輸送を行う場合に、表示するものである。

(5) 規則第8条第6項（告示第7条第2項）関係 「65ミリメートル以上の大きさ」とは、高さが65ミリメートル以上であることをいう。

(6) 規則第10条第1項関係 運搬に従事する者に対する線量が、一般人と同様、1ミリシーベルト毎時以下となるよう、車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所の最大線量当量率は20マイクロシーベルト毎時以下と規定されているが、本規定の実効を担保するため、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物、IP-3型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物又はBU型輸送物を頻繁に運搬する場合にあつては、運搬に従事する者ごとに次のいずれかの事項を記録し、これを1年間保管すること。

(イ) 放射性同位元素等の運搬に従事した時間及びこのうち運転席、助手席、車室内ベッド等にいた時間

(ロ) ポケット線量計、フィルム（ガラス）バッジ等による測定結果

(7) 規則第10条第2項関係 汚染された区域への車両の進入、輸送物からの放射性同位元素等の漏えい等により車両が汚染された可能性がある場合には、当該車両について、汚染の検査を行うこと。

(8) 規則第10条第2項（告示第9条）関係 「固定性汚染」とは、(3)の非固定性汚染以外の汚染をいう。

(9) 規則第11条第2項関係 車両標識に係る国連番号は、同一の車両に積載された状態で本邦外を運搬する場合に、表示するものである。

(10) 規則第11条第3項関係 前部及び後部に備える赤色燈は、それぞれ、夜間前方及び後方300メートルの距離から点燈を確認できるものであること。

(11) 規則第13条関係 携行する書類は、各運搬物に関する次の事項についての記載を含むものであること。ただし、本邦内のみを運搬されるものにあつては、1)から4)までの事項及び13)の事項における英語の文字について、専用積載で運搬されないものにあつては、14)から18)までの事項について、それぞれ、省略することができる。

1) 運搬する放射性同位元素等の告示別表に定める品名

2) 国連分類番号「7」

3) 1)の品名中に含まれていない場合には、「RADIOACTIVE MATERIAL（放射性物質）」という文字

4) 運搬する放射性同位元素等の品名に応じた国連番号

5) 運搬する放射性同位元素等が汚染物等である場合には、「LSA-I」、「LSA-II」、「LSA-III」、「SCO-I」又は「SCO-II」の区分

6) 運搬する放射性同位元素等の名称（主な核種の記号）

7) 運搬する放射性同位元素等の物理的及び化学的性状についての記述（当該放射性同位元素等が特別形放射性同位元素等である場合には、その旨の記述でよい。）

8) 運搬する放射性同位元素等のベクレル（Bq）単位で表された放射能の量の合計及びA₂値の倍数で示した運搬物の全放射能

9) 放射性輸送物又は低比放射性同位元素等が収納されたコンテナ若しくはタンクの分類（第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するか。）

10) 放射性輸送物、低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されたコンテナ若しくはタンクの輸送指数

11) 放射性輸送物又は低比放射性同位元素等が収納されたコンテナ若しくはタンクに係る承認番号（容器承認番号、積載方法承認番号、特別措置に係る承認番号等）

12) オーバーパック又はコンテナに放射性輸送物を収納し、又は包装する場合には、オーバーパック又はコンテナについての詳細な記述（収納され、又は包装された放射性輸送物及びオーバーパックの個数、オーバーパック又はコンテナへの収納又は包装の方法、収納され、又は包装された放射性同位元素等のベクレル（Bq）単位で表された放射能の量の合計、オーバーパック又はコンテナの分類（第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するか。）、オーバーパック又はコンテナの輸送指数、オーバーパック又はコンテナに係る承認番号（積載方法承認番号、特別措置に係る承認番号等）、その他必要な事項）

13) 運搬物が専用積載で運搬されなければならない場合には、「EXCLUSIVE USE SHIPMENT（専用積載による運搬）」の文字

14) 運搬方法（運搬車両、積付け方法等）に関すること。

15) 運搬経路に関すること。

- 16) 運搬関係者（荷送人、荷受人、運送人等）の氏名等
 17) 駐車中の見張人に関する事（道路輸送に限る。）
 18) 輸送物の受渡し地点及びその予定時刻
 19) 運搬中の連絡通報に関する事及び緊急時における当該運搬物に必要な措置
 また、当該書類の記載内容については、運搬に従事する者に対し、あらかじめ説明すること。
- (12) 規則第14条関係 放射性輸送物等の運搬において、運転者の過労等による交通事故を防止して通行の安全を確保するための規定である。本規則の実施に当たっては、次によること。
- (イ) BM型輸送物又はBU型輸送物を運搬する場合にあっては、「危険物の規制に関する規則」（昭和34年総理府令第55号）第47条の2の規定に準ずること。
- (ロ) 放射性輸送物等を運搬する場合には、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年2月9日労働省告示第7号）」に準拠すること。なお、放射性輸送物等の運搬に従事する運転者には、相当の運転経験を有し、かつ、運転技術のすぐれた者を充てるよう努めること。
- (13) 規則第15条の4項関係 教育及び訓練については、定期的に計画し実施すること。
- (14) 規則第16条第2項関係 「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。
- (イ) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第41条に規定する原子炉主任技術者免状を有する者又は原子炉主任技術者試験筆記試験合格者
 (ロ) 原子炉等規制法第22条の3に規定する核燃料取扱主任者免状を有する者
 (ハ) 放射線障害防止法第35条に規定する第1種放射線取扱主任者免状又は第2種放射線取扱主任者免状を有する者
 (ニ) 放射性同位元素の取扱いに関し、(イ)から(ハ)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- (15) 規則第18条関係
 (イ) 第2項又は第3項の「関係者以外の者が当該放射性輸送物、オーバーパック、コンテナ又はタンク（以下「運搬物」という。）に近づくことを防止する措置」とは、有がい車両（バン型自動車、有がい貨車等をいう。）の貨物室内部に当該運搬物を積載し、施錠すること、又は無がい車両（開放型の車両をいう。）に積載された当該運搬物を金属性のケージ等で覆い、当該ケージをボルト等により車両に固定する等の措置をいう。この場合において、当該ケージの表面は車両表面とみなす。
 (ロ) 第2項又は第3項の「運搬中に積込み及び取卸しをしないこと」とは、発地において当該運搬物を積込み、運搬を開始した時点から、最終目的地である工場又は事業所に到着し、当該運搬物を取り卸し、運搬が終了するまでは、当該運搬車両については、当該運搬物及び他の貨物の積込み及び取卸しを行ってはならないことをいう。

3. 放射性輸送物の運搬の確認申請等

規則第19条に規定する放射性同位元素等を運搬しようとする場合は、次の要領で放射線障害防止法第18条第2項に規定する国土交通大臣の確認を受けること（放射線障害防止法第41条の19に規定する登録運搬方法確認機関に係るものを除く。）。

- (1) 第1号様式による放射性輸送物運搬確認申請書並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について、同表の第2欄の記載要領等に従って記載した運搬に関する計画書及びその添付書類正副2通を提出すること。この場合において、当該申請書等は別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。原則として申請者は、荷送人と運送人との連名によるものとする。ただし荷送人と当該輸送物についての責任を有する者とが異なる場合、当該輸送物についての責任を有する者も申請者とする。
- (2) 申請書等の記載事項のうち、予定運搬日時、予定運搬経路その他軽微な事項の記載内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨を遅滞なく届け出ること。また、確認を受けた場合には、確認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

4. 特別措置運搬承認申請書

規則第18条第1項から第3項までの規定に基づき、放射性同位元素等、放射性輸送物等又は低比放射性同位元素等を運搬

しようとする場合は、第2号様式による特別措置運搬承認申請書本文並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した承認申請書及びその添付書類正副2通を提出すること。この場合において、当該承認申請書等は、別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。なお、承認を受けた内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨当該手続きに準じて承認を受けること。また、承認を受けた場合には、承認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

5. 積載方法承認の申請等

- (1) 申請 積載方法承認を受けようとする者は、別表第2の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した積載方法承認申請書及び別表第3の第2欄の記載要領等に従って記載した同表の第1欄に掲げる添付書類正副2通を提出すること。この場合において、当該申請書等は、別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。なお、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の17第3項に規定する容器については、一括して申請することができる。
- (2) 承認の基準 積載方法承認は、次の各号に掲げる基準に適合しているものについて行うものとする。
- (イ) 運搬中、移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれないように保たれていること。
 (ロ) 同一積載方法により繰り返し実施できるものであること。
 (ハ) 放射線障害防止法第18条第2項に基づく国土交通大臣の確認を受けたものと輸送容器及び固縛方法が同一であって、国土交通大臣が規則等で定める技術上の基準に適合すると認めたもの。
 (ニ) 前各号のほか運搬の安全上支障を及ぼすことのないこと。
- (3) 承認証の交付 積載方法承認を行ったときは、当該承認に係る積載方法承認証を交付するものとする。なお、当該申請に当たっては、必要に応じ積載方法等に関し条件を付すことができる。
- (4) 変更届 積載方法承認を受けた者は、氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、30日以内にその旨を国土交通大臣に届け出ること。また、積載方法承認に係る車両を変更しようとする場合（次に掲げる変更に限る。）には、積載方法が変更前と同等であることを明らかにし、その旨を届け出ること。
- (イ) 車両の型式に変更がない場合。
 (ロ) けん引自動車を変更する場合。
 (ハ) 国際海上コンテナを運搬する被けん引自動車（ISO規格の20フィートコンテナをツイストロックにより固定して輸送することができる構造を有しているものに限る。（以下「コンテナセミトレーラ」という。）を異型式のコンテナセミトレーラに変更する場合。

別表第1 運搬計画書等記載事項等

記載事項	記載要領等
1. 運搬の目的	○ 運搬する放射性同位元素等の用途、発着地等を簡略に記載すること。
2. 当該規定に従って運搬することが著しく困難な規定及びその理由並びに安全な運搬を確保するために特に講ずる措置（第18条第1項の規定に基づく承認申請のみ）	
3. 当該規定によらないで運搬することとする規定及びその理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置、第18条第2項の表の下欄に掲げる基準への適合状況並びに当該規定によらないで運搬することとしても	

<p>安全上支障がないことの説明 (第18条第2項の規定に基づく承認申請のみ)</p> <p>4. 文部科学大臣の承認の内容及び承認の理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置並びに表面における線量当量率が2ミリシーベルト毎時を超え10ミリシーベルト毎時以下の放射性輸送物を運搬する場合には、第18条第3項第1号及び第2号に掲げる基準への適合状況(第18条第3項の規定に基づく承認申請のみ)</p> <p>5. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所</p> <p>6. 運送人の氏名又は名称及び住所</p> <p>7. 予定運搬日時</p> <p>8. 予定運搬経路</p> <p>(1) 発地、着地、経路及び距離</p> <p>(2) その他</p> <p>9. 運搬しようとする放射性輸送物</p> <p>(1) 放射性輸送物の型式又は名称及び主要諸元</p> <p>(2) 放射性輸送物の種類</p> <p>(3) 収納し、又は包装する放射性同位元素等の名称、数量、放射能強度及び性状</p> <p>(4) 放射性輸送物の線量当量率</p> <p>(5) 放射性輸送物の輸送指数</p> <p>(6) 放射性輸送物に貼付する標識及び行方表示</p> <p>(7) 放射性輸送物の個数</p>	<p>○ 法人にあっては、その代表者の氏名を付記すること。</p> <p>○ 法人にあっては、その代表者の氏名を付記すること。</p> <p>○ (2)については、必要に応じ、道路名又は路線名、通過地点、区間距離、キロ程、所要時間、通過予定時刻、点検、運転者の交替予定等を記載し、運行経路図を添付すること。</p> <p>○ 承認申請の場合には、(2)及び(4)を除き、「放射性輸送物」とあるのは「放射性同位元素等、放射性輸送物又は低比放射性同位元素等」と読み替えて記載すること。</p> <p>○ (1)の主要諸元は、長さ、幅、高さ、重量等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、IP-1、IP-2、IP-3、A、BM又はBU型輸送物のように記載すること。</p> <p>○ (3)については、放射性輸送物ごとに記載し、性状については、物理的、化学的狀態を記載すること。収納する放射性同位元素等が汚染物等である場合には、LSA-II、LSA-III、SCO-I又はSCO-IIの区分及びA₂値の倍数で示した運搬物の全放射能も記載すること。</p> <p>○ (4)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (6)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを何枚貼付するのか、「A型」、「TYPE A」、「BM型」、「TYPE B (M)」、「BU型」、「TYPE B (U)」、「IP-1型」、「TYPE IP-1」、「IP-2型」、「TYPE IP-2」、「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字のうち、いずれの表示を行うのか及び総重量の表示について記載し、また、国連番号を表示する場合には、「UN」の文字に続け、その旨についても記載すること。</p>	<p>(8) 原子力委員会決定804項への該当の有無及びその事由</p> <p>(9) 放射性輸送物の基準適合状況</p> <p>(10) 放射性輸送物取扱上の注意事項</p> <p>(11) 放射性輸送物の外観図及び構造図</p> <p>10. オーバーパックの概要</p> <p>(1) オーバーパックの名称及び主要諸元</p> <p>(2) 収納し、又は包装する放射性輸送物の型式又は名称、個数及びオーバーパックへの収納又は包装の方法</p> <p>(3) オーバーパックの線量当量率</p> <p>(4) オーバーパックの輸送指数</p> <p>(5) オーバーパックに貼付する標識</p> <p>(6) オーバーパックの個数</p> <p>(7) オーバーパックの外観図</p> <p>11. コンテナの概要</p> <p>(1) コンテナの名称又は型式及び主要諸元</p> <p>(2) 収納する放射性輸送物及びオーバーパックの型式又は名称、個数及びコンテナへの収納方法</p> <p>(3) コンテナの線量当量率</p> <p>(4) コンテナの輸送指数</p> <p>(5) コンテナに貼付する標識</p> <p>(6) コンテナの個数</p> <p>(7) コンテナの外観図</p> <p>12. タンクの概要</p> <p>(1) タンクの名称又は型式及び主要諸元</p> <p>(2) 収納する低比放射性同位元素等の名称、数量、放射能強度及び性状</p>	<p>○ (8)については、昭和50年1月原子力委員会決定「放射性物質等の輸送に関する安全基準」804項aからfまでについて記載すること。</p> <p>○ (9)については、文部科学大臣の運搬確認証の番号及び輸送容器の登録番号を記載し、当該確認証の写しを添付すること。文部科学大臣の運搬確認申請中のものにあつては、その旨並びに申請書の日付及び番号を記載すること。</p> <p>○ (11)の外観図は、三面図及び鳥かん図によること。</p> <p>○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、オーバーパックごとに記載すること。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (5)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するのかを記載すること。</p> <p>○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。</p> <p>○ 承認申請の場合には、「放射性輸送物及びオーバーパック」を「放射性同位元素等、放射性輸送物等又は低比放射性同位元素等」と読み替えて記載すること。</p> <p>○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量、適合規格等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、コンテナごとに記載すること。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (5)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するのか及びコンテナ標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。</p> <p>○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。</p> <p>○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量、適合規格等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、タンクごとに記載すること。名称については、LSA-I又はSCO-Iの区分も</p>
---	--	--	--

<p>(3) タンクの線量当量率</p> <p>(4) タンクの輸送指数</p> <p>(5) タンクに貼付する標識</p> <p>(6) タンクの個数</p> <p>(7) タンクの外観図</p>	<p>記載し、性状については、物理的、化学的性状を記載すること。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (5)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するのか及びコンテナ標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。</p> <p>○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。</p>	<p>(5) 荷役作業要領</p> <p>(6) 事故時の措置</p> <p>15. 放射線防護計画</p> <p>16. 教育及び訓練</p> <p>17. その他</p>	<p>る駐車要領、踏切通過要領、梯団時の隊列による運行体制等を記載すること。</p> <p>○ (5)については、荷役時における作業要領、安全対策、使用する機器又は用具の種類等について記載すること。</p> <p>○ (6)については、事故時の応急措置、連絡先等を記載すること。</p> <p>○ 放射線防護計画の内容、その他必要な事項を記載すること。</p> <p>○ 運搬従事者に対する教育及び訓練内容その他必要な事項を記載すること。</p> <p>○ 運搬する放射性同位元素等が本邦外を運搬されるものである場合には、取扱要領本文2.(11)に掲げる携行書類の記載事項（以下「携行書類の記載事項」という。）のうち、1)から4)までの事項及び当該放射性同位元素等が専用積載で運搬されなければならないものである場合には、携行書類の記載事項のうち、13)の事項についても記載すること。ただし、1.から14.までの記載事項の内容に含まれていない場合に限る。</p>																				
<p>13. 車両及び積載方法</p> <p>(1) 車両の概要</p> <p>(2) 車両の外観図並びに積載方法及び固定方法</p> <p>(3) 車両の線量当量率</p> <p>(4) 車両に貼付する標識</p> <p>(5) 車両に積載する放射性輸送物、オーバーパック、コンテナ及びタンクの型式又は名称、個数並びに輸送指数及びその合計値</p>	<p>○ (1)については、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合には、当該運搬に使用する車両の許容積載量及び有がい、無がいの別を、自動車により運搬する場合には、当該運搬に使用する自動車の車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。また、自動車検査証の写しを添付すること。</p> <p>○ (2)については、三面図により示すものとし、積載位置、固定等に使用する用具、固定等の方法、標識の貼付、他の積載物等が明確にわかるように示すこと。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (4)については、車両標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。</p> <p>○ (5)については、車両ごとに記載すること。</p>																						
<p>14. 運搬実施体制</p> <p>(1) 運搬責任者、運搬実施者、同行する専門家及びその他の運搬従事者</p> <p>(2) 放射線管理要領</p> <p>(3) 被ばく管理要領（第18条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請のみ）</p> <p>(4) 運搬要領</p>	<p>○ (1)において運搬責任者については、運搬の実務上の責任者であって必要な際に連絡のとれる者の氏名と連絡先を、運搬実施者については実際に運搬に従事する者（運搬従事者）の統轄者の氏名を、同行する専門家についてはその氏名、所属、資格等を、その他の運搬従事者については人数を記載すること。ただし、第18条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請の場合には、その他の運搬従事者の全氏名も記載すること。</p> <p>○ (2)については、車両、放射性輸送物、コンテナ等の線量当量率の管理、線量当量率、測定機器、保護具等について記載すること。</p> <p>○ (3)については、運搬従事者の被ばく線量の測定、記録等の体制、その他被ばく管理に係る必要な事項を記載すること。</p> <p>○ (4)については、運搬時における</p>	<p>備考</p> <p>用紙は、日本工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。</p> <p>ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとすること。</p>	<p>別表第2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> <th>記載要領等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 申請書本文</td> <td>○ 申請書本文の様式は第3号様式によること。なお、申請者は、放射線障害防止法第18条第2項の確認申請時の申請者又は同法第18条第3項の容器承認の申請者と同法第18条第2項の申請の際の運搬を委託された者との連名によるものとする。また、申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を付記すること。</td> </tr> <tr> <td>2. 運搬しようとする放射性輸送物の基準適合状況</td> <td>○ 文部科学大臣の容器承認の番号を記載すること。</td> </tr> <tr> <td>3. 承認を受けようとする積載方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 外観図</td> <td>○ 図面により固定方法、積載位置等を明確に示すこと。なお、必要に応じて部分図を添付すること。</td> </tr> <tr> <td>(3) 固縛に使用する用具、架台等</td> <td>○ 固縛に使用されるワイヤ、緊縮金具、架台等の名称及び記号等を記載すること。</td> </tr> <tr> <td>(4) 運搬に係る車両</td> <td>○ 鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合には、車両の許容積載量及び有がい、無がいの別を、自動車により運搬する場合には、車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。</td> </tr> <tr> <td>(5) 固縛作業</td> <td>○ 固縛作業の手順の詳細を明確に記載すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 固縛作業において、使用するクレーン等機械、器具の内容及び固縛作業に従事する者に対し指示すべき事項を記載すること。</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	記載要領等	1. 申請書本文	○ 申請書本文の様式は第3号様式によること。なお、申請者は、放射線障害防止法第18条第2項の確認申請時の申請者又は同法第18条第3項の容器承認の申請者と同法第18条第2項の申請の際の運搬を委託された者との連名によるものとする。また、申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を付記すること。	2. 運搬しようとする放射性輸送物の基準適合状況	○ 文部科学大臣の容器承認の番号を記載すること。	3. 承認を受けようとする積載方法		(1) 名称		(2) 外観図	○ 図面により固定方法、積載位置等を明確に示すこと。なお、必要に応じて部分図を添付すること。	(3) 固縛に使用する用具、架台等	○ 固縛に使用されるワイヤ、緊縮金具、架台等の名称及び記号等を記載すること。	(4) 運搬に係る車両	○ 鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合には、車両の許容積載量及び有がい、無がいの別を、自動車により運搬する場合には、車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。	(5) 固縛作業	○ 固縛作業の手順の詳細を明確に記載すること。		○ 固縛作業において、使用するクレーン等機械、器具の内容及び固縛作業に従事する者に対し指示すべき事項を記載すること。
記載事項	記載要領等																						
1. 申請書本文	○ 申請書本文の様式は第3号様式によること。なお、申請者は、放射線障害防止法第18条第2項の確認申請時の申請者又は同法第18条第3項の容器承認の申請者と同法第18条第2項の申請の際の運搬を委託された者との連名によるものとする。また、申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を付記すること。																						
2. 運搬しようとする放射性輸送物の基準適合状況	○ 文部科学大臣の容器承認の番号を記載すること。																						
3. 承認を受けようとする積載方法																							
(1) 名称																							
(2) 外観図	○ 図面により固定方法、積載位置等を明確に示すこと。なお、必要に応じて部分図を添付すること。																						
(3) 固縛に使用する用具、架台等	○ 固縛に使用されるワイヤ、緊縮金具、架台等の名称及び記号等を記載すること。																						
(4) 運搬に係る車両	○ 鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合には、車両の許容積載量及び有がい、無がいの別を、自動車により運搬する場合には、車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。																						
(5) 固縛作業	○ 固縛作業の手順の詳細を明確に記載すること。																						
	○ 固縛作業において、使用するクレーン等機械、器具の内容及び固縛作業に従事する者に対し指示すべき事項を記載すること。																						

備考

用紙は、日本工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。
 ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

別表第3

添付書類	記載要領等
1. 車両に関する説明	○ 運搬に使用される車両の主要諸元、車両性能及び積載方法の審査に必要な箇所の構造、装置の内容について説明すること。また、自動車により運搬する場合は、運搬に使用される車両の自動車検査証の写しを添付すること。
2. 予定される運搬に関する説明	○ 予定される運搬に関し、速度、勾配、最小回転半径、通行の距離等について説明すること。
3. 強度計算書	○ 予定される運搬等において、運搬容器が容易に移動、転倒、転落等を起こさないことを説明すること。
4. 同一積載方法が繰り返し実施できることの説明	○ 同一積載方法が繰り返し実施できることを具体的に説明すること。この場合、積付けに使用される機器、架台等の劣化についても言及すること。
5. 承認容器について	○ 承認容器の主要諸元、外観図及び承認を受けたこと証する書面を添付すること。
6. 国土交通大臣の確認の有無について	○ 当該運搬において、国土交通大臣による確認を受けている場合は、その輸送物運搬確認証の写しを添付すること。
7. その他	○ その他必要な事項がある場合は、その書面を添付すること。

別表第4 申請先

区分	所管課
(1) 当該運搬が鉄道、軌道、索道若しくは無軌条電車によってなされる場合	鉄道局技術企画課
(2) 当該運搬が自動車若しくは軽車両によってなされる場合	自動車交通局技術安全部環境課

第1号様式（放射性輸送物運搬確認申請書）

放射性輸送物運搬確認申請書

正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、消印しないこと。

国 土 交 通 大 臣 殿

文 書 番 号
年 月 日
申請者の氏名 ④
又 は 名 称
住 所
連 絡 先

別添の運搬計画書に記載する放射性輸送物の運搬につき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条第2項の確認をして戴きたく申請いたします。

備考 申請者は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第2号様式（特別措置運搬承認申請書）

特別措置運搬承認申請書

国 土 交 通 大 臣 殿

文 書 番 号
年 月 日
申請者の氏名 ④
又 は 名 称
住 所
連 絡 先

放射性同位元素等車両運搬規則第18条第1項の規定に基づき、下記の放射性同位元素等の運搬について承認して戴きたく申請いたします。

記

備考 申請文中「第18条第1項」は、当該申請が規則第18条第2項に基づく場合には、「第18条第2項」と、当該申請が規則第18条第3項に基づく場合には、「第18条第3項」と、第18条第1項及び第3項に基づく場合には、「第18条第1

項及び第3項」等と書き換えること。

また、申請者は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第3号様式（積載方法承認申請書）

積載方法承認申請書

国 土 交 通 大 臣 殿

文 書 番 号
年 月 日
申請者の氏名 ④
又 は 名 称
住 所
連 絡 先

放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令第2条の規定に基づき、下記の積載方法について承認して戴きたく申請いたします。

記

備考 申請者は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

(昭和五十六年五月十八日運輸省令第二十二号)

最終改正：平成一七年六月一日国土交通省令第六一号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十三条第一項及び第三項並びに第四十二条第一項の規定に基づき、放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則を次のように定める。

(応急の措置)

第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）第三十三条第一項の規定に基づき、許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下「許可届出使用者等」という。）は、工場又は事業所の外における放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）の運搬（以下「事業所外運搬」という。）中、その所持する放射性同位元素等に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置（法第十八条第一項に規定する運搬にあつては、第四号に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。

- 一 放射性同位元素等の運搬に使用されている鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両、船舶若しくは航空機に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある火災が起こったときは、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに、その旨を消防署若しくは消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第二十四条の規定により市町村長の指定した場所又は最寄りの海上保安庁の事務所に通報すること。
 - 二 放射線障害の発生を防止するために必要があるときは、付近にいる者に避難するよう警告すること。
 - 三 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいるときは、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。
 - 四 放射性同位元素等による汚染が生じたときは、速やかに、汚染の広がり及び汚染の除去を行うこと。
 - 五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわ張り、標識の設置等を行い、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。
 - 六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。
- 2 許可届出使用者等は、前項各号に掲げる措置を講ずる場合には、しゃへい具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、当該作業に従事する者の線量を、できる限り少なくするようにしなければならない。この場合において、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第一条第八号に規定する放射線業務従事者のうち男子、妊娠不能と診断された女子又は妊娠の意思のない旨を許可届出使用者等に書面で申し出た女子が前項各号に掲げる作業を行う場合における線量限度は、同令第二十九条第二項に基づき文部科学大臣の定める線量とする。

(届出)

第二条 許可届出使用者等は、前条第一項に規定する事態が生じた場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 一 前条第一項の事態が生じた日時及び場所並びに原因
- 二 発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況
- 三 講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容

(報告徴収)

第三条 前条に規定するもののほか、国土交通大臣は、法第三十三条第一項及び第四項の規定の施行に必要な限度で、許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者に対し、事業所外運搬の状況その他の事項について、報告をさせることができる。

附 則 （平成一七年六月一日国土交通省令第六一号）

この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成一七年六月一日）から施行する。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

(昭和五十六年五月十八日運輸省令第二十三号)

最終改正：平成一七年六月一日国土交通省令第六一号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）を実施するため、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省

令を次のように定める。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、次のとおりとする。

附 則（平成一七年六月一日国土交通省令第六一号）

この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

(表)

↑ 六・五センチメートル ↓	↑ 六・五センチメートル ↓	番号 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 43 条の 2 第 1 項の規定により立入検査を行う職員の身分証明書 官 職 氏 名 年 月 日生 年 月 日発行 年 月 日限り有効 国土交通大臣 印	
		← 八・五センチメートル →	

(裏)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律抜粋 (立入検査) 第四十三条の二 文部科学大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（国土交通大臣にあっては第十八条第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあっては第十八条第六項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（文部科学大臣にあっては放射線検査官、都道府県公安委員会にあっては警察職員）に、許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む）、届出販売業者、届出貸貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件	を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物を収去させることができる。 3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 十三 第四十三条の二第一項又は第二項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
---	---

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令

（昭和五十六年五月十六日総理府令第三十号）

最終改正：平成一七年五月三〇日内閣府令第七〇号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十八条の二^四第五項、第六項及び第八項並びに第四十二条第一項並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第十七条の二において準用する同令第十七条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令を次のように定める。

（届出を要する放射性同位元素等）

第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号。以下この条において「令」という。）第十七条において準用する令第十六条の内閣府令で定める放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項第三号に規定する放射性同位元素等とする。

（届出の手續）

第二条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）第十八条第五項の規定による放射性同位元素等の運搬の届出をしようとする者は、別記様式第一の届出書二通を当該運搬の経路である区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の届出に係る運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、当該放射性同位元素等の出発地を管轄する公安委員会（以下「出発地公安委員会」という。）以外の公安委員会に対する同項の届出書の提出は、出発地公安委員会を経由してしなければならない。

3 第一項の届出書の提出（届出書の記載事項の変更によるものを除く。）は、当該運搬が一の公安委員会の管轄する区域においてのみ行われる場合にあっては運搬開始の日の一週間前までに、その他の場合にあっては運搬開始の日の二週間前までにしなければならない。

4 第一項の届出を受理した公安委員会は、提出された届出書二通のうち一通に届出を受理した旨を記載して、これを当該届出をした者に交付するものとする。

（指示）

第三条 法第十八条第六項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 放射性同位元素等を積載した車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第八号に規定する車両をいう。以下この項において同じ。）の速度

二 伴走車の配置

三 放射性同位元素等を積載した車両及び伴走車その他の運搬に同行する車両の車列の編成並びに当該車列を構成する車両相互間の距離

四 駐車（道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。以下この号において同じ。）場所及び駐車時の措置

五 放射性同位元素等の積卸し又は一時保管をする場所

六 見張人の配置その他放射性同位元素等への関係者以外の者の接近を防止するための措置

七 放射性同位元素等の車両への積載方法

八 警察機関への連絡

九 前条第四項の規定により交付された届出書及び次項の規定により交付された指示書の携帯

十 放射性同位元素等の取扱いに関し知識及び経験を有する者の同行

十一 前各号に掲げるもののほか、運搬中の交通事故、放射性同位元素等の盗取等による放射線障害を防止するために必要な事項

2 法第十八条第六項の規定による指示は、前条第一項の届出を受理した公安委員会が別記様式第二の指示書を当該届出をした者に交付して行うものとする。

（運搬に関する検査）

第四条 法第十八条第八項の規定により警察官が検査を行うときは、道路における安全と円滑に支障を及ぼすおそれのない場所を選び、かつ、当該放射性同位元素等の保安の確保について細心の注意を払わなければならない。

（報告徴収）

第五条 法第四十二条第一項の規定により公安委員会が法第十八条第五項に規定する届出をした許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者に対し報告をさせることができる事項は、工場又は事業所の外における運搬の状況及び当該運搬に関し人の障害が発生し、又は発生するおそれがある事故の状況とする。

附 則（平成一七年五月三〇日内閣府令第七〇号）

（施行期日）

1 この府令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十九号）の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この府令による改正前の放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令別記様式第一に規定する様式については、改正後の放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令別記様式第一に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

【編注】：(1)現行法第十八条

別記様式第一（第2条関係）

※整理番号	
※受理年月日	

放射性同位元素等運搬届出書

年 月 日

公安委員会 殿

許可届出使用者等の区分（注1）
住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印
連絡担当者 電話番号

運 搬 日 時	年 月 日 時 から	年 月 日 時 まで
出 発 地（注2）		
到 着 地（注2）		
輸送物	種 類 及 び 個 数	
	放射性同位元素等の名称、数量及び重量	
委託者又は受託者の指名（法人にあっては、その名称）及び住所（注3）		
運 搬 同 行 責 任 者 氏 名		
知識及び経験を有する者を同行する場合は、その氏名		
運 搬 経 路（注4）		
駐車、積卸し及び一時保管の予定場所並びにその予定時刻		
放射性同位元素等積載車両及び運転者	自動車登録番号	最大積重量
	積載重量及び輸送物個数	運転者氏名
積 載 方 法（注5）		
確 認 等 の 有 無（注6）	文部科学大臣	
	国土交通大臣	
携行資器材の名称及び個数		
運 搬 要 領（注7）		
警 察 機 関 へ の 連 絡 要 領		
応 急 措 置 要 領		
そ の 他（注8）		

- 注1 許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者、許可廃棄業者、又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。
 2 工場又は事業所の名称も併記すること。
 3 届出者が許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者又は許可廃棄業者であり、かつ、自ら運搬する場合は、記載しないこと。
 4 路線名、主要な経由地点、通過予定時刻及び車両、船舶、鉄道等の運搬手段の別を記載すること。
 5 輸送物の積載方法の概要を記載し、積載時の車両の外観図を添付すること。
 6 法第18条の第2項の国土交通大臣若しくは登録運搬方法確認機関又は文部科学大臣若しくは登録運搬物確認機関の確認の有無、放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律施行規則第十

八条の五第七号ただし書又は第八号ただし書に規定する承認（BM型輸送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物に係るものに限る。）の有無及び同規則第十八条の十二又は放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第十八条第一項若しくは第二項の特別措置の承認の有無について記載すること。

7 車両の速度及び駐車、積卸し又は一時保管をする際に講じる見張人の配置等安全確保のための措置について記載し、車列の編成及び車間距離を記載した図面を添付すること。

8 届出書の記載事項の変更による届出の場合に、変更の事由を記載すること。

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名をすることができる。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第二（第3条関係）

放射性同位元素等運搬指示書

第 号
年 月 日

殿

公安委員会 印

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条第6項の規定により、別記1の放射性同位元素等の運搬について、別記のとおり指示する。

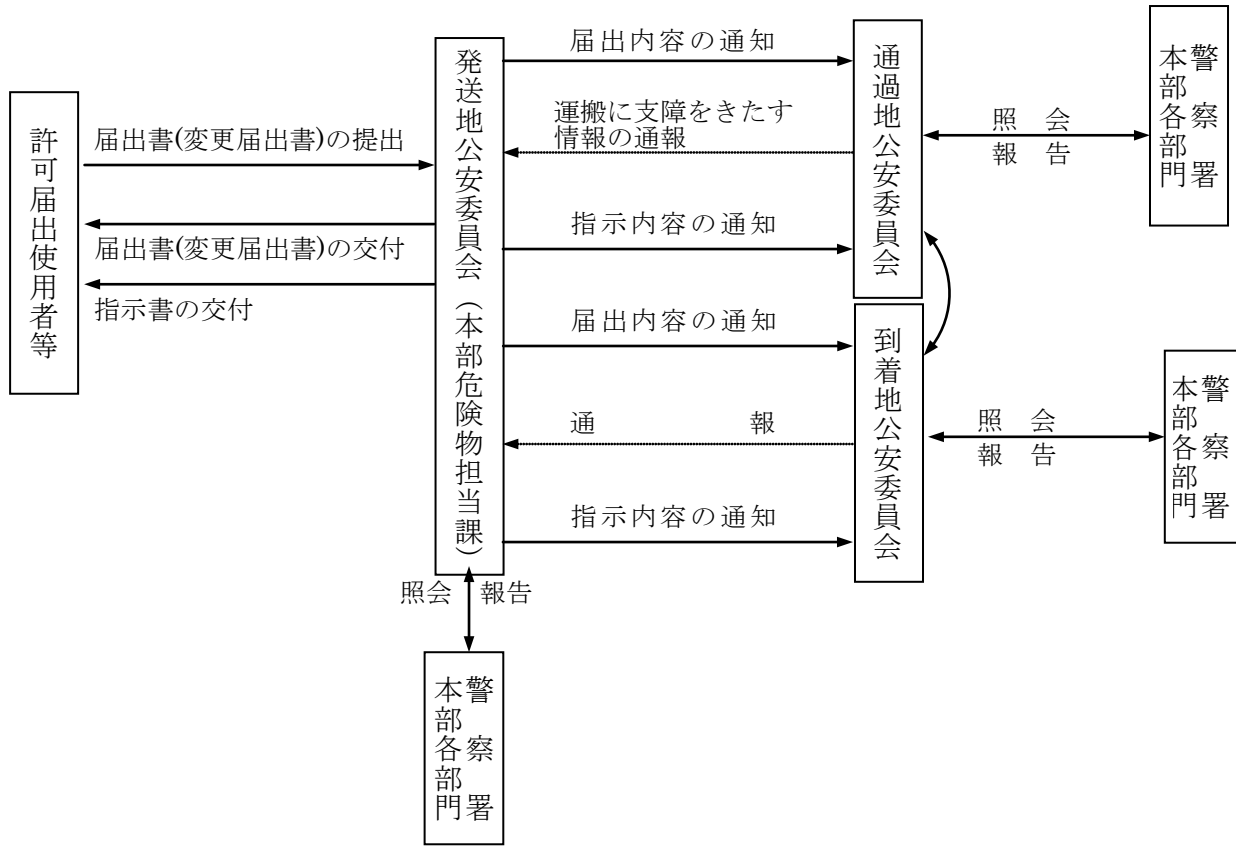
別記1

整 理 番 号	
届 出 年 月 日	
運 搬 予 定 年 月 日	

別記2

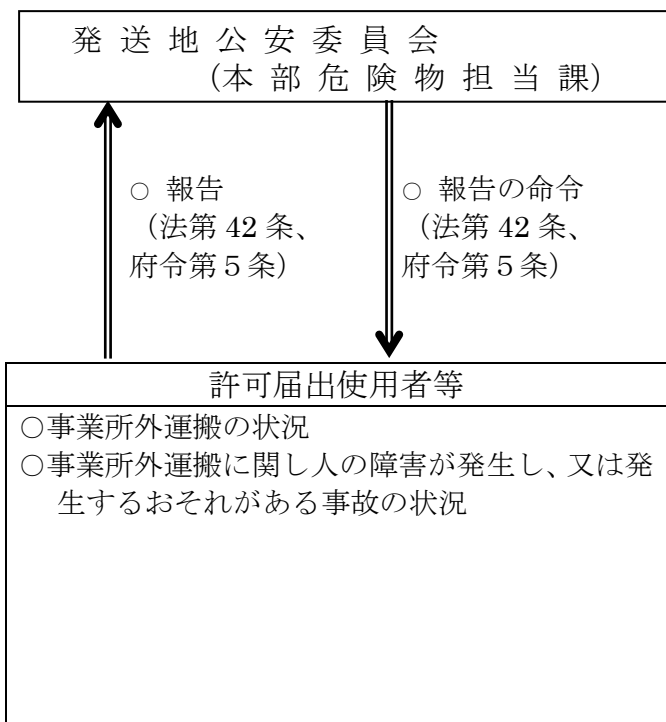
指 示 事 項	
---------	--

運搬届出関係(法第 18 条、府令第 2、3、4 条)【編注】

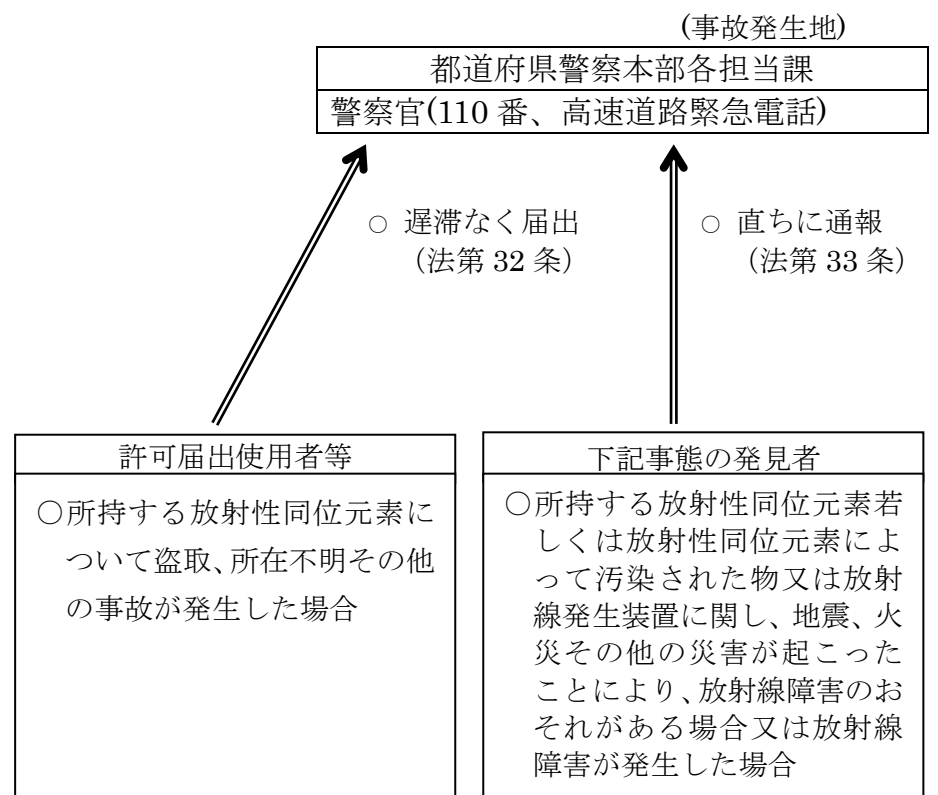


【編注】：
○本ページは编者により情報を更新、作成したものです。
○本文中の略記については次の通り。
法…放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
府令…放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令

報告徴収関係 (法第 42 条、府令第 5 条)

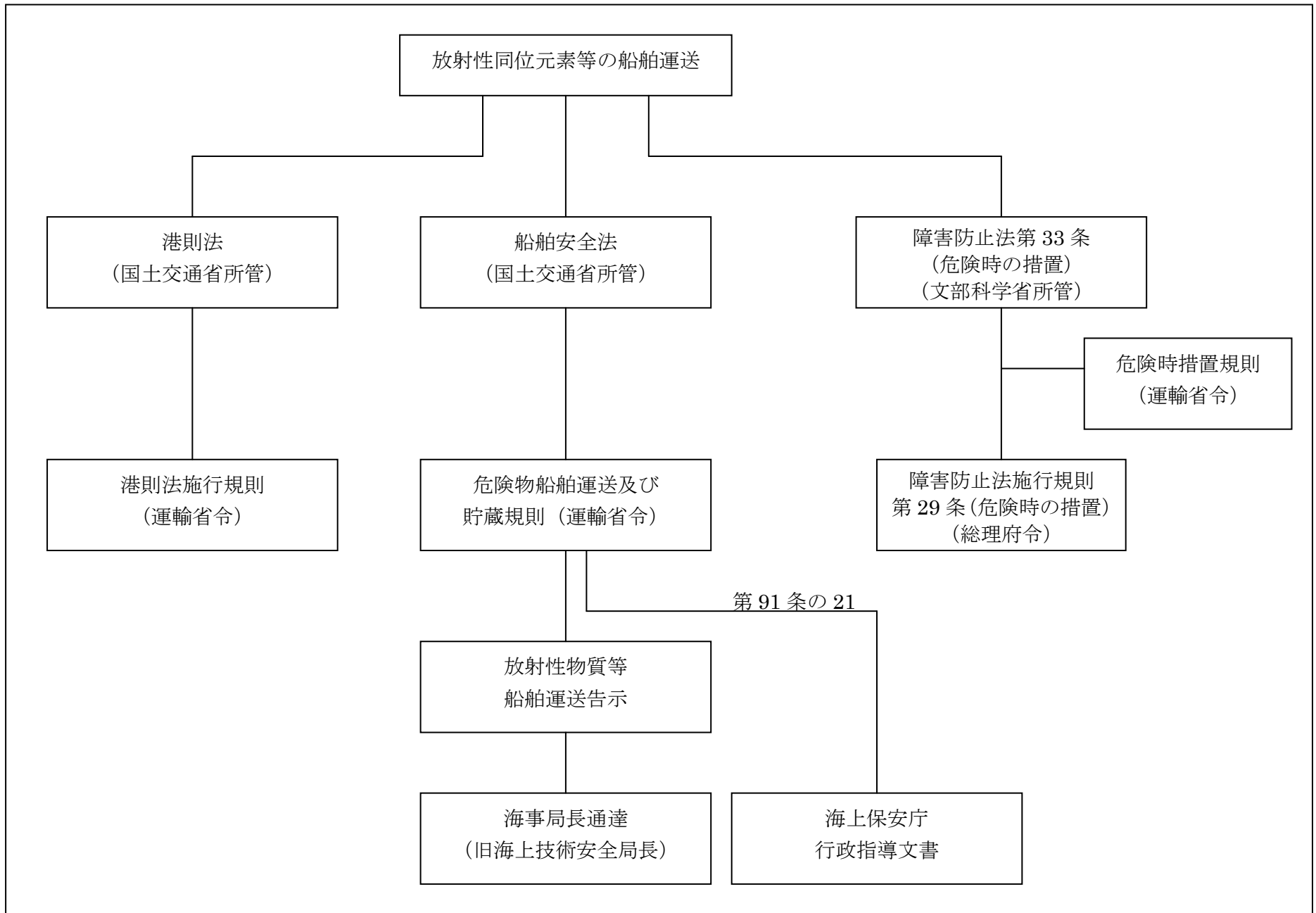


事故発生時等の措置関係 (法第 32、33 条第 2 項)



B 海上輸送関係法令

図 放射性同位元素等の船舶運送関係法令と体系



○船舶安全法 (抄)

(省略) 核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○危険物船舶運送規則 (抄)

(省略) 核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○危険物船舶運送告示

(省略) 核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○国土交通省海事局長通達

(省略) 核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○海上保安庁行政指導文書 (その一)

(省略) 核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○海上保安庁行政指導文書 (その二)

(省略) 核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○港則法 (抄)

(省略) 核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○港則法施行規則 (抄)

(省略) 核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (抄)

(省略) 陸上輸送の場合に同じ。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則 (抄)

(省略) 陸上輸送の場合に同じ。

○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

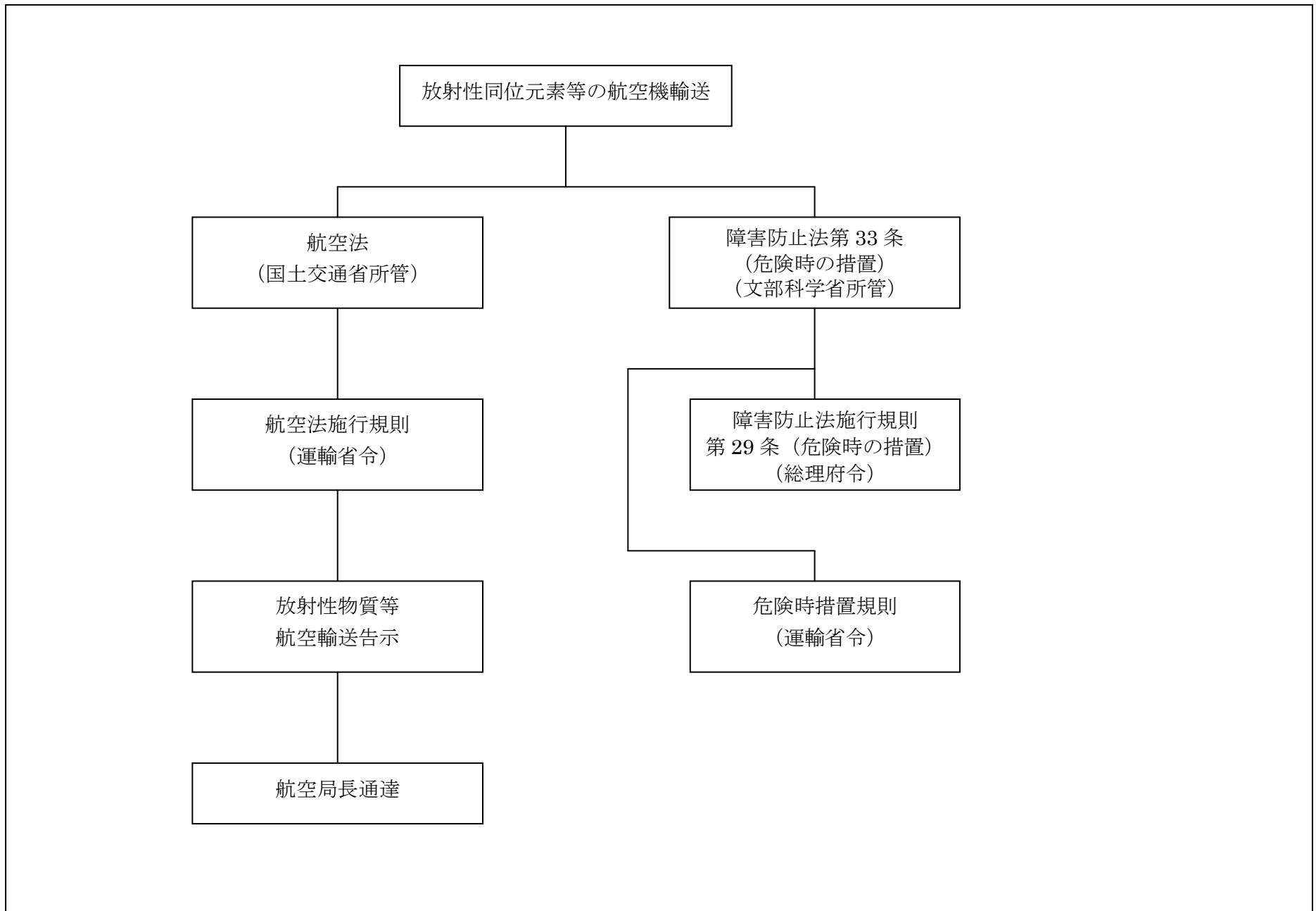
(省略) 陸上輸送の場合に同じ。

○立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

(省略) 陸上輸送の場合に同じ。

C 航空輸送関係法令

図 放射性同位元素等の航空輸送関係法令と体系



○航空法 (抄)

(省略) 核燃料物質等の航空機輸送の場合に同じ。

○航空法施行規則 (抄)

(省略) 核燃料物質等の航空機輸送の場合に同じ。

○放射性物質等航空輸送告示

(省略) 核燃料物質等の航空機輸送の場合に同じ。

○国土交通省航空局長通達

(省略) 核燃料物質等の航空機輸送の場合に同じ。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (抄)

(省略) 陸上輸送の場合に同じ。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則 (抄)

(省略) 陸上輸送の場合に同じ。

○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

(省略) 陸上輸送の場合に同じ。

○立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

(省略) 陸上輸送の場合に同じ。

■ ■ ■ III 放射性医薬品の運搬関係法令

Ⅲ 放射性医薬品の運搬関係法令

図 放射性医薬品の運搬に関する基本体系

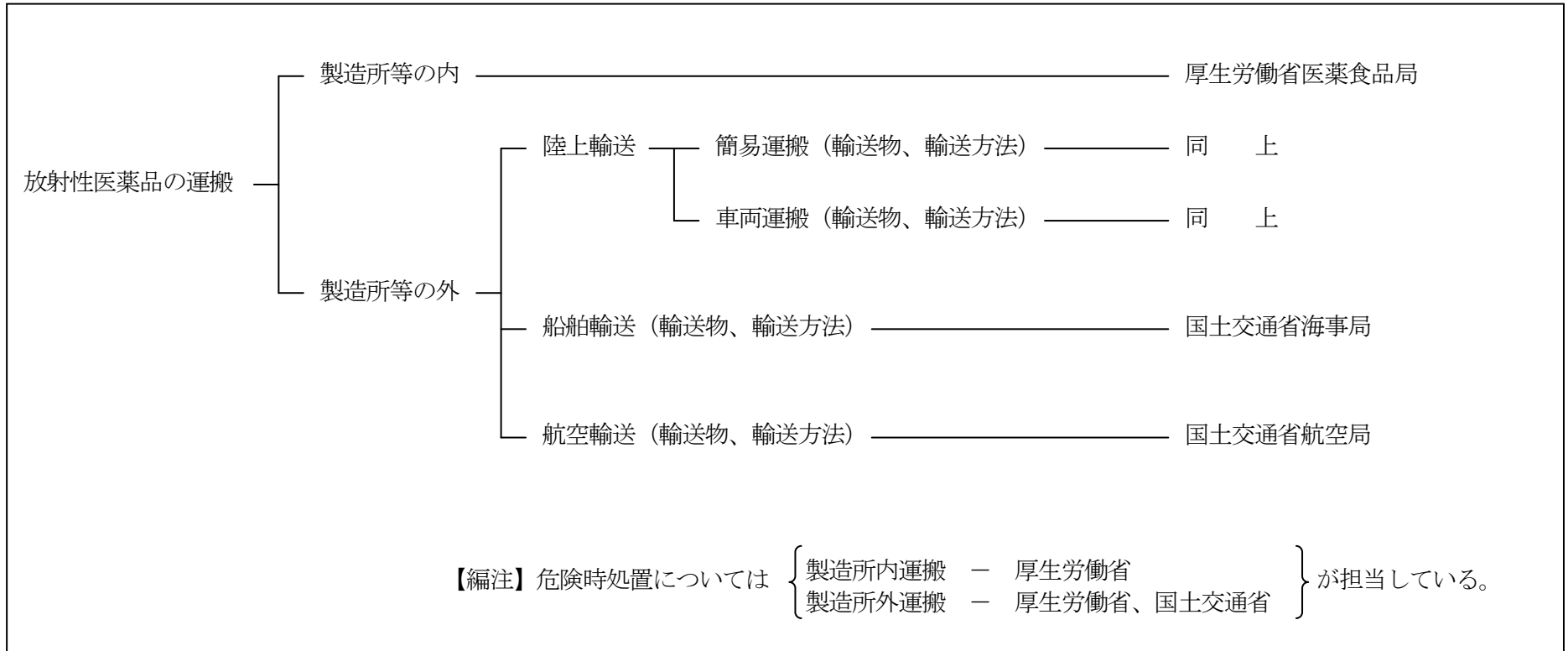
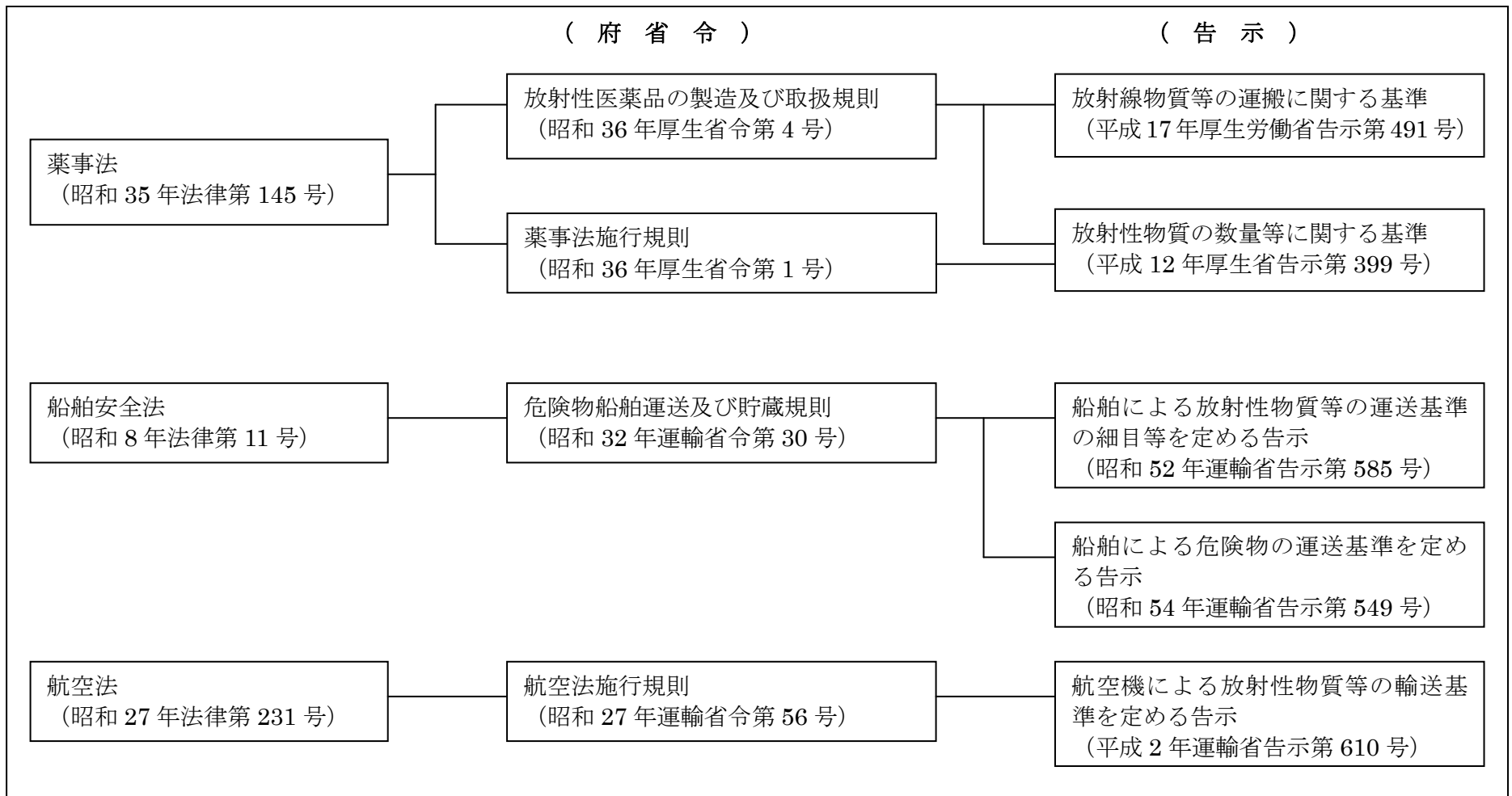


図 放射性医薬品の輸送に関する規制法令



薬事法（抄）

（昭和三十五年八月十日法律第百四十五号）

最終改正：平成一八年六月二一日法律第一〇号 【編注】

（目的）

第一条 この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品及び医療機器の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 日本薬局方に収められている物
 - 二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具、歯科材料、医療用品及び衛生用品（以下「機械器具等」という。）でないもの（医薬部外品を除く。）
 - 三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品及び化粧品を除く。）
- 2** この法律で「医薬部外品」とは、次に掲げる物であつて人体に対する作用が緩和なものをいう。
- 一 次のイからハまでに掲げる目的のために使用される物（これらの使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの
 - イ 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止
 - ロ あせも、ただれ等の防止
 - ハ 脱毛の防止、育毛又は除毛
 - 二 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物（この使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの
 - 三 前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物（前二号に掲げる物を除く。）のうち、厚生労働大臣が指定するもの
- 3** この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。ただし、これらの使用目的のほかに、第一項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることも併せて目的とされている物及び医薬部外品を除く。
- 4** この法律で「医療機器」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等であつて、政令で定めるものをいう。
- 5** この法律で「高度管理医療機器」とは、医療機器であつて、副作用又は機能の障害が生じた場合（適正な使用目的に従い適正に使用された場合に限る。次項及び第七項において同じ。）において人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 6** この法律で「管理医療機器」とは、高度管理医療機器以外の医療機器であつて、副作用又は機能の障害が生じた場合において人の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 7** この法律で「一般医療機器」とは、高度管理医療機器及び管理医療機器以外の医療機器であつて、副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の

意見を聴いて指定するものをいう。

- 8** この法律で「特定保守管理医療機器」とは、医療機器のうち、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とすることからその適正な管理が行われなければ疾病の診断、治療又は予防に重大な影響を与えるおそれがあるものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 9** この法律で「生物由来製品」とは、人その他の生物（植物を除く。）に由来するものを原料又は材料として製造（小分けを含む。以下同じ。）をされる医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器のうち、保健衛生上特別の注意を要するものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 10** この法律で「特定生物由来製品」とは、生物由来製品のうち、販売し、賃貸し、又は授与した後において当該生物由来製品による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずることが必要なものであつて、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 11** この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所（その開設者が医薬品の販売業を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。）をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによって獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。）の調剤所を除く。
- 12** この法律で「製造販売」とは、その製造等（他に委託して製造をする場合を含み、他から委託を受けて製造をする場合を含まない。以下同じ。）をし、又は輸入をした医薬品（原薬たる医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品又は医療機器を、それぞれ販売し、賃貸し、又は授与することをいう。
- 13** この法律で「体外診断用医薬品」とは、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。
- 14** この法律で「指定薬物」とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用（当該作用の維持又は強化的作用を含む。）を有する蓋（がい）然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）に規定する大麻、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に規定する覚せい剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻薬及び向精神薬並びにあへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に規定するあへん及びけしがらを除く。）として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 15** この法律で「希少疾病用医薬品」とは、第七十七条の二第一項の規定による指定を受けた医薬品を、「希少疾病用医療機器」とは、同項の規定による指定を受けた医療機器をいう。
- 16** この法律で「治験」とは、第十四条第三項（同条第九項及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき資料のうち臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験の実施をいう。
（薬局開設者の遵守事項）
- 第九条** 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、薬局における医薬品の試験検査の実施方法その他薬局の業務に関し薬局開設者が遵守すべき事項を定めることができる。
- 2** 薬局開設者は、第七条第一項ただし書又は第二項の規定によりその薬局の管理者を指定したときは、前条第二項の規定による薬局の管理者の意見を尊重しなければならない。
（医薬品等の製造販売業者等の遵守事項等）
- 第十八条** 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造管理若しくは品質管理又は製造販売後安全管理の実施方法、総括製造販売責任者の義務の遂行のための配慮事項その他医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業者がその業務に関し遵守すべき事項を定めることができる。
- 2** 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、製造所における医薬品又は医療機器の試験検査の実施方法、医薬品製造管理者又は医療機器の責任技術者の義務の遂行のための配慮事項その他医薬品又は医

療機器の製造業者又は外国製造業者がその業務に関し遵守すべき事項を定めることができる。

3 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業者は、製造販売後安全管理に係る業務のうち厚生労働省令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、その業務を適正かつ確実にを行う能力のある者に委託することができる。

（店舗販売品目）

第二十七条 店舗販売業の許可を受けた者（以下「店舗販売業者」という。）は、一般用医薬品以外の医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品については、この限りでない。

（立入検査等）

第六十九条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者、製造業者、第十四条の十一第一項の登録を受けた者、医療機器の修理業者又は第十八条第三項、第六十八条の九第六項若しくは第七十七条の五第四項の委託を受けた者（以下この項において「製造販売業者等」という。）が、第十二条の二、第十三条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項、第九項若しくは第十項、第十四条の三第二項、第十四条の九、第十四条の十三、第十五条第一項、第十七条（第四十条の三において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項（第四十条の三において準用する場合を含む。）、第十九条（第四十条の三において準用する場合を含む。）、第二十二條、第二十三条（第四十条の三において準用する場合を含む。）、第四十条の二第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第四十条の四、第四十六条第一項若しくは第四項、第五十八条、第六十八条の二、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第一項若しくは第六項から第八項まで、第七十七条の三第一項若しくは第二項、第七十七条の四、第七十七条の四の二第一項、第七十七条の四の三、第七十七条の五第一項若しくは第四項から第六項まで若しくは第八十条第一項の規定又は第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十二条の四、第七十三条若しくは第七十五条第一項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該製造販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、工場、事務所その他当該製造販売業者等が医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2～6 （略）

（改善命令等）

第七十二条の四 前三条に規定するもののほか、厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者について、都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者又は第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは賃貸業者について、その者にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する行為があった場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、その製造販売業者、製造業者、修理業者、薬局開設者、販売業者又は賃貸業者に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 （略）

第十一章 罰則

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～十四 （略）

十五 第七十二条の四第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

十六～十九 （略）

2 この法律に基づいて得た他人の業務上の秘密を自己の利益のために使用し、又は正当な理由なく、権限を有する職員以外の者に漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～八 （略）

九 第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による立入検査（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）若しくは第六十九条第三項の規定による収去（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第六十九条第一項、第二項若しくは第三項の規定による質問（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

十、十二 （略）

附 則（平成一八年六月二一日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十六条の規定、附則第三十一条の規定及び附則第三十二条の規定 公布の日

二 第一条の規定、附則第三条第一項から第三項までの規定及び附則第十七条の規定中健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項の改正規定 平成十九年一月一日

三 第三条の規定、第七条の規定、第八条の規定中薬事法第七条第一項の改正規定、第九条の規定（薬剤師法第二十二條の改正規定を除く。）、第十一条の規定、附則第十四条第三項及び第四項の規定、附則第十八条の規定中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の項及び同表薬剤師法（昭和三十五年法律第四百四十六号）の項の改正規定並びに附則第三十条の規定 平成二十年四月一日

【編注】

平成十八年六月十四日法律六九号の薬事法一部改正につき、一部未執行部分が、平成二十一年六月一日に施行された。（施行期日は平成二十一年一月七日の政令第一号により公布）

放射性医薬品の製造及び取扱規則（抄）

（昭和三十六年二月一日厚生省令第四号）

最終改正：平成二〇年六月一八日厚生労働省令第一一五号

薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第十六条の規定に基づき、放射性医薬品製造規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 放射性医薬品 放射線（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線をいう。以下同じ。）を放出する医薬品であつて、別表第一に掲げるもの
- 二 放射性物質 放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物
- 三 管理区域 外部放射線の線量が厚生労働大臣が定める線量を超え、空気中の放射性物質の濃度が厚生労働大臣が定める濃度を超え、又は放射性物質によって汚染される物の表面の放射性物質の密度が厚生労働大臣が定める密度を超えるおそれのある場所
- 四 放射線作業 放射性物質又は放射性物質によって汚染された物（以下「放射性物質等」という。）の取扱い、管理又はこれに附随する業務に従事する者であつて、管理区域に常時立ち入るもの

五～八（略）

（製造業者の遵守すべき事項）

第二条 製造業者は、作業を行うに当たって、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 6 製造業者は、製造所において放射性物質等の運搬を行うに当たって、次の各号（管理区域内において行う運搬については第四号及び第五号）に掲げる事項を厳守しなければならない。ただし、放射性物質等を作業所等の中において運搬する場合その他放射性物質等を運搬する時間が極めて短く、かつ、放射線障害の発生するおそれがない場合、又は次項第一号に掲げるところに従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じた場合はこの限りでなく、また、第二号又は第三号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、放射性物質等を封入した容器（第一号ただし書の規定により放射性物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該放射性物質によって汚染された物。以下この項において「運搬物」という。）の表面における線量率が一センチメートル線量当量率について十ミリシーベルト毎時を超えない限りにおいて、厚生労働大臣の承認を受けた措置を講ずることをもって第二号又は第三号に掲げる措置に代えることができる。
 - 一 運搬は、容器に封入して行うこと。ただし、放射性物質によって汚染された物（当該物に含まれる放射性物質の濃度が厚生労働大臣が定める濃度を超えないものに限る。）であつて次に掲げる放射線障害の防止のための措置を講じたものを運搬する場合、又は放射性物質によって汚染された物であつて容器に封入して運搬することが著しく困難なものを厚生労働大臣の承認を受けた放射線障害の防止のための措置を講じて運搬する場合は、この限りでない。
 - イ 通常の運搬状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないようにすること。
 - ロ 雨水等が容易に浸透しないようにすること。
 - ハ 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。
 - 二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。
 - ロ 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。
 - ハ 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。
 - 三 運搬物及びこれを積載し又は収納した車両その他の放射性物質を運搬する機械又は器具（以下この項において「車両等」と

いう。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量率が厚生労働大臣が定める線量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

- 四 運搬物の車両等への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。
 - 五 運搬物は、同一の車両等に厚生労働大臣が定める危険物と混載しないこと。
 - 六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置その他の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。
 - 七 車両により運搬物を運搬する場合には、当該車両を徐行させること。
 - 八 放射性物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、放射線障害の防止のため必要な監督を行わせること。
 - 九 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた車両等であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれを運搬する車両等の適当な箇所に厚生労働大臣が定める標識を取り付けること。
 - 7 製造業者は、製造所の外において放射性物質等（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第一号トに該当しないもの（厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の運搬（船舶又は航空機によるものを除く。）を行うに当たって、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - 一 次に掲げるところに従うこと。
 - イ 厚生労働大臣が定める放射性物質等にあつては、次の（1）から（3）までに掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ次の（1）、（2）若しくは（3）に掲げる種類の放射性輸送物（放射性物質等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。）とし、又は厚生労働大臣が定めるところにより厚生労働大臣の承認を受けて次の（1）から（3）までに掲げる放射性輸送物以外の放射性輸送物とすること。この場合において、（1）又は（2）に掲げる放射性物質等のうち、（3）に掲げる放射性物質等に該当するものについては、（1）又は（2）に掲げる放射性輸送物に代えて（3）に掲げる放射性輸送物とすることができる。
 - （1） 危険性が極めて少ない放射性物質等として厚生労働大臣が定めるもの L型輸送物
 - （2） 厚生労働大臣が定める量を超えない量の放射能を有する放射性物質等（（1）に掲げるものを除く。） A型輸送物
 - （3） 低比放射性物質（放射能濃度が低い放射性物質等であつて、危険性が少ないものとして厚生労働大臣が定めるものをいう。）又は表面汚染物（放射性物質以外の固体であつて、表面が放射性物質等によって汚染されたもののうち、厚生労働大臣が定めるものをいう。） I P—1型輸送物、I P—2型輸送物又はI P—3型輸送物
 - ロ 厚生労働大臣が定める放射性輸送物に関する技術上の基準その他の厚生労働大臣が定める基準に従うこと。
 - 二 運搬の年月日、方法、荷受人又は荷送人及び運搬を行う者に関する事項を記録し、これを五年間保存すること。
 - 三 運搬を第三者に委託する場合にあつては、委託を受ける者に対し、前二号の事項を遵守させること。また、このために必要な事項を取り決め、書面として保存すること。
- （予防規定）
- 第六条** 製造業者は、放射性物質による障害の発生を防止するため、次の事項について、放射性物質による障害予防規定を定めなければならない。

- 一 作業所等において作業に従事する者に関する職務及び組織に関すること。
- 二 障害防止主任者その他の放射性物質等の取扱いの安全管理に従事する者に関する職務及び組織に関すること。
- 三 薬局等構造設備規則第九条に規定する設備の維持及び管理に関すること。
- 四 放射性医薬品の製造及び試験検査並びに放射性物質等の貯蔵、廃棄及び運搬に関すること。
- 五 第五条の規定による測定及び記録に関すること。
- 六 作業所等に立ち入る者の放射性物質による障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。
- 七 放射性物質による障害が発生しているかどうかを発見するために必要な措置に関すること。
- 八 放射性物質による障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関すること。
- 九 第十一条に規定する作業記録及び保存に関すること。
- 十 危険時の措置に関すること。
- 十一 その他放射線障害の防止に関し、必要な事項
(危険時の措置)

第十条 製造業者は、地震、火災その他の災害により、放射性物質による障害が発生した場合又は放射性物質による障害が発生するおそれがある場合は、次の措置を講じなければならない。

- 一 放射性物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲になわ張り、標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の者の立入りを禁止すること。
- 二 放射性物質による障害の発生を防止するため必要がある場合には、作業所等の内部にいる者及び附近にいる者に避難するよう警告すること。
- 三 放射性物質による汚染が生じた場合には、すみやかに、そのひろがりの防止及び除去を行なうこと。
- 四 放射性物質による障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、すみやかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。
- 五 その他放射性物質による障害の防止に必要な措置を講ずること。

2 前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、しゃへい具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばくする線量をできる限り少なくしなければならない。この場合において、放射線作業（女子については、妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠する意思がない旨を製造業者等に書面で申し出た者に限る。）にあっては、第二条第一項第五号の規定にかかわらず、厚生労働大臣が定める線量限度まで放射線に被ばくすることができる。

3 製造業者は、第一項の事態が生じた場合においては、遅滞なく、次の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 第一項の事態が生じた日時及び場所並びに原因
- 二 発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況
- 三 講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容

(報告)

第十三条 製造業者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 一 放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

二、三 (略)

四 放射性物質等が管理区域外で漏えいしたとき。

五、六 (略)

七 放射性物質等の製造、廃棄その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線作業員にあっては五ミリシーベルト、放射線作業員以外の者にあっては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。

八 放射線作業員について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

九 放射性物質等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

2 (略)

3 前二項に規定する場合のほか、製造業者は厚生労働大臣が次に掲げる事項について期間を定めて報告を求めたときは、当該事項を当該期間内に厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 一 放射線管理の状況
- 二 放射性物質の在庫及びその増減の状況
- 三 製造所外の物質の廃棄又は運搬の状況

(適用除外)

第十四条 製造所において取り扱う放射性物質が厚生労働大臣が定める数量又は濃度以下である場合にあっては、第二条第一項第三号から第十二号まで、第四項第四号、第五項及び第六項、第四条から第十条まで、第十二条並びに第十三条の規定は、適用しない。
(準用)

第十五条 薬局開設者については、第一条第七号及び第八号、第二条、第三条第一項、第四条から第十四条まで（第十一条第一項第二号、第四号、第八号及び第九号を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第一条第七号及び第八号	放射性医薬品の作業所	放射性医薬品を取り扱う薬局内の放射性物質を取り扱う場所
第二条第一項第三号及び第三項、第五条第一項第三号及び第二項第二号イ	作業所	薬局内の放射性物質を取り扱う場所
第二条第一項第三号及び第四項第一号、第五条第一項第三号	貯蔵設備	貯蔵室
第二条第一項第三号及び第六項、第六条第一号及び第六号、第八条、第十条第一項第二号	作業所等	薬局内の放射性物質を取り扱う場所等
第二条第一項第六号、第五条第一項第三号及び第二項第一号へ	作業室	調剤室
第二条第一項第六号から第十一号まで	作業室等	調剤室等
第二条第二項、第十一条第一項、第十三条第二項	製造	調剤又は販売
第二条第二項	必ず試験検査	必要に応じて試験検査又は確認
第二条第三項第一号及び第三号、第六条第四号	製造及び試験検査	調剤及び試験検査
第二条第三項第一号	それぞれ作業室及び試験検査室	調剤室
第二条第三項第二号	製造又は試験検査	調剤又は試験検査
第二条第四項第二号	第九条第一項第三号に規定する設備	第一条第二項に規定する貯蔵室
第二条第六項及び第七項第一号イ	厚生労働大臣の承認	その薬局の所在地の都道府県知事の承認
第六条第三号	第九条	第一条第二項から第五項まで
第十条第三項、第十三条	厚生労働大臣	その薬局の所在地の都道府県知事
第十一条第一項第三号	製造開始及び製造終了年月日並びに製造数量	製剤の仕入年月日及び仕入数量

放射性医薬品の製造及び取扱規則（抄）

第十一条第一項第五号	試験検査	試験検査又は品質の確認
第十三条第一項第七号	製造	調剤、販売

2 製造販売業者については、第一条第七号及び第八号、第二条（第二項及び第三項を除く。）、第三条第一項、第四条から第十四条まで（第五条第一項第三号の表放射性物質による汚染の状況の項口並びに第十一条第一項第二号、第四号、第五号及び第七号から第九号までを除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第一条第七号及び第八号	放射性医薬品の作業所	放射性医薬品を取り扱う事務所内の放射性物質を取り扱う場所
第二条第一項第三号、第五条第一項第三号及び第二項第二号イ	作業所	事務所内の放射性物質を取り扱う場所
第二条第一項第三号及び第四項第一号、第五条第一項第三号	貯蔵設備	貯蔵室
第二条第一項第三号及び第六項、第六条第一号及び第六号、第八条、第十条第一項第二号	作業所等	事務所内の放射性物質を取り扱う場所等
第二条第一項第六号	作業室、試験検査室	作業室
第二条第四項第二号	第九条第一項第三号に規定する設備	第一条第二項に規定する貯蔵室
第二条第六項及び第七項第一号イ	厚生労働大臣の承認	その事務所の所在地の都道府県知事の承認
第六条第三号	第九条	第一条第二項から第四項まで
第六条第四号	放射性医薬品の製造及び試験検査並びに放射性物質等の貯蔵	放射性物質等の貯蔵
第十条第三項、第十三条	厚生労働大臣	その事務所の所在地の都道府県知事
第十一条第一項、第十三条第一項第七号及び第二項	製造	製造販売
第十一条第一項第三号	製造開始及び製造終了年月日並びに製造数量	製剤の受領年月日及び受領数量

3 一般販売業者（卸売一般販売業を含む。以下同じ。）については、第一条第七号及び第八号、第二条、第三条第一項、第四条から第十四条まで（第十一条第一項第二号、第四号、第八号及び第九号を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第一条第七号及び第八号	放射性医薬品の作業所	放射性医薬品を取り扱う店舗内の放射性物質を取り扱う場所
第二条第一項第三号及び第三項、第五条第一項第三号及び第二項第二号イ	作業所	店舗内の放射性物質を取り扱う場所

第二条第一項第三号及び第四項第一号、第五条第一項第三号	貯蔵設備	貯蔵室
第二条第一項第三号及び第六項、第六条第一号及び第六号、第八条、第十条第一項第二号	作業所等	店舗内の放射性物質を取り扱う場所等
第二条第二項、第十一条第一項、第十三条第一項第七号及び第二項	製造	販売
第二条第二項	必ず試験検査	必要に応じて試験検査又は確認
第二条第三項第一号及び第三号、第六条第四号	製造及び試験検査	包装及び試験検査
第二条第三項第二号	製造又は試験検査	試験検査
第二条第四項第二号	第九条第一項第三号に規定する設備	第一条第二項に規定する貯蔵室
第二条第六項及び第七項第一号イ	厚生労働大臣の承認	その店舗の所在地の都道府県知事の承認
第六条第三号	第九条	第一条第二項から第四項まで
第十条第三項、第十三条	厚生労働大臣	その店舗の所在地の都道府県知事
第十一条第一項第三号	製造開始及び製造終了年月日並びに製造数量	製剤の仕入年月日及び仕入数量
第十一条第一項第五号	試験検査	試験検査又は品質の確認

附 則 （平成二〇年六月一八日厚生労働省令第一一五号）
この省令は公布の日から施行する。

別表第一 （第1条関係）

水素 3 (³H)、その化合物及びそれらの製剤
炭素 11 (¹¹C)、その化合物及びそれらの製剤
炭素 14 (¹⁴C)、その化合物及びそれらの製剤
窒素 13 (¹³N)、その化合物及びそれらの製剤
酸素 15 (¹⁵O)、その化合物及びそれらの製剤
フッ素 18 (¹⁸F)、その化合物及びそれらの製剤
ナトリウム 22 (²²Na) の化合物及びその製剤
ナトリウム 24 (²⁴Na) の化合物及びその製剤
リン 32 (³²P) の化合物及びその製剤
イオウ 35 (³⁵S)、その化合物及びそれらの製剤
カリウム 42 (⁴²K) の化合物及びその製剤
カリウム 43 (⁴³K) の化合物及びその製剤
カルシウム 45 (⁴⁵Ca) の化合物及びその製剤
カルシウム 47 (⁴⁷Ca) の化合物及びその製剤
クロム 51 (⁵¹Cr) の化合物及びその製剤
マンガン 52 (⁵²Mn) の化合物及びその製剤
鉄 52 (⁵²Fe)、その化合物及びそれらの製剤
鉄 55 (⁵⁵Fe)、その化合物及びそれらの製剤
鉄 59 (⁵⁹Fe)、その化合物及びそれらの製剤
コバルト 57 (⁵⁷Co) の化合物及びその製剤
コバルト 58 (⁵⁸Co) の化合物及びその製剤
コバルト 60 (⁶⁰Co) の化合物及びその製剤
銅 64 (⁶⁴Cu) の化合物及びその製剤
亜鉛 65 (⁶⁵Zn) の化合物及びその製剤
ガリウム 67 (⁶⁷Ga) の化合物及びその製剤
ガリウム 68 (⁶⁸Ga) の化合物及びその製剤
ガリウム 72 (⁷²Ga) の化合物及びその製剤

ゲルマニウム68 (^{68}Ge) の化合物及びその製剤
 ヒ素74 (^{74}As) の化合物及びその製剤
 ヒ素76 (^{76}As) の化合物及びその製剤
 セレン75 (^{75}Se) の化合物及びその製剤
 臭素82 (^{82}Br)、その化合物及びそれらの製剤
 クリプトン81m ($^{81\text{m}}\text{Kr}$)、その化合物及びそれらの製剤
 クリプトン85 (^{85}Kr)、その化合物及びそれらの製剤
 ルビジウム81 (^{81}Rb)、その化合物及びそれらの製剤
 ルビジウム86 (^{86}Rb) の化合物及びその製剤
 ストロチウム85 (^{85}Sr) の化合物及びその製剤
 ストロチウム87m ($^{87\text{m}}\text{Sr}$) の化合物及びその製剤
 ストロチウム89 (^{89}Sr) の化合物及びその製剤
 ストロチウム90 (^{90}Sr) の化合物及びその製剤
 イットリウム87 (^{87}Y) の化合物及びその製剤
 イットリウム90 (^{90}Y) の化合物及びその製剤
 モリブデン99 (^{99}Mo) の化合物及びその製剤
 テクネチウム99m ($^{99\text{m}}\text{Tc}$) の化合物及びその製剤
 銀111 (^{111}Ag)、その化合物及びそれらの製剤
 インジウム111 (^{111}In) の化合物及びその製剤
 インジウム113m ($^{113\text{m}}\text{In}$) の化合物及びその製剤
 スズ113 (^{113}Sn) の化合物及びその製剤
 テルル132 (^{132}Te) の化合物及びその製剤
 ヨウ素123 (^{123}I)、その化合物及びそれらの製剤
 ヨウ素125 (^{125}I)、その化合物及びそれらの製剤
 ヨウ素131 (^{131}I)、その化合物及びそれらの製剤
 ヨウ素132 (^{132}I)、その化合物及びそれらの製剤
 キセノン133 (^{133}Xe)、その化合物及びそれらの製剤
 セシウム131 (^{131}Cs) の化合物及びその製剤
 ジスプロシウム157 (^{157}Dy) の化合物及びその製剤
 イッテルビウム169 (^{169}Yb) の化合物及びその製剤
 ルテチウム177 (^{177}Lu) の化合物及びその製剤
 タンタル182 (^{182}Ta) の化合物及びその製剤
 イリジウム192 (^{192}Ir)、その化合物及びそれらの製剤
 金198 (^{198}Au)、その化合物及びそれらの製剤
 金199 (^{199}Au)、その化合物及びそれらの製剤
 水銀197 (^{197}Hg) の化合物及びその製剤
 水銀203 (^{203}Hg) の化合物及びその製剤
 タリウム201 (^{201}Tl)、その化合物及びそれらの製剤
 ラドン222 (^{222}Rn)、その化合物及びそれらの製剤
 ラジウム226 (^{226}Ra) の化合物及びその製剤

放射性物質等の運搬に関する基準

平成二十一年三月二十七日
厚生労働省告示第百十五号

放射性医薬品の製造及び取扱規則(昭和三十六年厚生省令第四号)第二条第六項第一号、第三号、第五号及び第九号並びに第二条第七項第一号の規定に基づき、放射性物質等の運搬に関する基準を次のように定め、平成十七年十二月一日より適用する。

放射性物質等の運搬に関する基準

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 製造所等における運搬(第二条―第五条)
- 第三章 製造所等の外における運搬
 - 第一節 放射性輸送物に関する基準(第六条―第十一条)
 - 第二節 車両運搬に関する基準(第十二条―第二十九条)
 - 第三節 簡易運搬に関する基準(第三十条)

第一章 総則

(用語)

第一条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 車両 鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車又は軽車両をいう。
- 二 コンテナ 運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた車両その他の機械又は器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。
- 三 放射性輸送物 放射性医薬品の製造及び取扱規則(昭和三十六年厚生省令第四号。以下「規則」という。)第二条第七項第一号イに規定する放射性輸送物をいう。
- 四 専用積載 大型コンテナ(外接する直方体の一辺が一・五メートル以上であり、かつ、内容積が三・〇立方メートルを超えるコンテナをいう。以下同じ。)又は車両が一の荷送人によって専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によって行われる積載の方法をいう。
- 五 タンク 気体、液体又は固体を収納する容器であつて、運搬のために用いられるものをいう。
- 六 オーバーパック 荷送人によって放射性輸送物が箱又は袋等(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものを除く。)に収納され又は包装されているものをいう。
- 七 放射性輸送物等 放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナをいう。

第二章 製造所等における運搬

(容器に封入することを要しない放射性物質によって汚染された物の放射性物質の濃度)

第二条 規則第二条第六項第一号の厚生労働大臣が定める濃度は、一グラム当たり、別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ、別表第一から別表第六までの第二欄に掲げる数量(以下「A₂値」という。)の一万分の一とする。

(運搬物及び車両等に係る線量率)

第三条 規則第二条第六項第三号の厚生労働大臣が定める線量率は、一センチメートル線量当量率について次のとおりとする。

- 一 運搬物(規則第二条第六項に規定する運搬物をいう。以下この章において同じ。)の表面における線量率については、二ミリシーベルト毎時

- 二 運搬物の表面から一メートル離れた位置における線量率については、百マイクロシーベルト毎時
- 三 車両の表面(開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面)における線量率については、二ミリシーベルト毎時
- 四 車両の表面(開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面)から一メートル離れた位置における線量率については、百マイクロシーベルト毎時
- 五 コンテナの表面における線量率については、二ミリシーベルト毎時
- 六 コンテナの表面から一メートル離れた位置における線量率については、百マイクロシーベルト毎時

(危険物)

第四条 規則第二条第六項第五号の厚生労働大臣が定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百九号)第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火
- 二 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条に規定する高圧ガス(消火器に封入したものを除く。第十五条第二項第二号において同じ。)
- 三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十五度以下のもの
- 四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積百分率で十パーセントを超えるもの
- 五 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。)第一条第三号に規定する核燃料輸送物(以下単に「核燃料輸送物」という。)
- 六 前各号に掲げるもののほか、放射性物質等の安全な運搬を損なうおそれのあるもの

(標識)

第五条 規則第二条第六項第九号の厚生労働大臣が定める標識は、様式第一によるものとする。

第三章 製造所等の外における運搬

第一節 放射性輸送物に関する基準

(放射性輸送物として運搬しなければならない放射性物質等)

第六条 規則第二条第七項第一号イ中(1)から(3)まで以外の部分の厚生労働大臣が定める放射性物質等は、次に掲げる放射性物質等以外のものとする。

- 一 規則第二条第七項第一号イ(3)に規定する低比放射性物質(第九条第一項第一号に掲げるものに限る。)であつて、次に掲げる要件に適合するもの
 - イ 通常の運搬状態において、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないような措置が講じられていること。
 - ロ 専用積載で運搬すること。
- 二 規則第二条第七項第一号イ(3)に規定する表面汚染物(第九条第二項第一号に掲げるものに限る。)であつて、次に掲げる要件に適合するもの
 - イ 前号イに掲げる要件に適合すること。
 - ロ 専用積載で運搬すること。ただし、表面の放射性物質の密度が、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる密度を超えないものは、この限りでない。

放射性物質の区分	密度
アルファ線を放出する放射性物質	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質	四ベクレル毎平方センチメートル

(L型輸送物として運搬できる放射性物質等)

第七条 規則第二条第七項第一号イ(1)の厚生労働大臣が定める放射性物質等は、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等とする。

一 放射性物質等であって、次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの

放射性物質等の区分		放射能の量
固体		A ₂ 値の千分の一
液体		A ₂ 値の一万分の一
気体	トリチウム	〇・八テラベクレル
	その他のもの	A ₂ 値の千分の一

二 放射性物質等が収納されたことのある空の容器の内表面に付着している放射性物質等であって、次に掲げる要件に適合するもの

イ 放射性物質の密度が輸送物表面密度限度(前条第二号ロの表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる非固定性汚染(通常の手扱いにおいて、人が触れるおそれがある表面の汚染であって、はく離するおそれがあるものをいう。以下同じ。)に係る放射性物質の密度をいう。以下同じ。)の百倍を超えないこと。

ロ 当該容器に収納されていること。

ハ 容器は、き裂、破損等がないこと。

(A型輸送物として運搬できる放射性物質等の量の限度)

第八条 規則第二条第七項第一号イ(2)の厚生労働大臣が定める量は、A₂値とする。

(IP—1型輸送物、IP—2型輸送物又はIP—3型輸送物として運搬できる放射性物質等)

第九条 規則第二条第七項第一号イ(3)の厚生労働大臣が定める低比放射性物質(以下単に「低比放射性物質」という。)は、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等であって、当該放射性物質等を一箇所に集積した場合に、その表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。

一 次に掲げる要件に適合する放射性物質等(以下「LSA—I」という。)

イ 放射能が当該放射性物質等の全体に分布していること。

ロ 当該放射性物質等の全体について平均した放射能濃度(以下「平均放射能濃度」という。)が、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示(昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号)第一条の二第一項第一号に規定する免除濃度の三十倍を超えないもの

二 前号に掲げる放射性物質等以外の放射性物質等であって、次に掲げる要件に適合するもの(以下「LSA—II」という。)

イ 放射能が当該放射性物質等の全体に分布していること。

ロ 次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に適合すること。

放射性物質等の区分		要件
固体	可燃性のもの	放射能の量がA ₂ 値の百倍を超えず、かつ、平均放射能濃度がグラム当たりA ₂ 値の一万分の一を超えないこと。
	可燃性でないもの	平均放射能濃度がグラム当たりA ₂ 値の一万分の一を超えないこと。
液体	トリチウム水	放射能の量がA ₂ 値の百倍を超えず、かつ、平均放射能濃度が一立方センチメートル当たり〇・八ギガベクレルを超えないこと。
	トリチウム水以外のもの	放射能の量がA ₂ 値の百倍を超えず、かつ、平均放射能濃度がグラム当たりA ₂ 値の十万分の一を超えないこと。
気体		放射能の量がA ₂ 値の百倍を超えず、かつ、平均放射能濃度がグラム当たりA ₂ 値の一万分の一を超えないこと。

三 前二号に掲げる放射性物質等以外の固体状の放射性物質等であって、次に掲げる要件に適合するもの(以下「LSA—III」という。)

イ 放射能が当該放射性物質等の全体に均一に分布していること。

ロ 平均放射能濃度がグラム当たりA₂値の五百分の一を超えないこと。

ハ 別記第一に定める浸漬試験を行った場合に、水中への放射性物質の漏えい量がA₂値の十分の一を超えないこと。

ニ 可燃性のものにあつては、放射能の量がA₂値の百倍を超えないこと。

2 規則第二条第七項第一号イ(3)の厚生労働大臣が定める表面汚染物(以下単に「表面汚染物」という。)は、放射性物質等によって表面が汚染された物(以下この項において「汚染物」という。)であつて、次の各号のいずれかに該当するもののうち、放射能の量がA₂値の百倍を超えず、かつ、当該汚染物を一箇所に集積した場合に、その表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。

一 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる密度を超えないもの(以下「SCO—I」という。)

表面の汚染の区分		密度
非固定性汚染	表面に付着している放射性物質等(以下「汚染源」という。)がアルファ線を放出する低危険性の放射性物質(アルファ線を放出する物理的半減期が十日未満の放射性物質をいう。以下同じ。)以外のアルファ線を放出する放射性物質である場合	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
	汚染源がアルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質である場合	四ベクレル毎平方センチメートル
その他の汚染	汚染源がアルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質である場合	四キロベクレル毎平方センチメートル
	汚染源がアルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質である場合	四十キロベクレル毎平方センチメートル

二 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる密度を超えないもの(前号に定めるものを除く。以下「SCO—II」という。)

表面の汚染の区分		密度
非固定性汚染	汚染源がアルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質である場合	四十ベクレル毎平方センチメートル
	汚染源がアルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質である場合	四百ベクレル毎平方センチメートル
その他の汚染	汚染源がアルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質である場合	八十キロベクレル毎平方センチメートル
	汚染源がアルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質である場合	八百キロベクレル毎平方センチメートル

3 低比放射性物質又は表面汚染物を IP—1 型輸送物、IP—2 型輸送物又は IP—3 型輸送物とする場合においては、次の表の上欄に掲げる低比放射性物質又は表面汚染物の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる放射性輸送物とする。

低比放射性物質又は表面汚染物の区分		放射性輸送物	
		専用積載で運搬する場合	専用積載以外で運搬する場合
LSA—I	固体	IP—1 型輸送物	IP—1 型輸送物
	液体又は気体	IP—1 型輸送物	IP—2 型輸送物
LSA—II	固体	IP—2 型輸送物	IP—2 型輸送物
	液体又は気体	IP—2 型輸送物	IP—3 型輸送物
LSA—III		IP—2 型輸送物	IP—3 型輸送物
SCO—I		IP—1 型輸送物	IP—1 型輸送物
SCO—II		IP—2 型輸送物	IP—2 型輸送物

(放射性輸送物に関する技術上の基準)

第十条 規則第二条第七項第一号ロの厚生労働大臣が定める放射性輸送物に関する技術上の基準は、次の各号に掲げる放射性輸送物ごとに、それぞれ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 L型輸送物 次のイからチまでに掲げる要件に適合すること。
 - イ 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。
 - ロ 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。
 - ハ 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。
 - ニ 容器の材料相互の間及び材料と収納され又は包装される放射性物質等との間で、危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。
 - ホ 容器の弁が誤って操作されないような措置が講じられていること。
 - ヘ 容器又は包装が開封されたときに見やすい位置に「放射性」又は「Radioactive」の表示がされていること。ただし、第七条第二号に規定する放射性物質等を運搬する場合は、この限りでない。
 - ト 表面における一センチメートル線量当量率が、五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
 - チ 表面の放射性物質の密度が輸送物表面密度限度を超えないこと。
- 二 A型輸送物 次のイからルまでに掲げる要件に適合すること。
 - イ 前号イからホまで及びチに掲げる要件に適合すること。
 - ロ 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。
 - ハ みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。
 - ニ 容器の構成部品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。
 - ホ 周囲の圧力を六十キロパスカルとした場合に、放射性物質の漏えいがないこと。
 - ヘ 液体状の放射性物質等が収納されている場合には、次に掲げる要件に適合すること。
 - (1) 容器に収納することができる放射性物質等の量の二倍以上の量の放射性物質等を吸収する吸収材又は二重の密封部分から成る密封装置（容器の構成部品のうち、放射性物質の漏えいを防止するための装置をいう。）を備えること。
 - (2) 容器は、放射性物質等の温度による変化並びに運搬時及び注入時の挙動に対処し得る適切な空間を有していること。
 - ト 表面における一センチメートル線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えないこと。ただし、専用積載で運搬する放射性輸送物であって、第十四条第二項並びに第二十九条第三項第一号及び第二号に掲げる基準に従うもののうち、安全上支

障がない旨の厚生労働大臣の承認を受けたものは、表面における一センチメートル線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

チ 表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率（コンテナ又はタンクを容器として使用する放射性輸送物であって、専用積載以外で運搬するものについては、表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率に、次の表に上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値）が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。ただし、放射性輸送物を専用積載で運搬する場合であって、安全上支障がない旨の厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

最大断面積の区分	係数
一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	二
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	三
二十平方メートルを超える場合	十

- リ 放射性物質の使用等に必要書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のもので収納され又は包装されていないこと。
- ヌ 別記第二第一号に定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。
 - (1) 放射性物質の漏えいがないこと。
 - (2) 表面における一センチメートル線量当量率が著しく増加せず、かつ、二ミリシーベルト毎時（ただし書に該当する場合は、十ミリシーベルト毎時）を超えないこと。
- ル 別記第二第二号に定める条件の下に置くこととした場合に、放射性物質の漏えいがないこと。
- 三 IP—1 型輸送物 前号イ、ロ、ト及びチに掲げる要件に適合すること。
- 四 IP—2 型輸送物 次のイからハまでに掲げる要件に適合すること。
 - イ 前号に掲げる要件に適合すること。
 - ロ 別記第三に定める条件の下に置くこととした場合に、第二号ヌ(1)及び(2)に掲げる要件に適合すること。
 - ハ ロの規定にかかわらず、コンテナ（収納する放射性物質等が固体の場合に限る。）、タンク又は金属製中型容器（金属製の容器であって、運搬中に生じる応力に耐える構造及び強度を有し、かつ、内容積が三立方メートル以下のもののうち、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）第二十五条の五第二項第一号に規定するものであって、容器等級が I 又は II の危険物を収納する金属製 IBC 容器の基準に適合するものをいう。以下同じ。）を容器として使用する場合には、ロに掲げる要件又はこれと同等と厚生労働大臣の認める基準に適合すること。
- 五 IP—3 型輸送物 次のイからハまでに掲げる要件に適合すること。
 - イ 第二号イからチまで(同号へ(1)を除く。)に掲げる要件に適合すること。
 - ロ 別記第四に定める条件の下に置くこととした場合に、第二号ヌ(1)及び(2)に掲げる要件に適合すること。
 - ハ イ及びロの規定にかかわらず、コンテナ（収納する放射性物質等が固体の場合に限る。）、タンク又は金属製中型容器を容器として使用する場合には、次の(1)及び(2)に掲げる要件に適合すること。
 - (1) 第二号ハからホまで及びへ(2)並びに第三号に掲げる要件に適合すること。
 - (2) ロに掲げる要件又はこれと同等と厚生労働大臣の認める基準に適合すること。

(特別措置)

第十一条 規則第二条第七項第一号イの厚生労働大臣の承認は、次に掲げる要件に適合する場合に行うものとする。

- 一 第六条第一号及び第二号並びに第七条から第九条までの規定に従って運搬することが著しく困難であること。
- 二 安全な運搬を確保するために必要な措置を採り、かつ、第六条第一号及び第二号並びに第七条から第九条までの規定によらないで運搬しても安全上支障がないこと。
- 三 当該運搬する放射性輸送物の一センチメートル線量当量率が、表面において十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

第二節 車両運搬に関する基準

(車両運搬に関する基準)

第十二条 規則第二条第七項第一号ロの厚生労働大臣が定める基準(車両運搬(製造所の外における車両による運搬をいう。以下同じ。))により運搬する放射性物質等(容器に収納され又は包装されているものを含む。)に係るものに限る。)は、前節に定めるもののほか、この節に定めるところによる。

(取扱場所)

第十三条 放射性輸送物等(L型輸送物及びL型輸送物のみが収納され又は包装されているオーバーパック及びL型輸送物のみが収納されているコンテナ(以下「L型輸送物等」という。))を除く。第十八条第一項及び第二十一条から第二十四条までにおいて同じ。)は、関係者以外の者が通常立ち入る場所で積込み、取卸し等の取扱いをしてはならない。ただし、縄張、標識の設置等の措置を講じた場合は、この限りでない。

(積載方法等)

第十四条 放射性輸送物等の積込み又は取卸しは、放射性輸送物の安全性が損なわれないように行わなければならない。

- 2 放射性輸送物等は、運搬中において移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれないように積載しなければならない。
- 3 放射性輸送物等は、関係者以外の者が通常立ち入る場所に積載してはならない。

(混載制限)

第十五条 表面からの平均熱放出率が十五ワット毎平方メートルを超える放射性輸送物等は、熱を除去する装置の設置その他の特別な措置を講じない限り他の貨物と混載してはならない。

- 2 放射性輸送物等は、次に掲げる物と混載してはならない。
 - 一 火薬類取締法第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火
 - 二 高圧ガス保安法第二条に規定する高圧ガス
 - 三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であって、引火点が摂氏五十度(専用積載の場合にあっては、摂氏八十五度)以下のもの
 - 四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であって、酸の含有量が体積百分率で十パーセントを超えるもの
 - 五 核燃料輸送物
 - 六 前各号に掲げるもののほか、放射性輸送物の安全な運搬を損なうおそれのあるもの

(コンテナ又はオーバーパックに係る線量率等)

第十六条 放射性輸送物が収納されているコンテナ又はオーバーパックの線量率は、次の各号に掲げる場所ごとに、それぞれ、当該各号に定める値を超えてはならない。

- 一 表面 一センチメートル線量当量率が二ミリシーベルト毎時
- 二 表面から一メートル離れた位置 一センチメートル線量当量率が百マイクロシーベルト毎時

2 放射性輸送物が収納されているコンテナ又はオーバーパックの表面の放射性物質の密度は、輸送物表面密度限度を超えてはならない。

(輸送指数)

第十七条 放射性輸送物(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号。以下、「放射線障害防止法施行規則」という。))第十八条の三第一

項及び第二項に規定する放射性輸送物を含む。以下この条、第十九条第三項並びに第二十八条第五項、第十項及び第十三項において同じ。)、オーバーパック(放射線障害防止法施行規則第十八条の三第一項及び第二項に規定する放射性輸送物が収納され又は包装されているものを含む。以下、この条、第十九条第三項並びに第二十八条第五項及び第十項において同じ。))及び放射性輸送物が収納されているコンテナ(第二十八条第四項に規定する汚染物等が収納されているものを除く。))については、輸送指数を定めるものとする。ただし、L型輸送物(放射線障害防止法施行規則第十八条の三第一項第一号に掲げるL型輸送物を含む。以下この項及び第二十八条第十三項において同じ。)、L型輸送物のみが収納され又は包装されているオーバーパック及びL型輸送物のみが収納されているコンテナについては、この限りでない。

2 前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

- 一 放射性輸送物にあっては、当該放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値(コンテナ又はタンクが容器として使用されている放射性輸送物にあっては、当該百を乗じて得た値に、第十条第二号チの表の上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値)。この場合において、当該値が〇・〇五以下の場合にあっては、当該値を〇とすることができる。
- 二 オーバーパックにあっては、当該オーバーパックに収納され又は包装されている放射性輸送物ごとに前号による値を合計して得た値。ただし、外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックにあっては、当該オーバーパックの表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、第十条第二号チの表の上欄に掲げるオーバーパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。ただし、当該係数を乗じて得た数値が〇・〇五以下であるときは、当該値を〇とすることができる。
- 三 放射性輸送物が収納されているコンテナにあっては、当該コンテナに収納されている放射性輸送物及びオーバーパックについて前二号による値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、第十条第二号チの表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。この場合において、当該値が〇・〇五以下であるときは、当該値を〇とすることができる。

(標識又は表示)

第十八条 放射性輸送物等には、次の表の上欄に掲げる放射性輸送物等の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならない。

放射性物質等の区分	標識	箇所
一 放射性輸送物(コンテナ又はタンクが容器として使用されているものを除く。次号及び第三号において同じ。))又はオーバーパックであって、表面における一センチメートル線量当量率が五マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が〇であるもの	様式第二による標識(以下「第一類白標識」という。))	放射性輸送物又はオーバーパックの表面の二箇所
二 前号に掲げるもの以外の放射性輸送物又はオーバーパックであって、表面における一センチメートル線量当量率が五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	様式第三による標識(以下「第二類黄標識」という。))	放射性輸送物又はオーバーパックの表面の二箇所

三 前二号に掲げるもの以外の放射性輸送物又はオーバーパック	様式第四による標識（以下「第三類黄標識」という。）	放射性輸送物又はオーバーパックの表面の二箇所
四 放射性輸送物の容器として使用されているコンテナ若しくはタンク（第二十八条第一項に規定する場合に容器として使用されているコンテナ又はタンクを除く。以下この号から第六号までにおいて同じ。）又は放射性輸送物が収納されているコンテナであって表面における一センチメートル線量当量率が五マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が〇であるもの	第一類白標識	コンテナの四側面又はタンクの表面の四箇所
五 前号に掲げるもの以外の放射性輸送物の容器として使用されているコンテナ若しくはタンク又は放射性輸送物が収納されているコンテナであって、表面における一センチメートル線量当量率が五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識	コンテナの四側面又はタンクの表面の四箇所
六 前二号に掲げるもの以外のコンテナ又はタンク	第三類黄標識	コンテナの四側面又はタンクの表面の四箇所

2 次の各号に掲げる放射性輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ、当該各号に定める事項を鮮明に表示しておかなければならない。

一 すべての放射性輸送物 荷送人又は荷受人の氏名又は名称及び住所並びに「UN」の文字に続けて当該放射性輸送物に収納され又は包装されている放射性物質等（本邦内のみを運搬されるものを除く。）の第五項の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる国連番号

二 放射性輸送物（L型輸送物を除く。） 当該放射性輸送物に収納され又は包装されている放射性物質等の第五項の表の放射性物質等の区分に該当する欄に掲げる日本語表記（ただし、「に収納され又は包装されている放射性物質等」の表記の部分を除く。）又は英語表記

三 総重量が五十キログラムを超える放射性輸送物 総重量

四 A型輸送物 「A型」の文字又は「TYPE A」の文字

五 IP-1型輸送物 「IP-1型」の文字又は「TYPE IP-1」の文字

六 IP-2型輸送物 「IP-2型」の文字又は「TYPE IP-2」の文字

七 IP-3型輸送物 「IP-3型」の文字又は「TYPE IP-3」の文字

八 第四号、第六号及び第七号に掲げる放射性輸送物 当該放射性輸送物の容器の設計された国の名称及び当該容器の製造業者名

3 放射性輸送物（L型輸送物を除く。）の容器として使用されている大型コンテナ若しくはタンク又は放射性輸送物が収納されている大型コンテナ（L型輸送物のみが収納されているものを除く。第五項において同じ。）には、様式第五による標識（以下、「コンテナ標識」という。）を当該大型コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。

4 前項のコンテナ標識に代えて、第一項の表第四号、第五号若しくは第六号又は第二十九条第四項の標識を、コンテナ標識の寸法に拡大して付することができる。この場合において、第一項又は第

二十九条第四項の規定にかかわらず、同表第四号、第五号若しくは第六号又は第二十九条第四項の標識を付すことを要しない。

5 放射性輸送物が収納されている大型コンテナであって、次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分のうち、同一の区分に属する放射性物質等のみが当該放射性輸送物に収納されているもの（本邦内のみを運搬されるものを除く。）を専用積載で運搬する場合には、同表の左欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる国連番号を六十五ミリメートル以上の大きさの黒色の数字で、当該大型コンテナのコンテナ標識上又はコンテナ標識（前項の規定により拡大して付されたものを含む。以下この項において同じ。）に近接して付された様式第六による標識（以下「国連番号用副標識」という。）上に表示しなければならない。

放射性物質等の区分		国連番号
日本語表記	英語表記	
L型輸送物（空容器）に収納され又は包装されている放射性物質等	RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE-EMPTY PACKAGING	2 9 0 8
L型輸送物に収納され又は包装されている放射性物質等（少量の放射性物質等）	RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE-LIMITED QUANTITY OF MATERIAL	2 9 1 0
低比放射性物質（LSA-I）	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-I)	2 9 1 2
表面汚染物（SCO-I又はSCO-II）	RADIOACTIVE MATERIAL, SURFACE CONTAMINATED OBJECTS (SCO-I or SCO-II)	2 9 1 3
A型輸送物に収納され又は包装されている放射性物質等	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE A PACKAGE	2 9 1 5
特別措置により運搬される放射性輸送物に収納され又は包装されている放射性物質等	RADIOACTIVE MATERIAL, TRANSPORTED UNDER SPECIAL ARRANGEMENT	2 9 1 9
低比放射性物質（LSA-II）	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-II)	3 3 2 1
低比放射性物質（LSA-III）	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-III)	3 3 2 2

（積載限度）

第十九条 オーバーパックであって、輸送指数が十を超えるものは、車両に積載してはならない。ただし、専用積載で運搬する場合は、この限りでない。

2 放射性輸送物が収納されているコンテナであって、輸送指数が五十を超えるものは、車両に積載してはならない。ただし、専用積載（車両を専用して行う専用積載に限る。次項並びに第二十八条第十項及び第十二項において同じ。）で運搬する場合は、この限りでない。

3 放射性輸送物等を積載する場合において、一の車両（二以上の自動車又は軽車両が連結されている場合にあつては、当該二以上の自動車又は軽車両。以下同じ。）に積載する放射性輸送物（オーバーパックに収納され又は包装されているもの及びコンテナに収納されているものを除く。）、オーバーパック（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数を合計して得た値は、五十を超えてはならない。ただし、専用積載で運搬する場合は、この限りでない。

4 IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物を積載する場合において、一の車両に積載するIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物並びに放射線障害防止法施行

規則第十八条の三第二項に規定するIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物（以下「IP型輸送物」という。）に収納されている汚染物等（低比放射性物質及び表面汚染物並びに放射線障害防止法施行規則第十八条の三第二項に規定する低比放射性同位元素及び表面汚染物をいう。以下この項及び第二十八条第十一項において同じ。）の放射能の量の合計は、次の表の上欄に掲げる汚染物等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる放射能の量を超えてはならない。

汚染物等の区分	放射能の量
一 LSA-I 又は平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の三等の規定に基づく放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等。以下「放射性同位元素科学技術庁告示」という。）第五条第一項第一号に規定するLSA-I	制限なし
二 LSA-II等（LSA-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-IIをいう。以下同じ。）又はLSA-III等（LSA-III又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第三号に規定するLSA-IIIをいう。以下同じ。）のうち可燃物以外の固体	制限なし
三 LSA-II等又はLSA-III等のうち前号に掲げるもの以外のもの	A ₂ 値の百倍
四 SCO-I若しくは放射性同位元素科学技術庁告示第五条第二項第一号に規定するSCO-I又はSCO-II若しくは放射性同位元素科学技術庁告示第五条第二項第二号に規定するSCO-II	A ₂ 値の百倍

（車両に係る線量率等）

第二十条 放射性輸送物等を車両に積載した状態における線量率は、次の各号に掲げる場所ごとに、それぞれ、当該各号に定める値を超えてはならない。

- 一 車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面）一センチメートル線量当量率が二ミリシーベルト毎時
 - 二 車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートル離れた位置一センチメートル線量当量率が百マイクロシーベルト毎時
 - 三 車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所一センチメートル線量当量率が二十マイクロシーベルト毎時
- 2 放射性輸送物等を運搬する車両については、積み込み及び取卸しを終了した場合には、放射性物質等による当該車両の表面の汚染の程度が、次の各号に掲げる汚染の種類ごとに、それぞれ、当該各号に定める基準を超えないようにしなければならない。
- 一 非固定性汚染 車両の表面の放射性物質の密度が、輸送物表面密度限度を超えないこと。
 - 二 その他の汚染 取卸しを終了した場合に、車両の表面における一センチメートル線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

（連結制限）

第二十一条 放射性輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、第四条第一号から第三号までに掲げるもの（第三号に掲げるものにあつては、引火点が摂氏二十五度以下のものに限る。）を積載した車両と三両以上離して連結しなければならない。この場合において、ボギー車一両は、二両とみなす。

2 放射性輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、放射性輸送物等、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第三条に規定する放射性輸送物又は核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第十二条第一項に規定する核燃料輸送物等を積載した他の車両と一両以上離して連結しなければならない。

（取扱方法等を記載した書類の携行）

第二十二条 放射性輸送物等を運搬する場合には、当該放射性輸送物等に係る放射性輸送物の種類、量、取扱方法その他の運搬に関し留意すべき事項及び事故が発生した場合の措置について記載した書類を、当該放射性輸送物等の運搬に従事する者に携行させなければならない。

（交替運転者等）

第二十三条 放射性輸送物等を自動車により長距離にわたり、又は夜間に運搬する場合であつて、運転者が疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、交替するための運転者の配置その他の当該自動車の安全な運転の確保のため必要な措置を講じなければならない。

（見張人）

第二十四条 放射性輸送物等を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。）する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、コンテナ又は非開放型の車両に施錠等の措置がなされており、関係者以外の者が当該放射性輸送物等に係る放射性輸送物に容易に近づけない場合を除く。

（同乗制限）

第二十五条 第十八条第一項の表第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる放射性輸送物等を運搬する場合には、当該放射性輸送物等を積載した自動車又は軽車両において運搬に従事する者が通常乗車する場所に、関係者以外の者を同乗させてはならない。

（放射線防護計画）

第二十六条 荷送人又は荷受人は、放射性輸送物等の運搬に際して適切に放射線障害を防止することができるように、次に掲げる事項について記載した放射線防護計画を定めなければならない。

- 一 輸送実施体制に関する事項
- 二 放射線の線量の測定方法及び放射線の線量評価に関する事項
- 三 放射性輸送物等の表面の汚染に関する事項
- 四 放射性輸送物等からの隔離及び防護に関する事項
- 五 緊急時の対応に関する事項
- 六 緊急時のための訓練に関する事項
- 七 放射線防護計画の品質保証に関する事項
- 八 その他必要な事項

（教育及び訓練）

第二十七条 荷送人又は荷受人は、運搬に従事する者に対し、次の各号に掲げる事項について、運搬に従事するのに必要な知識及び技能を保有するよう、教育及び訓練を行わなければならない。

- 一 放射性輸送物等の取扱い方法に関する事項
- 二 職務に応じた特定の訓練に関する事項
- 三 放射線障害を想定した安全訓練に関する事項
- 四 その他必要な事項

（放射性輸送物としないで運搬できる低比放射性物質等の運搬）

第二十八条 第六条第一号に掲げる低比放射性物質及び同条第二号に掲げる表面汚染物を放射性輸送物としないで運搬する場合には、次項から第十四項までの規定によらなければならない。

2 第六条第一号に掲げる低比放射性物質又は同条第二号に掲げる表面汚染物（以下この条、次条第四項及び第三十条第六号において「低比放射性物質等」という。）が収納されているコンテナ又はタンクの線量率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ、当該各号に定める値を超えてはならない。

- 一 表面一センチメートル線量当量率が二ミリシーベルト毎時
 - 二 表面から一メートル離れた位置一センチメートル線量当量率が百マイクロシーベルト毎時
- 3 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクの表面の放射性物質の密度は、輸送物表面密度限度を超えてはならない。
- 4 汚染物等（第六条第一号に掲げる低比放射性物質及び同条第二号に掲げる表面汚染物並びに放射線障害防止法施行規則第十八条の十一第一号に掲げる低比放射性同位元素及び同条第二号に掲げる表面汚染物をいう。以下この条（第十一項を除く。）において

同じ。)及び汚染物等が収納されているコンテナ又はタンクについては、輸送指数を定めるものとする。

5 前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一 汚染物等（コンテナ又はタンクに収納されているものを除く。）及び汚染物等が収納されているタンクにあっては、当該汚染物等又は当該タンクの表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、第十条第二号チの表の上欄に掲げる汚染物等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。ただし、当該値が〇・〇五以下の場合にあっては、当該値を〇とすることができる。

二 汚染物等が収納されているコンテナにあっては、当該コンテナに収納されている汚染物等及び汚染物等が収納されているタンクについて前号による値を合計して得た値（当該コンテナに放射性輸送物が収納されている場合にあっては、当該値と、当該コンテナに収納されている放射性輸送物（オーバーパックに収納され又は包装されているものを除く。）及びオーバーパックについて第十七条第二項第一号及び第二号による値とを合計して得た値）又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、第十条第二号チの表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。ただし、当該係数を乗じて得た値が〇・〇五以下の場合にあっては、当該値を〇とすることができる。

6 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクには、次の各号に掲げる放射性輸送物等ごとに、それぞれ、当該各号に掲げる標識を当該コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。

一 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであって、輸送指数が〇であるもの 第一類白標識

二 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであって、輸送指数が〇を超え、かつ、一を超えないもの 第二類黄標識

三 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであって、輸送指数が一を超えるもの 第三類黄標識

7 低比放射性物質等が収納されている大型コンテナ又はタンクには、コンテナ標識を当該大型コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。

8 前項の規定にかかわらず、コンテナ標識に代えて、第六項又は次条第四項の標識を、コンテナ標識の寸法に拡大して付することができる。この場合において、第六項又は次条第四項の規定にかかわらず、第六項又は次条第四項の標識を付すことを要しない。

9 第十八条第五項の表の上欄に掲げる低比放射性物質等のうち、同一の区分に属する放射性物質等のみが収納されている大型コンテナ又はタンク（本邦内のみを運搬されるものを除く。）を運搬する場合には、同表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる国連番号を六十五ミリメートル以上の大きさの黒色の数字で、当該大型コンテナ又はタンクに付されたコンテナ標識上若しくはコンテナ標識（第八項又は第十八条第四項の規定により拡大して付された標識を含む。）に近接して付された国連番号用副標識上に表示しなければならない。

10 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載する場合において、一の車両に積載する汚染物等（コンテナ又はタンクに収納されているものを除く。）、汚染物等が収納されているタンク及びこれらのものが収納されているコンテナの輸送指数を合計して得た値（当該車両に放射性輸送物を積載する場合にあっては、当該値と、当該車両に積載する放射性輸送物（オーバーパックに収納され又は包装されているもの及びコンテナに収納されているものを除く。）、オーバーパック（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数とを合計して得た値）は、

五十を超えてはならない。ただし、専用積載で運搬する場合は、この限りでない。

11 第六条第二号に掲げる表面汚染物を積載する場合において、一の車両に積載する当該表面汚染物及び放射線障害防止法施行規則第十八条の十一第二号に掲げる表面汚染物の放射能の量を合計した量（当該車両にI P型輸送物を積載する場合にあっては、当該量と、当該車両に積載するI P型輸送物に収納されている汚染物等の放射能の量とを合計した量）は、第十九条第四項の表の上欄に掲げる汚染物等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる放射能の量を超えてはならない。

12 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを運搬する車両については、積込み及び取卸しを終了した場合には、放射性物質等による当該車両の表面の汚染の程度が第二十条第二項各号に掲げる基準を超えないようにしなければならない。

13 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載した鉄道又は軌道の車両は、放射性輸送物（L型輸送物を除く。以下この項において同じ。）、放射性輸送物が収納され若しくは包装されているオーバーパック、核燃料輸送物（外運搬規則第三条第一項第一号に掲げるL型輸送物を除く。以下この項において同じ。）、核燃料輸送物が収納され若しくは包装されているオーバーパック、汚染物等（外運搬規則第十二条第一号に掲げる低比放射性物質及び同条第二号に掲げる表面汚染物を含む。以下この項において同じ。）、放射性物質等の運搬に関する基準汚染物等が収納されているタンク又はこれらのものが収納されているコンテナを積載した他の車両と一両以上離して連結しなければならない。

14 第十三条から第十五条まで、第十九条第二項、第二十条第一項、第二十一条第一項及び第二十二條から第二十五条までの規定は、低比放射性物質等を運搬する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第十三条	放射性輸送物等（L型輸送物、L型輸送物のみが収納され又は包装されているオーバーパック及びL型輸送物のみが収納されているコンテナ（以下、「L型輸送物等」という。）を除く。第十八条第一項及び第二十一条から第二十四条までにおいて同じ。）	低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンク
第十四条、第十五条、第二十条第一項、第二十一条第一項及び第二十二條から第二十四条まで	放射性輸送物等	低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンク
第十四条第一項及び第二項、第十五条第二項第六号、第十九条第二項、第二十二條並びに第二十四条	放射性輸送物	低比放射性物質等
第二十五条	第十八条第一項の表第二号、第三号、第五号又は第六号 放射性輸送物等	第六項第二号又は第三号 低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンク

(特別措置)

第二十九条 第十六条、第十九条（前条第十四項において第十九条第二項を準用する場合を含む。）、第二十条（前条第十四項において第二十条第一項を準用する場合を含む。）並びに前条第二項、第三項及び第十項から第十二項までの規定に従って運搬することが著しく困難な場合であって、安全な運搬を確保するために必要な措置を講じ、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の厚生労働大臣の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。

2 第十六条第一項、第二十条第一項第二号（前条第十四項において準用する場合を含む。）並びに前条第二項の規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の厚生労働大臣の承認を受けた場合には、これらの規定によらないで運搬することができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定によらないで運搬するときは、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に適合しなければならない。

一 第十六条第一項第一号	イ 専用積載で運搬すること。 ロ 関係者以外の者が当該オーバーパック又はコンテナに近づくことを防止する措置を講じること。 ハ 運搬中に積込み及び取卸しをしないこと。 ニ 表面において一センチメートル線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。
二 第十六条第一項第二号	専用積載で運搬すること。
三 第二十条第一項第二号（前条第十四項において準用する場合を含む。）	当該車両の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面）から二メートル離れた位置において一センチメートル線量当量率が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
四 前条第二項第一号	イ 専用積載で運搬すること。 ロ 関係者以外の者が当該コンテナ又はタンクに近づくことを防止する措置を講じること。 ハ 運搬中に積込み及び取卸しをしないこと。 ニ 表面において一センチメートル線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。
五 前条第二項第二号	専用積載で運搬すること。

3 第十条第二号ト若しくはチ、第三号、第四号イ若しくは第五号イの規定により厚生労働大臣の承認を受けて、又は第十一条の規定により放射性物質等又は放射性輸送物を運搬しようとする場合には、安全な運搬を確保するために必要な措置（これらの規定（第十条第二号チ及び第十一条を除く。）により厚生労働大臣の承認を受けて、表面における一センチメートル線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超え十ミリシーベルト毎時以下の放射性輸送物を運搬しようとする場合にあっては、次の各号に掲げる措置）を講じ、かつ、安全上支障がない旨の厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- 一 関係者以外の者が当該放射性輸送物に近づくことを防止する措置を講じること。
- 二 運搬中に積込み及び取卸しをしないこと。

4 第一項及び前項の規定により放射性物質等、放射性輸送物等、低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを運搬する場合には、専用積載で運搬しなければならない。また、第十八条第一項又は前条第六項の規定にかかわらず、それらの表面（放射性物質等及び低比放射性物質等の表面を除く。）の二箇所（コンテナ又はタンクにあっては、当該コン

テナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所）に第三類黄標識を付さなければならない。

第三節 簡易運搬に関する基準

第三十条 規則第二条第七項第一号ロの厚生労働大臣が定める基準（簡易運搬（製造所の外における車両運搬以外の運搬（船舶又は航空機によるものを除く。）をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、第一節に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 簡易運搬により運搬される放射性物質等（容器に収納され又は包装されているものを含む。以下、「運搬物」という。）を積載し又は収納した機械又は器具（簡易運搬に係るものに限る。以下「運搬機器」という。）の表面における一センチメートル線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が百マイクロシーベルト毎時を超えないようにすること。
- 二 運搬物（L型輸送物を除く。以下この号、次号及び第五号において同じ。）の運搬機器への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。
- 三 運搬物は、同一の運搬機器に第四条各号に掲げる危険物と混載しないこと。
- 四 二以上の運搬物（その表面における一センチメートル線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えるものに限る。以下この号において同じ。）を一の運搬機器に積載し又は収納して運搬する場合は、当該運搬機器に積載し若しくは収納する運搬物のそれぞれの輸送指数（運搬物の表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値をいう。以下この条において同じ。）を合計して得た値又は当該運搬機器に積載し若しくは収納する二以上の運搬物の集合を直接測定して求めた輸送指数が五十以下となるよう当該積載し又は収納する運搬物の個数を制限すること。
- 五 荷送人又は荷受人は、運搬物を運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずること。ただし、運搬する時間が極めて短く、かつ、放射線障害のおそれのない場合は、この限りでない。
 - イ 当該運搬物の運搬に従事する者は、運搬物の取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行すること。
 - ロ 当該運搬物の運搬に従事する者は、消火器、放射線測定器、保護具その他の事故が発生した場合に必要な器具、装置等を携行すること。
 - ハ 人の通常立ち入る場所においては、運搬物もしくは運搬機器を置かず、又は運搬物の積込み、取卸し等の取扱いを行わないこと。ただし、縄張、標識の設置等の措置を講じたときは、この限りでない。
- 六 運搬物（コンテナ又はタンクに収納されていない低比放射性物質等を除く。以下この号において同じ。）には、次に定めるところにより、標識の取付け又は表示をすること。
 - イ 次の表の上欄に掲げる運搬物の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる標識を同表の下欄に掲げる箇所に取り付けること。ただし、L型輸送物にあっては、この限りでない。

運搬物の区分	標識	箇所
一 表面における一センチメートル線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないもの	第一類 白標識	運搬物の表面の二箇所
二 表面における一センチメートル線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超え五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類 黄標識	運搬物の表面の二箇所
三 前二号に掲げる運搬物以外のもの	第三類 黄標識	運搬物の表面の二箇所

放射性物質等の運搬に関する基準

ロ 次の(1)から(6)までに掲げる運搬物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該(1)から(6)までに掲げる事項を鮮明に表示しておくこと。

- (1) すべての運搬物 荷送人又は荷受人の氏名又は名称及び住所
- (2) 総重量が五十キログラムを超える運搬物 総重量
- (3) A型輸送物 「A型」又は「TYPE A」の文字
- (4) IP-1型輸送物 「IP-1型」又は「TYPE IP-1」の文字
- (5) IP-2型輸送物 「IP-2型」又は「TYPE IP-2」の文字
- (6) IP-3型輸送物 「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字

七 放射線作業者の被ばくする線量が実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにすること。

前 文 (平成二十一年三月二七日厚生労働省告示第一一五号)

平成二十一年六月一日より適用する。

別表第一(第2条関係)

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の限度

第一欄		第二欄
原子番号	放射性物質の種類	数量(A ₂ 値) (単位 TBq)
1	³ H	40
6	¹¹ C	0.6
6	¹⁴ C	3
7	¹³ N	0.6
9	¹⁸ F	0.6
11	²² Na	0.5
11	²⁴ Na	0.2
15	³² P	0.5
15	³³ P	1
16	³⁵ S	3
19	⁴² K	0.2
19	⁴³ K	0.6
20	⁴⁵ Ca	1
20	⁴⁷ Ca	0.3
24	⁵¹ Cr	30
25	⁵² Mn	0.3
26	⁵² Fe	0.3
26	⁵⁵ Fe	40
26	⁵⁹ Fe	0.9
27	⁵⁷ Co	10
27	⁵⁸ Co	1
27	⁶⁰ Co	0.4
28	⁶³ Ni	30
29	⁶⁴ Cu	1
30	⁶⁵ Zn	2
31	⁶⁷ Ga	3
31	⁶⁸ Ga	0.5
31	⁷² Ga	0.4
32	⁶⁸ Ge	0.5
33	⁷⁴ As	0.9
33	⁷⁶ As	0.3
34	⁷⁵ Se	3
35	⁸² Br	0.4
36	⁸⁵ Kr	10
37	⁸¹ Rb	0.8
37	⁸⁶ Rb	0.5
38	⁸⁵ Sr	2
38	^{87m} Sr	3
38	⁸⁹ Sr	0.6
38	⁹⁰ Sr	0.3
39	⁸⁷ Y	1

39	⁹⁰ Y	0.3
42	⁹⁹ Mo	0.6
43	^{99m} Tc	4
44	¹⁰⁶ Ru	0.2
46	¹⁰³ Pd	40
47	¹¹¹ Ag	0.6
49	¹¹¹ In	3
49	^{113m} In	2
50	¹¹³ Sn	2
50	^{117m} Sn	0.4
52	¹³² Te	0.4
53	¹²³ I	3
53	¹²⁵ I	3
53	¹³¹ I	0.7
53	¹³² I	0.4
54	¹³³ Xe	10
55	¹³¹ Cs	30
55	¹³⁷ Cs	0.6
56	¹³³ Ba	3
62	¹⁵³ Sm	0.6
64	¹⁵³ Gd	9
70	¹⁶⁹ Yb	1
71	¹⁷⁷ Lu	0.7
73	¹⁸² Ta	0.5
75	¹⁸⁶ Re	0.6
77	¹⁹² Ir	0.6
79	¹⁹⁸ Au	0.6
79	¹⁹⁹ Au	0.6
80	¹⁹⁷ Hg	10
80	²⁰³ Hg	1
81	²⁰¹ Tl	4
86	²²² Rn	0.004
88	²²⁶ Ra	0.003

別表第二(第2条関係)

種類が明らかであって、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性物質以外の放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄
区分	数量 (A ₂ 値) (単位 TBq)
一 放出する放射線が一種類の場合 (二に該当する場合を除く。) イ ガンマ線又はエックス線を放出する場合(陽電子消滅により発生するガンマ線を含む。) ロ ベータ線を放出する場合	$10^{-13}/e_{pt}$ (40を超える場合には、40) $2.8 \times 10^{-14}/h_{skin}$ (40を超える場合には、40)
ハ 吸入摂取又は経口摂取するおそれがある場合(放射性物質の数量等に関する基準(平成十二年厚生省告示第三百九十九号。以下「数量告示」という。)別表第二中第二欄又は第三欄に数量の記載がある場合をいう。)	$5 \times 10^{-5}/e_{inh}$ (40を超える場合には、40)
ニ サブマージョンによる被ばくのおそれがある場合(数量告示別表第二中第一欄に記載している化学形が「サブマージョン」である場合をいう。)	$1.9 \times 10^{-14}/h_{sub}$ (40を超える場合には、40)
ホ アルファ線を放出する場合	$5 \times 10^{-5}/e_{inh}$ (40を超える場合には、40)

二 放出する放射線が一種類であり、当該放射性物質が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの(以下「親核種」という。)であって、その物理的半減期がその原子核の崩壊によって生ずる放射性物質(以下「子孫核種」という。)の物理的半減期より長く、かつ、子孫核種の物理的半減期が十日以内である場合	親核種及び子孫核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ、第二欄に掲げる数量のうち最小のもの
三 放出する放射線が二種類以上の場合(四に該当する場合を除く。)	それぞれの放射線に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの
四 放出する放射線が二種類以上であり、当該放射性物質の物理的半減期が子孫核種の物理的半減期より長く、かつ、子孫核種の物理的半減期が十日以内である場合	それぞれの放射線に係る親核種及び子孫核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの

備考 e_{pt} は一メートルの距離における放射性物質の実効線量率係数($Sv \cdot Bq^{-1} \cdot h^{-1}$)を、 h_{skin} は皮膚上の放射性物質の単位密度($Bq \cdot m^{-2}$)当たりの皮膚の等価線量率係数($Sv \cdot s^{-1} \cdot Bq^{-1} \cdot m^2$)を、 e_{inh} は当該放射性物質の化学形を考慮しない場合における数量告示別表第二中第二欄又は第三欄に掲げる値($mSv \cdot Bq^{-1}$)のうち最小のものを、 h_{sub} はサブマージョンにおける単位積分濃度($Bq \cdot s \cdot m^{-3}$)当たりの実効線量係数($Sv \cdot Bq^{-1} \cdot s^{-1} \cdot m^3$)をそれぞれ示す。

別表第三(第2条関係)

種類が明らかでない放射性物質の場合又は種類が明らかであって、一種類であり、かつ、別表第一又は別表第二に数量が掲げられていない放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄
区分	数量(A ₂ 値)(単位 TBq)
一 ベータ線又はガンマ線以外の放射線を放出する放射性物質が存在しないことが明らかな場合	0.02
二 アルファ線を放出する放射性物質のみが存在することが明らかな場合	9×10^{-5}
三 一及び二に該当しない場合	9×10^{-5}

別表第四(第二条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかである放射性物質の場合(別表第五及び別表第六に該当する場合を除く。)の数量の限度

第一欄	第二欄
区分	数量(A ₂ 値)(単位 TBq)
放射性物質の種類の一部及び種類別の数量の全部が明らかな場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $(x_1/X_1) + (x_2/X_2) + \dots + (x_n/X_n) = 1$
放射性物質の種類の一部又は一部が明らかであって種類別の数量の全部又は一部が明らかでない場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n 及び y の数量 $(x_1/X_1) + (x_2/X_2) + \dots + (x_n/X_n) + (y/Y) = 1$

備考 x_1, x_2, \dots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \dots, x_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、 y は種類又は種類別の数量が明らかでない放射性物質の数量(テラベクレル)を、 Y は y に係る放射性物質の種類が明らかな場合にあつてはそれらの種類に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)のうち最小のものを、 y に係る放射性物質の種類の一部又は一部が明らかでない場合にあつては y に係る放

射性物質に対する別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別表第五(第2条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかで、種類別の分率が明らかである放射性物質の場合(別表第六に該当する場合を除く。)の数量の限度

第一欄	第二欄
区分	数量(A ₂ 値)(単位 TBq)
放射性物質の種類の一部が明らかな場合	$1 / ((f_1/X_1) + (f_2/X_2) + \dots + (f_n/X_n))$
放射性物質の種類の一部が明らかな場合	$1 / ((f_1/X_1) + (f_2/X_2) + \dots + (f_n/X_n) + (f_y/Y))$

備考 f_1, f_2, \dots, f_n は種類が明らかな各放射性物質の分率、 X_1, X_2, \dots, X_n は f_1, f_2, \dots, f_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、 f_y は種類が明らかでない放射性物質の分率を、 Y は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別表第六(第2条関係)

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと同じ放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄
区分	数量(A ₂ 値)(単位 TBq)
その系列のすべての放射性物質(親核種を除く。)の物理的半減期が十日を超えず、かつ、親核種の物理的半減期より短い場合	親核種に対する別表第一、別表第二又は別表第三の第二欄に掲げる数量
その系列の子孫核種のうち、その物理的半減期が十日を超え、又は親核種の物理的半減期より長いものがある場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $(x_1/X_1) + (x_2/X_2) + \dots + (x_n/X_n) = 1$

備考 x_1, x_2, \dots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \dots, x_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別記第一(第九条関係) LSA-IIIに係る浸漬試験

常温の水中に七日間浸漬させること。

別記第二(第十条関係) A型輸送物に係る一般の試験条件及び液体状又は気体状の放射性物質等が収納され又は包装されているA型輸送物に係る追加の試験条件

一 A型輸送物に係る一般の試験条件

- イ 五十ミリメートル毎時の雨量に相当する水を一時間吹き付けること。
- ロ イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。ただし、(2)の条件については、(1)、(3)及び(4)の供試物とは別個の供試物を用いること。
 - (1) その重量が、五千キログラム未満のものにあつては一・二メートルの高さから、五千キログラム以上一万キログラム未満のものにあつては〇・九メートルの高さから、一万キログラム以上一万五千キログラム未満のものにあつては〇・六メートルの高さから、一万五千キログラム以上のものにあつては〇・三メートルの高さから、それぞれ、最大の破損を及ぼすように落下させること。
 - (2) その重量が、五千キログラム以下のファイバー板製又は木製の直方体のものにあつては、それぞれの角に対して最大の破損を及ぼすように、その重量が、百キログラム以下のファイバー板製の円筒形のものにあつては、両縁の四半分ごとに対して最大の破損を及ぼすように、それぞれ、〇・三メートルの高さから落下させること。

- (3) その重量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に十三キロパスカルを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを二十四時間加えること。
- (4) 重量が六キログラムであり、直径が三・二センチメートルの容易に破損しない棒であって、その先端が半球形のものを一メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

二 液体状又は気体状の放射性物質等（気体状のトリチウム及び希ガスを除く）が収納され、又は包装されている A 型輸送物に係る追加の試験条件

液体状又は気体状の放射性物質等が収納され又は包装されている放射性輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、次のイ及びロの条件のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこと。

イ 九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。

ロ 前号ロ(4)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

別記第三(第十条関係) IP-2 型輸送物に係る一般の試験条件

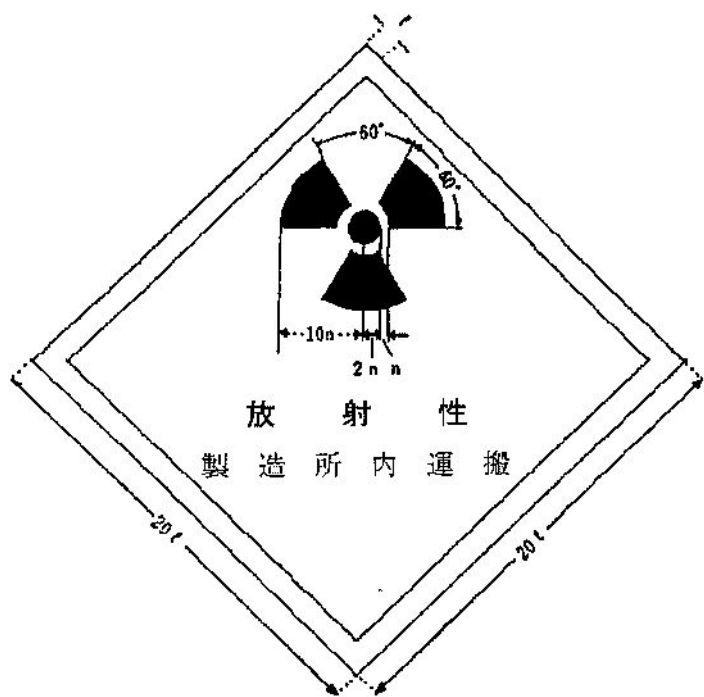
別記第二第一号ロ(1)から(3)までの条件の下に置くこと。ただし、厚生労働大臣が認める条件の下に置く場合は、この限りでない。

別記第四(第十条関係) IP-3 型輸送物に係る一般の試験条件

別記第二第一号の条件の下に置くこと。

様式第一(第5条関係)

製造所内運搬標識



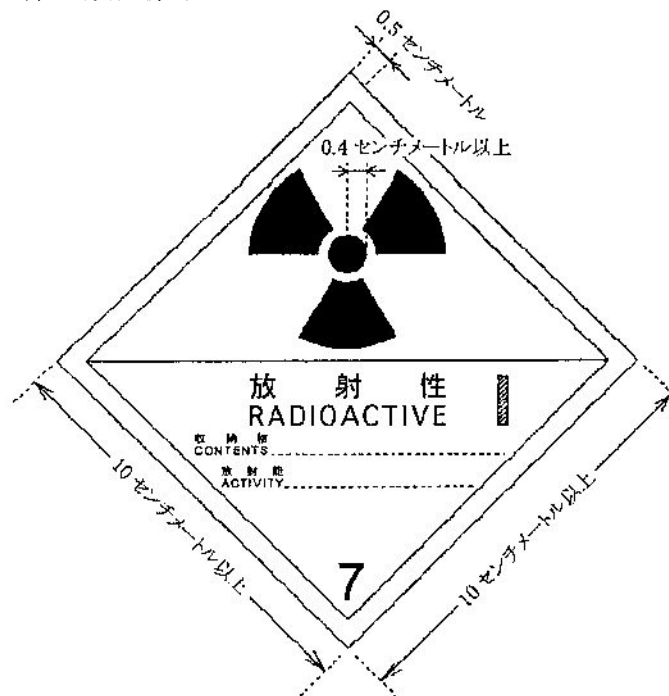
- 注1 l は、0.5センチメートル以上とする。
- 2 n は、0.2センチメートル以上とする。
- 3 車両に取り付ける標識については、その各辺は、15センチメートル以上とする。
- 4 色彩は、次表によること。

部分	色彩
地	白
三葉マーク	黒
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

- 5 「製造所」の文字は、薬局における運搬にあつては「薬局」、店舗販売業者の店舗における運搬にあつては「店舗」、卸売販売業者の営業所における運搬にあつては「営業所」とすること。ただし、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十七条第一項の運搬を行う製造所、薬局又は店舗にあつては「事業所」とすることができる。

様式第二(第18条、第28条、第30条関係)

第一類白標識

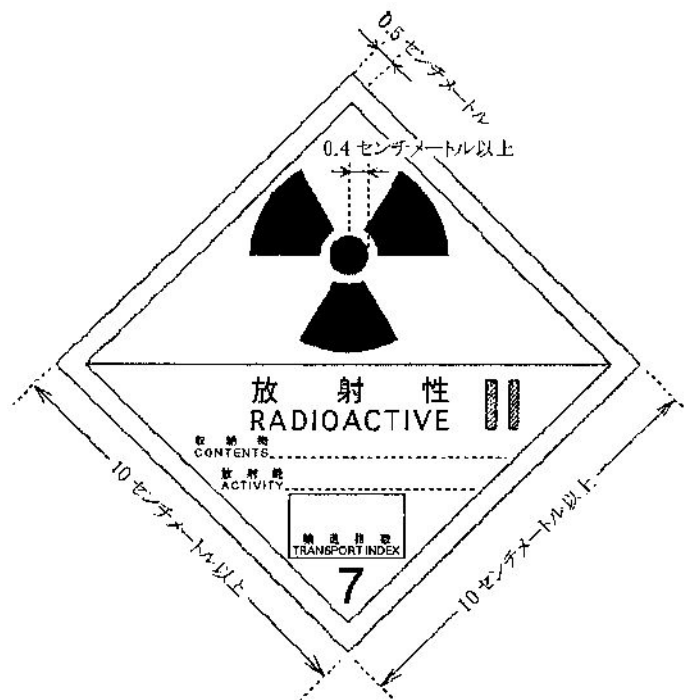


注1 三葉マークは、様式第一によるものとする。

- 2 収納物の欄には、収納され又は包装されている放射性物質等の名称(当該放射性物質等が汚染物等に該当する場合にあつては、名称(LSA-I に該当するものの名称を除く。)及び汚染物等の区分)を記入すること。ただし、複数の放射性物質等が収納され又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
- 3 放射能の欄には、収納され又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
- 4 収納されている放射性物質等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあつては、「携行書類を見ること(See Transport Documents)」と記載することができる。
- 5 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分を、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をそれぞれ削ることができる。
- 6 色彩は次表によるものとする。

部分	色彩
上半分の地	白
三葉マーク	黒
下半分の地	白
文字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

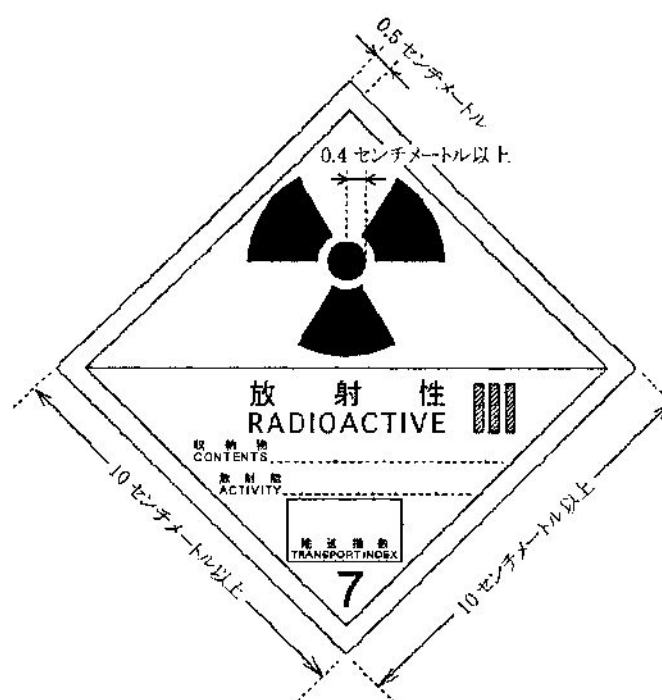
様式第三 (第 18 条、第 28 条、第 30 条関係)
第二類黄標識



- 注1 三葉マークは、様式第一によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され又は包装されている放射性物質等の名称(当該放射性物質等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称(LSA-I に該当するものの名称を除く。)及び汚染物等の区分)を記入すること。ただし、複数の放射性物質等が収納され又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
 - 3 放射能の欄には、収納され又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
 - 4 収納されている放射性物質等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること(See Transport Documents)」と記載することができる。
 - 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
 - 6 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分を、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をそれぞれ削ることができる。
 - 7 色彩は次表によるものとする。

部分	色彩
上半分の地	黄
三葉マーク	黒
下半分の地	白
文字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

様式第四 (第 18 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条関係)
第三類黄標識

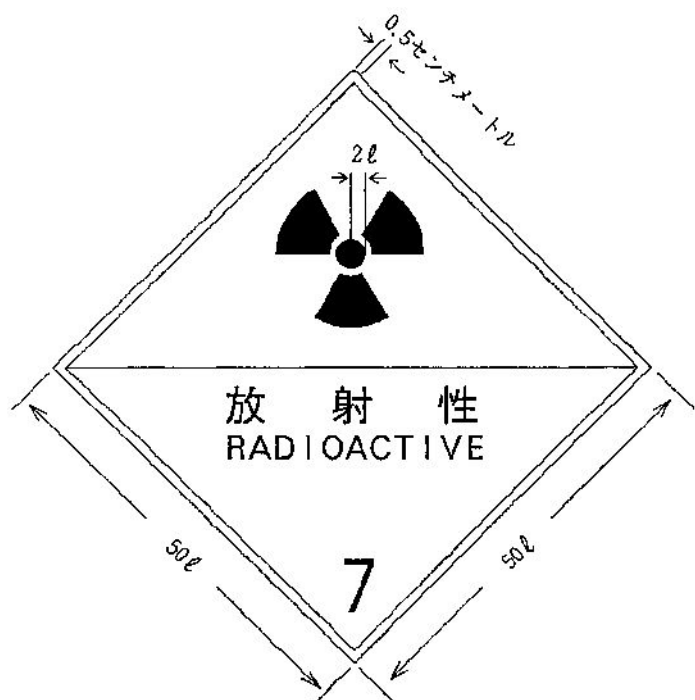


- 注1 三葉マークは、様式第一によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され又は包装されている放射性物質等の名称(当該放射性物質等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称(LSA-I に該当するものの名称を除く。)及び汚染物等の区分)を記入すること。ただし、複数の放射性物質等が収納され又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
 - 3 放射能の欄には、収納され又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
 - 4 収納されている放射性物質等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること(See Transport Documents)」と記載することができる。
 - 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
 - 6 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分を、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をそれぞれ削ることができる。
 - 7 色彩は次表によるものとする。

部分	色彩
上半分の地	黄
三葉マーク	黒
下半分の地	白
文字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

様式第五 (第 18 条、第 28 条関係)

コンテナ標識

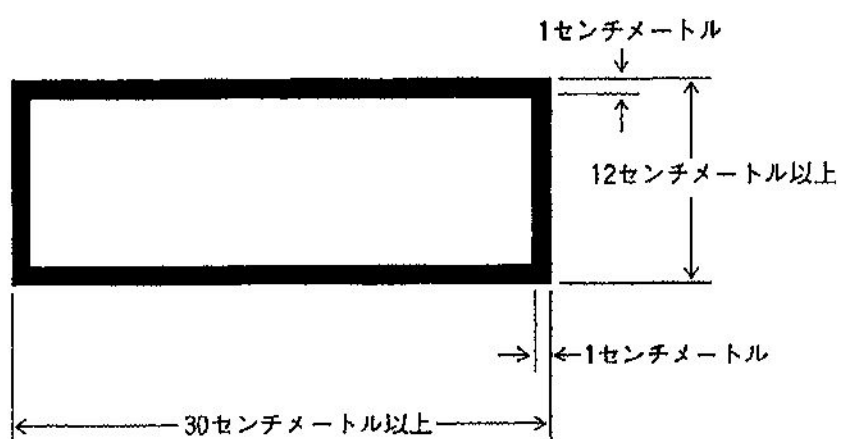


- 注1 三葉マークは、様式第一によるものとする。
 2 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
 3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。
 4 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分を、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をそれぞれ削ることができる。
 5 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するものとする。この場合においては、「放射性 (RADIOACTIVE)」の文字を削ることができる。
 6 色彩は次表によるものとする。

部分	色彩
上半分の地	黄
三葉マーク	黒
下半分の地	白
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

様式第六 (第 18 条、第 28 条関係)

国連番号用副標識



注 色彩は次表によるものとする。

部分	色彩
地	橙
ふちの部分	黒

放射性物質の数量等に関する基準（抄）

平成一二年一二月二六日厚生省告示第三九九号

最終改正：平成二〇年六月一八日厚生労働省告示第三三八号

薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)、薬局等構造設備規則(昭和三十六年厚生省令第二号)及び放射性医薬品の製造及び取扱規則(昭和三十六年厚生省令第四号)の規定に基づき、放射性物質の数量等に関する基準(平成元年三月厚生省告示第五十八号)の全部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現に薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五条第一項、第十二条第一項、第二十二條第一項又は第二十六條第一項の許可を受けている者又は許可を申請している者の当該許可又は当該申請に係る薬局、製造所、営業所又は店舗については、第二条、第五条、第七条及び第十二条の規定にかかわらず、平成十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

放射性物質の数量等に関する基準

(放射線障害防止に関する規制の適用除外に係る放射性物質の数量又は濃度)

第一条 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第一条第二項第六号、第二十五条第二項第七号及び第三十五条第二項第五号、薬局等構造設備規則(昭和三十六年厚生省令第二号。以下「設備規則」という。)第一条第二項ただし書並びに第九条第一項第二号へただし書及び第四号ニただし書並びに同条第二項並びに放射性医薬品の製造及び取扱規則(昭和三十六年厚生省令第四号。以下「製造及び取扱規則」という。)第三条の二第三項第四号ただし書及び第十四条に規定する数量又は濃度は、次に掲げる数量又は濃度とする。

一 別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類が一種類のものについては、その種類に応じて、同表の第二欄に掲げる数量又は同表の第三欄に掲げる濃度

二 別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類が二種類以上のものについては、放射性物質のそれぞれの数量の同表の第二欄に掲げる数量に対する割合の和が一となるようなそれらの数量、又は放射性物質のそれぞれの濃度の同表の第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの濃度

2 前項の数量又は濃度は、数量については薬局、製造所又は店舗に存する放射性物質の数量とし、濃度については容器一個に入っている放射性物質の濃度とする。

(平一三厚労告三二一・平一七厚労告二四九・一部改正)

(放射性物質等の運搬に従事する者に係る線量限度)

第九条 製造及び取扱規則第二条第一項第五号に規定する放射線作業業者以外の者であって、放射性物質等の運搬に従事するものに係る線量限度は、実効線量が四月一日を始期とする一年間につき一ミリシーベルトとする。

(管理区域から持ち出す物に係る表面密度)

第十条 製造及び取扱規則第二条第一項第十二号に規定する放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度は、表面密度限度の十分の一とする。

(平一七厚労告四九二・一部改正)

(緊急作業に係る線量限度)

第十八条 製造及び取扱規則第十条第二項に規定する緊急作業に係る線量限度は、実効線量にあつては百ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量にあつては三百ミリシーベルト、皮膚の等価線量にあつては一シーベルトとする。

(平一七厚労告四九二・旧第十九条繰上)

別表第一(第1条関係)

(平17厚労告249・全改)

放射性物質の数量及び濃度

第一欄		第二欄	第三欄
放射性物質の種類		数量 (Bq)	濃度 (Bq/g)
核種	化学形等		
³ H		1×10 ⁹	1×10 ⁶
¹¹ C	一酸化物及び二酸化物	1×10 ⁹	1×10 ¹
¹¹ C	一酸化物及び二酸化物以外のもの	1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁴ C	一酸化物	1×10 ¹¹	1×10 ⁸
¹⁴ C	二酸化物	1×10 ¹¹	1×10 ⁷
¹⁴ C	一酸化物及び二酸化物以外のもの	1×10 ⁷	1×10 ⁴
¹³ N		1×10 ⁹	1×10 ²
¹⁵ O		1×10 ⁹	1×10 ²
¹⁸ F		1×10 ⁶	1×10 ¹
²² Na		1×10 ⁶	1×10 ¹
²⁴ Na		1×10 ⁵	1×10 ¹
³² P		1×10 ⁵	1×10 ³
³³ P		1×10 ⁸	1×10 ⁵
³⁵ S	蒸気以外のもの	1×10 ⁸	1×10 ⁵
⁴² K		1×10 ⁶	1×10 ²
⁴³ K		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁴⁵ Ca		1×10 ⁷	1×10 ⁴
⁴⁷ Ca		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁵¹ Cr		1×10 ⁷	1×10 ³
⁵² Mn		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁵² Fe		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁵⁵ Fe		1×10 ⁶	1×10 ⁴
⁵⁹ Fe		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁵⁷ Co		1×10 ⁶	1×10 ²
⁵⁸ Co		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁶⁰ Co		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁶³ Ni		1×10 ⁸	1×10 ⁵
⁶⁴ Cu		1×10 ⁶	1×10 ²
⁶⁵ Zn		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁶⁷ Ga		1×10 ⁶	1×10 ²
⁶⁸ Ga		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁷² Ga		1×10 ⁵	1×10 ¹
⁶⁸ Ge	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ¹
⁷⁴ As		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁷⁶ As		1×10 ⁵	1×10 ²
⁷⁵ Se		1×10 ⁶	1×10 ²
⁸² Br		1×10 ⁶	1×10 ¹
^{81m} Kr		1×10 ¹⁰	1×10 ³
⁸⁵ Kr		1×10 ⁴	1×10 ⁵
⁸¹ Rb		1×10 ⁶	1×10 ¹
⁸⁶ Rb		1×10 ⁵	1×10 ²
⁸⁵ Sr		1×10 ⁶	1×10 ²
^{87m} Sr		1×10 ⁶	1×10 ²
⁸⁹ Sr		1×10 ⁶	1×10 ³
⁹⁰ Sr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁴	1×10 ²
⁸⁷ Y	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁶	1×10 ¹
⁹⁰ Y		1×10 ⁵	1×10 ³
⁹⁹ Mo		1×10 ⁶	1×10 ²
^{99m} Tc		1×10 ⁷	1×10 ²
¹⁰⁶ Ru	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ²
¹⁰³ Pd		1×10 ⁸	1×10 ³
¹¹¹ Ag		1×10 ⁶	1×10 ³
¹¹¹ In		1×10 ⁶	1×10 ²
^{113m} In		1×10 ⁶	1×10 ²
¹¹³ Sn		1×10 ⁷	1×10 ³
^{117m} Sn		1×10 ⁶	1×10 ²

放射性物質の数量等に関する基準（抄）

^{132}Te		1×10^7	1×10^2
^{123}I		1×10^7	1×10^2
^{125}I		1×10^6	1×10^3
^{131}I		1×10^6	1×10^2
^{132}I		1×10^5	1×10^1
^{133}Xe		1×10^4	1×10^3
^{131}Cs		1×10^6	1×10^3
^{137}Cs	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^4	1×10^1
^{133}Ba		1×10^6	1×10^2
$^{137\text{m}}\text{Ba}$		1×10^6	1×10^1
^{153}Sm		1×10^6	1×10^2
^{153}Gd		1×10^7	1×10^2
^{157}Dy		1×10^6	1×10^2
^{169}Yb		1×10^7	1×10^2
^{177}Lu		1×10^7	1×10^3
^{182}Ta		1×10^4	1×10^1
^{186}Re		1×10^6	1×10^3
^{192}Ir		1×10^4	1×10^1
^{198}Au		1×10^6	1×10^2
^{199}Au		1×10^6	1×10^2
^{197}Hg		1×10^7	1×10^2
^{203}Hg		1×10^5	1×10^2
^{201}Tl		1×10^6	1×10^2
^{222}Rn	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^8	1×10^1
^{226}Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^4	1×10^1

放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令、放射性物質等の運搬に関する基準及び放射性物質の数量等に関する基準の一部を改正する件の施行について

薬食発第 1129002 号
平成 17 年 11 月 29 日

都道府県知事
各 保健所設置市長 殿
特別区長

厚生労働省医薬食品局長

放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令、放射性物質等の運搬に関する基準及び放射性物質の数量等に関する基準の一部を改正する件の施行について

放射性物質による放射線障害防止に関し、放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令（平成 17 年厚生労働省令第 164 号）、放射性物質等の運搬に関する基準（平成 17 年厚生労働省告示第 491 号。以下「運搬告示」という。）及び放射性物質の数量等に関する基準の一部を改正する件（平成 17 年厚生労働省告示第 492 号）が平成 17 年 11 月 24 日に公布され、本年 12 月 1 日から施行されることとなった。

貴職におかれては、下記事項を御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 趣旨

放射性医薬品の運搬について、製造所、薬局、製造販売業者の事務所又は一般販売業者（卸売一般販売業者を含む。以下同じ。）の店舗（以下「製造所等」という。）において運搬を行う際の遵守事項について、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和 32 年法律第 167 号。以下「放射線障害防止法」という。）及び同法に基づく命令等に準じる内容に改め、放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和 36 年厚生省令第 4 号。以下「規則」という。）第 2 条第 6 項に定めたこと。

また、製造所等の外において運搬を行う際の遵守事項について、規則に第 2 条第 7 項として、国際原子力機関（IAEA）の定める放射性物質安全輸送規則並びに放射線障害防止法及び同法に基づく命令等に準じる内容の規定を新たに設けたこと。

これらの規定の細目については、運搬告示を新たに定めたこと。

第二 製造所等における運搬（規則第 2 条第 6 項（規則第 15 条において準用する場合を含む。）関係）

放射性医薬品の製造業者、薬局開設者、製造販売業者又は一般販売業者（以下「製造業者等」という。）は、製造所等において放射性物質等の運搬を行う際には、規則第 2 条第 6 項の規定に従わなければならないこと。

- （1）規則第 2 条第 6 項第 6 号は、放射性物質等の運搬に支障を来たさないことを目的とするものであり、運搬を行わないときにおいてまで常時立入り制限する必要はないこと。また、運搬に支障がない限りにおいて、立入り制限は標識の設置や見張人の配置以外の方法によることができること。
- （2）規則第 2 条第 6 項第 8 号の「相当の知識及び経験」とは、運搬する放射性物質等に応じ、その取扱いに必要な知識及び経験をいうものであり、運搬を行う者本人が相当の知識及び経験を有する場合についてまで、相当の知識及び経験を有する他者の同行を求めるものではないこと。

- （3）規則第 2 条第 6 項第 1 号、第 3 号、第 5 号及び第 9 号の細目については、運搬告示第 2 章に規定したこと。

第三 製造所等の外における運搬（規則第 2 条第 7 項（規則第 15 条において準用する場合を含む。）関係）

製造所等の外において放射性物質等の運搬を行う際には、規則第 2 条第 7 項の規定に従わなければならないこと。

規則第 2 条第 7 項各号の基準の遵守義務は製造業者等に対して課せられるものであり、製造業者等は、運搬を第三者に委託する場合にあつては、運搬の委託を受ける者に対し、これらの基準を遵守させなければならないこと。また、製造業者等はこのために必要な事項をあらかじめ取り決め、書面として保存しなければならないこと。

なお、放射性医薬品の運搬であっても、病院又は診療所における運搬については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及び同法に基づく命令等により、別途規制されるものであること。また、海上運搬については船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）及び同法に基づく命令等、航空運搬については航空法（昭和 27 年法律第 231 号）及び同法に基づく命令等により、別途規制されるものであること。

- （1）放射性物質等の運搬を行うに当たっては、原則として、規則第 2 条第 7 項第 1 号イ（1）から（3）までに掲げる L 型輸送物、A 型輸送物又は I P - 1 型輸送物、I P - 2 型輸送物若しくは I P - 3 型輸送物のいずれかの放射性輸送物とすること。ただし、運搬する放射性物質等が運搬告示第 6 条第 1 号に掲げる低比放射性物質又は同条第 2 号に掲げる表面汚染物に該当する場合にあつては規則第 2 条第 7 項第 1 号イ（1）から（3）までに掲げる放射性輸送物としないで、厚生労働大臣の承認を受けた場合にあつては当該放射性輸送物以外の放射性輸送物として運搬することができること。
- （2）規則第 2 条第 7 項第 1 号の細目については、運搬告示第 3 章に規定されるものであること。運搬告示第 3 章のうち、第 1 節は放射性輸送物に関する基準（運搬に用いる容器等に関する基準）、第 2 節は車両運搬に関する基準（自動車その他の車両による運搬における運搬方法等に関する基準）、第 3 節は簡易運搬に関する基準（台車や手持ちによる運搬等の車両による運搬以外の簡易な運搬における運搬方法等に関する基準）であること。
- （3）規則第 2 条第 7 項第 3 号の書面は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）の規定に基づき、電磁的方法により作成し、保存することができること。
- （4）運搬告示第 30 条第 5 号ロに掲げる「消火器、放射線測定器、保護具」は例示であり、「事故が発生した場合に必要な器具、装置等」については、運搬方法、運搬物、運搬を行う場所等に応じ、適切に判断すること。

第四 危険時の措置（規則第 10 条第 3 項（規則第 15 条において準用する場合を含む。）関係）

製造業者等は、地震、火災その他の災害により、放射性物質による障害が発生した場合又は放射性物質による障害が発生するおそれがある場合においては、遅滞なく、次の事項を厚生労働大臣（薬局開設者、製造販売業者又は一般販売業者にあつては、その薬局、事務所又は店舗の所在地の都道府県知事）に届け出なければならないこと。

- ① 上記の事態が生じた日時及び場所並びに原因
- ② 発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況
- ③ 講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容

第五 報告（規則第 13 条第 1 項第 9 号（規則第 15 条において準用する場合を含む。）関係）

製造業者等は、放射性物質等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて、軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に厚生労働大臣（薬局開設者、製造販売業者又は一般販売業者にあつては、その薬局、事務所又は店舗の所在地の都道府県知事）に報告しなければならないこと。この場合において、当該運搬が製造所等の外における運搬であるときには、直ちに第一報を厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課に報告すること。

また、運搬を第三者に委託する場合にあつては、報告が遅滞なくされるよう、委託を受ける者と取決めを行い、連絡体制等について明らかにするとともに、運搬の委託を受ける者に対し、運搬に従事する者へのこれらの周知徹底を図らせること。

IV 關係法令等



IV 関係法令等

原子力災害対策特別措置法（抄）

（平成十一年十二月十七日法律第百五十六号）

最終改正：平成一八年一二月二二日法律第一一八号

（目的）

第一条 この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。
- 二 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。
- 三 原子力事業者 次に掲げる者（政令で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると主務大臣が認めて指定した者を除く。）をいう。
 - イ 規制法第十三条第一項の規定に基づく加工の事業の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
 - ロ 規制法第二十三条第一項の規定に基づく原子炉の設置の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。船舶に設置する原子炉についての許可を除く。）を受けた者
 - ハ 規制法第四十三条の四第一項の規定に基づく貯蔵の事業の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
 - ニ 規制法第四十四条第一項の規定に基づく再処理の事業の指定（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
 - ホ 規制法第五十一条の二第一項の規定に基づく廃棄の事業の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
 - ヘ 規制法第五十二条第一項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者（規制法第五十六条の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）
- 四 原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。
- 五 緊急事態応急対策 第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

六 原子力災害予防対策 原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。

七 原子力災害事後対策 第十五条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第二条第二項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

八 指定行政機関 災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関をいう。

九 指定地方行政機関 災害対策基本法第二条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。

十 指定公共機関 災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関をいう。

十一 指定地方公共機関 災害対策基本法第二条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。

十二 防災計画 災害対策基本法第二条第七号に規定する防災計画及び石油コンビナート等災害防止法（昭和三十五年法律第八十四号）第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画をいう。

（原子力事業者の責務）

第三条 原子力事業者は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生を防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。

（国の責務）

第四条 国は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第三条第一項の責務を遂行しなければならない。

2 指定行政機関の長（当該指定行政機関が委員会その他の合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。第十七条第六項第三号及び第二十条第三項を除き、以下同じ。）及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による地方公共団体の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように、その所掌事務について、当該地方公共団体に対し、勧告し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

3 主務大臣は、この法律の規定による権限を適切に行使するほか、この法律の規定による原子力事業者の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように、当該原子力事業者に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

（関係機関の連携協力）

第六条 国、地方公共団体、原子力事業者並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（原子力防災管理者の通報義務等）

第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、主務省令及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、主務大臣並びに

当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長)に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

2 前項前段の規定により通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、主務大臣に対し、その事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請することができる。この場合において、主務大臣は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(原子力緊急事態宣言等)

第十五条 主務大臣は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一 第十条第一項前段の規定により主務大臣が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(以下「原子力緊急事態宣言」という。)をするものとする。

一 緊急事態応急対策を実施すべき区域

二 原子力緊急事態の概要

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体(以下「居住者等」という。)に対し周知させるべき事項

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の意見を聴いて、原子力緊急事態の解除を行う旨の公示(以下「原子力緊急事態解除宣言」という。)をするものとする。

(原子力事業者の応急措置)

第二十五条 原子力防災管理者は、その原子力事業所において第十条第一項の政令で定める事象が発生したときは、直ちに、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、当該原子力事業所の原子力防災組織に原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせなければならない。

2 前項の場合において、原子力事業者は、同項の規定による措置の概要について、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事(事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、主務大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長)に報告しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長に当該報告の内容を通知するものとする。

(緊急事態応急対策及びその実施責任)

第二十六条 緊急事態応急対策は、次の事項について行うものとする。

一 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

二 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

四 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

五 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

六 緊急輸送の確保に関する事項

七 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るための措置に関する事項

2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施しなければならない。

3 原子力事業者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。

(原子力災害事後対策及びその実施責任)

第二十七条 原子力災害事後対策は、次の事項について行うものとする。

一 緊急事態応急対策実施区域その他所要の区域(第三号において「緊急事態応急対策実施区域等」という。)における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査

二 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置

三 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、緊急事態応急対策実施区域等における放射性物質の発散の状況に関する広報

四 前三号に掲げるもののほか、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るための措置に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により原子力災害事後対策に責任を有する者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、原子力災害事後対策を実施しなければならない。

3 原子力事業者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。

(報告の徴収)

第三十一条 主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係隣接都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者に対し、政令で定めるところにより、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第三十二条 主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係隣接都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子力事業所に立ち入り、当該原子力事業所に係る原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により職員が原子力事業所に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 罰則

第四十条 第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項又は第十一条第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第三項、第八条第四項前段、第九条第五項又は第十一条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十条第一項前段の規定に違反して通報しなかった者
- 三 第十一条第七項の規定に違反して放射線量の測定結果を記録せず、又は虚偽の記録をした者
- 四 第十二条第四項の規定に違反して資料を提出しなかった者
- 五 第三十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第三十二条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則 (平成一八年一二月二二日法律第一一八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十二条第二項の規定は、公布の日から施行する。

原子力災害対策特別措置法施行令（抄）

（平成十二年四月五日政令第九十五号）

最終改正：平成一六年三月二四日政令第五七号

（通報すべき事象）

第四条 法第十条第一項の政令で定める基準は、一時間当たり五マイクロシーベルトの放射線量とする。

2 法第十条第一項の規定による放射線量の検出は、法第十一条第一項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（二分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し一時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。

一 当該数値が一地点のみにおいて検出された場合（検出された時間が十分間未満であるときに限る。）

二 当該数値が落雷の時に検出された場合

3 前項の定めるところにより検出された放射線量が法第十一条第一項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第一項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が一時間当たり一マイクロシーベルト以上であるときは、法第十条第一項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において主務省令で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。

4 法第十条第一項の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 第一項に規定する基準以上の放射線量が第二項又は前項の定めるところにより検出されたこと。

二 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第一項に規定する放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。

三 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として主務省令で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。

イ 一時間当たり五十マイクロシーベルト以上の放射線量

ロ 当該場所におけるその放射能水準が一時間当たり五マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質

四 事業所外運搬に使用する容器から一メートル離れた場所において、一時間当たり百マイクロシーベルト以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。

五 前各号に掲げるもののほか、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十三条第一項第一号に掲げる原子炉（第六条第四項第四号において「実用発電用原子炉」という。）の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として主務省令で定めるもの

六 前各号に掲げるもののほか、第六条第四項第三号又は第四号に掲げる事象

（職員の派遣の要請手続）

第五条 法第十条第二項の規定による職員の派遣の要請は、派遣を要請する事由その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

2 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（原子力緊急事態）

第六条 法第十五条第一項第一号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係隣接都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第十一条第一項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。

2 法第十五条第一項第一号の政令で定める測定方法は、単位時間（十分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、一時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。

3 法第十五条第一項第一号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。

一 第四条第四項第一号に規定する検出された放射線量（法第十一条第一項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上についての数値が一時間当たり五マイクロシーベルト以上である場合にあつては、当該各放射線測定設備における放射線量と第四条第三項に規定する中性子線の放射線量とを合計して得られる放射線量）又は第一項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 一時間当たり五百マイクロシーベルト

二 第四条第四項第三号イに規定する検出された放射線量 一時間当たり五ミリシーベルト

三 第四条第四項第四号に規定する検出された放射線量 一時間当たり十ミリシーベルト

4 法第十五条第一項第二号の原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 第四条第四項第二号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第一号に定める放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。

二 第四条第四項第三号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が一時間当たり五百マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。

三 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。

四 前三号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を非常用の中性子吸収材の注入によっても停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として主務省令で定めるもの

（報告）

第九条 法第三十一条の規定により主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係隣接都道府県知事が原子力事業者に対し報告させることができる事項は、次に掲げる事項とする。

一 原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に関する事項

二 原子力防災組織、原子力防災要員、原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者、放射線測定設備又は原子力防災資機材の状況

三 放射線測定設備により検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項

四 法第十条第一項前段の規定による通報に関する事項

五 原子力緊急事態の状況

六 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策の実施に関する事項

原子力災害対策特別措置法施行規則（抄）

（平成一二年四月五日総理府・通商産業省・運輸省令第二号）

最終改正：平成二〇年三月二四日文部科学省・経済産業省・国土交通省令第一号

（原子力事業者防災業務計画）

第二条 法第七条第一項の原子力事業者防災業務計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び原子力防災要員の職務に関すること。
- 二 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること。
- 三 原子力防災組織の編成に関すること。
- 四 原子力防災要員の配置及び原子力防災要員に対する防災教育の実施に関すること。
- 五 放射線測定設備その他防災のための設備の設置及び維持に関すること。
- 六 原子力防災資機材の備付け及び保守点検に関すること。
- 七 防災訓練の実施に関すること。
- 八 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号。以下「令」という。）第四条第四項各号に掲げる事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合における原子力防災管理者の主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長、関係隣接都道府県知事、警察機関その他の関係機関への通報及びこれらの機関への当該特定事象の経過の連絡に関すること。
- 九 特定事象が発生した場合における原子力災害の発生又は拡大の防止のために行う応急措置の実施及びその措置の概要についての報告に関すること。
- 十 緊急事態応急対策の実施（原子力災害合同対策協議会への参加を含む。）に関すること。
- 十一 緊急事態応急対策が実施される場合における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施に関すること。
- 十二 原子力災害事後対策の実施に関すること。
- 十三 原子力災害事後対策が実施される場合における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施に関すること。
- 十四 他の原子力事業者への協力に関すること。
- 十五 原子力事業所の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関すること。
- 十六 前各号に掲げるもののほか、原子力事業所における原子力災害の発生又は拡大の防止のため原子力防災組織が行うべき業務に関し必要な事項
- 2 原子力事業者が原子力事業所における原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な原子力防災組織の業務の一部を委託する場合には、当該原子力事業所の原子力事業者防災業務計画に、前項各号に掲げる事項のほか、当該業務の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに委託する業務の範囲及び実施方法を定めなければならない。
- 3 原子力事業者防災業務計画は、当該原子力事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項若しくは第二項又は第五十六條の三第一項の規定に基づく保安規定の認可の申請書を提出する日までに作成しなければならない。
- 4 法第七条第三項の規定による届出は、別記様式第一の届出書によってしなければならない。
（原子力防災要員）

第三条 法第八条第三項の原子力防災要員は、次に掲げる事項に関する業務ごとに当該業務を的確に遂行するために必要な二名

以上の者を置かなければならない。

- 一 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び主務大臣、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整
- 二 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力
- 三 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報
- 四 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握
- 五 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施
- 六 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧
- 七 放射性物質による汚染の除去
- 八 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施
- 九 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送
- 十 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導
- 2 前項の規定に基づく原子力防災要員の配置は、原子力災害が発生した場合に直ちに前項に掲げる業務を行えるものでなければならない。
- 3 法第八条第四項の規定による届出は、原子力防災要員を置いた日から七日以内に、別記様式第二の届出書によってしなければならない。これを変更したときも同様とする。

（通報すべき事象）

第八条 令第四条第四項第四号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。

- 2 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、前項の検出により令第四条第四項第四号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。

第九条 令第四条第四項第五号の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 三 事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）第三条並びに第五条第一項第一号（液体又は気体であって専用積載としない運搬する場合におけるものを除く。）及び第二項第一号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和三十二年運輸省告示第五百八十五号）第四条並びに第十条第一項第一号（液体又は気体であって専用積載としない運搬する場合におけるものを除く。）及び第二項第一号並びに航空機による放射性物質等の運送基準を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千九十四号）第四条並びに第七条第一項第一号（液体又は気体であって専用積載としない運搬する場合におけるものを除く。）及び第二項第一号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

（原子力緊急事態の発生を示す事象）

第二十一条 令第六条第四項第四号の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 二 事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和三十二年総理府令第五十七号）第三条第二項、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第八十條第二項及び航空法施行規則（昭和三十七年運輸省令第五十六号）第百九十四條第二項第二号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。) に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

附 則 （平成二〇年三月二四日 文部科学省・経済産業省・国土交通省令第一号）
この省令は公布の日から施行する。

郵便法（抄）

（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号）

最終改正：平成一七年一一月七日法律第一二一号

（この法律の目的）

第一条 この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

（郵便禁制品）

第十二条 次に掲げる物は、これを郵便物として差し出すことができない。

- 一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣の指定するもの
- 二 毒薬、劇薬、毒物及び劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除く。）
- 三 生きた病源体及び生きた病源体を含有し、又は生きた病源体が附着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除く。）
- 四 法令に基き移動又は頒布を禁止された物

（郵便約款による差出しの禁止）

第十三条 会社は、郵便の業務に従事する者又は他の郵便物に対する傷害又は損害を避けるため必要があると認めるときは、郵便約款で物を指定して、その物を郵便物として差し出すことを禁止することができる。

附 則（平成一七年一一月七日法律第一二一号）抄
（施行期日）

- 1 この法律は、二千四年十月五日にブカレストで署名された万国郵便条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

昭和二十二年逓信省告示第三百八十四号（郵便法第十二条第一号の爆発性、発火性その他の危険性のあるもの）（抄）

（昭和二十二年十二月二十九日逓信省告示第三百八十四号）

最終改正：平成一九年九月二六日総務省告示第五三八号

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、郵便法第十四条第一号の爆発性、発火性、その他の危険性のある物指定の件等の一部を改正する告示を次のように定め、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の日（平成十九年十月一日）から施行する。

九の項を次のように改める。

九 放射性物質等

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号。以下「規則」という。）第二条第一号トに規定する放射性物質等。ただし、次に掲げるすべての条件を満たして差し出すもの（爆発性を有するものを除く。）を除く。

- （一）昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号（船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示）第四条に規定するものであり、かつ、同条第一号及び第二号に規定するものについては、放射能の量が、当該各号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各表の下欄（同条第二号の表にあっては、中欄及び下欄）に掲げる量の十分の一を超えないものであること。
- （二）規則第八条第四項、第七十三条及び第八十三条第一項の規定に適合するように容器に収納し、又は包装したものであること。
- （三）郵便物の表面に「放射性」又は「RADIOACTIVE」の文字、国連番号並びに差出人の氏名又は名称及び住所又は居所を規則第八条第一項、第九条及び第九十三条の規定に適合するように表示したものであること。
- （四）規則第十七条に規定する危険物明細書を添えて差し出すものであること。

警備業法（抄）

（昭和四十七年七月五日法律第百十七号）

最終改正年月日：平成一七年七月二六日法律第八七号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、警備業について必要な規制を定め、もつて警備業務の実施の適正を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他人の需要に応じて行うものをいう。

- 一 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等（以下「警備業務対象施設」という。）における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
 - 二 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務
 - 三 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
 - 四 人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務
- 2 この法律において「警備業」とは、警備業務を行なう営業をいう。
- 3 この法律において「警備業者」とは、第四条の認定を受けて警備業を営む者をいう。
- 4 この法律において「警備員」とは、警備業者の使用人その他の従業者で警備業務に従事するものをいう。
- 5 この法律において「機械警備業務」とは、警備業務用機械装置（警備業務対象施設に設置する機器により感知した盗難等の事故の発生に関する情報を当該警備業務対象施設以外の施設に設置する機器に送信し、及び受信するための装置で内閣府令で定めるものをいう。）を使用して行う第一項第一号の警備業務をいう。
- 6 この法律において「機械警備業」とは、機械警備業務を行う警備業をいう。

第三章 警備業務

（特定の種別の警備業務の実施）

第十八条 警備業者は、警備業務（第二条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するものに限る。以下この条並びに第二十三条第一項、第二項及び第四項において同じ。）のうち、その実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める種別（以下単に「種別」という。）のものを行うときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その種別ごとに第二十三条第四項の合格証明書の交付を受けている警備員に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

第四章 教育等

第二節 検定

（検定）

- 第二十三条** 公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、その種別に応じ、警備員又は警備員になろうとする者について、その知識及び能力に関する検定を行う。
- 2 前項の検定は、警備員又は警備員になろうとする者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行う。
 - 3 前項の場合において、国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会（以下単に「講習会」という。）の課程を修了した者については、国家公安委員会規則で定めるところにより、同項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。
 - 4 公安委員会は、第一項の検定に合格した者に対し、警備業務の種別ごとに合格証明書を交付する。

- 5 前条第四項から第六項までの規定は合格証明書の交付、書換え及び再交付について、同条第七項の規定は合格証明書の交付を受けた者について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二十三条第四項」と、同項第一号中「未成年者」とあるのは「十八歳未満の者」と、同項第二号中「第六号」とあるのは「第七号」と、同項第三号中「第七項第二号」とあるのは「第二十三条第五項において読み替えて準用する第七項第二号」と、「警備員指導教育責任者資格者証の返納」とあるのは「合格証明書の返納」と、同条第七項第一号中「第六号」とあるのは「第七号」と、同項第三号中「警備員指導教育責任者」とあるのは「警備員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、第一項の検定の試験科目、受験手続その他同項の検定の実施について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号） 抄

この法律は、会社法の施行の日（【編注】：平成十八年五月一日）から施行する。

警備員等の検定等に関する規則（抄）

（平成二〇年一〇月一〇日国家公安委員会規則第二二号）

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第十八条、第二十三条第三項及び第六項、第二十八条、第三十条第二項並びに第五十四条、警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条、警備業法施行令（昭和五十七年政令第三百八号）第三条の表の第二号並びに警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）第五十条第一項第五号及び第四項、第五十一条第二項並びに第六十六条第一項第一号ニ（五）の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則を次のように定める。

（特定の種別の警備業務）

第一条 警備業法（以下「法」という。）第十八条の国家公安委員会規則で定める種別の警備業務は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二条第一項第一号に規定する警備業務のうち、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港、同法第五条第一項に規定する地方管理空港その他の飛行場（以下「空港」と総称する。）において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）
- 二 法第二条第一項第一号に規定する警備業務（機械警備業務及び空港保安警備業務を除く。）のうち、警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「施設警備業務」という。）
- 三 法第二条第一項第二号に規定する警備業務のうち、人の雑踏する場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（雑踏の整理に係るものに限る。以下「雑踏警備業務」という。）
- 四 法第二条第一項第二号に規定する警備業務のうち、工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）
- 五 法第二条第一項第三号に規定する警備業務のうち、運搬中の核燃料物質等危険物（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物その他の引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）をいう。以下同じ。）に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）
- 六 法第二条第一項第三号に規定する警備業務のうち、運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）

（特定の種別の警備業務の実施基準）

第二条 警備業者は、前条各号に掲げる警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

種別	警備員	人数
六 核燃料物質等危険物運搬警備業務（防護対象特定核燃料物質に係るものに限る。）	1 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級検定合格警備員	防護対象特定核燃料物質を運搬する車両又は伴走車その他の運搬に同行する車両（以下「防護対象特定核燃料物質運搬車両」という。）のいずれかに、一人
	2 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員	防護対象特定核燃料物質運搬車両（この項の1の下欄の車両を除く。）ごとに、一人以上

（検定の区分）

第四条 法第二十三条第一項の規定による検定（以下「検定」という。）は、第一条各号に掲げる種別の警備業務ごとに、それぞれ一級及び二級に区分して行う。

（試験の免除）

第五条 講習会（法第二十三条第三項の講習会をいう。以下同じ。）の課程を修了した者については、当該講習会に係る警備業務の種別に係る学科試験及び実技試験の全部を免除する。

2 前項に規定する者は、検定に合格した者とみなす。

（学科試験等の科目等）

第六条 一級の検定の学科試験及び実技試験の科目及び判定の基準は別表第一に定めるとおりとし、二級の検定の学科試験及び実技試験の科目及び判定の基準は別表第二に定めるとおりとする。

2 学科試験は択一式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は九十パーセント以上の成績であることとする。

3 実技試験は、公安委員会の指定を受けた警察職員が行うものとする。

4 実技試験の採点は別表第一及び別表第二に定める能力について減点式採点法により行うものとし、その合格基準は九十パーセント以上の成績であることとする。

5 検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

（講習会の実施基準）

第十七条 法第二十八条の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 講習会は、検定の級ごとに講習（学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。）及び試験（学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。）により行うものであること。

二 受講者があらかじめ受講を申請した者本人であることを確認すること。

三 一級又は二級の講習は、別表第三又は別表第四の第一欄に掲げる警備業務の種別に応じ、これらの表の第二欄の講習に区分して行うこととし、これらの表の第三欄に掲げる科目及び第四欄に掲げる講習事項について、これらの表の第五欄の講習時間以上行うこと。

四 一級の講習は別表第三の第四欄に掲げる講習事項を含む教本を、二級の講習は別表第四の第四欄に掲げる講習事項を含む教本をそれぞれ用いて実施すること。

五 学科講習の受講者の数は講師一人につき四十人以下とし、実技講習の受講者の数は講師一人につき十人以下とすること。

六 講師は、講習の内容に関する受講者の質問に対し、講習中に適切に応答すること。

七 試験は、受講者が講習の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握できるものであること。

八 学科試験は択一式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は九十パーセント以上の成績であること。

九 学科試験は、必要な数の監督員を適切に配置して行うものであること。

十 実技試験は、受講者一人ごとに行われるものであること。

十一 実技試験の採点は別表第三及び別表第四に定める能力について減点式採点法により行うものとし、その合格基準は九十パーセント以上の成績であること。

十二 学科試験又は実技試験に合格しなかった者に対しては、その者が更に一時限以上の学科講習又は実技講習を受けた後でなければ次の学科試験又は実技試験を行わないこと。

十三 講習会の課程を修了した者に対して、別記様式第十一号の講習会修了証明書を交付すること。

十四 講習会を実施する日時、場所その他講習会の実施に関し必要な事項及び当該講習会が国家公安委員会の登録を受けた者により行われるものである旨を公示すること。

十五 講習会以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

別表第一（抄）（第6条関係）

種別	試験区分	科目	判定の基準
核燃料物質等危険物運搬警備業務	学科試験	警備業務に関する基本的な事項	1 警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。
		法令に関すること。	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。
	核燃料物質等危険物に関すること。	1 核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識を有すること。
		2 核燃料物質等危険物の運搬に使用する車両の装置及び核燃料物質等危険物を封入した容器等の構造に関する高度に専門的な知識を有すること。	2 核燃料物質等危険物の運搬に使用する車両の装置及び核燃料物質等危険物を封入した容器等の構造に関する高度に専門的な知識を有すること。
	車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。	1 伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。
		2 車両による伴走を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	2 車両による伴走を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
		3 運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	3 運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
		4 運搬中において、当該警備業務の実施に関し指令業務を行う者その他の関係者（以下「指令業務担当者等」という。）への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	4 運搬中において、当該警備業務の実施に関し指令業務を行う者その他の関係者（以下「指令業務担当者等」という。）への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
	核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。	1 核燃料物質等危険物の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な事情に関する事前調査を的確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 核燃料物質等危険物の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な事情に関する事前調査を的確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
		2 その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の効率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	2 その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の効率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。
	核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	1 サーベイメーター、フィルムバッジ、ポケット線量計その他の放射線量の測定に使用する機械器具（以下「放射線量測定用機械器具」という。）の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 サーベイメーター、フィルムバッジ、ポケット線量計その他の放射線量の測定に使用する機械器具（以下「放射線量測定用機械器具」という。）の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。
		2 ロープ、消火器、吸収材その他の事故の発生時における放射線障害等の災害を防止するために使用する資機材（以下「放射線障害等防止用資機材」という。）の機能、使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	2 ロープ、消火器、吸収材その他の事故の発生時における放射線障害等の災害を防止するために使用する資機材（以下「放射線障害等防止用資機材」という。）の機能、使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。
実技試験	車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。	1 伴走に使用する車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。	1 伴走に使用する車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。
		2 運搬中における周囲の見張りを行う高度に専門的な能力を有すること。 3 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	2 運搬中における周囲の見張りを行う高度に専門的な能力を有すること。 3 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。
核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。	核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。	核燃料物質等危険物の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な事情を勘案して、当該業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。	核燃料物質等危険物の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な事情を勘案して、当該業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。
		核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	1 放射線量測定用機械器具の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。	1 放射線量測定用機械器具の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。
		2 放射線量測定用機械器具を操作する高度に専門的な能力を有すること。 3 放射線障害等防止用資機材の点検を行う高度に専門的な能力を有すること。 4 放射線障害等防止用資機材を使用する高度に専門的な能力を有すること。 5 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。 6 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	2 放射線量測定用機械器具を操作する高度に専門的な能力を有すること。 3 放射線障害等防止用資機材の点検を行う高度に専門的な能力を有すること。 4 放射線障害等防止用資機材を使用する高度に専門的な能力を有すること。 5 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。 6 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。
核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	7 その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	7 その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。

別表第二（抄）（第6条関係）

種別	試験区分	科目	判定の基準	
核燃料物質等危険物運搬警備業務	学科試験	警備業務に関する基本的な事項	1 警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。 2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	
		法令に関すること。	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、道路運送車両法その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	
	核燃料物質等危険物に関すること。	1 核燃料物質等危険物の性質に関する専門的な知識を有すること。 2 核燃料物質等危険物の運搬に使用する車両の装置及び核燃料物質等危険物を封入した容器等の構造に関する専門的な知識を有すること。		
		車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。	1 伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識を有すること。 2 車両による伴走を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 3 運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 4 運搬中において、指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	
	核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	1 放射線量測定用機械器具の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。 2 放射線障害等防止用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。 3 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 4 護身用具の使用法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。 5 その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。		
		実技試験	車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。	1 伴走に使用する車両の点検及び修理を行う専門的な能力を有すること。 2 運搬中における周囲の見張りを行う専門的な能力を有すること。 3 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う専門的な能力を有すること。
			核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	1 放射線量測定用機械器具の点検及び修理を行う専門的な能力を有すること。 2 放射線量測定用機械器具を操作する専門的な能力を有すること。

3 放射線障害等防止用資機材の点検を行う専門的な能力を有すること。
4 放射線障害等防止用資機材を使用する専門的な能力を有すること。
5 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。
6 護身用具の使用法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。
7 その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。

別表第三（抄）（第17条関係）

種別	講習区分	科目	講習事項	講習時間
核燃料物質等危険物運搬警備業務	学科講習	法令に関すること。	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	一時限
			2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、道路運送車両法その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識	
	警備業務の実施に関すること。	1 警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識	一時限	
		2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識		
		1 核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識	一時限	
		2 核燃料物質等危険物の運搬に使用する車両の装置及び核燃料物質等危険物を封入した容器等の構造に関する高度に専門的な知識		
		1 伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識	一時限	
		2 車両による伴走を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識		
		3 運搬中における周囲の見張りをを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識		
		4 運搬中において、指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	二時限	
		1 核燃料物質等危険物の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な事情に関する事前調査を的確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識		
		2 その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の効率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識		
		核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	1 放射線量測定用機械器具の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識	一時限
			2 放射線障害等防止用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識	
3 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識				
4 護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識				

実技講習	警備業務の実施に関すること。	5 その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	二時限	
		1 伴走に使用する車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力		
	2 運搬中における周囲の見張りをを行う高度に専門的な能力			
	核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	3 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力	二時限	
		核燃料物質等危険物の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な事情を勘案して、当該業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力		
		1 放射線量測定用機械器具の点検及び修理を行う高度に専門的な能力	一時限	
		2 放射線量測定用機械器具を操作する高度に専門的な能力		
		3 放射線障害等防止用資機材の点検を行う高度に専門的な能力		
		4 放射線障害等防止用資機材を使用する高度に専門的な能力		
		5 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力		
	6 護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力			
	7 その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力			
	備考 この表において、一時限は、五十分とする。			

別表第四（抄）（第17条関係）

種別	講習区分	科目	講習事項	講習時間
核燃料物質等危険物運搬警備業務	学科講習	法令に関する こと。	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識	一時限
			2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、道路運送車両法その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識	
	警備業務の実施に関する こと。	1 警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識	一時限	
				2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識
		1 核燃料物質等危険物の性質に関する専門的な知識	一時限	
				2 核燃料物質等危険物の運搬に使用する車両の装置及び核燃料物質等危険物を封入した容器等の構造に関する専門的な知識
		1 伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識	二時限	
				2 車両による伴走を行うため必要な事項に関する専門的な知識
				3 運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する専門的な知識
				4 運搬中において、指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識
		核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する こと。	1 放射線量測定用機械器具の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する専門的な知識	二時限
			2 放射線障害等防止用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識	
3 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識				
4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識				
5 その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識				
実技講習	警備業務の実施に関する こと。	1 伴走に使用する車両の点検及び修理を行う専門的な能力	三時限	
		2 運搬中における周囲の見張りを行う専門的な能力		
		3 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う専門的な能力		
核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する こと。		1 放射線量測定用機械器具の点検及び修理を行う専門的な能力	二時限	
		2 放射線量測定用機械器具を操作する専門的な能力		
		3 放射線障害等防止用資機材の点検を行う専門的な能力		
		4 放射線障害等防止用資機材を使用する専門的な能力		

		5 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力
		6 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力
		7 その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力
備考 この表において、一時限は、五十分とする。		

附則（平成二〇年一〇月一〇日国家公安委員会規則第二二号）（抄）
この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る国際原子力事象評価尺度（INES）の運用について

平成20年7月2日
改訂 平成21年2月27日
文部科学省
科学技術・学術政策局
原子力安全課
原子力規制室

1. 概要

国際原子力機関（IAEA）及び経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）において、1992年以来、原子力施設等の事故・故障等に係る事象の国際原子力事象評価尺度（International Nuclear Event Scale: INES（別表参照））が策定されてきており、文部科学省においても2004年1月から原子力施設のINES評価を正式運用してきた。

またIAEAでは、INESユーザーズマニュアル（2001年版）について、2002年よりラジオアイソトープ放射線源や輸送における事故のINES評価に関するINES追加ガイダンス（輸送及び放射線源事象の評価）の検討が始められ、2006年5月に報告書がまとめられた。

こうした状況の下、わが国においても輸送及び放射線源に対するINES正式運用の動きが進み、2008年4月から、文部科学省においては原子力安全課放射線規制室がラジオアイソトープ線源及びその陸上輸送を対象に、国土交通省においては放射性物質の陸上及び航空輸送を対象に、それぞれ正式運用を開始したところである。

当室においてもINES運用の範囲を拡大し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る事象に対して正式運用を開始することとしたい。

2. 運用方法等

(1) 運用の範囲

INESの運用は、文部科学省が所管する原子力施設（試験研究用原子炉施設及び研究開発段階にある原子炉施設（発電の用に供するものを除く。）並びに核燃料物質及び核原料物質の使用施設）が実施する輸送における事故・故障等の事象について適用する。

(2) INES評価ワーキンググループ

今般核燃料物質等の陸上輸送に関するINES評価を行うため、「研究炉等に係るINES評価ワーキンググループ設置要綱」を改正し、研究炉等安全規制検討会の下に設置されているINES評価ワーキンググループ（以下「INES評価WG」という。）において評価を行うこととする。INES評価WGは、原子力規制室が法令報告事象又は社会的影響が大きいと判断した事象について暫定的に評価したINESのレベル（以下「INES暫定値」という。）の妥当性について検討を行う。

原子力規制室は、INES評価WGの検討結果を参考にし、INESのレベルの正式な値（以下「INES正式値」という。）を確定する。

なお、INES評価WGは事象の原因究明等の終了後、速やかに開催する。

(3) 事故・故障等に係るプレス発表等

①事業者より第一報を受けた原子力規制室は、国土交通省と連携してINES暫定値の検討を行い、速やかにその結果を事故・故障等に係る事象のプレス発表文に含めて公表する。

②INES正式値を確定した際には、文部科学省のホームページにて公表する。

(4) IAEAへの連絡（別表のレベル2以上の場合）

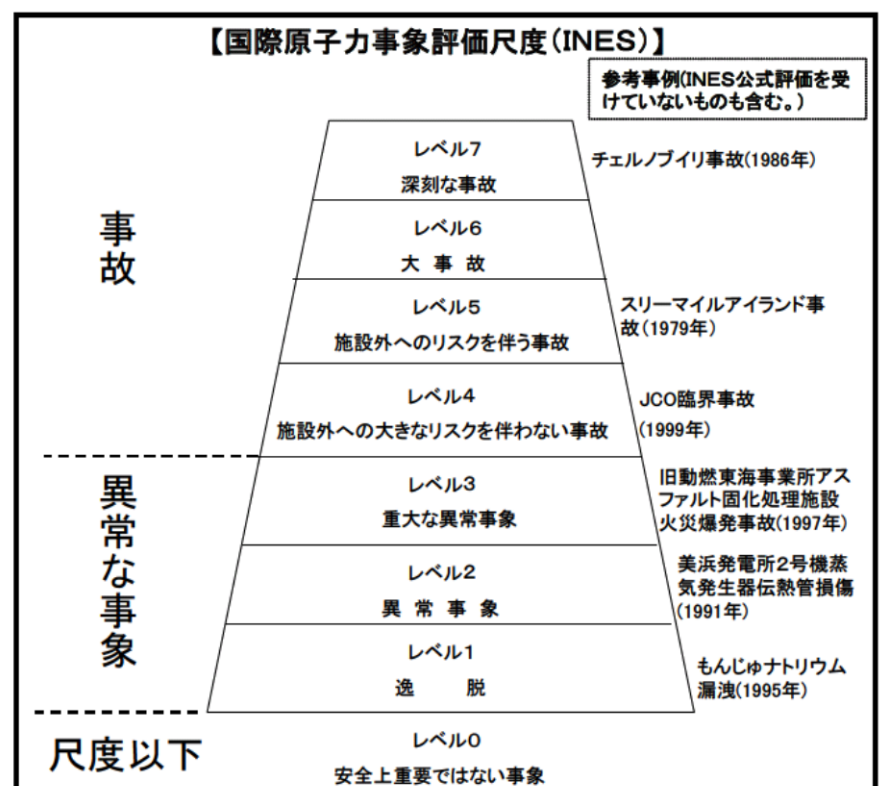
①INES暫定値がレベル2以上に分類された事象又は事象発生日以外の公衆の関心が高く報道関係者への情報提供が要求される事象については、当該INES暫定値をIAEAに報告する。

②事象の原因究明が終了した時点で、原子力規制室はINES正式値の確定を行う。

③確定したINES正式値を公表するとともに、IAEAに報告する。

以上

（別表）



平成20年4月17日
文部科学省

別表

放射性同位元素の使用施設等の事故・故障等に係る事象の
国際原子力事象評価尺度（INES）の運用について

平成20年4月18日（金）より、文部科学省において、放射性同位元素の使用施設等の事故・故障等に係る事象の国際原子力事象評価尺度（INES）の運用を開始いたしますので、お知らせします。

1. 概要

1992年に国際原子力機関（IAEA）及び経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）において策定された国際原子力事象評価尺度（INES：International Nuclear Event Scale）ユーザー・マニュアルについて、2004年に放射線源及び輸送における事故のINES評価に関する追加ガイダンスの試行が開始され、2006年に追加ガイダンス改訂版が合意されたところである。

文部科学省においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下「放射線障害防止法」という。）の規制を受ける施設及び放射性同位元素等の陸上輸送の事故・故障等について、以下のとおり、INESを運用することとする。

2. 運用方法等

(1) 適用範囲

INESの運用は、放射線障害防止法の規制を受ける施設（放射性同位元素又は放射線発生装置の使用施設、放射性同位元素を貯蔵する施設等）及び放射性同位元素等の陸上輸送に関する事故・故障等について、放射線障害防止法に基づき報告された事象（以下「法令報告事象」という。）に適用する。

(2) INES評価ワーキンググループについて

当省科学技術・学術政策局内の放射性同位元素の使用施設等に係るINES評価ワーキンググループにおいて、放射線規制室が法令報告事象について暫定的に評価したINESのレベル（以下「INES暫定値」という。）の妥当性について検討を行う。

放射線規制室は、INES評価ワーキンググループの検討結果を参考にし、INESのレベルの正式な値（以下「INES正式値」という。）を確定する。

なお、法令報告事象があった場合、原則として半年に1回開催する。ただし、必要な場合は臨時に開催することができることとする。

(3) 事故・故障等に係るプレス発表等

①事業者により第一報を受けた放射線規制室は、速やかにINES暫定値の検討を行い、その結果を法令報告事象のプレス発表文に含めて公表する。

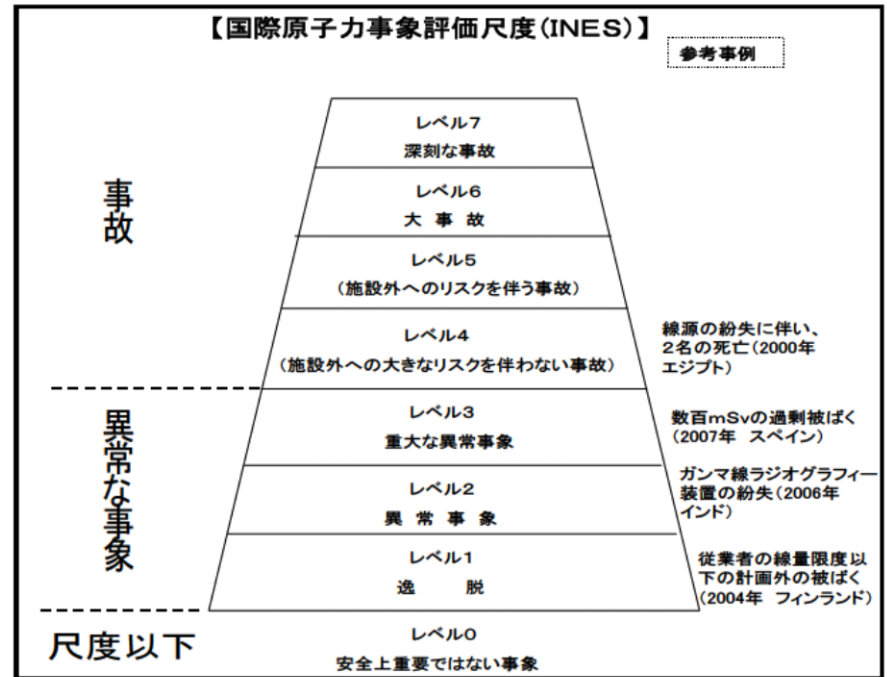
②INES正式値を確定した際には文部科学省のホームページにて公表する。

(4) IAEAへの連絡（別表のレベル2以上の場合）

①INES暫定値がレベル2以上に分類された事象又は国際的に公衆の関心が高い事象については、当該INES暫定値をIAEAに報告する。

②INES正式値の確定後、当該INES正式値をIAEAに報告する。

以上



経済産業省

平成 20・04・16 原院第 1 号
平成 20 年 4 月 22 日

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る国際原子力事象評価尺度(INES)の運用について（内規）の制定について

経済産業省原子力安全・保安院
NISA - 131c - 08 - 20

原子力安全・保安院は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る国際原子力事象評価尺度（INES）の運用について（内規）を別紙 1 のとおり定めたので、原子力事業者等に対して通知することとする。

経済産業省

平成20・04・16原院第1号
平成20年4月22日

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る国際原子力事象評価尺度（INES）の運用について（内規）

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田康久

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る事象の国際原子力事象評価尺度（INES）の運用について（内規）を別添のとおり定める。

附 則

この内規は、平成 20 年 4 月 22 日から施行する。

(別添)
番 号

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る国際原子力事象評価尺度（INES）の運用について（内規）

国際原子力機関（IAEA：The International Atomic Energy Agency）による「運搬及び放射線源事象の尺度評価／INES ナショナルオフィサーのための追加ガイダンス」（RATING OF TRANSPORT AND RADIATION SOURCE EVENTS／Additional Guidance for the INES National Officers）（以下「追加ガイダンス」という。）の制定に伴い、今後、我が国における核燃料物質等（経済産業大臣の所掌に係る原子力施設において利用する、又は発生するものに限る。）の工場又は事業所の外における運搬（陸上輸送に限る。以下「事業所外運搬」という。）に係る事故故障等に対する INES 評価は、下記の要領で運用する。

記

1. 適用範囲

INES 評価は、事業所外運搬に係る事故故障等のうち、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 25 条各号のいずれかに該当する事象（以下「法令報告事象」という。）に対して適用する。

2. 評価方法

法令報告事象に対する INES 評価は、追加ガイダンス（別添）に従って行う。

3. 運用方法

- (1) 原子力防災課事故故障対策室長（以下「事故室長」という。）は、法令報告事象の発生について報告を受けたときは、直ちに暫定 INES 評価を行い、その結果を公表する。その後、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会 INES 評価小委員会において詳細調査の結果に基づく正式 INES 評価を行い、その結果を公表する。
- (2) ナショナルオフィサー（事故室長）は、評価結果がレベル 2 以上の法令報告事象又は国際的に関心の高い法令報告事象の発生について報告を受けたときは、当該事象の概要を速やかに IAEA に報告する。
- (3) 事故室長は、INES 評価を行うに当たっては、同一の事象に対する INES 評価及び評価結果の公表が両省間で異なることがないように、国土交通省と評価尺度の適用、公表の時期・内容及び専門家による評価委員会の開催等において、密接に連携する。

核燃料物質等の輸送中における事故・故障等に係る評価尺度の運用について

国鉄安第5号
国自環第12号
平成20年4月17日

御中

国土交通省
鉄道局安全監理官

自動車交通局技術安全部環境課長

放射性物質等の陸上輸送中における事故・故障等に係る
国際原子力事象評価尺度 (INES) の運用について

放射性物質等の陸上輸送中における事故・故障等に係る国際原子力事象評価尺度(以下「INES」という。)については、平成4年7月31日付自環第212号、鉄保第119号「核燃料物質等の輸送中における事故・故障等に係る評価尺度の運用について」により試験的な運用が図られてきたところであり、平成18年5月、国際原子力機関 (IAEA)及び経済協力開発機構/原子力機関 (OECD/NEA)により、放射性物質等の輸送中における事故・故障等についての評価尺度を定めた追加ガイダンスが発行されました。

このため、平成20年4月22日から別添のとおり、放射性物質等の陸上輸送中における事故・故障等に係る INES について、正式に運用を開始することとしたので、以後これに基づき対応されるようお願いいたします。

なお、平成4年7月31日付自環第212号、鉄保第119号「核燃料物質等の輸送中における事故・故障等に係る評価尺度の運用について」は廃止します。

別添

放射性物質等の陸上輸送中における事故・故障等に係る
国際原子力事象評価尺度 (INES) の運用について

1. 背景

国際原子力事象評価尺度 (以下「INES」という。)は、放射性物質等に関連した事故・故障等の事象 (以下「事象」という。)について、安全上の重要性を一貫した用語で公衆に速やかに提供するための手段である。

INES は国際原子力機関 (IAEA)及び経済協力開発機構/原子力機関 (OECD/NEA)の協力で策定され、平成4年3月にユーザーマニュアルが発行されている。

陸上輸送に係る事象の INES 評価は、平成4年7月31日付自環第212号、鉄保第119号「核燃料物質等の輸送中における事故・故障等に係る評価尺度の運用について」により試験的な運用が図られてきたところであるが、平成18年5月に輸送の事象等を評価する際に利用できる独立した文書として策定された追加ガイダンスが発行されたことを受けて、正式運用に向けた準備を進めてきたところである。

今般、放射性物質等の陸上輸送中の事象に係る INES 評価を行う体制が整ったことにより、平成20年4月22日から INES の正式運用を開始する。

2. 運用方法等

(1) 適用範囲

①陸上輸送中であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十二条の三に規定する国土交通大臣への報告に関する規則 (平成17年国土交通省令第109号) で定める各号に該当する事象。

②陸上輸送中であって、放射性同位元素等車両運搬規則 (昭和52年運輸省令第33号) 第二十二條に規定する国土交通大臣への報告に定める事象。

③その他、INES を適用することが適当と判断した事象。

(2) 事業者からの報告等

①事象発生後の通報

陸上輸送中において、(1)に該当する事象が発生又は事象を確認した場合は、別紙で定める様式により速やかに鉄道局安全監理官 (以下「安全監理官」という。)又は自動車交通局技術安全部環境課 (以下「環境課」という。)へ通報することとする。

②報告

事象発生後10日以内に、その状況及びそれに対する処置を含む詳細な報告書を安全監理官又は環境課へ提出することとする。

(3) 評価

①暫定評価

(2)により通報を受けたものについて、鉄道局又は自動車交通局は関係省庁と同一の事象に対する INES の評価結果及び評価結果の公表が両省間で異なることがないように、連携して INES の暫定評価を行い、公表するものとする。

②正式評価

(2)の報告書が提出された後、自動車交通局に設置された「放射性物質陸上輸送技術検討会」を開催し、また、関係省庁と同一の事象に対する INES の評価結果及び評価結果の公表が両省間で異なることがないように、関係省庁の委員会等と連携を図り、その検討結果を踏まえて、鉄道局、自動車交通局及び関係省庁は、INES 正式評価を行い、公表するものとする。

3. 留意事項

本通達で定める報告は INES に係る報告を定めたものであり、他の報告を妨げるものではない。

なお、現在、放射性物質等の鉄道輸送については計画がないので、当面、2.(2)及び(3)に係る運用は行わない。

別紙

第 報 (1/2)

報告日時 年 月 日 時 分
事業者名: _____
部 署: _____
担当者名: _____
連絡先 (電話): _____
連絡先 (FAX): _____
連絡先 (E-mail): _____

事象の件名: _____

発生日時: _____年 月 日 時 分

発生場所: _____

事象の形態: (該当するものを○で囲む)

発生時期: ・陸上輸送中 ・休息・休憩中 ・積み替え、一時保管時等

・その他 (_____)

事象形態: ・車両等の衝突 ・輸送物の荷役、取扱いミス等 ・輸送物の固縛の不具合等

・その他 (_____)

事象の概要：(状況、原因、周囲への影響等を具体的に記載。
別添の添付可)

国海査第402号
平成20年11月27日

[]

殿

海事局検査測度課長

放射性物質等の海上輸送中における事故・故障等に係る
国際原子力事象評価尺度 (INES) の運用に係る報告について

運搬について責任を有する者： _____
荷送人： _____
荷受人： _____
搬出日時： 年 月 日 時 分
搬出予定日時： 年 月 日 時 分

核燃料物質等の輸送中における事故・故障等の事象に係る国際原子力事象評価尺度 (以下「INES: The International Nuclear Event Sale」という。) については、平成4年7月31日付海査第411号「核燃料物質等の輸送中における事故・故障等に係る評価尺度の運用について」により試運用が図られてきたところであります。

今般、国際原子力機関 (IAEA: The International Atomic Energy Agency) より、放射性物質等の輸送中における事故・故障等の事象等についての評価尺度を定めた追加ガイダンスが平成18年5月に発行されたことを受けて、平成20年12月1日から INES について正式に運用を開始することと致しました。

つきましては、貴協会 (連合会) 傘下の関係事業者に別添に基づき報告頂きますよう周知方よろしく申し上げます。

なお、平成4年7月31日付海査第411号「核燃料物質等の輸送中における事故・故障等に係る評価尺度の運用について」は廃止します。

第 報 (2 / 2)

輸送物種類：(該当するものを○で囲む)
[・BU型輸送物 ・BM型輸送物 ・A型輸送物 ・L型輸送物]
[・IP-1型輸送物 ・IP-2型輸送物 ・IP-3型輸送物]
[・核分裂性輸送物 ・六フッ化ウラン輸送物]

輸送容器の名称： _____
容器承認番号： _____
収納している核燃料物質 種類： _____
重量： _____
放射能量： _____

別添

事象の概要

- ①輸送物の損傷： ・有り ・なし ・調査中 (該当するものを○で囲む。以下同様)
- ②放射性物質の漏洩： ・有り ・なし ・調査中
有りの場合：漏洩量 _____ A1 値A2 値との比較 _____
- ③遮蔽性能の劣化： ・有り ・なし ・調査中
車両積載時の線量： 輸送容器表面： _____ at1m _____
事象発生後の線量： 輸送容器表面： _____ at1m _____
- ④輸送物の健全性： ・有り ・なし ・調査中
(密封性能の低下 (放射性物質の漏洩のない場合も含む) 等を考慮し総合的に判断すること)
- ⑤従事者の放射線被ばく： ・有り ・なし ・調査中
有りの場合： _____ 人 推定被ばく線量： _____
- ⑥従事者の負傷： ・有り ・なし ・調査中
有りの場合：負傷者数： _____ 人
負傷の程度： _____

放射性物質等の海上輸送中における事故・故障等に係る
国際原子力事象評価尺度 (INES) の運用に係る報告について

1. 背景

国際原子力事象評価尺度 (以下「INES: The International Nuclear Event Scale」という。) は、放射性物質等に関連した事故・故障等の事象 (以下「事象」という。) について、安全上の重要性を一貫した用語で公衆に速やかに提供するための手段である。

INES は国際原子力機関 (IAEA) 及び経済協力開発機構 / 原子力機関 (OECD/NEA) の協力で策定され、平成4年3月にユーザーマニュアルが発効されている。

海上輸送に係る事象の INES 評価は、平成4年7月31日付海査第411号「核燃料物質等の輸送中における事故・故障等に係る評価尺度の運用について」により試運用が図られてきたところであるが、輸送の事象等を評価する際に利用できる独立した文書として策定された追加ガイダンスが平成18年5月に発行されたことを受けて、正式運用に向けた準備を進めてきたところである。

今般、放射性物質等の海上輸送中の事象に係る INES 評価を行う体制が整ったことにより、平成20年12月1日から INES の正式運用を開始する。

2. 報告要領等

(1) 適用範囲

①海上輸送中であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十二条の三に規定する国土交通大臣への報告に関する規則 (平成17年12月1日国土交通省令第109号) で定める各号に該当する事象。

②海上輸送中であって、放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則 (昭和56年5月18日運輸省令第

所管官庁記載欄

原子力施設等の事象の国際評価尺度 (INES) の基準の該当するレベル
被ばく事象 _____
環境への放出事象 _____
深層防護の劣化事象 _____
} INESレベル _____ (暫定値)

22号) 第一条に規定する放射線障害のおそれがある又は放射線障害が発生した事象。

③危険物船舶運送及び貯蔵規則第99条に基づく確認を受けて輸送される放射性物質等に係る事業者からの事故・故障等の報告であつて、INES 評価の対象に該当する事象。

(2) 報告要領

①事象発生時の報告

海上輸送中において(1)に該当する事象が発生又は事象を確認した場合は、速やかに別紙1で定める様式により、検査測度課へ報告することとする。

本報告については、速報性を優先するものとし、不明な箇所がある場合は当該箇所を記入せずに第一報を行い、判明次第順次報告するものとする。

なお、当該報告は様式に定めた内容を含む他の報告に代えることができる。

②最終報告

事象発生後、速やかに原因、対策等を含む報告書を、別紙2で定める様式により検査測度課へ報告することとする。

なお、当該報告は様式で定めた内容を含む他の報告書に代えることができる。

(3) 評価

①暫定評価

(2)により報告を受けたものについて、海事局において INES の暫定評価を行う。

②正式評価

報告書が提出されたのち、海上輸送 INES 評価顧問会における検討を参考として、海事局において INES の正式評価を行う。

3. 留意事項

本通達で定める報告は INES における報告を定めたものであり、他の報告を妨げるものではない。

荷受人：_____

原災法の原子力

事業者：_____

出港日時

及び港名：平成 年 月 日 港

入港日時

及び港名：平成 年 月 日 港

気象・海象状況：_____

輸送物の種類：B(U)型、B(M)型、A型、L型、IP-1型、IP-2型、IP-3型、核分裂性輸送物 (YES NO)

放射性物質の

種類：_____

輸送容器の型式：_____

輸送容器の数：_____

コンテナの数：_____

放射能量：_____

収納物の重量：容器あたり _____ 総量 _____

事象の特徴

①概要 (該当事象にチェックすること)

- 事故 (衝突 座礁 火災、爆発 沈没 輸送物の落下)
- 船体の損傷 油類の流出
- 汚染検出 線量当量率の増加 放射能の漏えい
- 輸送物の紛失・行方不明 誤配送 盗取
- その他

②輸送物が損傷したか (YES NO 調査中)

(損傷の程度：軽微な損傷 変形等大きな損傷 遮蔽等 重大な損傷)

③輸送物が接近可能か (YES NO 調査中)

④輸送物の健全性は確保されているか (YES NO 調査中)

(表面汚染：発送前検査時 _____ Bq/cm²、事象後 _____ Bq/cm²
線量当量率 (表面)：発送前検査時 _____ μ Sv/h、事象後 _____ μ Sv/h
線量当量率 (at1m)：発送前検査時 _____ μ Sv/h、事象後 _____ μ Sv/h)

⑤放射性物質の輸送容器からの漏えいがあるか。(YES NO 調査中)

(漏えい量：_____ Bq/h)

⑥放射性物質の大気への飛散があるか。(YES NO 調査中)

(飛散量：_____ Bq)

⑦事故による死傷者はいるか。(YES NO 調査中)

(死傷者数：__人、内訳：軽傷 __人、重傷 __人、重体 __人、死亡 __人)

⑧放射線被ばくした者がいるか。

(被ばく者数：__人、内訳：1~10mSv：__人、10~100mSv：__人、100~1000mSv：__人、1000mSv以上__人)

⑨船舶は自航できるか。

(サルベージの連絡：済 未 サルベージ会社 _____)

⑩その他特記事項 (状況、原因、周辺海域への影響等を具体的に記載) (注：別紙として添付してもよい。)

別紙 1

第 報

報告・連絡様式

報告日時： 月 日
時 分

国土交通省

海事局検査測度課 殿

事業者名：_____

担当者名：_____

連絡先 (電話番号)：_____

連絡先 (FAX番号)：_____

連絡先 (e-mail)：_____

発生日時：平成 年 月 日 時 分

発生場所：_____

- 事象の形態：
- 船舶の衝突、座礁、航行不能等
 - 容器の荷役、取り扱い時の事故
 - 容器の固縛の不具合等の事故
 - 火災、爆発 (機関室火災、船艙火災)
 - その他 ()

運航者名：_____

荷送人：_____

別紙2

国 空 航 第 14 号

報告・連絡様式

平成 20 年 4 月 11 日

平成 年 月 日

御中

国土交通省航空局技術部運航課長

国土交通省
海事局検査測度課 殿

航空輸送中における事故・故障等に係る
国際原子力事象評価尺度の運用について

報告者の氏名又は名称

【件名】

1. 事象の概要

- (1) 発生日
- (2) 発生場所
- (3) 経緯
- (4) 放射性物質の大気への放出の有無
(放出があった場合：放射エネルギー)
- (5) 人への影響の有無
(被ばくがあった場合：被ばく線量及び被ばく者数)
- (6) 輸送物の損傷等の有無
(損傷があった場合：損傷の程度、線量当量率の増加、漏えい量)

2. 発生後の対応

(事象に対する現場及び対応について記載すること。)

3. 発生原因

(事象の発生原因を記載すること。)

4. 対策

(再発防止策及び水平展開等について記載すること。)

5. その他

(参考資料の添付等、必要があれば記載すること。)

国際原子力事象評価尺度（International Nuclear Event Scale: INES）は、放射性物質等に関連した事故・故障等の事象について、安全上の重要性を一貫した用語で公衆に速やかに提供するための手段であり、国際原子力機関（IAEA）及び経済協力開発機構／原子力機関（OECD/NEA）の協力により、平成4年3月にユーザーマニュアルが策定され、航空輸送中における事故・故障等の事象に係る INES については、「核燃料物質等の輸送中における事故・故障等に係る評価尺度の運用について（平成4年7月31日、空航第562号）」により試験的な運用が図られているところです。

今般、国際原子力機関（IAEA）より放射性物質等の輸送中における事故・故障等の事象についての評価尺度を定めた追加ガイダンスが平成18年5月に策定されたことに伴い、航空輸送における INES 評価の正式な運用については、別添のとおり平成20年4月18日から開始することとしたので、了知願います。

なお、「核燃料物質等の輸送中における事故・故障等に係る評価尺度の運用について（平成4年7月31日、空航第562号）」は、本通達をもって廃止します。

別添

航空輸送中における事故・故障等に係る
国際原子力事象評価尺度の運用について

1. 目的

国際原子力事象評価尺度（「INES」）の運用は、放射性物質等に関連した事故・故障等の事象について、安全上の重要性を一貫した用語をもって公衆に提供することにより的確な理解促進を図ることを目的とする。

2. INES 評価の範囲

原則として「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3に規定する国土交通大臣への報告に関する規則（平成17年12月1日国土交通省令第109号）」及び「放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和56年5月18日運輸省令第22号）」等の法令に基づき報告された事象（以下「法令報告事象」という。）であって、航空輸送中（本通達において、放射性物質等を空港内において受け取り、航空機へ搭載し、航空機で輸送し、航空機から取り卸した後から空港内において受け渡すまでの間）に発生した法令報告事象を INES 評価の範囲とする。

3. INES 評価の運用

航空局技術部運航課において航空輸送中に発生した法令報告事象について報告を受けた場合は、別表の評価尺度に基づき暫定的な INES 評価を行い、当該評価がレベル2以上の場合、原則24時間以内に経済産業省又は文部科学省経由で IAEA へ報告する。

また、暫定的な INES 評価後は、可能な限り早い時期に専門家による詳細な分析等を踏まえ、正式な INES 評価の結果を IAEA へ報告する。

4. 開始時期

INES 評価の運用については、平成20年4月18日以降に発生した航空輸送中に発生した法令報告事象から開始する。

国際原子力事象評価尺度 (International Nuclear Event Scale)

レベル		基準					
		(1)被ばく			(2)環境への放出	(3)深層防護の劣化	
		100人超	10人超	10人 \leq			
7	深刻な事故				(数万超 A ₂)		
6	大事故	致命的、 1Sv(Gy)超			(千~万 A ₂)		
5	施設外リスク事故	確定的、 1000mSv \leq 100mSv超	致命的、 1Sv(Gy)超		百~千 A ₂		
4	施設外への小リスク事故	100mSv \leq 10mSv超	確定的、 1000mSv \leq 100mSv超	致命的、 1Sv(Gy)超	(数十 A ₂)		
3	重大な異常事象	10mSv \leq 1mSv超	100mSv \leq 10mSv超	確定的、 1000mSv \leq 100mSv超	(数 A ₂)	安全機能の喪失	収納量 100A ₂ 値を超える輸送物の紛失・盗難・誤配
2	異常事象		10mSv \leq 1mSv超	100mSv \leq 10mSv超	(A ₂ 未満)	安全機能の かなりの劣化	収納量 A ₂ ~100A ₂ 値の輸送物の紛失・盗難・誤配
1	逸脱			10mSv \leq 1mSv超		運転制限範囲 からの逸脱	収納量 A ₂ 値未満の輸送物の紛失・盗難・誤配、重大な書類・標識の不備
0	尺度外	安全上重要でない事象					
INES 評価対象外		安全性に関係しない事象					

追加ガイダンス2006に基づく輸送事象レベル評価

■ V 定 義



V 定義

原子力基本法（抄）

（昭和三十年十二月十九日法律第百八十六号）

最終改正：平成一六年一二月三日法律第一五五号

（目的）

第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

（基本方針）

第二条 原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

（定義）

第三条 この法律において次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

- 一 「原子力」とは、原子核変換の過程において原子核から放出されるすべての種類のエネルギーをいう。
- 二 「核燃料物質」とは、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令⁽¹⁾で定めるものをいう。
- 三 「核原料物質」とは、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であって、政令⁽²⁾で定めるものをいう。
- 四 「原子炉」とは、核燃料物質を燃料として使用する装置をいう。ただし、政令⁽³⁾で定めるものを除く。
- 五 「放射線」とは、電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもので、政令⁽⁴⁾で定めるものをいう。

（核原料物質の管理）

第十条 核原料物質の輸入、輸出、譲渡、譲受及び精錬は、別に法律で定めるところにより、政府の指定する者に限ってこれを行わしめるものとする。

（核燃料物質に関する規制）

第十二条 核燃料物質を生産し、輸入し、輸出し、所有し、所持し、譲渡し、譲り受け、使用し、又は輸送しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。

（核燃料物質の譲渡命令）

第十三条 政府は、前条に規定する規制を行う場合において、別に法律で定めるところにより、核燃料物質を所有し、又は所持する者に対し、譲渡先及び価格を指示してこれを譲渡すべきことを命ずることができる。

（放射線による障害の防止措置）

第二十条 放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測定等に対する規制その他保安及び保健上の措置に関しては、別に法律で定める。

【編注】：

- (1) 核燃料物質等の定義政令第一条
- (2) 核燃料物質等の定義政令第二条
- (3) 核燃料物質等の定義政令第三条
- (4) 核燃料物質等の定義政令第四条

附 則 （平成一六年一二月三日法律第一五五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項並びに第十九条から第三十二条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（抄）

（昭和三十二年十一月二十一日政令第三百二十五号）

最終改正：昭和六三年三月二九日政令第六二号

内閣は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条の規定に基き、この政令を制定する。

（核燃料物質）

第一条 原子力基本法第三条第二号の核燃料物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物
- 二 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物
- 三 トリウム及びその化合物
- 四 前三号の物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
- 五 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率をこえるウラン及びその化合物
- 六 プルトニウム及びその化合物
- 七 ウラン二三三及びその化合物
- 八 前三号の物質の一又は二以上を含む物質

（核原料物質）

第二条 原子力基本法第三条第三号の核原料物質は、ウラン若しくはトリウム又はその化合物を含む物質で核燃料物質以外のものとする。

（原子炉）

第三条 原子力基本法第三条第四号ただし書の政令で定めるものは、原子核分裂の連鎖反応を制御することができ、かつ、その反応の平衡状態を中性子源を用いることなく持続することができ、又は持続するおそれのある装置以外のものとする。

（放射線）

第四条 原子力基本法第三条第五号の放射線は、次に掲げる電磁波又は粒子線とする。

- 一 アルファ線、重陽子線、陽子線その他の重荷電粒子線及びベータ線
- 二 中性子線
- 三 ガンマ線及び特性エックス線（軌道電子捕獲に伴って発生する特性エックス線に限る。）
- 四 一メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線及びエックス線

附 則 （昭和六三年三月二九日政令第六二号）

この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（昭和三十二年六月十日法律第百六十六号）

最終改正：平成一九年六月一三日法律第八四号

（定義）

第二条 この法律において「原子力」とは、原子力基本法第三条第一号に規定する原子力をいう。

2 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。

3 この法律において「核原料物質」とは、原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法第三条第四号に規定する原子炉をいう。

5 この法律において「特定核燃料物質」とは、プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。）、ウラン二三三、ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率を超えるウランその他の政令で定める核燃料物質をいう。

6 この法律において「製錬」とは、核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの比率を高めるために、核原料物質又は核燃料物質を化学的方法により処理することをいう。

7 この法律において「加工」とは、核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理することをいう。

8 この法律において「再処理」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質（以下「使用済燃料」という。）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

9 この法律において「国際規制物資」とは、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「保障措置協定」という。）その他日本国政府と一の外国政府（国際機関を含む。）との間の原子力の研究、開発及び利用に関する国際約束（核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書（以下単に「追加議定書」という。）を除く。以下単に「国際約束」という。）に基づく保障措置の適用その他の規制を受ける核原料物質、核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備をいう。

10 前項の国際規制物資は、文部科学大臣が告示する。

11 この法律において「国際特定活動」とは、追加議定書附属書Iに掲げる活動をいう。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

（昭和三十二年六月十日法律第百六十七号）

最終改正：平成一九年五月一日法律第三八号

（定義）

第二条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん三十二、コバルト六十等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で政令^①で定めるものをいう。

3 この法律において「放射性同位元素装備機器」とは、硫黄計その他の放射性同位元素を装備している機器をいう。

4 この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で政令^②で定めるものをいう。

【編注】：

(1) 障害防止法施行令第一条

(2) 障害防止法施行令第二条

附 則（平成一九年五月一日法律第三八号） 抄

第一条 この法律は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する
法律施行令（抄）

（昭和三十五年九月三十日政令第二百五十九号）

最終改正：平成一九年三月三十一日政令第一一一号

（放射性同位元素）

第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

（以下「法」という。）第二条第二項の放射性同位元素は、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度⁽¹⁾がその種類ごとに文部科学大臣が定める数量（以下「下限数量」という。）及び濃度を超えるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質及び同条第三号に規定する核原料物質
- 二 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品及びその原料又は材料であつて同法第十三条第一項の許可を受けた製造所に存するもの
- 三 医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所（次号において「病院等」という。）において行われる薬事法第二条第十六項に規定する治験の対象とされる薬物
- 四 前二号に規定するもののほか、陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いられる薬物その他の治療又は診断のために医療を受ける者に対し投与される薬物であつて、当該治療又は診断を行う病院等において調剤されるもののうち、文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して指定するもの
- 五 薬事法第二条第四項に規定する医療機器で、文部科学大臣が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定するものに装備されているもの

（放射線発生装置）

第二条 法第二条第四項に規定する政令で定める放射線発生装置は、次に掲げる装置（その表面から十センチメートル離れた位置における最大線量当量率が文部科学大臣が定める⁽²⁾線量当量率以下であるものを除く。）とする。

- 一 サイクロトロン
- 二 シンクロトロン
- 三 シンクロサイクロトロン
- 四 直線加速装置
- 五 ベータトロン
- 六 ファン・デ・グラーフ型加速装置
- 七 コッククロフト・ワルトン型加速装置
- 八 その他荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で、放射線障害の防止のため必要と認めて文部科学大臣が指定⁽³⁾するもの

【編注】：

- (1) 放射線を放出する同位元素等の数量を定める件第一条
- (2) 放射線を放出する同位元素等の数量を定める件第二条
- (3) 荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置として指定する件（昭和三十九年科学技術庁告示第四号）
変圧器型加速装置、マイクロトロン及びプラズマ発生装置（重水素とトリチウムとの核反応における臨界プラズマ条件を達成する能力をもつ装置であつて、専ら重水素と重水素との核反応を行うもの）

附 則 （平成一九年三月三十一日政令第一一一号） 抄

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等）（抄）

（平成十二年十月二十三日科学技術庁告示第五号）

最終改正：平成一八年一二月二六日文部科学省告示第一五四号

前 文（略）⁽¹⁾

（放射線を放出する同位元素の数量及び濃度）

第一条（略）⁽¹⁾

【編注】：

- (1) 本書295ページ（放射性同位元素の数量等を定める件（抄））と同じ。

放射性医薬品の製造及び取扱規則（抄）

（昭和三十六年二月一日厚生省令第四号）

最終改正：平成二〇年六月一八日厚生労働省令第一一五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十八条の規定に基づき、放射性医薬品製造規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 放射性医薬品 放射線（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第五号に規定する放射線をいう。以下同じ。）を放出する医薬品であつて、別表第一に掲げるものにこれらの含有物
- 二 放射性物質 放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物
- 三～八（略）

別表第一（第1条関係）

水素 3 (^3H)、その化合物及びそれらの製剤
 炭素 11 (^{11}C)、その化合物及びそれらの製剤
 炭素 14 (^{14}C)、その化合物及びそれらの製剤
 窒素 13 (^{13}N)、その化合物及びそれらの製剤
 酸素 15 (^{15}O)、その化合物及びそれらの製剤
 フッ素 18 (^{18}F)、その化合物及びそれらの製剤
 ナトリウム 22 (^{22}Na) の化合物及びその製剤
 ナトリウム 24 (^{24}Na) の化合物及びその製剤
 リン 32 (^{32}P) の化合物及びその製剤
 イオウ 35 (^{35}S)、その化合物及びそれらの製剤
 カリウム 42 (^{42}K) の化合物及びその製剤
 カリウム 43 (^{43}K) の化合物及びその製剤
 カルシウム 45 (^{45}Ca) の化合物及びその製剤
 カルシウム 47 (^{47}Ca) の化合物及びその製剤
 クロム 51 (^{51}Cr) の化合物及びその製剤
 マンガン 52 (^{52}Mn) の化合物及びその製剤
 鉄 52 (^{52}Fe)、その化合物及びそれらの製剤
 鉄 55 (^{55}Fe)、その化合物及びそれらの製剤
 鉄 59 (^{59}Fe)、その化合物及びそれらの製剤
 コバルト 57 (^{57}Co) の化合物及びその製剤
 コバルト 58 (^{58}Co) の化合物及びその製剤
 コバルト 60 (^{60}Co) の化合物及びその製剤
 銅 64 (^{64}Cu) の化合物及びその製剤
 亜鉛 65 (^{65}Zn) の化合物及びその製剤
 ガリウム 67 (^{67}Ga) の化合物及びその製剤
 ガリウム 68 (^{68}Ga) の化合物及びその製剤
 ガリウム 72 (^{72}Ga) の化合物及びその製剤
 ゲルマニウム 68 (^{68}Ge) の化合物及びその製剤
 ヒ素 74 (^{74}As) の化合物及びその製剤
 ヒ素 76 (^{76}As) の化合物及びその製剤
 セレン 75 (^{75}Se) の化合物及びその製剤
 臭素 82 (^{82}Br)、その化合物及びそれらの製剤
 クリプトン 81m ($^{81\text{m}}\text{Kr}$)、その化合物及びそれらの製剤
 クリプトン 85 (^{85}Kr)、その化合物及びそれらの製剤
 ルビジウム 81 (^{81}Rb)、その化合物及びそれらの製剤
 ルビジウム 86 (^{86}Rb) の化合物及びその製剤
 ストロンチウム 85 (^{85}Sr) の化合物及びその製剤
 ストロンチウム 87m ($^{87\text{m}}\text{Sr}$) の化合物及びその製剤
 ストロンチウム 89 (^{89}Sr) の化合物及びその製剤
 ストロンチウム 90 (^{90}Sr) の化合物及びその製剤
 イットリウム 87 (^{87}Y) の化合物及びその製剤
 イットリウム 90 (^{90}Y) の化合物及びその製剤
 モリブデン 99 (^{99}Mo) の化合物及びその製剤
 テクネチウム 99m ($^{99\text{m}}\text{Tc}$) の化合物及びその製剤
 銀 111 (^{111}Ag)、その化合物及びそれらの製剤

インジウム 111 (^{111}In) の化合物及びその製剤
 インジウム 113m ($^{113\text{m}}\text{In}$) の化合物及びその製剤
 スズ 113 (^{113}Sn) の化合物及びその製剤
 テルル 132 (^{132}Te) の化合物及びその製剤
 ヨウ素 123 (^{123}I)、その化合物及びそれらの製剤
 ヨウ素 125 (^{125}I)、その化合物及びそれらの製剤
 ヨウ素 131 (^{131}I)、その化合物及びそれらの製剤
 ヨウ素 132 (^{132}I)、その化合物及びそれらの製剤
 キセノン 133 (^{133}Xe)、その化合物及びそれらの製剤
 セシウム 131 (^{131}Cs) の化合物及びその製剤
 ジスプロシウム 157 (^{157}Dy) の化合物及びその製剤
 イッテルビウム 169 (^{169}Yb) の化合物及びその製剤
 ルテチウム 177 (^{177}Lu) の化合物及びその製剤
 タンタル 182 (^{182}Ta) の化合物及びその製剤
 イリジウム 192 (^{192}Ir)、その化合物及びそれらの製剤
 金 198 (^{198}Au)、その化合物及びそれらの製剤
 金 199 (^{199}Au)、その化合物及びそれらの製剤
 水銀 197 (^{197}Hg) の化合物及びその製剤
 水銀 203 (^{203}Hg) の化合物及びその製剤
 タリウム 201 (^{201}Tl)、その化合物及びそれらの製剤
 ラドン 222 (^{222}Rn)、その化合物及びそれらの製剤
 ラジウム 226 (^{226}Ra) の化合物及びその製剤

放射線の量等の単位及び換算表

(IAEA-TRS-218)

	SI 単位	名 称<記号>	旧単位名	<記号>
放射能	S^{-1}	ベクレル<Bq>	キュリー	<Ci>
照射線量	$C \cdot kg^{-1}$	なし	レントゲン	<R>
吸収線量	$J \cdot kg^{-1}$	グレイ<Gy>	ラド	<rad>
線量当量	$J \cdot kg^{-1}$	シーベルト<Sv>	レム	<rem>

放射能 : $1 \text{ Bq} = 1 \text{ s}^{-1}$: $1 \text{ Ci} = 3.7 \times 10^{10} \text{ s}^{-1}$

キュリー <Ci>	ベクレル <Bq>	ベクレル <Bq>	キュリー <Ci>
MCi	PBq	PBq	kCi
kCi	TBq	TBq	Ci
Ci	GBq	GBq	mCi
mCi	MBq	MBq	μ Ci
μ Ci	kBq	kBq	nCi
nCi	Bq	Bq	pCi
pCi	mBq	mBq	fCi
1	37	1	27.03
2	74	2	54
3	111	3	81
4	148	4	108
5	185	5	135
6	222	6	162
7	259	7	189
8	296	8	216
9	333	9	243
10	370	10	270

(例) 2(0) mCi = 74,809 MBq 7 GBq = 189 mCi

照射線量 : $(C \cdot kg^{-1})$: $1 \text{ R} = 2.58 \times 10^{-4} \text{ C} \cdot \text{kg}^{-1}$

レントゲン <R>	$(\text{Ci} \cdot \text{kg}^{-1})$	$(\text{Ci} \cdot \text{kg}^{-1})$	レントゲン <R>
GR	$\text{kC} \cdot \text{kg}^{-1}$	$\text{kC} \cdot \text{kg}^{-1}$	MR
MR	$\text{C} \cdot \text{kg}^{-1}$	$\text{C} \cdot \text{kg}^{-1}$	kR
kR	$\text{mC} \cdot \text{kg}^{-1}$	$\text{mC} \cdot \text{kg}^{-1}$	R
R	$\mu \text{C} \cdot \text{kg}^{-1}$	$\mu \text{C} \cdot \text{kg}^{-1}$	mR
mR	$\text{nC} \cdot \text{kg}^{-1}$	$\text{nC} \cdot \text{kg}^{-1}$	μ R
μ R	$\text{pC} \cdot \text{kg}^{-1}$	$\text{pC} \cdot \text{kg}^{-1}$	nR
nR	$\text{fC} \cdot \text{kg}^{-1}$	$\text{fC} \cdot \text{kg}^{-1}$	pR
1	258	1	3.8759
2	516	2	7.752
3	774	3	11.628
4	1032	4	15.504
5	1290	5	19.380
6	1548	6	23.256
7	1806	7	27.132
8	2064	8	31.008
9	2322	9	34.884
10	2580	10	38.759

吸収線量 : $1 \text{ Gy} = 1 \text{ J} \cdot \text{kg}^{-1}$: $1 \text{ rad} = 100 \text{ erg} \cdot \text{g}^{-1}$

ラド <rad>	グレイ <Gy>	グレイ <Gy>	ラド <rad>
Grad	10 MGy	MGy	100 Mrad
Mrad	10 kGy	kGy	100 krad
krad	10 Gy	Gy	100 rad
rad	10 mGy	mGy	100 mrad
mrاد	10 μ Gy	μ Gy	100 μ rad
μ rad	10 nGy	nGy	100 nrad
nrad	10 pGy	pGy	100 prad
prad	10 fGy	fGy	100 frad

線量当量 : $H (\text{Sv}) = D (\text{Gy}) \cdot Q \cdot N$: $H (\text{rem}) = D (\text{rad}) \cdot Q \cdot N$

レム <R>	シーベルト <Sv>	シーベルト <Sv>	レム <R>
Grem	10 MSv	MSv	100 Mrem
Mrem	10 kSv	kSv	100 krem
krem	10 Sv	Sv	100 rem
rem	10 mSv	mSv	100 mrem
mrem	10 μ Sv	μ Sv	100 μ rem
μ rem	10 nSv	nSv	100 nrem
nrem	10 pSv	pSv	100 prem
prem	10 fSv	fSv	100 frem

単位の接頭記号

10^{-18}	10^{-15}	10^{-12}	10^{-9}	10^{-6}	10^{-3}	10^0	10^3	10^6	10^9	10^{12}	10^{15}
a	f	p	n	μ	m		k	M	G	T	P
atto	femto	pico	nano	micoro	mili		kilo	mega	giga	tera	peta

放射性物質等の輸送法令集 2009年版

2009年6月26日 発行

編集・発行 日本原子力産業協会
社団法人 政策推進第1部

〒105-8605 東京都港区新橋2-1-3

新橋富士ビル5階



2009年5月